研究紀要

元離宮二条城

第五号

2026

京都市　元離宮二条城事務所

口絵１　東京都立中央図書館蔵「江戸御城総絵図」

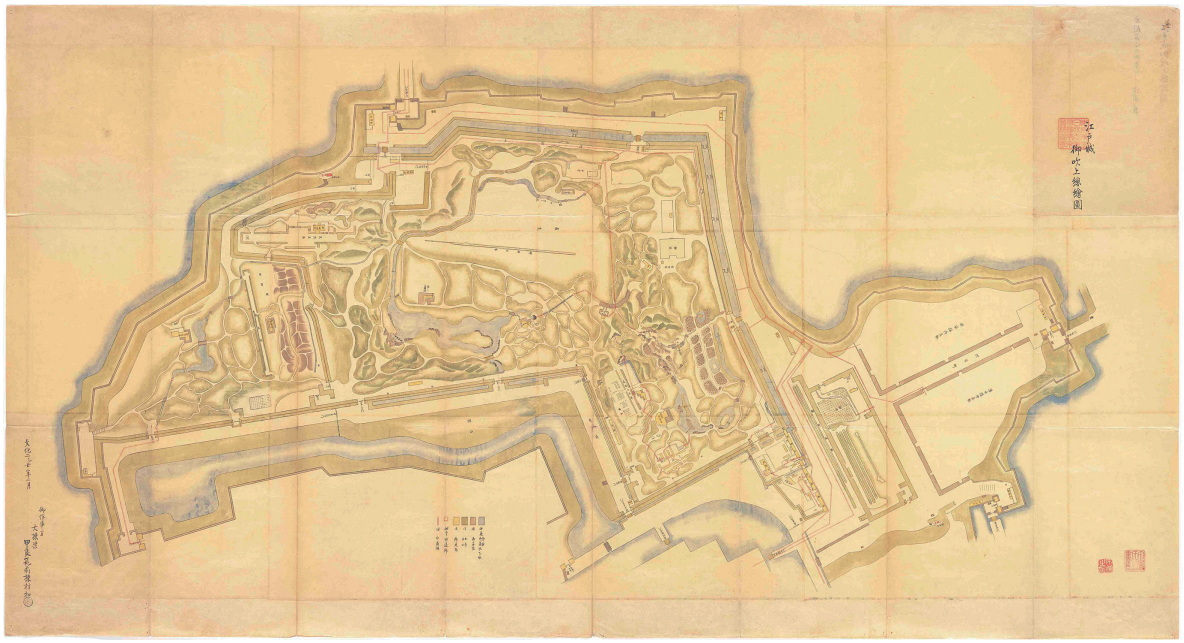

口絵２　東京都立中央図書館蔵「江戸城御吹上総絵図」

口絵３　東京国立博物館蔵「御馬献上行列図」（歌川広重筆）

出典：国立文化財機構所蔵品統合検索システム(https://colbase.nich.go.jp/collection_items/tnm/A-493?locale=ja)

口絵４　東北大学附属図書館狩野文庫蔵「雲井の秋」部分（牧野成著書・村雲主信画、写）

出典：東北大学総合知デジタルアーカイブ(https://touda.tohoku.ac.jp/collection/database/library/10010000037260)

口絵５　宮内庁宮内公文書館蔵「二条離宮白書院御襖其他張付絵画縮写図」（部分）（識別番号 85295）

口絵６　宮内庁宮内公文書館蔵「二条離宮黒書院御襖其他張付絵画縮写図（上）」（部分）（識別番号 81654）

口絵７　宮内庁宮内公文書館蔵「二条離宮黒書院御襖其他張付絵画縮写図（下）」（部分）（識別番号 81655）

口絵８　宮内庁宮内公文書館蔵
「二条離宮大広間御襖其他張付絵画縮写図（上）」（部分）
（識別番号 81652）

口絵９　宮内庁宮内公文書館蔵
「二条離宮大広間御襖其他張付絵画縮写図（下）」（部分）
（識別番号 81653）

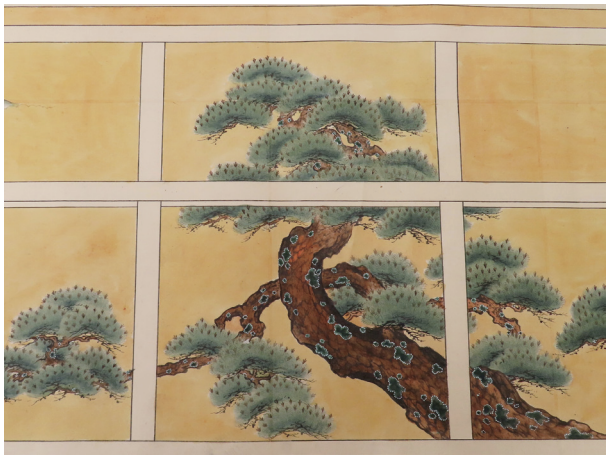

口絵 10　宮内庁宮内公文書館蔵
「二条離宮式台之間御襖其他張付絵画縮写図」（部分）
（識別番号 85294）

口絵 11　宮内庁宮内公文書館蔵
「二条離宮貼付修繕下図」（識別番号 38992）のうち
「三十三年度出来大広間入側天井」

『研究紀要　元離宮二条城』第五号刊行にあたって

京都市では、文化財としての元離宮二条城の価値を次世代へ継承し、保存と活用を行うことを目的として策定した『史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画』を基に、二条城を中心とした京都の歴史・文化に関する調査・研究を進めています。『研究紀要　元離宮二条城』は、調査・研究の成果と、文化財に関する記録の発信を目的とし、令和三年度に創刊いたしました。本書はその第五号となります。

第五号では、元離宮二条城歴史資料として、京都府立京都学・歴彩館蔵「仮御役中日記（かりおんやくちゅう）」及び神宮文庫蔵「大番職制」の翻刻を掲載しました。また、研究論文では徳川家茂の庭利用について、江戸城と二条城とを合わせて解明し、研究ノートでは二条在番の大番頭が八朔進献使として二条城と禁裏とを往来した様子を考察し、二条城に留まらない諸相を浮き彫りにしています。そして、史資料紹介では、国立公文書館内閣文庫蔵「昭徳公事跡　四」、二之丸御殿障壁画に係る宮内庁宮内公文書館蔵「工事録」を掲載しました。このように、史資料の集積・分析と修理等記録の蓄積を継続していくことは、二条城を後世へ引き継ぐためにも大変重要であると考えます。

本年（令和八年〈二〇二六〉）は、寛永三年（一六二六）に大御所秀忠・将軍家光が後水尾天皇を二条城に招いてから四〇〇年の節目にあたります。この記念すべき年を契機として、二条城の更なる保存・活用の充実と調査・研究の深化を目指すべく、引き続き関係者各位からの御助言・御協力を希う次第です。

結びに、本書の刊行にあたりましては、御指導を賜り、また玉稿を御寄稿いただいた先生方をはじめ、関係者各位から多大なる御協力を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。

令和八年三月

京都市文化市民局　元離宮二条城事務所長　坂井　良太朗

目次

口絵
『研究紀要　元離宮二条城』第五号刊行にあたって
目次

元離宮二条城歴史資料

（翻刻）京都府立京都学・歴彩館蔵「仮御役中日記」（二条在番関係史料三）……11
解題……杉谷　理沙　25
（翻刻）神宮文庫蔵「大番職制」……31
解題……杉谷　理沙　98

研究論文・研究ノート

徳川家茂による江戸城と二条城における庭利用の実態……今江　秀史　105
二条在番大番頭の八朔進献……杉谷　理沙　138

史資料紹介

国立公文書館内閣文庫蔵「昭徳公事蹟　四」……今江　秀史　155
明治期障壁画制作に係る内匠寮工事録（一）明治三一年から同三三年まで……中野　志保　187

修理記録（建造物）

環境調査報告（二）本丸御殿御常御殿障壁画の支持体について
―支持体構造の違いが障壁画の劣化に及ぼす影響の検討― …… 髙取 伸光　小椋 大輔　高林 弘実　貴田 啓子　岡村 知明　xiv

二条城障壁画 展示収蔵館活動報告 …… ii

調査・研究活動報告 …… i

【表紙】二の丸御殿 白書院三の間障壁画 西側襖貼付《山水人物図》（白描）

本図は、重要文化財二の丸御殿障壁画の原画の写真を、デジタル加工し作成したものである。白書院は、江戸時代には「御座の間」と呼ばれ、将軍の居室であったため、他の棟とは異なり、部分的に著色した水墨画の障壁画が展開する。三の間には、唐人物からなる六つの場面が描かれている。そのうち、三つの場面については、「林和靖」「朱買臣」「四睡図」と画題が明確であるが、残りの三つの場面については、その限りではない。西側の北から1の襖には驢馬に乗って左方向に進む二人の高士と、少し離れて佇む三人の従者が描かれている。向かって左の高士は白髪の老人で、もう一人は壮年であろうか。この年齢差は、狩野一渓の著書『後素集』に収録される画題「双騎図」の林和靖と張子（張子野）が当てはまるかもしれない。

（文：松本直子　作図：杉谷理沙）

参考図１　二条城二之丸御殿平面図

華道家元池坊総務所蔵「二条城二之丸御殿平面図」をトレース。本史料は、『研究紀要元離宮二条城』第３号に翻刻を掲載した「御代替御礼継目御礼記録」の封筒に同封されていたもの。なお、本史料の写真は同書 p. 99 に掲載した。

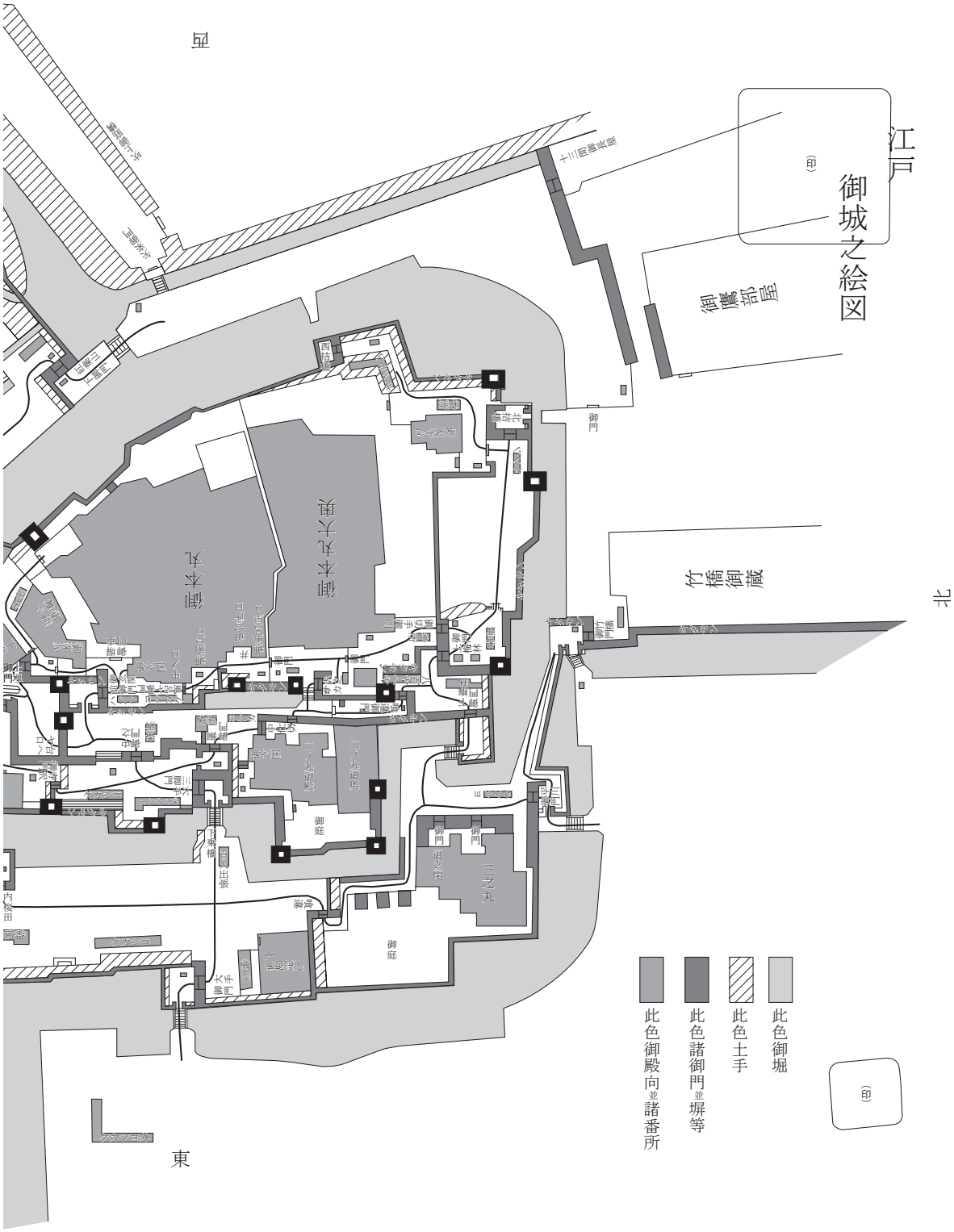

参考図２　江戸御城総絵図（全体）

東京都立中央図書館蔵「江戸御城総絵図」（請求記号：6151-3）をトレース。

西丸大奥
西丸
大手三之御門
中ノ御門
御玄関前御門
御切手御門
上梅林御門
下梅林御門
平河口御門
二之丸喰違
二之丸同心
二之丸御小人
中ノ口番
御留守居番並与力同心
御先手頭並与力同心
右同断
百人組之頭並与力同心
御持頭並与力同心
御書院与力同心
御切手番頭並同心
御留守居並与力同心
御先手頭並与力同心
右同断
一大手三之御門
一中ノ御門
一御玄関前御門
一御切手御門
一上梅林御門
一下梅林御門
一平河口御門
一二之丸喰違
一二之丸中仕切
一二之丸中ノ口御門
一潮見坂
一坂下御門
一紅葉山下御門
一蓮池御門
一北拮橋
一西丸御玄関前御門
一吹上御門
一西丸御裏御門
一中仕切御門
一三之丸喰違
当時切
一富士見御番所
一御天守下
一上埋御門
一台部屋口
一寺沢御門
一下埋御門
一西丸獅子口御門
御持頭並与力同心
御書院与力同心
御切手番頭並同心
御留守居並与力同心
御先手頭並与力同心
右同断
西丸御書院並与力同心
西丸御先手頭並与力同心
西丸御裏御門番頭並与力同心
西丸御持頭並与力同心
御先手同心
富士見番之頭組共
御宝蔵番之頭組共
御天守番頭組共
御書院持
御先手組与力同心
右同断
右同断
西丸大手持

大棟梁
甲良若狭扣㊞

㊞

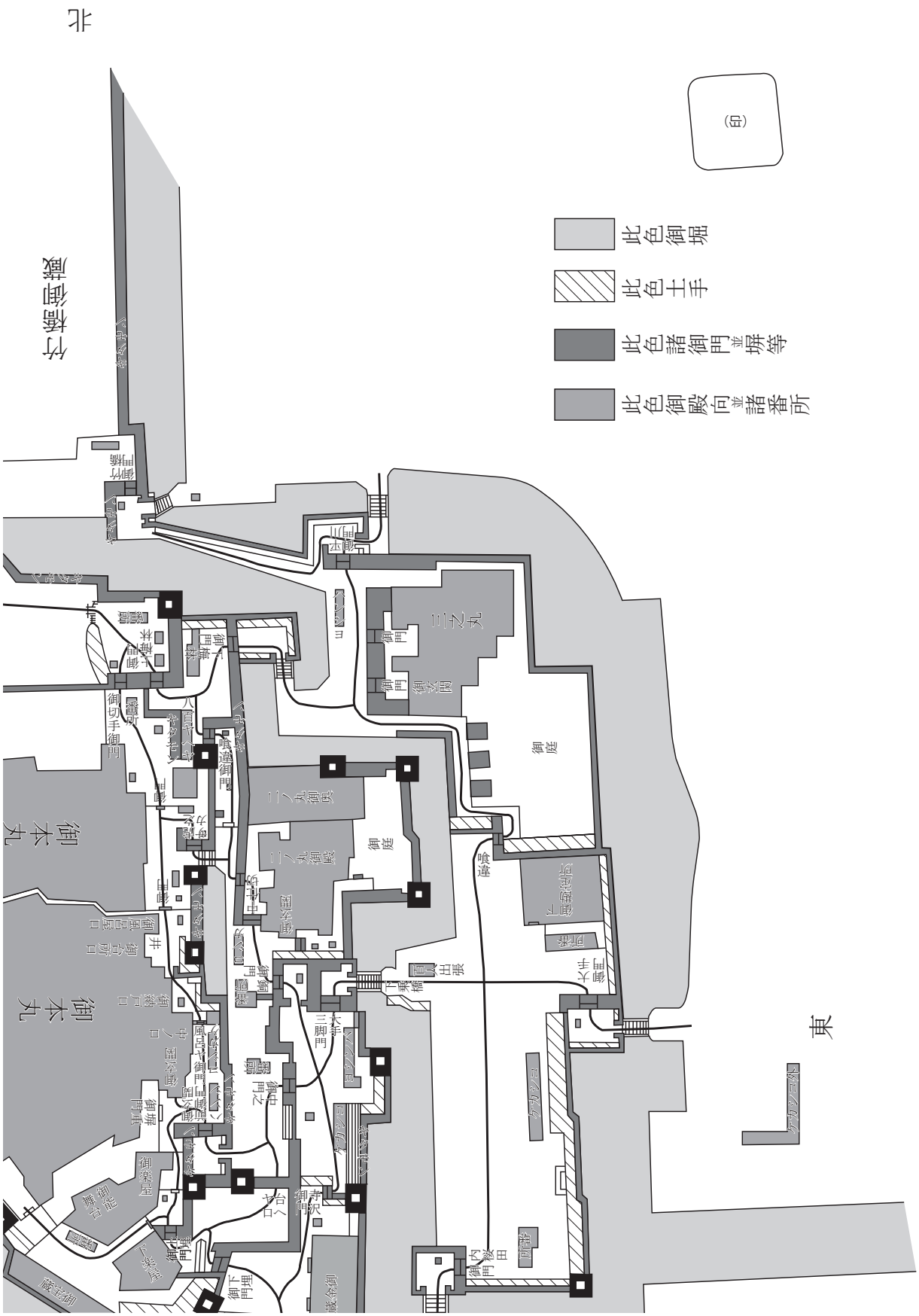
北
竹橋御蔵
此色御堀
此色土手
此色諸御門並塀等
此色御殿向並諸番所
(図)
東
御本丸
御本丸
二之丸
御庭
大手三里門
百人番所
田安門内御門
御蔵

参考図２（北東）

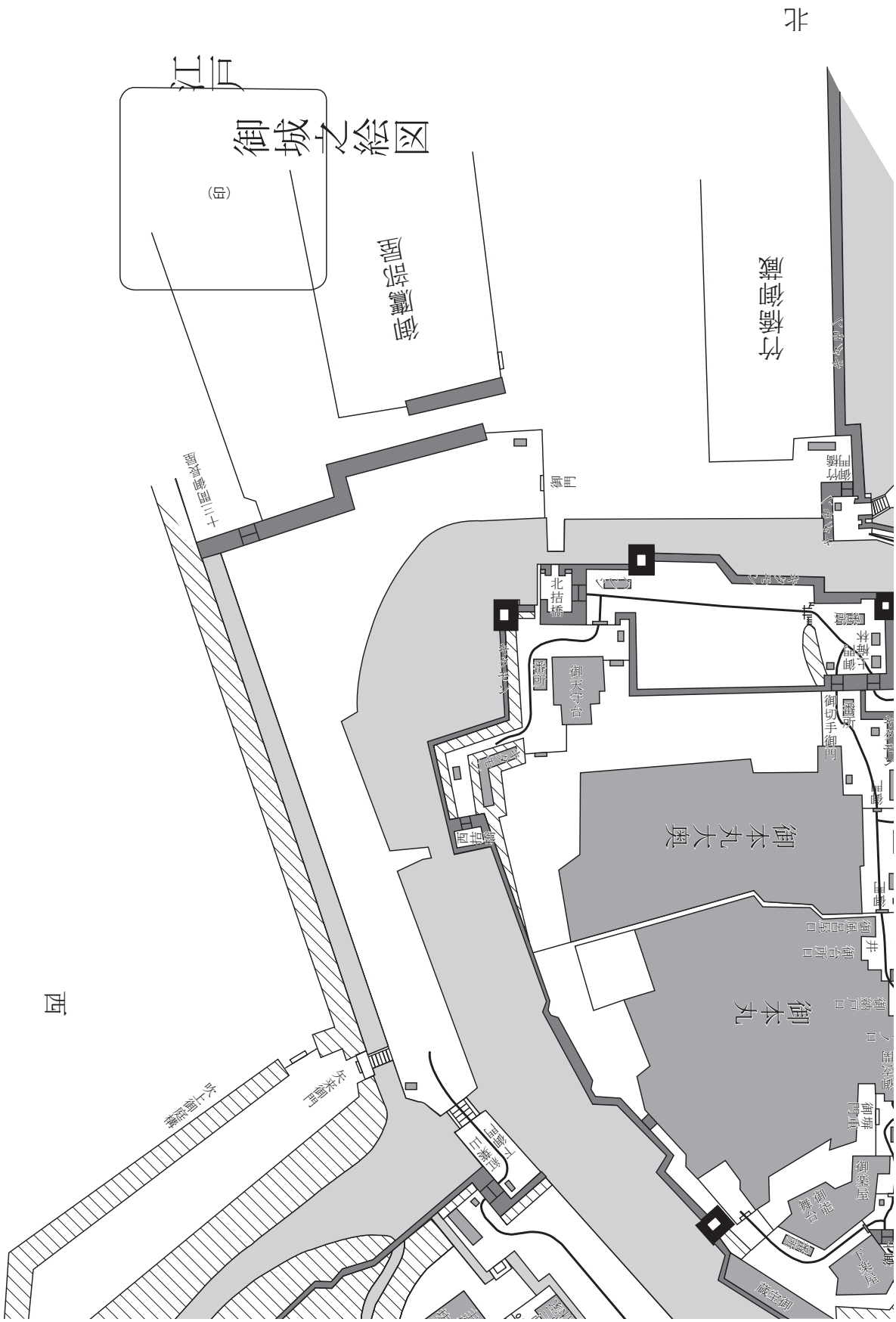
北
西
江戸城之絵図
(田)
御鷹部屋
竹橋御蔵
十二間廊下
御門
北桔橋
御天守台
御本丸大奥
御本丸
御殿
御蔵
御納戸
御楽屋
御能舞台
蔵宝御

参考図２（北西）

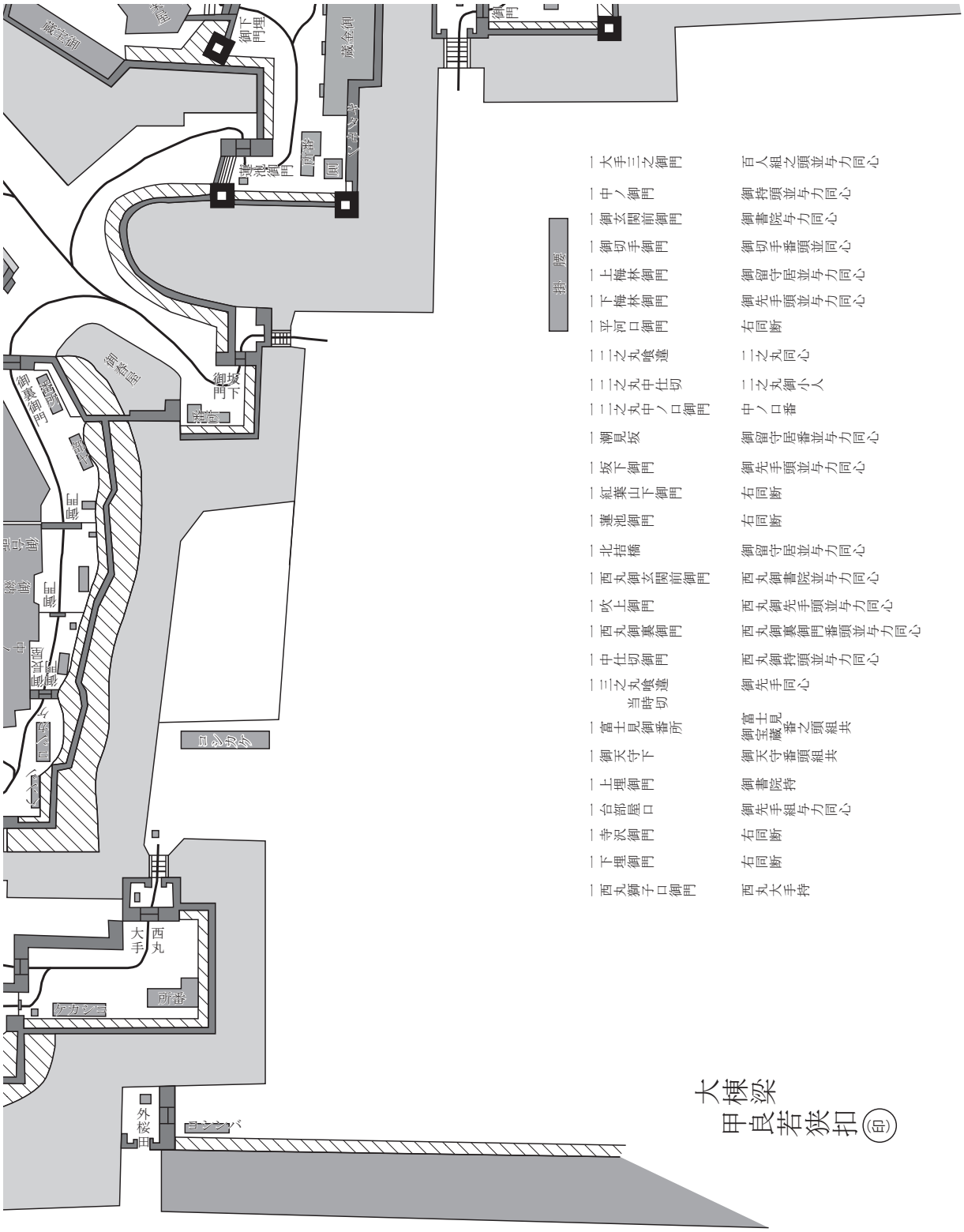
一大手三之御門　百人組之頭並与力同心
一中ノ御門　御持頭並与力同心
一御玄関前御門　御書院与力同心
一御切手御門　御切手番頭並同心
一上梅林御門　御留守居並与力同心
一下梅林御門　御先手頭並与力同心
一平河口御門　右同断
一二之丸喰違　二之丸同心
一二之丸中仕切　二之丸御小人
一二之丸中ノ口御門　中ノ口番
一潮見坂　御留守居番並与力同心
一坂下御門　御先手頭並与力同心
一紅葉山下御門　右同断
一蓮池御門　右同断
一北拵橋　御留守居並与力同心
一西丸御玄関前御門　西丸御書院並与力同心
一吹上御門　西丸御先手頭並与力同心
一西丸御裏御門　西丸御裏御門番頭並与力同心
一中仕切御門　西丸御持頭並与力同心
一三之丸喰違　当時切　御先手同心
一富士見御番所　御富士見御宝蔵番之頭組共
一御天守下　御天守番頭組共
一上埋御門　御書院持
一台部屋口　御先手組与力同心
一寺沢御門　右同断
一下埋御門　右同断
一西丸獅子口御門　西丸大手持
大棟梁
甲良若狭扣㊞
㊞
南

参考図２（南東）

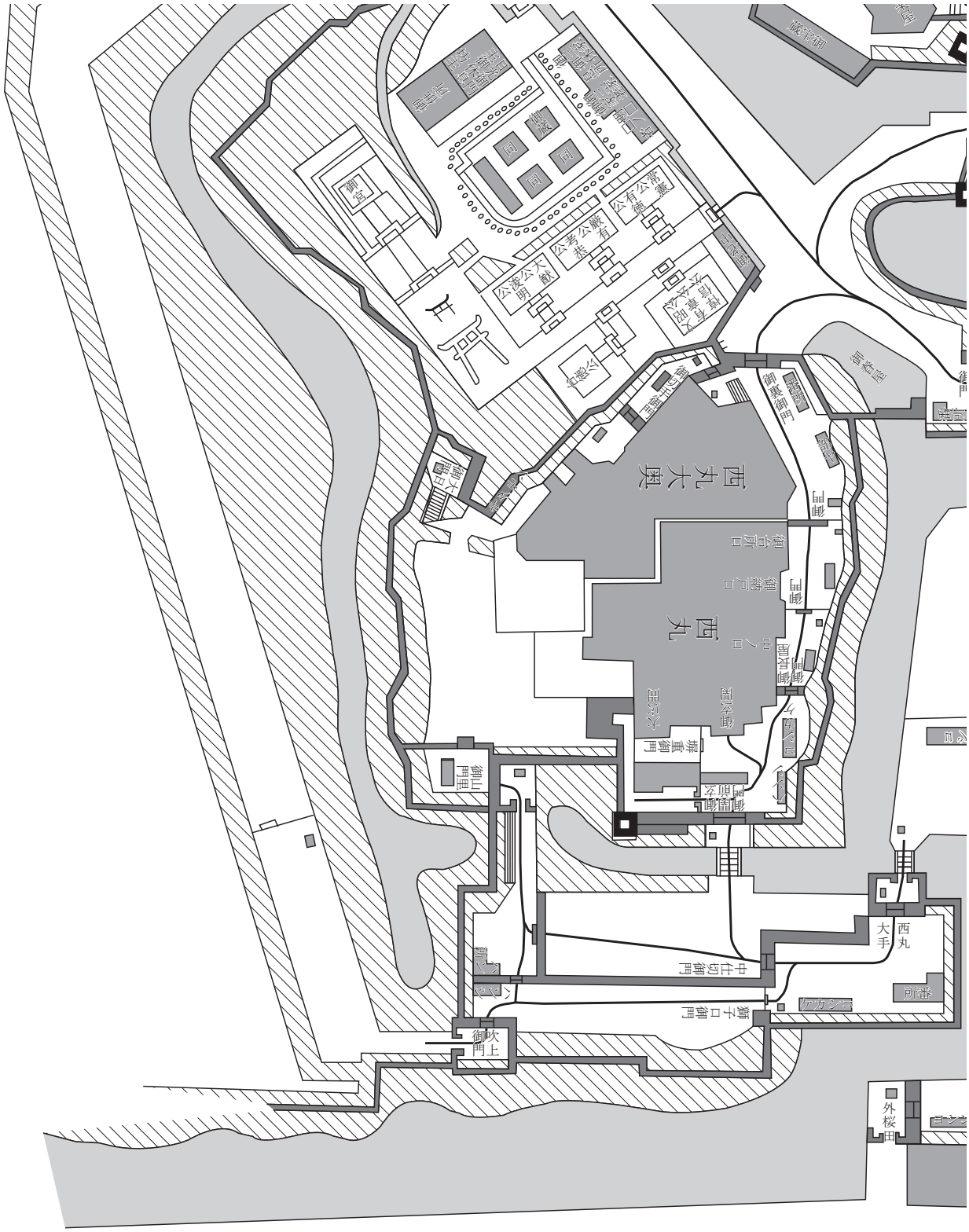
西丸大奥
西丸
蓮池濠
蓮池巽櫓
蓮池門
蓮池門口
百人番所
御門
中之口
御書院
御休所
御座所
御休所
御書院
御休所
御座所
御休所
御書院
御休所
御座所
御休所

元離宮二条城歴史資料　例言

元離宮二条城歴史資料は、元離宮二条城の理解に欠かせない重要な文献史料を選び、これを翻刻・掲載するものである。

1. 二条在番関係史料として、京都府立京都学・歴彩館蔵「仮御役中日記」（資料管理番号：館古四六四）を翻刻・掲載した。翻刻は杉谷理沙が担当した。
2. 江戸幕府大番組に係る史料として、神宮文庫蔵「大番職制」（写、五門四七二）を翻刻・掲載した。翻刻は杉谷理沙が担当した。
3. 翻刻にあたっては基本的に原文を尊重したが、趣旨を損なわない範囲において、次の原則で表記を統一した。
   (1) 字体は原則常用漢字を用い、それのない場合は正字体を用いた。
   (2) 合字の「ゟ」はそのまま表記した。また「而」「仁」「乎」「者」「茂」「江」「与」などの漢字で表記されている助詞もそのままとした。
   (3) 本文中は、適宜読点「、」と並列点「・」を加えた。
   (4) 虫損・破損などによる判読不明箇所は、字数が推定できる場合は文字数分の□で示し、字数が不明な場合はおおよその範囲を「　」で示した。
   (5) 抹消部分には二重線を付し、見セ消チの場合は文字の左側にゆすり点（ゝ）を付した。原文に修正や書き加えがある場合には右傍らに示した。また、上書きされ元の文字が判読不明な場合や、明らかな塗抹は■で示した。
   (6) 文意の通らない文字は（ママ）、判読しづらい文字は（カ）、重複と思われる文字には（衍）などと傍注を付した。また、明らかな誤字・脱字は右傍らに適宜補訂した。
   (7) 本文中の朱書は『　』で示した。
   (8) 表敬の平出・欠字はともに一字アケとし、特に注記はしなかった。
   (9) 文字があるべき部分に空白がある場合は（アキママ）と注記した。
4. 史料翻刻に対しては、読者の理解に供するため、それぞれ解題を付した。
5. 本文中、現在においては人権を侵害すると解釈される字句も含まれるが、歴史的事実を正確に理解するため、原文をそのまま掲載した。

史料の閲覧・利用・撮影等に関し、ご高配を賜りました京都府立京都学・歴彩館、および神宮文庫へ謝意を申し上げます。

（翻刻）京都府立京都学・歴彩館蔵「仮御役中日記」

享保十六年
辛亥正月小

伊予守殿（板倉勝清）
越中守殿（長田元隣）　清太夫（奈佐）病気故
助
権三郎（松崎正章）

仙右衛門
丹右衛門

仮御役中日記

糒　昔ハ一切無之元録（緑）年中ゟ初而納リ申候、但拵立候事ハ、御代官方ニ而請負人有之、出来其後御蔵方へ納置可申旨被仰付、只今之御本丸御多門と御花畑とへ請取納メ置申候、依之拵立之事ハ、御蔵方ニ而ハ一切不存候、但白米を能々むし立ほしあげ候由、嵯峨ニ而出来之由承申候、御本丸之内へハ町人足一切不罷成候故、御番衆人足を御番頭ゟ御出シ、御詰候節つかい申候、其後ふるい直し之節ハ、小揚を入レつかい申候、

広瀬六郎兵衛物語

御囲米　古来ゟ三千石、

窓　内之御蔵ハ土戸ひらき　外御蔵ハ引土戸、又ハ銅戸、

こし瓦　外御蔵ハ一枚通リ、少々ハ二枚通りもアリ、

屋根　四方雨落也、棟瓦ハあふひ御紋、丸瓦ハ常之巴也、但御城内之御蔵ニハ大閤瓦少々アリ、

御本丸御花畑之御蔵へ外ゟ罷越候者有之候節ハ、御殿ノ御縁へ与力衆二人ツヽ詰申候、三輪七之助立合申候、

糒　四斗入かます二重ツヽニ入、

元日　暁曇、日ノ出ゟ段々晴天、夕方又雲出、雨雪少々フル、

○明ケ六ツ時、源五（海野源五郎）へ参、同道節句ノ格ニ地役衆不残へ廻ル、御目付ハ留守故不参候、両町奉行衆（長田元隣・本多忠英）ニ而逢申候、越中守（長田元隣）殿へ月勘定帳差上ル、　御城入仕、両御番頭（小堀政芳・板倉勝清）幷両組小屋へ不残罷越、夫ゟ五ツ時ニ成候間、すぐニ源五へ参、同道ニ而御所司（牧野英成）へ出、御礼例之通、五ツ半時ニ済申候、

○夫ゟ源五方ニ而御鉄炮奉行衆方待合、四ツ時　御城入仕、西御番頭（板倉勝清）へ御届ケ申、東御番頭（小堀政芳）へ罷越、相扣罷在候、九ツ時少前、御所司御城入被成、式法去秋八月之通、少も替事無之、八ツ前相済、西御門ゟすぐニ罷帰候、

二日　晴天、霞立、

六ツ半時源五（海野源五郎）同道、のしめ・麻上下、乗物ニ而罷出相勤候所々、

山脇道作　堀川端竹や町
施薬院　伊藤源蔵（東涯）弟子
市岡但馬守（正次）　奥田宗四郎　右同所
本多大和守（直上）　仙洞御所ノ東　同断
角倉与一（玄懐）　松平石見守　相国寺門前
知積院　吸物酒　香奠なし、　桑山丹後守（元武）　上同
清水　中井主水（正豊）　同断
木村宗右衛門　知恩院　御香奠銀一両　吸物御酒
西門跡（住如）　申置候、　祇園　御香典上ル、茶斗
石原清左衛門（正利）　養源院　御香奠なし、雑煮・御吸物・御酒、御対顔被成、のしこんふ御手づから被下候、
東門跡（真如）

八ツ半時罷帰候、

三日　快晴、霞立、
在宿替事無之、

四日　雨天、
○両町方与力衆へ返礼相勤候、途中ゟ雨つよく降出候故、御門番組・(秋山吉右衛門・松波五郎右衛門)御所司組(牧野英成)へハ不参罷帰候、
○町奉行衆(長田元隣・本多忠英)年始之為御返礼御出ニ付、再礼として早々罷越候事ニ候間、同道可参由源五ゟ申来候、(海野源五郎)定役ハ支配之事ニ候間、左様ニも被仕来候哉、仮役之儀再礼相勤候事、先格不承候、其上可参筋ニ不存候間、参間敷由返事申遣候、源五ハ清太伝受ニまかセ再礼ニ(受)(奈佐清太夫)被参候、
○道寿(藤林カ)方へ今日御鉄炮奉行衆同道可参約束候処、雨天ゆへ延引申候、

五日　昨夜ゟ風雨夥シ、甚暖ニ而三月比之ごとく也、終日雨、
○昨日牧野民部殿(英成)御出被下候、依之為御礼今朝早々河内守殿(牧野英成)御玄関迄伺公、民部殿へ之御礼申上置候、仮役之方へ民部殿御出候事、此度初而也、先例無之、
○今年いまだ清太(奈佐清太夫)へ逢不申候故、乍見廻参対面申候、留メ被申候故、供かへし、七ツ比迄咄申候、此時清太御役中立功之覚書一通両人へミセ被申候間、借り罷帰うつし置候、
○御蔵手代拝借金被下候哉之儀、鈴木新蔵へ三人方ゟ連名之聞合状、今日三井頼遣ス、
○川勝勘右衛門殿ゟ御手紙、禁裏(中御門天皇)・法皇(霊元)御麻疹御快然、御酒湯被為召候、為御祝儀両御番頭(小堀政寧・板倉勝清)へ今日中可罷越旨申来ル、即刻返書遣し、七ツ時過清太ゟ帰りがけにすぐニ　御城内仕両御番頭へ伺公申上置候、ふくさ小袖・麻上下也、
○清太さかやき願之事、明日越中守(長田元隣)殿へ参、口上ニ而申達くれ候様ニ清太頼被申候、

六日　雨天、あたゝか也、
○ふくさ小袖・麻上下ニ而越中守(長田元隣)殿江参、瀬戸(カ)磐右衛門ニ逢、清太(奈佐清太夫)さかやき断申候事申達ス、越中守殿御留守ニ而候、此類先格ハ口上書御差出被成候事之由、磐右衛門申候ニ付、罷帰仙右衛門ニ口上書認させ申候、清太名付也、即刻又持参、磐右衛門を以差出ス、越中守殿御請取置候間、追而御返答可被成候由被仰候、尤磐右衛門取次也、清太ゟ豊内被差越候間、此趣申遣ス、源五(海野源五郎)へモ序有之申遣ス、
○町奉行所衆(長田元隣・本多忠英)ゟ三人方へ手紙、禁裏御所(中御門天皇)・法皇(霊元)御所御麻疹御快然、御酒湯被為　召候付、為恐悦明七日河内守(牧野英成)殿江御越可有之候、已上、
　此返事仕、尤同役衆へも申遣、明日御礼過、ふくさ小袖・麻上下ニ而罷越候筈ニ申談候、
○町奉行衆年始為御返礼御出候ニ付、再御礼ニ罷越候、例格之由清太達而被申候由、源五ゟ申来候故、三輪七之ス方(ママ、助カ)へ聞合候処、七之助ハ成程再御礼ニ参候由返事也、岡部宗六へ聞合ニ遣候処、急度御礼ニ参候と申にても無御座候得共、御用之序なから、即日再御礼ニ伺公被申候、常之御見廻ニハ即刻為御礼被参候由返事也、
○夜ニ入清太ゟ手紙、明日恐悦ニ出候事、出礼前ニ相廻り可然被存候由申来候、依之此趣源五へも申合候、御門番衆・七之助抔も聞合候処、御礼過之事と被申候得共、此方ハ御礼前之積ニ申合候、衣服も常之日とハ違候間、のしめにて恐悦相勤、くるしかるまじき旨申合候、

町奉行衆用人以下皆々のしめ着用罷在候、

七日　夜半ゟ晴天、寒風、
○六ツ半比、のしめ・麻上下ニ而源五(海野源五郎)同道罷出、御所司(牧野英成)へ恐悦申置、夫ゟ両町奉行衆(長田元隣・本多忠英)へ恐悦之届ケニ(カ)罷越、御門前ゟ取而返しニ当日之出礼相勤候、筑後守(本多忠英)殿ハ一昨夜ゟ病気之由断ニ而、今日出礼無之、越中守(長田元隣)殿ハ御逢候、河内守(牧野英成)殿御逢被成、例之通退出、
○今日両御番頭(小堀政寧・板倉勝清)・御所附衆出礼無之、町奉行衆其外地役人斗のしめ

にて出礼也、依之両御番頭へも不参候、其外地役衆へも当日之礼廻し不申、

○源五子息浅右衛門今日年始出礼、権三郎（松崎正章）・源五郎一同ニ御三ヶ所へ被罷出候、尤御逢候、最前恐悦申置候節ハ、御門前ニ扣被罷在、出礼之時同道也、惣而嫡子之分又兵子（五郎右子）・主水子（中井嘉基カ）ハ元日父と（中井正豊カ）一所ニ出礼也、其外両御鉄砲衆子息など門太郎子も今日出礼也、

○今日御門番組与力衆（秋山吉右衛門・松波五郎右衛門）へ古来ゟ秋山組斗年礼ニ此方へ参り候、松波組ハ知人も此方へ不参候故、返礼も尤不仕也、御所司組与力衆へ被参候衆へ斗返礼ニ参候、地役衆皆々同心・手代迄も返礼ニ直ニ被参候由ニ候へ共、権三郎儀ハ存寄有之、与力衆へ斗罷越、同心・手代・坊主衆・町医などへは不参候、名代使者遣し相済し候、

○今日出礼之序ニ両町奉行衆此間為御返礼御出被下候、被入御念忝由、取次迄申置候、

○両町奉行衆用人共長屋へ返礼ニ罷越候、

○越中守殿江出礼之節被仰候ハ、昨日書付被差出候清太（奈佐清太夫）さかやき断之儀、弥勝手次第ニ被仕可然由被仰候、昨日之書付ニ御附ヶ紙被成御渡し候間、権三郎請取之御心入を以、早速さかやき御免被下、忝仕合奉存候旨、御挨拶申上候、則御礼帰り、清太へ立寄御附紙共ニ此書付渡ス、

右さかやき断相済候訳、尤御附紙文言等之事、伊平太へ申渡し聞セ、留帳ニ記置候様ニ申付候、

○仙右衛門ニ明八日ゟ車引仕候哉と尋候へハ、此度小堀仁右一番之順ニ而候処、御米いまだ鳥羽へ着不申由ニ御座候付、いづれにても御米着之方、明日ゟ引候様ニ申付遣候、いまだ相知不申候、明朝相知レ候筈之由、仙右衛門申、

○紙墨筆出し入之覚帳こしらへ候哉と尋候へハ、未とゞ不申候由申候間、早々とゞ、当正月ゟ之分付置、月々ざつと〆仕、次之月番へ送り渡し候様ニ申付候、去冬ゟ之分ヲ記置可申候哉と申候間、去冬分ハ無用ニ仕、相改当正月ゟ之事ニ可仕旨申渡ス、

御附紙文言、さかやき勝手次第可被致候、

○甫（年）中惣勘定帳今日迄ニ出来候由、仙右衛門申、

○小揚札請取渡し定書、只今迄之文言ニ書次仕、今度相改候わけを書入、ミセ候様ニ恒右衛門・仙右衛門ニ申付候、

八日

晴天、余寒強、

手前ニ而寄合仕、清太（奈佐清太夫）于今病気故、源五（海野源五郎）一人被参候、相談仕候趣、

一、窪嶋作右（長敷）作州米手本米酉置籾すり二箱共ニ今日源五持参、ひらき被申候、米二色共ニ殊之外あしく候ニ付、明日清太へ相談、見可申候由相定メ、源五下封、権三郎（松崎）上封仕、権三郎方ニ預り置申候、

仙右衛門
丹右衛門
正蔵
立合候

一、小揚札請取渡し、向後いろは付を以古札と引合、相渡し可申筈ニ成候ニ付、此趣定書相認、手代御役所ニ被張候積ニ仕、文言今日相極メ候、

一、籾見分・水揚場見分、今日可仕候、

一、旧冬源五被申渡候紙筆出し入帳、当正月ゟ書記候様ニ手代江申付候、

○今日ゟ石原清左（石原正利）泉州米車引仕候由、丹右衛門申聞候、

○拝借請取証文案紙、今日丹右衛門筑後守（本多忠英）殿江持参差出し候処、追而御返答可被成候由ニ而、用人請取置候由、但此一件定役衆斗之懸り故、此方ニ而手を付不申候、

九日

晴天、余寒甚、

○ふくさ小袖・麻上下ニ而、通りかけ御蔵へ立寄見廻り申候、昨日車引仕候清左（石原正利）泉州米、今日内拵仕候、

○長遠寺へ参詣仕ル、

出水千本

○清太（奈佐清太夫）へ見廻逢申候、小揚札定書追加文言清太へ見せ相談、弥此通可然由被申候故、則仙右衛門ニ渡し清書仕候、御役所ニ張之、小揚頭・惣小揚へも申渡し、読聞せ候様ニ申付候、

以廻状申入候、去三日之奉書到来、公方様（徳川吉宗）・大納言様（徳川家重）益

御機嫌能被成御座、元日・二日・三日御一門方・諸大名・諸簇本之諸司、年始之御礼御作法等万端首尾好相済、御機嫌不斜候由被仰下、誠以目出度御儀不過之候、右之段為可申入如是御座候、御番衆中へも可被御申達候、以上、

正月八日

板倉伊与守（予、以下同）
（勝清）
小堀備中守
（政岑）

右之通申来候、御同前恐悦成御儀奉存候、御順達留り之御二方ゟ御返し可成候、以上、

正月八日

川勝勘右衛門

石野・竹村・田沢・武嶋・鈴木・窪（カ）・松平甚次郎・小林三郎左衛門・宮平二郎左衛門（カ）・広戸（カ）十郎・飯室三郎兵衛・岡部宗六郎（カ）・町村（カ）・戸田・松崎、

○夕方源五同（海野源五郎）道清太へ参、伊平太申付昨日ひらき申候作州手本米二箱持参、見せ相談申候、戌年米ハ上中迄納候筈、酉置籾米ハ、上斗ハ堪忍仕納可申哉ニ候へ共、兎角越中守（長田元隣）殿御月番ニ候間、一通り御目ニかけ御差図を請可然旨相談極り申候、尤作右書状も相そへ、二、三日中権三郎（松崎）持参伺候筈、

○月番懸り用之事、源五被申候へ共、是迄無之□□間、次々之月番へ送り申候筈ニ、前々之通仕候筈ニ相談極ル、依之右手本米幷作右書状共ニ権三郎方へ請取罷帰候、

十日

晴天、余寒強、

○朝六ツ半時罷出、のしめ・麻上下ニ而養源院江源五同（海野源五郎）道拝礼、夫ゟ所々年礼相勤申候、

鈴木小右衛門（正興）殿旅宿
ぎをん社務宝寿院　上林又兵衛（政武）殿同
多羅尾治左衛門（光顕）殿同

○禁裏御修法之護魔（摩）、七日ゟ十三日迄有之、其内ハ毎日諸人ヲ入レ拝見為仕候由ニ付、九ツ時源五同道罷越、拝見仕候、

安井門跡・三宝院など年番にて一人ツヽ修法ニ主たりと承之、

御神楽ハ極月十三日ゟ七日ノ間也、

節会ハ正月七日・十四日・十六日也とぞ、

桑山丹州（元武）組同心之小頭世話仕候、東ノ方日（ヒ）ノ御門ゟ入り、紫宸殿へ上り拝見仕候、のしめ・麻上下、供ハ侍斗、刀ハ侍ニ為持置候、御庭白川砂石　御殿南向　右ノ方ニはなれて内侍所ノ御社アリ、紫宸殿ヨリ十八間長廊下かゝりたり、階・御縁・御柱・御やね等、惣而らんかん（欄干）・ミす（御簾）等迄も源氏ノ絵ニ替ル事なし、紫宸殿天井なし、畳なし、板敷也、白木ノ焼台多し、あぶら火也、賢聖（ケンセウ）ノ障子白はりニ絵像アリ、上ニ銘々名性ヲ大筆ニ書記アリ、近衛殿筆之由、四面ニ七仏十二神将ノ大かけ物、左右ニ大ぞうかい（胎蔵界）・こんがうかい（金剛界）のまんだら（曼荼羅）かゝる、美麗荘厳言語不可及、四方ニ御簾かゝる、へりハ青地ノ布ニ木瓜ヲ墨ニ而すりたり、外御縁（エン）廻り紫ノ御幕、白紋だき牡丹也、公家衆ハ不見、出家も休息之間ニ而見へ不申候、参詣ノ男女多し、長上下・麻上下之者世話仕候体也、日ノ御座ニハ翠簾かゝり、内ニ御屏風立テ見たり、六畳敷程ニ見ゆ、ミすの上ニ大よこ物ノかけ物のごとくの物かけらる、竹生嶋の景ノごとく、海中ニ嶋山ある絵ごくさいしき（極彩色）、其嶋ニ青龍わだかまれる所を書り、まんだら・五大尊・七仏等ニかくれてげんぜうの障子ノ絵ミへかぬる也、ごまだん（護摩壇）ニツアリ、日ノ御座の御畳ノへり紅也、出家衆ハ板敷ニがまの円座いくつも有テ、是ニ着座と見へたり、

紫震（宸）殿南ノ階ノ下ニ、右ニ橘、左ニ桜アリ、桜ハ大木也、其外清涼殿ノ御庭ニハ木少々見へたり、清涼殿ハ紫辰（宸）殿ノつゞき、西ノ方也、猶其西ニ御塀アリ、殿上人出入ス、奏聞口と云、比辺へハ人をよせず、清涼殿の御ゑんのしとミに若僧ノ鋳子ニ座したる絵、さいしきに書たり、此外ほり物もなし、白木角柱ニ而ざつと見ゆる御屋根ハひはだ、軒口三尺斗ニ見ゆ、惣而源氏ノ絵に替事なし、陣ノ座ハ下馬ノこしかけノごとく土間ニ板敷見ゆる、清涼殿ノ前也、

十一日　大雪終日、

○御蔵開　奉行幷立合衆共ニふくさ小袖・麻上下、手代同断、

五百十石之内 刎廿一俵 五斗入
○卅二番 四百九拾九石五斗納 石原清左衛門（正利）
出役源五郎（海野） 泉州（大鳥郡 泉郡）

○作州酉置籾米・手本米箱共ニ作右書状相添、越中守殿（長田元隣）へ持参仕申上候趣、此間清太（奈佐清太夫）と相談之趣存寄出来、少々相答へ伺申候、尤左五兵・六郎兵衛・源五へ相談也、
作州窪嶋（ヲ）作右衛門（長敷）御代官所去々酉置籾、此度摺立当所御蔵詰被仰付候由ニ而、手本米被差出候処、米性不宜相見へ、諸渡方ニ成兼可申奉存候、御払ニ仕候而も格別下直ニ可有御座候間奉伺候、
右之趣口上書ニしたゝめ持参仕、兵右衛門を以差出候処、御返答手本米御覧、成程米性至極あしく相見へ候、但納置可申候哉否哉之義、御差図成がたく候間、同役相談之上、先格を以可取計之由被仰聞候、将又立合衆へも見せ、御所司（牧野英成）之御耳へも入置可申事ニ候由、兵右衛門を以被仰聞候、

十二日 晴天、
四百十石之内 刎五俵 五斗入 鈴木小右衛門（正興） 摂州西成
○六番 四百七石五斗納 出役源五郎（海野）、助権三郎（松崎）

○御役仕廻ゟ清太（奈佐清太夫）へ罷越対面、源五も同道申候、昨日越中守殿（長田元隣）へ伺候趣、存寄之次第物語仕、将又越中殿御挨拶しか〳〵と無之候ニ付、とかく難相納候故、作右（窪島長敷）納手代御蔵へ呼寄、とかく江戸御勘定所御添状取、御差越無之候而ハ納候事成かたく候旨、六郎兵衛・伊平太内談仕、見申候様ニ申付候処、御米御用ニ付、大坂備前嶋へ罷越、四五日中ニハ当地へ帰間敷由ニ候故、書中を以右之趣今日中申遣候様ニと両人江申付候段、物語申候処、清太も至極尤之由被申候、
○米会所ゟ八十一貫目余来ル、十八日ニ可納由書付出ス、
○小堀仁右丹波（船井 桑田）二郡之手本米ひらく、上斗用ル積り、
越中守殿勘定方 今日仙右衛門へ申伝へ、御払米代銀共近日段々皆納為仕候筈ニ候間、最早さいそく無用之由申候由、仙右衛門申候、

○右同人（摂州 河州高安）二郡之手本米ひらく、

十三日 終日大雪、折々日出ル、夕方晴天、

○七番 三百弐石五斗納 小堀仁右衛門（惟貞） 河州若江
三百二十石之内、刎十五俵五斗入
○同 三百石之内 刎拾弐俵 五斗入 鈴木小右衛門（正興） 河州 志紀 古市 交野
濡俵戻し一俵
弐百九十三石五斗納
右二口出役源五（海野源五郎）、助権三郎（松崎）
○卅二番 弐百弐拾四石五斗納 石原清左衛門（正利） 摂州 三木 加東
弐百三十六石五斗之内、刎弐拾四俵

○今日大雪終日ふり候ニ付、諸方内拵出来不申、漸小堀弐百三十石斗出来候得共、明日之納差延申度由、手代納宿百姓共ニ願申候間、願之通明日之納相延へ申候、依之明日ハ御蔵惣休ニ成ル、延触レ暮前申遣ス、
十五日・十六日例年御蔵休日也、十七日ハ奉行不残南禅寺社参也、依之納払無之、内拵斗為仕候、
右之通ニ而十八日迄ハ御蔵無之、

十四日 曇、折々日出、

○窪嶋作右（長敷）納手代、一昨日之書状ニ而、早々罷登候由ニ而、御用部やへ来り、六郎兵衛・伊平太対談仕候処、昨日返書之通手代了簡ニ及がたく、百姓共戌ノ新米ニ引替さセ納候事もたやすからず存候間、とかく江戸表作右方へ早々飛札を以申遣、御勘定所御添状取之、被差越候様ニ可申遣旨申候、依之此方ゟも書状幷手本米上中下共ニ紙袋ニ入わけ、月番権三郎（松崎正章）封印を以差添、納手代茂左衛門へ相渡遣候積ニ仕候、書状文言之大意、
先頃ハ貴札拝見、御支配所作州戌御年貢米一箱（手本米）幷去酉置籾摺立手本米一箱被遣之、請取申候、右酉置籾米水入ニ付、年を越摺立、弥以米性不宜候由被仰聞、則一覧仕候処、不宜様ニ

相見へ、諸渡方ニ成かね可申奉存候、御払ニ仕候而も格別下直ニ可有之奉存候付旁以私共了簡ニ及かたく、長田越中守殿（元隣）へ右手本米を以相伺候処、成程米ハ不宜思召候、乍去御差図ハ難被成候由ニ御座候、右之通諸渡方ニ難罷成御米之儀ニ御座候間、御了簡之上、其御地御勘定御奉行所ゟ御下知も御座候様ニ可相納（被成）候、則此趣手代中へも申達候、則置籾手本米取わけ、紙袋ニ入（カ）封印仕、御見合之為進候、御請取可被成候、已上、

正月十四日

窪嶋作右衛門様

松崎（正章）　大印
海野（源五郎）　同
奈佐（清太夫）　同

○右ニ付、九ツ時比ちよと御蔵へ罷出、手本米取出し取わけ袋江入、袋ノロへ上中下銘々ニ大印仕、書状と一緒ニ納手代江渡ス、

○八ツ時、六郎兵衛・伊平太罷越逢申候処、御蔵手代拝借金被下候例、江戸高井蔵人江両人方ゟ聞合ニ遣候処、返書只今参候由ニ而見せ申候、手代幷御蔵番・小揚迄不残被下候由也、但御給金之分去冬御張紙直段之積を以如左、

（金十両　三人扶持　手代　拝借金三両ツヽ、
（米十俵　一人半扶持　御蔵番　同　一両ツヽ、
（金三両　一人半扶持　小揚　同　一両ツヽ、

右ニ付、明日御礼之序ニ此例書相認、町奉行衆へ差出可然存知候故、即刻源五（海野源五郎）へ罷越、最初ゟ御懸り之事ニ候間、早々御了簡御書付等被差出可然旨申達候へハ、とかく月番之方ニ而世話仕くれ候様ニと達而被申候、依之早々罷帰、覚書案文したゝめさセ、仙右衛門ニ為持、清太幷源五方へ遣候処、源五ハ弥此通したゝめさセくれ候様ニと被申越候、清太ハ書付ハ此通ニ而も能候へ共、明日出礼之序ニ書付出し候事、是迄例無之事也、其上先達而御所司（牧野英成）ゟ江戸へ御聞合ニ被遣候由承候問、此趣ニまかセ候方可然候、其内ニハ鈴木新蔵方ゟ□（もカ）返事相知可申候、いづれにもいそがぬ事ニ候、夫共ニ心次第ニ可仕由返事也、依之暮方又々清太・源五両人江右之書付案文為持差遣、連状遣候趣大意、

手代・小揚拝借金一件、最前ゟ私へハ曾而被仰渡も無之、源五郎殿御懸り之事ニ候へハ、只今半途ゟ私引取、世話仕候事難仕候、最初ゟ御同役惣懸り之事ハ、月番之者順々ニ世話可仕事ニ候、是ハ別格之事ニ候、其上町奉行衆も最前ゟ今以筑後守（本多忠英）殿御懸り之由、才木喜六物語ニ候間、此方も源五郎殿御懸り可然奉存候、此一通り為可得御意、先刻ちよと源五郎殿へ参申談候へ共、とかく私へ御頼ニ付、一通りハ書付下書したゝめさセ、懸御目申候得共、とかく其元ニ而清書被仰付可然候故、右下書又々為持進候、夫共ニ書候分ハ、手代共ニ可被仰付候ハヽ、私方月番手代江可申付候、

一、明日出礼之序、書付出し候事、先例無之事之由、清大夫殿被仰聞御尤奉存候、願書と申筋ニ而ハ無之、例書之事ニ候へハ、江戸表ニ而年始　御目見之席ニも差出し候事ニ候へ共、当所ニ而先例無之事ニ候ハヽ、先々明日ハ御無用可然奉存候、必竟（筆）いそがぬ事ニ思召候由、其段ハ各様御心次第ニ御座候、何角と聞合、待合候内おくれニ成候へハ気ノ毒ニ存候故、拙者了簡、一通りハ先刻早々申進候、此上之事ハ御二人様思召次第ニ御座候、御両所様御熟談之上之事ニ可被成候、

一、請取証文各様と、支配之者と一紙ニ候ハヽ、私加印ハ仕かたく候、若又別紙ニ成候ハヽ、支配之者之方へハ私義も加印可仕筋ニ奉存候、

右之趣共、以参可得御意候得共、明朝出礼之支度、髪さかやき、入湯も仕度、御番頭ゟも留守ニ而御金請取候始末書付差出し候様ニ申来り、且又御役交代之先格書付出し候様ニ急ニ

申来り、旁以取込罷在候、其上清大夫殿御病中ニ候へハ、度々御対談も如何敷相扣、以手紙申上候、今夜中御順廻、明日御返し可被下候、以上、

正月十四日　　権三郎

清太夫様
源五郎様

十五日　晴天、昼時ゟ曇、

○のしめ・麻上下出礼例之通、筑後守(本多忠英)殿御快、今日ゟ御対礼、
○両御番頭(小堀政岑・板倉勝清)へも御礼ニ廻ル、但備中守(小堀政等)殿御痲病ニ而、今日ハ御出礼無之、
○御礼過ゟ鷹か峯へ源五同道(海野源五郎)、年礼ニ罷越候、道寿(藤林カ)幷玄角在宿ニ而夕飯出ル、
○鷹か峯ゟ帰りかけ源五同道、清太(奈佐清太夫)へ罷越逢申候、支配之者拝借金之事相談仕候、明昼源五同道、筑後守殿へ書付持参、小揚頭増拝借之事願見申候筈ニ申合候、
○久下藤十(式秀)手代手本米品々持参差出ス、

河州
泉州　酉置籾手本米
摂州

摂州西成右同断、

河州丹北郡
摂州住吉郡　当戌御年貢手本米
同　西成郡(ウバラ)
同　兎原郡
同　八部郡(ヤタベ)

同　東成
同　住吉　大豆

鷹か峯へ行道通り、今宮幷ゑんま堂、上品蓮台寺へ行、

十六日　朝晴天、昼過ゟ曇、夕方雨フル、

○岡部宗六へ見廻逢申候、四月御役代リ合、出立之日限之訳、先格勘右衛門殿へ差出候ニ付、先格覚書見せ相談申候へハ、成程宗六も此通覚申候由被申候間、則其書付勘右衛門殿へ持参差出し申候、
○源五同道(海野源五郎)、筑後守(本多忠英)殿手代小揚拝借之儀ニ付、江戸浅草之例書幷口上書、三人之名ニ而相認差出し候、筑後守殿へ御逢、猶又委細御聞届之上、当所手代小揚之人数御給金高幷去冬御張紙直段ニ而、何十俵ニ当り申候と申訳、且又拝借金之高覚書ニ仕、手代ニ為持可差出旨被仰候、依之罷帰、早々右覚書同役衆二人江相談之上相認さセ、仙右衛門ニ為持、勘定方与力迄差遣候、才木喜六請取候由仙右衛門申候、
○右筑後守殿御逢被成候序ニ、私御役家屋根・壁共ニ去春御修復宜候ニ付、最早私御役中ハ御願申上間敷候、就夫勝手住居之所々小破之分ハ、手前ニ而繕来り候得共、当分入用ニ無之、奥向之場所数年来段々大破ニ及、畳等朽損し、紛失ニも及、板敷も大破仕候間、此分ニ而ハ未々ニ至候ハヽ、戸障子等も数不相知候様ニ可罷成候間、只今之内御序次第中井主水(正豊)江見分被仰付、畳・板敷・天井・戸障子等之数相改、張紙仕置候様ニ被仰付、可然奉存候、末々之儀無覚束奉存、念之為申上置候由、口上ニ而御物語仕候、筑後守殿尤至極思召候、月番之事ニ候間、越中守(長田元隣)殿江申上可然候、主水見分之事者、御所司(牧野英成)へ御伺無之候而ハ被成かたく候条、御参府ニ付二月末三月上旬迄之内御発足候間、旁以越中守殿江申上可然由被仰候、咄ハ成程御聞置被成候由被仰候、

添
御目付諏訪(頼直)
源十郎殿昨日御出京候由、手紙にて申来候付、為御届源五同道仕、筑後守殿ヨリ帰りがけニ罷越候、

十七日　晴天、昼時前後雪少フル、北西風吹雲晴ル、

○朝五ツ時、のしめ・麻上下ニ而源五同道(海野源五郎)、南禅寺御宮へ参詣、但松原左之方ノ茶店ニ而長上下着用、尤御初穂銀一両献上之仕候、拝礼済而内廻りを別当金地院(コンヂ)へ立寄、年礼申置候、夫ゟ又候元ノ茶店へ寄、上下・のしめぬぎかへ、黒谷・真如堂・吉田等へ源五同道、八ツ時前帰宅、
○御合力米・金請取帳、河村浜四ゟ来り、請印仕、逸源五郎殿へ手紙そへ返進申候、

○御目付源(諏訪頼直)十郎殿御扶持方請取被申度由書付来ル、

五石八斗五升　但日数十五日分、三十九人扶持一倍之積、

右明後十九日請取申度候、

十八日　快晴、霞立、夕方少曇、

○六番　納朩百四拾■俵　外弁五俵
　八番　納八百弐拾七俵　外弁六俵
　右出役源五郎(海野)

小堀仁右衛門(惟貞)
河州渋川郡
鈴木小右衛門(正興)
河州若江古市志紀郡
石原清左衛門(正利)
泉州泉大鳥南郡

○卅三番　納朩百拾九俵　外弁十二俵
　右出役権三郎(松崎)

○御城内ニ而馬子米俵落かゝり、足を打折絶入仕候ニ付、出役源五郎早速両御番頭(板倉勝清・小堀政等)へ御届ケ申上、戸板にのセ御門外へ出し、三右衛門引請、宿へ送り返し候、但御門前故、備中守(小堀政等)殿ゟ御家来大勢出、医師御差出し、内薬・膏薬御用さセ被下候、御門出し候御切手ハ御月番故伊与守(板倉勝清)殿方御世話也、両御判ニ而手間取り、八ツ前ゟ七ツ半前迄懸り、御切手相すミ候、其内御詰米ハ相済候故、御番頭へ御断申、奉行幷手代小揚人足等不残引取罷帰候、病人江ハ小揚頭金右衛門一人附置候、惣而馬子ハ御代官衆之提札を以出入仕候事故、御蔵方差構無之候へ共、御城内之儀与申、殊ニ御代官之方ゟ手代も出居不申候事故、御蔵奉行世話仕候而、右之通ニ両御番頭へ御切手御礼之義、今晩暮ニ及候故伺公不仕候、明朝御礼ニハ参上可申旨、伊与守殿御用人庄大夫江申置候、

○御払米両度之代銀八十一貫目余、今日米会所ゟ相納候、即日三井三郎助へ渡し、例之通御勘定奉行衆・御金奉行へ添証文・書状等三井へ渡ス、いつもの通先達而之町奉行衆(長田元隣・本多英俊)御添状二通、月番権三郎持参、越中守(長田元隣)殿へ返進申候、与力ハ山上藤右衛門取次也、

○右之序ニ権三郎御役家主水(中井正豊)へ見分被仰付、板敷・天井・畳・戸障子之数相改、張紙書付仕置候様ニ被仰付可被下旨、口上を以申達候処、心付之段尤至極ニ思召候間、近日主水見分ニ可被遣候由、藤右衛門を以被仰聞候、

○両町奉行衆ゟ三人方へ連状ニ而、一人夕方筑後守(本多忠英)殿へ参候様ニ申来候間、御役所ゟ御役装束之儘八ツ時過権三郎罷越候処、筑後守殿御逢被成、此間例書を以伺申候手代・小揚等拝借金之儀、弥江戸御蔵方之通不残へ拝借被仰付候旨、河内守(牧野英成)殿被仰渡候旨被仰聞候、依之早速御蔵へ罷帰、清太夫(奈佐清太夫)へハ伊平太を使ニ仕申遣候、源五御詰米仕廻被申、麻上下ニ而両人筑後守殿へ参、御礼申上候序ニ用人江逢、御所司(牧野英成)へも御礼ニ可参候哉と伺申候、夫ニハ及不申候由、用人を以被仰聞候、夫ゟ両人越中守殿へ参、御礼申置候、

○鈴木新蔵ゟ此間之返書来ル、六日切之便也、手代小揚拝借被下候書付来ル、

○暮方権三郎宅ニ而手代八人・小揚頭三人呼寄、麻上下何茂着用呼出し、拝借金被下候趣申渡候、但小揚頭・平小揚共と金高同様ニ候処、気之毒ニ存、色々相談仕、筑後守殿へも申上、見分申候得共、江戸之例与申、殊ニ今度ハ格式ニ御構なく、御切米之高を以被下候事故、御給金五両去冬御張紙直段を以米ニ直し、十九俵余ニ而二十俵ニハ定り不申候故、金高増候事不相叶、無是非小揚共と同高ニ罷成候段、力ニ不及候旨、小揚頭へ申渡ス、

十九日　昨夜ゟ大雨、夕方堀川ニ虹立、雨晴ル、

○雨天故納方一式延引、

○御目付諏訪源十郎(頼直)殿御扶持米今日請取被申度由、一昨日申来候、幸内取次間違ニ而、手代共存不申候由申候、依之急ニ相渡候筈ニ仕候、惣而御目付扶持ハ雨天にても相渡来候由故也、しかる所、源十郎殿ゟ権三郎(松崎)方へ断手紙来ル、雨天ニ候間、相延申度由也、依之差止申候、夕方雨晴候ニ付、又手紙明廿日請取度由申来ル、弥明日相渡し可申由返事仕候、

○御城内昨日馬子切手之御礼、源五一人両御番頭（海野源五郎）（小堀政芳・板倉勝清）へ被参候、

○夕方源五同道、清太（奈佐清太夫）へ罷越逢申候、手代共先年破損料欠所金拝借仕、罷在今三年ニ而、上納相済候、今度之御書付ニ、前々拝借有之候者ハ、先前之拝借年々皆済、返納相済候上にて、此度之拝借返納可仕由ニ候へ共、此闕所金ハ松平伊賀守殿（忠愛）両町奉行衆（長田元隣・本多忠英）御心入を以、御内意ニ而御かし置被下候物ニ而候へ者、江戸へハ相知不申候物ニ而候間、如何可仕哉之由、比間清太方ゟ筑後守殿（本多忠英）へ御内意被相伺候由、今日其御返事来り候由にて見せられ候、先々今度之拝借十ケ年ニ上納仕、済候上ニ而、右先年拝借之闕所金相残ル三年分をば上納仕候様ニ可罷成事ニ候間、気遣申間敷由御紙面也、とかく筑後守殿へ御まかセ置、可然旨相談すむ、将又　御天守下御蔵之壁大破、御修復願相談相済、書付之案文相定メ候、明日権三郎両御番頭へ持参仕候筈也、但書付ハ御月番伊与守（板倉勝清）頭殿へ斗差上、備中守（小堀政芳）殿へハ口上ニ而一通り申上候筈也、勿論御城内之事故、御奉行衆へハ御断ニ及不申候筈也、

○鈴木新蔵へ此間之返事、三名ニ而今日遣ス、態と急便を以書付被差登給り候礼申遣ス、

廿日

晴天、霞立、夕方ゟ曇、夜五ツ時河内守（牧野英成）殿出火、

○諏訪源十郎（頼直）殿御扶持五石八斗五升、但日数十五日分、三十九人扶持、一倍之積、

三十二番御蔵、去暮公家衆返納米を以渡ス、城州米ニ而五斗八合五夕ニ廻ル、出役助権三郎（松崎）、

○八番　六百四十八俵納、五斗入、　鈴木小右衛門（正興）
　外ニ刎六俵、　河州　交野・若江
出役源五郎（海野）

○御天守下御蔵一棟、中ぬり・上ぬり仕直し、鼠穴繕之願、昨日定役衆相談之通相認、三人大印仕、尤たて紙月番権三郎伊与守（板倉勝清）殿江持参差上候、御同役御相談之上、追而御挨拶可被成由、用人山本源五左衛門を以被仰渡候、委細源五左衛門・助右衛門ニ申達候、

伏見組ゟ六郎兵衛・伊平太方迄手紙、公用ニ而組中廿三日ニ罷出候間、廿四日か廿五日之内、天気次第ニ御扶持請取申度由也、依之廿四日ニ可渡旨返事為仕候、

備中守（小堀政芳）殿へハ御月番ニ而無之故、大田垣伊右衛門へ逢、右之願書伊与守殿へ差上申候、一通り斗を口上ニ而御届ケ申上候、

○右之序ニ、備中守殿ニ而ハ、此間馬子怪我之節御医師かけられ、早速療治被仰付被下候故、跡も痛やわらぎ養生仕よき由、当時之医師称美仕候故、馬子幷一類も難有がり候由申上候、将又三田村伝左御蔵へ被出候、勤方至極ていねいニ而、定役共皆（ゟ）感心仕候間、御安心之為各様迄御咄仕候由申達候、御痲病之義も相尋候へハ、当分之御事ニ候へ共、尓今御同扁之由、右品々伊右衛門へ申達候、

○右之序ニ、伊与守殿ニ而ハ御扶持方手形御裏印願源五左衛門へ相頼、差置罷帰候、明日・明後日之内参上、請取可申候間、御序次第御裏印相済候ハヽ、各様御預り置被下候様ニ申談置候、

○油屋善兵衛来り、郡分ケニ而百性難儀仕候間、一国切りニ打込ニ仕度由申候、左様ニハ成かたき事ニ候へ共、先々了簡見可申由申遣ス、

○川勝勘右衛門ゟ急ニ呼ニ来り罷越候、拝借金請取証文一組中四相組共ニ一帳ニ罷成、名之下ニ印形仕罷帰候、

○支配之者御給金取候者拝借被下候ニ付、最前源五被差出置候証文、案紙にてハ済申間敷候ニ付、支配之分一同ニ一紙ニ書、三人名に仕り、定役二人ハ別紙之積ニ案紙手代ニ書セ、定役衆へミセニ遣し候、清太ハ尤之由申来候、明日源五へミセ、同心ニ候ハヽ手代共ニ為持、勘定方迄遣し、案紙引かへ候積り也、

○夜五ツ時、河内守（牧野英成）殿御台所出火、即刻権三郎・源五郎御見廻申、即刻鎮り候ニ付罷帰候、

廿一日　曇、

○（九番
十番）　千三百六拾三俵納　　久下藤十郎（式秀）
　外ニ刎三十俵　　摂州住吉
　同十一俵　　八部
　　河州丹北

同　百六十俵納
　　刎なし
　右出役源五郎（海野）
○卅番　六百三拾二俵納
　　外ニ刎廿八俵
　右出役権三郎（松崎正章）
○八ツ時過、御番頭（板倉勝清）へ罷越、助右衛門ニ逢、御扶持手形御裏判相済、請取之御証文蔵へ仙右衛門ニ申付入置、
○二月中御勘定ニ手代正蔵・多助差下スニ付、御勘定方組頭衆迄案内之書状差下ス、但御殿之組頭二人へハ別通也、木村四郎兵衛旧冬病死ニ付、加兵衛一人、其外へハ連名、此状庄安へ渡ス、
○拝借金証文定役二人と支配之者と別通ニ仕、支配之方を者三名ニ仕、昨日定役衆へ相談仕置候通、今日案紙六郎兵衛ニ為持、筑後守（本多忠英）殿勘定方迄遣ス、喜六儀右衛門請取置可相伺由挨拶仕候由、六郎兵衛申候、
○弥市・伝五ゟ手紙、明廿二日五ツ時、御天守下御米蔵壁破損之見分仕候様ニ御番頭被仰渡候而見分仕候間、私共成共手代成共立合候様ニ申来ル、心得候由返書遣候、

廿二日　晴天雲有、昼過ゟ北風吹、
○月番手代仙右衛門召連、御蔵番一郎兵衛ニ鍵為持、五ツ打早速御蔵破損見分立合之為、山下弥一郎小屋迄罷越候、伝五郎・弥一郎下役二人同道、棟梁二人召連、御天守下御蔵一棟二戸前内外共ニ見分相済、夫ゟ両御番頭（小堀政岑・板倉勝清）へすぐに参、御届御礼申置候、尤御蔵場装束之儘也、
○弐百八十弐石　内四俵刎
　納　久下藤十郎（式秀）
十番　河州丹北郡
　右出役源五郎（海野）
御目付諏訪頼直源十今日御城入、
鈴木小右衛門（正興）
　河州高安
石原清左衛門（正利）
　泉州日根大鳥泉
同人
　摂州住吉郡
○百弐十石
　右同人
　此廻し俵無札、又一俵米見之落印ニ付、百弐十石共ニ納不申、百姓へ返ス、
○右納手代一木嘉六願候ハ、百廿石不残相改拵直し候儀、百姓難儀仕候間、此一郡十村程御座候内、右無札之俵ハ
　摂州住吉郡　北田辺村　無札
　同国同村　中喜連村　米見落印
右二村之俵斗拵直し候様ニ仕度由願申候、依之月番権三郎（松崎）申渡候ハ、二村斗拵なをし候共、不残拵なをし候とも、其儀御蔵方ゟ差図難成候、外之村々ハ気遣無之候ハヽ、ともかくも心次第兎角相改候上、納手代請負出し候へハ、それを証拠ニ此方ハ納申候間、いづれにも此上にて不念無之様ニ吟味相改出しなをし申候へと申渡候、
○右ニ付、向後念入被申候様ニ藤十へ三人方ゟ状遣し可申哉と申候へハ、六郎兵衛ハ不可然と申候、源五方ゟ二名を以清太（奈佐清太夫）へ相談ニ手紙こし被下候へハ、成程書状差越、重而念入被申候様ニ申遣、可然由返事也、贈書も源五方ゟ被差越候間、此清太返事も源五方へ返ス、明日弥三名ニ而藤十へ状可遣申合候、
○廿四日御法事之事、不定ニ候付、丹右衛門米会所御払米代銀さいそくの書付、山上殿（カ）越中守（長田元隣）殿勘定方へ持参仕候序ニ聞合候処、与力衆ハ不存候由申候、用人吉田兵右衛門へ聞合候処、御法事表立候事ニ而無之候、御回月故御所司（牧野英成）・両町奉行（長田元隣・本多忠英）衆明後廿四日ニ知恩院へ御参詣候也と返答仕候由、丹右衛門罷帰申聞候、依之衣服幷御香奠之儀も不相知候、
○大坂御金奉行へ、当春手代・小揚御給金請取手形、例之通にて能候哉と聞合ニ、下書二通権三郎一名を以状そへ遣ス、

廿三日　薄曇、

○廿九番　九百弐拾俵納（八）
　外ニ刎百六十俵
　三斗三升入之内、廻し切レ六合
　右出役源五郎（海野）　窪島作右衛門（長敷）
　作州　五郡分打込

○廿一番　九拾一俵納　五斗入　久下藤十郎（弐秀）
　外刎九俵　摂州八部郡
　弐百四拾俵納　同断　同人
　刎なし　同国住吉郡

右出役権三郎（松崎）、すぐニ月次御扶持江極渡し、
但不足ニ付、廿一番御蔵ゟ鈴木小右衛門（正興）河州交野郡（カタノ）先達而納有之米を五十六俵出し、右二口へ足シ候而相渡ス、廻しハ右二口へ附ケ廻しニ仕候、

○定御扶持方　百九拾八石三斗七升五合　手形数廿六通、
　内牢舎人三石　牢賄共ニ

右出役権三郎、右之納二口ヲ枡渡し、但し廻しハ新規ニ鬮ヲ入さセ立申候、五斗一升三合五夕ニ廻ル、廿一番御蔵ゟ五十六俵出し足し申候、附廻し也、

○去戌年分牢扶持、今日一紙手形来り、不足米四石余旧冬のけ置候戌ノ古米を以、八俵とはし石渡ス、月々手形十一枚引替返し一紙手形請取置申候、是ハ去暮之勘定ニ相立テ仕廻申候間、旧冬渡り済候積りニ相立候、米も古米大積り仕、のこし置候而今日渡ス、但廻しハ今日新規ニ立テ申候、五斗七合ニ廻り申候、月番権三郎渡ス、

是ハ旧冬押詰迄牢舎人増減之差引勘定相済不申候由ニ而、一紙手形出しかね候故、右之通也、

○久下藤十納手代一木嘉六呼出し、昨日之無札落印藤十方へ通達仕、心得之為ニ仕セ、向後念入被申候様ニ可仕旨、源五・権三郎申渡ス、昨日ハ状遣し可申旨申合候得共、余り急度きびしく聞へ候故、納手代方ゟ告遣候様ニ右之通申渡候、

○三輪七之スハ（ママ、助カ）慥ニ廿四日御法事之由被申候へ共、昨日越中守（長田元隣）殿用人吉田兵右衛門挨拶之上ハ、御蔵方御香奠無用に仕、のしめ・麻上下ニ而源五同道、知恩院へ拝礼ニ出候積りニ申合候、但御法事ハ御座候へ共、表立候事ニ而無之と見へ、兵右衛門も右之通申聞、町奉行衆ゟ御触も無之候間、存不申候分ニ相立テ、暮之御廻月之格ニ仕候、併正月中之事と申、殊ニ弐（カ）百年忌之御事ニ候故、のしめ着用、同役一同ニ参詣仕可然旨申合候、依之明日ハ早朝ニ伏見組御扶持相渡し仕廻、納米ハ相延へ申候、四ツ時過参詣可仕申合候、

○斗枡之とりき五本、五升枡之とりき二本、枡屋方へ誂調之積ニ申付候、

○例之通御扶持取人居残り、来月御借米之順鬮取らせ申候、順書三人方へ銘々書付さセ取申候、

廿四日　曇、微暖、

○朝五ツ時分御蔵へ出ル、伏見組同心御扶持弁川方与力・同心御役扶持弁牢番共ニ手形三枚、米高弐拾八石余、廿一番御蔵河州米渡ル、出役源五郎（海野）、

○右四ツ時相済罷帰、即刻のしめ・麻上下着用仕、源五同道、知恩院へ罷越候、七之助・幸右・三郎兵も同道、知恩院門前町屋ニ而上下着替、五人同道拝礼、木村宗右・石原内蔵助も落合、一同ニ拝礼、但何茂のしめ・半上下、御香奠持参之体也、此方ハ二人共ニ町奉行衆ゟ御触無之候故、吉田兵右衛門挨拶ニまかセ、御法事不存候分ニ仕、拝礼斗ニ而御香奠差上不申候、

○右拝礼仕廻、すぐに本堂へ地役衆一同ニ参詣、御忌（ギヨキ）之体一覧申候、

本堂浅草寺観音堂ヨリ少セまし、ごう天井白木くりあげ、小格子柱丸ク、金箔、太サさし渡し三尺、

知恩院ノ上ノ山坂ヲ登リ、右ノ

方一心院ニ而休息ス、元知恩院共号、安井ノ向ニ梅本坊と云祈祷所アリ、此所ニ而又休息、酒・茶なと給候、

仏前立花二瓶、源元上人ノ木像戸帳ノ内ニ見ユ、此外差而替事なし、参詣ノ男女多し、別而美女・若女群集夥敷、かつぎ其外衣類美を尽セり、御忌を以当所ノ若女ノ器量くらべ、衣裳くらべと云、又弁当始とも云、

三輪懇意之体也、八ツ半時帰宅、

○御勘定奉行衆・吟味衆ゟ年始之返書来ル、皆印判也、三人方へ連名之宛所也、肥後殿(駒木根政方)・筑後殿(松波正春)・播广殿(磨)(筧正舗)ハ裏印也、其外ハ皆御役印也、明日御役所へ持参仕候而、同役衆へも見せ候様ニ可仕旨申付、仙右衛門へ渡ス、

○大坂御金奉行深津八左より此間之返事来ル、成程手代・小揚春御給金之手形、此方ゟ遣候案文之通宜候間、弥此通ニ相認、来月四日差越候様にと返事也、則仙右衛門へ渡ス、

廿五日　昨夜ゟ雨天、今朝ニ至大雨不晴、御蔵相延申候、夕方晴ル、

○久下藤十(式秀)ゟ書状来ル、此間改俵之内、無札落印有之ニ付、手代一木嘉六へ可仰聞候趣早速申聞、不念之至致迷惑候、此上随分念入可申付候間、宜奉頼候由之文言ニ而、三人へ宛所ニ而墨判也、返書ハ月番権三郎(松崎)一名を以申遣候、御状之趣被入御念致承知、則同役共へも申聞候由ニ書遣ス、勿論一藤十状幷返書共ニ同役衆へ仙右衛門ニ渡シ廻し見せ申候、

○窪嶋作右納(長敷)手代参候、先頃之書状早々江戸へ差遣、作右一覧、被得其意候、御勘定所へ相伺候上ニ而、再振ハ可被致之由被申候之由、手代茂左衛門申聞候、

廿六日　晴天、霞立、

○御役仕廻ゟ越中守(長田元隣)殿へ参、十之丞ニ逢、清太(奈佐清太夫)・源五(海野源五郎)両人御切米御役料手形四通、手代・小揚御給金手形二通持参、御裏印之事相頼置候、附川勝勘右衛門殿知人ニなられ度由、十之丞へ頼置申候、即刻申達候段、手紙ニ而申来候、

○(長田元隣・本多忠英)両町奉行衆ゟ三人方へ手紙、台徳院(徳川秀忠)様御百廻之御忌、江戸にて御修行被仰付候、去廿日ゟ御座候由ニ候、此段河内守(牧野英成)殿各々へも申達候様ニと被仰候付、如是(カ)候、已上、則返事仕候、

○右御紙面ニ付、又々拝礼ニも可罷出候哉と越□(中)守殿へ伺候処、其儀ニ及不申候、恐悦ニ出候事ハ、御法事無滞相済申候由申来候上之事、夫も江戸之御様子次第ニ而、只今ハ不相知候由被仰候、則同役衆へも申遣候、

○（十四番　百弐十俵納、小堀仁右衛門(惟貞)　城州紀伊郡
　十五番　三百六十九俵納　摂州嶋下郡
　廻し四合切レならし廻し）

外刎三俵
右出役源五郎　石原清左衛門(正利)　泉州日根郡泉郡

○三十番　八百十一俵納、五斗入
外刎五拾弐俵
同人　同国大島郡南部

同　七百廿七俵
外刎五俵
右出役権三郎(松崎)

廿七日　快晴、微暖(カ)、霞立、

○（十番　小堀仁右衛門(惟貞)
　十一番　七百廿一俵　城州京廻り村々、
　刎なし
右出役源五郎(海野)）

○今日清太(奈佐清太夫)出勤、但御所司(牧野英成)・町奉行□(衆カ)を初、年礼ながら出勤之届ケニ被相廻候故、御役所へハのしめ(長田元隣・本多忠英)・麻上下□而、八ツ時前ちよと被立寄候儘ニ而、出役ハ無之候、

○筑後守(本多忠英)殿参府、江戸ゟ御差止申来り候付、相延申候由、

○町奉行衆ゟ手紙夕七ツ過来ル、

此状使之者■■(再カ)候哉、源五方へ持参差置帰候、源□(五)ゟ封之儘清太へ送り、清太ゟ封之儘手紙そへ、此方へ被差越候間、

此方ニ而封切り披見、返事ハ仙右衛門ニ申付候、
拝借金証文清太一枚、源五一枚、支配之分一枚　但三名、此案文権三郎（松崎正章）先頃差出候趣也、是ニ少々加筆有之被遣候、此三枚ヲ本紙二通りツヽニ写、一通ツヽ相そへ、〆三通、明廿八日昼九ツ時迄ニ筑後守殿へ可差出之由、奥印ハ両町奉行衆、御裏印ハ河内守（牧野英成）殿被遊候間、御書損シ之用意之為、二通ツヽ本紙したゝめ可出候由也、且又金子請取候儀ハ、来月五日三井組へ請取セ、為替を以此方町奉行衆へ金御請取候筈ニ、内々大坂奉行衆へ御申談置候間、銘々ゟ金請取人差越候ニ及不申候、追而町奉行御わり付御渡し可被成候由也、
今晩中右手形したゝめそろへ置、明朝御役所ニ而二人衆印形被仕候様ニ可仕旨、仙右衛門ニ申付候、

廿八日　快晴、霞立、夕方曇、
○十一番　千百三拾六俵納　　鈴木小右衛門（正興）
　　外弁四俵　　摂州西成郡
　　□（河）州河内郡
右出役清太夫（奈佐）、
○昨夜したゝめさセ申候定役二人□ハ、支配之者共拝借金証文、今日四ツ時源五持（海野源五郎）参、筑後守（本多忠英）殿へ差□被申候処、先勘定方請取置候由、其後昼時過、勘定方ゟ手代共呼ニ来り、仙右衛門罷越候処、一ノ字相除キ候様に申、証文返し候故、又々したゝめなをし、七ツ時前丹右衛門持参、勘定方へ渡しすミ申候、

廿九日　小雨、昨夜ゟ于今不晴、依之御蔵延引、
○川勝勘右衛門殿ゟ八ツ過手紙来ル、明後二日伊与守（板倉勝清）殿へ年始為御振廻相番一同ニ被召呼候間、二日朝五ツ時前、加藤源四小屋迄参、申合可参候由申来ル、御切米御納米御座候へ共、清太出勤（奈佐清太夫）ニ候間、同役へ助相頼置、成程伺公可申旨返事仕候、
○山下弥一郎ゟ手紙、昨日申談候通、御天守下之御蔵羽目板敷等之鼠穴斗繕可申付之間、明朔日右御蔵戸前明さセ候様ニ申来候間、心得之由返事仕、弥一郎手紙ハ清太へ渡し、来月番伊平太方へ申付給候様ニ申談候、即刻清太ゟ伊平太へ被申付候、
○七ツ時前清太へ参、源五立合月番渡し訖、尤例之通月次御勘定帳、勘定相改致印形、清太へ帳三冊渡ス、御用銀箱ハ十二月晦日ニ清太へ預ケ候節、権三郎（松崎正章）・清太夫両封印之儘、其後ひらき不申候間、其節之封印之儘、すぐニ清太へ引渡し申候、鎰ハ明朔日清太出礼ニ而候間、先此方ニ預り置、明晩方引渡し候筈ニ申合候、
○来月四日御切米渡し、朝之内早ク仕廻、直ニ隙明キ次第、鳥羽・伏見へ水場見分ニ罷越候□（筈カ）ニ申合候、
○越中守（長田元隣）殿組同心来り、明朔日雨晴候ハヽ、弥御切米渡しくれ候様ニ申来り候間、弥可相渡旨申遣候、

奈佐（清太夫）成功之覚
享保五子年三月十五日ゟ
一、御所司・町奉行衆ニ而大門明ケ候事、下座筵へ送り迎之事、極附之事、
　御所司松平伊賀守（忠固）
　町奉行山口安房守（直重）
一、御番頭・御目付・御所附衆・町奉行衆、御蔵奉行宅へ御見廻候事、
正徳四午八月ゟ
一、参府之節、御講尺江出席、
享保四亥七月
一、地役人ゟ別儀之御用被仰付候事幷時服拝領之事、朝鮮人御用被仰付御始也、
同七寅七月
一、御蔵手代小屋修復料ニ闕所銀御かし被下候事、
一、手代参府候節、昔ハ銀五枚ツヽ、旅扶持一倍斗被下候処、享保八卯年九月十二日願相叶、一人ニ金五両ツヽ、二人ニ十両被下候事、

一、小揚長屋御かし被下候事、享保七寅八月、
一、大宮通り御納米之牛車往来之事、松平紀伊守(信岑)殿御所司之節ゟ如是罷成ル、

御廻月参詣之覚

十月十四日　五月八日
正月廿四日　知恩院江　正月十日　養源院江
四月晦日　四月廿日

四月十七日　南禅寺江

広瀬六郎兵衛談話
一二三番御蔵ハ朝鮮人御用之道具入有之、御蔵方之御預リニ而、御城内御入用之度々ニ御代官衆へ渡シ、相済候へハ、又々此方へ請取入置候、近年御詰米増候ニ付、此御道具御代官へ渡し切り、御米詰申候、八番も御道具蔵ニ而候処、近年御米蔵ト成ル、二丸御花畑ハ八年以来此方へ渡り、御米蔵ト成ル、十四・十五・十六・十七ハ元来ゟ御米蔵也、

解題　京都府立京都学・歴彩館蔵「仮御役中日記」

杉谷　理沙

史料の概要

京都府立京都学・歴彩館蔵「仮御役中日記」（資料管理番号：館古四六四）は、大番士の松崎権三郎正章による、享保一六年（一七三一）正月の一ヶ月間にわたる御蔵奉行としての勤番日記である。[1] 冊子冒頭の記述によれば、御蔵奉行の奈佐清太夫が病気のため、松崎が「助」をつとめたとある。史料中には、御蔵に関わる業務についてだけでなく、蔵の構造や内容物、また御所の公開の様子なども記録されており、[2] 二条城内外の様子を知る上で貴重な史料である。

御蔵奉行と御蔵奉行仮役

「吏徴別録」によれば、二条城の御蔵奉行は寛永二年（一六二五）に置かれ、初めは三名であった。[3] また『徳川実紀』によれば、同年、御蔵奉行二人が伏見城から二条城へ移管されたとある。[4] 寛永二年は大番頭渡辺茂が二条城定番に任じられ、また伏見城定番であった春日左衛門・柘植三之丞が二条城御門番となった年であり、後水尾天皇の行幸が催されるに伴い、二条城が整備されていく中で、御蔵に関わる機構も整えられたと考えられる。御蔵奉行ははじめ京都町奉行所支配であったが、寛政二年（一七九〇）から勘定奉行支配へと変わった。[5] また御蔵奉行は任命され江戸から赴任するが、京へ引っ越すのに際し金三〇両が下されたという。[6]

『柳営補任』二条御蔵奉行の項に「当時本役両人、二条在番大御番ヨリ在役一人宛」[7] とあるように、二条城の御蔵は地役の御蔵奉行二名と、二条在番の一名による管理がなされていた。[8] 本史料記主の松崎は二条在番の大番士であるから、『柳営補任』が言うところの「在役一人」にあたる。弘化二年（一八四五）の「吏徴別録」には「享保六年辛丑閏七月六日仮役始、大御番ゟ」とあり、この大番からの在役一名を「仮役」と言い、またこのような管理体制が取られるようになったのは享保六年（一七二一）からであったことがわかる。その初代は高井蔵人で、この年の二条在番である三番組（番頭は岡野成恒）に属した。なお、高井は「出役御蔵奉行」として任命されており、このときはまだ「仮役」とは呼ばれていない。[9] ちなみに、大坂城の「御蔵奉行仮役」も享保七年から設置されており、京・大坂の「御蔵奉行仮役」は、享保の上方機構再編の一貫として設置された役職であったと考えられる。

この「御蔵奉行仮役」の具体的な職務は何か。本史料に、地役の御蔵奉行である奈佐清太夫が病気のため松崎が「助」をつとめたとあることから、史料中の松崎のように御蔵の運営に関わるのは特殊な例であったのかも知れない。実のところ、通常時の「御蔵奉行仮役」の職務は検討が及んでおらず判然としないが、柴田純氏は目付のような役割ではないかと推測している。[10] 文政三年（一八二〇）の「二条在番手留」に、両大番頭が二条在番への出立に先立ち、仮役任命予定者について相談のうえ、老中へ「伺」と「仮役二条地役人江続無之儀書付」を提出していることが見えるのは、[11] 御蔵奉行を監察するにあたり、両者の間に利害関係がないことを証明するためであろう。

松崎権三郎

本史料の記主・松崎権三郎は、実名を正章といい、この時（享保一五年四月～翌年四月）の二条在番である大番頭板倉勝清率いる一二番組に属した大番士であった。松崎は、享保一〇年（一七二五）に小十人組に入り、同年大番組へ番替をしている。[12]「御番士代々記」には「京・大坂の宿直に参る事度々」とある。[13] 没年は元文五年（一七四〇）で、没するまで大番組に属したとすれば、二条在番としては享保一五年（一七三〇）と元文元年（一七三六）の二度、大坂在番としては享保一二年（一七二七）、一八年（一七三三）、元文四年（一七三九）の三度上方に在番したことになる。ほか、取人や代人（本組以外での在番）をつとめたか否かは定かでない。松崎は、享保一五年の二条蔵米売払の入札触[14]に、六月・八月・一一月の担当者として見え、米売払入札に関わっていたことが知られる。

奈佐清太夫

奈佐清太夫は、正徳二年（一七一二）一〇月三日に二条御蔵奉行に補任された[15]。「京都万覚」[16]に「二条御蔵衆面々」として名が見え、午年（正徳四年〈一七一四〉）段階で四九歳とあるため、補任された時点では四七歳、本史料の享保一六年には六六歳であった。その後、元文三年（一七三八）、七三歳までの長期間にわたり御蔵奉行をつとめている[17]。また、奈佐の役料は米四〇石、切米は一五〇俵で、両町奉行の裏判証文により二条御蔵からこれを受け取っていた[18]。

本史料の巻末には奈佐の功績が挙げられている。多くは詳細不明だが、享保四年（一七一九）七月の「地役人ゟ別儀之御用被仰付候事幷時服拝領之事、朝鮮人御用被仰付御始也」とあるものが注目される。奈佐はこれ以前から朝鮮通信使の御用に携わっており、宝永七年（一七一〇）の「柳営日次記」には、翌年の通信使来聘に際し、「朝鮮人来朝ニ付道中筋御用被仰付之」として、「御勘定」をつとめたとある[19]。朝鮮通信使に関しては、本史料の巻末に、一・二・三番蔵は朝鮮人御用のための道具を入れていたが、近年は詰米が増加してきたためこれらの道具を代官へ渡し、米の収蔵を専らとすることとしたとある。「二条御城内外御蔵数幷糒大銭銅之事」[20]には、「二之御丸有之　行幸御賄古御道具、是ハ朝鮮人来聘之節毎度御用ニ相立申候、正徳元卯年朝鮮人来聘之節、本国寺御賄方辻弥五左衛門・古川武兵衛・古川岡右衛門江相渡、御用ニ相立候品々之内、御屏風七双幷真鍮銚子提ハ致返納、其外ハ不残御遣捨罷成候、右之外残御道具三輪市十郎幷御蔵衆四人預り」とあり、朝鮮通信使の御用に立てられた道具は、寛永の行幸時の古道具であったとし、正徳元年（一七一一）の来聘時に使用された後、一部を除き廃棄あるいは御殿番三輪と御蔵衆の預かりとなったという[21]。宝永七年（一七一〇）に通信使の御勘定をつとめた奈佐が、その二年後に二条御蔵奉行に補任されたことと、それ以降も朝鮮人御用をつとめていることには、何らかの関連があるのかも知れない。

二条城の御蔵

飯島千秋氏によれば、二条城の御蔵は寛永の後水尾天皇による行幸に備えた一連の普請事業の中で修築され、正徳期（一七一一－一六）頃には城内三ヶ所に三棟一一戸前、城外に一一棟二二戸前が存在した。また寛政二年（一七九〇）段階では城内に五棟一七戸前、城外に一二棟二四戸前、証文蔵一ヶ所と縄藁入蔵一ヶ所が存在したという[22]。御蔵の数が増加しているのは、本史料文末に「近年御詰米増候ニ付」とあるように、米蔵としての需要が高まっていたためと考えられる。

本文中に「内之御蔵」「外御蔵」とあるように、二条城の御蔵は城内外に配置されていた。「内之御蔵」の配置は**図1**の通りである。各蔵には番付がなされ、各棟の近くに米見所（米見番所）が置かれた。なお、天明八年（一七八八）の本丸焼失以前は本丸内にも御蔵があったが、ここには金蔵と鉛蔵があり、あるいは鉄炮や弓、古木が置かれていたものの、米は収納されていなかった[23]。

外御蔵は、**図2**の「御蔵屋敷」の部分に存在した。この空間の中に、**図3**に見えるような複数棟の米蔵や証文蔵、縄藁蔵、手代の詰所などが配置されている。一帯には囲いが施され、東に惣御門、西に裏門が見える。東南の一角には「市小屋」（市場小屋、風呂屋舗とも呼ばれる）があり、ここでは入札の申し入れと開札[24]が行われ、また幕臣が入城の手続きをする間の待機所、番衆宛荷物の受け渡し所としても利用された[25]。

なお、**図2**の御蔵屋敷の北に見えるのが御蔵奉行の役宅である。奈佐や、本史料にもう一人の蔵奉行として登場する「源五」＝海野源五郎の屋敷も見える。御蔵屋敷の西には御蔵手代の屋敷も見える。また少し離れるが、御殿番三輪の屋敷の西隣には御蔵奉行仮役交代屋敷がある。御蔵に関わる役の者は、御蔵屋敷周辺に居住し、これを管理していたことがうかがわれる。

以上簡単に概要を述べたが、二条御蔵奉行に関する研究は決して豊富とは言えず、また特に二条在番から出向する御蔵奉行仮役の職務は不明な点が多い。かれらは二条在番の組織としてのみならず、近世京都の財政や、地役人と上方在番との関係を考える上でも重要な存在である。後考を俟つこととしたい。

【注】

（1）翻刻には反映しなかったが、本書の表紙には「享保十六、京都蔵番日記」と、また冒頭の「仮御役中日記」の傍らに「江戸□□□□」と鉛筆書がある。また、「金沢蔵」という蔵書印が捺されているが詳細は不明。

（2）本史料に見える御所の公開については、山田洋一「江戸時代の「京都御所正月一般公開」――旗本の「（二条城米蔵）仮御役中日記」から」（京都府立総合資料館『総合資料館だより』一三八、二〇〇四年）参照。

（3）「吏徴別録」下巻「布衣以下御目見以上」（国書刊行会編『続々群書類従』第七法制部、続群書類従完成会、一九六九年）。

（4）黒板勝美編『新訂増補国史大系第三九巻　徳川実紀』第二篇（吉川弘文館、一九三〇年）寛永二年四月二日条。

（5）前掲注（3）。

（6）「吏徴」上「御目見以上」（『続々群書類従』第七法制部）。「遠国御役人拝借金高書」（『復刻原本＝海舟全集　第四巻吹塵録』下巻、原書房、一九六八年）。

（7）東京大学史料編纂所編『大日本近世史料　柳営補任』五（東京大学出版会、一九六五年、以下『柳補』）三〇頁。

（8）元離宮二条城事務所編『研究紀要元離宮二条城』（以下『紀要』）第三号に掲載した拙稿「近世後期における二条在番の生活」では、蔵奉行仮役は各組から一名ずつ任命されるとしたが、「二条在番手留」（神宮文庫蔵。『紀要』第三号に翻刻を掲載。以下「手留」）には両番頭が相談の上、堀田組の一名のみ仮役として見え、両組から一名の選出であったと考えられるため、ここに訂正する。

（9）国立国会図書館内閣文庫蔵「年録」（「柳営日次記」、請求記号：833-1）享保六年閏六月六日条。

（10）柴田純「二条城番衆と京都」（元離宮二条城事務所編『令和三年度二条城歴史講座［記録］』、二〇二三年）。

（11）文政三年二月九日条。

（12）斎木一馬・岩沢愿彦校訂『断家譜』第二（続群書類従完成会、一九六八年）。

（13）国立公文書館内閣文庫蔵「御番士代々記」大御番十二番（請求記号：152-0121）。

（14）京都町触研究会編『京都町触集成』（岩波書店、以下『町触』）二巻（一九八四年刊）の三六一、三七二、三七七、三九四、四〇八。

（15）「年録」同日条および『柳補』。これ以前は勘定方であった。

（16）大阪経済大学日本経済史研究所蔵、安国良一「京都万覚（上）」（『経済史研究』二七、二〇二三年）に翻刻を掲載。所蔵元での文書名は「京都新銭座記録」（請求番号：735/K）。

（17）「年録」元文三年一二月二八日条および『柳補』。

（18）「同所御蔵詰米大豆幷御役料御切米御扶持方定渡方之事」（岩生成一校訂・岡田信子ほか校訂『京都御役所向大概覚書』上巻〈清文堂出版、一九七三年、以下『覚書』〉）一七九頁。

（19）国立公文書館蔵「柳営日次記」（請求記号：164-0017-0021）宝永七年三月二三日条。

（20）『覚書』上巻一七〇-一七二頁（引用箇所一七二頁）。

（21）すなわち「仮御役中日記」の言う「近年」は正徳元年を指すと考えられる。

（22）飯島千秋「江戸幕府の米蔵」（『江戸幕府財政の研究』吉川弘文館、二〇〇四年、初出二〇〇〇年）。

（23）拙稿「近世における二条城の番所」（『紀要』第四号、二〇二四年）の図2-②参照。

（24）『町触』一巻（一九八三年刊）の一三七八、一四六九、一四八五等。

（25）前掲注（8）拙稿参照。

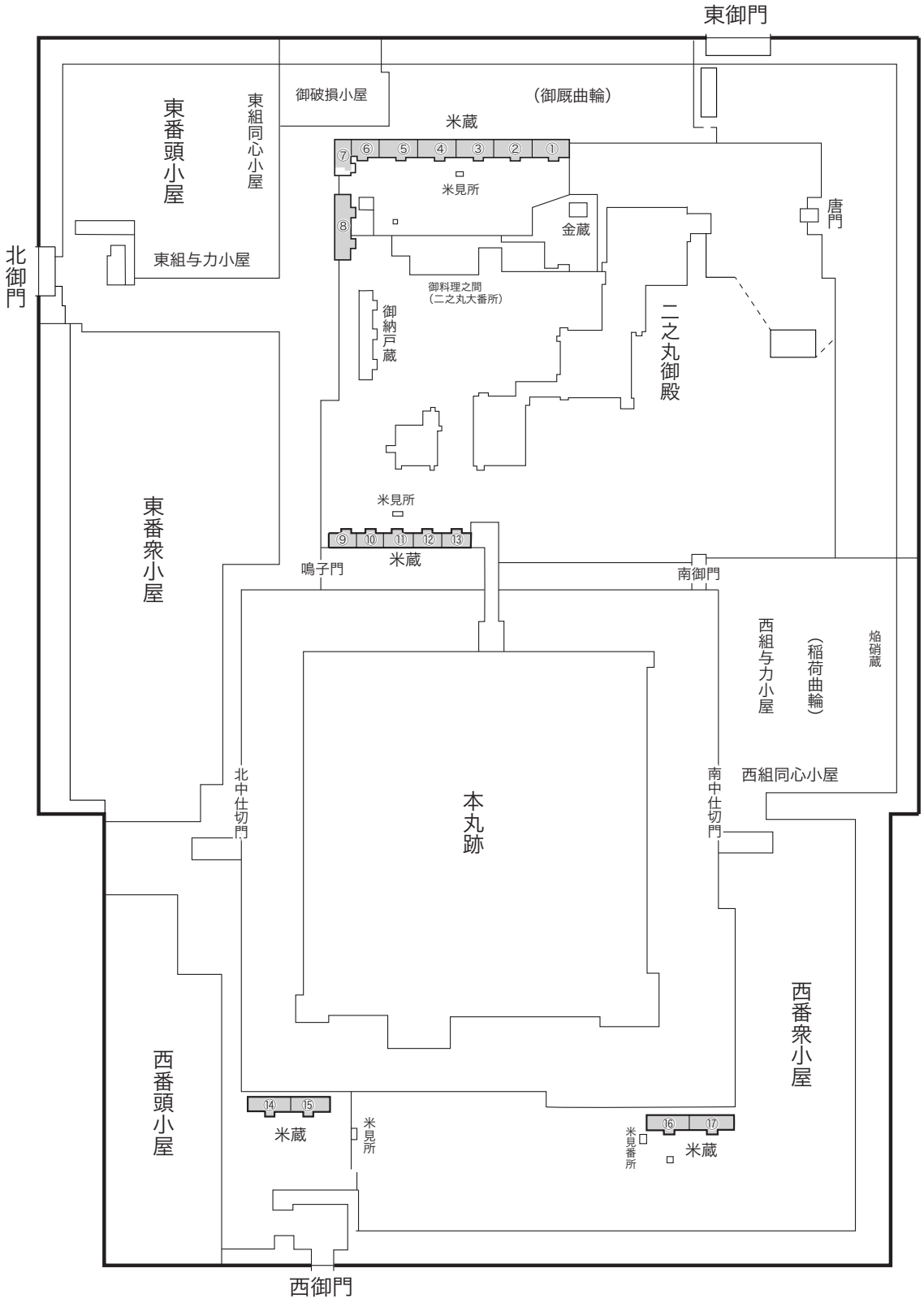

図１　二条城内の御蔵の配置

天保 14 年（1843）の様子を描いた京都府立京都学・歴彩館蔵「二条御城中惣絵図」（館古 023、中井家文書 160）を略図化。便宜上、米蔵に網掛けの上、各蔵の番付を示した。

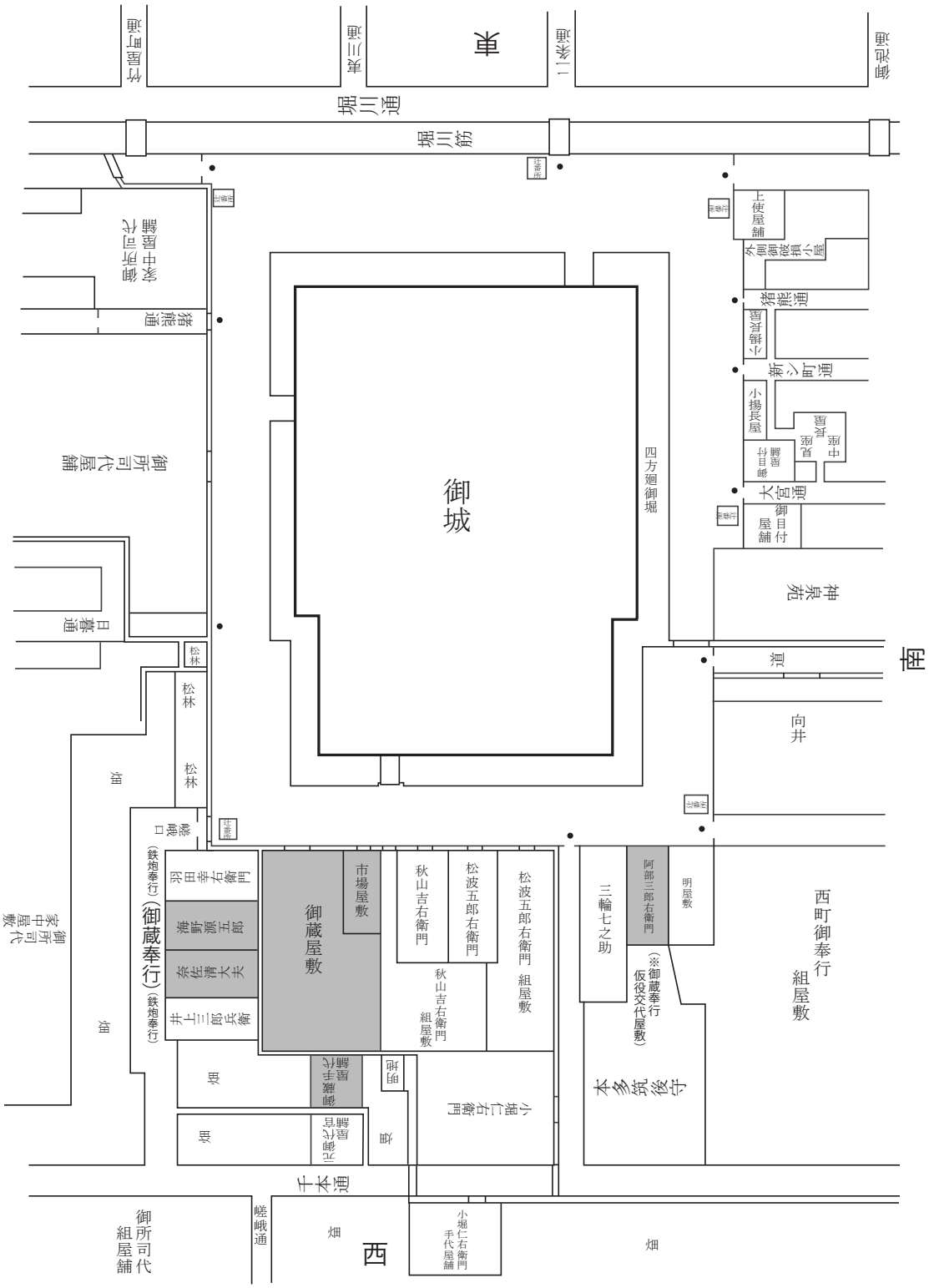
東
竹屋町通
寺之通
二条通
御池通
二条通
堀川筋
御所司代屋敷
御所司代屋敷
御城
四方廻御堀
神泉苑
向井
西町御奉行組屋敷
三輪七之助
阿部三郎右衛門
明屋敷
（※御蔵奉行仮役交代屋敷）
松波五郎右衛門
松波五郎右衛門 組屋敷
秋山吉右衛門
秋山吉右衛門 組屋敷
御蔵屋敷
市場屋敷
御蔵奉行（鉄炮奉行）
御蔵奉行（鉄炮奉行）
御所司代屋敷
本多筑後守
小堀仁右衛門手代屋敷
元御室屋敷
御蔵手代屋敷
明地
畑
畑
畑
畑
西
千本通
御所司代組屋舗
嵯峨通
小堀仁右衛門手代屋舗
日蓮宗
松林
松林
松林
畑
畑
畑
畑

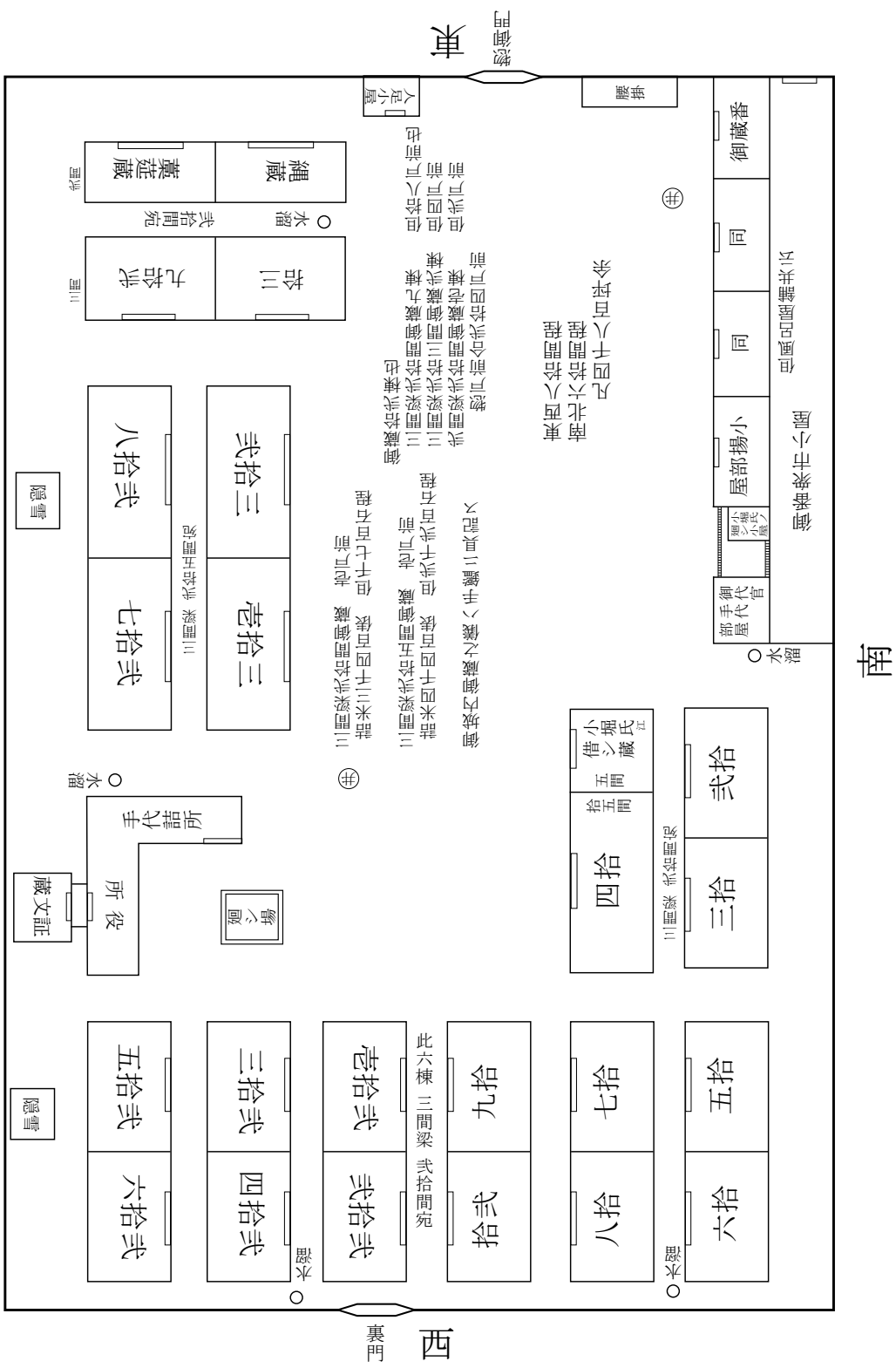
東
惣御門
南
御蔵屋敷
但風呂屋
井戸
同
同
小屋部揚
御蔵番
御手代代官屋部
水溜
東西廿四間程
南北六拾六間程
但馬守殿御屋敷
但馬守殿御屋敷
但馬守殿御屋敷

（翻刻）神宮文庫蔵「大番職制」

（表紙）

大番職制

徳川史料　三十一下

惣目録

（朱書、以下同）

『一』一、起請文前書之事

『二』一、年中行事幷　殿中衣服之事

『三』一、惣而休日数覚書之事

『四』一、二条大坂御番出立日割書之事

『五』一、大坂御加番御合力割合書之事

『六』一、二条大坂在役数幷在役順之事

『七』一、騎射たるはゐ（帯佩）人在番致永残候訳書之事

『八』一、御蔵奉行出役御能拝見本組被附出候例書之事

『九』一、組頭諸御礼式之事

『十』一、御番衆諸御礼式之事

『十一』一、同組限り御礼勤部分ヶ之事

附看病断数書之事

姉看病断相立候例書之事

『十二』一、組頭幷御番衆其御礼勤先格且例書之事

『十三』一、先格御番頭江申立置候数ヶ条之事

『十四』一、代人本組戻り之事

『十五』一、組頭在番之節日延之儀ニ付達候事

『十六』一、取人代人在番先借用金始末之事

『十七』一、在番先御番衆親類江対面数達候事

『十八』一、御番衆出立前日延限り之事

附翌年代人願等聞済無之達候事

『十九』一、火事之節組頭心得方之事

但西丸之式

『廿』一、御法事等之節組頭御香奠献上諸式之事

『廿一』一、他番之者江相跨変事有之候節心得方達候事

『廿二』一、取人代人順書番頭達候事

『廿三』一、先組江代人内問合認振等之事

『廿四』一、御目見以下江養子差遣不縁ニ付再養子遣候例書之事

『廿五』一、在番先ニ而家来手討壱条之事

『廿六』一、部屋住御番衆父死跡目不済内在番江罷登候例之事

『廿七』一、御番頭組替例書之事

『廿八』一、組頭日延中病死月番御取扱例書之事

『廿九』一、地借之者江家来喧嘩手負候一件之事

『卅』一、二丸当御番認振幷諸振合書数ヶ条之事

『卅一』一、他組ゟ助之義ニ付達書之事

『卅二』一、番頭組頭不残差控伺ニ付俄助始末之事

附当番書之事

『卅三』　一、番頭被　仰付候節御同役等同道二丸御見習之節之事
『卅四』　一、御番衆急病人有之候節始末之事
　　但西丸之例も有之
『卅五』　一、組頭宅近火致退番候節之御番頭被仰合書之事
『卅六』　一、明番之節葛籠持五時迄不罷越候節之事
『卅七』　一、御本丸江可参葛籠西丸江参候例之事
『卅八』　一、御番衆家来　御城中ニ而俄病気始末之事
『卅九』　一、御番之節夜ニ入御番衆被為　召候一件之事
『四十』　一、御番所ニ而御番衆俄病気夜中退番之事
『四ノ一』　一、組頭被　仰付候節書状案文其外手続之事
『四ノ二』　一、供奉出入之節差引心得数ヶ条之事
　　附御具足開登　城候心得
『四ノ三』　一、御弓場始御延引御替日之節衣服之事
『四四』　一、月並講釈登　城之事
『四五』　一、御能　御前置差引心得曲尺等之事
　　附揃書認振之事
『四六』　一、大的　上覧之節差引心得方之事
『四七』　一、嘉祥御祝儀登　城之事
『四八』　一、玄猪御祝義登　城之事
『四九』　一、御番入御入人差引登　城之事
『五十』　一、御番衆誓詞差引心得之事
『五一』　一、壱統騎射　上覧之節差引心得方之事
『五二』　一、両山拝礼心得方之事
『五三』　一、在番御暇御番衆差引心得之事
『五四』　一、琉球人来聘之節出人差引之事
『五五』　一、武術　上覧之節御番衆差引心得之事
『五六』　一、御供弓罷出候者組々達心得之事
『五七』　一、御供衆宅近火当御番為致退番候手続之事
『五八』　一、二丸当御番書追加之事
『五九』　一、御成之節二丸当御番代り合刻限之事
『六十』　一、二丸組頭部屋有明断之事
『六一』　一、老衰ニ付泊御番御用捨例書之事
『六二』　一、養女差戻御進達済御礼例書之事
『六三』　一、組頭　御目見差扣中　御成有之組頭人数之事
『六四』　一、明キ組相成候節出火有之寄場江罷出候心得之事
『六五』　一、御能之節組頭本出加番共御台所江下置候事ニ相成候達之事
『六六』　一、惣出仕之節当番ニ而不罷出候砌追而可罷出候哉之儀御達之事
『六七』　一、取人代人日延願罷登候上先下り不相成達之事
『六八』　一、代人下り本組戻無之以前病死候者取斗之事
『六九』　一、悴御番入願差出候前御番頭逢申込候事
『七十』　一、道中ゟ御番衆病気ニ付罷下候節右差添之者罷下候上休日数定書之事
『七一』　一、本御番之御番頭当御番日朝之内登　城被致候共其日之当御番書江者不認様ニ御達之事
『七二』　一、旅中ニ而御茶壺行合候節之心得方御達し書付之事
『七三』　一、御番頭明キ中御番頭御助之義御達手続之事
『七四』　一、出火之節当番非番とも都而大御番方心得幷着服之義御目付ゟ問合書且大御番頭御答書之事
『七五』　一、木曽路旅行之節跡登者矢張木曽路罷登取手返者東海道罷登可申達之事
『七六』　一、御番頭御引渡之節父看病断相達候例書之事
『七々』　一、廻り方初而被　仰付候節之事
　　附其後追々被　仰出候御書付写廻り之者召捕者致候節届等諸事心得方
『七八』　一、組頭両人　御目見遠慮之節二丸当御番日　御成可有之義ニ付伺且助ニ不及候事
　　但其日之当御番書江認入候事
『七九』　一、独旅行之御番衆旅中病気ニ付罷下候儀心得方御達書之事
　　附別紙組頭心得方達之事
『八十』　一、二丸御番衆部屋有明ヶ半夜分之事

『八一』　一、元日二日御番所代り合刻限之事
『八二』　一、組頭為持候挟箱差置所心得伺之事
『八三』　一、同断下乗迄供連之事
『八四』　一、同断病気差合ニ而出番　助合之事
『八五』　一、御番頭明ヶ詰番ニ相成候間是迄詰番出候事伺候処矢張諸事当御番日より三日目心得可致段御達有之候事
『八六』　一、二丸　御殿　御成之節御番所詰合人数申合候事
『八七』　一、水馬水稽古大御番方世話役伺問合候事
『八八』　一、壱人登り御番衆旅中於駅宿病気之節致養生罷登候例書之事
『八九』　一、大御番方水馬水稽右世話取扱両人御番頭被申渡候事
『九十』　一、御番頭於泊所組頭江以来夜食不振廻よし申合書達之事
『九一』　一、組頭被　仰付候節其月ニ寄盆暮坊主衆江遣之物半減ニ□（可カ）致同役申合之事
『九二』　一、友松殿（徳川家斉男）逝去伺　御機嫌当御番平服之事
『九三』　一、嘉永六丑年冬□（大カ）御番方　西丸勤被　仰付候ニ付非常心得御番頭達書之事
『九四』　一、改元被　仰出候節西丸当御番詰合着服之事
『九五』　一、大御番組頭采配所持由来之事
『九六』　一、武術　上覧之節差引之儀ニ付組頭申合八番組ゟ部屋江張出之写之事
『九七』　一、馬揃　上覧之節当御番他組助ニ成当御番書之事
『九八』　一、昼夜廻り之者水馬願ニ付代り之者出候例九番組
『九九』　一、在番帰之御礼不相済番頭衆出番無之節者当御番書振合之事
『百』　一、御法事之節御菓子被下候式之事
『一』　一、甲州流采配仕立様作法之事
『二』　一、天正十八年小田原御陣大御番御供之事
『三』　一、同断之節組頭采色絵持之事
　但杉原伝右衛門勘考諸書之事
『四』　一、大御番組采配持候儀御尋之節福嶋伝兵衛ゟ御答書之事
『五』　一、武術　上覧之節組頭罷出候歟差引ニ罷出候節当御番書凡例之事
『六』　一、上野（寛永寺）　御霊屋江拝礼願書之事
『七』　一、御茶壺勤候者代人順建之事
『八』　一、御代替初ニ而大的　上覧着服之事
『九』　一、安政五午十月廿五日六番組江弐番組ゟ御同役御番助之事
『十』　一、組頭被　仰付候砌盆暮遣物月割申合之事
『百十二』　一、安政六未　御代替御能拝見之砌諸達書

『二』起請文前書

一、今度大御番組頭被　仰付候、弥重　公儀御為第一奉存、聊以　御後閣儀仕間鋪候、勿論　御為悪鋪儀申合仕間敷候、万事精入御奉公油断仕間敷事、
一、従跡々被　仰出候御法度之趣堅相守、猶以於　殿中茂不作法之義無之様相嗜可申候、幷且以後被　仰出候御条目・壁書等、是又違背仕間鋪候事、
附相役中者不及申、御一門方を始諸大名・諸傍輩ニ対　御為悪心ヲ以申合一味仕間敷候事、
一、相番中万事御法度以下、無依怙贔屓可申合候事、
一、相番中善悪之儀、親子兄弟知音之好又ハ中（仲）悪敷輩たりといふとも、無贔屓偏頗有体言上可仕候事、
一、相番中ゟ役人出候僉議、番頭相談之時、雖為他番数（存）寄之通、無遠慮依怙贔屓不仕、似合敷□（仁）書出可申候事、
附御奉公ニ候間、常々及心程他番之面々ヲ茂様子存候様、心を附可申候事、
一、二条・大坂御番之節、右之通相守可申候事、
右之条々雖為一事於致違乱者、
罰文

『弐』年中行事幷衣服附

正月元日・二日年始御礼之事、
一、烏帽子・素袍着用之事、
一、元日当御番・明ヶ御番・御供(カ)番、三組二日御礼、残五組元日御礼之事、
一、十二月晦日組切ニ月番組頭ゟ揃書御番頭江差出、猶又当朝於　御殿中之御番頭部屋江揃書差出候事、
一、昼夜廻り之面々当日遠廻ニ候得者、御礼登　城無之、近廻り之節者、四人ニ而朝昼夕持切、弐人者御礼登　城之事、
但毎々当日近廻り之面々、弐人ニ而朝昼夕持切、四人御礼登　城致候処、寛政三亥年十二月十日拾弐番組寄合之節、組々評義之上、前文之通相極候事、
一、二条・大坂残役登　城無之候事、
一、御書院番方ゟ虎之間請取候儀、詰番組与頭壱人中ノ口御書院番与頭部屋江罷越し懸合、請取御礼席江罷出候節、御番衆両三人虎之間江残置、御流頂戴ニ相廻候節、断返致候之事、
但詰番組与頭其組御帳掛り江申達し、虎之間御椽江被相越、詰合之御書院番江為掛合請取候儀茂有之候、且詰番組御礼ニ不相当節者、組順ニ而掛合候事、
一、本組番頭病気差合等ニ而登　城無之節、揃書詰番頭江差出申候、退散之節も届申達退出之事、
但御礼無滞相済候段、番頭宅江月番之組頭ゟ申達候事、
一、元日ゟ七日迄当御番熨斗(目脱)・麻上下、八日より平服之事、
一、六日寺社御礼出人有之候事、
一、八日・九日春御借米手形案文帳、月番与頭ゟ番頭江差出候事、
但二条在番登り年者、取越米手形案詞帳書替所江問合之上差出候事、且又二条・大坂とも残役者、本組ニ而取斗申候、代人登り永残共下り年者、本組之取斗之事、
一、十日・廿日之内上野(寛永寺)、十七日紅葉山、廿四日・晦日之内増上寺　御参詣之節、当御番帰り方熨斗目・麻之事、
但十七日御請ニ付、十六日泊方、十七日帰り方、服穢之者相改候事、
一、十一日御具足御祝儀頂戴、詰番組之与頭両人熨斗目・麻着登　城之事、
一、十一日御具足御祝儀ニ付、当御番熨斗目・麻之事、
一、御弓場始大御番方ゟ射手罷出候節者、其組与頭壱人差引罷出、両組以上罷出候節者、其組与頭組順ニ壱人罷出候事、
但十一日ニ候得者、差引組頭茂熨斗目・麻奥等ニて、御延引別日ニ相成候節者、平服着用之由、及承候儀有之、追而可糺、
一、二条登組休入、在府組ゟ助昼夜廻り出候ニ付、右請取渡之儀、正月之月番組寄合之節相極メ、廻り退役助出役之面々登り組・在府組申渡候事、
一、四季打鉄炮有之候得者、証文正月十日頃迄ニ番頭江差出、掛り大目付衆江断相済候段、番頭ゟ達有之次第、四季打鉄炮有之面々江其段申達候事、
一、十四日当御番熨斗目・麻着用之事、
但帰り方者書面之通、泊り方ハ平服之事、
一、春大的　上覧大御番方ゟ出候節、上覧被　仰出有之候節、射手性(姓)名書番頭江差出候事、
一、十五日当御番熨斗目・麻之事、
但御礼後平服、
一、同日御礼登　城各同服之事、
一、節分ニ相当り候得者、当御番泊方熨斗目・麻之事、
一、廿八日当御番熨斗目・麻之事、
但御礼後平服、
一、同日御礼右同服之事、

二月

一、朔日当御番熨斗目・麻之事、
但日光　御鏡　御頂戴ニ付、殿中装束御規式相済平服、前日泊方・当日帰方服穢改之事、
一、同日日光　御鏡開キニ付、月並御礼無之事、
一、十日講釈之節、詰番組ゟ与頭両人服紗小袖・麻着登　城、此後之講釈之節平服、詰番組与頭両人ツヽ登　城之事、
一、二条在番組休入ニ付、預人之面々在府組江預ヶ替、正月之月番頭ニ而

被相極、組々江達有之、休入組ニ而者御番壱日番頭ゟ用捨有之、右預中之為御礼、番頭江平服ニ而被相越候之様申達候事、

一、在府江者預替之御礼、番頭・組頭江服紗・麻ニ而被相越、若病気之面々者、番頭用人迄口上書を以申達、組頭江茂同様被差越候様申達、追々書書物請取番頭江差出候事、

但何人ニ而茂右同断之事、

一、十五日当御番服紗小袖・麻之事、

一、同日二条在番御暇服紗小袖・麻、且悴共　御目見熨斗目・麻着、詰番組与頭差引之事、

一、同日御礼登　城服紗・麻之事、

一、廿八日当御番服紗小袖・麻之事、

一、同日御礼登　城右同服之事、

三月

一、朔日当御番服紗小袖・麻之事、

一、同日御礼無之事、

一、三日当御番泊り方共熨斗目・麻之事、

一、同日御礼熨斗目・長上下之事、

一、公家衆　御対顔御能御返答之節、当御番熨斗目・麻、御能之節者終日泊方茂同服之事、

一、御馳走御能之節者、御前置出入有之候事、

但熨斗目・麻上下、足袋不用、差引組頭長袴着之事、

一、十日前後之内夏足袋願、月番之与頭ニ而一紙ニ相認メ番頭江差出候事、

一、十五日当御番服紗小袖・麻之事、

一、同日御礼登　城同服之事、

一、廿八日当御番服紗小袖・麻之事、

一、同日御礼無之候事、

一、大坂在番地願之面々有之、組々与頭ゟ四月頃登組与頭江故障之有無掛合之上、願書差出候事、

四月

一、朔日当御番袷熨斗目・麻之事、

但今日ゟ足袋不用候之事、

一、同日御礼登　城右同服之事、

一、八日・九日頃夏御借米手形案紙・俵数帳、御番頭江差出候事、

但大坂在番当り年者、取越米手形案紙・帳、一所ニ差出候事、

一、十五日当御番服紗袷・麻之事、

一、同日御礼登　城右同服之事、

但参勤之御礼有之候得者、月並御礼者無之事、

一、十七日紅葉山　御宮　御参詣之節、供奉出入有之候事、

一、同日当御番帰方袷熨斗目・麻之事、

但十七日御請ニ付、十六日泊り方・十七日帰り方服穢之者相改候事、

一、廿日上野（寛永寺）　御参詣有之候得者、当御番袷熨斗目・麻之事、

一、廿八日当御番服紗袷・麻之事、

一、同日御礼登　城各同服之事、

一、晦日増上寺　御参詣有之候得者、当御番袷熨斗目・麻之事、

五月

一、朔日当御番服紗袷・麻之事、

一、同日御礼登　城右同服之事、

一、同日在番帰り御礼袷熨斗目・麻、且悴共御目見同服、詰番組与頭差引之事、

一、大坂登り組休入、二条下り休明ニ付、昼夜廻り請取渡之儀、五月之月番組寄合之節相極メ、廻り退役・廻り当役之面々江登り組・出勤組ゟ申渡候事、

一、大坂登り休入、二条下り休明ニ付、預替之式、二条登休ニ入候節同断、本組戻り御番壱日御用捨、預中御礼御預替同断之事、

一、水馬水稽古之面々有之候得者、届書組頭江請取、四月末番頭江差出、若年寄衆御船手江達相済候段、番頭江申来次第、稽古之面々江申達候、番頭幷組頭相組切麻上下着、御礼被相越候事、

一、右稽古六月八日・九日頃之内、御番頭ゟ御達有之相始申候、八月廿二

日・廿三日頃之内相止候様、御番頭ゟ達有之、役船出数書付、銘々ゟ差出次第番頭江差出申候、三人乗日除船大御番方江壱艘出申候、

但初而稽古始候面々ゟ者、願書請取差出申渡相済、御礼勤番頭・与頭不残江被相越候事、

一、五日当御番染帷子・麻、終日泊方共之事、
一、同日御礼登　城右同断、長上下之事、
一、八日上野（寛永寺）　御参詣有之候得者、当御番帰り方染帷子・麻之事、
一、十五日当御番染帷子・麻之事、
一、同日御礼登　城右同服之事、
一、十七日紅葉山　御宮　御霊屋江　御参詣有之候得者、当御番染帷子・麻之事、
一、廿八日当御番染帷子・麻上下之事、
一、同日御礼無之事、

六月

一、朔日当御番染帷子・麻之事、
一、同日御礼登　城右同服之事、
一、十二日増上寺　御参詣有之候得者、当御番染帷子・麻之事、
一、十五日当御番染帷子・麻之事、
一、同日御礼無之事、
一、十六日嘉祥ニ付、当御番染帷子・麻之事、

但当御番・明ヶ御番ヲ除キ、諸組ゟ合テ五拾人出人有之事、与頭之当御番斗相除不残出ル、在番登休入中ニ而茂、与頭ハ御暇不相済内者罷出候事、

一、廿日上野（寛永寺）　御参詣有之候得者、当御番染帷子・麻之事、
一、廿八日当御番染帷子・麻之事、
一、同日御礼無之事、

七月

一、朔日当御番染帷子・麻之事、
一、同日御礼登　城右同服之事、
一、大坂在番御暇染帷子・麻、且怜共　御目見同服之事、詰番組与頭差引之事、
一、七日当御番泊方共白帷子・麻之事、
一、同日御礼登　城白帷子・長上下之事、
一、十四日紅葉山惣　御霊屋江　御参詣有之候得者、当御番染帷子・麻之事、
一、十五日当御番染帷子・麻之事、
一、同日御礼無之事、
一、廿二日増上寺江　御参詣有之候得者、当御番染帷子・麻之事、
一、廿八日当御番染帷子・麻之事、
一、同日御礼登　城右同服之事、
一、七月末、八月之内、国役金納之儀、御勘定奉行ゟ之案文達書、番頭ゟ達有之次第、知行所国役掛り候面々江申達、納相済次第、納証文幷御代官手附手代請取書控とも、月番与頭江取集、十一月晦日限り御番頭江差出申候、御代官手代請取書被戻次第、銘々江差戻候事、

八月

一、朔日当御番泊方とも白帷子・麻之事、
一、同日御礼登　城白帷子・長袴之事、
一、十五日当御番染帷子・麻之事、
一、同日御礼登　城右同服之事、
一、廿八日当御番染帷子・麻之事、
一、同日御礼無之事、

九月

一、朔日当御番服紗袷・麻之事、
一、同日御礼登　城右同服之事、
一、同日大坂在番帰御礼熨斗目・麻、相延候得者服紗小袖・麻、且怜　御目見者両日とも熨斗目・麻之事、
一、秋大的　上覧大御番方ゟ罷出候節者、上覧被　仰出有之候節、射手性（姓）名書、御番頭江差出候事、
一、当月八日・九日頃之内、冬御切米手形案詞・俵数帳、番頭江差出候、

春夏同様之事、
一、当月上旬之内、切支丹宗門改証文相組切取集メ、上包無之見出し認メ、程村紙ニ而上袋致し、相組切一所ニ入、月番与頭江取集、九月廿日頃御番頭江差出候事、
但二条・大坂取人代人罷登候面々、別紙証文取置、右之節同様一所ニ袋江入差出可申事、
一、大坂下り組出勤ニ付、在府組助廻り引、出勤組昼夜廻り請取渡之儀、九月之月番組寄合之節相極、助廻り退役・廻り出役之面々江、大坂下り組・在府組ゟ申渡候事、
一、九日当御番服紗小袖・麻之事、
一、同日御礼登　城花色小袖・長袴之事、
但万石以下花色ニかきらす、
一、十日今日きり足袋相用候事、
一、大坂下り組出勤ニ付、本組戻り預替之式、大坂登組休入、二条下り組出勤之節与同断、
一、十五日当御番服紗小袖・麻之事、
一、同日御礼登　城右同服之事、
一、十七日紅葉山　御参詣有之候得者、当御番熨斗目・麻之事、
但前日泊り方ゟ服穢改候事、
一、廿八日当御番服紗小袖・麻之事、
一、同日御「（貼紙）礼」無之事、

十月
一、朔日当御番服紗小袖・麻之事、
一、同日御礼登　城右同服之事、
一、五日　御誕生日（徳川家吉）ニ付、当御番熨斗目・麻之事、
但泊り方者平服、
一、十五日当御番服紗小袖・麻之事、
一、同日御礼登　城右同服之事、
一、玄猪当御番夕七時ゟ熨斗目・麻之事、
一、同日御祝儀頂戴登　城熨斗目・長袴之事、
但当御番相除キ、諸組ゟ合五拾人、詰番組ゟ与頭壱人、為差引登城之事、
一、諸拝借金上納之面々有之候得者、上納金包之儀、十一月中旬迄ニ用意致置候様申達、右上納金納証文帳、番頭ゟ月番与頭江差越次第印形取揃、上納金相添、十一月晦日限番頭江持参差出候事、
一、十四日増上寺　御参詣有之候得者、当御番熨斗目・麻之事、
一、廿八日当御番服紗小袖・麻之事、
一、同日御礼無之事、

十一月
一、朔日当御番服紗小袖・麻之事、
一、同日御礼登　城右同服之事、
一、十五日当御番服紗小袖・麻之事、
一、二条在番地願之面々有之、組与頭ゟ十二月頃登り組『与』頭江、故障有無掛合之上、願書番頭江差出候事、
一、廿八日当御番服紗小袖・麻之事、
一、同日御礼無之事、

十二月
一、朔日当御番服紗小袖・麻之事、
一、同日御礼登　城右同服之事、
一、十三日御煤払ニ付、当御番服紗小袖・麻之事、
但泊り方平服、
一、四季打鉄炮有之面々、右鉄炮取上書付、掛り大目付宛所幷打留物数書付・扣とも、十二月中旬頃迄之内、番頭江差出候事、
一、武芸春以来免許目録請候品有之候得者、右之面々ゟ書付差出、十二月中旬迄番頭江差出候事、
但春以来学問弟子取講釈等出来候者も同様書出候事、
一、十五日当御番服紗小袖・麻之事、
一、同日御礼登　城右同服之事、

一、来二月二条登り組休入ニ付、助昼夜廻り之儀、在府組々ゟ申立候事、
一、廿八日当御番熨斗目・麻之事
一、同日御礼登　城右同服之事、
一、節分当御番ニ相当候得者、泊り方熨斗目・麻之事、泊り方与頭両人御番所例席江罷出、御番衆共一同御祝儀之豆頂載之事、

『参』休日数之覚

一、取人休　五十日　一、代人休　三十日
一、代々人休　十五日　一、三度目代人休　十日
一、差人休　五十日　一、差人之代り差人休　三十日
一、差人之代三度目ゟ休　二十日

右何れも被仰渡候翌日ゟ前書之通り之事、

但取手返之面々者、在番内代人被仰渡候得者、定式下り休之外休無之、御番代以後被仰渡候得者、定式代人休明当日ゟ増休二十日、残役宿割又者御用物差添等、其外都而先下り等之面々、代人被仰渡候節も御番代前後之日積りを以、休之有無

『下ヶ札』

被仰渡候事、

『壱ノヶ条下ヶ札』

『下ヶ札二ノヶ条

会田伊右衛門同例御礼之儀時之上下、下総守殿御同役四人江一両日中参り様達向組之儀者、此方ニて差図不致心得、

下ヶ札三ノヶ条

伊右衛門者六番ニ而跡組之事故、十月十七日出立之処、道中済ニ付同日ゟ増二十日、十一月六日迄休、七日江戸出立之御達可然、則十月十七日者当組出勤之日ニ候得共、代人組先組ニ候得者、十六日出立之事、依之弐番組出勤之日ゟ幾日与申義者相違、向組之前後ニ而産出候事与御心得之方宜く候、代人済被達候御礼之事、在番中者平服勿論之事ニ候得共、休中殊ニ長十郎例も有之、麻上下着用五軒廻り登御達之方宜候、尤一両日ニ而宜候、

柳原九右衛門　』

一、二条・大坂ゟ下り候者、差人ニ而罷登候節、定式五十日之外、増休三十日望ニ而罷登候者者、差人休相止メ、代人休三十日、代々人休十五日、但代人之代り差人ニ而茂代々人ニ相成、代人ニ御極メ被仰渡候事、
一、御金宰領休　二十日
一、同宰領休　十日

是者下り差掛り罷下直ニ在江戸之者、但六月朔日以後江戸着之者者、直ニ在江戸之積り、五月晦日迄ニ下着之者者、大坂江又候罷登可申事、二条ゟ御用物ニ而罷下り候者も右ニ准シ候事、

『但二条者、正月晦日江戸着之者者再京、二月朔日江戸着ニ候ハヽ直ニ在江戸、尤右者於二条　御用物被仰渡候節、江戸居附再京とも被仰渡候事、

一、御扶持方者、弐百俵十人扶持一倍之積り被下、弐百俵余者百俵ニ付弐人扶持増、一倍者同断之事、
一、再京之者者、江戸逗留中も道中上下同様御扶持方被下、御暇拝領物済之日ゟ登休三十日之間者、御扶持不被下候事、』
一、大坂御金請取休　前後五日ツヽ、
一、類焼休　三十日

但部屋住之者者休十五日、別棟ニ候得者父子共三十日、尤被仰渡候翌日ゟ休、在番之者者下り後右日数休、大岡孫右衛門二条在番休中類焼ニ付、定式休明ケ出立之日ゟ増休三十日致、罷登候事、

但自火ニ而者休無之、先格ニ有之候、

『但自火ニ而外類焼有之候而も取越米願出来之例、大御番三番組土岐丹波守（頼旨）組山上鍬五郎義、嘉永五子年正月十六日、自火外類焼有之候得共、取越米被下候事、』

一、半類焼休　十五日　一、床上水附休　十五日

但被仰渡候翌日ゟ休、在番ニ有之候得者前書之通、

一、地震家潰休　三十日
一、屋鋪御用ニ付、被　召上代地被下候節、休三十日、
　但代地被下候翌日ゟ休、部屋住之者十五日、別棟ニ候得者父子共三十日、在番之者下り後右日数休、
一、在番登休ニ入十日迄之内、組頭明キ跡被仰付候得者、組成・他組成無差別定式休之外増休無之、十日過候而被　仰付候時者、組成者登休之外十五日、他組成者三十日増休之事、
一、二条・大坂残役代り合ニ罷下候節、上方ニ而者休五日、江戸着翌日ゟ十五日休、役儀請取代り合ニ罷登候者、役儀引渡候翌日ゟ日数廿日休罷登り候事、
一、地願之面々登組出立定日ゟ三十日前に被仰渡候得者、休日数ニ不抱登り組一同罷登可申候、三十日ゟ過被仰渡候節者、被仰渡候翌日ゟ三十日休、右代人病気ニ而難登、代々人又者三度目代人被仰渡候節、登候組出立定日三十日ゟ過被仰渡候ハヽ、代々人被仰渡候翌日ゟ十五日、三度目代々人十日、
一、地願ニ而代人相済、病気ニ而永残被仰渡右代々人取手返之者江被仰渡候節、道中ニ而被仰渡、又者下り定式休中被仰渡候者者、定式休明ヶ翌日ゟ代々人休十五日相休之事、
　御蔵奉行出役之者　御免之節休日数之覚
一、三ヶ年ゟ五ヶ年相勤候者　休百日
一、六ヶ年ゟ十ヶ年迄相勤候者　休百五十日
一、拾ヶ年以上相勤候者　休百八十日
　但右何れも　御免翌日ゟ右之通、
一、出役之者御役仕舞御勘定不相済候共、御番相勤なから致御勘定候事、
　右休日数　五十日
一、壱ヶ年程勤候得者　五十日
一、半年程ニ候得者　三十日
一、百日程ニ候得者　二十日
右御用有之遠国等江罷越候者、罷帰り候者休日数之覚、
一、十日路ゟ遠所江罷越候者　休二十日
一、五日路ハ　休十日
一、五日路ゟ近所者　休五日
一、論所検使御用相勤候者、休日数者御用中勤日数多少ニ寄、休日数被仰渡候事、
　但取手返代人定式休明出立之事、
一、取手返定式休明出立者、二条登六月廿一日、跡廿二日出立之事、
一、右代人之面々者休中ニ代人相済候事も有之、其節者何れ休明より増休可致候事、
一、二条・大坂とも取手返代人被罷下候仁、下着届被申越候得者、右当日御番頭用方迄紙面ヲ以申遣シ、右当人江者明日御番頭江御届ヶ罷越候様申達候、帰府　御目見之節、前日被申越次第、御番頭用方迄紙面ヲ以明幾日登　城ト申事申遣候、御改之節者不及申遣、当日当人本組戻り届ニ被参候間、拙者共ゟハ不申遣候、
一、自火ニ而類焼無之候得者不及差扣候得共、尤伺書ハ差出可申候事、
一、地面貸置候者ゟ出火類焼有之候節者、地主差扣之事、
一、残役・居役不残類焼之節、勤役前類焼休相立不申候、寛政四子年七月廿一日類焼、遠藤備前守（胤富カ）殿組先残役鈴木左内義下り休之節、増休三十日有之候事、
一、同役衆居宅致類焼候節茂同様休三十日、右休中者尤御礼登　城幷惣出仕とも罷出ニ不及旨、寛政四子年番町辺焼失之節、同役衆多類焼有之候砌、岡部出羽守（長貴）殿筒井権左衛門江御物語有之候事、
一、御茶壺差副ニ而罷下り候者、先下り之面々且跡残り役代人相叶候節、先組同役衆ゟ当人江代人相叶候段申来候共、本組御番頭江御礼書状者差出不申、本組御番頭ゟ被仰渡申来候上ニ而、書状ヲ以御礼可申上候事、尤跡残役も同様之事、

『四』二条・大坂休入幷出立日限之事

二条在番登休　二月十日より
二条登宿割　三月　小廿五日　廿六日　大廿六日　廿七日

両組御破損奉行　三月（小廿五日 大廿六日）
外御蔵奉行　三月（小廿七日 大廿八日）
先御番頭　三月（小廿八日 大廿九日）
先組両頬　三月（小三月廿九日 大三月卅日）　四月朔日 四月朔日
跡組両頬　四月（二日 三日）
跡御番頭　四月四日（四月十五日 同十七日）　京着 交代
跡残役二条出立　其年之大小二寄 時日不同
先残役江戸出立　右同断、
同下り宿割　三月（小十九日 大廿日）　廿日 廿一日
先組両頬　四月十三日　十四日
跡組両頬　四月十五日　十六日
先御番頭　四月十二日立、同廿三日江戸着、

一、外御蔵奉行先組之先頬江附下ル、登組先頬川支等ニ而交代延引罷成之節ニ而も、御蔵奉行跡役之仁、定式着ニ候得共、定日之通り出立、

一、御破損奉行其組之跡頬江附罷下候事、

一、跡御番頭　四月十七日立、同廿八日江戸着、

一、二条下休明ヶ　六月十一日・十二日御番出勤、

一、取手返登　六月廿一日・廿二日出立、

一、御茶壺差副二条登り道中十二日、

但其年之土用ニ寄、土用入日ゟ四十一日前ニ当ル日江戸出立、

一、御茶壺大坂下り差副道中十三日、

但土用入日ゟ十五日前ニ当ル日大坂出立、土用入ル日三日前ニ当ル日江戸着、日割之事、

一、初御合力金為請取大坂江出立、

但五月十三日京出立、同十七日帰京、同十八日御金渡、尤春御借米御帳紙直段ニ而渡ル、

一、後御合力金請取、

但十月朔日京出立、同六日帰京、同七日御合力渡、尤夏御借米直段ニ而渡ル、

一、御金請取休日数　前五日　後五日

大坂在番之事

一、大坂在番登り休六月十一日より、

一、同登宿割　七月（小十九日 大廿日）　廿日 廿一日

一、両組御破損奉行　七月（小十九日 大廿日）

一、外御蔵奉行仮役　七月（御金 小廿一日 大廿二日）

一、先御番頭　七月（小廿二日 大廿三日）

一、先組両頬　七月（小廿三日 大廿四日）　廿四日 廿五日

一、跡組両頬　七月（小廿五日 大廿六日）　廿六日 廿七日

一、跡御番頭　七月（小廿七日 大廿八日）

一、跡残役大坂出立、一、先残役江戸出立、

一、下り宿割　七月（小十六日 大十七日）　十七日 十八日

一、外御蔵両組とも八月八日大坂表代合出立、

但先組先頬江附旅行、尤一統交代延引ニ罷成候而も、代り仮役定式ニ着有之候得者、定日ニ出立之事、

一、先御番頭　八月七日交代出立、

一、先組両頬　八月八日・九日

一、跡組両頬　八月十日・十一日

御破損奉行者其組之跡頬江附出立、

一、大坂下り休明　十月十六日・十七日御番出勤、

一、取手返登り十月十六日・十七日江戸出立、

一、御加番十三日道中、

壱御加番（七月十六日 八月三日 江戸 交代）　同廿八日大坂着
三御加番（七月十七日 八月四日 江戸立 交代）
弐御加番（七月十八日 八月五日 江戸立 交代）
四御加番（七月十九日 八月六日 江戸立 交代）

一、大坂初御合力、八月廿四日夏御借米御帳紙直段、

一、同役御合力、正月十六日冬御切米御帳紙直段、

『五』御加番江被下候御合力割合

壱御加番　弐万七千俵
弐御加番　壱万八千俵
三御加番　壱万俵
四御加番　壱万俵
都合四人江六万五千俵被下也、

『六』二条在番在役数幷役順

一、残役（下休十五日 登休廿日）　一、御破損奉行
一、御茶壺差副　一、外御蔵奉行
一、米払　一、御弓奉行
一、御鉄炮奉行　一、御具足奉行
一、宿割　一、御金請取

大坂在番在役数幷役順

一、残役前同断　一、御破損奉行
一、御茶壺附　一、米払
一、外御金奉行　一、外御蔵奉行
一、御塩噌奉行　一、御蔵目付
一、宿割

但右在役之仁、父母之忌ニ相成候得者、右忌中代り罷出候事、

『七』騎射帯佩致候者在番永残り致し候訳之事

一、騎射帯佩御用残之義、寛政三亥年二月二条登り御組ゟ伺相済候旨、四隅斗御用残相伺、其外稽古致候者伺不及召連罷登候様ニ被仰候之間、同年七月二日出羽守（岡部長貴）殿権左衛門江被成御咄候、急度相達候筋ニ者無之、寄々相咄候様被仰聞候、右ニ付騎射帯佩共ニ稽古致候者、少しニ相成候而者如何ニ候間、稽古人数者大勢有之候間、宜く心得違無之様ニと被御申聞候、

一、騎射帯佩稽古致し、宿病断等ニ而在番永残致し候者、大的一統　上覧ニ差出不申候義、寛政四子年正月御番頭方御伺御附紙ニて相下し候之由、出羽守殿筒井権左衛門江御達被成候事、

一、四隅五ツ杖之外御用残相成不申候ニ付、寛政三亥年七月相極候事、

一、御蔵奉行出役之者、御祝義御能拝見被　仰付候節者、組江附罷出申候、寛政四子年八月、

『八』

一、若君様　御誕生御祝義御能之節、羽太庄左衛門義、当組江預りニ而組被附罷出候事、

『九』組頭諸御礼勤候式

一、跡目家督、
一、五百石以上継目御礼、
一、惣領願、
一、養子願、
一、屋鋪被下候場所見立可相願旨被仰渡候節、
一、屋鋪願拝領、
一、屋鋪替、
一、在番御暇帰府御礼之節、
一、悴　御目見、
一、病気ニ付願之通御役　御免之節、
一、老衰ニ付願之通御役　御免拝領物有之候節、
一、其身ニ付候儀ニて御咎有之、右　御免之節、
一、縁組相手布衣以上ニ而、於　御城被仰渡候節、
右拾三ヶ条両　御丸御老中方・若年寄衆不残江罷越可申候、
但麻上下之事、
一、縁組願、　但悴とも、
右被仰渡之御老中、御用番之御老中江罷越候事、
一、改名願　○附置候者、五ヶ条平服之事、
一、養子差戻願、

一、父剃髪改名願、
一、月切駕籠願、
一、夏足袋願、　○但平服、
一、遠慮差扣伺差出不及其儀旨被仰渡候節、
一、家来御仕置被　仰付候節、差扣伺不及其儀候節、
一、知行所公事差出、願之通裁許相済候節、
右三ヶ条被仰渡之御老中江御礼罷越、但麻上下
一、忌明御届、御同役へ茂服紗・麻ニ而御番頭江罷越候、

『十』御番衆御礼勤候式

一、跡目家督、
一、五百以上継目之御礼、（石脱カ）
一、惣領願、
一、養子願、
一、屋敷被下候間、場所見立可相願旨被仰渡候節、
一、屋鋪拝領、
一、屋敷相対替、
一、悴　御目見、
一、大的　上覧拝領物仕候事、
一、其身ニ対候儀ニて御咎有之　御免之節、
一、縁組願、相手布衣以上ニ而於　御城被　仰付候節、
一、御供弓鳥射番拝領物仕候節、
一、老衰ニて願之通御番　御免、拝領物仕候節、
右拾三ヶ条両　御丸御老中方・若年寄衆不残為御礼参上仕候事、
但大的　上覧初而罷出候者、上覧相済候御礼、御用番御老中・当日御懸り之若年寄衆江罷越候、
一、大的　上覧初而罷出、拝領物無之候とも、右者初而　上覧相済候ニ付、御月番御老中・当日懸之若年寄衆江罷出候事、
一、二条・大坂御破損奉行御役扶持被下候段被仰渡候御礼、御用番幷被仰渡之御老中・所司代歟御城代両御定番江茂罷越候、
一、養子差戻、
一、父之剃髪願、
一、月切駕籠願、
一、夏足袋願、
一、遠慮差扣伺差出不及其儀旨被仰渡候節、
但其身ニ対し候義左之通罷越、一類ニも等之義ニ候得者不罷越、
一、知行所公事差出、願之通裁許相済候節、
一、家来御仕置被　仰付候節、差扣伺不及其儀候節、
一、御番遠慮　御免、
右拾三ヶ条被仰渡之御老中江罷越候、尤御番頭同役共江も罷越され候事、
但月越ニ相成候得者、御用番幷被仰渡之御老中江罷越候事、

『十一』御番衆組切御礼式

一、嫡子願、
一、養子願、
但判元見届候節、両人麻上下、組頭同道取手返ニ御礼、但シ御進達済時之上下ニて御番頭相組限、
一、小普請入願相済、
一、屋敷拝領、
一、屋敷相対替、
一、縁組願　但悴ニ而も同様、近来者猪三郎例有之候事、
縁組願之通被　仰付候節茂、御番頭幷同役共江斗麻上下ニて被罷越候事、
右何れ茂御進達済時之上下着用、御番頭幷相組同役江斗、
一、取人・代人先組江相済候節、
一、昼夜廻り申渡、
一、在役内意申渡、
右之時之上下ニて同役四軒共相廻ル、

寛政八辰年二月十日ゟ助廻り、石川伝太郎伯母忌ニ付、相士石野清三郎壱人ニ而場所請取申候、尤助廻り申渡以後之忌場所請取候座、（届）ニ

翌十一日御番頭幷相組切罷越候事、

一、取人・代人本組御聞届之事、

右時之上下着、御番頭相組江斗、

一、乗輿断、

一、杖願、

一、忌明、

一、産穢、

但産穢明茂二十（日脱）以下ニ候得者、届御番頭幷相組江斗参、月番同役江

者手紙ニて申遣し、二十日以上之忌者五軒廻り、忌明之節当人病気ニ候ハヽ口上書之事、

右者御番頭幷同役四軒廻り、

一、取人・代人罷登上着之届、

右者御番頭幷相組同役江書状差越候事、

一、代人ニ罷登り、在番先ニ而忌服・産穢候ハヽ、相組与頭江書状幷届書可差越候事、

但永残之面々同様在番先江可申登候事、

一、御用残相済候節、

右者麻上下、御番頭同役四軒廻り、

一、大的　上覧射手申渡候節、

右時之上下ニて御番頭幷相組江斗、

一、大的　上覧射手被仰渡、御用（番）捨無之御当日被　仰出、雨天等ニて御延引相成候節者、重ニ而者前日被　仰出候、改泊り御番操替請取方江斗相勤可申候得共、寛政八辰年正（二）月、松平下野守（康道）殿御組之節、御差支茂無之候得共、射手申渡候節より泊り操替之様被仰聞、大岡弥右衛門・窪田助左衛門・山崎喜内罷出候節より操替申候事、

一、御番引込三日迄者、出勤之節御番頭幷相組江斗罷越、月番同役江手紙ニて申遣候事、

一、同断三日越候得者、同役四軒廻り、

一、月代願不及御礼、

但前々者願書相組同役江取置、御番頭へ口上書ニ而申達、直ニ被聞済候処、松平下野守（康道）殿好ニて、書付之内医師何之誰月代仕候得者宜と申文言認入、右願書御番頭江差出候様被達候、山角岩次郎月代願之節ゟ右之振合ニ相成申候、

一、看病断、

但父母者御番頭五日迄、妻子ハ三日限り、岡部出羽守（長貴）殿御番頭之節ゟ相定ル、

一、水馬水稽古相願御聞済有之候節、

右之時之上下着、御番頭幷相組与頭江斗相越、尤初而稽古被相願候仁者、同役四軒共江可相越候事、

一、悴御番入願差出候帳江、御附上ヶ相済候事、

右御礼麻上下、御番頭相組斗、

一、寛政七卯年十月十九日、松平下野守（康道）殿内室出産、女子出生有之、右歓御番衆時上下ニ而、廿一日・廿二日両日之内罷越、

一、御番衆知行所百性久離願幷久離免之願御聞届有之、奉行所江御達相済候節者、御礼不及候事、

『但久離願書村方ゟ之書面、願人之内ニ当人之父母無之候ハヽ、兄歟・姉歟・伯父・伯母等之内ニ而、何れ当人ゟ目上之続キ之者壱人無之候得者、断之節奉行所ニ而不都合之由、以後之心得ニ記置候事、』

一、養子差戻願、同役共判元見届、御番頭江持参差出被請取候節、其当人翌日麻上下着用、御番頭江御礼罷越、同役江者相組切被相越候事、

但御進達済御礼者、時之上下御番頭幷相組斗、

一、御番衆家来幷百姓等、御老中方江欠込訴等致し、御番頭ゟ与頭江御引渡、与頭ヨリ当人江引渡候節者、時之上下ニ而御番頭幷相組同役江罷越候事、

一、病気ニ而廻り退役御聞済之節者、当人ゟ御番頭用人中迄口上書ヲ以御礼可申達、相組同役江も同断、

一、姉看病断、御番三日相済候、先格、

寛政二戌年十月十九日断
立花出雲守（種周）組江断

米倉長門守（昌賢）本組　浅香吉之丞

寛政八辰年二月九日断
松平下野守殿（康道）組之節　戸田庄左衛門

一、騎射一統　上覧相済候節、
翌日拝領物有之、西丸江罷出謁詞有之、御老中方・若年寄衆不残・掛り御小納戸頭取、且其組番頭・組頭江不残罷越候事、

一、三月廿日、田辺清右衛門歩行願伺御聞済被成候、為御礼米倉丹後守殿江名代ヲ以申達候由、

一、山崎嘉内御弓場始御用被仰渡候、為御礼御番頭江参上仕候、

一、寛政九午（ママ）年十一月、石川伝太郎悴次郎太郎たゐはい稽古仕度旨御番頭御断相済候旨被御申達候、為御礼丹後守殿相組与頭江斗、時之上下ニ而罷越候事、

一、間宮彦六娘離縁願御届書、丹後守殿御用番江御進達之旨被仰下候節、為御礼可罷越処、病気ニ付御用方迄口上書遣ス、

『十二』同役幷御番衆共御礼式

一、遠慮差扣伺差出不及其儀旨被仰渡候、右被仰渡候御老中江為御礼参上仕候、但其身ニ不抱（拘）親類之儀ニ付、遠慮差扣伺差出不及其儀旨被仰渡候節者、御老中江者参上不仕候、

『近例』寛政三亥年、大坂在番帰府後、右勤役中御扶持方渡之儀間違有之、大坂御蔵奉行差扣被　仰付候節、窪田小兵衛御礼廻りハ不及差扣候故、御老中・若年寄衆不残江参上仕候、

一、同役・御番衆とも其身ニ対候御咎有之御免之節者、御老中方・若年寄衆不残江御礼参上仕候、

『近例』寛政七卯年八月六日、上田乙之助従弟池田巳之助、石川藤兵衛従弟違小尾卯左衛門、戸田庄左衛門儀之従弟佐野十左衛門、揚座鋪江被遣候節、右三人之衆差扣等伺候処、不及其儀旨太田備中守殿被仰渡候節、御礼之儀御番頭相組与頭江斗罷越、御老中方江者不及罷越候事、

一、同役幷御番衆親類之儀ニ付御咎有之御免之節者、被　仰渡候御老中方江斗御礼参上仕候、

一、父永残ニ而在番帰府之節、悴　御目見相願候節御礼之儀、本組御番頭江斗罷越、御預り組御番頭江者届書差出、御礼ニ者不相越候、寛政四子年五月朔日、雨宮次郎右衛門当組江預り之節、右之通有之候事、

『十三』先格御番頭江申立候之覚

一、天明二寅年十二月（カ）八日、玉虫十左衛門永井美濃守（直昌）殿江被参、用人中江被達置候、左之通、

一、遠　御成西丸とも当御番前日被仰下候様、尤月番江可被仰下候、御番衆当御番代り合刻限之儀相触申候、
但　御仏参等定式之儀者、不被仰下候共宣く御座候、

一、続吟味等之儀、急成儀者同役両名ニ被成、弐ヶ所江可被下候、尤急成儀ニ無御座候ハヽ、月番江四人連名ニ而可被仰下候、

一、評定所又者町奉行御役所江相番共之家来差出候儀者、相組之無御構月番江可被下候、

一、御手鞠被下候節、罷出御答不申上候節、夜中ニ茂及候ハヽ、不差急儀者翌日御答可仕候、

一、御番衆恐悦伺　御機嫌等者、一相組ゟ両人ツヽ先格参上仕候、

一、五節句御礼御番衆祝とも先格参上不仕候、

一、年始暑寒御番衆参上仕候、
但年暮ニ者前々参上不仕候、病人者口上書等も差上不申候、

一、御番頭御祝儀事等御座候節者、御歓御番衆参上仕候、病気之者も口上書御用人中迄差出候、
但忌中之者者其儀無御座候、

一、御番衆ゟ届等之儀差急不申候儀者、夜中申上間鋪、翌日可申上候事、

一、御届等其外御組ゟ差出候分、手紙ニ而相分候儀者手紙ニ而差上可申候、

一、御前置出人幷供奉出人兼而相知候儀、弥ト申儀不被仰下候共（共）、揃書■

前日夕方迄ニ差出可申候、尤弥ト申儀月番江可被仰下候、
但差掛り候儀者、被仰下候御答之節、御用人中江も紙相添、揃書御返事に差上可申候、
一、差出候書物御届書等之類、御泊所ニ而差出可申候、
右之通用人中江十左衛門掛合申候、

『十四』
一、天明三卯年六月申合、二条下り出勤之節者六月十日・十一日之内、大坂下出勤之節者十月十五日・十六日之内、本組戻り御礼ニ参候様可申達候、尤其節判形も相調候事、
一、天明三卯年八月三日、永井美濃守（直昌）殿御泊所ニ而御渡候書付、

『十五』一、各在番之節、病気ニ而日延之儀被申聞候節、五十日余承届候得共、以来者五十日之外者承届不申候間、転（カ）取兼候病気候ハヽ、退役之儀可被相願候、
但右之通ニ有之候得共、近年門奈半右衛門・羽太左京、五十日余日延被承届候儀有之候事、

『十六』一、拾壱番組取人・代人・代々人之面々借用金出入、町方ゟ願出候節、内済被致候様組頭衆被申渡、右内済取斗有無共在番組頭衆ヨリ本組与頭江可申遣候事、

『十七』一、於在番先御番衆親類江対面之義、親子者三度、兄弟者壱度可承届旨、兼而申合之通相心得可被申候、兄弟者壱度之外、無拠儀者両度迄者承届、其余者決而承届申間敷候、

『十八』一、御番衆在番江被罷登候節、日延願之儀、三仕切ゟ上、無拠趣ニ候節者、月番之番頭丁簡ニ而両三日致用捨候得共、以来三仕切ゟ上ハ用捨不致候、且又日延願候仁、先下り之儀勿論翌年取人・代人願承届申間敷候、併し居宅不残類焼之仁、其様子ニ寄承り届可申候、其外者決而承届申間敷候、
但取人・代人・代々人之仁日延相願候節、度々残役ゟ在組番頭江相届可申候、左候得者本組番頭ゟ与頭衆江病体相糺可申候、

『十九』寛政三亥年九月御渡、御番頭被仰合心得之式
一、出火之節馬建場江罷出候節、夜中ニ候得者各方高張提灯弐帳ツヽ為御持可有之候、其段御目付桑原善兵衛江達置候事、
一、出火之節御番衆虎之間ゟ獅子之間江掛り、幷大広間御縁頬迄火の粉被防、万事被心得候様、尤各相廻り被致差引候様、兼而其趣御申達可有之候、
但夜中ニ候得者、御番衆弓張提灯銘々持可申候事、
一、火事之様子次第、西丸　御殿江も我等罷出、御番所江茂立寄可申候事、
右之趣、今度同役衆一同申合候ニ付、各御心得御番衆江も御申達可有之候、
亥九月

『二十』御香奠目録認方・仕立方之事
一、孝恭院（徳川家基）様御法事相済候、惣出仕寛政七卯年二月廿五日、四日揃服沙小袖・半上下之旨、松平下野守（康道）殿被相達候、
一、上野（寛永寺）拝礼者熨斗目・長袴、布衣以上者布衣ニ而参詣之衆も有之、長ニ而参詣之衆茂有之、大名衆同様、
一、御香奠銀壱枚相納申候、目録大高紙弐枚重ね横ニ二ツ折、台ニ重操り、台認方左之通り、
一、右使者熨斗目・麻上下、供刀持足軽壱人、御香奠入挟箱持壱人、草履取壱人、召連候、
一、銀子後藤包、上包奉書ニ而、包折方・水引掛ヶ様・上書致方左之通り、

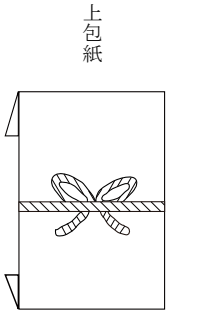

進上
白銀　壱枚
以上
何之誰
名乗

右目録直字ニ認ル、
組ニ奇(寄)
献上ト認メ可然

『御香奠仕立方・納方、右之通ニ候得共、近来　宮様御内勤之方江手寄有之　候方江一手ニ相頼、銀座包之儘ニ而別段上包も不致、役名・性(姓)名・実名・使者之名記し遣候、右取扱挨拶銀五匁ゟ金五十疋限り納済ニ而、請取書来候事、』

『二十二』宝暦四戌年十一月十五日、月番酒井飛騨守(忠香)殿於御宅御番頭御寄合被仰合候御書取

一、他役与相跨変事有之節、向後一日半日迄之内、届可申候積りニ付、唯今迄変事有之候組々頭ゟ寄合之儀廻状差出、月番之者添及廻状　御城部屋幷於宅寄合申談候得共、左候而者廻状順達之間有之候間、寄合延引之筋ニ相成候間、向後者変事有之段承届候者、吟味不相済共変事有之、組之番頭ゟ在府同役中江銘々以手紙不限昼夜宅寄合之儀可申遣候事、

一、本御番当日他役与相跨変事有之段承届候得者、出勤刻限迄者吟味之儀取斗、変事之訳吟味之筋申渡置候趣、御役方之者月番之宅江差遣、御番明退出迄之内、取斗之儀相頼可申候、寄合之儀者明番之当朝者番頭宅江寄合可申候筈、尤其段者前晩泊出番之刻限、銘々ゟ手紙ヲ以申達置候、左候得者御番明退出迄之内、吟味之筋月番江相届差図請候之様、与頭江茂早速可申遣候事、

但右之通御座候ハヽ、早速刻限断可致候事、

一、本御番出番以後、他与相跨変事有之段届有之候得者、早速留守ニ差置候役方之者月番之方江相届候様、兼而可申付置候、尤変事有之段、泊所迄申越承届候得者、早速月番之方江、泊所ゟ手紙を以御番明ヶ退出之義取斗、幷御番明ヶ於宅寄合可申段、銘々江申遣給候様ニ相頼可申遣候事、

一、月番之者本御番日、在番組幷月番之者組之他役相跨変事有之節者、前条之通相心得、十五日を分ヶ前後之月番江可申遣候、若病気差合ニ而前後之月番相障候得者、跡月番先々月番之順を以可申遣事、

一、詰御番日他役相跨変事有之候節者、詰番退出より其番頭宅江寄合可申談候、尤其節銘々江以手紙可申遣候事、

一、惣而変事有之節、唯今迄者組頭者宅江相越承届候上、番頭江相届候、左候而者往返手間取候間、向後変事有之段組頭承届候得者、早速番頭江以手紙相届、組頭者変事有之宅江相越、遂吟味可申候、番頭ゟも御役方之者之宅江差遣し、吟味之義組頭まて差図可申候、吟味相済候得者、番頭宅江組頭相越可申聞候事、

附在番之義、残役届候義も本文之通り手紙を以申越、残役者変事有之宅江早速罷越、吟味可有之候、尤品ニ寄組頭も差遣可申候、何れニも差図之義者、御役方之者差遣可申談候、

一、他役与相跨変事有之節者、一と通り遂吟味候迄ニ而、早速御届仕御吟味之義相願可申候事、

附大御番衆一統他組相跨変事有之節者、双方番頭申談、遂吟味可申候、併し相滞候筋有之候得者、是又御吟味相願可申候事、

一、御番衆於宅他ゟ参り候者者、変事有之節者、一ト通り者致吟味、相滞筋有之候ハヽ、是又御吟味之義可申上候、他ゟ参り候者ニ而も外江相懸る義無之節者、得と遂吟味可申上候、手負殺害人等有之節茂、右之趣に准し他江相跨候得者、早速検使之義可申上候、

一、在番組留守ニて変事有之節者、父子勤候面々者致在府父子之内、頭より遂吟味、諸事取斗可申候、左候得者月番之者より一と通り之御届斗可致候事、

一、他役相跨変事有之節者、早速組頭或ハ残役差越、遂吟味させ候段、其支配とも江手紙を以申遣、右返答不承候共、組頭或ハ残役其変事有之候宅江差遣可申候、

一、大御番壱統一手切変事有之節者、先ツ一と通り御届之義者一日一日半之内申上置候得者、遂吟味相決候上之義者同役中寄合申談、委細之義者猶又追而御届可申上候、

但与力・同心変事有之節も、右ニ准し取斗可申候事、

右之通之書付、御番頭衆被相渡候ニ付、左之通り伺書差出、

覚

一、当御番夜中御番衆変事御座候節ハ、帰番之私共江申聞次第、其宅江罷越吟味可申上候、万一私共両人病気之節者、宅吟味如何可仕候哉、帰番御番衆■（之内）■壱人、宅（其）江遣し吟味為仕、翌朝其宅江明番■（之）組頭罷越、猶又吟味仕申上候様可仕候哉、左候而者夜中吟味仕候、御届者難仕奉存候、其節者如何可仕候哉、

附札

帰番御番衆之内両人申合、其宅江遣し為致吟味、翌朝御門明キ、同役中壱人退出、其宅江直ニ御越、猶又吟味有之可被申聞候、併御番所壱人に難成節者、代り合之上早々其宅江御越可有之候、

一、夜中吟味之趣、先日一と通り右両人之御番衆より我等方江、直ニ御申聞候様御申含可有之候、無左候而者手違ニ相成候之間、先承り置度候、

一、当御番日、昼夜とも御番衆変事御座候之節、私共両人病気罷在候而も、平臥仕候程之義無御座、月代難仕引込罷在候様成義ニ御座候而、御番ニ不罷出候とも、長髪ニ而宅吟味罷越候様可仕哉、或者忌中ニて罷在之分者、吟味罷越可申候哉、

但病気・忌中ニ而宅吟味罷越候得者、其節之両人之外ゟ差出候書付者、宛所外同役宛所ニ而書付請取可申候哉、

附

書面之趣之病体ニ候得者、御番ニ不罷出候共、長髪ニ而右宅江御越吟味可有之候、尤忌中茂御越可有之候、当人幷其外ゟ差出候書付宛所も、右御越之方之宛所にて御取斗可有之候、

一、当御番日昼之内変事者、泊り罷出候者江申聞ヶ次第、宅吟味罷越候様可仕候、左候而者泊り罷出候事難相成儀も可有御座候、左様成節者御番ニ罷出申間敷候哉、

附札

泊り出番罷成越候得者、朝ゟ被成御勤候同役中之内ニ而、右代り御勤可有之候、

右之通奉窺候、以上、

戌十一月　　組頭四名

『二十二』取人・代人願順立之事

一、寛政二戌年三月六日、泊所ニて堀田摂津守（正敦）殿、尾崎多宮・黒川与市江御達左之通り、

『・』残役　『・』御破損奉行　『・』御茶壺差添臨時

『・』御用相勤候者　『・』知行所皆『・』（ママ）無類『焼』之上

『・』知行所半毛以上損毛之者

右之分高引合ニ不構、順立之通相極可申候事、

『・』但取人とも可相極候

『・』大坂御金奉行　『・』同御蔵奉行

『・』二条御蔵奉行　『・』米払

右之分者残候者之高ト引合、弐三俵迄之通ニ相成候分者、代人ニ相極可申候、其余者過ニ相成候者、惣人数高ニ而改メ勘弁取斗可申候、尤取人とも右之心得ニ而可相極候、

但右在役相勤候者之内、類焼又者知行所半毛以上之損毛之者、高引合ニ不構、此内之筆頭ニ相極可申候、

居宅不残類焼、知行所半毛以上損毛、

右之分前条在役同前取斗可申候事、

一、風雨・水附・地震等ニて家作建直候程之者者、其節之時宜ニ寄、前条在役ニ准し相極可申事、

『・』二条御弓奉行　『・』同御鉄炮奉行

『・』同御具足奉行　『・』同御蔵奉行仮役
『・』大坂御蔵目付　『・』同御塩噌奉行
『・』同宿割

右之分者地願之上順立、地願同様高引合相極可申候事、

但取人者並高ニて可相極候、
『・』地願之者　『・』取手返之者
『・』取手返在番三度続キ候者、

右之分者本人之高ニ引合候者を代人ニ相極、少しニ而も高増ニ候者除之、若順書之内引合候者無之候ハヽ、可致差人候、

但差人者並高ニて相極可申候事、

『二十三』先組江代人内問合左之通

『日向半切　覚』

何之誰
何之誰

一、右之面々来夏御組江代人ニ罷登度相願候而も、御故障無御座候哉、御問合申候、以上、

何十一月幾日

月番同役
何之誰

本組江代人願之振合左之通、

日向半切
書付　同役四名
覚

高何程　何之誰
高何程　何之誰

右之面々来夏二条御番高木主水正(正弼)殿御組江取人・代人奉願候、

高何程　何之誰
高何程　何之誰

右之面々来夏二条御番市橋下総守殿御組江御取人・代人奉願候、

右何人之面々、勝手不如意ニ付、御奉公為取続、来夏二条御番両御組江罷登申度旨奉願候ニ付、為御差登被成下候様仕度奉存候、以上、

申十二月　同役四人

『二十四』先格幷例書覚

一、宮重作十郎弟半蔵義、先達而清水中納言殿徒頭京極三郎兵衛方江養子差遣、其後及離縁十一ヶ年相立、小普請組前田安房守支配山下与市高弐百石之処江再縁取組、伺書差出候ニ付、当組江茂届書差出候処、岡部出羽守(長貴)殿御礼之節不相成旨、作十郎江申達候之様被仰聞候、右者一旦御目見以下江養子ニ相成候間、御目見以上江差遣候事不相成旨、尤以下江遣候儀者勝手次第之旨被仰聞候、

一、明和九辰年大坂在番御暇之節、石川阿波守(総恒)・永井伊予守(尚佳)両組中御番衆、七月朔日羽目之間ニ而、御目見有之、其節詰合組大久保主膳正(忠真)組与頭三浦半左衛門、右御番衆差引いたし候、

但近来者御番衆御暇帰府御礼共、詰番組頭ニて差引之事、

『廿五』一、安永二巳年六月、大坂在番先ニ而石川阿波守(総恒)組御番衆柳原縫殿助召仕中間五助、米倉丹後守(昌晴)組ゟ代人坂川吉五郎召仕中間何平江手疵為負、御吟味之上双方町奉行江相渡、何平義手疵養生之上、七月町奉行江相渡候事、

『廿六』一、安永三午年稲垣長門守(定計)二条在番之節、部屋住之御番衆父病死、未跡目不被　仰付前無(有カ)之候得共、罷登候様仮御証文ニて取越米請取候由、

『廿七』一、安永三午年、二条在番森川紀伊守(俊孝)組与米倉丹後守(昌晴)組と替有之候、右者丹後守病気ニ付、在番難登、大坂在番紀伊守組与組替被　仰付候、

但近年此例度々有之候、右組替之節ハ二条在番ニ有之候得者、大坂在番先登り番頭と組替ニ相成ル、大坂之者者翌年二条登り先番頭と組替相成候由、

『廿八』一、安永三午年森川紀伊守（俊孝）組与頭杉浦藤右衛門病気ニ付、二条在番日延致し、右日延之内四月廿四日病気差重跡目願致し度候旨、月番石川阿波守（総恒）殿御取斗被成候、是迄右先格者無之候、右阿波守殿御組之与頭取斗申候、尤残役祖父江孫太夫世話ニ而判元見届之節、阿波守殿組之与頭両人孫太夫立合申候、御番頭御出無之候、右者実子有之候故ニ歟、

『廿九』一、安政（永カ）三午年五月廿二日夜、小堀備中守（政弥）組ゟ松平石見守（乗穏）組江預り志村左太郎召仕中間友平、右左太郎屋鋪貸置申候西丸奥坊主野村盛庵召仕下女と相対死致候、友平者存命ニて療治致候得者慥罷成、女者即死ニて友平町奉行江請取、女者取捨ニ相成候、

当御番書認方幷諸振合

『三十』

二丸当御番書　内田近江守組

『ニ』右者
御本丸御目付衆江差出候当御番書也、
日向半切、上包美濃紙、半枚折掛ケ、

一、右当御番書相認メ、早出御同役中持参、御帳懸り御番衆を以与力御帳箱持参之節相渡候事、

一、御番頭御病気之節者、助御番頭之儀申来ル当日、御番所江助御番頭ゟ御紙上ニて申来、当御番認方左之内ニ記有之、可見合事、

『日向半切』　二丸当御番
番頭　内田近江守（正肥）
組頭　何之誰
同　何之誰
同　何之誰
同　何之誰
煩　同　何之誰

何
何月幾日
御目付中

二丸当御番
番頭　何之誰
煩　助　番頭　何之誰
組頭　何之誰
同　何之誰
同　何之誰
同　何之誰

何
何月幾日
御目付中

一、御番頭御引之節者、泊明之同役ゟ用方まて手紙ニて、御番所相替義無御座候段申達候事、

一、忌中等も右同断、名之上ニ忌と認申候、

一、組頭病気之節者、名之上江右之通煩と認、右之者番頭ニ而も末之順ニ認候事、

一、御番頭明居候節者、認方左之通り、

上包
二丸当御番書　明キ組

二丸当御番
明キ組
番頭　何之何守
組頭　何之誰
同　何之誰
同　何之誰
同　何之誰

何
何月幾日
御目付中

何六月廿三日
御目付中

西丸当御番
番頭　堀田豊前守
居宅類焼ニ付休
番頭　本多肥後守（忠可）
介
組頭
同
同
同
同

何七月幾日
御目付中

二丸当御番
番頭　松平下野守（康道）
此廿四日大御番頭被仰付、組中御引渡以前ニ付出番不仕
番頭　松平但馬守（昌睦）
勘（助カ）
組頭
同
同
同
同

子十二月廿五日
御目付中

西丸当御番
番頭　松平下野守
組頭　宮重伝六郎
同
同
同
今十八日組頭被仰付、引渡未相済候ニ付不罷出候、
小長谷十郎右衛門

何何月幾日
御目付中

二丸当御番
番頭　松平石見守（乗穏）
煩
助小堀備中守（政弥）相勤可申処俄煩ニ付、
介　高木主水正（正弼）
組頭　都築藤助
同　筧伝五郎
同　石原新左衛門
同　山田伊右衛門

右者安政三申（マヽ）年七月廿五日、松平石見守当御番之節、石見守煩ニ付小堀備中守助可相勤候処俄病気ニ付、助高木主水正被勤候節、当御番書差出候処、御目付衆ゟ談ニ而右之通認メ差出候よし、

二丸当御番
番頭　白須甲斐守（政雍）
組頭　大屋甚左衛門
居宅水附休　同　原三郎兵衛
同断　同　小幡次郎八
同　土井七郎左衛門
立花出雲守（種周）組与頭
助　福王幸之進

何八月廿五日
御目付中

西丸当御番
番頭　堀田豊前守（正毅）
組頭　窪田太郎次郎
同　米津梅千助
同　佐々半左衛門
六月廿三日組頭被仰付引渡未相済候ニ付未罷出、
大久保鉄十郎

何月幾日
御目付中

西丸当御番
番頭　松平下野守
番頭　松平下野守
組頭　田沼能登守（意致）
右同断
右同断
右同断
右同断
組頭　坪内久四郎
同　久留源三郎
同　竹田藤三郎
同　金田小兵衛

明十二日於駒場野御鹿狩平拍上覧被遊候ニ付、
明十六日於駒場野御鹿狩平拍上覧被遊候ニ付、夕七時ゟ介、
今十六日駒場野江御成ニ付、菅沼織部正（定前）右御場所江罷出候間、組中共助、

卯二月十六日
御目付中

西丸当御番
組頭　小幡次郎八
同　三浦藤左衛門
同　波多野杢之助
同　小田切主計
西丸当御番
番頭　新庄駿河守（直親）
同　三浦藤左衛門
同　波多野杢之助
同　小田切主計

今五日小金御鹿狩ニ付、菅沼織部正組共右場所江罷出候間、組中共助、

卯三月五日
御目付中

二丸当御番
番頭　加納大和守（久敬）
組頭　渥美源太郎
同　小西九左衛門
煩　同　石野弥兵衛
産穢　小宮山八五郎
太田志摩守（資同）組与頭
助　長田四郎三郎

大的上覧相済候迄、
大的引吹上覧、射手為差上御庭江被出上覧相済候迄出番不仕候、

何三月廿四日
御目付中

一、戌四月十四日、近江守（内田正肥）殿俄煩之節左之通、

矢部卯之吉様
戸田八五郎様
内田近江守

以手紙申入候、然者我等積気不相勝候ニ付、今日本御番俄助永井大和守（直諒）殿江相勤候之条、此段各為御心得申入候、以上、
四月十四日

一、又候左之通、

両人様
内田近江守

以手紙申入候、然者我等不快ニ付、本御番俄助永井大和守殿可相勤候処、是又煩ニ付、森川下総守殿相勤候条、各為御心得申入候、以上、
四月十四日

一、助御番頭ゟ左之通、

内田近江守殿
御組頭中
森川下総守

文化九申年拾番組之例

以手紙申入候、然者今日本御番内田近江守殿病気ニ付、俄助我等相勤申候、御用茂候得者、御申聞可有之候、以上、

四月十四日

一、当御番書引替被差出候由左之通、

二丸当御番
煩　番頭　内田近江守
助俄煩　番頭　永井大和守
助　番頭　森川下総守
組頭　竹内十兵衛
同　三輪十左衛門
同　矢部卯之吉
同　戸田八五郎

戌四月十四日
御目付中

西丸当御番
番頭　小笠原近江守（貞温）
組頭　黒川与市
同　諸星明之丞
同　徳力金十郎
同　大河内善左衛門

何五月十六日
御目付中

養父方従弟女忌

二丸当御番書助　番頭明組　建部内匠頭

二丸当御番
明キ組
番頭　建部内匠頭（政賢）

組頭　諸星明之丞
同　徳力金十郎
同　宮重作十郎
同　牛奥新五左衛門

何八月廿一日
御目付中

紅葉山御宮御参詣ニ付還御之節、

二丸当御番
服穢　番頭　石川阿波守（総恒）
番頭　高木主水正
組頭　萩原源右衛門
同　玉虫十左衛門
同　宮重伝六郎
同　大久保九兵衛

午五月十七日
御目付中

元家来御仕置相済、遠慮伺中ニ付、御番不罷出候、

二丸当御番
番頭　堀田豊前守
組頭　米津梅干之助
同　佐々半左衛門
同　窪田太郎次郎
同　明キ壱人

酉六月十七日
御目付中

屋舗御用地ニ相成内裏被下置候ニ付休、

二丸当御番
番頭　小笠原近江守
組頭　諸星明之丞
同　蜂屋源八郎
同　徳力金十郎
同　黒川与市

何九月三日
御目付中
西丸当御番
番頭　小笠原近江守
組頭　――――
同　――――
同　――――
同　蜂谷源八郎

何七月廿六日　居宅類焼ニ付休、
御目付中

西丸当御番
番頭　小笠原近江守
組頭　諸星明之丞
同　蜂屋源八郎
組頭　黒川与市
同　徳力金十郎

屋舗御用地ニ相成代地被下候ニ付休、

子九月廿七日　養方伯母忌
御目付中

西丸当御番
番頭　建部内匠頭
組頭　山岡半右衛門
同　鈴木清左衛門
同

大塚ト名乗候処、奉願相改申候、

同　小山新三郎
同　石野弥兵衛

何八月廿二日
御目付中

西丸当御番
番頭　菅沼織部正
煩

助　番頭　松平下総守（野カ・康道）
組頭　佐原勘右衛門
同　岡部源八郎
煩　同　田沢久左衛門
煩　同　森川助左衛門
煩　小笠原近江守（貞温）組与頭
助　大河内善左衛門

卯三月廿九日
御目付中

二丸当御番
番頭　内藤甲斐守（正範）
組頭　大岡十郎兵衛
同　宇佐美助右衛門
同　安藤惣右衛門
母看病　同　岡部四郎兵衛

何七月六日
御目付中

文化九申年七（カ）月八日当御番左之通、
但文化七午年五月十七日高木主水正殿老母看病之例有之、

二丸当御番
父看病　番頭　内田近江守
助　同　山口周防守
組頭　竹内十兵衛
同　三輪十左衛門
煩　同　戸田庄左衛門
煩　同　矢部卯之吉

申十月八日
御目付中

二丸当御番

番頭　長谷部丹後守（勝富）

今八日八貫野江為鹿狩建部内匠頭罷越候ニ付助、
右同断、御鹿狩建部内匠頭組中罷越候ニ付、
菅沼伊賀守組中助、

菅沼伊賀守（定候）組与頭　諸星明之丞
同　徳力金十郎
同　宮重作十郎
同　牛奥新五右衛門

酉二月六日

御目付中

寛政十三酉年二月六日、建部内匠頭殿当御番之処、為鹿狩武州八貫野江罷越候ニ付、助御番頭長谷川丹後守殿ニ而、伊賀守殿組中助相勤候間、当御番書左之通相認差出、

但菅沼伊賀守殿ニ者詰番之助被相勤候ニ付、右助代長谷川丹後守殿相勤被申候事、

上包美濃紙折掛、

二丸助当番書（御番）

菅沼伊賀守組

右ニ付、当御番判形改帳、左之通、

人数五拾弐人之内、勤三拾四人、（昼御番十七人、夕御番十七人、）相手代、

内

昼夜廻　六人　右同断
浅草御蔵奉行壱人　右同断
二条代人　五人　右同断
大坂代人　弐人　右同断
産穢　三人　阿部新右衛門
煩　壱人　大久保彦太夫
　　柳原
　　花井――

右之通紛無御座候、以上、

同年十二月六日　建部匠頭組中為鹿狩罷越候ニ付、菅沼伊賀守組中助、同七日朝御番拾人

牛奥新五左衛門　判
宮重作十郎　判
徳力金十郎　判
諸星明之丞　判

御助　長谷川丹後守殿

牛奥諸徳宮

『三十一』　他組ゟ助之事

一、勤人数組頭弐人、御番衆拾八人ゟ不足之節幷俄助共前々ゟ詰御番組ゟ助相立候処、病気差合等ニ而人数不足之節者、詰御番組ゟ助相定、俄助ハ対組ゟ助相立候様、寛政三亥年三月十八日丹羽長門守（氏福）殿宅御番頭寄合之節被御申合候間、以来者右之通相心得候様、酒井隠岐守（忠美）殿右組之与頭江御達有之、其後外組ニ而茂右同様御達有之候由、但当組ハ大坂在番中之義故、御番頭ゟ右達無之候間、一向存不申罷下り候間、右之趣承り候間、右之趣ニ相心得罷在候処、同年十二月組々与頭相談之上、右助立之儀、組々ヨリ御番頭江伺書差出候処、翌子正月右伺書江附紙ニ而去年御達之趣者相止メ、以来者前々之通人数不足之節幷俄助御番衆組頭とも詰御番組ゟ助相勤候積り被御申合候間、其旨可相心得之御達有之候、依之当時者前々之通病気差合ニ而、人数不足之節幷詰御番組ゟ助相立候積り相心得罷在候事、

但組頭四人之内、三人之病気差合等ニ而壱人勤ニ相成候節者、右壱人勤之組ゟ御番頭江助之儀申達候共、其節御番頭ゟ詰御番組御番頭ヨリ、其組月番之組頭江助之儀被申達候、尤右壱人勤組頭ゟも詰御番組之月番之組頭江、手紙ニ而助出勤之組頭性（姓）名承之、当御番書相認候、勿論本組与頭壱人・助組頭壱人都合弐人ニ而御番詰切相勤候事、右体之節当御番認方、寛政二戌年八月廿五日、白須甲斐守（政雍）殿当御番之節、例書左之通、

寛政四子年六月十八日、本多肥後守殿組当御番之節、当御番書覚伝五郎

水休之儀、是迄之通相認メ差遣候処、暮時頃御本丸御目付中川勘三郎ヨリ筧伝五郎水休日数等書入遣候様申越候ニ付、当番書被相達候間、左之通認遣候事、

西丸当御番
番頭　本多肥後守（忠可）
組頭　小川喜三郎（太カ）
同　小尾弥左衛門
同　中畠卯右衛門
同　筧伝五郎

定式明休六月十五日ゟ
同廿五日迄日数十五日水休、

子六月十八日
御目付中

一、御番衆拾七人以下ニ相成候節者、其組月番之組頭ヨリ御番頭江助之儀申達候、其節御番頭ゟ詰御番組御番頭江助之儀被御申達候得とも、右詰御番組御番頭ゟ其組之■月番組頭江助之儀被御申達候、尤助取候組ゟ詰番組月番之組頭江、助罷越候御番衆之性（姓）名等承合可申候事、

『并』一、俄助之儀者、何茂差掛る事ニ而例区々ニ候得共、近例左ニ書記置候、

一、寛政三亥年三月十七日、近藤石見守（用和）殿組当番之節、右組野間藤右衛門儀、家事不取締ニ付小普請入被　仰付候旨鳥居丹波守殿御書付ヲ以被仰渡候段、近藤石見守殿於宅御同人被申渡候、依之石見守殿幷右組与頭差扣之程奉伺候ニ付、俄助対組酒井隠岐守殿被相勤候間、右組与頭両人助相勤候様隠岐守殿被御申達候ニ付、夕七時過隠岐守殿組与頭鈴木清左衛門・石川太郎右衛門出番石見守殿組与頭与代り合申候、但隠岐守殿清左衛門・太郎右衛門出番「（貼紙）遅刻之」ため御門断被申達置候旨、被申聞候由、然ル処御仕切前代り合相済申候、

一、隠岐守殿出番御帳改之節、清左衛門未罷出候之間、太郎右衛門壱人罷出申候、

一、清左衛門葛籠西丸追手御門外迄来り候之段、御夜詰過御門継ニ而申来候ニ付、御門断之儀御目付□□（成瀬）吉右衛門江太郎右衛門懸合候処、先格相尋申候得共、去年来右似寄之先格茂無之段申達候処、向方ニ而も評義有之候上、御番頭ゟ断可然旨ニ付、其段多門隠岐守殿江申達相済、五時過取入申候、但惣而断之義、御番衆之義者組頭ゟ断、組頭之儀者御番頭御出番後ニ候得者、御番頭ゟ断可然と成瀬吉右衛門申聞候、

一、御本丸江之当御番書引替之義、与力相招可申候処、御夜詰過ニ相成候間、御玄関明不申候ニ付、御長屋御門御断之義、御目付中被申達断相済候上、与力武藤吉五郎を組頭部屋江相招、御本丸江之当御番書相渡候、但　御本丸江之御門断者隠岐守殿ゟ御断有之候、西丸当番書者御目付江差出引替候、

右当御番書左之通り、

差扣奉伺候ニ付
退番仕候、
介　近藤石見守
介　酒井隠岐守
若林長十郎
深尾八太夫
右同断
大岡十郎兵衛
煩　坂川吉太夫

三月十七日
当御番

酒井隠岐守組与頭
助　鈴木清左衛門
石川太郎右衛門

西丸当御番

差扣奉伺候ニ付
退番仕候、
御番頭　近藤石見守
介　同　酒井隠岐守
組頭　若林長十郎
同　深尾八太夫
右同断
同　大岡十郎兵衛
煩　同　坂川吉太夫

酒井隠岐守組与頭
介　鈴木清左衛門
同　石川太郎右衛門

三月□□(十七日)□
御目付中

一、寛政三亥年三月廿八日、白須甲斐守(政雍)殿組当御番日ニ候処、前日廿七日甲斐守殿　御目通「差(貼紙)」控被　仰付、且与頭石原三郎兵衛・大岡甚左衛門御役柄不相応ニ付、小普請入差扣被　仰付、依之甲斐守殿幷右組与頭差扣之程奉伺候処、未タ御差図無之候ニ付、俄助対組遠藤備前守(胤富)殿被相勤之間、右組与頭相勤候様、備前守殿明ヶ御番ニ付、御多門江明ヶ番組頭部屋江被申越候ニ付、明ヶ番ゟ直々助御番相勤申候、勤方本御番之通相替義無之候、

一、御本丸・西丸江之当御番書左之通、差出方是又本御番之節之通り、

白須甲斐守　差扣奉伺候ニ付出番不仕候
介
遠藤備前守
小幡次郎八
右同断
三浦藤左衛門
明キ弐人

三月廿八日
当御番
遠藤備前守組与頭
坪内久四郎
久留源三郎
伴野半助
竹田六郎右衛門

西丸当御番　差扣奉伺候ニ付出番不仕候、
番頭　白須甲斐守
番頭
介　遠藤備前守
組頭　小幡次郎八
右同断
同　三浦藤左衛門
同　明キ弐人

遠藤備前守組与頭
介　坪内久四郎
同　久留源三郎
同　伴野半助
煩　竹田六郎右衛門

何三月十八日
御目付中

『三十三』御番頭被　仰付候節、外御番頭同道ニ而御番所江被相越候事

一、御番頭被　仰付候節、御同役同道ニ而御越之節、御帳改之通両御番所江御番衆着座、組頭両人殿上之間御板縁ニ出迎会釈有之、御番頭虎之間江着座之事、御同役者時候挨拶御役被　仰付候、御番頭江者御怡申上、御番衆江御挨拶有之候得者、取合せ畢而組頭御番衆部屋御壱覧有之候哉与申達、御一覧可有之旨ニ候得者、致案内虎之間渡口御番衆部屋懸御目ニ右相済、獅子之間椽頬送り申候、

但御役被　仰付候御番頭麻上下、御同道之御番頭平服、尤御番所組頭両人、御番衆拾人とも平服之事、

『三十四』御番衆急病人有之候節之事

一、御書院方ニ而者御番衆急病人有之、駕籠にて為致退散候節、番頭詰合無之候得者、組頭ゟ御目付江掛合為致退出候由、御書院番組頭伝達有之候、右之通可相心得哉之旨、戌四月堀田摂津守(正敦)殿江相伺候処、伺之通たるへき旨、附紙ニて御達有之候、依之右之通相心得罷在候、然ル処荒増成事ニ而候間、組々相談之上寛政三亥年十二月、松平但馬守(昌陸)殿組与頭御同人江、左之通心得方書付懸御目候処、右書面之通心得之様被御申達候、依之組々一同、以来左之通相心得申候、

一、当御番之節、御番衆之内急病人有之候共、其段御目□□(付江カ)致面談、御番衆何之誰御番出勤罷在候処、病気ニ付御医師江為見申度候間其段御申達、御医師参り候ハヽ、組頭立合病体為見大病ニ候得者、為致退出、養生可然旨申聞候者、御医師ゟも御目付江右病体申達、御医師同道いたし躰躅之間江罷越し御目付江達、何之誰大病ニ付退出為致候間、駕籠相廻し候様□□□(幷御門カ)断、且夜中ニ候ハヽ、差添候相番弐人之御門断之義可申談候、若書付差出候様申聞候ハヽ左之通り、

何之誰組

右誰義今日当御番致出番罷在候処、大病ニ付為致退出度之間、駕籠相廻候様幷御門々御断可被下候、尤相番両人差添為退出候、以上、

何之誰組与頭
何之誰

何何月幾日
御目付中

一、夜中ニ候者、右以来御番衆部屋明り断之義、御目付江口上ニ而断可申遣候、若書付差出候様申聞候者、左之通り書付可差出候、

御番衆之内病人有之、部屋江引取為致養生候間、御番衆部屋明り之義御断可被下候、以上、

何之誰組与頭
何之誰

何何月幾日
御目付中

右明り之義、其節組頭より可申達旨、寛政三亥年十二月、御目付池田雅次郎江松平但馬守(昌睦)殿ゟ断相済候、

一、右病人御番頭泊御出番以前ニ候者、手紙ニて誰江為見候処、大病之由申聞候、依之退出為致養生度旨、御目付何之誰江申達候処、駕籠持人とも相廻り候ニ付、御番衆之内何之誰差添、只今致退出候、尚又其旨御番頭御宅江可申達候、

一、御番頭泊り出番後ニ候得者、駕籠幷御門断之義、御目付江申達候段、御多門御番頭江申達、御門断相済為致退出候者、猶又其旨御番頭江可申達候事、

一、昼夜とも病人退出相済候段、御目付江可申達候事、

一、御番衆部屋病人用向相済候者、明り消し可申候、尤其節者坊主衆を以火之番江申達、火之番立合明り消可申候事、

一、右駕籠かき候ニ付、新組之者名前・宿所承置、追而可致挨拶候事、

『三十五』組頭宅近火之節為代罷出候事

一、組頭宅近火之節、夜中大手江罷越、御門継を以御届申方、二丸勤之節御達有之候通、可相心得旨、伺書江附紙ニて御達有之候、右二丸勤之節御達申候者、寛政三亥年二月御番衆頭御申合之由、堀田摂津(正敦)守殿書付御達有之候、左之通り、

一、出火之節組頭衆近火、又者風筋悪鋪差戻候節、昼之内ニ候ハヽ代り之人被出次第差戻可申候、暮六時ゟ過候ハヽ代りニ被参候組頭衆より御門継を以て出届、番頭江被申聞次第　御城入為致差戻申候、

一、右代り者戻番組頭衆出可被申候、若病人等多く候節、又者戻り番之組頭江茂屋敷辺風並悪敷出火之節者、対組与頭四人之内為代申合可被罷出候、

但昼六時過ニ代り被出候者、大手歟桜田か迄被罷出、其段早々二丸番頭迄御門継を以可被申聞候、

右者寛政二戌年正月廿七日、岡部出羽守(長貴)殿宅にて同役寄合申合候、

案詞

何之誰　近所出火、風筋悪敷出火、ニ付、右為代私義唯今大手歟桜田歟、迄家来何人召連罷出申候、御門ニ入御断被成可被下候、以上、

月日　何之誰

何之何守様

旅
封之

二丸当御番　何之何守組与頭
何之何守殿　何之誰

右之通当時相心得罷在候、但召連候供人数者侍□□(壱人)・□□(草履取壱)□□人・挟箱持壱人、都合三人ニ□(而)宜く候、

『三十六』明ヶ番之節葛籠持人朝五時過来り候之事

一、組頭・御番衆共明番之節、葛籠持人途中ニ而病気等ニて、朝五時過ニ来候節者、代り合前ニ候者朝番組頭代り合、後ニ候者当番組頭より御目付江□□□（坊主衆）を以御門断之義申達、所相済次第可差出候、若書付を以断可申様申聞候者、左之通、

何之誰組
何之誰

右何之誰今朝明ヶ番ニ候処、葛籠持人途中ニて病気及遅刻之間、御門々無滞出候様御断可被下候、以上、

何之誰組与頭
何月幾日　何之誰

当御番
御目付中

半紙折かけ

何之誰組与頭
御断　何之誰

『三十七』御本丸江参り候葛籠間違ニ而西丸江来候節之事

寛政三亥年四月廿三日、近藤石見守（用和）殿組当御番之節、未刻頃御番衆部屋江御小性組大久保豊前守（忠温）組堀仁十郎葛籠持来り差置、持人者帰候之由、御番衆申聞候ニ付、組頭深尾八太夫・大岡十郎兵衛より御小性組与頭高林弥十郎江之手紙、御本丸御小性組与頭部屋江為持遣候処、弥十郎ゟ返書差越候ニ付、御目付成瀬安次郎江御門断書付以申置候処、即刻御門断相済候旨、坊主衆ヲ以申越候間、其段御番衆江申達、其節葛籠持人迄宰領とも　御本丸ゟ承候間、右葛籠宰領御番衆ゟ相渡差出候、尤右之趣御多門江差越候節、石見守殿江申達候、右文通幷御門断左之通、

高橋（林）弥十郎様　深尾八太夫
大岡十郎兵衛

以手紙啓上仕候、然者大久保豊前守（忠温）殿御組堀仁十郎、葛籠西丸大御番部屋江持参致し差置、持人罷帰候由、□□（御番カ）衆ゟ申聞候ニ付御掛合申候、右之通相違茂無御座候哉、御報次第西丸御目付衆江御門断之儀可申達候間、葛籠請取人被差越候様奉存候、右之趣可得貴意、如斯御座候、以上、

四月廿三日　高林弥十郎

深尾八太夫様
大岡十郎兵衛様

御手紙致拝見候、然者相番堀仁十郎葛籠ヲ西丸大御番方御部屋江持人持参差置、持人者罷帰候由、御番方ゟ被御申越候由、依之御掛合之趣致承知候、右者仁十郎葛籠ニ相違無御座候、則請取人差遣候様申渡候、乍御世話御門断之儀御目付江被仰達、宜く御取斗可被下候、以上、

四月十三日　御小性組　大久保豊前守（忠温）組　堀仁十郎

右仁十郎葛籠持人心得違ニ而、大御番方部屋江持来候ニ付、豊前守組与頭高林弥十郎江及掛合候処、右之通無相違旨申越候、依之右葛籠　御本丸江差遣候ニ付、御門々無滞出候様、御断可被下候、以上、

近藤石見守組与頭
四月廿三日　大岡十郎兵衛
深尾八太夫

御目付中

『三十八』幸田左太郎家来　御城中ニ而俄病気一件

一、寛政四子年八月廿四日、八番組御番衆幸田左太郎請取方江出番之節供ニ召連申候中間壱人、中仕切御門ニ而急病気ニ而大病ニ相成、御門可罷出体無之候ニ付、駕籠ニ而差出申度旨、幷中仕切御門・大手御門出断等之儀、御目付深津主水江窪田太郎次郎申達候処、即刻駕籠参り御門断相済候ニ付、差出可申旨、部屋裏口迄御小人目付相越申聞候間、其段左太

郎申達、左太郎侍差添、其外侍壱人・中間弐人駕籠江差添罷出候、
当組幸田左太郎供ニ召連申候中間壱人急大病ニ相成候ニ付、御門可罷出体無御座候間、駕籠ニ而差出申度奉存候、依之駕籠為御差出、中仕切御門・大手御門出御断被仰達可被下候、以上、

八月廿四日　　堀田豊前守（正毅）組与頭　窪田太郎次郎
　　大久保鉄十郎

御目付中

『三十九』寛政九巳年閏七月当御番之節、御番衆被為　召退出御門断一件

一、閏七月十六日、当御番田沢久左衛門泊方之処、相組曽根幸太郎明十七日四時御城江罷出候様可申渡旨、戸田采女正（氏教）殿御書付ヲ以被仰渡候、依之明朝五時過麻上下着登　城、蘇鉄之間ニ控罷在候様、幸太郎江可申達旨、織部正（菅沼定前）殿病気ニ付、為差引市橋下総守殿召罷出候由、被御申聞候、織部正殿紙面、久左衛門出番留守江十六日申ノ刻出来ニ付、留守ゟ早速　御城迄差越候処、最早途中ニ而六時過ニ相成候間、桔梗御門張番江、使之者持参御用之儀久左衛門江番頭菅沼織部正殿ゟ被申越候状箱ニ候間、二丸大御番頭部屋迄相届候様、御門継ヲ以相達呉候様申入候処、右当人ヨリ使之者名前承り、状箱請取段々差送り、戌刻頃二丸部屋迄相届候ニ付、幸太郎江織部正殿御紙面之趣ヲ以申達、織部正殿迄為御請参候ニ付、夜中退出為致候旨、御門出断之儀、且幸太郎召連候供人之儀等、助御番頭新庄駿河守（直親）殿江申達候処、彼是用人共掛合手間取、丑刻頃断相済、供人茂被差越候、八時過幸太郎退出相済候、御請之儀幸太郎帰宅之上、罷越候而者余り遅刻可相成、其上明朝早々罷出候儀故、直ニ御請罷出可然旨申達候、

御用向
田沢久左衛門殿　　菅沼織部正
二丸
大御番頭部屋江御届可被下候、

右状箱之儀、御夜詰過ニ相成候得者、状箱不相成、封状ニ而御門下通用之事之由、兼及承候之間、其心得ニ而封状ニ致し、若御夜詰後ニ相成状箱者不相成与申候者、出し封状ニ而入候様、使之者江申付差越候処、状箱之儘請取差送り相届申候、

田沢久左衛門様　　菅沼織部正

以手紙申入候、然者曽根幸太郎、明十七日四時　御城江罷出候様可申渡旨、戸田采女正（氏教）殿御書付ヲ以被仰渡候、依之明朝五時過麻上下着用登　城、蘇鉄之間ニ扣罷在候様、幸太郎江御申達可有之候、尤我等儀病気ニ付、為差引市橋下総守（長昭）殿被罷出候筈ニ有之候、以上、

壬七月十六日

猶以少々之不快之義者押候而茂罷出可然候、尤為御請今日中自宅江被相越候様、是又御申達可有之候、且外御同役中江茂者ゟ以別紙為御心得申達候、以上、

菅沼織部正様　　田沢久左衛門

御手翰拝見仕候、然者曽根幸太郎明十七日四時　御城江罷出候様、可被仰渡旨、戸田采女正殿以御書付被仰渡候由、依之明朝五時過麻上下着登　城、蘇鉄之間ニ控罷在候様、幸太郎江可申渡旨、尤貴方様御病気ニ付、為御差引市橋下総守殿被成御出候筈ニ御座候由被仰下候、御紙上之趣承知仕候、以上、

壬七月十七日

猶々少々不快之分者、押候而茂罷出可然旨、尤為御請今日中尊宅江罷出候様、是又可申達旨、且又外同役共江者以御別紙為御心得御達被成下候由、御端書之趣是又承知仕候、以上、

右返事者、幸太郎為御請罷越候節、用人中迄相届達被呉候様申談差遣、

新庄駿河守殿　　田沢久左衛門
御用人中　　森川助左衛門

以手紙致啓上候、然者曽根幸太郎明十七日四時御城江罷出候様可申渡旨、戸田采女正殿以御書付被仰渡候由、依之明五時麻上下着登　城、蘇鉄之間ニ控可罷在旨、幸太郎江可申達候段、唯今菅沼織部正殿ゟ被御申聞候、尤為御請今日中織部正殿江幸太郎義参上可致旨、是又被御申聞候、依之幸太郎只今退出為致度候ニ付、御門之出御断之儀、被仰達可被下候、御断相済候ハヽ、被仰下候様致度奉存候、右之段宜く御申上可被下候、以上、

壬七月十六日

猶々幸太郎義退出之節、召連候供人之儀借用仕度御座候間、是又宜く御取斗可被下候、以上、

田沢久左衛門様
森川助左衛門様　　加藤次郎右衛門
御用人中

以手紙致啓上候、然者曽根幸太郎様唯今ゟ御退出ニ付、被召連候供人之儀、被仰遣承知仕候、御挟箱「持御」（貼紙）座候哉、左候ハヽ、御供三人御貸可被申候、御挟箱無之候ハヽ、両人御用立可被申候、御城中之儀余慶之人数無之候間、此段御伺否早々被仰遣被下候様致度奉存候、且又　御用　御召ニ而御退出之御例茂御座候哉、為心得相伺度候間、将又御門断等之儀茂被申達相済候ハヽ、御案内可被下候、此段宜御申上可被成候、以上、

壬七月十六日

尚々曽根幸太郎様御屋敷所書御書付被下候様仕度奉存候、以上、

田沢久左衛門
加藤次郎右衛門様　　森川助左衛門
御用人中

御手紙致拝見候、然者曽根幸太郎唯今ゟ退出ニ付、召連候供人之儀御掛合申候処、挟箱持候得者、供人三人無之候ハヽ両人御貸可被下候由、御城中之儀御余慶之御人数無之候間、此段被仰聞候由、早々否可得御意旨、御紙面之趣致承知候、然ル処、挟箱者無御座候間、御人両人御貸被下候様致度旨幸太郎申聞候之間、召両人御貸不被下候、且又御用　召ニ而退出近例茂有之候ハヽ、為御心得申上候様、被仰聞致承知候、然ル処御用　召ニ而夜中退出仕候近例茂無御座候得共、菅沼織部正殿江為御請今晩中罷出候様、御申聞候間、御用之儀ニ付唯今ゟ退出為仕度奉存候、差掛り候儀、早々右之趣申上候儀ニ御座候、此段宜御取斗御申上可被下候、将又御門御断り之儀相済候ハヽ、御案内可被成候由、是又致承知候、以上、

壬七月十六日

猶以曽根幸太郎宿所御承知被成度旨、本所南（カ）割下水（カ）御蔵後ニ御座候、以上、

田沢
森川　　新庄駿河守

御手紙令披見候、然者菅沼織部正殿（定前）組曽根幸太郎明十七日四時、御城江罷出候様、戸田采女正（氏教）殿被仰渡候ニ付、幸太郎退出有之候間、御門断之儀令承知候、則可申達候、其外御申聞之趣令承知候、御門断相済候得者、彼是可申入候、以上、

壬七月十六日

田沢
森川
御用人中

加藤次郎右衛門

以手紙啓上仕候、然者曽根幸太郎様御門断相済候得者、駿河守
方御達可御申旨申上候得共、夜中之儀ニ茂御座候間、御返報彼
是手間取候間、御門断相済ハヽ、直ニ御供人差上可申候間、左
様思召可被下候、此段宜く御申上可被成候、以上、

壬七月十六日

加藤次郎右衛門様　田沢
森川

以手紙（貼紙）「致啓上」候、然者曽根幸太郎儀唯今致退出候間、此段
宜く御申上可被下候、以上、

壬七月十六日

田沢
森川

新庄駿河守

御手紙令披見候、然者曽■（根）幸太郎唯今致退出候旨、令承知候、
以上、

壬七月十六日

一、泊所（江）之文通使者、御台所之者（江）申達、御長屋御門番人方相届候様取
斗候段、御台所之者申聞候、尤幸太郎中ノ口方御長屋御門罷出候、
一、翌十七日、菅沼織部正殿御不快、為御見舞田沢久左衛門罷越、昨夜始
末致演舌候、御助駿河守（新庄直親）殿御世話ニ罷成、其上幸太郎供人も借用旁々、
右之御礼挨拶有之候様致度旨、宜く右之趣申上給候様、用人共方申達候
処、被致承知候旨、被御申聞候、

（「四十」脱カ）安永八亥年十月十四日

当御番之節、外山甚之丞病気ニ付駕籠断之上致退出候一件

九番組　内山甚三郎及殿扣
水野宇兵衛写扣

十月十四日、当御番請取方（内蔵助甚三郎、藤左衛門頼母、）泊方
但高木主水（正弼）殿煩ニ付、
助　北条安房守（氏興）

一、外山甚之丞儀、夜五時前頃方俄ニ言舌廻り兼、蹇踞類中之様ニ相見へ、
明朝歩行ニ而退出之体無之候ニ付、御泊所（江）左之通手紙遣ス、

北条安房守殿
御用人中

武藤頼母
長尾藤左衛門

以手紙致啓上候、然者御番衆外山甚之丞唯今五時頃、俄ニ気分
相蹇言舌廻り兼、其上右之方手足不叶之様子ニ而相勝不申候、
依之明朝歩行ニ而退出可仕体無御座候間、駕籠御断被仰達被下
候様仕度奉存候、此段宜く御申上可被下候、以上、

十月十四日

右手紙差遣候節、両人共猶又御番所（江）参り様子見受申候処、弥右之通ゆ
へ如此申遣候、台子孫右衛門与申者相頼、与力番所（江）同心福井与兵衛（江）
相渡候由、孫右衛門申聞候、
一、右之通ニ付、弥駕籠断相済候ハヽ、近藤八三郎・高室五郎三郎甚之丞
（江）差添被参候様、但明日朝番之衆も例方者人数多く被勤候様、八三郎迄
達置候、

武藤
長尾

北条安房守

御手紙令披見候、然者外山甚之丞方不快之由、御紙面之趣令承
知候、右ニ付則面談甚之丞様子承度候間、各御壱人泊り所（江）御
越可有之候、以上、

十月十四日

尚々迎人差遣申候、以上、

一、右ニ付、相組之事故藤左衛門殿上下着用、泊所江罷越用人富永半右衛門江逢申候処、甚之丞様子御内々御尋ニ付、委細被申達候、何れニも早々駕籠御断可被成由、被御申聞候段、半右衛門申聞候之旨、委敷被申達候由、急変如何与被仰聞候間、先急変之体も不相見候得共、弥相窺候儀も可有之候ハヽ、無心元被存候段被申候処、随分心附候様被御申聞候由、且又病人江差添候儀八三郎・五郎三郎両人手当テ致置、泊り御医師ニ様子見貰候事可相成哉、何れニ茂頼候方可然、其段も藤左衛門殿被相達候処、是迄御医師参り候例一向無之由、用方申聞候間、近例者拾ヶ年跡稲垣長門守（定計）殿組小長谷権九郎病気、駕籠ニ而翌朝退出之由、御門断八時頃被仰遣候段、部屋留記ニ茂有之候、何れニ茂早々御門断相済候之様致度旨、藤左衛門殿被申候処、随分手配可致由、安房守（北条氏興）殿ニ而も十ヶ年以前之例其前之例も見合、被取斗候由、半右衛門申聞候間、尤退出之節安房守殿御家来被為差添候由、半右衛門咄し候旨、

武藤
長尾　北条安房守

外山甚之丞様子為見届押附可罷越候、左様御心得可有之候、且此黒焼薬右病症ニ相応之由、折節所持申候間差進候、白湯ニ而御用候様存候、以上、

十月十四日

右来翰誰々両名ニ而返報幷薬之礼申遣ス、

一、無程安房守殿御番所江御出候由、其節御番衆佐橋織部・深尾主計・大沢金弥・石原彦太郎並居、其次ニ夜具ヲ着候テ甚之丞御玄関之方ヲ枕ニ伏し居、左之方ニ大小ヲ置、右之方ニ上下ヲ置候、御番所御規定之通御行灯壱ツ出し申候、安房守殿見届、猶又心附候様至極大病ト被見請候由、御挨拶早速御退散、此方共者甚之丞枕元少々離レ、甚之丞左右ニ罷在、勿論甚之丞側左右ニ八三郎・五郎三郎、右両人者白衣ニ而看病罷在候、且又御薬之御礼両人幷当人茂忝候段申達ス、御出退散之節共、例之場所ニて此方御挨拶申候、

御玄関建居之間安房守殿御越之節、

御玄関前ニて右家来御徒目付泊所江案内有之候上、御玄関番罷出、門ゟ向ニ左之方御まい（舞）良戸片方開キ、御退散後直に建ル、此方ニ而者構不申候、

一、四ツ半時頃、御徒目付井出丈右衛門相越、唯今駕籠断相済候間、押付中ノ口江駕籠可参旨申候由、八三郎申聞候、

一、九時頃、又御徒目付鈴木彦左衛門上下ニ而部屋脇ニ相待、此方共ニ逢度由八三郎被申知候間、藤左衛門殿白衣ニて被出候処、御目付日下十郎兵衛口達之由、御門々幷駕籠断相済候条、押付駕籠可参旨案内有之、但彦左衛門申聞候者、押付駕籠参り候ハヽ、先ツ病人を乗せ中之口ニ可差置旨、甚之丞宿所幷差添之衆所等承候由ゆへ、右三人之宿所被達候旨、又彦左衛門申聞候者、押付ケ十郎兵衛ゟ案内有之候上可差出旨、否次第、彦左衛門ゟ早速為知可申候由、

一、右之通ニ付、八三郎其外之衆江茂相達、御番所江参り彼是世話いたし候、無程藤左衛門殿江致面談度由、彦左衛門申候ニ付被逢候処、駕籠参り候之間、勝手次第甚之丞退散為致候様、彦左衛門申聞候間、又藤左衛門殿自分御番所ニて相番衆江致差図、病人伏り被居候所迄持込駕籠江乗せり、大小相改候上駕籠江入、鼻紙袋者印形も有之候ニ付、八三郎懐中致候様相達ス、尤夜具等者相番衆被立合、葛籠江入明朝葛籠取江渡被申候様申達ス、右之通ニ而中ノ口江甚之丞を駕籠ニ乗セ出し置、尚又安房守殿より否相待候処、即刻左之通り、

長尾
武藤　北条安房守

駕籠断相済候間、病人勝手次第退散可有之候様可被致候、尤我等家来差添申候、左様御心得可有之候、以上、

十月十四日

北条　長尾
　　武藤

駕籠御断相済候間、当人勝手次第退散為為(衍カ)仕候様、尤貴公様御家来御差添被下候段、御紙上之趣奉得其意候、以上、

十月十四日

一、右之通ニ付、八三郎・五郎三郎差添退出被致候様、勿論甚之丞宿所迄被送届、甚之丞子息ニ被逢、委細病気之始末得と被咄候様相達、退出為致候事、

富永半右衛門様　長尾藤左衛門

外山甚之丞儀、唯今駕籠ニて為致退出候、尤御番衆近藤八三郎・高室五郎三郎両人為差添同道仕候、此段宜く御申上可被下候、以上、

十月十四日

右手紙御台子孫右衛門江相頼、同心小倉利八請取候由、御返事者不参候、

一、安房守殿右御世話之為御礼翌十五日平服ニ而、石原彦太郎安房守殿江被参口上被申置候様相達、尤右者甚之丞名代之積りニ候、

一、主水殿正(ママ)殿用人共迄、甚之丞一件申遣、委細者代合後被参候而、可被申達旨、藤左衛門殿一名ニ而被達、代合後主水正殿江被参、委細被達候、且又安房守殿江茂被参御世話之御挨拶被申達候事、

『四十壱』組頭被　仰付候節、書状案詞等

一、二条・大坂在番之御番頭江之書状、小奉書ニ認メ上包美濃紙旅封し、

一筆啓上仕候、時候御座候得共、益御勇健被成御座目出度御儀奉存候、然者私儀今般御役被　仰付不存寄難有仕合奉存候、右之段申上度捧愚札候、恐惶謹言、

何月幾日　何之誰ナトリ判

片苗字
何誰様
参人々御中

一、同在番御同役江之書状、糊入上封半紙、

一筆致啓上候、弥御安全被成御在勤珍重奉存候、然者私儀今般不存寄御役被　仰付難有仕合奉存候、御同役ニ罷成候儀、何分宜被仰合可被下候、右之段為可得貴意如斯御座候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

月日　何之誰ナノリ判

何之誰様
参人々御中

一、御番頭江返書認方之事、

長(長谷川勝富カ)丹後守様　何之誰

御手翰拝見仕候、然者明幾日何々ニ付、何時罷出可申段、被仰下候、御紙上之趣奉得其意候、以上、

月日

右之通片苗名(字カ)、状箱之上者諸苗字ニ認メ申候、遠国之状封之上茂諸苗字、内者片苗字之事、

但御誓詞御礼対客之節者、右刻限罷出可申候義認入可申候、惣而御返翰者御番頭直当テ、此方ゟ申遣候儀者、何れも用人宛之事、

一、御書付被遣候節者、

御手翰拝見仕候、然者松平伊豆守殿被成御渡候由、大目付何之誰御達被申候由、御書付写別紙何通被下之、御番衆幷御願人之面々江可申達旨、被仰下候、御紙上之趣奉得其意候、以上、

月日

一、続吟味之儀申来り相番中続無之節者、其段申達候事ニ有之候処、近来者続無之節者一向不申遣候積り、御番頭江兼而掛合相済居候由ニ而無之趣者不申遣候、但続有之ニおゐてハ、其当人ゟ遠慮伺書取之、相組与頭

持参可致候、万一病気等ニ候ハヽ、以手紙遣候而茂不苦候之由、

用方宛　何之誰

以手紙致啓上候、然者明日御達御座候、何之誰江何々之続、私相組中吟味仕候処、何之誰儀何之続ニ御座候、依之遠慮伺書差出申候間、別紙壱通為持致進達候、右之外願人之面々迄続之者無御座候、尤私儀茂続無御座候間、此段宜御申上可被下候、以上、

月日

上包半紙折掛ヶ上書

遠慮伺書　何之誰

覚

一、何続　勤頭(組)何之誰

右私何続誰義昨幾日何之御咎被　仰付候間、私儀遠慮之程奉伺候、以上、

何月幾日　何之誰

一、産穢幷忌服之儀、前々当人ゟ断状を以日数相伺候処、右日数組頭ゟ致差図、右日数書付相認御番頭江致進達候処、寛政六寅年六月御書付出、銘々ゟ日数書付ニ致し差出被申候間、右親類書を以続幷忌服日数等能々相改相違無之候ハヽ、手紙ニ而右書付御番頭江致進達候、

一、同役不快ニ而御番御断申候節者、糊入二ツ折、裏面ニ相認メ、上包美濃紙折掛ヶ、文言左之通、同役三人宛、

何之誰様
同断
同断

何之誰

一筆致啓上候、私儀明幾日、当御番可罷出候処、何々強差発、何々ニ而御座候間、出勤難仕御番御断申上候、此段何之何々守殿江宜御申上可被下候、恐惶謹言、

何月　何之誰　ナノリ判

何之誰様
同断
同断

右書状月番之同役江為持遣ス、

一、御役被　仰付、三・四之内御番頭江箱肴遣申候、尤対組成ニ候得者、元組御番頭江も同様差遣候事、使者麻上下着、供足軽壱人・草履壱人(取脱カ)召連、箱肴駒台ニ而、宰領足軽壱人差副申候、目録認方左之通、但奉書横二ツ折、

右目録ハ略字ニ認へからす事、

進上
干鯛　壱箱
以上

何之誰

一、御礼対客之節、差掛り不快ニ候得者、用人中迄手紙ニ而断可申遣候事、

一、誓詞之節断者、御番断之通、同番同役江申遣候事、

『四十二』供奉出人差引心得方之事

正月元旦・二日御礼之事

一、元日当御番・明ヶ御番・御供番、右三組除之、残ル五組元日御礼登　城、但元日御礼残り者二日登　城御礼之事、

一、当朝六時前、烏帽子・素袍着登　城、組頭躑躅之間ニ揃、御番衆蘇鉄之間ニ相揃、詰番組与頭御書院番与頭江掛合虎之間請取、組頭・御番衆一同右御席江罷越、且当日揃書、組限ニ御番頭中之口部屋江持参差出寄之節、組頭大広間布衣之次江附御番衆四ノ間江相揃御礼相済、虎之間江引く、御流頂戴西ノ丸御納戸衆ノ次組頭組順、次ニ御番衆組順、右御流頂戴相済、一統組切ニ御番頭江申達退出之事、

正月出人差引之事

一、当日朝六時烏帽子・素袍着用登　城、組頭躑躅之間江揃、御番衆蘇鉄之間当日揃書組限中ノ口御番頭部屋江持参寄せ之節、大広間・四之間江罷越、別紙絵図面之通着座、寺社御礼相済組切御番頭江申達退出之事、

但前々帯刀之儘御席江相詰候処、近来御玄関ニ而刀侍ニ為持、小サ刀斗ニ而　殿中江罷出候、且当日御番頭病気差合等ニ而登城無之組ニ而者揃書詰番組御番頭江差出、帰宅後其組御番頭江無滞相済候段、手紙ニ而申遣候事、

上野（寛永寺）　御参詣之節供奉之事

一、御当日明六時前、烏帽子・素袍着、上野中堂右之方回廊江組頭・御番衆共相揃行列罷出候、御番頭江組切揃書回廊おゐて差出、御番頭出勤無之候節者、大目付衆回廊江被相廻候節差出、其後御目付衆ヨリ例之場所江相廻候様案内有之、

御装束所別紙絵図面之場所に罷出控居、同所御門ゟ　御輿ニ而被為　成候節平伏　御目見、夫ゟ御茶瓶、跡御目見衆江引続供奉　御霊屋江被為入候内、別紙絵図面之場所に罷在、夫ゟ次之　御霊屋江御参詣、供奉前同断、但別紙絵図面之通り場所江披き候事、手廻し操越可申候、還御之節供奉前同断、御装束所御門被為　入候節平伏　御目見、右供奉相済、御番頭又者大目付衆江掛合退散之事、

但御番頭行列御出勤無之候節者、帰宅後無滞相済候段、御番頭江手紙ニ而申遣候事、

一、御年回御法事御行列　御参詣之節、供奉勤方前文同断之事、

但雨天ニ而御雨道被為　成候節者、供奉無之候ニ付、回廊揃ひ場所ニ扣居、御番頭又者大目付衆江掛合退散之事、

『文化四戌年（ママ）正月十三日申合供奉、』

寺社出人揃書案文

見出し　揃書　何之誰組与頭　何之誰

覚

組頭名　御番衆

同

同

同

合何人

右之通罷出相揃申候、以上、

何月幾日　何之誰

正月十一日　御具足御祝儀頂戴之事、

一、御当日詰番組ゟ組頭両人五時熨斗目・麻着用登　城、躑躅之間江罷出御番頭中ノ口御部屋江罷越、両人登　城之旨申達、其後菊之間御杉戸際ニ相扣居御目付衆寄せ候節、雁之間・菊之間御襖開キ有之、御役衆段々被相詰、布衣之次に着座、御目見相済、紅葉之間羽目方布衣之次ニ着座、御祝儀頂戴相済、右御礼御老中方謁有之候節、菊之間御縁頬江罷出右相済、御番頭江申達退散之事、

但御番頭御病気御差合等ニ而詰番之節者、帰宅後無滞相済候段、御番頭江手紙ニ而申遣候事、

『四十三』御弓場始之節出役之事

一、当日六時熨斗目・麻上下着用、半蔵御門大番所江罷出、布衣之次江着座罷在、例之場所江罷出候様、御目付衆ゟ御小人目付ヲ以案内有之、諸役人衆引続吹上半蔵口ゟ詰所次之間布衣之次江着座、又候御目付衆ゟ案内有之、刀者右詰場所江差置、御場所江相廻り被為　成候節、上覧所左り之方御幕張之内、布衣之次江罷在、大的　拝見十々之者時服被下、右畢而　還御之節、右拝見之場所ニ而平伏、御掛り若年寄衆御退出後、一統退散之節、御番頭大御番方ゟ罷出候、射手明幾日何時、御本丸江登城有之候様可申達旨、被御申聞候間、其段射手江申達退散之事、

但御番頭拝見不被罷出候節者、帰宅後無滞相済候段、手紙ヲ以御番頭江申達候事、

一、右御弓場始雨天ニ而御延引后日之節者、服紗小袖・麻上下着用之事、
右射手之面々退出迄者手間取、小笠原鍬次郎よりも翌日登　城之儀達有之候間、御番頭ゟ達之趣認、半蔵口外右射手供之者江相渡、右之通取斗候事茂有之候事、

『寛政五丑年正月十一日、御弓場始メ雨天ニ而御延引、同十六日上　覧有之候節、見物之面々平服ニて罷出候様申来り、福王幸之進殿裏　付上下にて被罷出候よし、』

一、申二月　日当組二条在番之節、御番頭ヨリ被相達候書付、左之通り、

文化六巳年三月申合、

御番衆　御城江差出候様、御老中方・若年寄衆ヨリ御達有之候節者、泊御番罷出候旨、出番之上泊組頭中江申達、明幾日何之誰組何之誰何時　御城江罷出候間、翌日当御番之組頭壱人　御本丸江罷出候様、翌朝交代之節可申通旨可申達候、

右之通申合有之候処、当申正月猶又左之通申合候、

一、御弓場始之節、御番衆射手相勤候ハヽ、一統騎射同様取手可申候、

一、一統騎射御弓場始メ之節、番頭或者見物望之者無之、御場所江罷出候者無之節者、御目付衆ゟ為差引被罷出候組頭衆江幾日何時　御城迄罷出、番御掛り若年寄衆於　御場所被仰渡候段申聞候ハヽ、組頭ゟ本組之番頭江其段相届、在番頭ゟ御番之者(本カ)江申渡候ハヽ、前条之趣幸御番之者ゟ其節組頭江申達候、

右之通り猶又申合候間、江府同役中ゟ被申越候之間、書面之趣兼而御心得可有之候、

申二月　　内田近江守(正肥)

紅葉山　御参詣之節供奉之事

一、御当日明ヶ六時、烏帽子・素袍着用登　城組頭者躑躅之間、御番衆者蘇鉄之間相揃、当日揃書組切ニ御番頭中之口御部屋江差出、御番頭御行■列不被罷出候節者、大目付衆部屋口迄罷越、坊主衆ヲ以申達、御行列被出候大目付衆江差出御挟箱出、御玄関ゟ組頭御番衆罷出、腰掛ヶ前両御番之次江附キ　御轅ニ而被為　成候節、其所ニ而平伏、夫より当御番之次江附供奉　御宮　御参詣之節、両御番之次江附キ平伏、還御之節、供奉前文同断、御玄関より入御之節、両御番之次江附平伏、　御目見右供奉相済御番頭又者大目付衆へ申達退出仕、但右披キ場等別段絵図に有之候事、大納言様　御同参之節、西丸供奉ハ『被罷出候』『御宮』御鳥居前、『御参詣之節西丸供奉ハ』『前文同断』御本丸供奉ハ左り之方と向ひ合披之、尤前日夕七ツ時ゟ御請之事、右之方御番頭不被罷出候ハヽ、帰宅之上手紙ニ而無滞相済候段、組切申遣候事、

一、四月十七日　御祭礼　御参詣之節勤方前同断、

但雨天之節、御雨道　御参詣之節、供奉勤方之儀、先達而組切ニ御番頭江伺書差出候処、其節ニ至り御目付衆差図可有之旨、附紙を以被相達候、若雨天ニて御雨道被為　成候節者、御番頭又ハ御目付江懸合可申候事、

増上寺　御参詣之節供奉之事

一、御当日明六時、烏帽子・素袍着用御番『組頭』・御番衆宿坊月界院・良源院之内、御番頭ゟ申来候方江相揃、当日揃書組切之御行列被出候、御番頭江於宿坊差出、御番頭出勤無之節者、大目付衆江差出、御目付衆ゟ案内有之、御装束前別紙絵図面之場所江罷出控居、同所之御門ゟ　御轅ニて被為　成候節平伏　御目見、夫より御茶瓶、跡ゟ御目付ニ引続供奉　御霊屋江　御参詣　勅額御門ニて　御轅居り候節、別紙絵図面之場所ニて平伏、　御霊屋内通、通御ニ而絵図面之場所江操越、次之　御霊屋　御両所江　御参詣之節披キ場等絵図面之通、　御参詣相済　還御之節、絵図面之場所ニて　御装束所御門被為　入候節平伏、右供奉相済御番頭又者大目付衆江申達退散之事、

但大御番頭不被罷出候節、諸事前文之通り、

一、御年回御法事御行列　御参詣之節、供奉勤方前文同断之事、

但雨天之節御雨道　御参詣之節、供奉勤方之儀、前文同断之事、

『文化六午(ママ)年六月十四日、

惇信院（徳川家重）様御法事宿坊間違有之、月界院ニも相知兼候段申之、暫く彼是相尋候得共、相知不申、其内表門前通、天陽院玄関ニ而御徒目付着当所ニ相見候間、右宿坊承り候処、此方之由ニ而一同夫江相越候事有之候以来ニも右着当所有之候方、宿坊と心得候得者宜哉と被存候、尤右宿坊之事者番頭より被達候得共、右体之儀有之候間記し置、』

（四十四脱カ）月次講釈登　城之事、

一、当日詰番組与頭両人、時之上下着用、四時登　城御番頭中ノ口御部屋江両人罷出候段申達、躑躅之間ニ罷在、御老中方御廻ニて菊之間入口御杉戸際布衣ニ引続扣居、御目付衆寄ニ而、雁之間江罷越布衣ニ引続着座、講釈相済、躑躅之間江引、御番頭江申達退出之事、

但二月初講釈之節者麻上下着用之事、御番頭病気差合等ニ而、助詰番之節者帰宅後無滞相済候段、御番頭江手紙ニ而申遣し候事、

『四十五』御能　御前置差引之事

『但朱書之分者諸組御同役相談之上、七番組ニ而書入候、』

一、御当日明六時、組頭熨斗目・長袴、御番衆熨斗目・半上下着用登　城、組頭躑躅之間御番衆者蘇鉄之間揃、御番衆者帯刀之儘罷在、即刻御台所、組頭者二ノ間、御番衆者三ノ間江罷越、右相済組々揃書御番頭中ノ口部屋江持参差出、夫ゟ大広間江罷越掛り御番頭被相越、

『御番頭被相越候以前、出人御番衆稽古之儀、詰番組・月番組与頭差引有之、其後掛り御番頭被相越、稽古見分有之候様可申達候事、

一、前々御徒方代り合相済、其後大御番方代り合有之、引上ケ候節茂御徒方引上ケ候上ニ而大御番方引上ケ候処、近来者御能都度之御徒頭江懸合大御番方　御前置代り合相済、其後御徒方代り合引上ケ候節、大御番方引上ケ候後、御徒方引取候様、御徒頭江詰番組・月番頭・与頭申談候事、』

一、御前置稽古有之、右相済懸り御徒頭江掛合　御前置代り合之義申談置候、御能始以前　御前置御番衆御落椽江附ケ、夫より御階子下敷革江着、

『御落椽江附候儀、御老中方御揃ニ而、並附キ御錠口ニて敷革江下ス、御階下敷革江別紙絵図之通着座候事、御前置御番衆代り合之節、敷革ゟ右之方江披キ、左之方ゟ代り合申候事、

一、御能始ゟ翁始迄　御前置代り合之儀、面箱ニて代り合申候事、』

一、御能始前ゟ翁始前迄　両組

一、翁始前ゟ脇能相済迄　両組

一、脇能間ゟ弐番目相済迄　両組

一、弐番目間より三番目要客　両組

一、広蓋相済候迄　両組

御中入後

一、御落椽附四番目祝言相済候迄　両組

『御中入之節、御番衆引上ケ候儀、御同朋頭御椽ヲ引候ハヽ、御番衆ヲ　引上ル、　御中入後御落椽江附候儀、御門跡幷公家衆御饗応御湯ニ而御落椽江附キ、大目付・町奉行・御目付御椽江出座ニ而見合、御番衆敷革江下ス、祝言相済御番衆引上ケ　御中入前ニ同、且又御能相済詰番組・月番組壱人宛居残り、敷革与力引払候段、御番頭部屋江申達候之上、退散之事、』

右之通　御前置相済、其組々与頭両人・御徒頭次々着座、罷在　御前置御番衆代り合等之式、別紙絵図面之通、但昼御台所江罷越候義、休足之内見斗相越、右　御前置相済、御番頭被申達御番衆江及差図退散之事、

但御番頭病気差合等ニて不被出節ハ前同断、

『組頭差引出役之義、六組之節者　御前置御番衆四組ゟ出候間、右組々ゟ組頭両人、都合八人、右之内四人者加出候間、御台所不被下千人前　御料理有之候節者、千人前頂戴之事、尤御番頭より達無之候間、弁当　持参御番頭部屋二階下借用相用候事、

但八組之節者、六組ゟ御番衆罷出之間、右組々より壱人宛加出両人、都合八人加出、両人者月番組ゟ壱人、前後月番組之内ゟ壱人、右両人御台所不被下候間、前文之通右組当御番・明御番ニ有之候得者、加出両人之義者御番頭達有之次第之事、

組頭両人出之事、
一、寛政五亥(ママ)年九月二日、日光御門跡御饗応之節、御前置御番衆六番組・拾番組ニ而罷出申候、
一、御番衆増人弐人・加人弐人都合四人、七番組より罷出候、差引組頭者六番組、拾番組ゟ四人出候事、』
一、公家衆御馳走式御祝儀、御前置之節者組頭熨斗目・長袴、御番衆半袴着用之事、
一、日光御門跡御饗応御能之節者、組頭・御番衆とも服紗小袖・半袴着用、
右　御前置両組ゟ組頭四人、御番衆増人・加人とも弐十人、勤方前文同断、
『一、享和二戌年ゟ弐組出候節、壱組ゟ与頭三人出六人ニ成、』
一、文化八未年二条在番中九月廿七日、江戸表同役寄合之節、評義有之候由、御能　御前置之節、組々ゟ差出候揃書、是迄区々相成居候ニ付、此度右認方評儀之上相究、部屋江も張出被置候段、御同役竹内平左衛門殿より申来候、案左之通、

見出し
御能出人揃書　組頭
同

御能
御前置出人性(姓)名

御番衆　名
同
同
同
同
同
同

加人歟　御番衆
増人歟　同

合何人

右之通御座候、以上、
何
何月幾日　組頭両人

『四十六』春秋大的　上覧之節差引之事
一、御当日明六時、時之上下着用、半蔵御門大番所江罷越、組切射手之面々揃承り置、御番頭被相越候之節、其段申達候、其後御目付衆ゟ、御小人目付を以案内有之、半蔵御門口ゟ一統御庭江入、詰所江刀差置場所江罷出、御目付江懸合下射有之、奥之衆見合有之、御禄(カ)稽古有之、御払拍子木ニ而　上覧所後芝場江廻り　御成掛ヶ一同御目見相済、大的　上覧始ル、一手ニ而　御免之旨、御番頭射場江被相越被申聞、御目付より達有之、其段御番衆被申達、大的相済、十々之者拝領物有之、其段射手之面々江御番頭被達、御礼勤先格之通申達候様、組頭江被申聞候ニ付、御当日服ニて、御本丸・西丸御老中方・若年寄衆不残、組切御番頭・組頭江拝領物御礼罷越候様申達、但初而　上覧相済候者者、右御礼御用番御老中御懸り、若年寄衆相勤、拝領物御礼者取手返ニ相勤、組切御番頭・組頭江前条之通、且拝領物無之共、初而　上覧被相勤候者者、右初而　上覧之御礼御用番御老中方御掛り、若年寄衆且御番頭・組頭江も被相越可申候事、
但　御代替初而　上覧之節、一同麻上下着用之事、二条在番登組御暇後　上覧有之候節者、右両組与頭不罷出候ニ付、月番組与頭差引右ニ付、登り組射手性(姓)名書付、月番組頭江差遣候、且騎射帯佩御用残之面々、大的　上覧罷出候節者、月番組与頭差引之事、御番頭病気差合等ニて不被罷出候節者、帰宅後手紙を以無滞相済候段、組切ニ御番頭江申遣候事、

『四十七』嘉祥御祝儀登　城之事
一、御当日当御番・明ヶ御番除之残四組より合ニ而、御番衆五拾人組頭休組共、六時不残染帷子・長袴着用、明六時登　城、組頭躑躅之間、御番衆蘇鉄之間江揃、休組除之在府組揃書、組切ニ御番頭中ノ口部屋江持参差出、御祝儀頂戴、西丸御納戸御番衆之跡江引続、組頭組順御番衆頂戴相済、御番頭江申達退散之事、
但御番頭御出無之候ハヽ、前条之通り、

一、嘉祥御祝儀出人之儀、壱組ゟ十二・三人之事、尤人数者御番頭ゟ申来次第、但組順之儀者三日目詰番組先、其跡組順休入組者跡ニ罷出候事、

一、引キ方之儀、矢張御板椽通り引申候、御流之節者落縁引キ候事、

『四十八』玄猪御祝儀頂戴登　城之事

一、御当日詰番組与頭壱人、御番衆当日御番組除之、残り五組ゟ五十人熨斗目・長袴着用、夕七ッ時登　城、組頭躑躅之間、御番衆蘇鉄之間揃、諸組御番衆揃承之、揃書御番頭中ノ口部屋江差出、御目付衆寄ニて大広間御板椽通、西丸御納戸衆之次ニ引続罷出、其次ニ出御白書院於　御前御祝儀頂戴、右相済御番頭江申達退出之事、

但御番頭助詰番ニ候得者、帰宅後無滞相済候之段、以手紙御番頭江申遣、詰番組之外者御番衆ゟ無滞相済候段、其組之組頭江届有之、組切ニ其段手紙を以御番頭江申遣候事、玄猪御祝儀、未々亥ニ有之候得共、大坂下り休明ゟ茂出、七組ニ罷成候、其節者七組ニ而、五拾人御祝儀頂戴罷出候事、

一、玄猪出人差引之儀者、同役当御番より三日目本詰番日ゟ壱人罷出、尤出方相極候ハヽ、其段部屋江名前張出可申候、尤外組ニ而も拾人ツヽ、御番衆名前認メ、玄猪之以前部屋江張出可申事、尤当日無滞相済候段者、月番同役共江出人筆頭ゟ可申越様可申達事、尤無滞相済候段、近来御番頭江不申遣候事、

一、詰番組与頭ゟ於　殿中差出候惣組揃書之事、嘉祥之節之通、詰番組御番衆ヲ先江認、其跡組順ニ認出候事、尤頂戴物出順茂右之通之由ニ而候、

一、文化十酉年九番組ゟ朝日忠三郎差引罷出候節、認方右之通之由ニ而候、

一、右之節、六番組青木又四郎御席ニて不調法有之、差扣伺候由、右者翌朝本組高木伊勢守（守富）殿ゟ伺出候事之由、

『右御祝儀頂戴之御席、初而之者も有之候間、頼坊主衆被申聞、其以前御席仕礼拝見為致候事、』

『四十九』御入人差引登　城之事

一、小普請御入人有之節、右御入人有之、但与頭壱人当日五半時平服着用登　城差引罷出候段、御番頭中ノ口部屋江罷越申達ス、夫より蘇鉄之間江罷越、大御番方江御番入被　仰付候面々性（姓）名・高・宿所等承り、為心得認置御番入被　仰付、御番頭組割書付被相渡、其面々江当組ニ被極候段申達、右御番入之御礼両丸御登中方・若年寄衆不残御番頭被相勤、夫ゟ組頭誰方江被差越候様申達、其節御番頭・組頭宿所書付銘々江相渡、且西丸江右御礼御番入之面々退出ゟ直ニ組頭同道登　城御番入之面々、蘇鉄之間ニ被罷在、組頭ヨリ今日大御番江御番入被　仰付候面々、為御礼登　城之段、姓名書付坊主衆ヲ以御目付江差出、於大広間御奏者番謁有之、右相済退出之事、

但御番頭病気差合等ニ而登　城無之候節者、差引罷出組頭ヨリ無滞相済御番入之面々御礼勤之儀、先格之通申達候段、申遣候事、

一、大御番江部屋住御番入被　仰付候節、其組々ニ不拘月番組与頭壱人為差引登　城、差引之式前文同断、但御目付ゟ寄せ之儀被申聞、被為召候面々菊之間御縁頬江寄被仰渡候節、御杉戸外御衝立之際罷在被　仰付、相済組割御礼勤、且西丸江同道登　城之式前文同断、尤父子と茂同道之事、

一、与頭差引之儀者、月番ゟ近来両人ツヽ罷出候事、文化十酉年十月、部屋住御番入有之候節、三番組相当詰番組ニ有之候処、内田近江守（正肥）殿六番組高木伊勢守（守富）殿ゟ七月差替月番被致、十月御番頭者、伊勢守殿ゟ其組同役江被相達、六番組ゟ罷出候、右之通ゆへ差替有之候得者、其番頭者組ゟ罷出候事与相見申候、

『五十』御番衆初登誓詞差引之事

一、二条・大坂在番初登御番衆誓詞、当日差引組頭壱組壱人宛平服着用、御番衆麻上下着用、六時評定所前相揃、御目付衆ゟ御小人目付ヲ以案内有之、同所御玄関ヨリ上り、組頭御番衆席々着座、御番頭差図有之、誓

詞之面々稽古有之、其後御老中方御出席之節、右席之前御通行有之候間、其節平伏誓詞相済候上、御番頭御番衆江被逢、御礼之後御用番幷御出席之御老中方・御番頭・組頭江被罷越候様、申達退散之事、

但御番頭病気差合等ニて出席無之節者、罷帰り候上無滞相済候段、手紙ヲ以申遣候事、

『五十二』一統騎射　上覧之節差引之事

一、御当日明ヶ六時、月番組与頭壱人平服着用、竹橋御門外江罷出、布衣ニ引続着座、矢来御門脇幕張江射手之面々揃候間、大御番ゟ出候面々者揃場江罷出候段、名札侍ヲ以差引組頭江大(ゟカ)番所江届有之候、其段御番頭江申達、御目付衆ヨリ御小人目付ヲ以案内有之、一同　上覧所江罷越、其節射手幕張入口ゟ大御番方射手之面々へ致挨拶、布衣次江着座、上覧相済御番頭明幾日、服紗小袖・麻上下着用、何時登　城有之候様、射手之面々江可申達旨被申聞、退散之節射手溜り江罷越、大御番方射手之面々江可申達事、

但御番頭病気差合等ニ而不被罷出候節者、帰宅後無滞相済候段、御番頭江以手紙申遣、月番組之外者其組ゟ出候射手之面々ゟ組頭江届有之候ニ付、無滞相済候段、其組之御番頭江申遣候事、

一、罷出候御番衆之組ニ不抱、月番組ヨリ組頭壱人差引罷出候事、番頭差替月番ニ有之候得者、被差替候其月之御番頭ヨリ其組江被達差引罷出候事、

但文化十酉年十月三日、三番組壱体月番組之処差替相成、十月御番頭高木伊勢守(守富)殿月番被相心得候ニ付、伊勢守殿組ゟ為差引竹村太郎右衛門罷出候事、

『五十二』上野　増上寺　拝礼之事

一、上野(寛永寺)正月三日迄、増上寺正月五日迄、熨斗目・麻上下着用、七月上野・増上寺共、盆中染帷子・麻上下着用之事、

一、御霊屋拝礼之節、二天門外ニ而下乗、雨天之節者長柄持召連　勅願御門ニ而刀侍ニ為持、清草履にはきかへ、右御門ゟ内供無(カ)之、雨天之節手傘、御手水鉢ニ而清メ、御唐門ニ而草履ぬき、御牌殿御箱檀之上別当着座之前ニ而致拝礼候、退散之事、

一、御征忌日毎月　御忌日　御霊屋江参拝之式、前同断之事、

一、御年回御法事之節、拝礼長袴着用、二天門外ニ而下乗、雨天之節長柄持召連候、草履はきかへ　勅願御門ニ而刀侍ニ為持、長袴縒(ゟカ)解キ御手水鉢ニ而清メ、拝礼之式、

但御法事之節者　勅願御門ゟ内御薄縁雨障子掛り候間、はき物・手傘等ニ不及候事、

右御年回御法事有之節、御香奠白銀壱枚献上、使者熨斗目(染帷子)・麻上下着用、刻限其外其節之御書付之趣ニ而取斗候事、右香奠御目付衆謁役僧、披露役人ヨリ請取書差越、

右香奠仕立方前文ニ有之、

一、上野　御宮・増上寺　安国殿参詣之式、前文之振合前日六ツ時ゟ清メ之事、

『五十三』二条・大坂在番御暇御番衆差引之事

一、当日月並御礼登　城之節、詰番組与頭江在番組与頭より揃書写請取置、御目付衆ゟ寄候節、御納戸構江御番衆幷悴　御目見之者、例格之通寄せ置候事、

『五十四』琉球人来聘之節出人差引之事

一、当日六時、烏帽子・素袍着用登　城、御番衆者蘇鉄之間江揃、組切ニ揃書御番頭中ノ口部屋江持参差出、夫ゟ月番組与頭御目付衆江掛合、組頭御番衆刀置候場所請取、何れも刀差置寄候節、大広間四之間江相詰候、右相済御番頭江申達退出、且月番組与頭右刀置候場所致断迄引渡申候、且書面之節右同断、但御台所被下候間、組頭二ノ間・御番衆三ノ間、代り合罷越候事、

但当御番明ヶ御番除之、組頭、御番衆共百人、組頭壱組ゟ二人宛、

其外御番衆組々ゟ出候事、御番頭病気差合等ニ而登　城無之候者、帰宅後無滞相済候段、手紙を以御番頭江申遣候事、

『五十五』武術　上覧之節差引之事

一、御当日平服着用、御門明キ罷出、蘇鉄之間江罷出、両人相待罷在候、尤刀者御玄関ニ而侍ニ為持候事、

一、無程近藤・山角両人幷打太刀之者罷出候ニ付、中ノ口御番頭部屋江罷越、他組同役一同ニ揃書持参、尤組切ニ書付差出ス、今日詰御番内藤甲斐守（正範）殿ニ付、右用方江相渡ス、

見出し
書付　　戸田庄左衛門

覚

打太刀　近藤誠六郎
打太刀　矢嶋留三郎
　　山角貞之丞
打太刀　山角藤十郎

右四人共相揃登　城仕候、以上、

四月廿四日　　戸田庄左衛門

一、無程丹後守殿登　城ニ付、蘇鉄之間ニて御待請、何れも無滞罷出候旨申達候、

一、上覧之面々稽古相始候ニ付致同道候、柳之間御廊下ゟ御白書院御広椽江案内いたし候、御目付被致差図、稽古相済直ニ寄セ申候、

一、上覧之節、拙者とも柳之間上御廊下ニ罷在候、

一、当御組誠六郎・貞之丞両人　上覧相済候故、右相詰候場所ゟ引、柳之間溜ニ罷在、滞無之哉之段承り申候、尤　御好等可有御座哉之程難斗候ニ付、道具等仕廻不申候様申達候、

一、壱統剱術相済、引続鎗術・柔術相済申候、

一、右相済候内見合、拙者とも二ノ間御台所江罷越、御台所頂戴之事、

一、壱統御好等無之旨、御目付衆達有之候、

一、上覧之者菊之間江相廻候様、打太刀之面々ハ勝手次第退散致し候様達ニ付、其旨当組打太刀之面々江申達ス、

一、上覧相済候面々、菊之間御縁頬江相廻候様、懸日御目付衆達し、何れも右場所江相廻り候之処、今日芸術　上覧相済候ニ付、拝領物被　仰付候旨、松平伊豆守（信順）殿被仰渡相済、又候柳之間江引取、柳之間御縁頬ニおいて小長谷和泉守・松平田宮・渡辺久蔵渡之、

但羽二重縮緬龍門之内弐反宛之事、

一、拝領物相済何れも退散之義、丹後守殿江承候処、勝手次第、御礼廻り之義者、両御丸御老中方・若年寄衆江不残、尤西丸ゟ溜罷出可申候様相達ス、但御礼廻之儀者麻上下着用之事、尤御番頭江者今日中、組頭江者一両日中御礼可罷越候段、是又申達退散之事、

但御番頭登　城無之、前々条之通候事、

『五十六』弓御用被出候組々江達之事

一、弓御用被出候順書相渡候事、

一、御成之節其前、日詰番之御番頭ゟ申達候事、

一、御鷹野先弓御用被　仰付候段、詰番之番頭ゟ申遣候、前以急病差合等之節者、御門継御本丸御目付衆江切紙を以可被申達候、幷本組番頭江者神文状を以断可被申聞候、尤右神文状相組之与頭衆まで被差出候而者、延引相成候間、直ニ番頭江差出可被申候、

但御目付衆江之断状、御玄関前御徒目付当番所迄可被差越候、右断状ヲ請取候御目付衆之性（姓）名承届、尤断状相渡候御徒目付之性名も承、罷帰り候様使之者江可被申付候、御番衆断状左之通り、

上書
御本丸溜御番
御目付中　　何之誰

以剪紙啓上仕候、明幾日今幾日　御成ニ付、私儀弓為御用御供罷出候筈ニ御座候処、俄煩差合ニ而御供難罷出御座候ニ付、御断申上候、以上、

月日

上包美濃紙封じ

右之通急病差合等之節者相渡候、射手御番衆順番之仁江早々可被越候、
併御供揃刻限間ニ合不申候時刻ニ相成候ハヽ、代り之仁江被申越不及、
右否ハ本御番江可被申越候事、

一、御供被出候節、御供揃一時早々　御城江可被罷出候、自分御玄関江上り蘇鉄之間江罷出、坊主衆を以当御番御目付衆江、誰組何之誰今日弓為御用罷出候旨、幷弓持之御小人之義被仰達被下候様、以書付可被申達候、
右之段御目付誰江申達候段返答承之、相頼候坊主名を茂承り置被申候事、

一、召連候人数、侍壱人・鑓持・草履取・弓持連可被申候、将亦挟箱ハ不相成候間、着替等持参之儀者両御番方御供弓之仁江可被聞合候、

一、御供先ニ而者惣而御目付中可被致差引候条、差図次第ニ可被相勤候、

一、自分幷家来着服之義者、両御番御供弓被相勤候仁江承合、同様ニ相心得可被申候、

一、御供仕廻候ハヽ、相組之与頭江相届可被申候、尤翌日為届番頭宅江可被参候事、

一、御供被出候仁御供被仕廻、銅御門　通御ニ候ハヽ、与力番所迄右届可有之候、平川口・半蔵御門ゟ　還御ニ候ハヽ、以書付御門継銅御門与力番所迄可被申越候事、

但御夜詰前ニ候ハヽ、銅御門迄家来可被差出候、鳥射留候有無可被御申聞候事、

一、出順之御番衆病気差合等ニ而不被罷出候得者、重而弓御用之節跡江戻し不申、段々先江順々被相勤候筈ニ候間、其旨可被心得候事、

一、御供弓之仁、御場所ニ而両御番之跡ニ附御供可被致候事、

一、御船江乗被申候節、弓キも入可被申候、尤其節御目付衆江談可被申候事、

一、初而弓御用被相勤候節、為御礼　還御以後直ニ加納遠江守江斗罷越可被申候、二度目ゟ者不及其儀候事、

一、於御場先初而　上意有之節者、為御礼加納遠江守江可被相越候、二度目ゟ者不及被相越候事、

但御菓子・御酒被下候節、御礼之儀茂右同断、且又両様とも着服者御供之儘ニて可被罷越候、

一、御供弓之仁、御成前日当御番ニ候得者、御番用捨可被致候事、

一、御供弓代り之仁、御成前日当御番ニ候得者、御番用捨可被致候事、

戌正月

御鷹野、御成前日御供弓出順之者江、詰番之番頭ゟ直々以手紙申遣、代り相心得候者茂、其本組番頭ゟ申渡候得共、以来者代り相心得候者江茂詰番ゟ直々以手紙申達候、御供弓被罷出御供仕舞届之義、大手　還御之節者　御城中ノ口部屋迄参、詰番之者江相届可被申聞候、平川口・半蔵・矢来御門ゟ　還御之節者、是迄之通相心得、銅御門与力番所まて届可被申聞候事、

右之通被相心得御申達置可有之候、以上、

十二月廿四日

御成江罷出御目付衆江届書左之通り、

今幾日　御成先弓為御用罷出申候、弓持幷刀持御小人之儀、御達可被下候、以上、

大御番何之誰組
何月幾日　何之誰
当御番
御目付中

与頭ゟ窺書

覚

御成之節御供弓罷出候者、御用無滞相済候御届、大手　還御之節者中ノ口御部屋迄其段申上候、矢来・平川・半蔵　還御之節者、西丸御泊所江御届申上候様、先達而御達之趣相心得罷在候、且右　御成当御番日ニ有之候得者、前文之通り中ノ口御部屋詰御番頭江御届申上候上ニて、本組御番頭江茂早速可申上、西丸私共部屋まて当人罷越、御届之義申聞候間、其段私共ゟ御泊所江委細可申上候、若　還御遅く、御仕切過ニ相成候得者、大手通　還御ニ御座候得者、中ノ口御部屋江御届申上候故、　還御之節者、西丸御泊所江者御届不申上、直ニ御宅江参上、委細御届申上、矢来・平川・

半蔵　還御之節者、中ノ口御部屋江御届不申上候儀故、　還御之節何レニ茂西丸御泊所江御門次ニて御届可申上候、

右之通奉窺候、以上、

亥十一月　　四人

御番頭ゟ之附紙如此、

御成当日本組当番之節者、中ノ口部屋詰番之同役江相届、本組番頭江届之儀者、西丸其許方部屋迄以書付届被申聞、其段其許方ゟ泊所江可被申聞候、若　還御遅く、御仕切過ニも相成候得者、大手通り　還御之節者中ノ口部屋江相届、西丸泊所江茂御門継を以被申聞、宅江罷越候ニ者不及候、尤翌日為御礼宅江可被相越候、平川口・半蔵・矢来御門　還御之節者、中ノ口部屋江届不申候事故、本組当番ニて無之共、西丸泊所江御門継を以可被相届候、未夕御門〆り以前ニ候ハヽ、西丸江届として可被相越候事、

西丸御泊所江御門継を以差遣候書付左之通り、

私儀今幾日何筋　御成ニ付、御供弓罷出無滞、（何鳥射留歟、射留無之歟、）

右之段御届申上候、尤御掛り幷御供若年寄衆江為御礼参上仕候、

以上、

何月幾日　　何之誰

何　何守様

美濃紙
封下
上書

何之誰様　　何之誰組　何之誰

覚

一、御成之節、御供弓御用無滞御勤候ハヽ右御届、大手通　還御ニ候得者、中ノ口御番頭御部屋江御越し、詰御番頭江御届、夫ゟ御掛り幷御供之若年寄衆江御礼御越候上、本組御番頭江御越御礼御届可被仰達候、且平川口・矢来・半蔵　還御ニ候ハヽ、詰御番頭江御届無之候故、西丸拙者とも部屋直ニ御越、当御番同役共江御届可被成候、右同役ゟ当御番之御番頭江御届可申候、尤御掛り幷御供之若年寄衆江者、御礼御勤之上、本組御番頭御宅江御越御礼可被仰達候、　還御遅く御仕切過ニ相成候節者、西丸御泊所当番之御番頭江御門継を以御届可被成候、尤御掛り幷御供之若年寄衆江御礼御勤候上、本組御番頭御宅江御越御礼御届可被仰達候、

一、御成当日当御番ニ候得者、大手通り　還御之節者前文之通り、中ノ口詰御番頭江御届、夫ゟ西丸拙者共部屋江御越御届可被成候、拙者共ゟ御番頭江御届可申上候、且平川・半蔵・矢来御門　還御之節、中ノ口詰御番頭江御届無之候故、直ニ西丸拙者共部屋江御越御届可被成候、拙者共御番頭江御届可申候、右両様共御掛り幷御供之若年寄衆江御礼御勤候上、御番頭御宅江御越御礼可被仰達候、

一、還御遅く御仕切過ニ相成候得者、西丸御泊所御番頭江御門継ニて御届前文之通御心得、其夜御番頭御留守江御越ニ不及、翌日御越御礼可被仰達候、尤御掛り幷御供之若年寄衆江御礼者当日御越可被成候事、

右之通御心得可被成候、以上、

亥十一月

明幾日、何筋　御成ニ付御供弓相勤候様、詰御番頭ゟ申来候ハヽ、早速本組御番頭江相届可申候、尤相組与頭衆江も可申遣候事、

一、御供弓相心得候内、病気之節者、兼而相組与頭衆江茂其段申達置候事、

一、召連候家来侍・鑓持・草履取者、御成跡御同勢跡より一所ニ相廻り候、尤腰弁当為持候事、

一、射留有之候得者、差添之奥之衆ゟ御目付衆江引渡申候、夫ゟ御目付衆差図有之、御供仕候御供弓仁、弐段江附キ御供之事、其節御目付衆江懸合置、還御之節も　御船江被為　召候得者、直ニ越し前之船ニて　御上り場迄参り候事、

『五十七』御番衆宅近火之節当御番差戻候取扱之事

一、享和元酉年十月十九日、当御番之節、夜八時頃より、飯田町辺ゟ出火有之候処、今晩泊方河内猪三郎屋敷近火ニ付、退番仕度旨申聞候間、其段則助御番頭堀近江守（直起）殿御泊りニ付、陸尺喜十郎相頼差遣候、手紙左之通り、

堀近江守様
御用人中

小長谷十郎左衛門
戸田彦左衛門

以手紙致啓上候、然者丹後守(松平信圭)殿御組河内猪三郎義、飯田町上住居仕候処、居宅近辺出火ニ付、退番為仕度奉存候間、大手通御門々出御断被下候様仕度奉存候、此段各様迄得御意候、宜御申上可被下候、以上、

十月十九日

小長谷十郎左衛門様
戸田彦左衛門様

堀　近江守

御手紙令披見候、然者丹後守殿組河内猪三郎、飯田町上住居候処、居宅近辺出火ニ付、退番為致度段、右ニ付御門々断之義被御申越令承知候、右断相済候得者、押付従是可申達候、以上、

十月十九日

右之通返翰ニ而申来、無程左之通り、

小長谷
戸田

堀　近江守

唯今被御申聞候河内猪三郎御門々被出候断相済候間、勝手次第罷出候様、御申達可有之候、以上、

十月十九日

尚々大手通差出候断申達候間、左様御心得可有之候、以上、

堀　近江守様

小長谷
戸田

御手翰拝見仕候、然者唯今申上候河内猪三郎儀退番之儀、御門々御断相済候ニ付、勝手次第退番仕候様被仰下候、御紙上之趣奉得其意候、以上、

十月十九日

尚以大手御門通罷出候様御断相済候間、左様相心得候様被仰下候、御端書之趣奉得其意候、以上、

右ニ付猪三郎即刻退番いたし候、

一、今晩出火　御城江茂風筋悪く、御老中方其外御役人登　城有之、

一、今日帰番半右衛門幷御番衆五六人被致出番候、六時過火鎮り申候、

『五十八』当御番書追加

天明二寅年十月廿四日当御番　九番組

二丸当御番

病気ニ付大坂在番帰
御目見未相済不申候、

番頭　本庄伊勢守(道利)

番頭　北条安房守(氏興)

助　北条安房守組与頭　永田四郎三郎

伊勢守組大坂在番帰
御改ニ付相済候迄

同　久留源三郎

同断

寅十月廿四日

御目付中

今廿四日、本庄伊勢守殿御組大坂在番帰り御改ニ付、相済候迄拙者共之内両人幷御番衆片頬為助致出勤候様、北条安房守殿ゟ被仰越ニ付、四郎三郎・源三郎罷出申候、尤右当御番書之儀、安房守殿ゟ御目付中江御問合茂有之候由ニ付、右之通相認メ差出置、御改相済御出番之節、猶又御引替有之候様、安房守殿ゟ是亦被仰越候ニ付、右之通取取(衍カ)置申候、

二丸当御番
御番頭　本庄伊勢守
助　北条安房守（病気其上大坂在番帰御礼未相済候ニ付、）
組頭　長尾藤左衛門
同　武藤頼母
同　内藤甚一郎
同　三橋鉄五郎

寅十月廿四日
御目付中

明和八卯年十二月廿三日当御番　弐番組
二丸当御番
番頭　永井伊予守（尚佾）
組頭　小林角左衛門
同　飯高市十郎
同　川村権七
同　多田三八郎

卯十二月十三日
御目付中

今七半時過当組荒尾久太郎御番　御免、小普請入差扣被　仰付候ニ付、永井伊予守殿幷拙者とも今日差扣伺候ニ付、当御番書認直し、与力番所江差遣し引替相済申候、

二丸当御番
番頭　永井伊予守

（荒尾久太郎儀御番御免、小普請入差扣伺申ニ付、御番不罷出候、）

番頭
助　小堀備中守（政弥）
組頭　小林角右衛門（右同断）
同　飯高市十郎（右同断）
同　川村権七（右同断）
同　多田三八郎（右同断）
小堀備中守組与頭　加茂宮太郎左衛門（介）
右同組与頭　松平六左衛門（介）

卯十二月廿三日
御目付中

天明三卯年五月十七日当御番　九番組
二丸当御番
番頭　本庄伊勢守
番頭　永井美濃守（介）（紅葉山御参詣還御迄之内、伊勢守服穢ニ付、）
組頭　長尾藤左衛門
同　武藤頼母
同　内藤甚三郎
同　三輪鉄五郎

卯五月十七日
御目付中

七月六日当御番　六番組
二丸当御番
番頭　松浦出雲守（正勝）

組頭　望月八郎左衛門
同　向坂庄兵衛
同　梶惣兵衛
同　江間平左衛門

都筑藤助惣領都筑彦兵衛儀出奔ニ付、宅為吟味罷越候、ニ付、出番不仕候、

右同断

卯七月六日
御目付中

九月十五日当御番　弐番組
二丸当御番
番頭　永井伊予守
組頭　小林角右衛門
同　尾崎多宮
同　朝比奈喜三郎（十カ）
同　森川庄七郎

永井伊予守組江預り牛奥叡負出奔ニ付、為宅吟味罷越候ニ付、出番不仕候、

右同断

卯九月十五日
御目付中

『五十九』御成之節御番衆代合之事

一、寛政九巳年正月、遠藤備前守（胤富）殿被相達候御番頭一同申合達書之内、御規式幷遠　御成之節、二丸御番所代り合刻限左之通、

五ツ時御供揃　六ツ時代り合
五ツ半時御供揃　六ツ半時代り合

一、遠　御成

六ツ時ゟ六ツ半時迄御供揃、定式五時代り合
五時御供揃六半時早メ代り合
五半時御供揃五時早メ代り合　四番組

一、未五月十六日、当部屋寄合之節、御同役中申合左之通、紅葉山・上野（寛永寺）・増上寺御三ヶ所御成之節、御番所代合刻限之儀、先格之通り与御番頭ゟ達有之候得者、詰番所六時代り合可申旨申合候、右之趣寄々御組之御番頭江致口達可申旨申合候、

但御番所代り合刻限之儀、不洩様以来申送り、帳江留置可申候、

右之趣六番御組ゟ御心添ニ付、猶又張出申候、

四番組

『六十』二丸組頭部屋有明断之事

一、以前之通り、私共部屋夜中有明御断被下候様仕度奉存候、

『令承知候』

一、西丸勤之通、私共部屋昼夜共家来差置申度奉存候事、

『重承知候』

右之通相窺申候、

辰十二月　四人

『六二』一、文化元子年十月、当組窪田小兵衛儀、老衰其上久々相勤候ニ付、泊御番之儀者御用捨ニ而、請取方江斗致出番候様、遠江守（竹中元矩）殿被仰渡候、尤右者庄左衛門殿申達候ニ付、右之通り被仰渡候、

但右為御礼、時之上下ニ而御番頭・同役江被参候事、

『六三』一、建部内匠頭（政賢カ）殿御組ゟ御預り興津八左衛門養女取戻御進達相済候節、為御礼麻上下ニ而御番頭・同役江被参候事、

但一通り離縁等御進達有之候節者御礼ニ不及候事、

『六三』一、文化元子年十一月、弐番組同役柳原九右衛門義、親類御詮議之儀ニ付、揚座敷江被遣候ニ付、九右衛門義　御目見遠慮被　仰付候処、二丸当御

番之節、表之御番所前　御成有之候節者、組頭両人御番所江例罷出平伏仕候得とも、九右衛門儀者　御目見遠慮ニ付、差掛り　御成有之候節者如何可仕哉ト、伊賀守(普沼定候)殿江相伺候処、其節同役者壱人御番所江罷出候者不苦ト、伊賀守殿被　仰聞候事、

『六四』一、明組之節丸之内出火有之、寄場江罷出候節者、月番組之寄場江罷出候事、
但月番組当御番日ニ候得者、対組之寄場へ罷出候事、

『六五』文化二丑年
覚
公家衆幷日光御門主御馳走御能、其外御祝儀御能之節、御前置御番衆差引之同役共近来相増候、加出之方江者御台所御断相済不申、朝夕共自分弁当用意仕、御番頭御部屋ニ而弁当遣ひ申候処、其後五人前御料理御座候節者、右御料理被下、自分弁当者朝斗用意仕候、然ル処去ル子年九月五日、日光御門主御馳走御能之節、竹中遠江守(元智)殿・堀近江守(直起)殿両御組ゟ出入御座候節、差引之同役共加出之分迄御台所御断相済、朝夕とも御台所江相廻申候、依之以来可相成儀ニ候得者、出役仕候人数本出・加出共御台所御断相済候様仕度奉存候、此段御組之同役共一同申談候上奉伺候、以上、

中沢惣右衛門
三枝甚四郎
木造清左衛門
石原十郎右衛門

丑九月

『右之通相伺候処、以来本出・加出共、朝夕共御台所御断可成旨被相達候事、』

『六六』文化二丑年
覚
一、惣出仕ニ付廻勤御座候節、当御番日ニ御座候得者、近来翌日廻勤仕候、右翌日若十七日之外、御精進日ニ御座候而も、矢張廻勤可仕候哉、

『(丹羽氏昭)式部少輔殿附紙
翌日御精進日之節者、即廻勤及候、』

一、右翌日廻勤可仕候処、若病気差合等ニ而、難罷出御座候得者、其段御番頭迄申上候様可仕候哉、

『病気差合等ニ而廻勤難致候得者、届可被申聞候、』

右之趣、是迄心得方治定不仕候ニ付、御組之同役共申談候上、此段奉伺候、以上、

中沢惣右衛門
三枝甚四郎
木造清左衛門
石原十郎右衛門

巳二月

文政十亥年二丸寄合書抜

一、恐悦伺御機嫌等ニ而惣出仕有之候節、当御番之御組御同役、翌日御用番江罷越候儀、此度御番頭一同被仰合、向後罷出ニ不及候之旨、新庄越前守(直計)殿四月月番之廉ヲ以可申達候之間、六番組ゟ御通達有之候、右之趣以来為心得記置候之方可然与、今日申合記置申候、

亥閏六月廿日　太田八十八

『六七』文化二丑年
一、二条・大坂在番之節、取人為代人罷登り候御番衆定式休明出立之砌、容易ニ日延不相願事ニ候処、近来多分休明出立之節、自分病気看病等申立、追々日延相願候、以来可相成丈日延願不申候之趣可被申渡候、且又右之面々出立前日延相願、又候自分病気看病等ニ而、先下り相願候仁茂

有之、如何之事ニ而、向後者天明三卯年七月申合有之候之通、出立前日延相願罷登候仁者、先下り之儀相願候共、決而承届申間敷候、是迄区々相成候ニ付、猶又申合候、

但右之趣、天明之度申合候節茂、組頭中江申達置候上者、仮令御番衆ゟ願出候共、難承届儀与、直ニ組頭中ゟ其段可被申聞候筈之処、其儀無之兼而申渡置候向も有之、如何之事ニ候、向後右体之義者得与被相弁被申聞候様、組頭中江急度可申渡置候、

『六八』
一、二条・大坂江為取人罷登候御番衆之内、帰府後御改以前本組江未差戻候内致病死候得者、下り番頭ニ而跡目願等取扱、其後御改相済候者本組戻之姿ニ而、其当日ゟ跡目被　仰付候迄之内、万事本組番頭ニ而取扱可申候、若又本組番頭在番ニ候ハヽ、月番頭ニ而取扱可申候、尤御改相済候当日下り番頭ゟ本組番頭又者月番頭江其段以手紙申遣候、

『六九』
一、組頭衆幷御番衆子供御番入相願候節、番頭逢候而様子見申候上、右願之儀申上、御帳江茂附上ヶ可申段、明和八卯年三月申合有之候処、近来区々ニ相成候ニ付、向後者御番入相願度者有之候ハヽ、先其番頭逢候儀申込、番頭逢候上、御番入願書為差出様子見請候上、御番入相願御帳江茂附上ケ可申候、尤右之趣兼而組頭中江も可被申渡置候、

右者文化二丑年十一月廿三日、月番於高木主水正（正則）宅月次寄合之節、建部内匠頭（政賢）・松平丹後守（信圭）・永井大和守（直諒）・細川長門守（興徳）・丹羽式部少輔（氏昭）・巨勢日向守（利和）・溝口辰蔵、主水正出席申合候、

文化十酉年十月六日、近江守殿猶又左之通り被相達候事、

口達之覚

一、組頭衆幷御番衆息御番入被相願候含候得者、番頭逢申込、逢済候上ニ而右願書被差出候様、前々文化二丑年十一月中、為心得組々江相達有之候処、其後区々ニ茂相成候哉ニ付、猶又右之趣各御心得、御番衆中江通達可有之候事、

酉十月

『七十』
一、二条・大坂在番道中ニ而、御番衆病気之節、江戸表江差下候砌、差添御番衆箱根・碓氷御関所手前ゟ下り候節者休日数五日、右御関所手前ゟ下り候節者休日数三日、休為致出立候与申合候、

但右之趣組頭中江申渡置候、

右者文化二丑年六月廿一日、同役中申合之、

『七二』
一、本番之番頭御用有之、朝之内致登　城候節心得、助之儀当番書江者認出不申候様、組頭衆幷与力共江茂可申渡置候、右者文化二丑年八月十五日、同役中申合之、

『七三』
一、二条・大坂在番登り下り候節、前々ゟ道中ニ而御茶壺行合候節者、先達而相知候儀ゆへ、建場ニ而見合罷在宿之内、又者野間ニて行合候節者、乗物居置御茶壺通り過候而、罷通候而者、旅行差支ニ茂相成候間、御茶壺行合候節、片寄被召連候者笠為脱候様、去ル十五日御目付中川勘三郎江申達置候、但道中ノ道狭キ場、山坂等ニ而者、乗物留被置候様、且乗掛等者道中道広キ所ニ而片寄、御茶壺通過候之様、可被致候、

『七三』
一、御番頭明組之節、番頭御番前日、明幾日御番、拙者其御組江御番罷出候与申事、明組之月番同役江申来候事、若其沙汰前夜迄無之節者、明組御預り之月番頭江明組之月番同役ゟ承り二遣候事、

『七四』
以手紙致啓上候、去月太田志摩守（資同）殿江御目付松平伊織ゟ、二丸当御番之者、出火之節火事羽織着用之曲尺合、幷寄セ場江相詰候者、着服之儀、書付ヲ以問合有之、下ケ札ヲ以被答候書面之写被達、右之趣相心得、御組々江茂追々御通達申候様、志摩守殿被御申聞候ニ付、右写別紙壱通掛御目ニ申候、且又寄場江相詰候者者、先々之通火事装束之下江股引被用候様、可心得旨為念用方ヲ以被御申聞候、此段及御通達候、以上、

十月九日　　中沢主税助

御組々
御同役中

御目付衆ゟ之書面

御城内近所出火之節、当番之面々火事装束着替、又者平服之上江火事羽織等着用之御曲尺合、且又非番ニ而寄場江被相詰候分者、着服差引茂可有御座候間、其訳巨細御認御差越有之候様致度候、尤組頭衆・御番衆幷与力・同心着服之儀も是又致承知度候、依之御達申候、以上、

九月　松平伊織

下ケ札

一、出火之節、二丸当御番拙者共組頭・御番衆、御殿向江煙懸候程ニ相成候者、平服之上江火事羽織着用之心得、尤火事之場所に寄、其節之様子次第見斗、番頭及差図候事も可有之候、

但拙者共出番刻限以前出火模様ニ寄、致登　城候節者、宅ゟ火事装束ニ而罷出候、

一、非番之節寄場江相詰候節、一同火事装束相用申候、

但同心共之儀者対之羽織為着申候、

月番
寅（文化三年）九月廿九日　太田志摩守

『七五』御番頭申合書

一、二条・大坂登道中木曽路相成候節、御番衆幷取人・代人病気等ニ而日延、跡ゟ登候共、中仙道差登可申候、取手返之分者東海道登候様可申渡候之事、

同

『七』（ママ）一、本番之節番頭御用有之、朝之内致登　城候節心得、助之儀当御番書江者認出不申候様、組頭幷与力共江も可申渡置候、

『七六』一、番頭被　仰付御引渡之節、十二番組本庄近江守（道昌）殿跡森川兵部少輔（俊敏）殿御引渡之節、右組鎮目半次郎事、予父看病断相立申候、

但御引渡之節、本組下り休中永残之仁御預り、組当御番日ニ而も御引渡之方江罷出候事、

『七七』廻り方初而被　仰付候趣、其後度々被仰渡候御書付等写、廻り先ニ而捕者仕御座候届書等、

寛永六年十月七日、夜廻り初而被　仰付候、

御書院番　八人
御花畑御番　七人
大御番　十五人
都合三十人被　仰付候、

一、廻り之儀、火之元廻り被　仰付候而、夜斗相廻申候処、其後寛文二年十二月二日、御書院番・御小性組・大御番壱組六人ツヽ昼夜廻り被　仰付候旨、於　殿中御老中阿部豊後守（忠秋）殿被仰渡昼夜廻申候、尤雪雨降候節者、廻り候儀延引可仕候旨被仰渡候事、

但此時分者　御城江被為　召被　仰付候由、

一、雨雪降候節者、廻り不申候而茂御用捨ヲ以、従前々勤ニ相成候を以、其断御帳ニ書載可申候、廻り之刻限天気能廻候者判形仕、雨雪降り廻り不申候ハヽ、右之通断書可致旨、延宝二年寅二月晦日、御番頭戸田相模守（氏好）殿於御宅御同役方御寄合之上極り被仰渡候後、雪雨降候節者相廻り不申候、

御書付

一、夜廻之面々廻場ニおゐて火事出来候節者其場江罷越、不審成者有之候得者相改、様子ニ寄召捕候事、

一、惣而火事場ニおゐて火消之外火事場江も不参、立廻り候者有之候得者、追払可申候、若盗賊ヲ仕候者慥ニ及見候ハヽ、討捨に為致候事も不苦候事、

一、火事場江風下之者、火の粉消候様可申付候事、

右者延宝五丑（ママ）年正月、御老中方被仰渡候旨、御番頭酒井伊予守（忠貞）殿被仰渡候、

一、宝永六巳（ママ）年十月、夜廻初而被　仰付候後、慶安二年壬（ママ）九月廿八日、於

御殿久世大和守(重之)殿被仰渡候趣左之通、

一、夜廻り之者壱人ツヽニ而、両方ゟ被分先ニ寄合候様、廻り可申候、

一、弐人之内壱人煩有之候ハヽ、廻り所不残廻り可被申候、弐人共煩仕候者、其次之当番操越可被申候事、

一、夜廻等之節、境目之儀、絵図面ニ而被仰渡候事、

一、明暦三酉年、大御番方廻壱組六人ニ相定り、六組之節者仮廻り壱組ゟ弐人ツヽ、都合四十八人ニ相極申候、

一、寛文二寅年十二月二日、今日御老中方被仰合候者、毎年冬ゟ春迄之内火事繁々候間、弥精入夜廻両人ツヽ廻可被申候、出火火附体之者有之候由、被及聞召候之間、再篇茂廻可被申候、慥ニいたつら者与見届不被申候共、不審成者於有之者穿鑿可被致候、少しも卒爾之儀有之共、其段者不苦候由被仰渡候、

一、挑灯ニ紋附を為持廻り候者、辻番人又者火消等も油断有間敷候間、紋無之挑灯為持道廻り歩行候様、可被致候様被仰渡候、

一、雪降候時も仮廻ニ而も気遣ニ存候程に風吹候刻者、夜廻り之衆不残廻可被申候様被仰渡候、

一、寛文三卯年三月、御老中方被仰渡候者、方々ニて立門ニ立、或者町等ニ而茂いかつなる体不作法者と見たる面々、夜廻り衆江申渡、右之通り之者有之候者、辻番江申付追払可申候、其上ニ而違背之者有之候得者、射て寄からめ捕候而茂不苦候旨被仰渡候、勿論辻番之者致油断、不作法之体及見候得者可為曲事事之由、相断可罷通候事、

寛文七未年二月六日

定

一、不限何方ニ　御城外被為　成候節、承出し次第、役所当番ニ不限廻可申候事、

一、惣而　御城外江茂折々見廻り可申候事、

一、御曲輪之内大火出来候得者、非番たりとも可相廻候、外曲輪ニ而大火之時も可罷出候、少々之火事ニ而も　御城へ風悪く候者、可罷出候事、

右之御書付久世大和守(広之)殿被成御渡候旨、戸田淡路守殿御達有之候、

寛文八申年十一月廿五日久世大和守殿被仰渡候趣、左之通り、

覚

一、上意之趣者、当月・来月・正・二月火事繁く有之候間、弥無油断廻可申候事、

一、風吹候時分者非番・当番共罷出可申候事、辻番油断之体相見候者有之候者、其屋敷之者呼出し断可申候、其上ニ而許容不申候得者、番頭江可申達候、

一、先年茂被仰渡候通、怪敷者有之候ハ者捕可申候、仮捕そこない候而も不苦候、

一、怪敷者相改、捕候程ニも無之者有之候得者、辻番ニ申付為送可申候、自分怪敷者と存、怪き者ニ候得者、懐中をも相改可申候、

一、附火いたし長屋抔焼立候得者、其近所之辻番所之方江掛り可被申付候事、

一、夜廻りの者自分用所ニ而罷通候とも、辻番油断ニ相見申者有之候ハ者相改メ罷通可申候、怪敷者見出候得者、廻り番之時之様相改可申候事、

一、怪敷者捕候様ニ跡々ゟ被　仰出候得とも、只今以捕不申候由、油断ニ被為　思召候、向後弥入念見廻り可申候事、

一、寛文十二酉(ママ)年五月八日、於　御城久世大和守殿牧野佐渡守殿江被仰渡候趣左之通り、

夜廻昼廻被申渡候衆江申渡候覚

一、夜廻昼廻之時分、何ニ而も不審ニ相見候儀有之者、判形之節其所具ニ書付可申候事、

一、夜廻りの時分長屋小屋行申、大ニ火見候者、其家之門番江相断可申付候、辻番油断ニ候ハヽ、是又断被通候事、

一、自今以後夜廻り昼廻各別ニ不致、夜廻中ゟ昼廻可被致候事、

一、大御番・御書院番・御小性組切ニ被致、番割山之手神田組分ケ、壱組ゟ弐人ツヽ、三組ニ而夜廻昼廻可被致候、昼ハ夜廻之御番間ニ壱度ツヽ廻り可被申候事、

一、煩有之候ハ者、組頭幷仲ヶ間之者方江誓文状ニて、不参無之様相勤可

被申候之事、

一、宵廻り暁廻りハ一夜代り可被致候事、

一、元禄十丑年十一月廿二日（ママ）大地震ニ付、同廿九日大御番頭戸田土佐守（忠定）殿御宅ニ而被申渡候ハ、此度壱組ゟ壱人ツヽ増廻り被　仰出候、新規廻之義故、日々不絶廻候様被申合相勤候様ニ、同十七申年正月晦日増廻り今日限ニ而　御免、翌朔日より勤可仕旨、戸田土佐守殿被申渡候事、

一、宝永六丑年三月九日、廻り前々之通、弐組六人ニ被　仰出、遠廻も三月末ニ組割抱果相立、四月朔日ゟ勤候場所等只今近ニて通る也、

一、享保十丑年（ママ）三月、水野和泉守（忠之）殿江番頭衆ゟ差出候書付左之通、

一、大御番方遠廻り、古来王子板橋可廻候処、厳有院（徳川家綱）様御代道方　御成無御座候間、右場所迄相廻候ニ不及旨被　仰出、近頃ハ道方之　御成茂被為　在之ニ付、古来之通王子板橋迄相廻候様可仕哉、奉伺候、

三月九日　　月番諏訪若狭守（頼秋）

御附紙

御成之節、古来之通可被心得候事、

一、同年三月廿三日、水野和泉守殿江溝口摂津守（直道）殿・諏訪若狭守（頼秋）殿・森川下総守（俊久）殿被相越被申達候者、大御番方昼夜廻り前ニ四拾八人被相廻候処、此度御沙汰も御座候ニ付、先規之ことく八十人被相廻候様可仕候哉、尤廻り之節十手用意仕候様ニ可申渡、我之段相窺候処、御人数増ニて不及十手用意之義者、勝手次第可致ニ被仰渡候事、

一、同年五月、王子板橋廻り被仰渡候、王子ニ而者金輪寺、板橋ニ而者問屋呼出し性（姓）名書付相渡候由、右増廻り之儀者小菅　御殿出来し御泊鷹野被遊節、其後　御殿御焼失ニ付、　御泊鷹野相止申候故、増廻りも相止申候事、

一、道廻之節、中野宝仙寺江各面記候事、享保年中被為　略付候而、被仰出候由、小石川・雑司ヶ谷廻り者各面記候所元来無御座候、尤中野江御成之節、廻り各面帳面　御覧有之候よし、

一、享保十一年午年、小金野御鹿狩ニ付、御番衆被申合候趣左之通、諏訪若狭守殿・板倉下野守（勝浮）殿組ゟ昼夜廻り勤方、

一、昼夜廻り道廻壱組ゟ弐人ツヽ相極廻相勤可被申候、勝手ニ被申合可被相廻候事、

一、廻り場相替候義有之時分、御成所前日者番所組頭衆江向寄次第届可被申候、

一、安永五申年四月、日光　御社参　御留守中、近廻三拾六人無非番毎日相勤、道廻拾弐人無非番毎日相勤候事、

一、天明六午年、牧野越中守殿被越御渡候御書付写左之通り、

一、組々御番衆之内、定廻り幷仮廻り之面々唯今迄無慢怠相廻候事ニ候得共、近来世上騒々鋪候間、尚又申合無油断相廻候様可被申渡候、尤小身之面々ハ供連茂省略いたし、又者病所等有之、馬上ニ而難相勤分者歩行ニて相廻り候而も不苦候、且廻場之内辻番人呼出し声を懸ヶ候時分、辻番組合頭取被相達、頭取之面々ゟ御目付江相達候様、辻番頭取之面々江申渡置之間、辻番人名前承候而、廻之御番衆名前等為申聞候様可申渡候、尤廻り先ニ而怪敷者有之候得者召捕、其所之辻番又町並ニ候ハヽ自身番江預ヶ置、其後町奉行迄可被相届候、辻番江者其場所之頭取ゟ月番之町奉行江遣候様可致候、左候得者町奉行ゟ請取候心得ニ而可被差出候間、頭支配江不及届、引渡候様可致候、捕違之分者不苦候、但自身番所ゟ町奉行江差出候事者、平日之通取斗可申候事、右之通可被相心得候、委細之儀者御目付山川下総守江可被渡候、

六月

寛政三亥年六月出ル御口達之趣左之通、

一、昼夜廻之仁怪敷者召捕候節、是まて両町奉行江引渡候得共、已来者両加役江も引渡候様、松平越中守殿被仰聞候之由、御目付中川勘三郎被相達候、

寛政四子年正月、松平和泉守殿被成御渡候御書付写、

一、御番衆廻相勤候面々、唯今迄怪敷者有之候得者召捕候処、以来者博奕打候者をも見懸ヶ候得者、心付ヶ向寄之町奉行・火附盗賊改之内江引渡候様可被申渡候、

御目付桑原善兵衛達書写

御番衆昼夜廻之節、前々辻番所之内、向寄ニ而弐、三ヶ所ツヽ定〻置、何御番何之誰と申儀承置、毎月末ニ至り拙者江相届候処、近来色々相成不届、辻番所ニて相届候歟、有之候間則別紙辻番所六ヶ所帳面致進達候間、御番衆廻り之節、此通之辻番所被斗性(姓)名被申聞候得者、右辻番所頭取方月々拙者方江相届候間、猶又此段為御心得御達申候、

召捕者致候節、番頭・組頭江届候覚

私儀今幾日歟、昨夜歟、何廻之節、廻り先ニ而召捕候囚人

何町歟
誰
何歳

右之者何所ニ而召捕、直ニ其所何之誰頭取辻番所歟、又者何町自身番江相預申候、右召捕申候囚人雑物等、右之面々家来歟月行事五人組歟江相預、一札取置申候、囚人雑物左之通り、

一、何品
一、何品
一、何品

右之通候、以上、

何月幾日　何之誰

右之通相認メ、御番頭幷与頭江届差出候事、尤町奉行所江差遣候送状幷自身番、或ハ年番頭々取家来方取斗候、一札茂持参い多し御番頭用人江為見可申候事、

文化四卯年、昼夜廻り山角貞之丞、是迄廻り方心得方茂有之候得共、区々ニ相成候間、以来右之通相心得可申哉之旨、帳面差出候間、同役とも一覧之上存寄無之旨申聞候間、則貞之丞江右之趣申達、已来ハ先日右之通被相心得候様、尤右之いつれ非常之儀、其時之時宜ニ従ひ被取斗候様ニ被申達候事、

昼夜廻心得方

一、昼夜廻御番衆御役出御番替、病気、死去、御引替相願候節、代被仰渡候御番衆初而昼夜廻相勤候者ニ候得者、供連等も御座候間被仰渡候、従翌日日数三日相休候上廻相勤候事、

但右休中仲ヶ間助相勤申候、

一、昼夜廻り御番衆父母妻子大病ニ付、難見放候節者当病之節ニ准し、廻り日三日ハ相手助ニ仕、其後病人同篇ニ候得者、父母者廻(り)日五ツ、妻子ハ三ツ看病御断申達候事、

但看病者仲ヶ間助相勤申候、且看病之日限相立、当人病気ニ候得者、廻り日五ツ病気御断申上候ニ而、快気不致候得者退役相願可申候事、

右之趣寛政七卯年九月、伺相済候得共、病体ニ寄仲ヶ間申談作嘘も有之、可然旨其節御月番斉藤彦右衛門及被申聞候事、

一、昼夜廻り相勤候者、廻り先ニ而火之元寄方附、若怪敷者見請候節者、様子相尋申口不相分不審ニ候節者召捕、其所之辻番又者町並ニ候得者自身番江相達、組合辻番ニ候得者頭取年番家来呼出囚人相預ヶ、右家来方左之通預り書付取可申候、

覚

何町何丁目
家主何店
誰
何方

此者今幾日御廻り先ニ而被召捕候ニ付、何方頭取何之誰組合、辻番所江御預ヶ被成継奉願候、尤何之誰方相述御月番町御奉行所江御届申上請取候、同心衆被越候得者無相違御渡可申候、為後日如此御座候、以上、

頭取何之
何之誰家来(ここ)
何之誰印

何月幾日

大御番何之誰様御組
何之誰様御内
何之誰殿歟
御家来中歟

囚人雑物有之候節、別紙左之通

雑物
一、何々
一、何々
右幾品継手請取候、同心衆被罷越候ハヽ引渡可申候、以上、
何
何月幾日　前同断
宛所
前同断
自身番江同人預ヶ候節者、町奉行所江送状相認メ可達、月番御役宅江召連候様月行事時役共江申渡、是又請取有之候事、右送状左之通、
日向
当番何廻　大御番
何之誰組
何之誰
今幾日拙者昼歟夜歟廻り先何町何辺ニ而怪敷者見当候間、様子相尋候処申口不相分紛敷御座候ニ付召捕別紙ニ有、其御役所江差出申候、右之趣然者番頭江茂申達候、以上、
何
何月幾日　何之誰
囚人雑物有之候得者、別紙書面之内江入可申候、左之通、
覚
拙者廻り先ニ而召捕候囚人
何町何丁目歟
家主誰店ニ居候、
誰
何方
雑物
一、何品
一、何品
都合幾品
右之通御引渡申候、以上、
何
何月幾日　何之誰

右日向半切ニ認メ、一所ニ封し入、旅封上書左之通、

町奉行
御役宅
大御番何之誰組
何之誰

自身番ゟ取候一札左之通、
一札之事
無宿歟
誰
幾ツ
右之者御廻り先ニ而被召捕、被　継手奉請取候、只今歟明朝歟御月番町御奉行御役所江被召連候様被仰渡奉畏候、万一取逃候者、何様之越度ニ而茂可被仰付、為後日仍而如件、
何町何丁目
何
何月幾日　月行事印
五人組印
何之誰様御組
何之誰様
御家来中様
雑物有之候者前文同断、右書面之内江認入夜之可申候事、
右之振合ヲ以取斗候間、即刻御番頭幷月番組頭江御届、左之通被認持参御届可申候事、
半紙日向
覚
私儀今幾日当番何廻之節、廻先ニ而召捕申候囚人、右之方何町ニ而怪体見受候ニ付様子相尋候処、申口不相分紛敷御座候ニ付召捕、其所何之誰頭取辻番歟、何町自身番歟江囚人幷雑物共相預、誰家来歟月行事五人組歟預候、一札取参申候、右雑物左之通、
何町歟
誰
幾ツ

雑物之品
一、何品
一、何品
都合幾品
右之通御座候ニ付、此段御届申上候、以上、
何月幾日　何之誰
右之通相認メ御番頭幷月番御組頭江持参差出候事、尤自身番或者頭取家来ゟ取候、一札も持参御番頭用方江為見候事、御相組与頭江も手紙ヲ以荒増先御届申候而可然候、
但頭取家来自身番ゟ取候書付一札写ニ茂差出候得者宜く候得共、手間取御届ヶ延引候而者不宜候間、時宜ニ寄可然候事、
右之外非常之儀御座候節者、時宜ニ寄召連ニ而御届申上候儀可有御座候、都而差掛り候節、其場所ゟ直ニ御届罷出候節者、廻り出勤之段ニ而御届罷出候而茂可然哉候、
一、廻り先ニおゐていかつ成体不作法者見受候節者、其所辻番江申付追払、其上違背之者御座候ハヽ、駅ニ寄捕候義も不苦候事、
一、辻番人油断之体不作法之体及見候者、可為曲事旨相断可罷通、若右体之儀相見候者其屋敷之者呼出し断可申候、其上ニ而許容不申候ハヽ、御番頭江可申達候、左候ハヽ御目付江茂相違候事之由、
但御目付江相届候儀者時宜ニ寄取斗可申候、
一、博奕打候者茂見当候者召捕候事、
一、夜廻之時分長屋小屋以下大ニ火見へ候者、其家之門番江相断可申候、
一、廻相勤候者、私用ニ而通之節茂廻り番之通諸事相心得候儀不苦候事、
右五ヶ条之趣者、先年御書付出候事之由及承候、町並自身番茂右ニ准し可然候、

『七十八』
一、文化四卯年三月廿日、大的　上覧之節、射手性(姓)名前後ニ相成候ニ付、御番頭幷小長谷十郎右衛門・戸田庄左衛門　御目通差扣被　仰付候旨、四月二日当御番之節、王子筋　御成有之候処、大隅守(本多政房)殿右　御目通差扣中ニ付、当御番・加番無之、介建部内匠頭(政賢)殿被相勤候旨前夜達有之候処、当御番書振合無之候間、左之振合認大隅守殿江庄左衛門持参、用方ヲ以相伺候哉、右之趣ニ而可然旨被御申聞候ニ付、右之趣相認差出可申候処、天気相ニ付前夜　御成御延引相成候間、当前之通大隅守殿当御番被相勤候間、左之当番書者差出不申候得共、已来右様之節之ため御番頭江も為見置候事故、左ニ記置候、且　御城二丸銅御門通　通御ニ者無之候得共、御道替ニ相成候節、俄ニ助建候而者間ニ合不申候間、遠　御成之節者当御番助合ニ相成申候、
一、組頭茂四人共　御目通差扣ニ候得者、他組ゟ助とも可相成候得とも、此度者両人ハ差扣無之候間、組内ニ而振合ニ相成候事故、当番書者認入不申候、

二丸当御番
今日王子筋江御成ニ付、御目通差扣中故出番不仕候、
番頭　本多大隅守
番頭　介　建部内匠頭
組頭　小長谷十郎右衛門
同　戸田庄左衛門
同　門奈半右衛門
同　坂本伊織

卯四月二日
御目付中

『七九』
一、文化四子年(ママ)十一月廿七日、大隅守(本多政房)殿江同役両人被招候ニ付、月番伊織(坂本)幷庄左衛門(戸田)罷出候処、左之通書付此度御同役方被申合候よし、壱通之方者御番衆江急度相達、以後跡登之節、其都度ニ猶又相達候様被御申聞候、

書付左之通、

一、二条・大坂在番取手返幷代人・代々人其外残役等都而、番頭同道ニ無之、跡ゟ被罷登候御番衆、旅中おゐて病気等ニ而旅行難被致候節者、勢田駅ゟ関東之方ニ候得者、其駅ニ而致療治、江府江戻り致養生候上、在府月番江相伺得差図、被立戻候儀者先格茂有之候事ニ而、右伺等有之砌者、病体次第承届申候儀ニ候得共、右体之先格有之候迚、容易之儀ニ被心得、伺被申越被立戻候而者難相済候事ニ候、少々之不快者押而旅行可致義勿論之事ニ候、実々旅行難被致儀、可成丈ケ者此表江立戻り被申間敷事ニ候、此段心得違無之様ニ被存候、

但病気ニ候迚此表江伺等不被致、我等共差図茂無之内、旅中ゟ被立戻候儀者有之間敷事ニ候、

右之趣、御番頭中江不洩様御申達可有之候、

酉十一月

別紙相達候通、二条・大坂為在番御番衆壱人立跡ゟ被罷登候節、旅中ニおゐて病気之届此表江立戻、養生被致度旨伺等被申越候て、先格之儀ニ候間、病体次第可承届候得共、是迄度々茂無之儀、其上右体之願伺等有之候得者、承届可申段改候而相達候儀も無之候間、是迄組々心得方色々ニ茂可有之哉ト存候、別紙申達候通、壱人之旅行之砌、病気ニ候得者其駅ニ而致静養、弥旅行難成難儀ニ及候得者、此表江伺我等共差図次第被立戻候儀、此度改メ而相達申候ニ付而ハ、窺さへ被致候得者被立戻候儀候、客日而相成候事ト被心得候而者其心得違と相成候、病気候者取申大切之御番ニ被罷登候儀、可成丈ケ立戻り被申間敷事ニ候間、以来壱人ニて被罷登候、御番衆江者出立前日歟前々日、各方宅江被相振、旅行前々ゟ之心得方者勿論之儀、其身病気、亦者同道人病気之節心得方得ト御申含可有之候、尤在府中病気ニて出立前々日迄茂致静養、押而出立之仁も有之儀ニ候間、左様之節右番之衆江被申含、右之趣御申含可有之候、

一、壱人出立之節、旅中ニ而病気之節者当人ゟ此表江伺等ニ申越義勿論之事ニ候、同道人有之節者其仁附添、其駅に逗留看病被致世話、当人幷附添之仁ゟ茂此表江伺有之(行カ)候、三人以上同道之節者病人江壱人付添、残者定日之通り可被罷登候、

一、前段ニ申達候、壱人之出立之仁江申含候儀者、本組ニ而御申達可有之候、先残役等出立之節者月番ニ而差引之事ニ候間、其月之月番組江可被申達候、右之趣各御心得、御番衆中心得違無之様、御取斗可有之候、

酉十一月

『八十』
二丸御番方部屋御行灯断之事、二丸御留守居徳力金十郎ゟ二番組榊原九右衛門江、内々心得のため借用有之候ニ付、左ニ留置、

見出し小札

御同朋頭中　　水野中務(忠篤)

二丸御玄関遠侍幷部屋之御行灯、有明之外半夜分者六半時ニ坊主衆立合候而、前々ゟ改為引来候処、大御番部屋江者半夜御行灯も出間鋪義与、大久保八郎右衛門被心得候よし、坊主衆組頭始メ心得方致承知度段、八郎右衛門被申聞候間、左之通心得罷在候段、前々御達書写、当月九日差出候処、大御番衆部屋之儀者書面ニ無之不分明ニ付、猶又相糺申聞候様被申聞候間、再応書留相改候処、左之御達書之外ニ者相見不申候得とも、寛政八年十二月之御達書ニ、御徒頭部屋ニ有之候通与有之候得者、大御番衆部屋江茂六半時迄ハ御徒方部屋江差出候通、半夜御行灯差出候義に可有御座候、且又二丸ニ而御行灯出候場所取極帳面茂、寛政二年以前大御番部屋半夜壱ツ与留有之候、然ル処前文之趣糺ニ付、如何相心得可然哉御問答仕候、御附紙ニ而被仰聞候様仕度奉存候、以上、

卯七月　　御同朋頭

寛政戌年(二年)四月十一日

御同頭中江

一、二丸御徒番所　　有明壱ツ
　　半夜壱ツ
一、同御徒頭部屋　　有明壱ツ
一、同御徒方部屋　　半夜壱ツ

右之通御差出可有之候、依之申達候、

神保喜内

寛政八辰年十二月十五日

御同朋頭中

一、此度大御番頭二丸相勤候様被仰渡候ニ付、是迄御徒部屋ニ有之候通、大御番組頭部屋江矢張有明有之候様存候、依之申達候、以上、

横田重郎兵衛

十二月

佐久間左京

下ヶ札

書面之通与、横田十郎兵衛・佐久間左京相達候通、御徒頭部屋ニ有之候通被相心得、是迄之通御徒方部屋御行灯半夜分壱ツ、大御番方部屋江差出可然儀ト奉存候、

右書面之宗十郎殿被遣、則大久保八郎右衛門殿江掛御目申候、以来左様御心得可被成候、以上、

栄春

卯九月廿二日

『八二』

一、十二月十五日、弐番組ニ而榊原九右衛門殿被心得、是迄正月元日、二日御番所代り合刻限区々ニ付、太田志摩守(資同)殿用方江泊所ニ而被問合候処、元日、二日代り合剋限之儀者定式明七時交代之旨、先格留ニ有之候由答候由ニ而候、

『八三』

一、寛政十二庚申年十一月五日、二丸泊所ニ而菅沼伊賀守(定候)殿江差出候由左之通、

見出し

書付

諸星明之丞

徳力金十郎

宮重作十郎

牛奥新五左衛門

寛政三辛亥年十月十三日、松平但馬守(昌睦)殿御組同役共江被仰達、御組之同役共江申達へく候旨、御口達之趣左之通、

御組之同役共在番御暇且在番帰り御目見之節、幷平日差引ニ而　御本丸江登　城仕候砌、銘々挟箱御長屋御門外江差置、式日ニ者御門番・御詰番組同役中右之場所ニ差置、其外ニ者同役共者前々之通、銅御門外ニ差置申度旨、御組々御番頭江同役共より申上置候ニ付、九月御月番米倉長門守(昌賢)殿・御目付中川勘三郎江御懸合被成候処、差支之儀無之旨勘三郎及挨拶候ニ付、右之趣御組々同役共相心得可申段被仰達候、

右之通私共相心得罷在候、以上、

諸星明之丞

徳力金十郎

宮重作十郎

牛奥新五左衛門

申十一月

『八三』

寛政十三酉年正月二日新五左衛門(牛奥)留

拙者共下乗迄供連之儀、支配向江取調申達置候得共、先是迄之通可相心得旨、昨日御目付羽太庄左衛門・小山新三郎殿江被申聞候由、御同人被申聞候間、此段御承知可被下候、以上、

中川惣左衛門

二月二日

近藤石見守(用和カ)殿右御組同役共江被達候、御番頭御申合書、

『八四』

一、組頭衆煩差合ニ而三人ニ相成候得者、朝ゟ両人ツヽ可被詰候、両人煩有之候得者、残り両人ニ而詰切可被致候、三人煩ニ而壱人残ニ相成候者、其日之詰番組之与頭助ニ罷出候様可致候、

但当日ニ至り組頭俄介之義者、当番之番頭ゟ其日之詰番之番頭江、手紙を以直ニ助之義可申達候、尤助立廻状者唯今迄之通、月番之方江可遣候、左候得者従月番助立可致、廻状俄助之事ニ候間、詰番之月番頭月番ゟ廻状無構組頭江助之義可申渡候、

右者享保元申年九月廿三日、相談之上相極候事、

一、組頭不残煩差合等ニ而、助合之時分ニ他組之組頭斗ニ而勤候事ニ候間、

此節者当日之詰番之組頭ゟ弐人、前日之詰番組之与頭ゟ弐人、都合四人助相勤候様可致候、右両組与頭病気差合等有之、両人御助難出砌者、詰番之順跡江操(繰)り助取可申候、猶又煩差合多候得者、右之順を以一組弐人、或者壱人ツヽニ而も、兎角四人都合致候、当組之組頭助相勤候様可致候事、

但永助之節者、初助相極候組之与頭者除之、助不相続之様、月番之者可相心得候、

一、組頭衆煩差合ニ而、壱人相残候介之義者、享保元年申九月廿二日申合有之候通、可相心得候事、

右者享保十九寅年十月十一日相定候事、

右書付七番組江近藤石見守(用和カ)殿被相達、拾番組江者右組ゟ通達いたし、右両組者右之通相心得候之処、其以後壱番組ゟ御同役四人助之義も有之、又者両人ニて相済候義も有之、区々ニ付右書付之趣、組々ゟ御番頭江以来心得方告達ニ而可致問合段申合候、

但七番組・十番組右両組江者、前文之通り先達而達有之候ニ付、不及問合候事、

右寛政十一未年十月十九日申合有之候、

『八五』

一、此度御番頭明ヶ詰番ニ相成候ニ付、以来御能出人等之節、詰番組ゟ之出役等も無之候間、是迄詰番組御同役心得方之義、矢張当御番ゟ三日目御組ニて、唯今迄之通相心得取斗可申哉之事、

一、御同役病気差合等ニ而、壱人勤と相成候節、他組助之義明番ゟ助相勤候趣ニも可相成候間、是迄当御番ゟ三日目、御組ゟ最初助立相心得候様致度候事、

右之趣、二条・大坂御同役江も申登せ、返事来着次第、御組々ゟ御番頭江可申達候事、

御番頭附紙

『書面出役之義者、是迄詰番組ゟ被罷出候義ハ、書面之ヶ条ニ不限、当番三日目之組与頭ゟ可被致出役候、』

右文化四卯年六月五日申合有之候事、

文化八未年七月、二条在番中江府御同役申合有之候由左之通り申来候、

申合之事

『八六』

一、御玄関通当　御殿江被為　成候節、御番所人数之義、心得方区々ニ相成候間、以来組頭両人御番衆拾弐人詰合候様申合候、

未七月五日　小宮山八五郎

同断在番中ゟ申来候、左之通、

『八七』水稽古肝煎之義奉願候書付　三浦勘右衛門

覚

大御番方水稽古肝煎之義、最初筒九新助・和田千太郎等江被仰渡候処、其後稽古中絶ニて、肝煎之義退転仕候得共、稽古中世話為取締壱人被仰渡被下候之様仕度奉願候、乍然在番等も御座候事、肝煎被仰渡候ハヽ、在番罷登候節は在府之者之内江助被仰渡候様、此段一同奉願候、以上、

未六月　三浦勘右衛門

右之趣、壱番組御同役中ゟ申来候ニ付、存寄無之段及挨拶、左候得者右御組被申立候由ニ有之候、委細ハ在番中其所之留ニ認メ置候事、

『八八』

一、文化八未年、二条在番当組江駒井藤右衛門(脱カ)、取手返罷登道中ニ而病気有之、小田原駅ニ而七月廿四日ゟ同廿六日迄、同駅ニ保養いたし、快候上罷登候、其節別段伺等無之、其駅ゟ書状差出候迄ニて事済候、猶其節之留帳ニ委細認置申候、

『八十九』　水馬水稽古世話役之儀、先達而被申立候ニ付、此度御番頭江相達候書付左之通、

周防守殿被相遣候書付

組々水馬幷水稽古罷出候節、是迄世話取締之者無之候得者、万一心得

違之義も出来候而者如何ニ付、水稽古罷出候者、四人迄者壱人、五人ゟ九人迄者弐人、拾人ゟ以上ハ三人、世話取締之者、其節ニ水馬掛り之者ゟ相達可申候事、

七月十二日被申渡候覚

三浦勘右衛門

右大御番方水稽古世話取締、加納大和守（久敬カ）組青木右近申合取斗可申事、

右之趣壱番組幷七番組ゟ申来候、委細者其節之留ニ有之候事、

『九十』

一、文化九申年正月十五日、近江守殿用方を以被相達候、左之通、

此度厳敷御倹約被　仰出、御台所品数をも被減、都而御省略ニ付而者、面々ニ茂無油断倹相用候様御沙汰ニ付、是迄泊り御番之節、各ニ夜食進候処、以来ハ年頭初御番・納御番之節斗夜食進、平日当御番之節ハ進申間敷候事、

但在番登前納御番・帰出番初ハ夜食進可申候、

右之趣、此度江府同役中申合候由、被申越候之間、為御心得相達置候事、

『九一』

一、同断在番中江拾番組御同役ゟ申合書左之通り、

御同役被　仰付候節、祝義遣物之儀者是迄之通定式差遣可然候得共、右之仁盆暮遣物之義者区々ニ候間、以来六月以後、十月以後被　仰付候御同役者、其盆暮半減差遣し可申様今日申合候事、

申正月十九日

石野孫兵衛

一、酉六月三日、七番組当番申送帳之内、

『九二』

一、友松殿（徳川家斉男）逝去ニ付、今日為伺御機嫌出役有之、御番衆拙者共平服着用之事、

右者三番組御同役三輪十左衛門殿取調被置候留記、杉原伝右衛門殿ゟ借用、嘉永六丑年御役初而罷登候一条、在番中冬写留申候事、

嘉永六癸丑年十二月

美濃部鉄之助

『九三』

今度西丸勤相成候ニ付、非常之節心得方之義ニ付、嘉永六丑年十二月廿七日、二条在番中両御番頭ゟ以廻状被相達候別紙之写左之通り、

達書

一、御城近辺出火之節、火事羽織着用之義者、当番之御目付ゟ相達候筈ニ付被得其意、猶時宜次第御目付江被問合候様被致候、

但火事羽織被致着用候ハヽ、其段泊所江可被申聞候、

一、夜中出火ニて御老中方・若年寄衆西丸江登　城有之候歟、又者番頭見廻候義及案内候之節、当番之御目付着替以前ニ候ハヽ、平服ニ而御番所張可被申候、

但御老若方西丸江登　城之節者、泊所江相達候様可被致候、

一、風並等悪く節者、御番衆者虎之間より獅子之間江懸ケ、幷大広間御縁頬通り、火之粉防万事心附ケ可申候、各方ニ茂被相廻差引可被致候、

右之外、是迄ニ丸勤之通心得可被申候、

『九ノ四』

西丸勤之節

嘉永七甲寅年十二月七日、拾弐番組当番日、改元被　仰出、安政と成、惣出仕有之候ニ付、請取方服紗小袖・麻上下着用、御番所例弁代合之事、

『九ノ五』

弘化五丙（ママ）午年同役野田市左衛門ゟ借写

大御番頭采配所持之事

『文化五辰年八月、奥御右筆秋山松之丞（維祺）を以御尋之由ニ付、同十五日同人を以て差上候控、同九申年二月、大目付井上美濃守（利恭）ゟ被申聞候間、此度大御番頭より無急度問合之処、御用多ニ而取調兼候間、其許ニ而相糺候様被申聞、旧記ニ而取調差出候控、』

下ケ札
此朱書ハ実家留帳之内見出しニ而不案内成者認差出候事ト相見候、御除可然可奉存候、
善之丞
弘介様

采牌振様と申儀者流儀ニ者無御座、
公儀御定と申儀も決而無御座候者、当職之人心ニ
振様可有之儀と奉存候、
弘介様　　善之丞

大御番頭采配相用候儀者、天正十八年小田原江御出陣之節、大御番頭之内松平十三郎（勝玄）病気ニ付、同組組頭鳥居久兵衛仮ニ采配免許、荒川某モ病気ニ付、同組組頭菅沼藤十郎（定顕）指揮、又其節差掛り番頭子細有之節者、組中差引被　仰付候事と相見、右等の由来ゟ大御番組頭江采配　御免と相見申候、尤小田原　御陣之節、初而采配　御免と申儀ニ茂有之間敷、定而其以前も右様之儀者間々有之儀と相見候得共、古キ事ニて相分不申、然者彼是之処より采配　御免と申伝候、左候得者実々大役故、大御番組頭ニ限四人ニ相定り、尤大御番十弐組者　御簱本之内御先備ニて、右組頭四人之内両人者軍使ニ而、御先手之弓鉄砲頭者番頭之下知ニて、於其場故障出来候得者、直ニ軍使為代合与力・同心引廻し申候、関ヶ原御陣之節茂　御簱本之御先備者、大御番頭高木主水正（忠次）・阿部備中守（正次）相勤申候、右之趣を以考候得者、大御番組頭四人被　仰付儀　御治世全く　御武威相極候道理ニ相叶ひ候義と御座候、然者組頭者小身ニ候得共重キ御役ニ而、京・大坂在番中頭ニ者大身も有之、万一異心有之時者、以之外大事ニ及候間、其時者組頭共其職を押候御役故、昔ゟ諸御番方と違、組頭四人有之候由申伝、然者采配所持仕候事ニ御座候、

『九六』武術　上覧之節組頭煩多ニて他組ゟ助取候節之心得方

武術　上覧之節、組頭御人揃ニ而茂当番書江差引之義、認入候茂有之、御組々区々ニ而ハ不宜候間、以来煩或者差合等ニて弐人勤ニ相成、外御組より当御番助勤相成差引ニ罷出候節者書載差出置、当番書引替可申候、

一、三人勤ニて壱人差引罷出候義、二丸当御番弐人有之候者、差引之義書出ニ及申間敷候、

右之趣、弘化四未年十月、在府御組ニ申合相極置候事、

未十月　　八番組

但九月廿六日、当組当御番之節、七番御組之例見合認出候得共、外御組ニ是迄之所取調候処、認書無之方多分ニ付、九月月番組之廉旁々ニ付及御相談、如此取極候事、

『九七』安政二卯年五月十九日、馬揃　上覧ニ付、九番組当御番為助立、三番組頭組とも致出番候、当御番書左之通り、

五月十九日　　当御番　　三番組

西丸当御番

番頭　大久保因幡守（忠豊）
組頭　杉原伝右衛門
同　伊勢平五郎
同　飯室次郎兵衛
同　真野半助

今十九日、遠山安芸守（景高）組中馬揃　上覧罷出候ニ付、組中共助

卯五月十九日
御目付中

一、御本丸江差出候当御番書、御目付遠山金四郎請取、

五月十九日

遠山安芸守組中馬揃上覧罷出候ニ付助

当御番
大久保因幡守
杉原伝右衛門
伊勢平五郎
飯室次郎兵衛
真野半助

一、当　御殿江差出候当御番書、御目付駒井左京江相渡申候、

『九八』安政二卯年七月、遠山安芸守（景高）殿被御申立、昼夜廻り之者水馬相始候ニ付、

代り被申渡候九番組新例

見出し　書付　四名
覚
昼夜廻　杉原忠左衛門
右忠左衛門儀、水馬水稽古相始候ニ付、右稽古中昼夜廻御用捨被仰渡候様仕度奉存候、依之申上候、以上、
伊丹左兵衛
大津勝太郎
堆橋舛五郎
津野庄十郎
卯七月

見出し　書付　四名
覚
昼夜廻　萩原現次郎
当分杉浦忠左衛門代り
右者忠左衛門水馬水稽古中、昼夜廻御用捨ニ付、代り現次郎江可被仰渡候哉奉伺候、以上、
伊丹左兵衛
大津勝太郎
堆橋舛五郎
津野庄十郎
卯七月

右ニ付、部屋張出しの写、
水馬水稽古相願候ニ付、右相済候迄廻り方用捨、七月三日遠山安芸守殿被申渡候、
杉浦忠左衛門水馬水稽古中代り、同月同日御同人江申渡候、

『九々』七月六日　当御番　壱番組

西丸当御番
二条在番帰り之御礼未申上候ニ付不罷出候、
番頭　九鬼式部少輔（隆都）
番頭　遠山安芸守（景高）
組頭　駒井内記
同　伏屋兵左衛門
同　石川多宮
同　西山喜六郎

卯七月六日
御目付中
一、西丸　御殿江差出候当御番書、同振合ニ付略之、

『百』嘉永七甲寅年七月十九日
慎徳院（徳川家慶）様一回御忌御法事御中日御菓子被下候之節、拾壱番組当御番西丸詰合より頂戴ニ罷出候例左之通り、
一、今十九日九半時、小笠原加賀守（長毅）殿ゟ以手翰御達之儀有之候間、同役壱人・御番衆三人中口裏部屋迄罷出候様被御申越候間、同役壱人・御番衆三人　御本丸江罷出候処、檜之間江相廻候様被御申聞候間、御番衆共同御席江相廻候処、御法事ニ付御菓子被下候段、被仰達候ニ付、難有旨御取合申上、御礼之義者加賀守殿ゟ大目付衆江被御申達候間、別段御礼ニ及不申候段被御申聞候、御菓子者於柳之間頂戴いたし候、尤御徒目付ゟ請取申候、
但　御代々様御年廻御法事之節、前々御中日之御菓子被下候儀ニ付、御中日ニ当御番ニ相当り候ハヽ、請取方之者前以相心得居　御本丸江相廻り候節之供為待置、大平状箱様之品幷大風呂敷共用意可致候、御番衆も供斗ハ申合残置候様前以達置候方都合宜く、二丸之節と違ひ、西丸ニ而者外通り御本丸江相廻り候間、猶又前以心得置候方宜事、
『御菓子戴候人数ハ、請取、泊とも御同役四人御番衆御帳勤人数丈ヶ取調、人数書壱通持参さし出候、可然事、』

『百一』　采旆可仕立作法十一箇条之事

甲流之伝法也、

一、采旆幹（ツクシ）ノ長サノ事、

二、采付緒通シ穴之事、先ノ方ヨリ七分中ナルヘキ事、

三、緒通ノ穴ハ下方ヨリ三寸中、

四、上下ヲ真鍮カ或銀ニテモ張リ、上下ノ穴ニ二重鴾目有、木ハ勝軍木ニテ作之、

五、軽子ノ事、

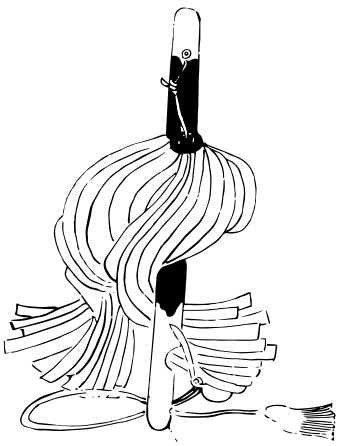

六、紙数之事、七枚カ九枚、十一枚カ十三枚ナルヘシ、私曰、是ハ軽子ニ附如く紙也、末ヲ細く瑣（コマカ）に是を裁し広狭不定、人ノ好ニ由ベシ、

七、采付ノ緒ハ紫革カ藍皮カ、或ハ薫（クスヘ）皮ニ而モ不苦、

一寸三分充ニテ結也、

八、腕貫ノ緒ハ三尺五寸也、色ハ紅カ青カ黄カ萌黄カ黒皮ニテモ不苦、人の好次第也、

但紫色ハカリハ嫌フ、

九、結様ハ柄ヨリ三寸二分置テ結也、緒ノ余ハ短方一寸弐分也、私曰、腕貫ノ偏ヲ長メ置事、是締噛（噛）相引ノ糸ニ結付テ、壁ハ取逃シテ、采旆ヲ取落スコトアリトモ、地へ落スマシキカ為也、

十、采旆ノ色ハ赤白二ノ色也、但朱旆ハ本大将ノ外是ヲ不可持、平人ハ白采旆ヲ所持スル也、

十一、白采旆幹ヲ黒ク塗、朱旆ハ木地ノ幹ヲ用也、私曰、近代ハ采旆ヲ金銀ノ紙、或白熊・赤熊ヲ用ル人多シ、上古無之、略儀也ト知ルヘシ、又或曰、異国ニテハ白熊・赤熊ヲ附ル事本儀と云ヘリ、然トモ日本ニテハ紙ニテ切ヲ本トス、口伝アルベキ儀也、

木村敦高（高敦）之編年集成之抜書、

『百二』　天正十八年二月六日

小田原御陣

組五十騎ツヽ、

松平忠左衛門重勝
松平善四郎康安
松平助十郎勝信
松平十三郎勝玄
荒川次郎九郎
水野清六光忠

内十三郎所労ニ付、其次与頭鳥居九兵衛仮ニ旆（カ）ヲ免許セラル内、荒川又病脳ニ依テ、与頭菅沼藤十郎定顕組中ヲ指揮ス、

右小林明左衛門写留相送ル、

天正二十年三月五日

大御番頭朝鮮国御陣之節、肥前国名古屋江供奉、其節一組与頭四騎ツヽ、

内　弐人　黄麾
　　弐人　青麾

右之通組頭者色替之麾相用申候、依之当時勤年数ニも不抱、与頭ゟ御物頭被　仰付候御作法之事ニ候、

一、朝鮮国御陣之節、

大御番頭

菅沼越後守忠顕（元藤十郎）
渡辺山城守正綱（元久三郎）
水野対馬守忠高（元勝四郎）
松平石見守正親（元善四郎）
松平大隅守重勝（元忠左衛門）

右六組ニ而伏見御番勤之、
秀忠(徳川)様大坂御陣之節茂右之六組ニ而相勤候事、

『百三』

一、近藤石見守殿所持書付之由

士大将討死之節者、与頭采幣を取候事故、前々より与頭ゟ直ニ番頭江被仰付候条、大御番組頭迚も三御番之御備ニ候間、布衣以下之組頭ゟ茂御先手被　仰付候事、右之御作法ニ付御書院組頭・大御番組頭在番之節者、色替之采幣用意有之候事、其格法を以騎馬勢未(『子』)之節、与頭茂色替之采配相用申候由、右内藤甚左衛門殿留帳借用写置、

一、采幣

大御番頭者侍大将ニ付、白采　御免之旨、古代番頭討死致候節、組頭指揮無之候而者難成直々組頭江白采　御免之旨、両御番組頭茂白采者相成不申、御鹿狩之節、色絵之采を持候之由、色絵之采者野采之由、小金御鹿狩之節、大御番組頭采持度旨申立候処、難相成色絵之采持候者苦敷有之間敷由ニ候得共、白采持候例を失ひ候而者如何ニ付采持不申由、小山新三郎咄ニ申候、前書之申伝之趣ハ、御武器掛り福嶋伝兵衛之由、及承候事、右大岡権左衛門殿書留之由写し置、

『〇』杉原正名私ニ考ふるに、大御番組頭采幣を持候事者、布衣と取替之由、古く申伝へニ者候得共、未タ碇といたし候記録等も見当不申、猶又大岡権左衛門殿之書面之趣ニ而者、古代番頭討死之節者直ニ組頭江白采　御免ニ而持候由、左候得者、たとへ番頭討死有之候共　御免無之前者白采持候事者相成申間敷候、子金御鹿狩之節、組頭采持度候よし申立候処、色絵者苦敷有之間敷候由ニ候得共、白采を持候例を失ひ候而者如何ニ付、持不申候旨、是者組頭ハ白采を常ニ持候心得ニ而、色采を持不申哉ニ相聞へ候得とも、前条之趣ニ而考候へハ、常々白采持候訳ニ者決而有之間敷、　御免之上ならでハ持候事ハ相成不申、既ニ天正十八年小田原御陣之節も番頭両人病脳に依而、右組頭(『与』)江仮ニ旆を免許せられ、又同二十年名古屋御陣之節も一組与頭四騎ツヽ、青麾・黄麾持候得者、常ハ色采ニ而可然事者勿論之事ニ候、左候得者、子金御鹿狩之節、白采持候ニ差障候由ニ而、色絵之采も取持不申候様ニも相成可申、諺ニいふ所之虻(アブ)もとらす蜂もとらすといゑることく、後々ニ者両様共持候事之難成相成へき歟、又近藤石見守殿之留之趣ニ而も、組頭在番ニ者色絵之采用意可有之者勿論ニ者候得とも、戦場ニて番頭之采を請候事故、組頭者色絵之采を腰にさす歟、又ハ采掛之銚江結ひ、采ニて指揮者致し不申候事と被存候、しかし番頭討死有之、指揮之者無之節者、白采　御免無之前者色采ニ而筆頭之与頭指揮致し、右組頭又候討死いたし候ハヽ、二番目之組頭采を取可申哉、四人共色采之用意可然なり、又考ふるに、組頭四人共采幣を持候而も番頭討死無之前者、実ニ無用之品ニ候得者、組頭之目印ニも相成、殊ニ要易ならさる采を持候事ハ、組頭之面目ニなり候事、且者番頭指図ニよつて、誰ハ西之方を防き、誰者東之方を働ケト指図有之候へ者、四人の者共相分レ、番頭も其所ニ者被居申間敷候節者、色会(絵)之采ニて指図も致し可申哉、白采も御免之節者用意致し候も可然哉、右者全く私之考ニて治定之事ニハ無之、猶後々之是正を待もの也、

天保八丁酉年三月下旬　　杉原正名識

近頃近藤忠道より送り侍りし書留、正敷組頭者白采被持候事ニて、前条之留書幷考ともミな不用ニな□ぬ事とハなりぬ、左之留書を見て知るへし、

『百四』福嶋伝兵衛ゟ御答書写し

『文化五辰年八月、奥御右筆秋山松之丞を以御尋之由ニ付、同十五日同人を以差上候扣、

同九申年二月、大目付井上美濃守ゟ大御番頭衆江無急度問合之処、御用多ニ而調兼候間、其許ニ而相糺候様被申聞節、旧記ニ而取調差出候扣、』

大御番頭采牌相用候儀者、天正十八年小田原江御出陣之節、大御番之内松平十三郎(勝玄)病気ニ付、同組与頭鳥居久兵衛仮ニ采牌免許、荒川某も病気ニ付同組与頭菅沼藤十郎(定頭)指揮ス、其節差掛り子細有節者、組中差引被

仰付候事と相見へ、右等之由来ゟ大御番組頭江采牌　御免ト申儀ニ而も有之間敷、定而以前茂右様之義も間々有之義と相見へ候得とも、古キ事ニて相分不申、然者彼是之処ゟ采牌　御免と申伝候得者、実ニ大役故大御番組頭ニ限り四人ニ相定り、尤大御番拾弐組者御旗本之内御先備ニ而、右与頭四人之内両人者軍使ニ而、御先手之弓鉄砲之頭者番頭之下知ニ而、於其場故障出来候へ者直ニ軍使代合せ与力・同心引廻し申候、関ヶ原御陣之節茂、御旗本之御先備者大御番頭高木主水正（忠次）・阿部備中守（正次）相勤申候、右之趣を考候へハ、大御番与頭四人被仰付候義、御治世全く御武威相極候、道理ニ相叶候義と御座候、然者与頭ハ小身ニ候得共、重キ御役ニ而京・大坂在番中頭ニハ大身有之、万一異心有之時ハ、以之外大事ニ及候之間、其時者与頭共其職押候御役故、昔より諸御番方と違、同役四人有之由申伝候、然者采牌所持し可仕事ニ御座候、

一、采牌製作之義者、古代金銀之采牌杯色々相用候様子ニハ候得者、慶安二丑年御改正之砌より朱采牌・白采牌之弐品ニ相定り、朱采牌ハ程村紙共一枚を両面朱ニ而染、幅五、六分ニ裁候而相用、串ハ木地、長サ壱尺弐、三寸ニ仕、勝軍木ニテ造之、上下ニ金カ銀ノ鉄具を用ユ、右朱采牌者　上様幷官領職之所持スル事ニ御座候、

但大身成人ニ而も御旗本ニ附候節者、白采牌を可持事、御旗本を離レ一手之働ノ蒙　命を候得者、御陣代且一方之大将故、朱采牌可持事、

右慶安御改正之旧記ニ相見申候、

『百五』安政三辰五月十八日　当御番　四番組例

西丸当御番

番頭　室賀美作守（正発）
組頭　小野勘解由
同　朝比奈昌之助
同　根岸又四郎
同　石川市左衛門

武術　上覧罷出候ニ付、相済候、迄出番不仕候、

辰五月十八日　御目付中

一、西丸　御殿江差出候当御番書、同振合ニ付略之、

西丸当御番

番頭　室賀美作守
組頭　小野勘ヶ由
同　朝比奈昌之助
同　根岸又四郎
同　石川市左衛門

武術　上覧相済出番仕候、

辰五月十八日　御目付中

一、前条之如く御本丸之方当番書引替、西丸当御番書も同断引替、坊主衆を以申遣ス、

一、御番方武術　上覧罷出、御同役中差引として御本丸江罷出候者、請取方ニ而出役致候共御同役中にて助合左略いたし、御場所相済泊り方江出番無差支儀故、当番書引替ニも及間敷哉、併し御同役煩等有之弐人勤之節ニ者、他組助も取候事故、引替之心得可然、

但武術　上覧秋有之短日之節ニ者殊ニ寄御明り出候後、一同退散之儀も有之候由、短日之時分ニ者前条左略之取斗無之、引替之心得可然候歟と存候、後日為見合記置候事、

五月十九日　当御番　八番組之例

武術　上覧ニ付為差引　御本丸江罷出　上覧相済候迄出番不仕候、

石黒作右衛門

武術　上覧相済出番仕候、

右同人

一、右者八番組ニ而、御番方為差引御同役出之節之例也、

但此時分御同役欠ケ無之、四人勤也、

在府諸御組々申合、組限り御番頭江左之願書差出候間、当組九月廿二日当番ニて泊所江差出ス、十月朔日、月番彦四郎江従伊予守殿御通帳拝礼之義、

御掛り松平和泉守殿江被相伺候処、願之通可申旨被達候、右ニ付御礼之廉無之、

『百六』　拝礼願事　　同役四名

覚

上野御法談所（寛永寺）　温恭院様（徳川家定）　御霊前江　御忌日之節、私共幷御番衆御預人之面々一同為冥加拝礼罷出度奉願候、依之此度申上候、以上、

逸見堯之丞
松前七郎右衛門
浅岡彦四郎
美濃部藤左衛門

午九月

安政五午秋五番組・十三番組ニ而、代人順延張出被申候処、御茶壺附順延不宜ト、月並寄合之節、組々ニて被申候ニ付、杉原伝右衛門殿左之通り張出被申候、写取、

『百七』　文政四巳年四月朔日、御礼過於　御城部屋ニ戸田和泉守（光弘）・松平縫殿頭（乗羨）・酒井飛騨守（忠毓）・新庄越前守（直詰）・酒井大和守（忠嗣）寄合申合候、加納大和守（久敬）病気ニ付出席無之、

一、二条・大坂在番之節、御番衆之内御茶壺差添候者、道中供連幷其外入用筋外在役之仁共違ひ、格別物入多ニ而難渋之趣相聞候ニ付、再取手返代人之義、以来左之通承届可申候、

御茶壺附
本組在番　同取手返代人　同再取返代人

右之通取人・代人・代々人迄相極可申候、尤取手返之者、是迄之通再取手返し之者も右御茶壺附之肩書を以相願候ハヽ承届、順立之儀も御茶壺附、取手返者之次ゟ同再取手返之者順立可致事、

但出立之者、即日延願致し候者ハ先下り之義者勿論、翌年代人願之義も承届申間敷と兼而申合有之候得共、右御茶壺附之者者無構承届可申候、

一、大坂在番ゟ御茶壺差添下り候仁、再取手返代人可相願処、二条本組在番ニ付、右本組在番之翌年御茶壺再取手返代人相願候得共、承届可申候、右二条在番之節在役相勤、是迄之通代人相願候砌者、御茶壺附代人者先江送り、右在役之代人を相願候而も可承届事、

一、御茶壺附代人可相願順年之処、知行所損毛或者屋敷類焼ニ而、代人相願候儀者是迄之通ニ候、右ニ付御茶壺附代人先江送り相願候而も可承届事、右之趣、組々御番衆江も可令申渡置候之事、

右御茶壺附代人両度相済申候義、御番頭衆江申合年月も相立候事ニ付、代人順立等取調、見合之為部屋江張出し置可然、御組々御衆許ニ付、張出し置申候、以上、

午八月　三番組

嘉永六丑秋　御代替之節、大的　上覧之節、着服之義ニ付、御目付衆達書幷御番頭ゟ之達書とも左之通り、

『百八』　近々於吹上元馬場大的　御代替後初而　上覧ニ付、射手之面々服紗小袖・麻上下着用、頭（番脱カ）組頭者服紗小袖・裏附上下着用之積り相心得可申旨被仰渡候、依之御達申候、以上、

十月　大久保彦左衛門

御番頭衆ゟ之達書

近々大的　上覧之節　御代替初而ニ付、御自分方裏附上下ニて御出可有之候、射手之御番衆服紗小袖・麻上下ニ而相勤候様、御申達可有之候、以上、

十月廿日　室賀美作守（正発）

安政五午年十月廿四日、当御番明ヶ御門明キ、六番組御同役大木市左衛門殿ゟ以紙面、明廿五日大的　上覧被　仰出候処、十番組御用残り大草孫三郎四番組江預り候処、六番組掛り組ニ付御同役両人差引として被出、請取方壱人勤相成候間、介之儀林肥後守（忠交）殿江申立候ニ付、月番浅岡彦四郎江被申達候処、差掛り間部屋被申越介罷越候、姓名承り申度旨ニ付、美濃部藤

左衛門可罷越旨及即答、

『百九』

西丸当御番

番頭　林肥後守

組頭　大木市左衛門　（大的上覧御用残射手為差引吹上御殿江罷出上覧相済候迄出番不仕候、）

同　伊藤又一郎　（大的上覧射手為差引吹上御殿江罷出上覧相済候迄出番不仕候、）

同　正木祐三郎

父忌　同　庵原文左衛門

松平伊予守（信武）組与頭　美濃部藤左衛門　（大的上覧相済候迄介）

午十月廿五日

御目付中

一、当御番書右之通ニ而、西丸　御殿江差出候方茂前条之振合ニ而、認方ハ前々の如くニ付略之、

一、大的　上覧相済、大木市左衛門・正木祐三郎出番仕候ニ付、当御番書御本丸・当御殿ニも引替申候、左之通り、

番頭　林肥後守

組頭　大木市左衛門　（大的上覧差引相済出番仕候、）

同　伊藤又一郎

同　正木祐三郎　（大的上覧差引相済出番仕候、）

父忌　同　庵原文左衛門

午十月廿五日

御目付中

一、西丸　御殿江差出候方も前同様ニ付略之、

『百十』

一、御同役被　仰付候節、祝儀遣物之儀者、是迄之通定式差遣可然候得共、右之仁盆暮遣物之儀区々ニ付、以来六月以後十月以後被　仰付候御同役者、其盆暮半減差遣候様、此度申合候、

申正月十九日　石野孫兵衛

右申合年暦茂相達申候儀ニ付、為見合張出置キ可然御衆評ニ付、張出置申候、以上、

未正月

三番組

安政五午年　御代替　将軍（徳川家茂）宣下被為済候御祝儀御能、同六未年二月見物被仰付候節出候御書付写

『百十一』太田備後守（資始）殿御渡候御書付写弐通

御留守居衆

大御番頭衆

大目付江

今度　将軍　宣下相済候、為御祝儀来ル廿一日・廿五日御能有之、見物被　仰付候間、詰衆・御奏者番・同嫡子・菊之間縁頬詰・同嫡子、其外高家・御留守居・諸番頭・諸物頭・布衣以上之御役人、且又　御目見以上之御役人・寄合御番衆・小十人組・儒者・医師共ニ五時可有登　城候、御能見物之儀、来ル廿一日半分、相残分廿五日可被罷出候、小普請之面々者月次ニ出仕いたし候分斗罷出可申候、

一、表向出礼無之、交代寄合右同断ニ付、両日之内可有登　城候、

一、右御礼之義ハ来ル廿七日詰衆・御奏者番・同嫡子・菊之間縁頬詰・同嫡子登　城、掃部頭（井伊直弼）・老中へ可被相廻候、其外之面々者不及登　城候、掃部頭・老中・若年寄中江可被相廻候、

右之通可被達候、

二月

大目付江

二月廿一日・廿五日御能之節　御中入無之候事、

右御書付出候後、伊与守（予）殿（松平信武）ゟ之手翰

松前七郎右衛門
浅岡彦四郎
美濃部藤左衛門
本間四郎左衛門

以手紙申入候、然者此度　将軍　宣下相済候、御祝義御能見物被　仰付候節、永井信濃（直幹）・我等幷両組中共二条表江之御暇後ニ者候得共、見物罷出度段願置候処、願之通御能之節見物可罷出旨、御覚書を以被仰渡候、依之各御心得御番衆中江も御申達可有之候、以上、

松平伊予守

二月十九日

二月十三日、掛り津田美濃守（正人）殿ゟ之廻状写従伊与守被達候、左之通り、

以廻状致啓上候、然者今日詰御番土岐丹波守江、伊沢作州・御目付松平久之丞・神保伯耆守三名之書付、伯耆守被相達候由、掛り拙者方へ被差越間、則写別紙相廻申候、右書付之趣ニ付、御同役中之儀者御能見物日限未相知申候間、御番順ニ認メ相達可申と存候、依之別紙相廻申候、且又各御組ゟ被罷出候組頭衆幷御番衆人数之儀、御書付明日中拙者方へ可被遣候、御預人も右見物人数江御書加可被遣候、御蔵奉行・書替奉行大御番ゟ出役之面々、先格之通り大御番江附キ可差出候、尤残役者相除可申廻状致候之通候、無滞御順達留り之御方ゟ可被成御返候、以上、

二月十三日

伊沢美濃守
松平久之丞
神保伯耆守

大御番頭衆

此度　将軍　宣下相済候、為御祝義三度目四度目御能之節、諸役人之分一役より半分宛両日ニ見物被　仰付之間、各方幷組頭組共人数両日ニ割合御認メ、明後十五日迄ニ拙者共方まて御差出可被成候、以上、

三月十三日

○二月十三日、伊与守殿ゟ月番藤左衛門方被送候節、当組拝見罷出候面々同役四人、御番方四十一人姓名書、即夜中さし出ス、

但此度部屋幷厄介見物願無之事、

○同廿日

将軍　宣下相済候、御能明廿一日当組御同役幷御番衆熨斗目・長袴ニて五時登　城、拝見候様伊与守殿ゟ以通帳銘々被達候、

○二月廿一日、熨斗目・長ニ而（袴脱カ）五ツ時前登　城、又御番衆四十壱人之内拾壱人当病之面々頭書いたし、揃書を出ス、今日見物四番組・八番組・六番組・弐番組ニ候、右四組、

但廿五日之方へ壱番組・九番組・十二番組・三番組と四組罷出申候、

○御同役中ニ者柳之間ニて御料理被下候、御番方者蘇鉄之間ニて同断、

但部屋住幷厄介等罷出候ハヽ、檜之間ニて千人前戴き候事、

○右御礼御同役中服紗小袖・麻上下ニて、同廿七日丸之内不残御礼相勤候事、

○右同断御番衆者同服ニて、同廿六日・廿七日両日之内頭々宅江罷出候事、

○部屋住厄介有之候ハヽ、当人者不罷出、其父兄ゟ御礼頭々申達波之間、

○御番衆刀者断済ニて、虎之間江入候事、尤元日・二日之体ニ、虎之間休足所溜り二者不相成、唯刀置候迄也、御同役中者人足部屋之方へ刀上ヶ置候事、

万延元申年八月
二丸張出し之写

三番組（安荘）
戸川伊豆守組
勝屋銀次郎

右銀次郎、外国奉行支配書物御用出役ニ候処、病気ニ付　御免被　仰付致帰番候処、出役三ヶ年相勤候ニ付、先格之通百日休、戸川伊豆守殿被申渡候、

文久元酉年、三番組久保新之丞殿心附ニ而、諸組ニ相談之上、同年十一月四番組月番中津田越前守（正人）殿江被伺附紙済、同組与頭朝比奈昌之助殿ゟ部屋へ置一紙添被差出候、伺書左之通り、

見出し
伺書

小野勘ヶ由
朝比奈昌之助
石川市左衛門
高田九兵衛

覚

一、私共之内、転役又者病気・産穢・忌中等ニ而、当御番出勤可仕者無御座候節者、他御組ゟ助立之義、本御番三日目之御組同役共助相勤、其後引続同様之節者、本御番ゟ四日目、五日目ゟ申順ニ助立可申、尤御番壱度或者両度他御組ゟ助立相成候処、其後出勤仕御番壱両度も相勤、又候前条同様可相勤者無御座候節者古復仕、本御番ゟ二日目之御組同役共助立可申積り、且又　召人等御座候砌者、本御番ゟ三日目之御組差引相当之処、右様出勤仕候者無御座候節者、御月番組同役共之内、為差引登　城可仕候、若又御月番組当御番ニ相当候歟、又者病気・産穢・忌中等ニて出勤仕候者無御座候節、忌上十五日者前月之御月番、下十五日者翌月之御月番、組同役共之内出勤可仕、猶又御番頭於御宅被仰渡等御座候節者、御対組同役共罷出候様仕度奉存候、

『附紙
書面之通可被相心得候』

一、御番頭御転役等ニ而明御組中　御城近辺出火御座候節者、御月番組之御馬建場江罷出、御月番組当御番日ニ御座候節者、御対組御馬建場江罷出候先格之処、若し御対組御月番組ニて当御番日ニ御座候節者、前条出火御座候砌者何とて御馬建場江罷出可申哉、

『「のり（カ）」』

『附紙
書面之趣前後之月番寄場江上十五日
下十五日之分ヶ可被罷出候』

右之趣心得方区々ニ付、此度諸御組々同役共評議之上、此段奉伺候、以上、

小野勘ヶ由
朝比奈昌之助
石川市左衛門

酉十一月

高田九兵衛

解題　神宮文庫蔵「大番職制」

杉谷　理沙

史料の概要

神宮文庫蔵「大番職制」（写、五門四七二）は、江戸幕府大番組の職務に関わる様々な事柄について記録したものである。作成者・作成年等いずれも不明だが、文中に記された年代の下限が文久元年（一八六一）であることから、少なくともそれ以降に作成されたか、あるいは書き継がれてきたものと考えられる。[1] これら書き写されている事例は、一七〇〇年代末～一八〇〇年代半ばの出来事が殆んどを占める。なお、本史料は『古事類苑』に一部が翻刻されている。すなわち、本書は大正三年（一九一四）に古事類苑出版事務所から神宮文庫へ移された六八〇〇冊のうちの一冊である。[2]

本史料は全一一一項目からなり、冒頭に惣目録が付され、その後本文が続く。惣目録の事書と本文の事書・文言とは必ずしも一致しない。また、連続する文書の途中で別の目録番号が配されている箇所が見られ、本文を写した後で目録番号を付し整理されたと考えられる。目録番号は朱筆で記され、また本文中にも朱書の箇所がある。これは本史料の編者が補足情報などを書き入れたもののようである。

本史料は、実際に差し出された書状や届出類の写し、ことの顛末をまとめた覚書、事例別届出の雛形、別の典籍の写し等からなる。引用元は同一ではなく、様々なところから大番の職務に関わる文書類を書き写している。例えば、**九五**（目録番号による。以下同）は、弘化五年（一八四八）に野田市左衛門（二番組組頭）[3]から借り写した、組頭による采配使用の由緒について記す。朱書によれば、写し元の文書は文化五年（一八〇八）に奥右筆へ渡されたものの控えで、同九年に大番頭が大目付に尋ねたが、多忙のため代わってこれを調べるようにと命じられた某が作成したものという。さらにこの朱書は「実家留帳之内」から見つけたもので、勝手がわからないため書いたが、削除しても良いと「善之丞」が「弘介様」へ伝えている。このように、書写を何度も重ねたものが記録されていることがわかる。

以上の経緯で成立した本書は、「明良帯録」[4]などの職掌解説書から知られる職務内容以上の、実務レベルでの大番衆の働き方や手続き方法等々を伺い知ることができる好史料であると言えよう。[5]

大番組の構成と職務

江戸幕府の大番組についてはすでに前号までで説明しているため、[6] ここでは簡単に述べておく。江戸時代の役人の大分類には「番方」（武官）と「役方」（文官）があるが、大番組は番方に属する。江戸幕府の直轄軍団のひとつで、老中支配。全一二組からなり、各組番頭一名を筆頭に、組頭四名・番衆四六名・与力一〇騎・同心二〇名で、幕府の職制のうち、最も大人数で構成される。[7] 彼らは江戸においては主に江戸城二之丸・西丸の守衛を担い、江戸の市中見廻りも行った。また二条城・大坂城の守衛のため、二組ずつが一年間各城へ赴任し在番をつとめた。番頭には石高一～二万程度の大名や五千石以上の上級旗本が、組頭・番衆には数百石程度の旗本が就任した。番衆の中には在番中御鉄炮奉行や御蔵奉行仮役などの役職に任じられる者があり、また役職ではないが、[8]「供頭」と呼ばれる経験年数の豊富な番士は、大番の諸事に精通するものとして畏れ敬われていたという。[9]

ところで、本史料が作成された目的は、言うまでもなく、大番の職務遂行時や諸手続き時の参照のためと考えられるが、右に述べた通り大番の中でも諸階級がある。では、本史料を参照して職務に臨んだ人物はどこに属したか。本史料の内容を見るに、組頭の手続きや動向について記したものが散見されること、[10] また組頭を「同役」としていることから、[11] これを参照した人物は大番組の組頭であったと考えられる。

では組頭とはどのような存在であったか。[12] 大番士をつとめた森山孝盛による「蜑の焼藻の記」[13]には「一組五十人を与頭四人に割て預れり、十一人十二人」とあり、番衆は組頭四人ごとのグループに一一～一二人ずつ属したことがわかる。また「明良帯録」は、組頭について「一組四人ツヽ一隊之世話にて二条大坂へ赴て

組向諸願諸届等を承り頭へ達す」と説明するが、「大番職制」を見るに、組頭は上方在番の最中のみならず、江戸在府中にも諸事手続等において番頭と番衆とをつなぐ役割を果たしていた。そのため組頭は多忙を極めていて[14]、過労のため身体を壊す者も少なくなかった[15]。組頭がいかに大番内の多方面の事柄の熟知と、滞りなく職務を遂行する能力が求められていたかは、本史料を見れば明らかであろう。

史料の内容

本史料の内容は、大きく分類すると①江戸城での勤番に関するもの ②能御覧や武術上覧など行事に関するもの ③上方（二条・大坂）在番に関するもの ④その他（火災時の心得や、特殊な場合の届出など）、と分けられる。ここではそれぞれについて簡単にみておきたい。

①江戸城勤番

平時における大番の主たる職務は江戸城・二条城・大坂城の警衛であった。このことは広く知られているが、その具体的な職務や勤務形態に関しては殆んど触れられることがない。紙幅の都合上、ここで詳細を語ることは難しいが、「大番職制」の記述からその具体相をうかがい知ることができる。

江戸城の警衛では、番衆は城内を担当し、城外（大手門より外の曲輪番所）は大名や寄合以上の旗本が担当した[16]。「仕官格義弁」[17]によれば、はじめ大番組は江戸城虎之間（本丸）に勤めていたが、寛永二〇年（一六四三）に新番が置かれると、御小姓組が紅葉之間、御書院番組が虎之間勤めとなり、大番組は江戸御番御免として上方在番のみを勤めるようにとされた[18]。しかし、江戸城勤番なくしては番衆の行儀が教育されないことを危惧した番頭衆は、これの再開を願い出た。その結果、本丸には番所がないことから、西丸の空き建物を大番の番所とすることが決定したという。「吏徴別録」[19]には、慶安元年（一六四八）に二組が西丸附となり、同四年（一六五一）に西丸遠侍・虎之間の勤番となったこと、宝永三年（一七〇六）には二之丸勤番も命じられたことが記されている。また天明二年（一七八二）の「職掌録」[20]には「御番衆は二丸御玄関、与力同心は同銅御門に勤番す」とある（**参考図1**、**図1**参照）。

当番をつとめる組は「当御番書」を作成する。その認め方は**三〇**に詳しい。これによれば、まず早出の組頭が当御番書を持参し、「御帳懸り御番衆」を以て目付へ提出する。番頭や組頭が病気や忌中、被災等様々な事情で欠員した場合は、助を勤める者の名前も記載した。また欠勤する番頭から目付へ、欠勤の旨と助となる番頭の名前を報告し、助の番頭は当番の組頭に宛て助を勤める旨を手紙で知らせた。また、**三一**によれば、組頭が二人以上、番衆が一八人以上欠勤の場合も詰御番中の他組から助を取っていた。

②武芸上覧・能御覧等の行事

将軍が江戸城において五番方（番方の大番・書院番・小姓組番・新番・小十人組）の武芸の腕前を観覧する行事を武芸上覧と言った[21]。上覧に供される武芸は剣術のほか槍術、弓術（**図2**）、柔術など多岐にわたる。大番衆が試合に召し出されることもあれば、行事の差配をつとめることもあった。**五五**には上覧当日の動きが詳細に記録されている。**九六**は武術上覧時に組頭の欠席が多い場合に他組から助を取る際の心得、**一〇八**は徳川家定の代替後初めての大的上覧時の服装について記す。

次に能御覧について。「仕官格義弁」には「御能之節は大御番と御徒御前置ニ出候事、むかし虎之間御番ゟ大御番衆、御玄関之御番ゟ御徒御前置に出候、右之引続に而御前置相勤候と承伝候」とある。本文中にも見られるように、御能に係る差配を前置と言ったようである。**図3**には「当番明番先番三組除外、組ヨリ御前置出ス、月番ヨリ増人二人出ス」とある。**四五**は御能当日の詳細や心得を記す。また、**六五**では日光門主の馳走御能の際の番衆の食事差配について記録している。

③上方在番

「明良帯録」大番頭の項に「京大坂在番を主役とす」とあるように、上方在番は大番にとっての主たる職務であった。前述の通り、一時は江戸勤番が免じられ在番のみが大番の職務となった時期もあったことが、その重要さを物語っていると言えよう。そのため、本史料の全一一一項目のうち、在番に関係するものは多くを占めている。

例えば、**四**では二条と大坂在番に係る諸日数の規定を記す。また規定通り出

立出来ないことを「日延」と言い、その取り決めとして、例えば**六七**では、「取人」[22]「代人」（本組以外で在番をする者）として上方在番をつとめる番衆が出立する際、容易に日延や先下り（規定より早く帰府すること）を申請している状況を問題視し、出立時日延をした者の先下りは今後許可しないとする。また組頭中の対応が等閑となっていることに対し「とくと弁えるように」と戒めている。このように、大番は折に触れ細かく規律の見直しや確認を行い、滞りなく在番の職務を遂行できるよう努めていた。

また「取人」「代人」に対する規定や事例も多く収録されている。例えば**二三**は、番衆がこれらをつとめる際の願書の雛形を載せる。**一六**は、取人・代人の在番中の町方からの借金[23]について内済[24]すること、内済の有無を在番の組頭から本組の組頭へ伝達することが記されている。これらの取次もまた、組頭の仕事であった。

④その他

その他として、まず火災時の対応について挙げておきたい。**一九**では夜中の出火時に出動する際は各自高張提灯を二つずつ持参することや、江戸城内で火の粉を防ぐこと、火事の様子次第では西丸御殿にも出動することと、その心得を記している。また**三五**では特に組頭宅近くでの火災について、**五七**では番衆宅近くでの出火について記す。

また突発的な出来事が起きた場合の対応の事例として、**二五**では大坂在番中における番衆の召使中間同士の刃傷沙汰[25]、**二九**では番衆の召使中間と西丸奥坊主の召使下女との心中事件[26]について載せる。**三七**では江戸城本丸の御小姓組部屋へ行くはずの葛籠が誤って西丸の大番のもとに来てしまった際の御門断について、また**三八・四〇**では城内での当番中に番衆や番衆の召使中間が俄かに病気になった際の駕籠での出門の断りについて、実際の事例を書き留めている。

このように、大番組の例規集あるいは実例衆とも言うべき「大番職制」は、江戸城警備や上方在番に係る諸手続きの、現場における様子をいまに伝えるものである。その性質上、同様の史料はほかにも多数存在すると考えられる。今後も博捜を進めていきたい。

【注】

（1）東京大学史料編纂所蔵「大番職制」（請求記号：2056-11）は、昭和七年（一九三二）に本史料を謄写したものである。

（2）これは、元離宮二条城事務所編『研究紀要元離宮二条城』（以下『紀要』）第三号に翻刻を収録した神宮文庫蔵「二条在番手留」と同様である。本史料の一丁表には「古事類苑編纂事務所」の朱方印が捺されている。神宮文庫所蔵の史料については窪寺恭秀「神宮文庫の古文書について」（『古文書研究』九三、二〇二二年）、「神宮文庫の沿革と古文書」（『古文書研究』二九、一九八八年）参照。

（3）東京大学史料編纂所編『大日本近世史料　柳営補任』一（東京大学出版会、一九六三年）。

（4）小田原藩士山県彦左衛門編とされる、江戸幕府の老中以下各役職の職掌・支配関係・官位・役高・起源などの概説書（『国史大辞典』「明良帯録」美和信夫執筆）。

（5）類似史料として、東京都公文書館蔵「三御番旧記」（請求記号：Cイ013）がある。三御番とは江戸幕府の両番（書院番と小姓組）に大番を加えた三つの番方の総称。これらについて定書や事例の写し等を載せるが、「大番職制」よりも早い時代のものである。翻刻および「大番職制」との内容比較は今後の課題としたい。

（6）柴崎謙信「二条在番と二条城」（『紀要』第一号、二〇二二年）。

（7）藤井譲治「十七世紀中葉の幕府官僚たち」（『江戸幕府の官僚制』青木書店、一九九九年）。

（8）本史料の「六　二条大坂在役数幷在役順之事」に役として記載がない。

（9）「蜑の焼藻の記」上（日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第二期二二〈吉川弘文館、一九七四年〉）に「年久敷勤むるものを供頭とて、其十余人をすべて万のことを扱ふに、彼供頭の向ひて頭をあぐる者さらになし、敬ひ恐ること神仏にも越たり」とある。「十余人」は大番組を組頭別四班に分けた時の番衆の数。

（10）例えば、**四一**は組頭に任じられた際の書状の書き方、**六〇**は二之丸当番における組頭部屋の有明（行灯）の使用許可願い、**八二**は組頭の登城時の挟箱の置場所が記されている。番衆の手続きについて記したものもあるが、組頭は

番衆の諸事手続きの取次を職務のひとつとすることから、当然その内容について知悉している必要があったためと考えられる。

（11）例えば、一一の目録で「組頭」とある部分が、本文中の事書にあたる箇所では「同役」となっている。

（12）大番組組頭の構成の変遷や職務については、横山則孝「正徳元年末の江戸幕府大番組頭について」（『近世中期大番筋旗本覚書』八千代出版、二〇一一年、初出二〇〇九年）参照。

（13）前掲注（9）。

（14）「明良帯録」は組頭について「小高にて骨折場なり」と述べる。

（15）柴田純「二条在番衆の出張死」（『江戸武士の日常生活』吉川弘文館、二〇一三年）。

（16）岩淵令治「江戸城警衛と都市」（『日本史研究』五八三、二〇一一年）。

（17）史籍研究会編『内閣文庫所蔵史籍叢刊』六（汲古書院、一九八一年）所収。

（18）「吏徴別録」では寛永一二年あるいは二〇年とする。

（19）国書刊行会編『続々群書類従』第七法制部2（続群書類従完成会、一九六九年）所収。

（20）近藤瓶城編『改定史籍集覧』第二七冊（臨川書店、一九八四年）所収。

（21）武芸上覧については横山輝樹「武芸上覧と武芸見分」（『徳川吉宗の武芸奨励』近世中期の旗本強化策』思文閣出版、二〇一七年）参照。

（22）「有司勤仕録」に「在番組之内、病気差合有之不足なる時は、他組ゟ代りを取り、是を取人と云」とある。「代人」と明確に区別されているが、その違いは不明。

（23）在番中、番衆はしばしば町人から借銭をしており、本組での在番や取人・代人として上方にいる間に返済を進めた（拙稿「近世後期における二条在番の生活」（『紀要』第三号、二〇二四年）の二-⑥⑦参照）。

（24）金公事など民事訴訟について当事者間の内々の話し合いによって解決すること（吉川弘文館『国史大辞典』「内済」服部弘司執筆）。

（25）同事件については司法省調査部編『御仕置例類集』第一輯第三冊古類集（司法省調査部、一九四三年）の一五六五参照。

（26）国立国会図書館蔵「記事条例」七八（請求記号：812-6）に同事件の詳細が記されている。

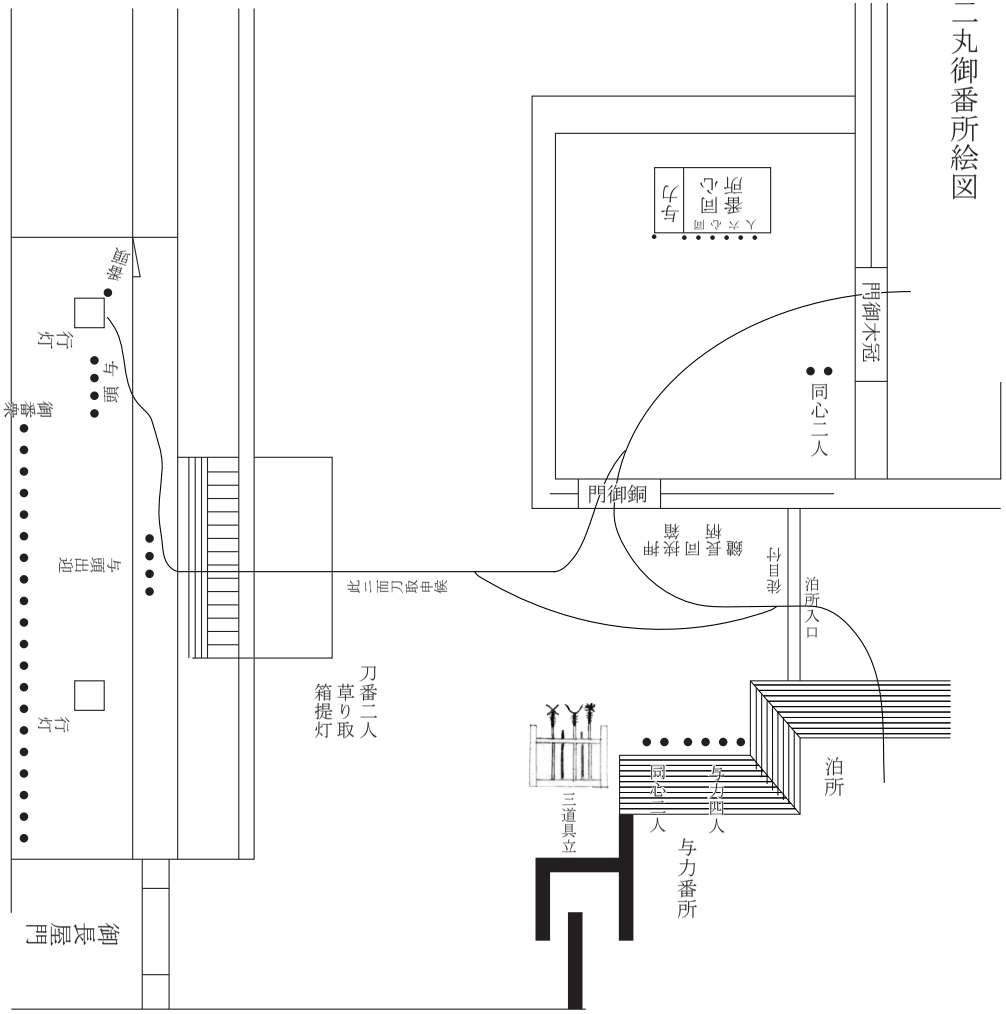

図１　江戸城二之丸番所

国立国会図書館蔵「御本丸明細図」（請求記号：を二-86）よりトレース。朱等の色情報は省略した（以下同）。「御本丸明細図」は大番頭の勤方絵図である（深井雅海「解題」〈『江戸時代武家行事儀礼図譜３諸役人・諸番頭勤方席図』東洋書林、2001年〉）。

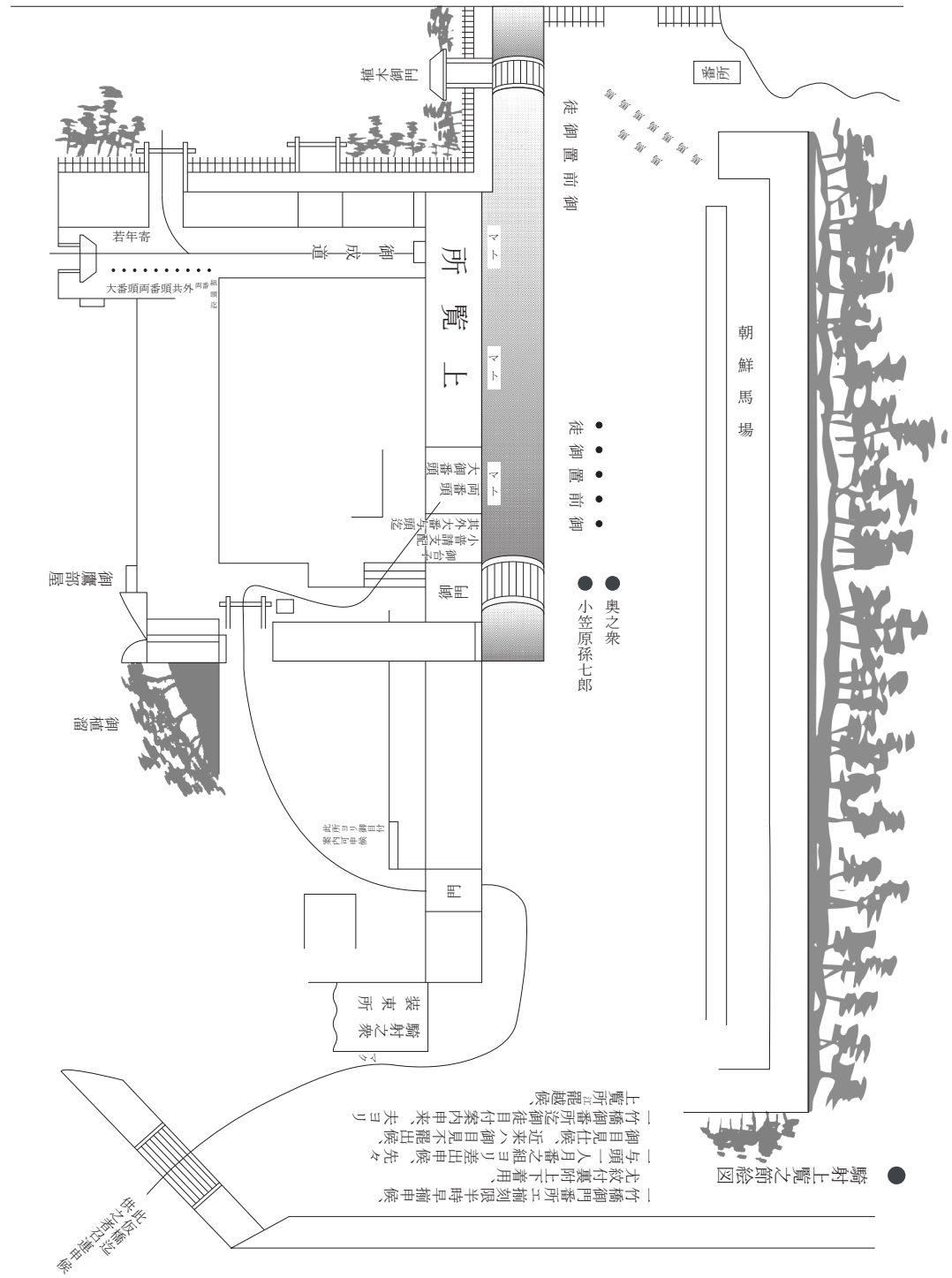

図２　騎射上覧

「御本丸明細図」より。騎射上覧時の大番頭ら番方の勤方席を描く。

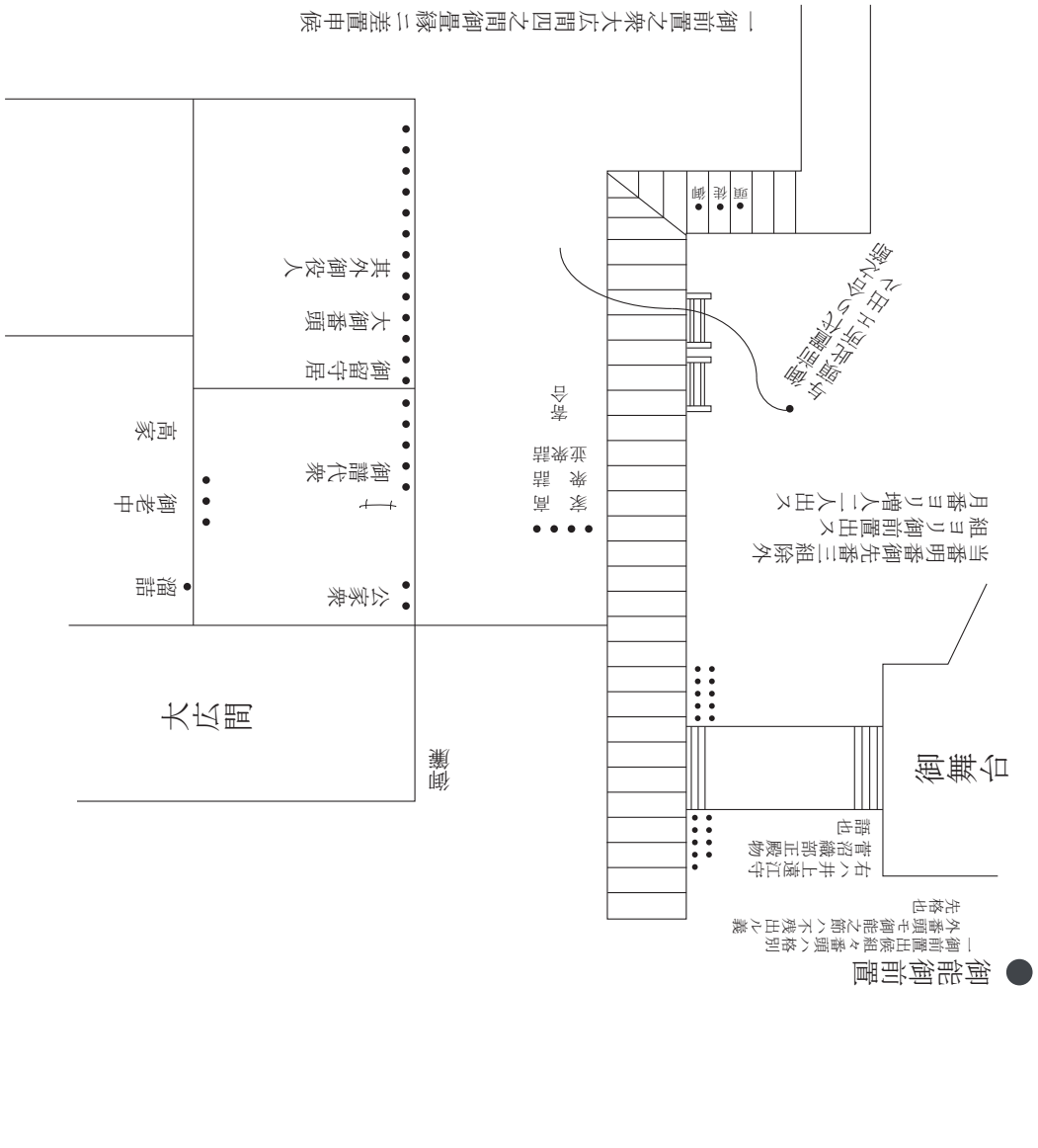
御能御前置
一御前置出候組々番頭ハ格別、外番頭モ御能之節ハ不残出ル義先格也
右ハ井上遠江守
青沼藤部正殿物語也
当番明番ヨリ増人二人出ス
月組ヨリ御前御置先番三組除外
御能舞台
公家衆
御譜代衆
御老中
溜詰
高家
御留守居
大御番頭
其外御役人
一御前置之衆大広間四之間御畳縁ニ差置申候
廊下
雪隠
雪隠
廊下
溜詰衆
廊下
廊下
溜詰衆
廊下
廊下
廊下

研究論文

徳川家茂による江戸城と二条城における庭利用の実態

今江　秀史

【要旨】

一四代将軍・徳川家茂の小姓頭取衆を勤めた野村丹後守貫三郎が著した記録「昭徳公事蹟」には、家茂が江戸城及びその周辺、二条城の庭を使った記述が数多くある。そのうち江戸城内郭の吹上御庭に関しては、関係史料と「事蹟」の記述との照合ができる。吹上御庭の使用は、将軍・大名らに加え、一部では、市井の人々にも及んだ。本論では、造り庭（庭園）だけではなく、建物周りの庭等へ目を向けることで、家茂の足跡を通して庭利用の実態と本質を明らかにした。家茂にとって庭は、自らの立場・趣向、時代の要請により、都合よく使うものであった。庭は、君臣の関係の確認、親族との交流等に用いられた。

はじめに

近世の城郭や武士の屋敷における庭の存在は、様々な史料から確かめられる。二条城も例外ではない。それらの庭の研究は、主に庭園学や造園学で行われてきた。先行研究[1]では、近世と近現代とで、庭と庭園との語義が違うと言うことに対する配慮に欠けてきた。庭をはじめとする土地利用の歴史を考える上では、かような語の分別が重要となる。

庭とは、家屋の周りにある余地や広場、中庭、玄関周りの前庭、植え込み、庭園・造り庭（「庭師などの手を加えて風情のあるようにつくった庭」『大辞泉』）など幅広い意味を含む語である[2]。つまり庭園[3]は、庭の語意の内に含まれている。それが「いまでは築山（つきやま）泉水ないしは植え込みを設けて観賞の目的とする空間の呼称となっている」（『日本大百科全書（ニッポニカ）』「庭」、竹内芳太郎）ため、日常のさまざまな場面で庭と庭園の語の混同が生じている[4]。

庭と庭園の語の混同は、近世の歴史研究に於いて、以下の問題を引き起こす。近世史料上の庭を庭園の語意と同じと見なして研究を行えば、庭の語意に含まれる家屋周りの余地や広場等の内容は見落とされる。結果、本来史料に記された近世の生活者による庭についての関心・行動・出来事は、取り上げられないと言う時代錯誤[5]に陥る。

筆者は、本紀要の第四号と本号に掲載した国立公文書館内閣文庫蔵「昭徳公事蹟」（以下、「事蹟」とする）の翻刻を通じて、同史料に江戸城と二条城などの庭に関する記述が数多く記されていることを知った。しかも、それらの記述の大半は旧来の庭の語意が示す家屋の周りにある余地や広場などであり、庭園についての記述は僅かであった。この事実は、第一四代将軍・徳川家茂（一八四六－六六）の関心が、庭園を含む庭全般に向いていたことを示唆する。

近世の城郭や武士の屋敷に築かれた庭園の研究は、歴史学でも行われてきた。それらの研究は、庭園学や造園学と同様に、庭園内外の眺望や意匠、作庭の意図あるいは植栽に着目する[6]。管見によれば、庭園の眺望や意匠、作庭の意図が記録として残ることは希である[7]。それ故に庭園を論じるためには、その眺望や意匠の要因を一部切り取って分析したり、漢詩や和歌を援用して作庭の意図を想像したりするなどの工夫を要する。

庭園の眺望や意匠、作庭の意図を記した史料の分量が限定されるのは、それらの事柄が近世の人々による主な関心事ではなかったか、庭園を使う機会が少なかったことの傍証である[8]。従来の科学研究の関心事と遺存する史料の内容との間には、乖離が認められる。史料の性質だけを鑑みれば、近世の生活者による庭利用のあり方を採り上げる方が、自然であろう。また土地利用の歴史の

解明は、元離宮二条城のような歴史遺産の保存・活用へ寄与する[9]。

以上を踏まえた上で、本稿では近世の庭利用の実態解明を試みる。

1　研究の目的と方法

（1）目的

本稿の目的は、「事蹟」[10]の江戸城などと二条城に関する記述を分析し、幕末の将軍による庭利用の実態を解き明かすことにある。

「事蹟」には、家茂が江戸の紀州藩中屋敷（赤坂御館）を住居としていた嘉永六年（一八五三）から将軍職に就いて以降、元治元年（一八六四）までの間に、江戸城とその周辺・二条城[11]に関する庭の記述がある。本論は、「事蹟」全巻から家茂が使った江戸城とその周辺・二条城の庭に関する記述を抜粋し、時系列で整理した一覧表（**表1**）に基づいて進める。

（2）史料調査の方法

第2章では「事蹟」に記された江戸城とその周辺・二条城の庭を列挙し、それらの立地と使い方を概説する。江戸城とその周辺の造りは複雑であった。概説に当たっては、予め二条城を含めた建物と庭の位置関係について整理した。

江戸城の区画（総構・御曲輪内）は、内郭と外郭とに大別できる（**図1**）。内郭は内壕により囲まれた区域である。内郭の中には、本丸、二ノ丸、三ノ丸、西丸及び山里[12]・紅葉山、北丸、吹上御庭が設けられていた（**口絵1**、本書四～九頁**参考図2**）。外郭は、外壕に囲まれた範囲のうち内壕を省いた区域である。外郭は武家地・町地・寺社地からなった（『日本国語大辞典 第二版』〈以下、『日国』とする〉）。「事蹟」には、内郭と外郭の外周りに於いて庭の記述がある。

前述の一覧表の冒頭に挙げるのは、一般論として江戸城の本丸が相応しい。本丸は特別としても、その他の庭・建物の位置づけや重要度は、時期や基準によって異なる。本論では一貫性を求めて、庭・建物の位置する方角あるいは距離に応じて一覧表の項目の順番を決めた。江戸城の内郭に関しては、内壕内の北側から南側の順序で各庭・建物を掲載した。それぞれの位置が横並びする場合は、西側を先の順番とする。吹上御庭の中の庭についても同様とした。

内郭の一部や建物の周りの庭、吹上御庭の一部が、馬場として使われている場合は、庭の記述に含めた[13]。吹上御庭の広大な敷地には、数多くの庭・建物があった。吹上御庭の造りの密度そのものは、そう高くないが、内実は複雑であった。そこで、「事蹟」と、東京都立中央図書館蔵「江戸城御吹上総絵図」（**図2**、**口絵2**）、松岡辰方（清助）著「守嚢（まもりぶくろ）」[14]第三巻、小宮山綏介著「吹上訪古録」[15]（以下、「訪古録」とする）の記述とを照合して、庭の区分[16]を定めた。

「事蹟」に庭の記述がある文久三年（一八六三）から元治元年までの間、家茂は二条城を江戸城本丸の出張所のように用いた。二条城の二之丸御殿などは、将軍の利用に供するため、文久二年以降に増改築された[17]。家茂が滞在した時期の二条城について記述する上では、江戸城本丸並びにその庭の使い方と、二条城二之丸御殿の増改築との把握が不可欠である[18]。

（3）史料分析の方法

第3章では、前節で整理した「事蹟」に記される庭・建物の位置関係に基づき、庭の用途を掲出する。そして関係史料を参考として、それら庭の用途と庭を利用する人々の対人関係とを分析する。

結果を先に言うと、「事蹟」から読み取ることが出来た事柄は、概ね「いつ・どこで・誰が・何を・どのように・どうした」である。それらの事柄は、以下の例に示すような人々の行動の仕組みの表れであった。

【例】

「いつ」元治二年四月五日に、
「どこで」①山里で、②山里御茶屋で、③梅之御茶屋で、
「誰が」徳川家茂が、
「何を」①山里御庭の拝見を、②酒と吸物・菓子等を、③酒を、
「どのように」大名らに、
「どうした」①命じた。②下賜した。③自ら酌をし、色々な話をした。

「事蹟」は、題名の通り昭徳公（家茂）の行動に関する記録である。記主の野村貫三郎は、家茂を主体に記述した。書状の写しや通知、旅程などを除くと、「事蹟」の「誰が」は、ほぼ家茂である。また「いつ」の記載を通じて、他の

史料との照合により、「事蹟」の事実関係を確かめることができる。本稿では、「事蹟」に於ける「どこで」の記述を庭に絞ったことになる。

けだし庭の用途の意味は、「どこで」+「誰が」+「何を」から知られる。その上で、対人関係は「誰が」+「どのように」+「どうした」から導き出される[19]。かような行動の分析方法により、家茂を主体として、江戸城とその周辺・二条城に於ける庭の用途と庭利用に見られる対人関係とを導き出す。

2「事蹟」に掲載された庭の立地と使い方

本章では、「事蹟」[20]に基づいて、家茂が使った江戸城及びその周辺・二条城の庭[21]に関する立地と利用のあり方とを概説する。

（1）江戸城の庭

「事蹟」に記される江戸城本丸の建物は、万延元年（一八六〇）年に再建されたものである。同建物は、家茂の将軍在位中である文久三年（一八六三）に焼失した後、再建されなかった[22]。

（ア）田安御館

田安家は、徳川三卿の一つ（ほかに清水家・一橋家）であり、江戸城内郭の北面の張り出た箇所に屋敷地があった。その敷地の東に隣り合って、清水家の屋敷地があった[23]。

「事蹟」は、家茂が田安御館に二度訪れたことを記す。そのうち文久二年三月一八日条によると、家茂は吹上御庭から田安御館に立ち寄り、その御座間において当主の田安慶頼（一八二八-七六）と対面した[24]。慶頼は、当時将軍の後見職を務めていた。

（イ）植溜

植溜は、田安御館と清水御館の南面と吹上御庭の北東面の間にあった。その敷地は、東西に細長い長方形を呈していた。江戸東京博物館蔵「江戸城植溜勢子稽古之図」によると、植溜には馬場と射場があった[25]。「事蹟」万延二年（文久元年／一八六一）三月一一日と九月二〇日条では、家茂による槍術や剣術、野試合などの御覧があったことを記す。

（ウ）竹橋御飛地

竹橋とは、本丸大奥の北側の内壕（平川濠）に架かる橋である。竹橋の西詰には竹橋門があった。「事蹟」万延二年三月一一日条によれば、家茂は竹橋御飛地の所々を廻り大砲を視察した。

（エ）五拾三間御馬場

天守台北側には北桔橋門がある。五十三間櫓と多聞は、同門の東南側の平川濠に沿った内郭側に築かれた。この櫓の南手にある東西に細長い敷地は、五十三間御馬場と呼ばれた。

「事蹟」文久二年九月二七日条によると「平川口御門より三之丸前ニテ　御下馬被遊直ニ五十三間御馬場へ被為　入、又候　御乗馬御稽古被遊」とあり、五十三間御馬場で乗馬の稽古が為された。「事蹟」では、安政期と文久期に計四日、家茂が同馬場に訪れたことを記す。その際に家茂は、乗馬の稽古を見るなどした。

（オ）三ノ丸

三ノ丸は内郭の東北角に位置し、平川濠を挟んでその南西側に二ノ丸があった。三ノ丸の御殿は寛永二〇年（一六四三）に築かれた。その後、一度の焼失、三度の普請を経て、年代は明確ではないが解体された後、御殿がない状態となった[26]。

「事蹟」によると、家茂は文久二年の一月から四月の間、計九日にわたり三ノ丸に入った。同所には馬場と馬見所、角場[27]があった。「事蹟」文久二年一月四日条によると、三ノ丸は射撃場としても使われた。家茂は、馬場で馬に乗り、馬見所で鉄砲や百目筒（大砲）の発射を視察した。同条の但し書きによると、三ノ丸に馬場が出来たのはその前年の冬であり、土手を築造して御鉄砲御稽古所とされた。

（カ）表御庭

本丸御殿の表向とは、同御殿において公の儀式を行うための部屋を中心に、諸大名や諸役人が控えたり執務をしたりする部屋などを備えた御殿南側の一画のことである。表御庭は、表向の周囲にあった庭と見られる。「事蹟」文久二年三月一八日条によれば、家茂は、同庭の馬見所へ入り乗馬をした。その後は、犬追物[28]を観覧し、剣術・野試合を視察した。

（キ）吹上御庭

〈成り立ちと構成〉

「守嚢」の「吹上御庭濫觴」の項目によると、吹上御庭[29]は宝永二年（一七〇五）に普請が始まり翌年に出来た。「手伝」[30]は、黒田甲斐守・有馬玄蕃頭・松平大和守・稲葉丹後守の四名が担当した。「訪古録」によると、吹上御庭の敷地規模は、その当時で一一万四千七三四坪であった。その後拡張され、幕末には九〇万三千八六九坪に及んだ。

「訪古録」では、初めに吹上御庭の全体像を説き[31]、吹上御庭の中を、敷地の北から南にかけて「田地」「広芝」「新構」の三つに区分する。それらの区分の内に、花壇・旧花壇・狸山・上覧所などが設けられていた。広芝を挟んで北側には地主山、南側には木賊山と呼ばれる丘があった。東西に延びる地主山と木賊山の丘筋が、広芝と田地、新構を区画する。吹上御庭で使われる水は、半蔵口より引かれ、田地・広芝・新構へ流入し、それぞれの飛泉・渠添・池沼となった。

「守嚢」の田地の項目によると、同地は千四二五坪五合であり、七つの畝に四つの段があった。田地の流路は享保三年（一七一八）に設けられた。「訪古録」の田地の項目によれば、その称は、敷地内に多くの水田があったことに由来する。

地主山は、「守嚢」の同項目によると、宝永七年一〇月にその標高が定まったと言う。同山には清水観音堂が設けられたが、享保八年四月に本尊を別置して取り壊された。

木賊山に関しては、「守嚢」に「木賊山下」の項目があり、享保二年四月に出来たと言う。木賊山は千四二五坪ほどの田地であり、四つの段差をもつ七つの畝からなる。木賊山の田地の北側に沿って流れる流路は享保三年、下滝はその前年に設けられた。

〈利用の実態〉

「事蹟」では、吹上御庭について言及する際、単に「吹上御庭」と記す場合と、吹上御庭の特定の箇所を示す場合とがある。ここでは前者の場合について述べる。

「事蹟」の文中では「吹上御庭へ被為　成」との記述が頻出する。一方で、本丸から吹上御庭へ至る道程については言及されない。

「昭徳院実紀」の安政六年（一八五九）一〇月二日条には、「御庭口より、西桔橋通、吹上御成御門より被為　成[32]」とある。ここから吹上御庭への御成に関しては、本丸表と本丸大奥の中間北寄りの西側にあった西桔橋を渡り、吹上御門から御花壇馬場南側の大道に入るという道筋が知られる。但し「直ニ」広芝（「事蹟」万延二年一〇月三日条）や元馬場（同文久二年五月一日条）に入るという記述が僅かにある。

一日の間に家茂は、吹上御庭内で場所を変え、様々な使い方をしていた時がある。例えば「事蹟」万延二年六月二二日条によると、四半時過に吹上御庭に入った家茂は、一旦紅葉御茶屋に寄った。その後、御花壇馬場に移動して大的を見た。それが済むと広芝に入って大輪を含む乗馬を見て帰った。

吹上御庭を足掛かりに江戸城内郭の周りを巡る場面も見られた。「事蹟」万延二年三月一一日条によると、まず九時前に吹上御庭へ入った家茂は、半蔵口御門から代官町を通り、清水御館と田安御館の間の道を通って植溜に入り弓馬の稽古を見た。それから家茂は植溜を出た後、東の方へ通り抜けて竹橋の飛地へと移動した。同飛地の所々を廻り大砲を見た家茂は、竹橋御門、平川御門、西丸下御厩の役宅[33]表門前を経由して、土手寄りの門から庭を通り抜けて西丸の座敷へと至った。そこで代々の鞍と鐙を見た後は、西丸下御厩に入り馬を見た。続いて同厩にある馬見所に上り、御供の御目付らへ乗馬を命じた。そして同じ行程を戻り、平川御門から本丸御風呂屋口を通じて帰った。

吹上御庭が火事の際の避難所として使われた事例は、「事蹟」安政六年一〇月一八日条に見られる。同一七日の七時過ぎ、本丸中ノ口の辺りから出火し、本丸御殿が炎上した。その際、家茂は即刻吹上御庭に逃れて西丸に入った。

「訪古録」によると、「鳥籠」が吹上御庭の「瀧見茶屋ノ背ニ在リ」とある。「事蹟」文久二年五月二一日条には、鳥籠の取り扱いについて、家茂が「鳥類ハ無益之物全う御慰之為」先代から譲られたものを残して、全て鳥籠を取り払うよう命じたとある。

吹上御庭には、複数の御茶屋[34]があった。「事蹟」には、単に「御茶屋」と記す以下の事柄がある。家茂が吹上御庭に入った際には、一旦御茶屋に入り着替えをした。かような行動は、安政七年から文久二年にかけて計一〇日認められた。

御茶屋は、一日のうち二度にわたって使われることがあった。「事蹟」万延二年一〇月一九日条によると、五半時頃に吹上御庭元馬場へ入った家茂は、闇的[35]を見た。その後一旦新御構御茶屋へ入り、再び元馬場へ戻り闇的を見た。そしてまた家茂は御茶屋に入り、野服[36]へ着替えて庭の所々を廻った後、帰途に就いた。

（キ）―①　上覧所

〈概要〉

「訪古録」によると、上覧所は正徳年中（一七一一－一五）に設けられたのが最初である。山王社と神田社の祭事や朝鮮馬場での調馬、三奉行（寺社奉行・町奉行・勘定奉行）による公事裁許[37]等に使われた。同書「吹上役所」の項目によれば、吹上役所は上覧所の北長屋にあった。

〈利用の実態〉

「事蹟」安政六年四月九日条によると、上覧所において公事裁許が行われた。同年から元治元年までの間に、上覧所では騎射[38]の上覧が行われ、田安慶頼[39]との対面も行われた。

元治元年一〇月七日条によれば、三番頭[40]をはじめとした家臣団による行軍や乗馬、歩兵銃隊の調練の御覧があった。また同二年二月一九日条では、織殿[41]で剣槍の御覧があったとする。

（キ）―②　瀧見

〈概要〉

「守嚢」の「瀧見御茶屋御庭共」の項目によると、瀧見御茶屋は、宝永八年（一七一一）二月に普請を終え、翌月にその名が付けられた。享保一四年には白鷺と鷹が放し飼いされた。瀧見御茶屋の泉水は九二〇坪であった。そのうち水面と中島が五三坪ほど、滝の流下に広がる砂利が三五〇坪を占めた。寛政一一年（一七九九）には、古田備中守が雪見形の石燈籠を献上した。

「訪古録」の「瀧見ノ茶屋」の項目には、茶屋の前は水に面しており、その左側に飛泉を望むとある。「瀧見瀧」は、高さ一丈余りで、京都の清水音羽（音羽山清水寺）の滝を模したと言う。瀧見瀧の両脇には怪岩奇石が数多くあった。瀧見にある池は「瀧見ノ池」と言った。

〈利用の実態〉

文久三年一一月から元治元年一一月にかけて、吹上之者の銃隊による調練の御覧が計二日あった。元治元年九月一二日条によると、瀧見御芝間において、講武所槍剣方や砲術方らによる調練の御覧が行われた。

（キ）―③　御花壇馬場

〈概要〉

「守嚢」によると、御花壇馬場は、享保七年に新しく築かれた。大きさは長さ六五間、幅三間であった。御花壇馬場の上覧所は享保一九年、吹水はその翌年に設けられた。「訪古録」の「花壇」の項目では、四季の花草が花壇に植えられ、なかでも春秋の牡丹と菊が咲く頃に最盛期を迎えたと言う。「花壇茶屋」では諸藩主らによる調馬の御覧があった。

〈利用の実態〉

家茂による御花壇馬場の利用頻度は多かった。安政六・七年、万延二年、文久二年の間には、御花壇馬場へ計二六日訪れた。利用の目的は主として馬事に関するものであった。家臣に乗馬、大的[42]などの馬術を命じることが多々あった。また、幕府が馬産地である盛岡藩と仙台藩から毎年購買した馬（仙台御用馬・南部御用馬）の上覧が行われた[43]。これらの行事の際には、所々庭を巡覧することが希にあった。安政七年九月七日条によると、田安慶頼との対面が行われた。

（キ）―④　諏訪御茶屋

〈概要〉

「守嚢」によると、寛政八年に諏訪御腰掛の二畳敷「元間」が出来た。寛政一〇年には腰掛の「出間」が建て増しされた。さらに享和二年（一八〇二）には「大二畳敷之御間御門」が建て直された。「吹井筒」は、同年に御成御門より移された。「訪古録」によると、諏訪御茶屋の称は、元々その正面左側の小山に諏訪社（「守嚢」では「諏訪御宮」）があったことを由来とする。

〈利用の実態〉

家茂は万延二年と文久二年に、諏訪御茶屋を計六日訪れた。いずれの時も、一日の間に花壇馬場や広場などにて、犬追者や大的、御鷹（鷹狩）、御騎射を前後して行う際に入った。これらの行事が終わった後、庭の所々を廻ることも

あった。諏訪御茶屋では、家茂が服を着替えることがあった。

（キ）―⑤　紅葉御茶屋

〈概要〉

「守嚢」によると、紅葉御茶屋は宝永三年七月に「数寄屋」と共に築かれた。享保四年には、本丸より薮田八助[44]を呼び、手水鉢を据え、竹垣・柱垣を構えて、さらに掘割が施された。寛政七年に「千秋亭」の書が掛けられた。紅葉御茶屋の「泉水」の大きさは、三千七百五十坪あまりに及んだ。そのうち中島の範囲は三百坪であり、寛政三年に長さ七尺半、幅九尺の橋が架けられた。「訪古録」によれば、「三間橋」とは、紅葉御茶屋と広芝に伴う大池に設けられた寛政滝との間にある橋のことである。

〈利用の実態〉

家茂は安政七年、万延二年の間に、紅葉御茶屋を計二日訪れた。いずれの時も、紅葉御茶屋は広芝で馬術を見る際に合わせて使われた。

（キ）―⑥　広芝

〈概要〉

「守嚢」によると、広芝は一万三千七百坪の芝間であった。「訪古録」によれば、広芝と田地は、地主山の南にある柳林の北を以て区分される。その称は、敷地の中間が大きく広々とした野原になっていることによる。広芝の東南にある「大池」は琵琶湖唐崎の風景を模していると言う。大池の中には「中島」があり、「羽衣松」が三本、「群雲透シノ松」が二本植わっていた。大池の南岸に築かれた高さ一丈、幅六尺ほどの「寛政滝」は、古くからあった。同滝は、一旦水枯れしたところ、寛政年間に小納戸頭取の高崎近江守が修理を重ねて行い旧状に復した。

〈利用の実態〉

家茂は、安政六年から元治元年の間に、広芝を計二九日訪れた。乗馬・母衣引[45]・打毬・早乗・乗競などの馬術が行われた。広芝が犬追物の場となった際、家茂は御置台で上覧した。

元治元年九月二六日条によると、家茂は、明番の小姓と小納戸一同を広芝に集め、甲冑を着て乗馬することを命じた。その前後には、茶菓を伴う休息を挟み、三・四度の輪乗[46]が行われた。その後には一同に対して将軍の御目見があった。また御置台[47]は、騎射の上覧などのために使われた。

西洋大隊調練や百目筒を用いた砲術の訓練なども行われた。文久二年五月一三日条によれば、九時過ぎに大番頭、御書院番頭、百人組頭、小普請支配持頭に対する御目見があった。その後、家茂は御置台に移り百目筒の視察をした。

これら一連の行事を終えた後、家茂が所々庭を廻ることもあった。

（キ）―⑦　元馬場

〈概要〉

「守嚢」の「元馬場御馬　上覧所」の項目によると、元馬場の馬見所は、宝永年間（一七〇四－一一）の初めに桜田御殿より引かれたものである。享保元年（一七一六）には、元馬場の庭が改修された。馬場の大きさは、長さ五五間、幅七間であった。「訪古録」の「旧馬場」の項目によると、毎年正月の初めに将軍による大的の上覧が元馬場で行われた。

〈利用の実態〉

「事蹟」によると、家茂は数多く元馬場を訪れた。その日数は計三〇日であった。元馬場は、御弓場始御式（安政六年一月一一日ほか）や大的上覧（同四月三日ほか）などの会場となった。

元馬場は、安政六年から元治二年まで断続的に使われた。その用途は御鷹、剣術・槍術・柔術試合、惣仕合（試合）、野試合、砲術、鬮的、草鹿（くさじし）[48]の御覧、さらには大番士や三番頭に対する御目見などであった。安政七年一〇月二九日条によれば、剣術の上覧があった後、試合に参加した全ての者に対して「御庭拝見」が許された。

（キ）―⑧　新御構

〈概要〉

「訪古録」の「新構」の項目によると、新御構は吹上門から半蔵口までの中間にあり、その土地が旧勝田氏の館跡にあったことが称の由来と言う。「新構ノ茶屋」は、新御構の池の南にあり、略して新御茶屋と呼ぶことがあった。その傍には、臥龍梅があり「臥龍観」の立札が掲げられていた。

〈利用の実態〉

家茂は、安政七年から文久三年の間に計一二日新御構を訪れた。そのうちの七日は、新御構に一旦入った後、元馬場など別の所へ移動している。新御構では、小普請支配の者の御目見や新御茶屋での野服への着替え、脇馬場での大的・乗馬の御覧などが行われた。文久三年一一月一五日条によると、家茂は、本丸が炎上した際に直ちに新御構へ避難した。その後、徳川三卿の一つである清水御殿[49]に移った。

（ク）山里

〈概要、利用の実態〉

江戸城の山里は、道灌濠と西丸御殿の間にあった。その北東側には紅葉山があった。安政六年一〇月一八日条によると、家茂は、本丸御殿が炎上した際、吹上御庭と山里を通って西丸に入った。安政期（一八五四－一八六〇）と元治期（一八六四・五）には、大的や半的、乗馬、砲術の視察、御馬御召初などのために使われた。また元治二年四月五日の条によれば、大名に対して山里御庭の拝見が命じられた。大名達には、梅之御茶屋で酒や吸物、菓子が出された。その際、家茂の御目見があり、将軍自ら大名の盃に酌をし、種々の会話を交した。

（ケ）西丸下御厩

〈概要、利用の実態〉

西丸下御厩は、西丸大手門の東側に設けられた「西丸下」の南端辺りにあった[50]。万延二年三月一一日条によると、家茂は、西丸下御厩で一通り馬を見て馬見所へ行き、そこで家臣に乗馬を命じた。

（2）江戸城近辺の庭

（コ）浜御庭

〈概要、利用の実態〉

浜御庭の前身は、承応元年（一六五二）、三代将軍・家光の三男である松平綱重に下賜された甲府徳川家の下屋敷である。宝永六年、五代将軍の徳川綱吉に子がいなかったことから、綱重の嗣子である綱豊が、将軍職を継ぎ徳川家宣となった。その結果、甲府徳川家の下屋敷は将軍の別邸となった[51]。

「事蹟」安政七年（万延元年）二月二日条によると、家茂は浜御庭へ御成し、御鷹野とした。文久三年から元治元年にかけて家茂は、魚釣りや食事、馬見所での大的上覧、大砲の訓練、老若衆・側衆の御目見、庭の周廻のために浜御庭を使った。

文久三年一二月二七日条によれば、家茂が大坂へ向かうための船の出発地となった[52]。

（サ）赤坂御館の庭

〈概要、利用の実態〉

家茂は、弘化三年（一八四六）閏五月二四日、江戸城外郭に近接した紀州徳川邸すなわち赤坂御館で生まれた。四歳の時には、紀州藩一三代藩主となり、安政五年六月には、将軍職に就く為に江戸城へ入った[53]。

「事蹟」嘉永六年（一八五三）三月八日条によれば、ある家臣が御目見の際に、赤坂御館の庭で捕まえた「さいかち虫」（カブトムシ）二匹を献上しようとした。その際、家茂（慶福）が、どこで採取したかを尋ねたところ、九十間御馬場[54]であると答えたと言う。

また安政五年の条によると、家茂一三歳の春頃のある時、九十間御馬場に入り乗馬をした後、側向に打毬を命じ観覧した。打毬の様子は、万延元年の和歌山市立博物館蔵「打毬図」より知ることができる。同館蔵「赤坂御庭図画帖」には、九十間御馬場で打毬が行われている様子が描かれている。

なお「事蹟」万延二年四月二七日条には、「御外庭御馬場」で田安慶親と「御館之者」が馬に乗り打毬をしたとある。家茂は同所でそれを見た。

（3）二条城の庭

〈利用の実態〉※概要は省略

（ア）本丸

「事蹟」文久三年三月八日条によると、家茂は御本丸御厩に入った。元治元年三月八日には本丸を巡り天守台を訪れた。

（イ）二之丸

元治元年一月一五日条によれば、二度目の上洛に係る二条城への入城の際には、「役当之者御玄関江御出迎、虎之間御板縁ニテ　下輿」したとある。同三

月七日条によると、参内のため施薬院に向かった際には、「御黒書院通り大広間御玄関上ニテ御轅（ながえ）ニ被為　召[55]」とある。また同二月一二日条には、家茂は二条城の唐門[56]から「梅崎」と呼ばれた馬に乗って南禅寺の塔頭・金地院（京都市左京区）に参詣した。同五月七日条には、大坂へ向かう際に「大広間通り殿上之間前御廊下ニテ御駕籠」に乗ったとある。

元治元年三月二七日条によると、「御休息[57]西御縁下」にて、奥坊主・御用部屋坊主・土圭間坊主・奥六尺の者へ酒が与えられた。次いで四月一日条には、「御休息西御庭」に於いて、その日当番であった奥詰の者と前述の日に居なかった土圭間坊主、六尺へ酒を与えたとある。さらに同八日条は「御休息御庭」に於いて、御指方と御納戸御番をはじめ、御徒目付と数寄屋坊主、表坊主に対して酒と肴を与えたと伝える。その際の差配は、御小納戸頭取が行った。

同二三日条によると、「御休息御庭」に泊まる奥坊主・御用部屋坊主・土圭之間六尺に菓子が与えられた。この時に初めて見えた者には酒が下された。

（ウ）内郭

文久三年三月八日条によれば、家茂による「御多門之御武器類　御覧」があった。その後、所々を見て回り、「御本丸外廻り稲荷曲輪通り、御庭口より還御」した。同一二日から元治元年四月二四日までの間には、御厩[58]で乗馬が計一三日行われた。そのうち元治元年二月一八日条には、御厩において一橋慶喜と公卿の橋本実麗と一緒に乗馬をする予定が、あいにくの天気で延引となったことを記す。

同じ期間において場所の表記がない「御乗馬」が計五日あった。そのうち文久三年四月四日条には、家茂が一橋慶喜とその従者、松平吉保、老若御用掛衆、御目付に乗馬を命じたとある。同様に家臣へ乗馬を命じることは、元治元年三月一一日、同二六日にも行われた。

3　分析

本章では、前章に挙げた「事蹟」における庭の立地と使い方から、庭の用途と庭利用に見られる対人関係とを引き出し、それらの実態を分析する。ついては、前章と内容が重複する箇所があることを予めお断りする。

（1）庭の用途

家茂による庭の用途としては、公事裁許、対面、上覧など、御成の発着地・入出港、巡覧・観覧、避難所、鳥類の飼育、昆虫の採取の八項目を確認した。以下、関係史料に基づき、各用途による庭利用のあり方を解明する。

（ア）公事裁許

吹上御庭の上覧所は、公事裁許が行われる所として公に認知されていた。将軍は、三奉行（寺社奉行・御勘定奉行・町奉行）によって行われる公事裁許を聴聞した。そのことは、「公事上聴・上覧」「吹上上聴」などと言った[59]。上覧所で行われる裁許の範囲は、三奉行の各管轄に基づいていた[60]。三奉行による訴訟の審査と採決は、老中や若年寄をはじめとした重臣、御傍衆、関係諸役人も陪席して聴聞した。

上覧所における公事裁許の記録については「文政八酉年四月廿五日於　上聴公事人呼出之記[61]」がある。この記録からは、寺社奉行の松平伯耆守ら、御勘定奉行の石川主水正ら、町奉行の榊原主計頭らによる刑事（吟味物）・民事訴訟（出入物）の件名と担当者、訴訟方・相手の名などが確認できる。公事裁許後、三奉行は老中が列座する芙蓉之間で労われ、時服を賜った[62]。

上覧所で行われた公事裁許の様子については、東京都立図書館蔵「千代田之御表　於吹上公事上聴ノ図[63]」が参考になる。但し、江戸幕府が終わった三〇年後に作成された錦絵であるだけに、現実味を帯びない。この浮世絵には、障子が外されて大きく間口が開いた上覧所の建物前面に、白州の庭が描かれている。階が備わった建物の床上には、三奉行と陪席の武士が座る。将軍は、建物の奥に掛る御簾の奥から裁許の状況を眺める。横縞の紺白幕で囲われた白州には、筵に座る遊女の傍に武士や付き添いとみられる遊女が描かれる。上覧所の横を仕切る幕の奥側には、吹上御庭の築山に植えられた松が垣間見える。

このように吹上御庭の上覧所は、江戸幕府の司法に関する重要行事が行われる場であった。通常は、将軍専用である吹上御庭も、公事裁許の際には庶民らの立ち入りがあった。してみると、当時の世間一般の認識として吹上御庭の第一印象は、公事裁許の場であった可能性がある。

（イ）対面

将軍と家臣との対面、いわゆる御目見（謁見）は、通常本丸の表向・中奥で行われた。応接の間としては、公式の行事に白書院、日常的に黒書院を使う傾向があった。将軍へ御目見えする際の部屋と座席は、役職ごとに事細かく規定されていた[64]。また将軍の謁見は、御簾を通して行われるものであり、大名の中でさえ将軍の顔を拝することができない者があった。元来将軍は、近習でさえ容易に近づけない「見えない」存在であった[65]。

将軍との対面が行われた庭としては、御花壇馬場、広芝、元馬場、浜御庭がある[66]。御花壇馬場において家茂は、田安慶頼と二度対顔した[67]。徳川三卿の一つ田安家の当主との対面は、家格と面識からすれば不自然ではない。また当時の慶頼は、将軍後見職を務めており、家茂と極めて近い存在であった。俄かに面会の場を御花壇馬場にしたと見られる。

「事跡」元治元年（一八六四）九月二六日条によると、広芝において小姓と小納戸一同による輪乗の後、将軍に御目見した。元馬場については、文久三年（一八六三）一〇月六日条に、御馬見所前で大番と両番（書院番・小姓組番）の番頭が御目見したとある。浜御庭では、元治元年九月二六日の家茂の御成に際して出迎えた老中、若年寄、側衆に御目見が命じられた。

庭での謁見は、主に近習に対して俄かに行われていたようである。総じてその回数は少なかった。また謁見の場所は、庭のどこでも良いという訳ではなく、元馬場の御馬見所前などに限られていたと見られる。

（ウ）上覧・御覧・歓待など

上覧もしくは御覧、歓待などの内容は多岐にわたる[68]。五十音順で掲出すると、犬追物、飲食・食物の下賜、御鷹、弓術、剣術、行軍、購買馬、着替・滞留、魚釣、柔術、惣仕合（試合）、槍術、野試合、馬術、砲術などであった。これらの用途を目的ごとに整理すれば、年中行事、軍事、歓待・遊楽に大別できる。

江戸城では、月次御礼や五節句などの年中行事が行われた。年中行事の多くは、室内で行われたり[69]、参詣という形が採られたりした。庭で行われた年中行事としては、正月の大的上覧、騎射、花壇御馬場での購買馬の上覧がある。

庭が大いに利用されたのは、訓練を交えた武術や軍事面である。犬追物や御鷹については、敷地の広さに余裕がある広芝、元馬場、浜御庭が使われた。但し犬追物については、表御庭のような御殿周りの土地でも行われた。表御庭は、野試合の際にも使われた。

弓術は、植溜、元馬場、御花壇馬場、山里、浜御庭で実施された。元馬場は、柔術と惣仕合、野試合の会場にもなった。野試合は植溜でも行われた。剣術は、植溜、表御庭で行われ、上覧所織殿、瀧見御茶屋、元馬場では槍術も行われた。

馬事で使われた箇所は、最も多様であり、五十三間御馬場、三ノ丸、上覧所、御花壇馬場、新御構、広芝、山里、西丸下御厩、赤坂御館、二条城であった。母衣引や打毬のように大きな動きを伴う馬術は、広芝などのような大きい敷地の庭が用いられた。上覧所では行軍も行われた。砲術は馬術が行われた箇所に加えて、竹橋御飛地、瀧見御茶屋、浜御庭が使われた。

一般的に造り庭の主たる用途と見なされる歓待・遊楽のうち、飲食・食物の下賜は山里、浜御庭、二条城休息庭などで実施された。浜御庭では、魚釣が行われた。

これらの行事の際には、着替・滞留のために、紅葉御茶屋、諏訪御茶屋、新御構茶屋が使われることがあった。

（エ）御成の発着地・入出港

浜御庭は、塩入の庭と呼ばれる通り、庭池と海とが繋がっていた。その立地条件を活かして、浜御庭は、江戸と大坂を行き来する軍艦までの区間を中継する御端船（小舟）の港として用いられた。

一例として「事蹟」文久三年一二月二七日条によると[70]、家茂は上洛の際に軍艦で大坂へ向かうため、四時過ぎに田安御館を出発し浜御庭に向かった。家茂は、浜御庭で食事をして程なく御端船で出航し、八半時頃には品川沖に出た。そこで御召船・翔鶴丸に乗り換えて、浦賀港で一晩停泊した。

「事蹟」には、二条城から御成する際の出入口として庭が使われた事例が見られる。その一つは元治元年五月七日条に記されている。家茂は、江戸府内に帰るため、二条城を出発する際に殿上之間前の廊下に面した庭から駕籠に乗り込んだと見られる。ここから将軍の御成の際の出入口は、遠侍の玄関に限らなかった可能性がある。

（オ）巡覧・観覧

吹上御庭では、御花壇馬場で二回、広芝で三回、浜御庭で二回の家茂による巡覧が行われた。二条城で行われた家茂による巡覧は、二回である。巡覧の内容については、いずれも「所々」とあるだけで詳しい記述はない。

家臣による吹上御庭の観覧については、第二章に述べたように、元馬場における剣術の上覧の出席者に対して許された事例がある。また、『南紀徳川史』三の安政七年（万延元年／一八六〇）庚申九月十五日の項[71]によると、[72]御三家をはじめとする諸大名は、月次御礼で登城した後、吹上御庭の拝見が申し付けられた。大名らは、飲酒や食事をした後、広芝見物所において母衣引を見た。御三家による吹上御庭の拝見は、一一代将軍家斉の時代から行われていた。寛政四年（一七九二）閏二月二八日、御三家の当主・世子により吹上御庭の見物がなされた[73]。

諸大名による拝見の事例は、「文久二年壬戌五月十五日　筑前守様吹上御庭御拝見一件[74]」にも記されている。松平筑前守（前田慶寧・後の金沢藩主）をはじめ大広間席の面々は、月次御礼の後、家茂より吹上御庭の拝見を申し付けられた。

同史料の会記によると六ケ所の御茶屋が使われた。紅葉御茶屋の寄付の床は、二幅が対となった掛物と壷で飾られた。同所の茶所では、風炉を使って薄茶が振る舞われた。瀧見御茶屋の床は、三幅の掛物で飾られた。同所では小漬などが出された。広芝で母衣引、上覧所で乗馬の見物をした後、床を一幅の掛物と茶入れで飾った御花壇御茶屋において、酒などが出された。諏訪御茶屋の床は、掛物と茶入れに加えて、硯箱や絵巻物、山水画で飾られた。並木之御茶屋の床は掛物、棚は歌書などで飾られた。田舎御茶屋も掛物などで飾り付けられ、「麁末之御茶」と柿が出された。

前述の寛政四年に行われた御三家による見物と併せて考えれば、六ケ所の御茶屋の間を移動する中で、吹上御庭内の池廻りや丘などを歩き、景色を眺めたものと推察される。

吹上御庭は、御台所（正室）や大御台所（先代の正室）らによっても使われた。三田村鳶魚「御殿女中の研究」によると、家茂は、正室である和宮、天璋院（一三代将軍家定の正室）と共に、花見のため吹上御庭へ行ったと言う[75]。この時は、家茂が瀧見御茶屋、和宮が諏訪御茶屋、天璋院が御花壇御茶屋に入り、一緒に花見をした。模擬店が出されることはなく、料理は御膳所から持ち運ばれた。御台所らとの花見は、五十三間馬場でも催された。

「事蹟」によると元治二年には、家茂から諸大名へ山里御庭の拝見が命じられた。浜御庭については、文久二年八月一六日の勅使[76]による観覧が確認できる。一方、家斉の時代には、御三家を始めとする諸大名から側衆、御台所や大奥の女中らが、吹上御庭へ招かれたと言う[77]。

二条城二之丸の池庭（現在の特別名勝二条城二之丸庭園）の巡覧、観覧については、「事蹟」と「昭徳院殿御実紀」と共に記述が見られない。

以上のことから見て、将軍以外による庭の観覧は、将軍が招いた者に限られていた。

（カ）避難所

西丸の出火の際に山里、本丸の火事の時に新御構がそれぞれ最初の避難所となった。

（キ）鳥類の飼育

瀧見御茶屋の背面に鳥籠を常設し、鳥類が飼育されていた。文久二年五月には一部を除いて除去された。

（ク）昆虫の採取

赤坂御館では、「さいかち虫」を採取したことが確認できる。

（2）庭の利用に伴う対人関係

本節では、吹上御庭を中心に、庭利用を通じた家茂の対人関係を分析する。

（ア）身分

江戸城本丸に於ける入室の範囲、儀式での座席の位置は、深井雅海氏の研究に示されるように[78]、武士の地位や家格に応じる厳密な取り決めがあった。関連して吹上御庭の利用についても、一定の秩序があったと見られる。

公事裁許の際、吹上御庭の上覧所の建物に入ることが出来る者は、裁許の内容により異なるが、将軍と老中、三奉行、担当の役人達に限られた。座席も地位と役職に応じて決められていた。その一方で、上覧所の白州には、訴訟方・

相手となる市井の人々が入場した。神田明神祭礼と山王祭礼の山車行列の上覧の時には、庶民が上覧所の前にまで入る機会があった。

一例を挙げれば、安永九年（一七八〇）六月一五日に一〇代将軍家治が山王祭礼を[79]、享和元年（一八〇一）九月一五日に一一代将軍家斉の御台所・茂姫（広大院）が神田祭礼を[80]、それぞれ吹上御庭の上覧所で見物した記録が残る。これらの祭礼の際は、江戸城内郭の吹上御庭西側を沿って山車が通行した。また御台所、大御台所を始めとする大奥の一部の者達は、花見など遊興を目的として、吹上御庭に入ることがあった。

乗馬は、吹上御庭の様々な所で行われた。事例は多くないが、譜代大名や高家（「事蹟」安政六年一〇月一日条）、布衣以上の役人（同七年九月七日条）が乗馬する場合は、御花壇御馬見所を使った。

以下の者達が乗馬などを行う場合は、広芝や元馬場、新御構を使った。犬追物の担当は、小笠原鐘次郎と弟子共であった[81]。母衣引などの高度な馬術は、御側廻御馬御相手掛が行うことがあった。その他の武術は、多くの場合、番方（大御番、御書院番、御小姓組番、新御番、小十人）が実施した。個人としては、槍術に奥詰の小南鉉次郎[82]、剣術に柳生但馬守[83]らの名が見える（「事蹟」万延二年九月二〇日条）。

家茂は、家臣に乗馬を命じる際、自らも乗馬する場合があった。「事蹟」安政六年五月九日条によると、家茂が自らの乗馬の相乗りを御小姓に命じたことが知られる。文久二年九月二七日条には、家茂が五十三間御馬場で乗馬の稽古をした際、随伴する御番方の中で、自らの乗る馬に駆け続けることができた者に、褒美を取らせたとある。文久三年四月四日条には、厩曲輪馬場で自ら馬に乗った家茂が、一橋慶喜や、京都所司代の松平容保に乗馬を命じたとある。

（イ）下賜

下賜は、将軍と家臣との主従関係を確認するやり取りの一つであった。吹上御庭に於ける武術などの披露の後は、多くの場合、技を披露した者達へ禄が下された。武術等の実施に於いては、家茂が好みの者を選び、参加者の中で競わせて特別に禄を与えることもあった。元馬場における御弓場初御式の際には、全ての弓を的に当てた者に時服が下された（「事蹟」元治二年一月一一日条）。また、二条城の御休息庭では、奥詰や坊主衆等に酒や肴が振る舞われた。

将軍からの褒美として、諸大名へ庭の拝見が許され、食事が振る舞われることがあった。「事蹟」元治二年四月五日条によると、山里御庭の拝見を命じられた大名が、梅之御茶屋で家茂にお目見えした際、将軍自らが盃に酌をして、会話をした。

かつて将軍は「見えない」存在であった。しかし家茂は、国事に奔走する中で、かなり身分の低い家臣までも労った。それは、新たな将軍像を数多くの幕臣に示した。結果、幕臣達は家茂に忠誠心を示し傾倒することになった[84]。

（ウ）随伴

「事蹟」と「昭徳公御実紀」では、家茂による吹上御庭への御成に関する記述の冒頭に「御供揃ニ而」とある。これは、吹上御庭などへの御成に、御側向の者が同行した事を示す。将軍の行動に随伴の者が付くのは当然であるため、同行の者についての情報はあまり記されていない。

御成の随伴者の中には、吹上御庭の敷地内に勤務する者がいた。御鷹に関しては、番方に加えて鷹師が随伴した、享保一六年（一七三一）には吹上御庭に鷹部屋があった[85]。江戸幕府は、吹上御庭や浜御庭、小石川御薬園などの支配下にある苑池と別館を担当する「幕府苑池別館役人」を置いていた[86]。その中に吹上御花畑奉行（吹上奉行）や浜殿奉行などがいた。

吹上御庭を例に挙げれば、同庭には若年寄支配の吹上御花奉行と同添奉行が各二名ずつ置かれた。吹上御花奉行は「吹上御庭の事一切に関る、御庭向、御花壇、築山、泉水植込、苅込、手入の指揮、御茶屋向一切」を担当した、同奉行の指揮下には、実働部隊と言える人々もいた[87]。「事蹟」元治元年九月一二日条には、瀧見御芝間で小砲手前を見た番方らと共に、「吹上之者詰合」の記述が見える。

「事蹟」元治元年一二月五日条によれば、山里御角場において、将軍の傍に仕える奥詰、奥坊主、御庭之者、奥六尺が砲術を見るように命じられた。

4　考察

（1）庭の種別

江戸城の庭は、内郭に絞ると建物群の周りにある庭と、吹上御庭に大別される。その中で西丸の西側に設けられた山里は、造り庭[88]であった。一方、吹上御庭では、上覧所や複数の茶屋が広大なその敷地内に取り込まれていた。造り庭はそれら茶屋に伴って築かれていた。

「訪古録」は、吹上御庭を「田地・広芝・新構」の三つに大別する。それらの大区分と「守嚢」の吹上御庭に関する記述を照合すると、大区分の「田地」は、上覧所、花壇などといった小さな区分の集合体である。「広芝」と「新構」も同様である。つまり吹上御庭には、大区分の庭が小さな区分の庭と建物を包括すると言った構図が見られる。ここで言う区分とは、「江戸城御吹上総絵図」（**図2**）を見て分かるように、必ずしも塀や柵などの物体によって仕切られてはいなかった。それは、緩やかな概念としての境界であった。

利用面から見ると、吹上御庭を構成する多くの庭は、独立していた訳ではない。個々の庭や建物は、将軍の要求に応じ、組み合わせて使われることがあった。例えば、「事蹟」万延二年（一八六一）六月二二日条によると、家茂は、同日の最初に紅葉御茶屋へ入った後、御花壇馬場で大的を見て、広芝に移り大輪を見た。また、文久二年（一八六二）五月一五日の松平筑前守をはじめとする大広間席の面々による吹上御庭の拝見では、六ケ所の御茶屋が同時に使われた。

家茂による吹上御庭の利用実績を見る限り、瀧見御茶屋や諏訪御茶屋、御花壇御茶屋などに隣接して築かれた造り庭の使用頻度は少なかった。それらの御茶屋は、御花壇馬場や広芝と併せて使われることがあった。造り庭を使った遊興や鑑賞についての記録も僅かであった。

造り庭の固有名称は、「訪古録」の見出しにも記されない。例えば紅葉茶屋の南側に見える造り庭は「大池[89]」とある。大池に伴う「中島[90]」や「寛政瀧[91]」は、別途見出しが付されている。瀧見茶屋と御花壇茶屋の北西に見える造り庭も同様に、「瀧ノ宮ノ滝[92]」とある。池や島・滝を包括する紅葉茶屋庭園あるいは広芝庭園といった語の種類は、見当たらない。また本論に挙げた史料には、回遊式庭園[93]と合致する記述が認められなかった。「田地・広芝・新構」の大別も、造り庭により包括されるものではない。実態を見る限り、家茂は、その時々の必要に応じて、小さな区分の庭を組み合せて使っていた。

そもそも江戸城の庭全体を公私にわたって使えたのは、将軍だけである。特に吹上御庭は、将軍自らの都合で使う性質の土地であった。公事裁許などに出席したり武術に参加したりする幕臣は、それぞれの役目に応じて、幾つかの小さな区分の庭を使ったに過ぎない。吹上御庭を回遊式庭園の様に見なすことができたのは、将軍の歓待を受けた特別な人々に限られる。庭の使い方は、個人の立場と観点により異なっており、「吹上御庭は回遊式庭園である」などと、一義的な結論を導くのは恣意的であろう。

一方、吹上御庭に当たる土地がない二条城は、建物群の周囲にある庭だけで成り立っていたことになる。造り庭は、二之丸御殿大広間の西側に設けられた池庭のみであった。

（2）将軍による庭の利用

江戸城において将軍による庭の用途は、公事裁許や軍事訓練、歓待・遊楽、防災など多様であった。家茂による庭の利用の多くが軍事面に偏っていたのは、将軍在任時における国防の強化と関連している。家茂の将軍就任は、前例のない国難の渦中にあったとは言え、遊興のために庭が用いられた事例も認められる。

時代を遡ってみれば、将軍としての在職期間が最も長かった一一代将軍家斉においても、吹上御庭は公事裁許や弓術、馬術に利用された[94]。また家斉が吹上御庭から御三卿の館へ行き、家臣に吹上御庭の観覧を許すこともあった[95]。なお、家斉在任時の寛政三年六月一〇・一一日に行われた上覧相撲[96]などは、家茂の在職中に催されなかった。

一二代将軍家慶における利用形態も先代と類似していた。天保一二年（一八四一）八月二五日には、吹上御庭で砲術の上覧があった[97]。在任の期間は短いが、一三代将軍家定も吹上御庭で公事裁許を聴聞し、弓術・馬術を見た[98]。

吹上御庭は、将軍が城の内郭を通行する際の中継あるいは経由地点としての役割もあった[99]。幕府の基盤が安定した江戸時代の中期以降は、将軍が城域の外へ出る機会は減り、主に山里や吹上御庭が御成の対象となった。いわば江戸

城に縛られた状態の将軍にとって、建物群の周りにある庭でさえ数少ない屋外の行動圏であった。なおさら広々とした屋外での行動が許される吹上御庭は、将軍にとって貴重な場であったと言える。

以上のことから見て、家茂は、歴代の将軍による庭の利用を踏襲していた。また、家茂による将軍としての二条城の庭利用は、時代の要請による特例であった。

（3）庭と利用者の関係

庭と利用者の関係からは、時代の情勢に基いた将軍と幕臣との距離感を読み取ることができる。

家茂による庭の利用は、主にケ（褻）向きであったが、上覧所だけは公事裁許に見られるようなハレ（晴レ）向きに用いられた。幕臣が庭の拝見を命じられる場合、吹上御庭や山里は、御茶屋を使う飲食を伴ったハレ向きの催事の場となった。ケ向きの利用としては、御台所と大御台が、将軍と共に吹上御庭を訪れることもあった。一方、機会こそ多くなかったが、庭の拝見自体は、番方らにも許されていた。将軍の庭である吹上御庭に入ることが出来るのは、幕臣の中でも限られた者達だけであった。例外として、公事裁許と山王社・神田社の祭事の際には、市井の人々も吹上御庭の一部に入ることができた。

吹上御庭は、番方の御目見の場として使われていた。身分による庭の使い分けは、本丸御殿などに見られる明確さはなかった。庭内の行動は、確固たる身分差により制限されていたと考えられるが、将軍の身近で武術が披露され、その後に録が下されるなど、御殿と比べれば将軍と家臣との近しい関係が窺い知れる。

「事蹟」巻二には「御馬術御好被遊暑寒共無御懈怠」[100]とあり、家茂が無類の馬術好きであったことが知られる。家茂は、自ら乗馬をし、稽古もしていた。乗馬は、江戸城と二条城に加え、大坂城滞在時にも実施した[101]。家茂は、自ら乗馬するだけに留まらず、家臣に様々な馬事をさせた。それは御馬方（御馬預）に加え、小姓などの近臣に始まり、広い範囲の番方、重臣や御三卿にまで及んだ。

庭は、家茂が好んだ馬事をする格好の土地であり、家臣たちとの様々な交流の場となった。家茂が馬事を命じると、事後、家臣には禄が与えられた。家茂による馬事の命令は、「俄二」行われることもあり、武術の訓練と併せ「御好」の者が選び出されることもあった。家臣にとっては、将軍の前で武術を披露できる重要な機会であると共に、評価を得る場でもあった。特に近臣については、突如として命令が下されることもあり、緊張感があったと考えられる。

文久三年の家茂の上洛以降、軍事訓練が増加した。結果、江戸城内郭の各庭で砲術の訓練が活発に行われることになった。併せて、訓練に同行する人々の職種が奥詰や坊主衆など大幅に広がった。砲術の訓練には、御庭之者が参加することもあった。将軍による庭の利用は、各庭に詰める奉行らによって下支えされていた。

（4）江戸城と二条城の関係

分析の章で述べたように、家茂が江戸城において用いる庭の範囲と二条城の庭の敷地の規模は、大きく異なった。また江戸城の用途の多様さと施設の充実度は、二条城と比べるまでもなかった。以下、江戸城と二条城の規模の相違が意味する所について考察する。

肥前平戸藩の第四代藩主・松浦慎信（一六二三－一七〇三）が著した『武功雑記』には、初代将軍の家康が、二条城の構えを「粗相」であると言った逸話がある[102]。「粗相」とした理由は、二条城が暫時の御座所であり、万が一落城しても取り返し易いよう設えたからである。

勝海舟旧蔵「二條大坂御城之記」では、二条城は将軍の上洛と参内に係る装束の支度に都合の良い宿城として、手狭であった上京正親町の館を移築したのが始まりとされる[103]。なお、同書の著者と成立年代は不明である。

これら二つの史料は、二条城の創設に関する伝聞の範囲を出ない。しかしながら、初代家康から三代家光、さらには家茂、一五代慶喜までの利用を辿ると、将軍にとっての二条城の主な役割は、上洛と参内のための一時的な宿城であった[104]。

寛永初期の後、二条城の庭は、四代家綱から一三代家定まで将軍自ら二条城を利用することはなかった。江戸城と比較すれば二条城の敷地は著しく手狭であったとはいえ、その規模は約二七ヘクタールに及ぶ。

二条城本丸は、天守と御殿が共に火事で失われており空地の状態であった[105]。家茂が入城した際には、本丸が厩として使われている。管見では、大番が本丸

を何らかの用途に当てたと言う記録はない。おそらく御殿と天守なき後も本丸の敷地は、二之丸と同じく将軍の支配下にあった。一方、二之丸を除いた外郭の大半は、寛永一二年（一六三五）から文久二年までの二二七年間、二条在番の居所としての建物（番頭屋敷・番衆小屋）と備蓄のための土蔵とによって占有された[106]。

将軍が上洛しない間の二条城は、ほぼ二条在番の居所として使われた。そのような用途の変更があっても寛永元年から三年をかけて行われた改修時の規模は、江戸幕府の終焉の時まで保たれた。結果として幕府は、二条城に将軍の上洛と参内のための宿城以上の規模を求めなかったことになる[107]。

さらに文久三年に家茂が二条城へ入る前には、手つかずであった二之丸御殿の周りにも建物が増築された。それは、家茂が滞在する間、江戸城で行われていた行事の一部を二条城で行うためであった[108]。「二条御城二之丸御殿向幷仮建物絵図」[109]（本書三頁、**参考図1**）に描かれているように増築が行われたとすれば、二之丸御殿の中庭に当たる範囲は、家茂や近臣が用いる建物で占有されることになる[110]。また外郭の多くの範囲は、未だ番衆小屋が残されていた[111]。以上のことから、家茂滞在中の二条城は、庭に当たる領域が少ない状態にあった。一定の敷地がある庭は、二之丸庭園の他に本丸の厩と外郭東端の厩馬場の程度であった。

元来、家茂にとって二条城の利用は、外国による開国の要求という一大事の対処のための一時的なものであった。結果として文久三年、元治元年、慶応元年と三度入城することになったが、いずれも二条城は仮の宿城として用いられた。

最初、家茂は滞京の期間を短く見積もっていた[112]。そもそも、江戸城に見られる多様な用途で二条城の庭を使う意図はなかったであろう。家茂による二条城での庭利用は、乗馬をしたり家臣に食物等を下賜したりするなど、最低限に留まった[113]。そのことは、消極的な意味合いであったとしても、将軍自らによる二条城の庭の利用は、希少な実績である。

5　結論

（1）庭の基本的な二分類と区分

将軍家茂は、日常の生活において庭を度々使った。それは、「事蹟」に加えて他の史料からも裏付けられる。江戸城の内郭は、数多くの建物周りにある庭と、建物をも内包する庭の集合体である吹上御庭との二つに分類できる。西丸の西側に面する山里は前者に含まれる。関連して浜御庭は後者に類する。二条城には、建物周りの庭だけがあった。

吹上御庭は、三つの区分の庭に大別された。それら大区分は、さらに小区分の庭に細分された。小区分には、流れや丘などによる一定の分界があった。但し、全てに物体による明らかな境界があった訳ではない。区分とは緩やかな概念である[114]。

家茂は、江戸城とその周辺及び二条城の庭を、自らの意図により組み合わせて使った。その際に、建物周りの庭と吹上御庭とを庭の集合体として区別することはなかった。江戸城では、本丸から移動する際に、一旦庭に出て他の場所に移る必要があるため、双方の庭を組み合わせて用いるのが必須であった。つまり江戸城での家茂は、造り庭を単体で使う状況になかった[115]。

（2）庭利用に係る将軍の個性と時代背景

家茂による庭の用途は多様であった。主な用法は、公事裁許や軍事訓練と言った公の儀式、私的な歓待・遊楽のような行事であった。近世後期の将軍達は、容易に城外へ御成できる状況になかった。庭で乗馬をし、鳥を飼ったり釣りをしたりするといった将軍の行動は、いわば慰めの一環として家臣からの理解もあった。

将軍達は、庭の用途を前代から引き継いでいる場合があった。一方で各将軍の趣味や趣向の面で、各庭の使用頻度には、差があったようである。家茂が馬事の為に数多く庭を使ったのは、まさに彼の個性の表れであった。

家茂が将軍に就いたばかりの頃と比べると、万延元年（一八六〇）三月三日の桜田門外の変以降は、武術と砲術の訓練の件数が増加した。武術や砲術には、庭が多く使われた。その理由は、家茂の将軍在任時において国防の強化が必要

とされたことにある。

一方、家茂が将軍に在任した頃は、前例のない国難の渦中にありつつ、接遇の為に庭が用いられていた。また、二条城二之丸御殿の御座所西庭では、坊主衆達へ食物が下された。庭利用には、平時と非常時に関わらず、接遇や施しにより君臣の関係を確かめる意味合いがあった。

かようなことは、平和な時期と国難の時期といった時代背景などによる庭利用の変化と不変を示す。つまり庭には、各世代の所有者の個性や時勢を反映しながら、人間の一生を越える長期間にわたって継承されると言う性質がある。[116]

（3）庭内で見られる特有の対人関係

家茂と家臣が対面する庭には、身分や状況による違いが見られた。但し本論では、その違いを明確に出来ていない。江戸城本丸では、縁や廊下、部屋により座席が細かく定められていた。一方、吹上御庭において将軍は、御置台の脇や御馬見所の前で番方と対面し、庭での武術の披露後に録を下した。それらのことから庭では、時に身分を度外視した近い距離による将軍との対面が許されていた可能性がある。

吹上御庭や二条城において、家茂は「俄ニ」に番方へ乗馬を命じたり、大名らと馬の相乗りをしたりした。それらの行動は、殿中での儀式の厳格さと比較すれば、緩く見える。

将軍が用いる造り庭には、江戸に江戸城山里の庭・吹上御庭の御茶屋群に伴う庭・浜御庭など、京都に二条城二之丸庭園があった。これらの庭は、日常の用に伴うものではなく、花見や大名らの招待など、特別な場合に使われた。造り庭の使用頻度は高くなかった。大名が吹上御庭に招かれ御茶屋で飲食をする際には、家茂自ら酌をして話しかけた。伝聞の範囲を出ないが、同庭での花見では、将軍自ら御台所に酌をしたと言う。将軍と家臣、親族との近しい距離感が見られる。また、吹上御庭の一部には、公事裁許と一部の祭事において、市井の人々が入場することが出来た。

かようなことは、庭であれば殿中で実現し得ない将軍と多様な人々との近接が叶ったことを示す。以上を踏まえると、庭での将軍は、御殿内における規定から一定の自由度があったと見られる。

（4）非常時の受け皿としての庭

吹上御庭は、本丸などの火災時に、将軍達が避難するための場所となった。そもそも吹上御庭には、火災防止の見地で元からあった宅地を除却して築造された経緯がある。[117] 吹上御庭が濠と相まって火災の広がりを防ぎ、災害時の避難所になることは、予め意図されていたと見られる。

一方、海外の国々から開国を迫られる中、全国での尊王攘夷運動の高まりを受けて、家茂は参内の為に、将軍として二二九年ぶりに上洛した。その際の居所とされた二条城では、家茂の滞在に伴って、二之丸御殿の中庭に建物が増築された。この時期、当番の坊主衆の中には、御座所の西庭で寝泊まりしていた者がいた。これらのことは、庭が非常時に建物や工作物を築くためなどの用地と見なされていた実情を示す。

（5）結び

家茂は、江戸城に見られる建物などの周囲にあった庭と、吹上御庭のような建物をも内包する庭の集まりとを一体のものと見なし、小区分の庭を組み合わせて使った。二条城の庭は、過大な不足を抱えながらも江戸城の延長線上で使われた。家茂は、造り庭を数ある小区分の庭の一つと見なし、特別視した節はなかった。

将軍の近臣は、日常の業務や武術の修練など、その時々の将軍による要請を満たすために庭へ随行した。彼らは、修練などで自ら庭を使う機会もあった。吹上御庭に勤める者は、将軍の意思に沿うよう、多様な庭を組み合わせて使えるよう行動した。家茂が大名などを歓待する際には、吹上御庭の複数の御茶屋と造り庭が、大きい一括りの庭として使われた。

これらの事柄は、江戸城などの庭への観点（パースペクティブ）が、君臣の相互関係と状況により異なることを示す。庭は、将軍の主観、それぞれの家臣らの主観で捉えられていた。そして庭は、将軍と家臣らによる相互の作用（インタラクティブ）によって用途が定まり、双方の働きかけにより機能した。

家茂が滞在した時期の二条城二之丸御殿は、いわば江戸城本丸を模倣として、増改築の上で使われた。本論ではその経緯を踏まえ、江戸城の使用実態

を前提して、二条城の庭利用について考察した。仮に江戸城への考慮を欠いていたならば、本義を捉え損ねていたに違いない。してみれば同様のことが、浜御庭は勿論、他の近世に築かれた大名らの江戸・本国の城や屋敷の庭についても当てはまる可能性がある。延いては、様式論としての「大名庭園」の再考も想定されよう[118]。それらの点を考慮しても、武士の頂点にあった将軍の居所・江戸城の庭・建物の研究は、極めて重要となる。

庭は、日常生活を過ごす中で、利用者が互いの意思に基づき、組み合わせて使うことを基本とする。茶屋や造り庭を回遊する使い方にしても、その一環である。多様な人々が様々な用途で使う庭に、「回遊式庭園」のような様式を当て嵌めるのは、固着観念と言わざるを得ない[119]。そもそも、庭利用の実態は、その時々の状況と対人関係によって柔軟に変化することにある。時限的かつ流動的でありながら一定の形態を保って継承されること、それが庭に見出される恒久的な意味合の一つと言える。

おわりに

本稿では、将軍家茂による江戸城と二条城などの庭について考察した。庭利用の研究は、史料に記された土地利用と、現存する歴史遺産の活用とを地続きにし得る。

元離宮二条城事務所では、令和二年（二〇二〇）に『史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画』を刊行した。元離宮二条城の敷地の全ては国指定史跡の範囲に当たる。この報告書の主旨は、史跡の本質的価値の維持・継承である。同書の第三章第二節「地区区分」では、史跡指定の範囲を歴史的経緯や要素の分布状況に基づき、四つの区分により概要を記した。各区分は、さらに地区に小割りして、それぞれ変遷の経緯を述べた。この区分の設定の際、建物周りの土地に対して「庭」の呼称を用いた。

例えば二条城二之丸御殿車寄の南側に広がる砂利敷の範囲は、「二之丸御殿車寄前庭」と称した。「事蹟」元治元年一月一五日条によると、輿に乗った家茂は、同地区から玄関に入り御殿に上がった。また現在、二之丸御殿の中庭となっている地区「二之丸御殿東域（北）」には、「事蹟」元治元年四月八日・二三日条が示す「御休息御庭」があったと見られる。

二条城二之丸御殿とその周囲の庭が現存することにより、私たちは、史料に記述された土地利用を、臨場感をもって追想できる。また、現在では建物の多くが失われた江戸城の庭についても、二条城二之丸御殿を媒介に追憶することもできよう。歴史上の出来事が行われた庭の位置が特定できれば、現地解説も具体性を帯びる。また、史跡の保存管理においては、一見した所では単なる空地や余地も、具体的に庭としての識別が可能となる。例えば、二之丸御殿白書院西庭などと言ったように。

庭利用の研究は、造り庭（庭園）の語義にはない、見た目も用途も地味な家屋の周りにある余地や広場などを含む。それらの庭の印象は、茫漠として目立たない。しかし、「事蹟」に見られるように、近世の生活者が広義の庭を認識の主体としていたことは、まぎれもない事実である。以上のことから、歴史上の土地利用の実態を明らかにする上では、庭利用の研究にも一定の意義が認められよう。

【注】

（1）庭園学では、中島宏「浜離宮の植栽構成に関する史的考察」（日本庭園学会編集委員会編『日本庭園学会誌』一一号、二〇〇三）、造園学では、飛田範夫『江戸の庭園：将軍から庶民まで』（京都大学学術出版会、二〇〇九）、白幡洋三郎『大名庭園 江戸の饗宴』（講談社、一九九七）等がある。

（2）『日本国語大辞典 第二版』（以下、『日国』とする）によると、庭の語の意味は、「家屋の周りの空き地。のち草木を植え、築山、泉水をしつらえた所をさしていう。庭園。前栽」である。

（3）庭園の語の意味は、「計画的に築山・泉水を設け、樹木や芝生などをととのえた庭」（『日国』）である。上記の説明の文末に記された「庭」は、庭園が庭の範疇にあることを物語っている。加えて『日国』によると、庭園の語の初出は『雍州府志 六』（一六八四）である。庭園の語がよく使われるようになるのは、西洋の文物の流入が増大した幕末以降である（『航米日録』（一八六〇）ほか）。江戸時代を通じて庭園すなわち造り庭の言表は多様であり、代表的な

語としては山水（北村援琴『築山庭造伝』）や林泉（秋里蘺島『都林泉名勝図会』）があった。

（4）庭と庭園の語の混同は、広義の語が狭義の語に取って代わられている事態を示す。筆者は、この混同が科学研究の世界に於いても常態化していることを、博士論文「庭の発生的現学：土地をめぐる実践知の学の試論」（大阪大学大学院人間科学研究科、二〇一七、一三－三二頁）において指摘した。

（5）ここでの時代錯誤とは、「異なる時代の現象・事件・人物・思考などを、歴史の流れを考慮しないで結びつけて理解する誤り」（『日国』）のこと。従来の歴史研究では、控えめに見ても近世まで広義として見なされてきた庭を、狭義の庭園として解釈する傾向がある。

（6）李偉「尾張藩戸山荘の眺望に関する研究」（『国際日本文化研究センター紀要 日本研究』第三四集、二〇〇七、一三一－六四頁）。岩渕令治「巨大都市江戸における武家屋敷の庭園　浴恩園を中心に」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第二五一集、二〇二五、一四三－六八頁）。白根孝胤「近世後期における尾張家の植栽空間と大名庭園」（『徳川林政史研究所研究紀要 第四四号』、二〇一〇年、一―二五頁）。

（7）庭造りのきっかけや動機については、「中尊寺建立供養願文」や「天龍寺造営記」など平安後期以来の記録が残る。

（8）江戸時代を代表する造り庭に関する書に秋里蘺島『都林泉名勝図会』（一七九九）がある。その記述内容は、主に名勝ごとの位置や成り立ちの歴史、開基・開山、行催事、庭等の造りや事物の配置、情景である。名勝に因んで読まれた詩歌等も併記される。近現代の科学研究で取り上げられる客観的な庭の景観や意匠・作庭の意図は、主題と言えない。

（9）歴史遺産の保存・活用をする上では、各遺産が実際に使われていた時期に於ける庭・建物の利用実態の把握が、それらを修理する際の参考となる共に、活用時の解説等に役立つ。

（10）「事蹟」は、主に家茂の将軍在籍時の行動を記した、本編九巻と附一巻からなる史料である。作者は、家茂の小姓頭取衆を務めた野村貫三郎（静山）である。野村は、将軍の身辺の用事を取り扱う小姓を指揮する立場にあった。知行は三七五俵。家茂が亡くなった後には引退し、静山と号した（『柳営補任』、『南紀徳川史』三巻）。記録の期間は、はじめ和歌山藩主であった家茂が将軍に就任した安政五年（一八五八）の翌年正月から、病没するひと月前の慶応二年（一八六六）六月迄が中心である。「事蹟」は、野村貫三郎の筆記を太政官直轄の組織であった修史館が書写したものと考えられる（『研究紀要 元離宮二条城』（以下、『紀要』とする）第四号、二〇二五、一六二頁）。

（11）家茂の京都滞在時の実情は、大口勇次郎監修『水野忠精幕末老中日記』全九巻（ゆまに書房、一九九九）や小野正雄監修『杉浦梅潭日付日記　文久二年－元治元年』（杉浦梅潭日記刊行会、一九九一）、平安神宮『宮内庁蔵版 孝明天皇紀 第五』（吉川弘文館、一九六九）等の史料に見られる。それらの史料には、家茂が政務や儀式で利用した建物についての記述がある。一方「事蹟」では、家茂が公私にわたり使った庭・建物の名称と使い方、随行等の家臣の名や職種等が挙げられる。庭の情景や意匠に関する記述はない。

（12）西丸に伴う造り庭のこと。豊臣大坂城等に設けられた山里丸（曲輪）とは別物である（『国史大辞典』以下、『国史』とする。「江戸城」、村井益男）、山内綾子「江戸城庭園考―「山里」を中心として―」『日本建築学会大会学術講演梗概集（近畿）』一九九六、一五一・二頁）。

（13）第二章で述べるように、江戸城本丸では、五十三間馬場のような馬事用の敷地がある一方で、建物周りの庭が馬場として使われる場合があった。吹上御庭には、上覧所（朝鮮馬場）、花壇（花壇馬場）、広芝、新構の一画に馬場があった。以上の事からすると、馬場は、一時的に建物周りの庭がその代わりになったり、大きな敷地の庭の一部であったりした。

（14）著者の松岡清介（辰方／一七六四－一八四〇）は、筑後国久留米藩士の有職家であった（『日本人名大辞典』講談社）。巻之下之文末には、「右任申上候以上巳十月七日　松岡清助」「右秘書或人より借て写ぬ此松岡清助というは有馬玄蕃頭家来にて職原巧者のもの」とある。有馬玄蕃頭とは、久留米藩第六代藩主を務めた有馬頼徸（一七一四－八三）と見られる。「守嚢」における「吹上御庭濫觴」の項目の末には、「吹上御役所御記録ニ有之」とある。ここから同記録は、吹上奉行が作成した文書を書き写したものと見られる。

（15）江戸幕府に関する事項等を、項目を立てて記述した史料。巻は上・中、下・追加の四巻からなる。筑波大学蔵。宮内庁書陵部の書誌情報によると、東京府が、明治期に写し編集したものと言う。

（16）庭の区分とは、語彙による世界（丸山圭三郎『ソシュールの思想』、岩波書店、

一九八一）つまりは土地の分節化の一環である。

（17）『京都町触集成』（一二一－一二三九）によると、文久二年十月に家茂の「御上洛ニ付二条御城其外御修復ニ付、御用材」が「牛車地車等ヲ以運送」された。元離宮二条城事務所蔵「二条御城二之丸御殿向幷仮建物絵図」（『紀要』第四号、口絵3・三頁）には、増築されたと見られる城域が描かれている。元治元年五月朔日には、江戸城で行うのが通例の御代替御礼が、二条城で行われた（『紀要』第三号、二〇二四、七二－一〇二頁）。

（18）江戸城と二条城とは、比較の対象にならない程、規模と施設との充実面での違いがある。本稿では、各城郭を合わせて庭利用の実態を明るみに出し、それぞれの特質を述べる。

（19）事例に挙げた元治二年四月五日の一件では、以下の事が言える。山里の庭は、大名らが観覧し、茶屋で飲食・歓談する用途で使われた。山里の庭での対人関係をみると、将軍は大名らを招いてもてなし、君臣の一体感を高めた。

（20）「事跡」は、家茂による庭の利用の全てを記述しているわけではない。一例を挙げると「昭徳院殿御実紀」文久二年九月一五日条によれば、御三家と刑部卿（一橋慶喜）が吹上御庭の拝見に訪れているが、本件は「事跡」に記述されていない。

（21）「事蹟」には大坂城に関する記述もある。一例として、元治二年七月一五日条によると、家茂は、御天守台下御馬場において、奥向の者等による打毬を見た。

（22）『国史』「江戸城」、村井益男。

（23）『国史』「三卿」、北原章男。

（24）『改訂増補歴史大系　続徳川実記』（以下『実記』とする）第四篇、二八八頁。

（25）江戸東京博物館編集『江戸城展』二〇〇七、一四〇頁）。

（26）前掲、注（22）。

（27）射撃練習を行う場所のこと（『日国』）。

（28）馬場に犬を放し、騎馬で追って馬上から矢を打つ追物射（おんものい）のこと。武士による騎射の練習の一つとして行われた。流鏑馬（やぶさめ）・笠懸（かさがけ）と併せた馬上の三物の一種である（『日国』）。

（29）本項で取り上げた吹上御庭の事項は全体の一部であり、「吹上訪古録」（以下、「訪古録」とする）には全一七四項目が挙げられている。

（30）江戸幕府が諸大名に禁裏の造営・修繕、江戸城の修理、諸河川や橋、道の普請など負担させたこと。手伝普請（『日国』）。

（31）「吹上ノ苑ハ両城ノ背ニ在リ、東ハ城池ニ臨ミ南ハ城垣ニ据リ、西北ハ東西代官町ニ沿フ、東西約スルニ五町十九間余、南北十町二十一間余、地積九十万三千八百六十九坪余（地積日本地誌提要、幅員ハ地理局実測、皇城図ニ据テ算出ス）苑内大別シテ三部ト為シ、南ヲ新構ト云ヒ中ヲ広芝ト云ヒ、北ヲ田地ト云フ、其間花壇、旧花壇、狸山、上覧所等ノ称アリト雖、大約三部ノ外ニ出テス、其ハ地主山ト木賊山ト広芝ノ南北ニ対峙シ、其支脈左右ニ延テ二部ノ界ヲ画断ス、水泉ハ玉川上水ヲ引テ半蔵口ヨリ入リ三部ニ分注シテ飛泉トナリ渠添ト為リ、池沼ノ類ト為ル而メ台榭、竹樹其間ニ布置点綴シテ以テ景趣ヲ為ス、是地形ノ大概ナリ」（「訪古録」）。

（32）『実記』第三篇、六二五頁。

（33）厩方役人の諏訪部孫三郎の宅地のこと。（金澤真嗣「江戸城の繋養馬について―将軍はどのような馬に乗っていたのか―」、『馬の博物館研究紀要　第二三号』、二〇二二）。

（34）「訪古録」の見出しには、並木ノ茶屋、新構ノ茶屋、紅葉ノ茶屋、瀧見ノ茶屋、花壇茶屋、諏訪御茶屋、田舎茶屋が掲出される。

（35）賭物を巡って勝負を争う弓の競技であり、鎌倉時代以降に行われるようになった（『日国』）。

（36）野に出る際に着る服のこと（『日国』）。

（37）公事裁許とは、寛永一〇年（一六三三）に制定された「公事裁許定」二一カ条に基づいて行われた訴訟制度のこと（大平祐一「近世の非合法的訴訟（四）―駕籠訴・駆込訴を素材として―」立命館大学法学会編『立命法学　二四三・四号』、一九九五）。

（38）刀剣を身に着けて馬上で弓を射る競技のこと（『日国』）。『徳川制度史料』（一三七頁）によると、「騎射、佩帯（射礼）亦春秋於吹上上覧有之」とある。

（39）この対面が行われたのは文久二年四月一日である。田安慶頼は、翌月の九日に将軍後見職を解任された（『実記』第四篇、三一一頁）。

（40）大番頭・小姓組番頭・書院番頭の総称のこと（『日国』）。

（41）「訪古録」の「織殿」の項目には、「上覧所ノ南ニ在リ旧時機杼二具ヲ設ク」とある。

（42）大的上覧もしくは御覧とは、将軍の前で主に番方から選ばれた弓の名手に大

的を射させて、その腕を競わせたこと（『日国』）。

（43）前掲、注（33）、一・一七頁。

（44）御庭御掃除者支配の薮田長矩助八のことか（斎木一馬・岩沢愿彦校訂『断家譜』巻一七、続群書類従完成会、一九六八、一六八頁）。

（45）一反の吹貫（ふきぬき）のほろを母衣串（ほろぐし）にかけて後方に長引かせ、地面に就かないように速く馬を駆けさせる馬術のこと（『日国』）。

（46）輪形に馬を乗りまわす馬術のこと（『日国』）。

（47）「訪古録」の「置台」の項目には、「旧時楓林ノ間ニ木榻敷十ヲ設ケテ常ニ遊息ノ用ト為シ、冬月ニ至レハ以テ鷹ヲ調スル者用ニ供ス」とある。当該の置台とは、紅葉御茶屋周辺に、敷物を伴う木製の榻（長椅子）をまとまって置く所であったと見られる。

（48）歩射の稽古のため、的場に設置される鹿の形を模した的のこと（『国史』）。

（49）清水徳川家は、五代斉彊が和歌山藩主となった弘化三年（一八四六）から慶応二年（一八六六）に徳川昭武が相続するまでの間、当主不在であった（『国史』「清水家」、北原章男）。

（50）前掲、注（33）二・三頁。

（51）『国史』「浜離宮」、川崎房五郎。

（52）この時家茂は、海路で大坂へ向かうに当たり軍艦を使った。文久三年一一月の江戸城本丸御殿の焼亡に伴い、家茂は、仮の住まいとしていた田安御殿を出発し、一旦浜御庭に入った。そこから御端舟（小舟）で出帆し、品川沖まで出た。家茂は、海上で御召艦・翔鶴丸に乗り換えた（『紀要』第四号、一五一・二頁）。翔鶴丸に乗降する際に、端舟が使われた状況は、神戸市立博物館蔵の木版色摺「将軍天保山入港」（五雲亭貞秀画）に描かれている。

（53）徳川恒孝監修「徳川家茂とその時代―若き将軍の生涯―」徳川記念財団、二〇〇七、五頁。

（54）『南紀徳川史』第一七冊（八七九頁）によると、赤坂御館の「青崖埒（せいがいらち）」と呼ばれた所を「九十間馬場と称」したとある。青崖埒とは、同館の西園の一部であった。青崖埒の東西側は、崖に囲まれた谷状の地形であり、馬場が設けられていた。

（55）「事蹟」では、建物周りの土地を庭と称する場合がある。ここでは、庭と建物との関係が着目されている。

（56）ここでは、家茂が乗馬した箇所を、唐門の内あるいは外の庭と見なした。

（57）「御休息」とは、将軍が日常の生活と政務を行う江戸城本丸の「中奥」にあった一画。御休息は、中奥の中でも将軍の居住範囲にあり、上段と下段（およそ各一八畳）からなった。上段は寝室、下段は食事や政務などのために使われた（深井雅海『図解・江戸城をよむ』〈原書房、一九九七、三二―四三頁〉）。「事蹟」には、家茂滞在中の二条城における「御休息」の記載がある。その位置は詳らかではない。家茂が二条城に滞在していた期間の二之丸御殿内の呼称には、御座間・御白書院替席黒書院・大広間・二百畳之間など（『水野忠精幕末老中日記』）が認められる。江戸城と比べれば棟数が少ない二条城では、用途に応じて黒書院が白書院の替席として使われた。現在白書院と呼ばれる棟は、江戸城で言う所の中奥の御座間として使われた。ここから現在の白書院と黒書院と呼ばれる棟の間が、二条城における表向（大広間・二百畳之間等）と中奥の境と見なされていたようである。家茂の二条城滞在は、文久三年が約三ヶ月、元治元年が約五ヶ月に及んだ。現在白書院と呼ばれる棟が、中奥の応接室である御座間として使われたのであれば、将軍のための日常生活の一画は、他にあったはずである。「事蹟」には御座間へ「出御」との記載がある。それは、家茂の還御する所が別にあったことを示唆する。文久二年に作られた元離宮二条城事務所蔵「二条御城二之丸御殿表向幷仮建物絵図」（『紀要』第四号、口絵3・三頁）は、家茂の滞在に伴う二之丸御殿の増築に関する平面図である。図面通りに増改築が行われた確証はないが、参考にはなる。この図では、御座間（現白書院）の北東に小さな棟、さらに北側に黒書院と同規模の棟（奥衆詰所・御小姓部屋・御小納戸部屋ほか）と付属棟（坊主衆詰所・陸尺詰所）を描く。以上の状況を見れば、御座間の北東に描かれた棟が、御休息の可能性がある。但し、前出の絵図と近似する華道家元池坊総務所蔵「二条城二之丸御殿平面図」（『紀要』第三号、九九頁、図3／本書三頁、**参考図1**）によれば、御座間の北東に描かれた棟の箇所に「御湯殿」と記載されている。「御厩」、「御厩曲輪」、「御馬場」、「御厩御馬場」、「御厩曲輪於御馬場」の標記を一括して御厩とした。

（58）小林清『徳川制度史料』（六合館、一九二七、一五一頁）の「公事上聴」の項目によると「爰ニ或ル重要ナル公事則チ裁判事件アリ。初メ先ヅ、評定所一座（寺社奉行、御勘定奉行、町奉行、合議、是を評定所一座と云ふ）ニ於テ

評議シテ審論決定シ、吹上上覧所御成ノ節、大将軍ノ御前ニ於テ、主任町奉行其裁断ヲ上聴ニ達ス、是ヲ公事上聴ト云フ、老中若年寄大目付御目付其他御側州并ニ関係諸役人陪席聴聞ス、主任町奉行ニ於テ、職務上尤モ重クシテ且晴レノ舞台ナリト云フ」とある。

（60）寺社奉行は「寺社およびその領地、さらに関八州以外の私領に関」して、町奉行は「江戸の府内および町人について」、勘定奉行は「全国の御料ならびに関八州内の私領に」それぞれ管轄権を持っていた（杉山晴康「徳川時代の刑事法」、早稲田大学比較法研究所編『比較法学』第二巻第二号、一九六六、八頁）。

（61）石川勝任編「雑事記　一七」天保八年（一八三七）写、国立公文書館内閣文庫蔵（請求記号：二一二一-〇〇三二）。

（62）『東洋文庫三七五　甲子夜話』続編四、六四頁。

（63）明治三〇年（一八九七）に、浮世絵師の揚州廻延（一八三八-一九一二）が描いた大判の錦絵であり、版元は福田初次郎である。

（64）深井雅海『江戸城御殿の構造と儀式の研究』（吉川弘文館、二〇二一、一九四-五頁）。

（65）久住真也『幕末の将軍』（吉川弘文館、二〇二五、二五-二八頁）。

（66）「吹上御庭」のみの表記に関しては、以下の事項が認められる。「事跡」元治元年一〇月一日条によると、乗馬を命じられた後の小姓と小納戸一統が将軍の御目見をしている。「御茶屋」に関しては、万延二年八月二三日条によると、家茂が御茶屋に御成した際、大番と両番（書院番・小姓組番）の番頭に謁見が命じられた。

（67）家茂は、文久二年三月一八日に田安御館でも慶頼と対面している。その時は同館の御座間で会った。

（68）上覧と御覧、歓待などの境は判然としないところがある。本稿では、便宜上一つの項目にまとめた。

（69）一例を挙げると「守国公御伝記　三」（『古事類苑』第一　天部、歳時部、六三頁）によれば、「（天明五年）十二月朔日、将軍家（徳川家治）ヨリ召サセラレ、三日及び五節句等登城ノ時、溜ノ間ニ出座アルベシ、拝謁ハ、三日ハ黒書院、五節句ハ御白書院ト特命ヲ蒙リ玉フ」とある。

（70）『紀要』第四号、一五一-一二頁。

（71）安政七年三月一七日の翌日から万延元年が始まる。

（72）『南紀徳川史』三（巻二七、四四二頁）の安政七年庚申の項には、「九月十五日、吹上御庭拝見被遊　本月月次御礼として御登　城遊候所、　御三家方初め諸大名吹上御庭拝見被　仰出、　同所御酒御料理幷御湯漬御重組等御頂戴、広芝御見物所にて乗馬母衣引御覧、御三家方へ函館織反物三反つゝ其他諸大名へ二反つゝ被下置」と記載されている。一方、『実記』第三篇の同日条（六二五頁）には、「月次之御礼」について言及された後に、「今四時之御供揃ニ而、吹上御庭江被為　成」とだけある。

（73）前掲、白根孝胤、注（6）。

（74）金沢市立玉川図書館近世史料館蔵。

（75）三田村鳶魚「御殿女中の研究」『三田村鳶魚全集　第三巻』、中央公論社、一九七六、八九-一〇九頁。

（76）『実記』第四篇、三五三頁。

（77）前掲、注（73）、五頁。

（78）前掲、注（64）。

（79）「安永録」（『大日本史料』稿本）安永九年六月一五日条。

（80）「森山孝盛日記」（原田伴彦編『日本都市生活史料集成二』三都編Ⅱ、学習研究社、一九七七）、享和元年九月一五日条。

（81）京都小笠原家は、歴代七八五石の旗本であり、射礼師範、先手弓頭を務めた。鐘次郎は、講武所弓術師範役を務めた（『日本大百科全書（ニッポニカ）』「小笠原流」、井原今朝男）。

（82）国立公文書館蔵「諸向地面取調書」（一八五六）。

（83）大和柳生藩第一二代・柳生俊順（一八三六-一八六二）／工藤寛正編『江戸時代全大名家事典』、東京堂出版、二〇〇八、一一五頁）。

（84）久住真也「政治君主としての徳川家茂」、明治維新史学会編『明治維新史論集1　幕末維新の政治と人物』（有志舎、二〇一六、五九頁）。

（85）根崎光男「享保期における放鷹制度の復活と鷹場環境保全体制」『人間環境論集　七巻』法政大学人間環境学会、二〇〇七、一九頁）。

（86）『古事類苑』官位部、洋巻、第三巻（九六八・九頁）。

（87）「吏徴」（国書刊行会編『続々群書類従』第七法制部、一九六九）によると、吹上奉行の支配下には、吹上筆頭役（二人）、吹上役人目付（八人）、書役（四人）、下役（三四人）、座敷方（二〇人）、御鳥方（六人）、入口番人（三七人）、吹上御薬園方（一人）、吹上織殿之者（一〇人）、吹上大工役之者（六人）、御

普請方之者（三七人）、御掃除之者（四七人）がいた。

（88）「庭師など手によって、風情のあるようにつくった庭」（『日国』）のことを示す。「守嚢」では「泉水」と表記される。北村援琴翁『築山庭造伝』（一七三五）に見られる「山水」と同義であると考えてよい。

（89）「大池　広芝ノ東南ニ在リ琵琶湖唐崎ノ風景ヲ模ス（後略）」（「訪古録」）。

（90）「中島　大池ノ中ニ在リ（後略）」（前掲、注（89））。

（91）「寛政瀧　大池ノ南岸ニ在り高一丈潤六尺許（後略）」（前掲、注（89））。

（92）「瀧ノ宮ノ滝　三条ノ泉自主山ノ南麓ニ在リ、今ハ水ナシ、（後略）」（前掲、注（89））。同箇所について、「江戸城御吹上総絵図」**図2**には「地主山下流今ハナシ」の書き込みがある。

（93）「回遊式庭園は、大きな池（泉池）を中心に築山や平場を設け、御茶屋、四阿などの建物を配置し、庭の随所に象徴的な景観を形成した空間であった」（前掲、白根孝胤、注（6）、一頁）。

（94）一例を挙げれば「寛政年録」（『大日本史料』稿本）寛政二年一一月二三日条によると、吹上御庭において三奉行の公事裁許の上聴があった。「天明日記」（同右）天明六年一一月一一日条によれば、大的の上覧があった。同書、天明七年九月三日条によると騎射の上覧がなされた。

（95）松浦静山『東洋文庫三〇六　甲子夜話　一』（二一五―七頁）によると、文政五年四月一一日に幕府の特旨をもって老中・若年寄・側衆に吹上御庭の観覧が許されたと言う。

（96）「寛政日記」（『大日本史料』稿本）寛政三年六月一一日条。

（97）「天保年録」（『大日本史料』稿本）天保一二年八月二五日条。

（98）一例を挙げれば「幕府沙汰書」（『大日本史料』稿本）安政四年一〇月一三日条によると、家定による公事裁許の上聴があった。「時風録」（『大日本史料』稿本）同二年一月二八日条によれば、吹上御庭において譜代大名による乗馬の上覧があった。同書、同三年一月一三日条によると弓場始の上覧がなされた。

（99）「文化日記」（『大日本史料』稿本）文化九年三月六日条によると、家斉は吹上御庭から一橋邸を尋ねた。

（100）「事蹟」巻二、一一丁オ。

（101）「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年五月六日条によると、「今日俄ニ大広間御庭ニ而　御乗馬被遊候」とあり、家茂は大坂城の大広間庭で自ら乗馬をした（『実記』第四篇、五九五頁）。「事蹟」の同条には、「今日御乗馬被遊候事」とある。

（102）「二條御城要害麁相に御座候間、今少堅固に可被仰付やと、誰哉らん申上候へば、權現様いや〳〵二条の城は、御上洛の時暫時の御座所なり、あのやうなる所は万一敵に取られ候ても、取りかへしやすき様に、こしらへたるが本意なり、然れば堀石垣も唯今の通にてよきぞと御意被成候由、依之其比は二条御屋敷と申候事」（「松浦慎信著、松浦詮編『武功雑記　二』（青山清吉、一九〇三、一八頁）。

（103）「慶長六丑年　東照宮御縄張を以為御築被遊西国之諸大名江被　仰付御普請有之、伏見ニも御城御座候得共　御上洛・御参　内等ニ御装束御支度ニも宜候故御宿城のため万事御手狭ニ被遊候由、上ミ京正親町館を引移さる」「二条御城掘幅狭候而如何と申上し人有しに、留守の内に城を乗取らるゝ事あらハ関東より駈登りて乗戻すへし、其時掘ハゝ広くハ乗にくからんと　上意有しと也、二丸ハ後ニ出来と承候」（高見澤美紀「国学院大学図書館所蔵　勝海舟旧蔵「二條大坂御城之記」―解題と翻刻」（『国学院大学　校史・学術資産研究　第六号』、国学院大学研究開発推進機構校史・学術資産研究センター、二〇一四、二六九頁）。

（104）将軍宣下は、四代家綱の時から江戸城に勅使を招くことによって行われたため、一四代家茂までの間は参内の必要が無くなっていた。なお、一五代慶喜は慶応二年に二条城で将軍宣下を受けた（『国史』「征夷大将軍」、杉橋隆夫）。

（105）二条城天守は、寛延三年八月二六日の落雷による火事で焼失した。同本丸御殿は、天明八年一月三〇日に市井で生じた火事の飛び火を受けて全焼した。（『紀要』第一号、一三八・九頁、一四二・三頁）。

（106）京都府立京都学・歴彩館蔵「二条御城中惣絵図」（館古〇二三、中井家文書一六〇）等を参照のこと。同図は『紀要』第四号（一〇六―一〇頁）にトレース図を掲載。

（107）江戸時代、二条城を中心としてその周りには、京都所司代や東西の奉行所、地役の勤務地、土蔵等の幕府の施設が数多く築かれていた（宮内庁宮内公文書館蔵「二条城内外之図　二条城外之図」、昭和一四年写〈識別番号三九〇〇二〉、（前掲、注（106）、一〇五頁）にトレース図を掲載）。それは、二条城以外にも幕府の為の土地が広く確保されていたことを意味する。

（108）元治元年五月一日、通常は江戸城で行われる御代替御礼の儀式が、二条城二之丸御殿黒書院で行われた（「（翻刻）華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」」（『紀要』第三号、七二－八七頁）。なお、京都の六角堂（頂法寺）住持（華道家元四一世の池坊専明）が参加した、天保九年四月二八日の御代替御礼は、江戸城本丸の白書院帝鑑之間で行われた（細川武稔「解題　華道家元池坊総務所所蔵「御朱印御改御代替御礼参府記」」、前掲、注（106）、一〇四頁）。

（109）元離宮二条城蔵「二条御城二之丸御殿向幷仮建物絵図」（前掲、注（106）（三頁）にトレース図を掲載）には、文久二年以降の二条城二之丸御殿の廻りに増築されたと見られる建物群が描かれている。同図のうち大広間の南側に描かれた二百畳の間は、元治元年五月一日の代替御礼の際、控室として利用された（今江秀史「解説　華道家元池坊総務所蔵「御代替御礼継目御礼記録」」（前掲、注（106）、九二頁）。

（110）京都大学付属図書館蔵「二条城絵図」（請求番号：中井家絵図・書類／三五－一）は、「二条御城二之丸御殿向并仮建物絵図」と同様の図であり、後者にはない付箋が貼り付けられている。それらの付箋は、「御老中方」、「高家」、「表坊主」などの役職等が記された上で、増築建物の各部屋の位置に貼られている。「御代替御礼継目御礼記録」は、これらの人々が御代替御礼の際に二条城二之丸御殿で勤めていたことを記す。以上のことから「二条城絵図」の付箋に記された部屋の建物は、実用されていた可能性がある。

（111）慶応三年頃に撮影されたと見られる写真「二条城本丸仮御殿」（松戸市戸定歴史館『特別展二条城―黒書院障壁画と幕末の古写真―』、一九九四、三七頁）には、徳川慶喜が入った本丸仮御殿の眼下に、番衆小屋などが軒を連ねていた状況が写り込んでいる。

（112）「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年三月四日条には、「樹公　御上洛之節、当地　御逗留日数可為十日御治定被　仰出候「所」、此旨夫々江早々被達候様存候、仍而申入候事」とあり、一度目の上洛において予定された滞留期間は、十日間であった（『実記』第四篇、五六七頁）。

（113）二之丸庭園での歓待・遊楽、観覧の利用については、「事蹟」に記されない。

（114）注（16）を参照。

（115）例えば二条城二之丸御殿であれば、他の庭を経由せず二之丸庭園を使うことが可能である。

（116）各代の将軍による江戸城の庭の使い方については、さらなる研究の余地がある。

（117）前掲、注（22）。

（118）前掲、注（1）白幡洋三郎（二五七頁）には、「大名庭園とは、大枠としては江戸時代の大名がつくりだした庭園群を指す。だが、様式としての大名庭園は、たんに大名が営んだ庭園ではなく、回遊の機能を備え、園遊がゆったりと行える、規模の大きい庭園に限られる」とある。白幡に於いて、「大名庭園」研究とは様式論であった。

（119）庭の様式論には別の問題点がある。形式または類型を表す様式には、庭を物的な存在として指示できないと言う難点がある。石や土、樹木から成る物体として、庭がある（事実存在）と言うことはできる。例えば池や島、築山は、事物として指示することが可能である。それゆえ史料と歴史遺産との照合ができる場合がある。その一方で、庭や庭園の種別は、人間の認識（精神）に従っているため、何々の庭である（本質存在）と言うしかない（木田元・須田朗監修『哲学の探求』、中央大学出版、一九九三、四一頁）。庭は物体としての絶対性を有するが、庭の種別は各人の観点によって異なり得る。ましてや庭の様式は、「吹上御庭」や「広芝」のように物的な土地の区分を指示できる訳ではなく、史料との照合もできない曖昧な観念である。よって庭に関して言えば、様式論に固着すると、科学分野間の相互理解は難しくなる。

表１「昭徳公事蹟」に掲載された庭の記述（概要）

年月日	行為	場所	人	巻
安政６年				
1月11日	四半時頃より入り、御弓場始式を見て九時過に帰る	（江吹）元馬場御馬見所	—	1
1月19日	御召初御式が催される	（江）五拾三間御馬場	（達）	1
3月20日	五拾三間御馬場に新規の御厩が御取建される。日々、御馬西丸下御厩より相廻り、御馬乗両人御口の者四、五人ずつ罷り出ること	（江）五拾三間御馬場、西丸下御厩	—	1
4月3日	大的上覧が行われる	（江吹）元馬場	（達）	1
4月9日	五時過より入り、公事裁許を聞き六ツ時頃に帰る	（江吹）上覧所	—	1
4月16日	五半時過より入り、御庭騎射を見て九時に帰る	（江吹）広芝御置台	奥向掛リ之者（同伴）	1
4月24日	九時より入り、犬追物を見る	（江吹）広芝御置台	小笠原鐘次郎弟子共、奥向掛リ之者（同伴）	1
5月9日	九半時過より入り、御馬乗へ母衣引を命じる。自ら乗馬をし、御小性にも相乗りを命じる。大輪を見る。御目付等に乗馬を命じる。その後、所々御庭を巡り七半時過に帰る	（江吹）広芝、御花壇馬場	御側廻御馬御相手掛、御小性、御小納戸、御伽、御目付、御徒頭、両御番、新御番、御供御先勤之者	1
10月1日	御昼後に入り、御譜代大名等の乗馬を見て八半時過に帰る	（江吹）御花壇御馬見所	御譜代大名、高家	1
10月2日	新御番等による大的を見て禄を与えた後、御野服に着替え、御鷹を行い、夕七半時頃に帰る	（江吹）元馬場	新御番、大御番	1
10月18日	七時過、中ノ口辺の出火に付き、即刻吹上御庭へ立除け、山里を通って西御丸へ入る	（江吹）、（江）山里	—	1
12月2日	仙台御用馬を見た後、帰る	（江吹）御花壇馬場	—	1
12月3日	四時頃より入り、御庭騎射を見て禄を与えた後、九時頃帰る	（江吹）上覧所	御側向ノ内掛リ之者（同伴）	1
12月7日	犬追物を見た後、帰る	（江吹）広芝御置台	小笠原鐘次郎弟子共	1
12月10日	四時過より入り、御庭騎射を見た後、帰る	（江吹）上覧所	—	1
12月15日	南部御用馬を見た後、帰る	（江吹）御花壇馬場	—	1
安政７年				
1月11日	四半時過より入り、御弓場始御式を見て禄を与える。一旦御茶屋へ入り着替え、御鷹を行い、辺りを廻った後、七時過に帰る	（江吹）元馬場、御茶屋	—	1
2月2日	浜御庭を御鷹野として入る	（江周）浜御庭	—	1
3月25日	五半時過より入り、御書院番等による大的を見て、禄を与えた後、九時に帰る	（江吹）元馬場	御書院番、小十人	1
閏3月24日	乗馬を命じる。俄かに御先勤両御番御供之御目付等に乗馬を命じて見た後、七半時頃に帰る	（江吹）御花壇馬場	御先勤両御番御供之御目付、御徒頭、新御番	1
閏3月29日	御庭騎射を見て禄を与えた後、所々御庭を廻り、夕七半時頃に帰る	（江吹）御広芝御置台	御側向ノ内掛リノ者（同伴）	1
4月4日	中奥御小性等による大的を見た後、帰る	（江吹）元馬場御馬見所	中奥御小性、中奥御番寄合	1
4月6日	御小性等による大的・半的又は射割的等を見た後、帰る	（江）山里御庭	御小性、御小納戸	1
5月13日	四時頃より入り、犬追物を見ていた所、後半に雨が降り出だした為、帰る	（江吹）御広芝御置台	小笠原鐘次郎弟子共、奥向掛リ之者（同伴）	1
8月12日	九半時比より入り、奥向による八寸角（鉄砲）の打ち方を見た後、帰る	（江吹）元馬場	奥向	1
8月25日	四半時過より入り、所々を廻る。一旦紅葉御茶屋へ入る。広芝に戻り、自ら乗馬・輪乗をして、御側向へ乗馬を命じた後、御馬方へ母衣引・布引を命じ、見る。御供の御目付ら迄乗馬を命じて見た後、帰る	（江吹）御広芝、紅葉御茶屋	御側向、御馬方、御目付、新御番	1
9月7日	九時過より入り、布衣以上の役人へ乗馬を命じ、十類を見る。田安大納言も同所来て対面する。七時に帰る	（江吹）御花壇馬見所	布衣以上役人	1
9月15日	吹上御庭へ入り、一旦御茶屋へ入る。程なくして元馬場へ行き、番方へ剣術組を命じて見る。禄を与えた後、七半時過に帰る	（江吹）御茶屋、元馬場	番方	1

9 月 19 日	四時前より入り、御小性組等による大的を見る。禄を与えた後、御茶屋へ入り御野服に着替えて、御鷹組合等がある。所々廻った後、帰る	(江吹) 元馬場、御茶屋	御小性組、駿府勤番、新御番	1
10 月 7 日	四半時過より吹上御庭へ入り、新御構御茶屋へ行った後、元馬場に入る。御小性組等による剣術組試合を見て、禄を与えた後、七半時に帰る	(江吹) 新御構御茶屋、元馬場	御小性組、御書院番、駿府小普請	1
10 月 16 日	御庭騎射を見て禄を与えた後、九半時過に帰る	(江吹) 上覧所	御側向ノ者掛之筋 (同伴)	1
10 月 25 日	五半時過より入り、(同馬見所で) 仙台御用馬を見た後、所々廻る。同馬場へ行き、俄かに御先番之両御番等による大的射前を見た後、七半時過に帰る	(江吹) 御花壇馬場	御先番之両御番、新御番、小十人	1
10 月 29 日	四半時頃より吹上御庭へ入り、一旦新御構御茶屋へ入る。その後元馬場に行き、小普請による剣術仕合を一通り見る。惣仕合もある。先勤の御小性組にも俄かに仕合を命じる。小普請のうち柳生流の者三人と御小納戸の福村淡路守らを相手させて見る。禄を与えた後、七半時過に帰る。なお、剣術試合に参加した者一統に御庭の拝見を許す	(江吹) 新御構御茶屋、元馬場	小普請、先勤之御小性組、小納戸 (福村淡路守・瀧川三九郎)	1
11 月 3 日	九時前より吹上御庭へ入り、御鷹を行う。それから御花壇馬場へ入り、弓場初の歩附を務めた小普請の者へ乗馬を命じる。その後、御供の御目付等へ俄かに乗馬を命じ、禄を与えた後、帰る	(江吹) 御花壇馬場	小普請、御目付、御番方	1
12 月 2 日	五半時より入り、南部御用馬を見て自ら選んだ後、九時迄に帰る	(江吹) 御花壇馬場	—	1
12 月 11 日	四時過より入り、御鷹を行う。昼後に御花壇馬場へ入り、俄かに御供の新御番等へ大的を命じ、禄を与えた後、六時前に帰る	(江吹) 御花壇馬場	新御番、御先勤之両御番、小十人	1
12 月 25 日	一統騎射を見て、九時前に帰る	(江吹) 上覧所	—	1
万延 2 年				
1 月 23 日	例の通り御弓場始御式を見て禄を与えた後、帰る	(江吹)〈元馬場御馬見所か〉	—	1
2 月 2 日	四半時過より入り、一旦御茶屋へ入る。その後、元馬場へ行き、御小姓組等による野試合を五人ずつ一八組を見て、七半時比に帰る	(江吹) 御茶屋、元馬場	御小姓組、御書院番、大御番、御先勤之両御番、御供之新御番、小十人	1
2 月 9 日	御鷹を行う。昼後、御先勤の両御番等へ大的を命じ、新御構で見て、禄を与えた後、帰る	(江吹) 新御構脇御馬場	御先勤之両御番、新御番、小十人	1
2 月 12 日	御先番之御番方等へ大的を命じ、見て帰る	(江吹)	御先番之御番方、御供之新御番、小十人	1
2 月 15 日	四半時頃より入り、御鷹を行う。その後、御花壇馬場へ入り、御供御先番の御番方へ大的を命じ、見る。禄を与えた後、帰る	(江吹) 御花壇馬場	御供御先番之御番方	1
2 月 20 日	四半時頃より吹上御庭へ入る。二度目、元馬場へ入り、両御番等へ野試合を命じ、一八組を見る。禄を与えた後、七半時過帰る	(江吹) 元馬場	両御番、大御番御供之新御番、小十人	1
2 月 26 日	五半時過より入り、番頭等が家茂に御目見し、上意がある。その後、御場所へ入り御書院番等による大的を見る。その後、一旦御茶屋へ入り、昼後に御花壇馬場へ入る。御先勤御供之両御番等小十人へ大的を命じ見て、御絵御扇子等を与える。その後所々を廻り、六時前に帰る	(江吹) 元馬場、御場所、御茶屋、御花壇馬場	番頭、御書院番、大御番、御先勤御供之両御番、新御番	1
2 月 28 日	四ツ時過より入る。二度目に元馬場へ行き、御書院番等による野試合五人ずつ三類十七類を見て、禄を与えた後、七半時過に帰る	(江吹) 新御構御茶屋、元馬場	御書院番、大御番、御先勤御供之両御番、新御番、小十人	1

3月7日	四半時前より入る。昼後、俄に御花壇馬場へ入り、御先勤之両御番等へ大的を命じ、見る。禄を与えた後、所々を巡覧して七ツ時過に帰る	（江吹）新御構御茶屋、御花壇馬場	御先勤之両御番、御供之新御番	1
3月11日	九時前より吹上御庭に入る。半蔵口御門代官町を通り植溜へ入り、鉄砲矢場を通り抜け、同所で稽古等を見る。その後、広間を通り抜け、竹橋御飛地へ入り、所々を廻り、大砲を見る。土手寄ノ門より庭を通り抜け、座敷に出る。それから西丸下御厩へ入り、一通り御馬を見る。同所の馬見所へ上り、御供の御目付等へ乗馬を命じた後、元の道を通って、七時に帰る	（江吹）、（江）植溜、竹橋御飛地、西丸下御厩	御供之御目付、中奥御小性、御出境組頭、御小性組與頭、御鉄砲方田付四郎兵衛、徒頭、小十人頭	1
3月15日	九半時過より入り、庭騎射を見て禄を与えた後、所々廻り七半時過に帰る	（江吹）御広芝御置台	—	1
3月16日	四半時過より吹上御庭に入る。二度目に元馬場へ入り、御小性組等による野試合五人ずつ三類一八類、番頭より申し上げる。選ばれし者四組二〇人による野試合も同様に見た後、七半時に帰る	（江吹）元馬場	御小性組、御書院御番方、御供御先勤之両御番、新恩番、小十人	1
3月19日	四半時過より吹上御庭に入る。二度目に広芝へ行き、自ら乗馬をする。それから御側向へ大輪を命じる。御先勤御供之御番方へも乗馬と大輪を命じた後、所々庭を廻り、七半時頃に帰る	（江吹）御広芝	御側向、御先勤御供之御番方	1
3月29日	五半時頃より広芝に入る。同御置台に座り、小笠原鐘次郎弟子共による犬追物三手組等を見る。禄を与えた後、四半時過に帰る	（江吹）御広芝御置台	小笠原鐘次郎弟子共	1
3月30日	四半時過より吹上御庭へ入る。二度目に広芝へ行き、自ら乗馬をし、大輪を命じる。御側面へも御四鞍を命じる。御先勤御供之御番方による大輪、御馬方の母衣引を見た後、所々を廻り、七半時過に帰る	（江吹）御広芝	御側面、御先勤御供之御番方、御馬方	1
4月10日	四半時頃より吹上御庭に入る。新御構へ入り、二度目に元馬場へ入る。御小性頭等に野試合を命じて見る。奥詰の者による野試合もある。七半時過に帰る	（江吹）新御構、元馬場	御小性頭、大御番、御書院番、新御番、小十人、奥詰之者	1
4月27日	五半時過より吹上御庭に入る。二度目に御外庭御馬場へ入り、田安大納言並びに同館の者による乗馬と打毬を見る。同所で進物あり、その後夕六時頃に帰る	（江吹）御外庭御馬場	田安大納言並御館之者	1
5月2日	吹上御庭へ入り、所々廻る。八時より御花壇馬場へ入り、御供御先勤之両御番等へ大的を命じ、見る。禄を与えた後、七半時に帰る	（江吹）御花壇馬場	御供御先勤之両御番、新御番、小十人	1
5月18日	四半時過より吹上御庭に入り、所々廻る。それより御花壇馬場へ入り、御先番御供之御之番方へ大的を命じ、禄を与える。それより広芝へ入り、自ら乗馬して、御小性等に大輪を命じ、七半時過に帰る	（江吹）御花壇馬場、広芝	御先番御供之御之番方、御小性、御小納戸	1
6月22日	四半時過より入り、一旦紅葉御茶屋へ入る。二度目、御花壇馬場に入り、御先番御供之御番方へ大的を命じ、見て、禄を与える。その後、広芝に入って大輪を御供御目付等へ命じ、見た後七半時迄に帰る	（江吹）紅葉御茶屋、御花壇馬場、御広芝	御先番御供之御番方、御供御目付、御徒頭、御番方、新恩番、小十人	1
8月7日	九時過より吹上御庭に入り、所々廻る。俄かに御先勤之両御番等へ大的を命じた所、雨が降出したので延引し、即刻帰る	（江吹）	御先勤之両御番、御供之新御番、小十人	1

8 月 13 日	九時過より吹上御庭へ入り、所々廻り、一旦御茶屋へ入る。それから広芝へ行き御小性等へ打毬を命じて、二類を見る。御先勤之両御番、御供之新御番、小十人へ乗馬を命じ大輪を見て、七半時過に帰る	(江吹) 御広芝	御小性、御小納戸、御先勤之両御番、御供之新御番、小十人	1
8 月 23 日	四半時頃より吹上御庭へ入り、一旦御茶屋へ行く。番頭等が家茂に御目見を命じられる。それより両御番等による剣術試合を見た後、禄を与え、帰る	(江吹) 御茶屋、元馬場	番頭、両御番、大御番、御供之新御番、小十人、詰合之奥詰之者	1
9 月 2 日	九時過より吹上御庭へ入る。広芝へ行き、百目筒空砲の連発を御小性等へ命じて、見る。小納戸頭取の福村淡路守の世話により、自ら空砲を数度発した後、七半時過に帰る	(江吹) 御広芝	御小性、御小納戸	1
9 月 7 日	四半時過より吹上御庭へ入り、一旦御茶屋へ入る。二度目、広芝へ入り度々百目筒空砲を発し、御小性等へも同砲の連発を命じる。それより元馬場へ入り、奥向による砲術角打を見る。八寸角と四寸角の砲術勝負を命じた後、七半時に帰る	(江吹) 御茶屋、御広芝、元馬場	御小性、御伽、奥向	1
9 月 16 日	四時頃より入り、御小性等による大的を見る。禄を与えた後帰る	(江吹) 元馬場	御小性、御小納戸、小十人	1
9 月 20 日	九時頃より吹上御庭へ入る。元馬場御馬見所へ入り、寄合剣術・槍術・柔術を見る。引き続き小南鉉次郎等植溜へ行き、弟子共による槍術試合を見る。柳生但馬守家来による剣術表奥の形を見る。好みにて野試合を見る。一同へ禄を与えた後、帰る	(江吹) 元馬場御馬見所、植溜	小南鉉次郎、柳生但馬守家来	1
10 月 1 日	四半時過より新御構へ入る。二度目、元馬場へ入り小普請組等による野試合五人ずつ十九類を見る。禄を与えた後、六時前に帰る	(江吹) 新御構	小普請組、御供先番之両御番、新御番、小十人	1
10 月 3 日	四時前より吹上御庭へ行き、直に御広芝へ入る。小笠原鐘次郎弟子共による犬追物を見て、禄を与えた後、一旦、諏訪御茶屋へ入る。二度目、所々御庭を廻り、七半時過に帰る	(江吹) 御広芝	小笠原鐘次郎弟子共、奥向掛リノ者（同伴）	1
10 月 19 日	五半時比より入り、闇的を見る。一旦、新御構御茶屋へ入る。二度目の元馬場へ入り、闇的を三度見て、禄を与える。また御茶屋へ入り、御野服に着替え、御庭を所々廻り、夕七半時頃に帰る	(江吹) 元馬場、新構御茶屋	—	1
10 月 21 日	四時頃より入り、御庭騎射見て禄を与える。諏訪御茶屋へ入り、着替えて御鷹を行う。二度目、御花壇馬場へ入り、俄かに御供の新御番等に大的を命じ、禄を与えた後、七半時に帰る	(江吹) 上覧所、諏訪御茶屋、御花壇馬場	御供之新御番、小十人、御先勤之両御番、奥向掛リノ者（同伴）	1
10 月 24 日	御花壇馬場に入り、仙台御用馬を見る。田安大納言も同所に入り対面して、諸事の後帰る	(江吹) 御花壇馬場	田安大納言	1
10 月 27 日	四半時過より吹上御庭に入り、御鷹を行う。二度目、御花壇馬場へ行き、御先御共之両御番等へ大的を命じて見る。禄は次に与えるとして帰る	(江吹) 御花壇馬場	御先御共之両御番、新御番	1
11 月 3 日	四半時過より吹上御庭に入り、所々を廻り、諏訪御茶屋へ入る。二度目、御花壇馬場へ入り、御共御先勤の両御番へ大的を命じ見た後、禄を与え、七半時頃に帰る	(江吹) 諏訪御茶屋、御花壇馬場	御共御先勤之両御番、新御番	1
11 月 8 日	九半時より吹上御庭に入り、所々を廻り、新御構御馬場へ入る。御弓場の検分に出る。御番方等へ乗馬を命じ、九類を見て七半時前に帰る	(江吹) 新御構御馬場	御番方、御先勤之両御番、新御番、小十人、御目付、御徒頭	1

12 月 5 日	五半時過より御花壇馬場に入り、南部御用馬を見て九時過に帰る	（江吹）御花壇馬場	—	1
12 月 14 日	四時に上覧所へ入り、一統騎射を命じ、見て九時に帰る	（江吹）上覧所	—	1
文久２年				
1 月 4 日	九半時頃より三ノ丸へ入り、同所御角場にて百目筒御鉄砲を命じる。それより所々廻り、御馬見所へ入り、御鉄砲を御側向をも含めて命じて、見る。八半時頃に帰る	（江）三ノ丸御角場、御馬見所	—	1
1 月 11 日	四時過より入り、例年の通り御弓場初御式を見て、禄を与えた後帰る	（江吹）元馬場	—	1
1 月 26 日	四半時過より吹上御庭に入り、御鷹を行い、一旦諏訪御茶屋へ入る。二度目、御花壇馬場へ入り、御先勤の御番方へ大的を命じ見て、禄を与えた後七時に帰る	（江吹）諏訪御茶屋、御花壇馬場	御先勤之御番方	1
2 月 8 日	九半時過より三ノ丸に入り、この度出来た御高建を見る。それから御角場へ入り、百目筒を一二・三発命じる。御馬見所にて少し猶予を取り、八半時に帰る	（江）三ノ丸、同角場	—	1
2 月 15 日	九時過より吹上御庭に入り、御鷹を行う。それより御花壇馬場へ入り、御先勤の両御番等へ大的を命じ、見る。禄を与えた後七半時に帰る	（江吹）御花壇馬場	御先勤之両御番、御供之新御番、小十人	1
2 月 20 日	四半時過より吹上御庭に入り、所々廻り、一旦新御構へ入る。二度目、食事の後に元馬場へ入り、御馬見所前にて番頭等が家茂に御目見する。それより御小性組等による剣術・野試合を見て、禄を与え六時過に帰る	（江吹）新御構、元馬場御馬見所	番頭、両御番、大御番、御小性組、新御番、大御番、小十人、詰合之両御番	1
2 月 25 日	九時より吹上御庭に入り、御鷹を行い、一旦諏訪御茶屋へ入る。二度目、御花壇馬場へ入り、御先御供の両御番等へ大的を命じ、見る。禄を与えた後七時比に帰る	（江吹）諏訪御茶屋、御花壇馬場	御先御供の両御番、新御番、小十人	1
3 月 7 日	四半時より吹上御庭に入る。二度目、元馬場へ入り、番頭等が家茂に御目見する。それより、前記の御番方等による剣術、野試合を見る。禄を与えた後七半時に帰る	（江吹）元馬場	番頭、御書院番、大御番、新御番、小十人、詰合の奥詰ノ者、御先勤之両御番	1
3 月 18 日	四半時前より吹上御庭に入る。それより田安御館へ立ち寄り、御座間にて田安大納言と対面する。大奥へ入る。二度目、御表へ出て表御庭へ入り、御馬見所に至る。そこで自ら乗馬した後、犬追物を見る。その後、田安大納言にも乗馬を命じる。田安御館の者による剣術、野試合を見る。同所で対顔し、話などをして六時頃に帰る	（江）田安御館、表御庭	田安大納言、田安御館之者	1
3 月 21 日	九時過より吹上御庭に入り、広芝にて自ら乗馬し、御側向も含めて大輪を命じる。その後、御先勤の両御番方等へ乗馬を命じる。それより、百目筒二五挺にて連発を命じ見て、六時前に帰る	（江吹）広芝	御側向、御先勤之両御番方、御供之御目付、御徒頭、新御番	1
3 月 23 日	四半時に新御構へ入り、小普請支配が家茂に御目見する。それより御馬見所へ入り、小普請の者らによる野試合を見る。禄を与え六時前に帰る	（江吹）新御構、同馬見所	小普請	1
3 月 29 日	九時過ぎより広芝へ入り、御小姓組等が西洋大隊調練を一順する。その後、一旦諏訪御茶屋へ入り所々を見る。大隊による二列打ち方を見た後、三番頭、新御番頭、小十人頭を呼び意見が出される。その際、拝領物を与える。田安大納言も同席し、対顔する。七半時に帰る	（江吹）広芝、諏訪御茶屋	御小姓組、御書院番、大御番、新御番、小十人、田安大納言	1
4 月 3 日	五時前より歩いて浜御庭へ行き、釣等をする。所々廻り、中島御茶屋へ入る。二度目、食事の後、御馬見所へ行き、奥向無足部屋住の者による大的を見る。皆中の者へ矢羽・手綱等を与える。海手前を廻り、七時過に帰る	（江周）浜御庭	奥向無足部屋住之者	1

4月8日	八時過より三ノ丸へ行き、御角場へ入り、百目筒を二〇発命じる。御側廻りへも二発命じた後、七時過に帰る	(江) 三ノ丸御角場	御側廻り	1
4月9日	九時より広芝に入り、百目筒空砲を命じ、御次筒二五挺の連発を命じる。その後、自ら乗馬にて新御門大門を通り、所々を廻る。一旦御茶屋へ入り、少々猶予を持つ。自ら乗馬で廻り、広芝にて御側向へ乗馬と大輪を命じる。その後、御供の御目付等に乗馬を命じる。七半時頃に帰る	(江吹) 広芝、御茶屋	御側向、御供之御目付、御番方	1
4月12日	五時より御供を伴って上覧所へ行き、田安中納言と対顔する。御透見所へ入り、一通り公事裁許が行われる。その後、一旦御休息所へ入る。二度目、御透見所へ入り聴聞する。三奉行が家茂に御目見し意見がある。七時に帰る	(江吹) 上覧所	奥向掛リノ者（同伴)、田安中納言、三奉行	1
4月13日	五半時より広芝御置台へ入り、御庭騎射を見る。禄を与えた後、四半時過に帰る	(江吹) 広芝御置台	—	1
4月15日	五半時より吹上御庭に入り、広芝にて百目筒数発を御側向含めて命じる。その後、所々御庭を廻り、広芝へ入り鉄砲を命じて、六時前に帰る	(江吹) 広芝	御側向	1
4月16日	五時過より広芝へ入り、小笠原鐘次郎弟子共による犬追物を見る。布衣以上の寄合一手を見て、禄を与えた後、帰る	(江吹) 広芝	小笠原鐘次郎弟子共、布衣以上之者	1
4月19日	九時過より吹上御庭に入り、所々自ら乗馬して廻る。広芝にて馬を下り、大輪を命じる。その後、御馬方へ早乗りを命じ、一番着の者に扇子を与える。その後、七時半時に帰る	(江吹) 広芝	御馬方	1
4月28日	九半時頃より三ノ丸へ入り、所々廻る。それより御馬場にて自ら乗馬し、御側廻り、御馬方へ乗馬を命じる。御角場に入り、御側向を含め数発百目筒を命じる。その後、御庭者支配等へも同じことを命じる。七時過に帰る	(江) 三ノ丸	御側廻リ、御馬方、御側向、御庭者支配、御坊主御庭方	1
4月29日	四半時過に吹上御庭に入り、一旦御茶屋へ入る。二度目、元馬場へ入り、三番頭等が家茂へ御目見する。それより御馬見所へ入り、御小姓組等へ野試合を命じて、見る。禄を与え六時前に帰る	(江吹) 御茶屋、御馬見所	三番頭、小普請支配、新御番頭、御小姓組、御書院番、新御番、大御番、小十人、奥詰之者一同、御先御共之御番方	1
5月1日	九時頃より直に元馬場へ入り、三度弓、草鹿を見て禄を与える。その後、御茶屋へ入り着替える。それより広芝へ入り御側廻りを含め百目筒を命じ、六時前に帰る	(江吹) 元馬場	御側廻リ、奥向掛リノ者（同伴）	1
5月10日	九時過より入り、自ら乗馬をし、大輪を命じる。それより所々馬を乗り廻し、御側廻りへは大輪を、御馬方へは乗り競べを命じる。その後、御供之御目付等に大輪を命じ、御番方に禄を与える。それより奥向きも含めて百目筒の連発を命じ、六時前に帰る	(江吹) 広芝	御側廻リ、御馬方、御供之御目付、御徒頭、御番方	1
5月11日	九半時頃より入り、奥向きも含めて百目筒二〇発を命じる。所々を廻った後、御庭之者支配等へも命じる。それより所々を廻り、七半時頃に帰る	(江) 三ノ丸	奥向キ、御庭之者支配、坊主御庭	1
5月13日	九時過より入り、御置台の脇にて大御番頭等が家茂に御目見する。それより御台へ入り、西洋大隊調練並びに田付組等の小隊調練を見る。一旦、御茶屋へ入る。それより摺鉢山へ入り、大道を通り調練足並を見る。御成御門辺より入り、角御門の辺で大砲を打つが、これを家茂は見ず。夕刻に帰る	(江吹) 広芝、御茶屋	大御番頭、御書院番頭、百人組頭、小普請支配御持頭、田付・井上・江川組	1

5月21日	これまで（将軍家では）鳥類を好み、庭先の所々に鳥籠があった。家茂の考えによると、鳥類は無益の物で全き慰めの為のものである。今の節柄において鳥類を飼い続けるのは不本意であり、将軍による指図として、庭先の鳥篭は残らず取り払うよう命ずる。尤も吹上の鳥に関しては意見が付され、先代の将軍より譲られたものは残し、その他残らず廃止すること	（江吹）	（達）	1
5月27日	八時過よりへ入り、中奥御小性等による乗馬を見た後、七時過に帰る	（江）五十三間御馬場	中奥御小性、中奥御番、両御番、新御番、小十人組	1
9月1日	六半時より、御供揃にて御乗物で浜御庭へ行く。御両卿（田安・一橋）らが同道する。皆、乗馬による御供を命じられる。同所の海手にて百目筒の連発を御側向御供之者へ命じ、自らも発砲し、八半時過に帰る	（江周）浜御庭	御両卿、松平春嶽、松平肥後守、御老若御側衆、御小性、御小納戸、御側向御供之者	1
9月27日	御城廻りの巡覧のため九半時過に出御。五十三間御馬場へ入り、自ら乗馬の稽古をする。御供の御番方のうち家茂の馬に駆け続けられた者へは、褒美が与えられる	（江）五十三間御馬場	御供之御番方	1
文久3年				
3月8日	御多門の御武器類を見て、それより御本丸御厩へ入る	（二）厩曲輪	—	3
3月12日	御厩曲輪にて自ら乗馬する	（二）厩曲輪馬場	—	3
3月20日	自ら乗馬する	（二）厩曲輪馬場	—	3
3月28日	自ら乗馬する	（二）厩曲輪馬場	—	3
4月4日	自ら乗馬し、一橋慶喜等に乗馬を命じる	（二）厩曲輪馬場	一橋慶喜、松平容保（京都所司代）、老若御用掛衆、御目付、一橋殿附之者	3
10月6日	仙台御用を見る旨を命じる。かねてより馬を好むに付き自ら（馬を選び出し）決める	（江吹）御馬場	—	2
11月15日	御本丸が炎上し、直ちに吹上新御構へ立ち退き、翌々日の十七日には清水御殿へ引き移る（同二六日には、田安御館に引き移る）	（江吹）新御構	—	2
12月27日	五半時より、御供揃にて出発するに付き、当日の当番の者は浜御庭へ揃い参じる。四時過に御端舟に乗り、九時半過に御召舟へ先に乗り組む。（家茂は）四時過に田安御仮御殿を出発し、浜御庭に入る。二度目、食事をして間もなく御端舟で浜御庭を出発する	（江周）浜御庭	軍艦で大坂へ同伴する者達	3
元治元年				
1月15日	四半時より三条通りを進み、役に当てられた者が御玄関に出迎え、虎之間の御板縁にて輿を下りる	（二）遠侍庭	役当之者	3
2月2日	城内を見て、所々廻る。当番・明番が御供を命じる	（二）内外郭	当番・明番	3
2月4日	御厩曲輪に於いて、御馬場で自ら乗馬する	（二）厩曲輪馬場	—	3
2月10日	八時過より、御厩御馬場へ入り、自ら乗馬する	（二）厩曲輪馬場	—	3
2月12日	二条御城の御唐門内より、自ら馬（梅崎）に乗り、金地院の唐門外にて下りる	（二）遠侍庭	—	3
2月17日	五半時より自ら乗馬する	（二）厩曲輪馬場	—	3
2月18日	御厩に於いて、一橋慶喜・橋本中納言と一緒に御乗馬をしようとした所、天気の様子により延引する	（二）厩曲輪馬場	一橋慶喜、橋本実麗	3
2月19日	五半時より乗馬する	（二）厩曲輪馬場	—	4
2月25日	五時より乗馬する	（二）厩曲輪馬場	—	4
3月7日	四時過より参内のため大広間御玄関上にて御轅を召す	（二）大広間庭	—	4
3月8日	八時過より御本丸・天守台を廻る。一旦入御した後、御厩へ入り乗馬する。夫より又々所々巡覧し、御本丸御外を廻り、稲荷曲輪を通って、御庭口より還御する	（二）厩曲輪馬場	—	4

3月11日	八半時過より乗馬する。それを中納言・大蔵大輔御老客が拝見する。中納言らに乗馬を命ずる	(二) 厩曲輪馬場	中納言、大蔵大輔御老客	4
3月13日	七時過より乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	4
3月22日	八半時比より乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	4
3月26日	八半時過より乗馬する。大和守・雅楽頭・右京亮へ乗馬を命じる。表御役人、講武所槍剣方の当番の者へも乗馬を命じる	(二) 厩曲輪馬場	大和守殿・雅楽頭殿・右京亮殿、表御役人・講武所槍剣方当番	2,4
3月27日	七時過より、御休息の西御縁下にて奥坊主等へ御酒が与えられる	(二) 御休息庭	奥坊主、御用部屋坊主、土圭間坊主、奥六尺	4
4月1日	御休息の西御庭にて当番の奥詰並びに、先日出てこなかった土圭之間坊主等へ御酒が与えられる	(二) 御休息西庭	奥詰、土圭之間坊主、御用部屋坊主、六尺	4
4月8日	御指方・鈴木与左衛門等を御休息の御庭へ呼び、御酒・御肴を与える。御徒目付等も同様のこと。それらの者の差配は御小納戸頭取による	(二) 御休息庭	(達) 御指方・鈴木与左衛門、本多晋之丞、御納戸御番、御徒目付・御数寄屋坊主・表坊主、御小納戸頭	4
4月10日	七時より御厩へ入り自ら乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	4
4月20日	八半時より御厩へ入り自ら乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	4
4月22日	七時過自ら乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	4
4月23日	七半時過より、御休息の庭に泊る奥坊主等へ御菓子を与え、この時初めて出てきた者へは御酒を与える	(二) 御休息庭	奥坊主、御用部屋坊主、土圭之間坊主、六尺	2
4月24日	七時頃より御厩へ入り自ら乗馬する	(二) 厩曲輪馬場	—	4
5月7日	大広間を通り、殿上之間の前の御廊下にて御駕籠に乗る	(二) 遠侍庭	—	4
5月20日	五半時過に浜御庭へ入る。御老若衆等に出迎を命じる。中島御茶屋にて釣りをし、所々御庭内を一覧する	(江) 浜御庭	老若衆、御側衆	4
9月12日	吹上御庭へ行き、清水詰講武所の槍剣術方等による小砲手前を命じる。八時過に皆揃い、瀧見御芝間で見た後、禄を与えて帰る	(江吹) 瀧見御芝間	清水詰講武所槍剣術方、砲術方、別手組、御先勤之両御番、同断御徒、御警衛詰合之御徒、御供之新御番、小十人、吹上之者詰合	2
9月17日	四半時頃より入り、自ら乗馬をした後、御小性等による甲冑での乗馬を見る	(江吹) 山里御馬場	御小性、御小納戸	2
9月18日	四半時頃より広芝御置台へ入り、御持小筒組等一同による調練相始打ち方等を見る。その後、引き続き講武所方の大砲並び大隊打方が為される。その後、所々廻り七半時頃に帰る	(江吹) 広芝御置台	御持小筒組、大砲方	2
9月26日	九半時頃より吹上御庭に入り、甲冑乗馬の者を見る。明ヶ番の御小性等一同が広芝へ出て平伏し、家茂の通り掛りに御目見する。御覧所へ行き、直に乗り立てるよう命じる。一同甲冑にて乗馬し、西山下へ順に並び、皆揃ったことを告げる合図で、広芝へ乗り出し、輪乗をする。控所に参じ、各々見込みの服を着用している間、家茂は六本椴御茶屋にて休息する。着替えが終わったことを知らせる合図により、輪乗をして順々に引き、家茂に御目見する。甲冑乗馬の者に禄が与えられ、七時過ぎに帰る	(江吹) 御覧所、広芝、六本椴御茶屋	甲冑乗馬之者、明ヶ番之御小性、御小納	2
10月1日	九時過より吹上御庭に入り、先月二六日の通り、明ヶ番の御小性等一統による甲冑乗馬での輪乗を見る。その後、各々見込の服に着替えて再び輪乗し、それを見る。参加者は、家茂への御目見を命じられ退出する。全て二六日の通りのこと	(江吹) 御覧所、広芝、六本椴御茶屋	明ヶ番之御小性、御小納	2

10 月 7 日	三番頭を始めとする行軍を見る。その後、三番頭の他、御番方まで乗馬をし、歩兵銃隊の調練を見て、六時過ぎに帰る	（江吹）上覧所	三番頭（大番頭・書院番頭・小性組番頭）	2
11 月 15 日	御昼後より入り、吹上之者による銃隊調練を見て、七半時過に帰る	（江吹）瀧見御茶屋	吹上之者	2
12 月 5 日	山里御角場に於いて、奥詰等に砲術を見るよう命じ、禄を与える	（江吹）山里御角場	奥詰、奥坊主、御庭之者、奥六尺	2
元治 2 年				
1 月 11 日	九時より御供揃にて入り、御弓場初御式を見る。皆中の者へ時服を与える	（江吹）元馬場	―	2
1 月 13 日	四時頃より入り、例年の通り御馬御召初御式があり、一旦帰る。御昼後、自ら乗馬の稽古をする	（江吹）山里御馬場	―	2
2 月 19 日	九時より吹上御庭に入り、御鷹を行う。それより、織殿へ入り講武所詰剣術方等による剣槍を見て、夕六時前に帰る	（江吹）織殿	講武所詰剣術方、別手組出役、講武所詰槍術方、別手組出役槍術	2
2 月 24 日	山里御角場に入り、御小性等による砲術を見て、禄を与え八半時過に帰る	（江吹）山里御角場	御小性、御小納戸、奥詰	2
4 月 1 日	八半時頃より山里鉄砲場に入り、奥詰の者等へ砲術を命じ、八寸角一〇発を見て、禄を与える	（江吹）山里鉄砲場	奥詰之者、伊沢立輔	2
4 月 5 日	大名へ山里御庭の拝見を命じ、御茶屋にて御酒、御吸物、御菓子等を与える。梅之御茶屋に於いて家茂に御目見する。自ら盃を与え酌をし、種々の話をした後、帰る	（江吹）山里御庭	―	2

【凡例】

（江）：江戸城　（江吹）：吹上御庭　（江周）：江戸城周辺　（二）：二条城　（達）：通達

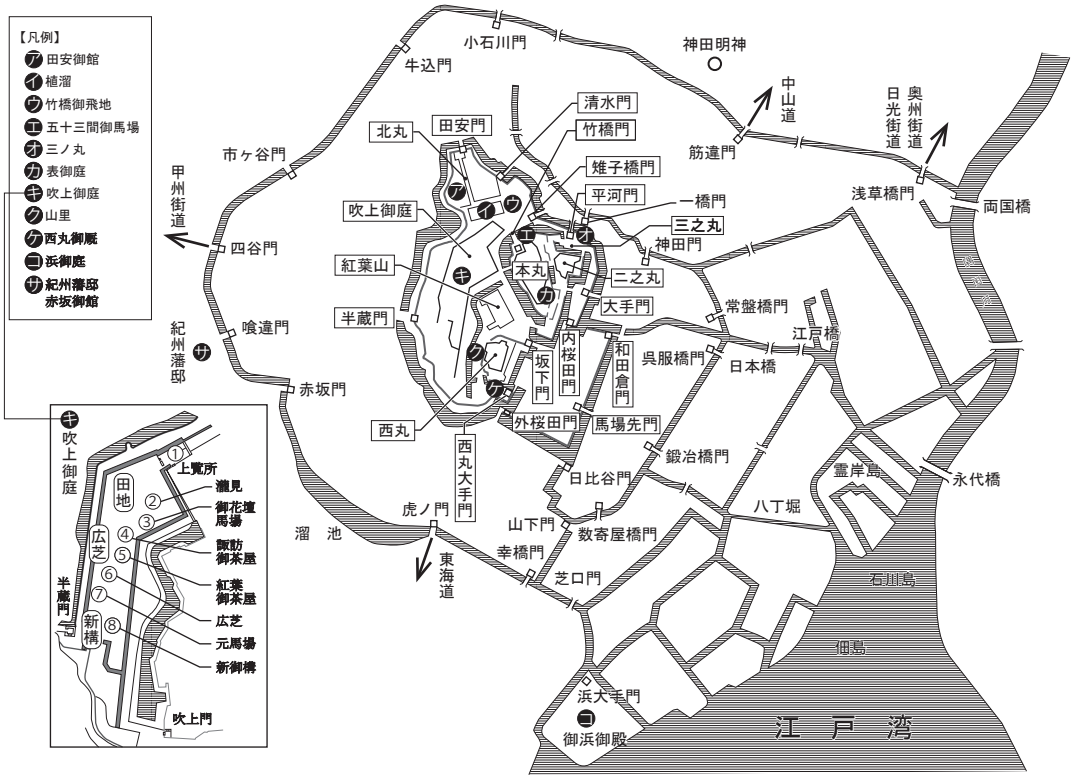

図 1　江戸城内郭・外郭及び江戸城周辺概念図

松村明監修『大辞泉 第二版』（小学館、2012）、「江戸城門」掲載画像を合成・調整しトレースしたもの。

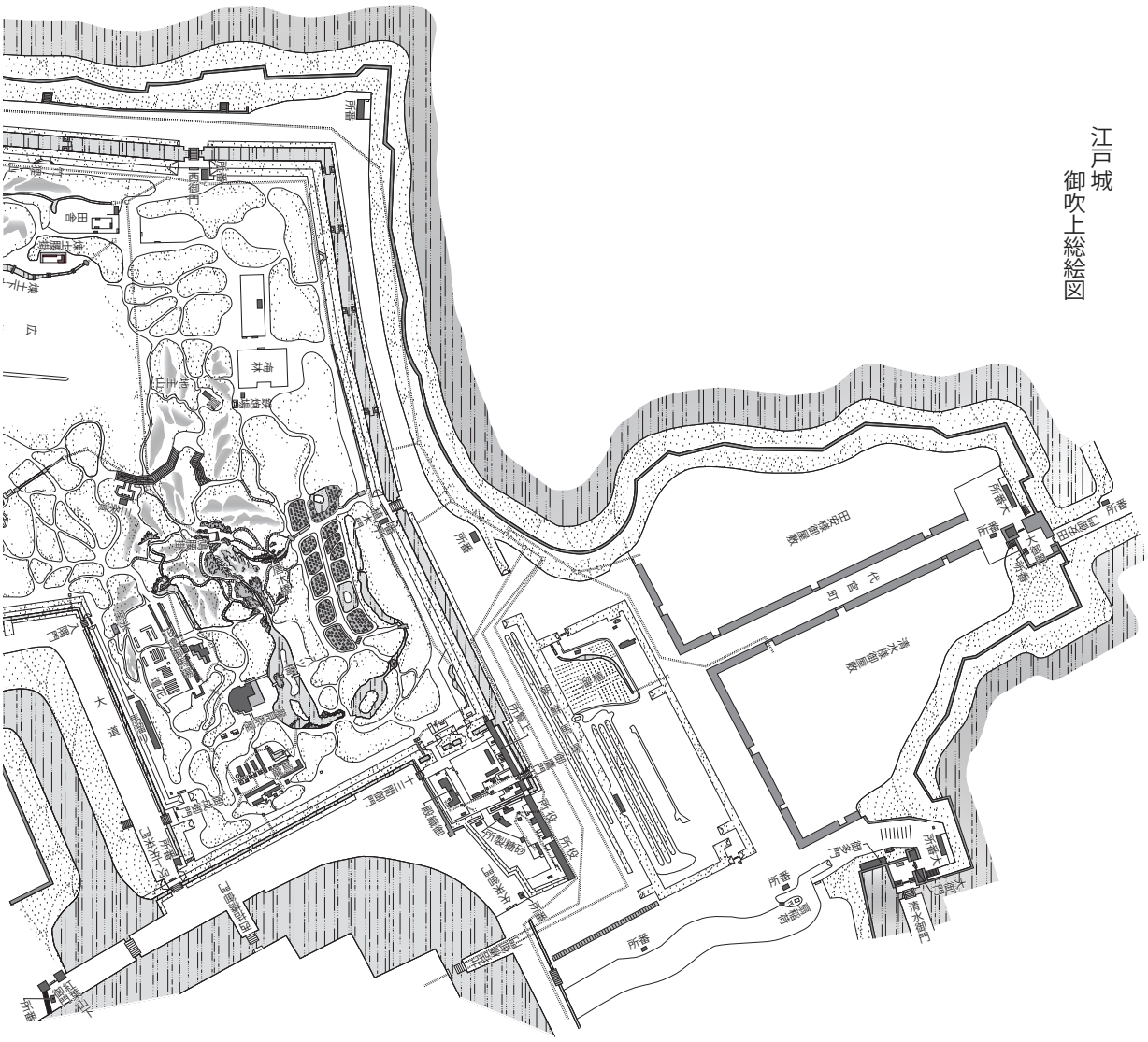

図２　「江戸城御吹上総絵図」（東京都立中央図書館蔵、文化２年〈1805〉写）トレース

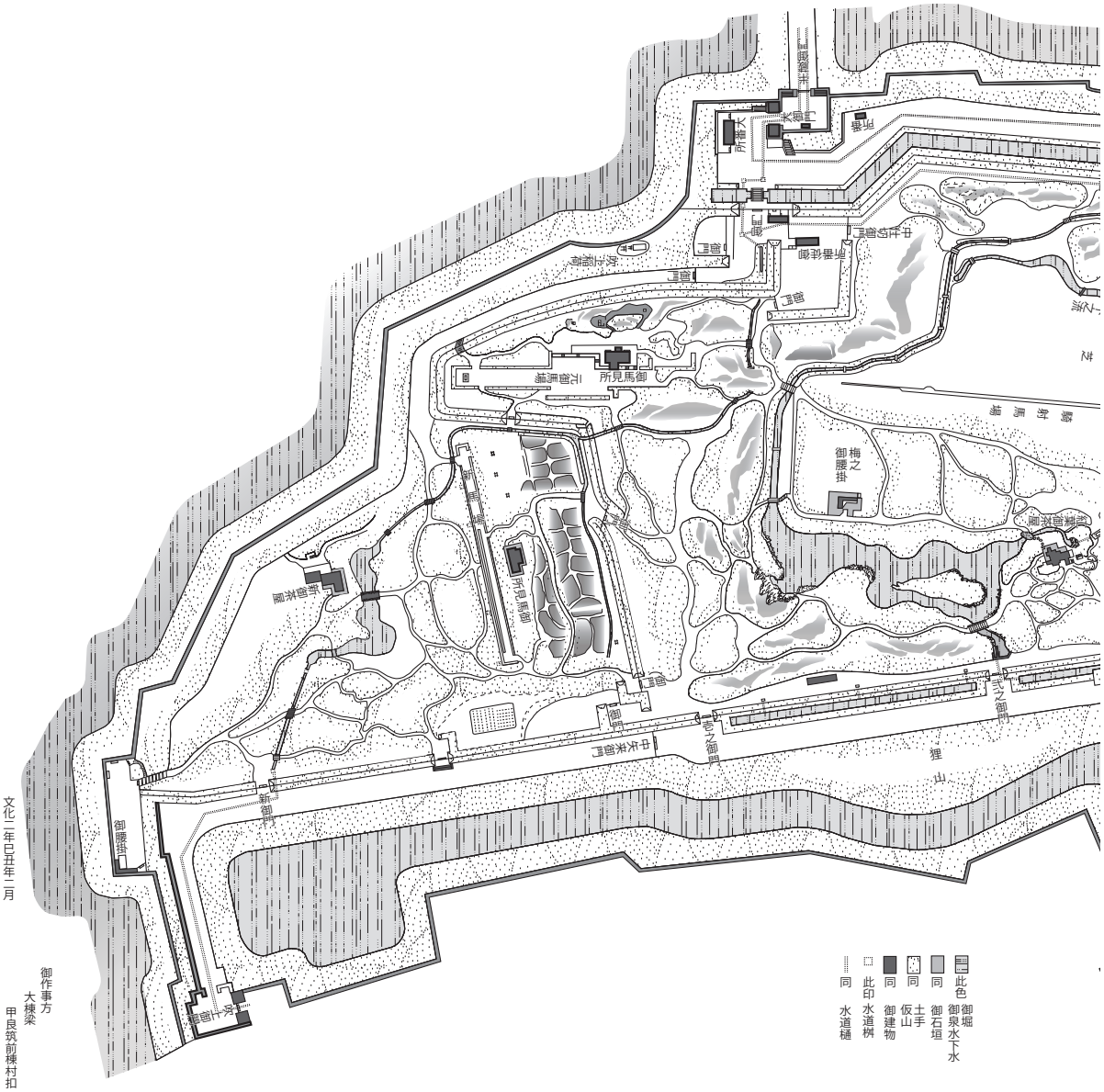
御堀
御泉水下水
御石垣
土手
仮山
御建物
此印 水道桝
水道樋
御作事方
大棟梁
甲良筑前棟村扣（印）
文化二年巳丑年二月

研究ノート　二条在番大番頭の八朔進献

杉谷　理沙

【要旨】

本稿では、近世の八朔進献（八月一日における幕府から禁裏への馬と太刀の献上）について論じる。武家から禁裏への八朔進献は織豊期に途絶えていたが、江戸幕府が開かれた慶長八年（一六〇三）に徳川家康が再興した。家光以降、将軍は長く京都を訪れなくなるが、初期と末期を除き、二条在番の大番頭が八朔進献使（「関東御使」）をつとめた。はるばる江戸から名馬を運び催された八朔進献は、幕府の示威であるとともに、公武の和合を意味する行事であり、江戸から毎年やってくる二条在番大番頭は、その象徴としての役割を担っていたと考えられる。

はじめに

本稿は、例年八月一日に行われた贈答儀礼である「八朔」に関し、特に二条在番の大番頭がつとめた禁裏への参賀および八朔進献（馬・太刀献上）について論じるものである。

八朔とはその名の通り陰暦八月一日のことで、転じて同日に行われた贈答儀礼を指す。元々は農村における、収穫に先立つ予祝行事であったが、鎌倉末期には武家でも贈遺として行われるようになり、室町時代に入って幕府内はじめ諸階層間でますます盛んになった。はじめは下位者からの進献のみであったものが、次第に相互の贈答儀礼となり、またこれが朝廷にも広まって、ついには公家の恒例行事として確立されるに至る。[1] また室町幕府では「憑総（たのむ）奉行」が置かれ、贈答を通じた経済の一部としても重んじられた。

近世においては、八月朔日は徳川家康が江戸へ入城した日という俗説があり、八朔は幕府内での参賀儀礼として重視された。例年、御三家・譜代・外様諸大名ら三千石以上の輩が江戸城に参集し、太刀目録・馬代を将軍に献じる儀礼が盛大に行われた。またその後には三千石以下の諸番頭や諸役人、職人らによる御礼も行われた。[2]『徳川年中行事』の「八朔参賀図」[3]には、江戸城に参じた人々が献上の目録を手に列をなす様子が描かれている。二木謙一氏によれば、この参賀が幕府の儀礼として確立されたのは寛永期以降のことで、幕藩体制の確立や文治的支配への転換に伴い、下半期の節目となる儀礼として八朔儀礼が盛儀となっていったという。[4]

さて、本稿で主題とするのは右に述べた江戸での盛大な祝儀ではなく、京都における公武間の八朔である。江戸幕府と禁裏との八朔贈答は、徳川家康が征夷大将軍に任じられた慶長八年（一六〇三）以来、幕府の終焉まで続けられた。将軍は三代家光以降長らく上洛が途絶えるが、将軍の名代として八朔進献を担うようになるのが、二条城に在番した大番頭であった。

一　近世初期の八朔進献

（1）近世における八朔進献のはじまり

徳川家による禁裏への初めての八朔進献は、家康が征夷大将軍となり、江戸幕府が開かれた慶長八年（一六〇三）に行われた。同年の『御湯殿上日記』には次のようにある。

> 八月一日、（中略）御たのむ（※田実＝八朔）とも、あなたこなたよりまいる、けふは御とく日にて御かへしなし、ふけ（武家）より御むま、たちおりかみまいる、たいはんところの御にわへ、おほきまち三てう少将御むまにつきていてらるゝ[5]（後略）

右の記述では、この日の武家＝家康による八朔進献は別段特別なものとしては記されていない。しかし、後世編纂された「朝野旧聞裒藁」には次のようにある。

中古戦争の頃、駒牽の事絶たれとも、尚室町の季世までは、馬を献するの事見えたり、織田豊臣の治世に及ひて、其事所見なし、ことし将軍宣下の後、御馬を進献ありしハ、廃せしを興させられしなるへし、太刀折紙は憑の御進物なるへし、[6]

「駒牽」とは、古来より八月に行われていた宮中での馬御覧の儀式を言う。『建武年中行事』に「ちかごろはたへたり」とあり、後醍醐天皇の頃にはすでに途絶えていた。馬の進献については織田豊臣の治世には八朔進献の所見なし、とあるように、武家による禁裏への八朔進献は元亀元年（一五七〇）の足利義昭以来途絶えていた。すなわち家康は、室町末以来廃れていた八朔進献を、幕府草創の年から再興したのである。

このことについて、二木謙一氏が「これは家康の将軍としての自覚、意識と無関係ではあるまい」[7]と示唆しているように、慶長八年という年は象徴的であり、当時の家康の禁裏への思惑と八朔進献の再興とが無関係とは考えられない。しかし、家康は将軍宣下以前から折に触れ禁裏への進上を行っており、また天皇との八朔の贈答そのものは、将軍でなければ行うことが出来なかったわけでもない[8]。そのため、この年における八朔進献の再興自体に過度な意味を持たせることには慎重にならなければならない。

ただ、時代が下って享保九年（一七二四）の「関東八朔御馬献上儀式次第」[9]には次のようにある。

将軍なと馬寮御監兼させられし故にて、関東より遥に引上せらるゝハ、古へ武蔵国小野秩父平野等の牧より貢献ありし遺風なりと聞、

征夷大将軍が「馬寮御監」を兼ねることは、古くは鎌倉幕府将軍源実朝の例があり、また室町幕府将軍足利義満以降は歴代の伝統となった[10]。当然家康も例に漏れずこれを兼職している[11]。家康の左馬寮御監補任は将軍宣下より早い天正一五年（一五八七）一二月だが[12]、将軍職と馬寮御監の兼職がなった時点で、関東から馬を運びこれを天皇へ献上することを意識したとすれば、慶長八年の再興が意図的なものであった可能性は充分にあると言えるだろう。

（2）八朔進献の使者

大番頭による八朔進献が史料上初めて見えるのは、慶長一五年（一六一〇）である。『徳川実紀』には次のようにある。

八月朔日、大番頭松平丹後守重忠、大内に御使し、本日の賀に御馬を進せらる、勧修寺記

八朔に在番の大番頭、禁中に御使をつとめ御馬を献ぜらるゝ事、ものにみえたるはこゝを始とす、しかれども実は此以前よりありしなるべし、[13]

文中「勧修寺記」とあるのは、次の武家伝奏勧修寺光豊の日記中の一文を指す。

（前略）江戸大樹（徳川秀忠）ヨリ八朔ノ御馬如例年進上、御使松平丹後守（重忠）、板伊州（板倉勝重）案内者トシテ予所迄被来、則広橋両人（勧修寺光豊）（兼勝）如例年披露、則御返出ル、小高壇（檀）紙ニ橘ノ折枝、御提子ヒサケ御嘉礼也、則御使丹州へ渡、〇、次振舞有之、両人ヨリ予ニ馬・太刀持参也、両人被帰、[14]（後略）

御使をつとめた松平重忠は、このとき伏見在番（城番）の大番頭であった。伏見城は徳川氏による対豊臣氏の軍事拠点であったが、豊臣氏滅亡後は大坂城がこれに代わった。伏見在番は慶長一二年（一六〇七）に設置されたが、寛永元年（一六二四）に伏見城が軍事的意義を失い廃され、寛永二年には伏見城在番であった大番頭渡邊茂が二条城代、また「伏見定番衆」であった春日・柘植が二条定番として二条城へ異動した。二条在番の制度が確立したのは寛永一二年（一六三五）で、これは渡邊が大番頭であったこと、それに伴い大番衆を引き連れていたことから始まっており、ここから幕末まで大番頭・大番衆の構成による二条在番の制度が続いていく[15]。つまり、曲折は経るものの、伏見在番は二条在番の前身と言うことができる。

しかし、伏見城から移った渡邊茂が八朔進献使をつとめた形跡はない。確認しうる限り、寛永五年（一六二八）に阿部信盛[16]が、翌年に松平勝政[17]が、同九年（一六三二）に水野元綱[18]がつとめている。いずれも大番頭であるが、阿部信盛は寛永一二年（一六三五）に二条城番、松平勝政は元和五年（一六一九）に大坂在番、水野元綱は寛永一二年に大坂在番と同一五年（一六三八）に二条城番をつとめているものの、それぞれが進献使となった段階で上方に在番する

役割を担っていたわけではない。つまり、慶長一五年（一六一〇）の『実紀』には「八朔に在番の大番頭、禁中に御使をつとめ、御馬を献ぜらるゝ事、ものにみえたるはこゝを始とす」とあるが、この頃にはまだ八朔進献が在番の大番頭の役割として固定したわけではなく、また元和五年（一六一九）には高家の吉良義弥が進献使をつとめた例もあり[19]、いまだ進献使の役割は大番頭がつとめるものとしても定まってはいなかった。

では、進献使が在番の大番頭の役割になったのはいつか。時期としては二条在番が始まった寛永一二年（一六三五）と考えるのが妥当だが、寛永一六年（一六三九）の進献使は二条在番ではない松平忠晴（翌年に二条在番となる）がつとめており[20]、二条在番の開始と同時に在番中の大番頭が進献使をつとめることとなったわけではないようである。

残念ながら、この頃の史料には八朔進献使についての記載があまり見えず。明確な年代を特定できない。ただ、八朔進献自体は継続して行われたようで、大番頭が進献使をつとめる慣例が出来上がりつつあったこと、順次大番組による大坂在番や江戸勤番の制度が整えられ、京都に滞在する大番が二条在番のみとなったことを勘案すると、二条在番の大番頭にその役割が任されるようになったと考えるべきであろう。いつしか、八朔の進献を担う際の大番頭は「関東御使」と呼ばれるようになる。関東に居る将軍の名代として、年毎に江戸からやってくる二条在番の大番頭は、「関東御使」としてうってつけだったと考えられる。

（3）所司代の関わり方

八朔進献に関わる所司代の位置づけについて、二木氏は慶長一四年（一六〇九）までは所司代板倉勝重が御使をつとめ、慶長一五年以降はこれが大番頭の役目となり、所司代は案内の役割を担うようになったと述べる[21]。しかし、「二条在番手留[22]」（以下「手留」）など近世後期の史料では、所司代は進献終了の報告を受けるものの、案内役としての姿は見られなくなっている。そこで本節では、八朔進献における所司代の位置づけを見ておきたい。

まず、さきに見た慶長一五年（一六一〇）の『光豊公記』には、御使は番頭松平重忠、案内者が所司代板倉勝重とある。また元和四年（一六一八）の「孝亮宿禰日次記」には「自大樹八朔御馬進上、御使板倉伊賀守相副之云々[23]」とあり、御使（大番頭か[24]）と所司代板倉が同道して進献に赴いたことが知られる。次いで元和七年（一六二一）の『時慶記』でも大番頭松平勝孝と所司代板倉が同道[25]したとある。そして、寛永六年（一六二九）の「大内日記」には次のようにある。

禁中へ将軍様（徳川家光）ヨリ御太刀・御馬被進之、御使松平豊前（勝政）也、前日ニ伝奏衆へ案内有、朝三条殿ニ而振舞有、中院殿水無瀬中納言殿相伴、豊前越後相伴也、則禁中御門迄御馬ヲ防州（板倉重宗）モノ案内ニテ引セ参候、松平豊前ハ不参候、御太刀代千疋、御太刀ハ禁中ニ在、則御返シ被遣由、銚子ヒサケ橘板周防殿へ参、其ヨリ御使へ渡ル由、例年ハ周防殿伝奏迄同道有、今度ハ在江戸ニ付テ、越後豊前同道[26]、

御使は大番頭松平勝政で、所司代板倉重宗はこのとき江戸にいたため同道しなかった。ただし、板倉の配下の者が禁裏御門まで馬を牽く案内をしている。ここで、例年は板倉が伝奏のところまで同道するが、この年は江戸に在府していたため「越後」「豊前」が同道したとある。「越後」は女院（東福門院）附の大橋親重、またここでの「豊前」は、同じく女院附で、のち初代禁裏附となる天野長信と考えられる。また寛永一六年（一六三九）の同史料でも「御馬一疋裸脊板倉周防守モノ牽候テ参、左馬寮ニ車寄ニテ渡ス」とあって、板倉配下の者が御所まで馬を牽く役割を担っていたことが知られる。なお、このときも板倉は江戸に在府しており、同じく「豊前守」（天野長信か）が同道している[27]。

このように、この時期は八朔に際して所司代不在の年も多かったが、万治二年（一六五九）の大外記押小路（中原）師定の日記には「（八月一日）今日従関東如例年被進御馬二疋、於禁中二条城番侍牽参之、軍代牧野佐渡守（親成※所司代）同道参内、両伝　奏参内致披露之、左右馬寮請取之[28]」とあり、この時点でも所司代が番頭とともに参内するという原則を保っていた。また、ここでは進献馬は二疋とあるように、いまだ後に見られるような八朔進献の形式が確立していなかったようである。

その後も八朔進献は行われるが、しばらく馬・太刀を進上したことが記されるのみとなり、御使となった番頭の名前も判然とせず、実際どの時点で所司代の同道・参内がなくなったのかは不明と言わざるを得ない。ただ、貞享二年（一六八五）に老中から所司代となる土屋政直に下された勤方覚[29]には「八朔御太刀御馬御献上之節、二条御番頭之内一人伝　奏江罷越候時、案内者禁中江御

附候両人之内参候様可然候事」という一条があり、番頭の案内は所司代ではなく、所司代の指示を受けた禁裏附が行うようになっていることがわかる。またその後の勤方覚には、八朔進献については先例通りとするように、と簡潔に示されるようになる[30]。つまり、貞享二年段階には、所司代が案内役をつとめることはなくなり、代わって所司代の指揮下にある禁裏附がこの役割を担うようになっていることがわかる。その萌芽が、寛永時点での所司代不在時の対応に見られることは言うまでもない。そして、次章（5）で見る文政六年（一八二三）の例でも、禁裏附両名が番頭を案内して御所へ出発しており、この体制がその後も継続されている。このように、上方役人に関連する制度が順次整っていく中で、八朔進献の体制も固められていったのである。

なお、案内役を行わなくなって以降も、後に述べるように所司代は八朔進献に深く関わっている。例えば、京都へやってきた二疋の馬は一旦所司代千本屋敷の専用の厩に入れられ、進献馬の選定も上屋敷で所司代により行われた。また大番頭は参内を終えた後、所司代に無事進献を終えた旨を報告し、進献後禁裏から幕府への御礼の品は所司代へ届けられている。

二　二条在番の八朔進献

（1）進献をつとめる大番頭

「手留」に「御使之儀者、先登り跡登之無差別、未御使不相勤候者相勤候、両人共未相務不申候節ハ、御役順ニ相勤候事[31]」とあるように、八朔進献の役は、二条在番の両番頭のうち、これをつとめたことのない者が任命された。双方初めての在番の場合は、「御役順」に従いつとめることとなっていた。

進献をつとめる番頭が在番への出立前に老中へその旨を伝えた後、異論が出なければ「禁裏御使順之張紙」が江戸城「御本丸部屋」・「二丸泊所」に貼り置かれた[32]。上京後の七月には、番頭から所司代へ「例格之書付」を提出している[33]。また七月には、所司代から禁裏へ当年の八朔進献使をつとめる番頭の名前が伝えられた[34]。番頭が紫宸殿と鳳輦の見学を希望する場合は、この旨も伝えられた。

このように八朔進献の御使をつとめることは、番頭にとって「当時の面目、家々の規模[35]」であったと言い、当代における家を挙げての名誉とされた。

（2）進献馬が京都に来るまで

慶長一四年（一六〇九）頃成立の故実礼法書「小笠原入道宗賢記[36]」には、「禁中へ公方様より八朔に御太刀一腰、白、御馬一疋、鴾毛（ソキ）参候、何毛之御馬なりともつき毛と被調候由候」とあり、進献に呈される馬の毛色は定まっておらず、ただしいずれも目録には鴾毛（月毛）と書くこととされていた。その理由は、「光台一覧」に「龍馬には月毛ならでは不被為御用の故実とかや[37]」とある。実際、天文八年（一五三九）の『親俊日記』に、将軍足利義晴が禁裏へ八朔の馬を進献するのに際し「何毛にてもあれ、毛付ハ鴾毛被遊候由、伝奏被仰云々[38]」とあるように、これは前時代からの伝統であった。しかし、内藤忠明の「内安録[39]」には次のエピソードが記されている。

八朔御進献馬の目録、何毛にても月毛と書来りしを、御右筆頭久保吉右衛門、如前例月毛と認、堀田老中筑前守（正俊）へ入見分たる時、筑州、是は今度の御進献馬と毛附が相違せりと申されければ、あなた様何を御存知でと返答しければ、即座に久保吉右衛門は改易被仰付、向後は月毛と不認、全の毛附を認可申と仰渡されしは、故実を失ひ口をしゝ、近頃御進献は野馬になれど、毛附の復古はなし、

右に見える堀田は延宝七年～天和元年（一六七九-八一）の老中で、この間に目録に月毛と書く伝統は失われたという[40]。

では、この八朔に献じられる馬はどこから来たか。天保一四年（一八四三）に完成した『駿国雑志[41]』には次のようにある。

今の世、毎年秋、江都より御馬を奉らる、号て御進献御馬と称す、其数二疋、一を御扣馬と云ふ、其御馬は葵御紋附、紺布馬衣、洗轡をかく、西丸下、神田橋、久保町の三所の御厩より出年番とす、七月七日、御本丸石の間に於て、参政衆若年寄見分、其後上覧日限定らす、御馬乗一人、御馬飼一人附添ひ、同九日月の大小に依て違あり、発足、

すなわち、進献の馬は江戸城西丸下・神田橋・久保町にある厩から年毎の順番に選ばれた。これらはいずれも江戸城の程近くにある厩で、厩方役人や御馬

医・御馬乗・御馬方爪髪役らによって調教・飼養されていた。またここで飼育される馬は献上された馬や幕府の購入馬[43]、あるいは幕府の牧の生産馬[44]などで、将軍や旗本・御家人が騎乗したり、大名による将軍への馬術披露にも用いられたという[45]。この中から選ばれた馬二疋が、若年寄による見分と将軍による上覧を経て、京都へやってくることになる。

選ばれた二疋は、関東から京都へ東海道を通って運ばれた。右の史料に「葵御紋附、紺布馬衣」とあるが、歌川広重の「御馬献上行列図」（口絵3）には、富士山を背に馬を牽く行列の様子が描かれ、馬には葵紋を想起させる丸紋を付した馬衣が掛けられている。なお、この図は広重が某氏の依頼を受けて描いたものとされるが、一説には、広重はかつて八朔進献馬の行列に加わっており、これが東海道五拾三次を描くきかっけとなったという。その真偽は不明だが、広重は東海道五拾三次の三八、藤川《棒鼻ノ図》にも東海道を進む八朔進献馬の行列を描いており、八朔進献馬行列の景色に関心を持っていたことがうかがわれる。

道中の宿場には厩が設けられ、また飼葉も各宿場が用意する必要があった。宿役の者らは寝ずの番で馬を見守り、これを丁重に扱った。例えば大津宿の場合、次のような規定がなされている。

> 御進献御馬御登之節、御着三日前日より御宿拵仕候、尤御馬飼料等一切調置、御用相達御着以後、役人共並年番年寄順番代りに御立迄附添罷在、且又御立之節、年番年寄壱人待番壱人御道筋為御用京都迄御見送り仕来候御事[46]、

また、道中の宿場には馬医の用意[47]や、厩の修復[48]も命じられ、進献馬が通る際は往来筋の猟師による鉄炮使用が禁じられた[49]。こうして、進献のため江戸で選ばれた馬二疋は、丁重に扱われながら京都へとやってきたのである。

（3）所司代による進献馬の選定と払い下げ

京都へ到着した二疋は、一旦所司代千本屋敷の「御進献厩」に置かれ（図1）、馬は洗われたあと[50]人馬ともに別火にて不浄を禁じ清められた[51]。所司代の交代後、屋敷の引渡しが未済の場合は京都町奉行所へ置かれることもあった[52]。また馬附の衆にも京中に宿が用意された[53]。

進献馬の選定は二条城の北隣にあった所司代上屋敷にて行われた。「八朔御進献之御馬見分之図」（図2）にその時の様子が描かれている。選定には所司代・両大番頭・町奉行・禁裏附・仙洞附が立ち会い、庭に牽き出された二疋から所司代が一疋を選定した。文化二年（一八〇九）～文政九年（一八二六）の馬の選定では、いずれも「一之御馬」が選ばれている[54]。一方の馬は「御代り馬」[55]「御控馬」[56]「替之御馬」[57]と呼ばれた。選ばれなかった馬はお払いとなり[58]、例年八月一日～三日の間に、左記のような入札にかける旨の触書が出された。

> 八朔御進献御牽替之御馬御払ニ成候間、望之もの来ル五日六日両日之内、小堀縫殿方へ罷越、御馬見受、翌七日朝五時伊勢於御役所札披候間、此旨可相触者也、
> 辰（寛政八年）八月二日[59]
>
> 八朔御進献御牽替之御馬御払ニ成候間、馬持共望之もの買請候様入札可致候、尤来ル七日朝五時西御役所ニ而札候間、来ル五日六日之内、小堀縫殿方へ罷越、御馬見受候様馬借馬持共へ可申通事、
> 辰八月二日[60]

毎年、お払いの馬は京都代官小堀宅に置かれ、開札は京都町奉行所にて行われた。入札触が見られない年もあり、役人中で引き取り希望者がいない場合、市井へ払い下げとなったと思われる。また『町触』中、入札触は享保一九年[61]（一七三四）が初見だが、ここに「例年之通御払」とあることから、払い下げ自体はこれ以前から行われていたと考えられる。

一方、選ばれた馬は御紋附の馬具を着け御所へと牽かれた（次節参照）。その行列は、馬の口取り（手綱引き）・左右に采配を持った蝿追い二人・下々へ制止声をかける御所使と与力という構成であった。その様子は「殊之外御威光[62]」とあり、これに行き合う人々へ、幕府の威光を見せつけるものであった。

（4）二条城から禁裏御所へ、禁裏御所から所司代へ

いよいよ参内当日である。その道筋は図3に示した。番頭は北御門から輿に乗って二条城を出発し、竹屋町通の柵木戸を出て西堀川通を北へ、橋を渡って中立売通を東へ、烏丸通を北へ進み、施薬院門前にて下乗し、ここ施薬院で装束を召し替える。後述するように、参内時番頭は衣冠を着したため、ここで武家の装いから公家の装いへと姿を変えた。ここからまた輿に乗り、中立売御門

から入る。そして公家御門（宜秋門）へ向かい、ここで輿から降り徒歩で宮中へ向かう。また、帰路は同じルートを通るのではなく、施薬院を出立して中立売通から室町通を南へ進み、竹屋町通を北上して所司代屋敷へ入っている。なお、二条城の北御門は所司代の管轄で、番頭がここを通るのは所司代屋敷への往来時などであり、通常番頭含む在番の通用門は西御門であった。しかし八朔進献においては、番頭は北御門から出立し、所司代を経ることなくそのまま御所へ向かっている。これは、前述したように、かつて番頭と所司代が同行して進献をつとめていたことの名残だろうか。

八朔当日、番頭の進献に附き従う御供方には宿所が用意された。左記は天保九年（一八三八）の例である。

一、御馬御進献ニ付、六半時北御門御城出、永井信濃守（直養※番頭）様御使、施薬院ニ而御休足、御召替、御供方致下宿候、

御駕脇押　藤屋藤兵衛
御徒士惣供（永井家老）佐川田山三郎殿供廻り　舛屋治兵衛
御陸尺手廻り押　笹菱屋長左衛門
御馬弐疋　町家
浄慶寺[63]

御供方は町人のもとに寄宿した[64]。これ以前に、番頭の宿老らは町家を下見して差し障りがある場合は調整を行い[65]、また後日宿所となった町家には番頭から目録が下された[66]。

（5）参内

ここで、参内中の流れを、「雲井の秋」という絵巻を参考に、文政六年（一八二三）二条在番の大番頭牧野成著を例にみていきたい[67]。あわせて**図4**および①〜⑤も参照いただきたい。

当日、牧野は湯浴、整髪のうえ、従者も身を清めて二条城から施薬院へ向かう。ここでしばし休憩し、衣冠に着替え待機していたところへ、禁裏附の森川氏昌・松平定朝が案内として来て、御所へ出発する。宜秋門の前で輿から降り（①）、車寄せの前、清涼殿を左手にして進み、平唐門から入る。諸大夫の間へ上がり、両禁裏附は傍らに侍り、向かいには非蔵人二人が座っている（②）。やがて武家伝奏の広橋胤定・甘露寺国長がやってきて、馬の進献が行われる。

なお、御馬進献時の具体的な様子は、「恐れあればこゝにしるさず」として詳述されていない。補足として「八朔御使御勤一件[68]」（以下「御勤一件」）からこの間のことを確認すると、進献馬は車寄前に牽き出され（③）、両伝奏がこれを見分した後、馬は清涼殿御庭に牽かれ叡覧に供される。叡覧が終わった後、馬は元の道を戻り公家門外へ牽き出された。叡覧の間、番頭は諸大夫の間で待機した。**図5**に「尤御馬御庭江廻り候を見懸ヶ居直り申候」とあることから、紫宸殿前庭へ馬が牽かれていくのを目視していたことがわかる。

叡覧が終わると、牧野は両禁裏附の案内にて神嘉殿の脇から月華門の前を過ぎ、右腋門から入って紫宸殿や庭を見学した（④）。紫宸殿へ上った牧野は、その様子を「みとのゝさまのつねならず、ゆほびかにつくりなして、御障子にはいにしへのひじり、又かしこき人々のかたちをあまたゑがきたるは住吉内記広行の筆にして威風凛々」で、さながら天に上ったような心地であったと記す。

そして日華門の廻廊から左腋門を出で、鳳輦を拝し（⑤）、内侍所を左手に廻廊の外承明門の前を過ぎて、元の道を帰る。両禁裏附が宜秋門のあたりまで見送り、ここで別れた。その後施薬院へ戻り昼餉を食べ、所司代屋敷へ向かい、恙なく進献を終えたことを報告し帰城した。この参内は七つ時から八つ時頃（一四時〜一六時）に終え、出立時と同じく北御門より帰城している[69]。

禁裏からの返礼は、室町時代からの伝統に則り、薫物を添えた橘の打枝（**図6**）・大高檀紙・銚子・提子で、これらは例年進献の当日か翌日に所司代へと届けられた[70]。その後所司代から江戸へ送られたと考えられる。

（6）正徳四年の改定と新井白石

参内に際し、大番頭は衣冠を着した。番頭に任じられたのは一万〜二万石程度の大名あるいは五千石以上の大身旗本で、すなわち位階は従五位下であった。五位の服色は緋色で、牧野も緋の衣冠を身に着けている（**口絵4**）。近世の有職故実書「禁中年中行事[71]」に「正徳三年まで長上下にて勤られしか、正徳四年より衣冠」とあるように、かつて進献使は武士の礼服である長裃・長袴を着していたが、正徳四年（一七一四）に宮中の勤務服である衣冠へと改められた。なお、これは将軍が家宣から家継に替わって初めての八朔（将軍就任は三年一二月）

のことであった。ちなみに、武家の八朔における江戸城への登城では白帷子長袴を着すこととされていたが[72]、これは正徳四年以降も変わっていない。

八朔進献時の装束が長袴から衣冠となった理由を、『江戸会誌』では将軍が馬寮御監を兼ねたことによるらしい、としている[73]。しかし、先述したように征夷大将軍が馬寮御監を兼ねるのは中世以来続く慣例であり、これが本質的な理由とは考えにくい。そこで注目されるのが次の史料である。

禁裏八朔御祝儀之事

覚

禁裏江為八朔之御祝義例年被進候御太刀代拾弐貫文之事、当午年ゟ御太刀御進献有之候得共、右鳥目は如前々納候筈間、可被得御意候、以上、

正徳四年七月　　紀伊印（松平信庸※所司代）

小堀仁右衛門（※京都代官）殿[74]

衣装が改められたのと同じ正徳四年に、これまで代金で納めていた太刀を現物とすること、金銭（一二貫文）もこれまで通り進上することとされている[75]。なお、それまでは禁裏で太刀の現物を借り、儀式中にこれを進上するという体をとっていた。

正徳四年と言えば、徳川家宣による所謂正徳の治の只中である。周知の如く、その背後には儒学者新井白石の献策があった。白石は武家の礼楽の策定を企図し[76]、特に装束の礼について重視していた[77]。つまり、八朔進献における装束や、同年の太刀代の改訂もまた、白石の主導によるものの可能性が高い。

管見の限り、白石は八朔進献については特に言及していないようだが、八朔の儀礼そのものについては次のように述べている。

祖宗以来年始八朔大かたつりあひ候大儀に候、八朔の儀、頼の節供の故とは不承候、関東御入国の日なるによりて、当家吉例の第一になり来るか[78]、つまり、白石は八朔を年始と並ぶ家康以来の重要な儀礼であるとし、その重要さの理由を、この日が家康の関東入国日であることに求めている[79]。また幕府の八朔儀礼は、頼の節供（八朔の起源である豊作祈願の節供）とは別物と考えていたらしく、つまり白石は家康の関東入国日ゆえ盛儀に行われる幕府の八朔と、番頭が進献をつとめる禁裏の八朔（頼の節供を起源とする）とは全く別個のものとして捉えていたと思われる。幕府の八朔と禁裏への八朔進献における装束の別が正徳四年に規定されているのも、このような白石の意識が反映されていると考えられよう。

その後将軍となった徳川吉宗の代にいたり、白石が献策した政策の一部は否定され、一部は継続されることとなるが、八朔進献における衣冠の着用に関してはそのまま幕末まで変わることがなかった。では太刀に関してはどうか。幕末に至っても馬は現物である一方、太刀は幕末の覚に「御太刀鳥目例之通差上候」[80]とあり、明確な時期は不明だが銭での献納に戻ったらしい。

そもそも、借り物での太刀の進上は、次の史料にあるように、後水尾院のころにはすでに行われていた。

八月朔日、けふハ御たのむとて、各おもひ〳〵の進物をさゝく、（中略）将軍家よりハ馬・太刀献上也、太刀ハ此御所のを申出して進上の分なり、台はん所の妻戸より勾当内侍取入、武家の伝奏ひろう也、元ハ太刀も進上とみえたり、旧院ゆとのゝ日記なとに銘なと記しあり、いつ頃より申出さるゝ事にてや、馬ハ左右馬りやうの官人引て出、朝かれひにて御覧有（後略）[81]

室町時代には刀は原則現物での進上であったが、後水尾院もいつから借り物になったのかはわからないとしている。現物の刀を進献しなくなった理由について、二木謙一氏は禁中並公家中諸法度で示されるような、公家社会を軍政面から隔絶しようとする幕府の意識が反映されているとする[82]。そうであるならば、正徳に至り刀が現物に戻っているのは、これまでの政権と異なり、白石が対朝廷融和政策を推進したこと[83]が影響しているのではないだろうか。

(7) 進献馬のゆくえ

八朔進献は、要するに将軍から天皇への贈り物ということになるが、実際天皇がこの馬を保有したわけではない。進献に供された馬は、天覧の後すぐに左右馬寮の屋敷へ牽かれ[84]、その後多くは禁裏附に下された[85]。幕末の一条家諸大夫の言う所には、御所には馬を置く所がなく、また食わすこともできないためすぐに持って行ったという[86]。「御勤一件」には「但御進献馬直に　禁裏御附衆え被下相成候由、尤御両人之御附衆隔年也、仙洞様為在候得者、是亦御附も御

座候間、順廻り御頂戴相成候由」とあり、各禁裏附は隔年で頂戴し、仙洞附がいる場合はこれも順廻りに頂戴したという。

なお、委細不明ながら「岡部寛次覚書」[87]なる記録には、拝領する馬は前年に献上された馬で、一年馬寮の馬として勤めたあと下されたとし、また菊の御紋の絹（馬衣か）も下され、馬が生きている間は毎年飼料を小堀（京都代官）から受け取ることができたと記されている。進献前は葵の馬衣、進献後は菊の馬衣を着したというのは何とも象徴的だが、慶応三年（一八六七）三月の「御所御賄向其外凡取調書」[88]には次のようにある。

一、銀凡四拾五貫目程

是者御進献之御馬飼料幷献上之御馬飼料諸入用一ヶ年凡目当之分、此外御馬口附給料御扶持方は、別段之御出方相成、小堀数馬取扱年々御勘定仕上候積に候得共、いまた御牽入無之候に付、御入用高は相極り不申全見込迄ニ御座候、

右には、進献馬の飼料と入用の一ヵ年分相当の銀四五貫目ほどと、馬の口取り人夫の扶持を、京都代官小堀数馬の取扱いで毎年支出する予定とある。飼料一年分としてはかなりの高額であり、金額をこのまま信じることは難しいが、いずれにせよ進献馬は献上して終わりではなく、献上後下賜されたとしても、その後の諸費用は幕府から支出され続けたようである。

おわりに　八朔進献の終焉

最後に、八朔進献の終焉について見ておきたい。長く御使をつとめてきた二条在番は文久二年（一八六二）に廃止され、その後文久三年（一八六三）～慶応二年（一八六六）という短期間ながら、二条城には二条定番が置かれた。文久三年には「上使参　内幷八朔御太刀御馬進献之節之義者可任近例事」[89]と定められ、八朔進献は先例通り執り行うこととされた。その担い手としては、まず同年に二条定番の松平勝行あるいは本庄道美が[90]、翌年の元治元年（一八六四）には高家の土岐頼永[91]、また定番が廃止されて以降の慶応三年（一八六七）には同じく高家の京極高福が進献使をつとめている[92]。

このように、在番が廃止されて以降も、担い手を替えながら、公武の八朔儀礼は続行の様子を見せていた。しかし、当然幕府が消滅してからはこれもなくなり、また禁中の八朔行事自体も漸次廃止されることとなった。明治二年（一八六九）には天皇への八朔太刀進献について「今年不及其儀候」[93]との草案が作成され、翌年には「自今被止候」[94]と布達された。さらにまた翌年には華族に八朔太刀進献の停止が申し渡されている[95]。こうして、儀礼としての八朔は公武ともに終焉を迎えた。

旗本で有職故実家の伊勢貞丈は、八朔は「君臣和合」の儀礼であると言う[96]。幕府草創以来、公武関係は様々に変化したが、八朔進献は文字通り幕府の初めから終わりまで続けられた。次第に慣例化したものだとしても、八朔進献は公と武をつなぐ重要な行事であり、ゆえに幕末の混乱の中でも何とか継続したいという意思が見える。

最後に、これはあくまで推測に留まるが、近世初期と末期を除いて二条在番大番頭が進献使の役割を担ったのは、彼らが江戸から毎年やって来る存在であったことに由来するのではないかと思われる。年毎の公武の和合を意味する行事として、八朔進献は何としても継続する必要があり、二条在番大番頭は二条城を守護するとともに、その象徴としての役割を担っていたのではないだろうか。

【注】

（1）二木謙一「室町幕府八朔」（『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年、初出一九七六年）。

（2）二木謙一「江戸幕府八朔参賀儀礼の成立」（『武家儀礼格式の研究』吉川弘文館、二〇〇三年、初出一九八六年）。

（3）神宮司庁古事類苑出版事務所編『古事類苑』歳事部八（神宮司庁、一九〇八年）一二九六・一二九七頁。

（4）二木前掲注（2）。

（5）塙保己一編・太田藤四郎補『続群書類従　補遺三　お湯殿の上の日記（九）』（続群書類従完成会、一九三四年）慶長八年八月一日条。

（6）『大日本史料』第一二編之一、三九九頁。本史料は幕命を受けた大学頭林述斎以下二〇余名の幕臣により、文政二年（一八一九）から二四年をかけて編集

された徳川氏の創業史（吉川弘文館『国史大辞典』〈以下『国史』〉「朝野旧聞哀藁」福井保執筆）。

（7）二木前掲注（2）。

（8）ただし、公家らから天皇への進献はもっぱら「太刀馬代」であり、すなわち馬・刀の代わりに金銭（目録）を進上する形式のものであった。これは馬を調達することが経済的にも馬の生産量としても容易ではなかったためであり（二木前掲注（1）参照）、馬を用意し進献できること自体が将軍家の権威誇示となったと考えられる。当然、関東から行列をなして馬を運ぶという大規模な行事は、将軍でなければ催すことはできなかっただろう。

（9）国文学研究資料館蔵山城国京都三条西家文書「享保九年関東八朔御馬献上儀式次第・武家伝奏前鑑・寺社方御取次の覚」（請求記号：23A/00165）。

（10）『国史』「征夷大将軍」杉橋隆夫執筆。

（11）ただし、慶長八年の進献馬が関東から調達された個体か否かは不明。

（12）「家忠日記追加」、「創業記考異」、「神君御年譜」『続本朝通鑑』（『大日本史料』稿本天正一五年一二月二八日条）等。

（13）黒板勝美編『新訂増補国史大系第三八巻　徳川実紀』第一篇（吉川弘文館、一九二九年）慶長一五年八月一日条。

（14）京都大学文学部日本史研究室編『光豊公記』（思文閣出版、二〇二二年）慶長一五年八月一日条。

（15）渡邊忠司「徳川政権と京都二條城警衛体制の確立」（『佛教大学歴史学部論集』三、二〇一三年）。

（16）時慶記研究会編『時慶記』第七巻（臨川書店、二〇二四年）、国立公文書館内閣文庫蔵「大内日記」（請求記号：263-0075、以下「大内」）寛永五年八月一日条等。

（17）『泰重卿記』第三（武部敏夫・川田貞夫・本田慧子校訂『史料纂集』、続群書類従完成会、二〇〇四年、以下『泰重』）、「大内」寛永六年八月一日条等。

（18）国立公文書館内閣文庫蔵「小槻孝亮宿禰日次記取要」（請求記号：163-0103、以下「孝亮」）寛永九年八月一日条。

（19）『泰重』、「孝亮」元和五年八月一日条。吉良はこの頃頻繁に使者として参内しており、この進献も一連の参内の一環であった可能性がある。

（20）「大内」寛永一六年八月一日条。

（21）二木前掲注（2）。

（22）神宮文庫蔵（請求記号：五門一一〇九号）。神宮文庫の目録では「二条在番登前手留」。『研究紀要元離宮二条城』（以下『紀要』）第三号に翻刻を掲載した。

（23）「孝亮」元和四年八月一日条。

（24）二木氏はこれを大番頭と推測する（二木前掲注（2））。ちなみに、前年の元和三年の使者は不明、同五年の使者は高家の吉良吉弥、同六年の使者は不明、同八・七年の使者は大番頭の松平勝孝である。

（25）「禁中へハ従江戸御馬・御太刀如例被奉、御使松平出雲守（勝孝）、板周防同心（板倉重宗）ニテ於前内府（広橋兼勝）有振舞ト」（『時慶記』元和七年八月一日条）。ここでの「同心」は兵卒の同心の意ではなく、「同道」の意味であろう。

（26）「大内」寛永六年八月一日条。

（27）「大内」寛永一六年八月一日条。

（28）国立公文書館内閣文庫蔵「万治二年御記」（請求記号：古005-0262）万治二年八月一日条。

（29）国文学研究資料館蔵常陸国土浦家文書「老中御書附〔勤方指示〕」（文書番号一三五七）。

（30）田中暁龍「天和・貞享期の京都所司代勤方心得とその変容」（『近世前期朝幕関係の研究』吉川弘文館、二〇一一年、初出二〇〇九年）参照。

（31）「手留」文政二年二月二八日条。

（32）「手留」文政三年正月一日条。

（33）「手留」文政三年七月一八日条。またその時の様子は『紀要』第四号に翻刻を掲載した東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」（以下「諸絵図」）の37「八朔御使御番入一覧候図」に描かれている。

（34）『広橋兼胤公武御用日記』二巻（東京大学史料編纂所編『大日本近世史料』東京大学出版会、一九九二年、以下『兼胤』）宝暦元年七月二一日条等。

（35）国立公文書館内閣文庫蔵「光台一覧」巻之一（請求記号：146-0536）。記主の伊達玄庵は一八世紀の有職故実家。

（36）塙保己一編・太田藤四郎補『続群書類従』第二四輯上武家部（続群書類従完成会、一九二七年）。

（37）前掲注（35）。

（38）竹内理三編『増補続史料大成』第一三巻（臨川書店、一九六七年）天文八年

八月一日条。

（39）岸上操編『近古文藝温知叢書』第三編（博文館、一八九一年）所収。嘉永六年（一八五三）頃成立の見聞録。記主内藤忠明は長崎奉行などを歴任した幕臣（『国史』「内安録」宮地正人執筆）。

（40）実際、安政五年の目録には「栗毛」「黒鹿毛」とある（鈴木里行・宮地正人編『岡部豊常著　京都東町奉行日記【安政五年編】』〈新人物往来社、一九九五年、以下『東町』〉安政五年七月二六日条）。

（41）旗本の阿部正信が諸資料を収集・調査して編集した駿河国の地誌。中川芳雄・安本博・若尾俊平編『駿国雑志』（吉見書店、一九七六年）所収。

（42）諸大名が将軍家に献上したもの。金澤真嗣「江戸城御厩の繋養馬について―将軍はどのような馬に乗っていたのか」（『馬の博物館研究紀要』二三号、二〇二二年）参照。

（43）幕府が買い付けた南部馬や仙台馬（金澤前掲注（42））。

（44）下総国小金牧・佐倉牧、安房国嶺岡牧、蝦夷地牧、駿河国愛鷹牧の馬（金澤前掲注（42））。

（45）金澤前掲注（42）。

（46）「大津宿役人馬会所勤方一件」（大津市役所編『大津市史』下巻〈一九四二年刊、一九七三年復刊〉、四一頁）。

（47）刈谷町教育委員会編『刈谷町庄屋留帳』第一巻（愛知県刈谷市、一九八九年）一四九頁。

（48）年未詳「道筋取扱の覚」（片岡永左衛門著・発行『足柄史料』〈一九二八年〉一一八頁）。

（49）「膳所藩郡方日記」一一（膳所藩史料を読む会編『膳所藩史料』三三巻〈滋賀県立図書館、一九九七年〉）三頁。

（50）日本史籍協会編『所司代日記』下巻（東京大学出版会、一九七二年、以下『所司代』）安政六年七月二五日条。

（51）「雲錦随筆」巻之三（日本随筆大成編輯部編『日本随筆大成』第一期第二巻、吉川弘文館、一九二七年所収）に「毎年七月中旬後に関東より京兆尹の御第へ御馬到着す、則ち千本御第の内に御厩を修理し、これを飼ふ人馬ともに不浄を堅く禁ず」とある。ここでの「京兆尹」は所司代のこと。

（52）『東町』安政五年七月二二日条。

（53）「八朔御進献御馬宿之事」（岩生成一監修・岡田信子ほか校訂『御役所向大概覚書』上巻〈清文堂出版、一九八八年〉四七頁）。

（54）「諸絵図」の9「八朔御進献之御馬見分之図」。

（55）『東町』安政五年七月二二日条。

（56）『東町』安政五年七月二六日条。

（57）京都町触研究会編『京都町触集成』（岩波書店、以下『町触』）七巻（一九八五年刊）一二七一等。

（58）「雲錦随筆」巻之三に「御馬ハ二疋参り進覧に供ふ、献残の一疋ハ御払となるよし」とある。

（59）『町触』七巻一二七〇。

（60）『町触』七巻一二七一。

（61）『町触』二巻（一九八四年刊）六六三。

（62）精好子翻刻・解説「八朔御使御勤一件」（嘉永二年〈一八四九〉在番の番頭加納備中守久徴の八朔進献時の記録。『國學院雑誌』一〇-九、一九〇四年所収）。「与力」は「与刀」とあるが翻刻の誤りか。

（63）東京大学法学部研究室図書室法制史資料室蔵「二条御城在番留」（請求記号：甲：2:3706、以下「在番留」）天保九年八月一日条。本史料は二条在番の「御案内方」をつとめた町人岡田伝三郎常勝の記録。

（64）ここでの「御馬弐疋」は御幸町通夷川上ルの浄慶寺に置かれているが、別の年には町家に置かれることもあった（「在番留」天保六年八月一日条）。選定後の進献馬が町家に置かれるとは考えられないこと、選定後にかかわらずここで二疋とあることからも、これらは進献馬とは別の個体と考えられる。

（65）「在番留」天保九年七月一五・二七日条。

（66）「在番留」天保九年八月三日条。

（67）東北大学附属図書館狩野文庫蔵「雲井の秋」（請求記号：伊10/553）。また『古事類苑』八朔の項に引用されている「高貴八朔考」も、「雲井の秋」の詞書と同内容である。両者の関係は不明。

（68）前掲注（62）。

（69）「在番留」天保七年八月一日条。

（70）『所司代』安政六年八月一日条等。

（71）京都大学附属図書館蔵。京都大学貴重資料デジタルアーカイブにて公開（請

求記号：菊／キ／三二）。「高貴八朔考」にも同文言がある。また「禁中恒例年中行事略」にも「正徳三年迄ハ長袴にて参内ありしか、同四年より衣冠にて、諸大夫間へ参候」（国文学研究資料館蔵の写「恒例行事略」〈請求記号：96-664〉を参照）とある。

（72）国立公文書館内閣文庫蔵「武家必攬殿居嚢」（請求記号：152-0028）。天保八年（一八三七）刊の幕臣の手引書。

（73）『江戸会誌』第一冊第二号（博文館、一八八九年、『江戸会編纂雑誌集成』一〈文化図書、二〇一〇年〉所収）。

（74）太田南畝著・国書刊行会編・発行『竹橋余筆』（一九一七年）、また『御役所向大概覚書』四の「所司代証文之事」にも同覚が掲載されている。

（75）天保四年（一八三三）の「八朔考」（豊富熟之筆、東北大学附属図書館狩野文庫蔵、請求記号：6/17899/1）にも、「正徳四年より御太刀を進上せられ、太刀代ハ旧によりて別に進せらる」とある。

（76）ケイト・W・ナカイ『新井白石の政治戦略――儒学と史論』（東京大学出版会、二〇〇一年）参照。

（77）松野敏之「新井白石の礼楽構想」（国士舘大学国文学会編『国文学論輯』四三、二〇一二年）。

（78）「安積澹泊宛書翰」（国書刊行会編『新井白石全集』第五巻、一九七七年）。

（79）引用した史料には「関東御入国の日なる」とあるが、二木氏によればこれは俗説である。二木氏は、幕府の八朔が盛儀となっていくことと、家光による家康顕彰、そして幕藩体制の確立とが不可分ではないと見通す（二木前掲注（2））。また、白石自身も関東入国日説は俗説としつつ、「土肥元成宛手簡」（前掲注（78）書一四五頁）でも「八月朔日に此御城へ御移の事に候、中世以来八朔を賀し来り候中にも、当家にて元日とひとしく御祝ひ候もこれらの事故と承候、これを世には関東御入国と申」と言い、中世以来行われている八朔が江戸幕府において重要であるのは、この日が家康の関東入国の日であるとされていることによると述べる。

（80）国立公文書館内閣文庫蔵「禁裏御所江為八朔之御祝儀御太刀御馬御進献ニ付覚」（請求記号：多 025855）。

（81）「後水尾院当時年中行事」（近藤瓶城編『改定史籍集覧』二七、近藤出版部、一九〇七年所収）。

（82）二木前掲注（2）。

（83）宮崎道生著・日本歴史学会編、人物叢書新装版『新井白石』（吉川弘文館、一九八九年）参照。

（84）国文学研究資料館蔵山城国三条西家文書「享保九年八朔御馬献上儀式次第」（請求記号：234/00165）。

（85）『兼胤』、『通兄公記』第六（今江広道・平井誠二校訂『史料纂集』一一八、続群書類従完成会）寛保二年八月一日条など。

（86）下橋敬長述・羽倉敬尚注『幕末の宮廷』（東洋文庫三五三、平凡社、一九七九年）。一条家の諸大夫であった下橋敬長の聞き取りを記録したもの。「（前略）八月朔日に幕府から馬を献上しますのは、二条の御城番が、五位ですから赤い装束を着て、馬を牽かして献上に参ります。それが差し支えると、御附が代理をいたします。それも表は献上ですが、御所に馬を置く所はございません、食わすこともできないので、献上して直持っていきます」とある。

（87）「岡部寛次覚書」（『日本人』二〇、一八九九年）。

（88）勝海舟編「吹塵録」（『復刻原本＝海舟全集　第四巻吹塵録』下巻、原書房、一九六八年）。

（89）国立公文書館内閣文庫蔵「上使参内幷八朔御太刀御馬御進献之節之義者可任近例事ほか被仰出候条々覚」（請求記号：多 043247）。

（90）前掲注（89）。年未詳だが、進献使松平・本庄の定番在任期間と、元治元年には高家土岐がつとめていることが確認できることから文久三年と考えられる。

（91）宮内省先帝御事蹟取調掛編『孝明天皇記』第五（平安神宮、一九六九年）元治元年八月一日条、および国立公文書館蔵「禁裏御所江八朔之御祝儀御進献之御使勤参内仕候ニ付一札」（請求記号：多 042177）。

（92）宮内庁書陵部宮内公文書館蔵「非蔵人日記抄」（識別番号：78067）慶応三年八月一日条等。

（93）明治二年七月十日「弁官達　八朔太刀献上今年不及其儀候事」（国立公文書館内閣文庫蔵『太政類典』第一編第四五巻〈請求記号：太 00045100〉）。

（94）明治三年七月二八日「留守官達　八朔献上物自今被止候、此旨相達候事」（国立公文書館内閣文庫蔵『太政類典草稿』第一編〈請求記号：太草 00047100〉）。

（95）明治四年七月「華族へ達　自今華族ノ輩八朔太刀献上被停止候事（以下略）」（『太政類典』第一編第四五巻）。

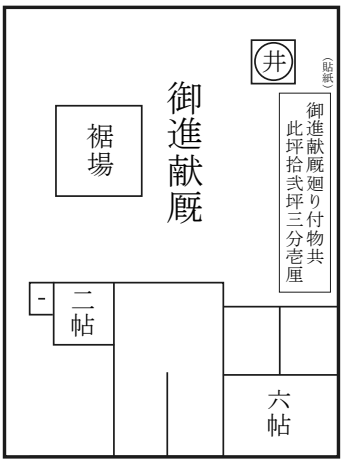

図１　所司代千本屋敷の御進献厩

京都大学附属図書館蔵中井家文書「所司代千本屋敷絵図」（中井家絵図・書類 /36/1）より作成。この厩は所司代千本屋敷の中央部に位置する。仕切りがあり、二疋収容されたことがわかる。

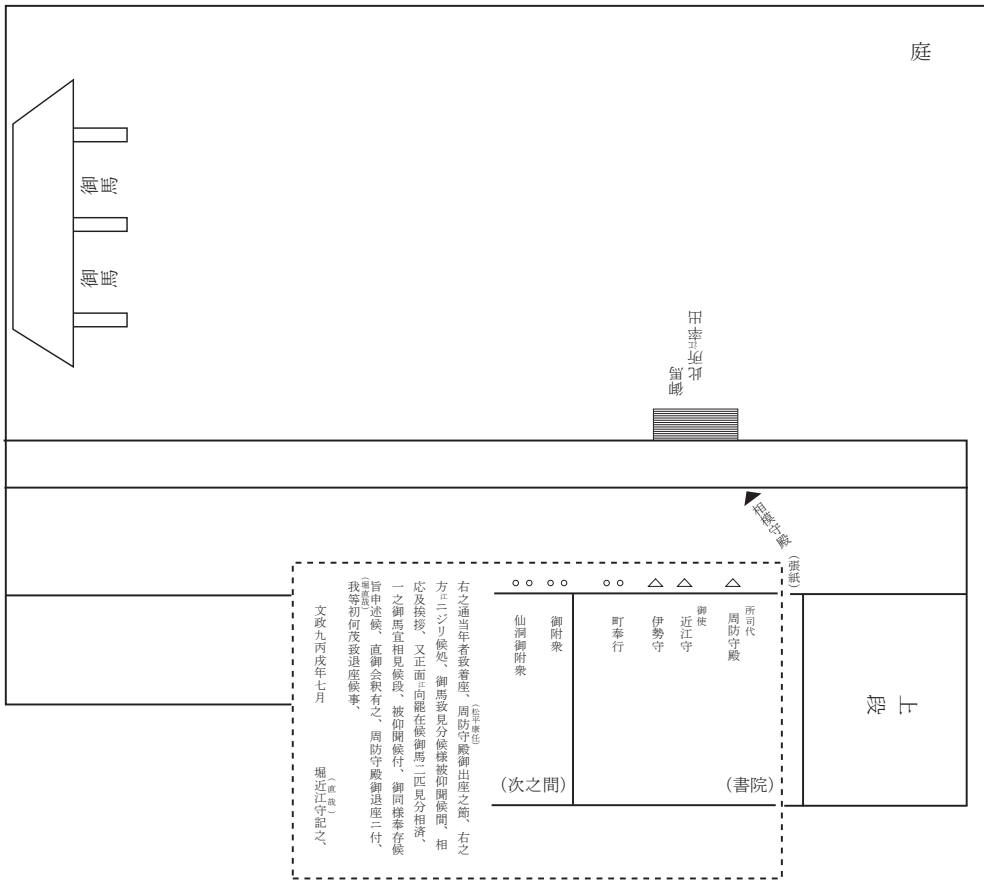

図２　所司代上屋敷における進献馬の選定

東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」（請求記号:A000:6340）を翻刻したもの。『紀要』第４号に翻刻を掲載したうちの 9-①、文政九年（1826）の例。

【付記】本文中使用した史料の閲覧・撮影等につきまして、ご高配を賜りました各所に謝意を申し上げます。

（96）島田勇雄校注『貞丈雑記』（東洋文庫、平凡社、一九八五年）。

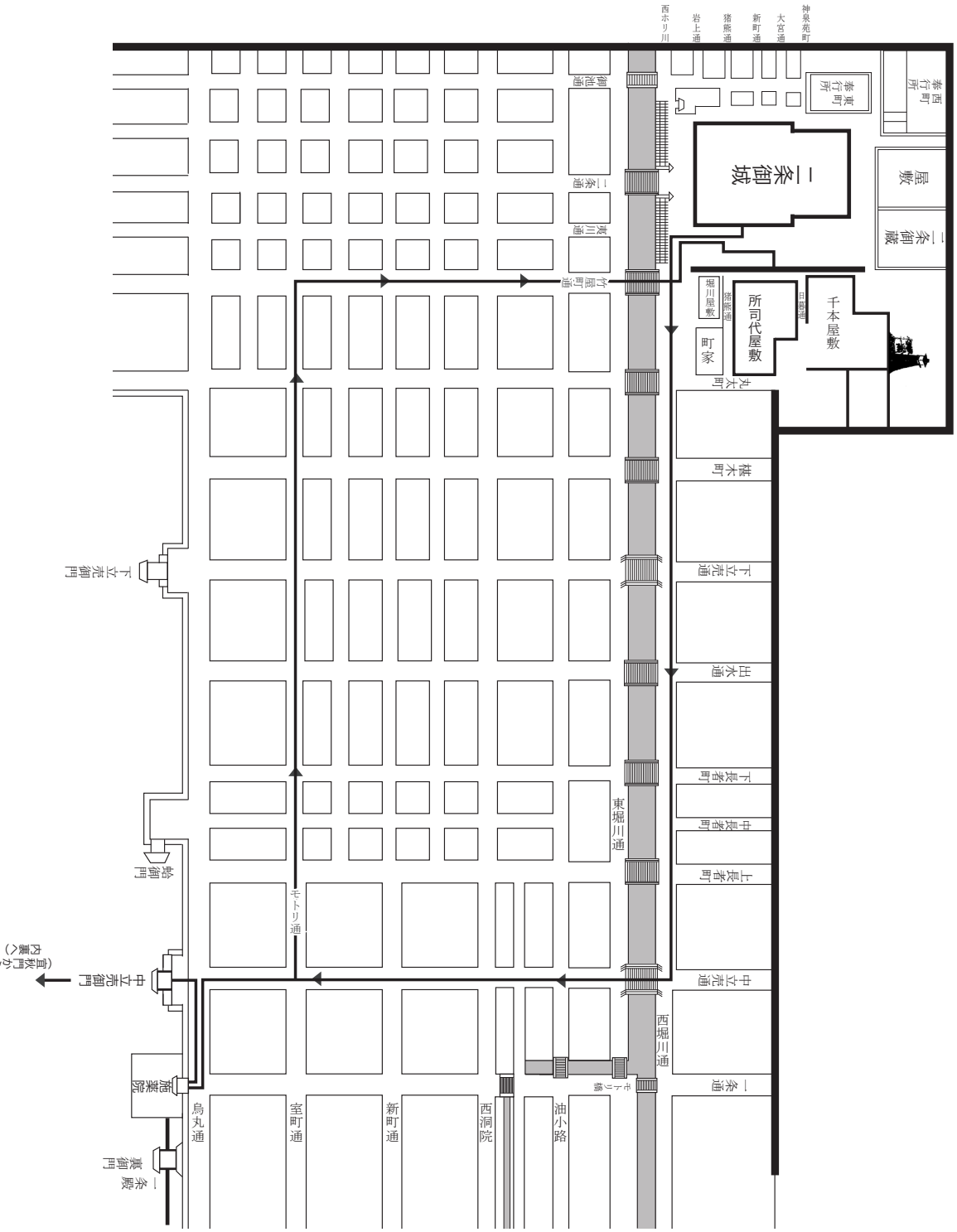

図３　八朔進献の道順

国立国会図書館蔵「八朔御使之節禁中之図」（請求記号：212 - 259）をもとに作成。矢印は大番頭一行の道筋を表す。

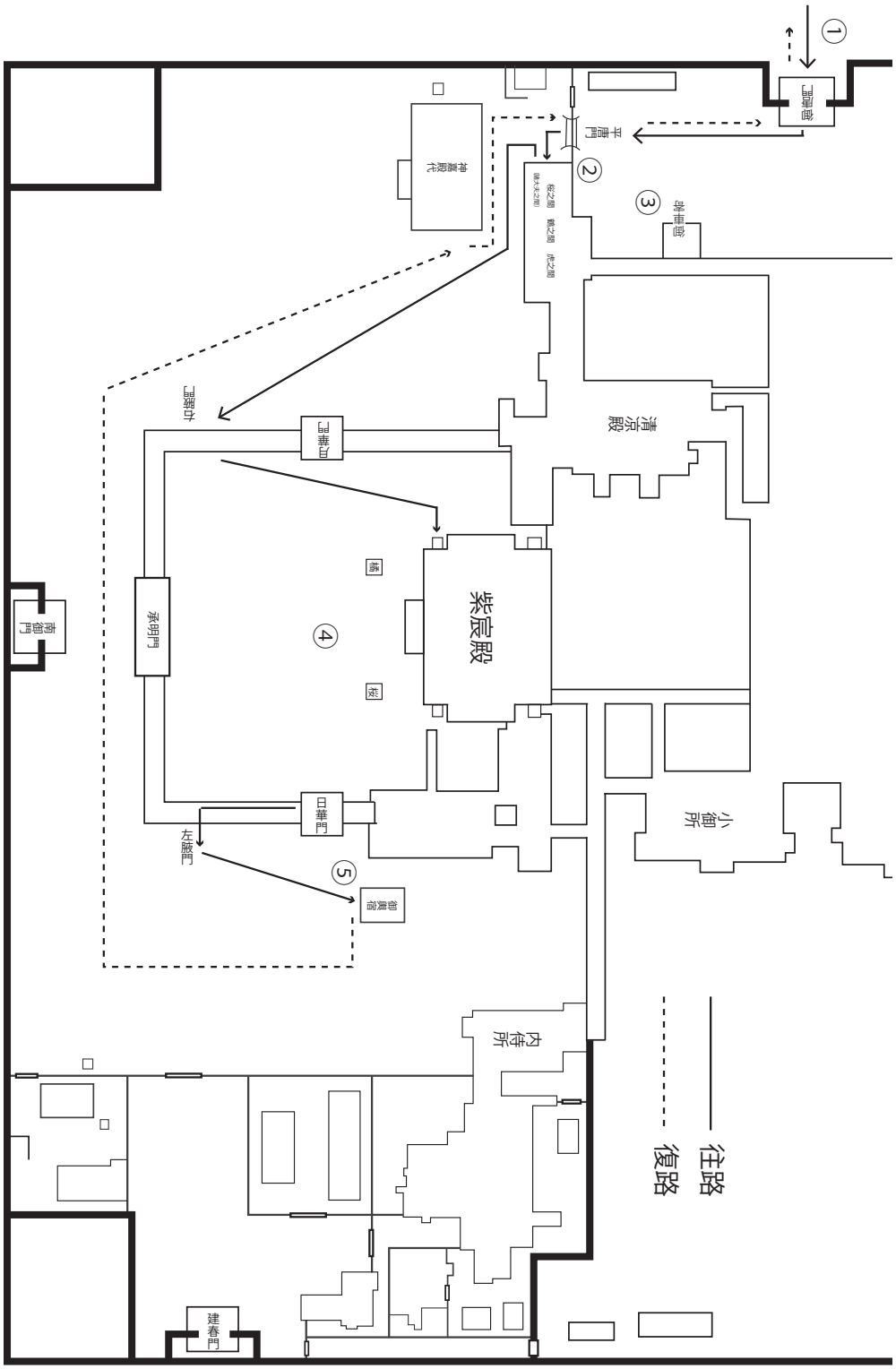

図４　寛政度内裏と八朔進献における大番頭の往復ルート

寛政度内裏の図は谷直樹編『大工頭中井家建築指図集』（思文閣出版、2003 年）中井家文書の 211 をもとに作成。
数字は次ページの「雲井の秋」の各場面の場所を表す。

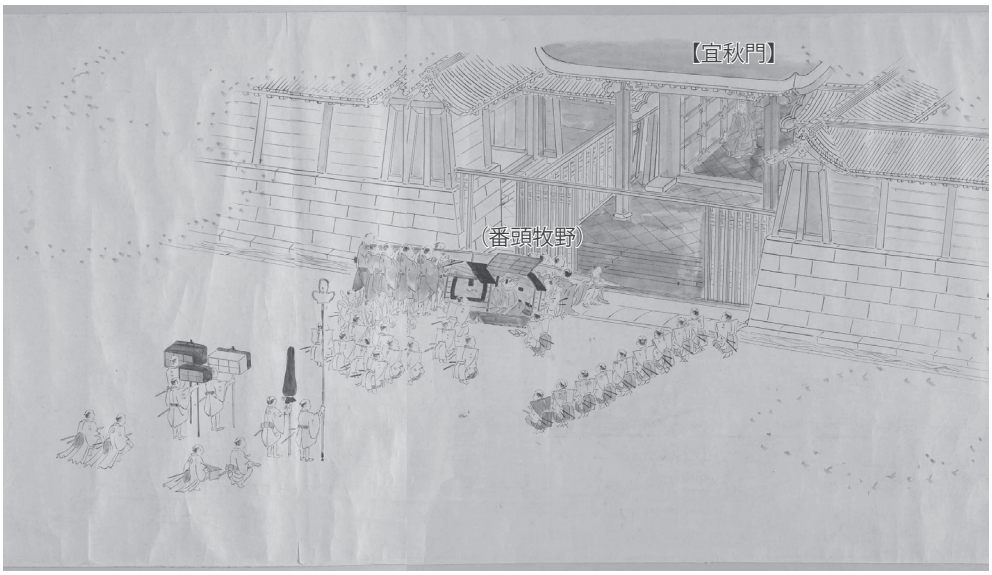

①東北大学附属図書館狩野文庫蔵「雲井の秋」より、宜秋門前で輿から降りる牧野。※カラー版は口絵４

出典：東北大学総合知デジタルアーカイブ（https://touda.tohoku.ac.jp/collection/database/library/10010000037260）

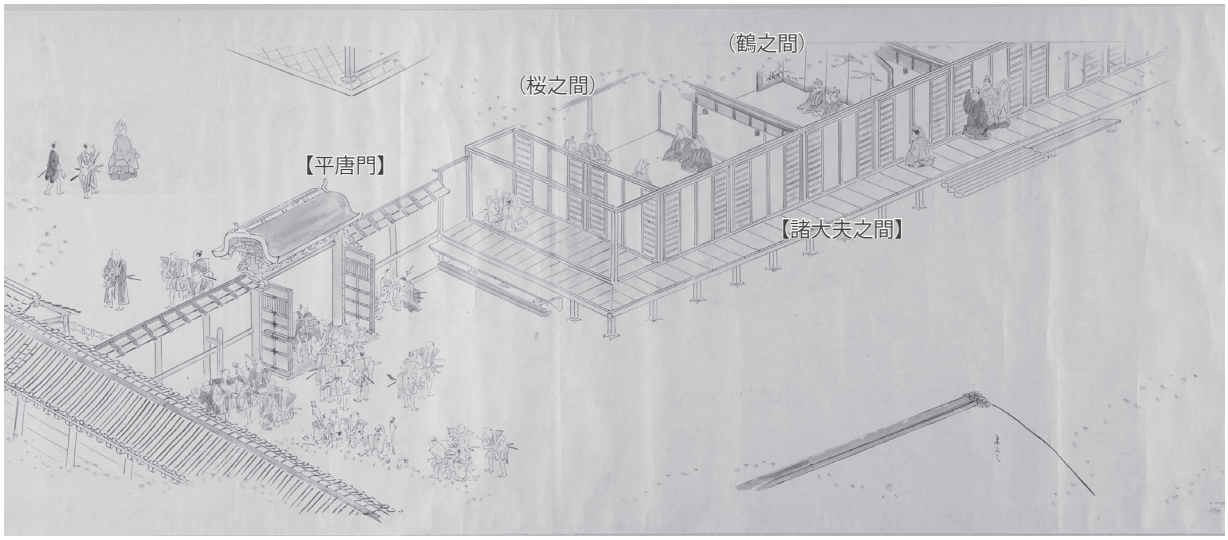

②平唐門から入り諸大夫の間へ上がる。

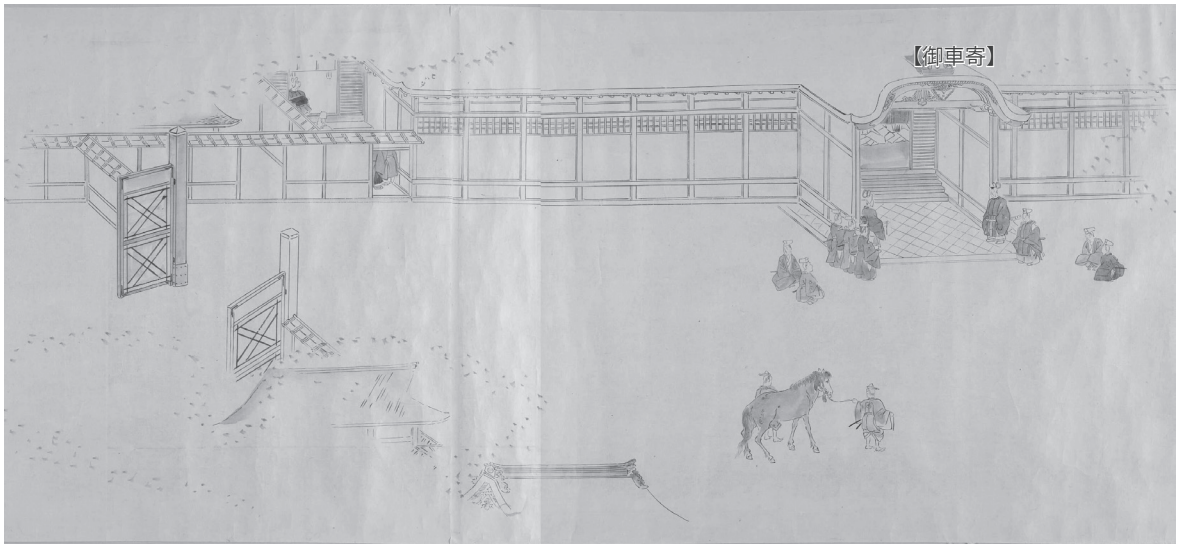

③車寄の前まで進献馬が牽かれる。

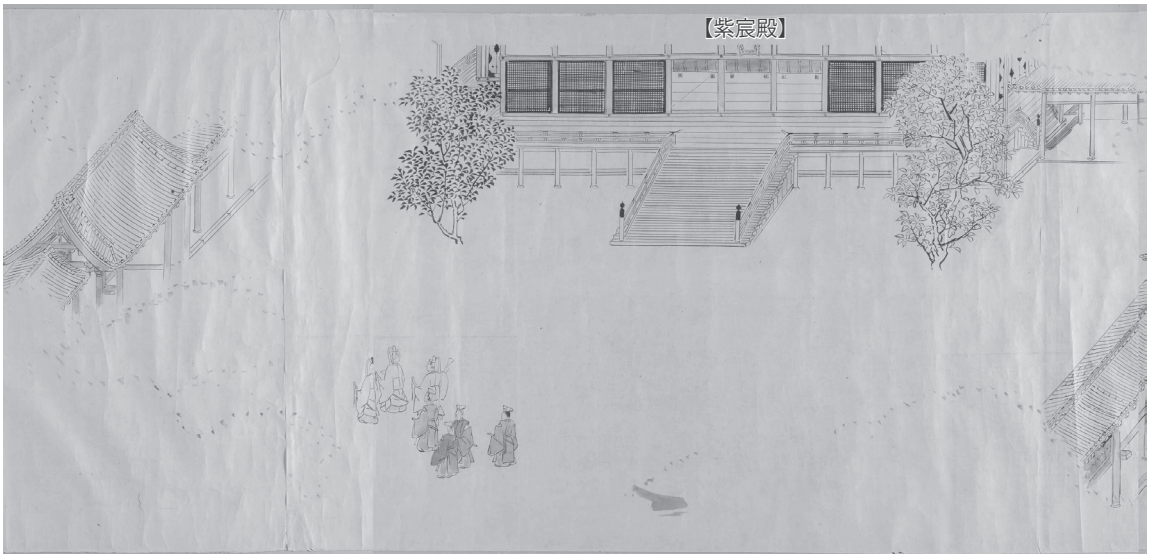

④紫宸殿を見学する牧野。

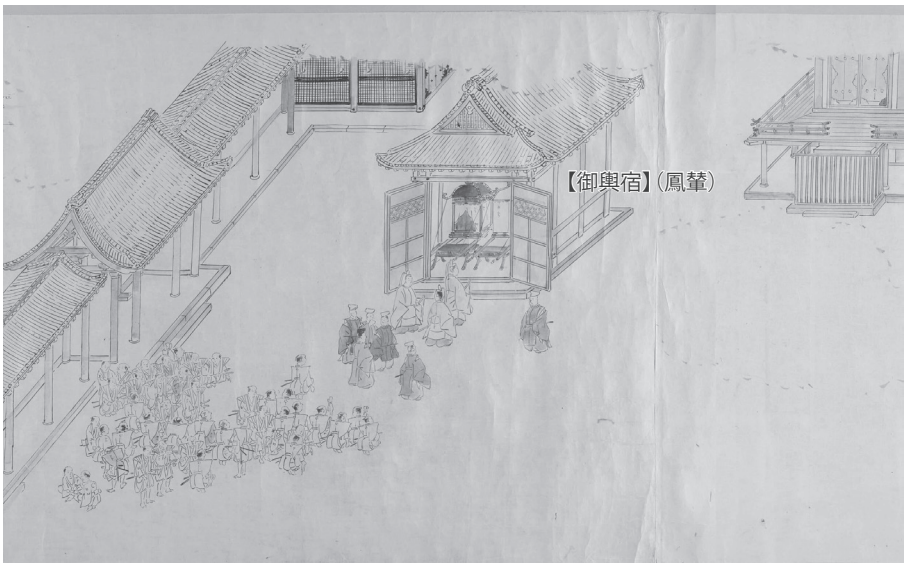

⑤鳳輦を見学する牧野。

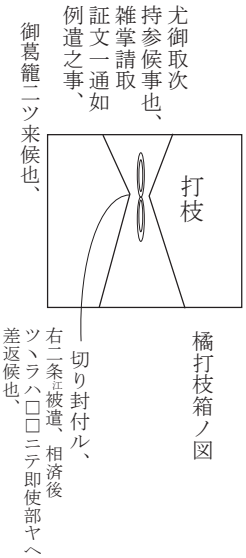

図６　橘打枝の箱

国文学研究資料館蔵山城国京都三条西家文書「享保９年関東八朔御馬献上儀式次第」（請求記号：23A:00165）より作成。「二条」は所司代のこと。

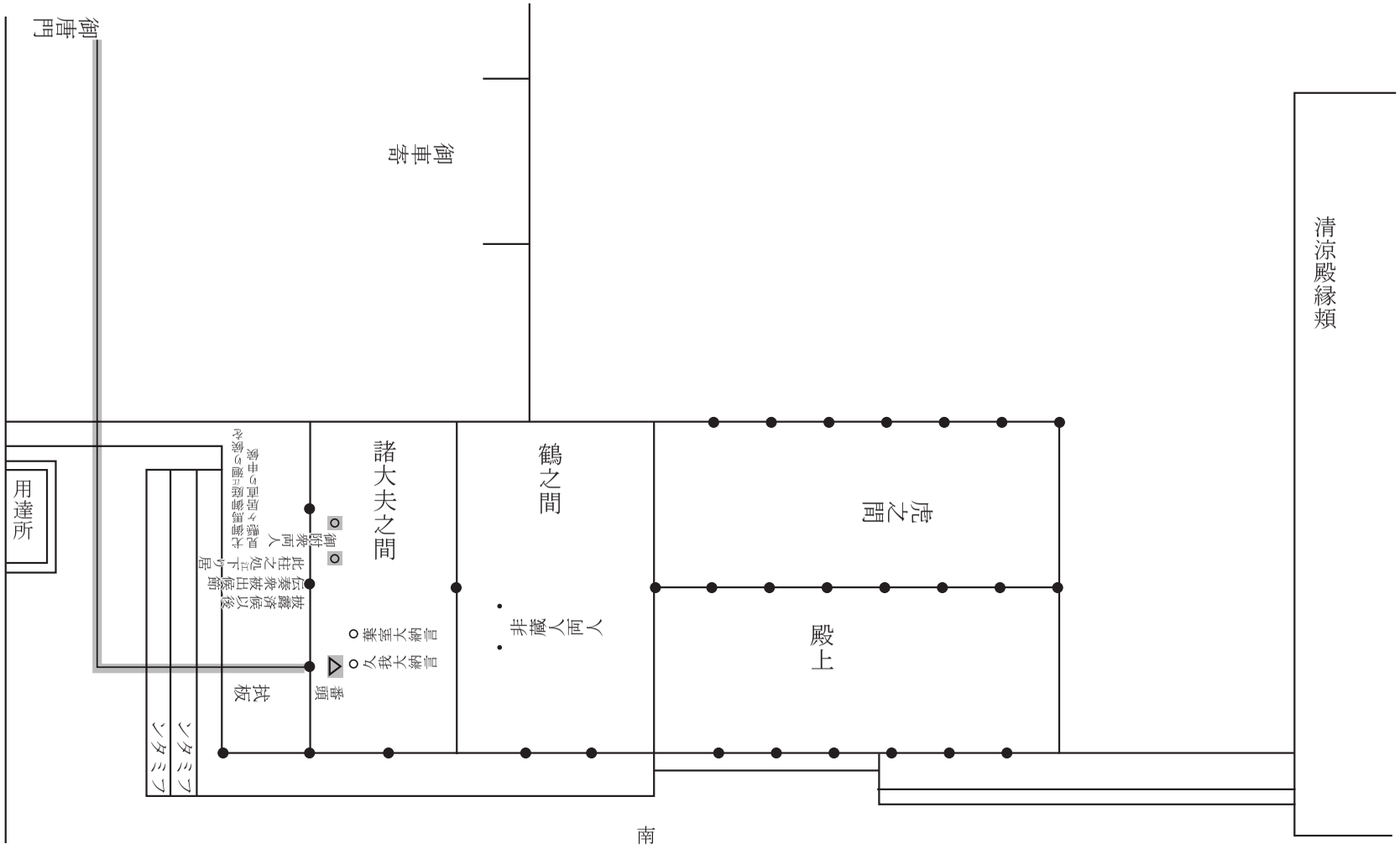

図５　八朔進献時の諸大夫の間での番頭の所在

東京大学総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」（請求記号:A000:6340）を翻刻したもの。『紀要』第４号に翻刻を掲載したうちの７。網掛けは朱筆を表す。

史料紹介　国立公文書館内閣文庫蔵「昭徳公事蹟　四」

今江　秀史

（表紙題箋）
「昭徳公事蹟　四」
（中表紙）
「従元治元子年二月十九日
至同年六月十二日
昭徳公事蹟　上洛之部　巻四」

昭徳公事蹟
二度目御上洛之記　野村静山（貫三郎）手記

元治元子年
二月十九日
一、五半時より　御乗馬被遊候事、
　但当番ニ付早出致し候事、
一、今日より御表二百畳之間ニテ書名相極メ輪講
始メ申候、
　一、孟子　輪講
　一、国史略　会読
同廿日
一、夜六半時比御座之間　出御、両御番方被召色々
御咄シ有之候事、
同廿一日
一、当番服紗小袖・麻上下出勤可致旨、
今度年号改元之義、従　御所被　仰進、
元治たるへき旨被　仰出候、
一、改元ニ付、為恐悦壱役壱人ツヽ泊方御部屋へ
出ル、
一、四半時過御表へ　出御、御上段　御着座、年
号書附遠江守（有馬道純）殿持出之、備　御前　御覧済、御
小性頭取（姓、以下同）へ　御渡し　被遊、奥之番服部七五郎
へ丹後守（野村貫三郎）より右御書付相渡ス、
一、改元ニ付、御年寄衆初　御目見恐悦申上候事、
一、去ル十二日、本願寺へ被為　成候節、御供御
小性・御小納戸へ、御門跡より使者口上書ヲ以
左之通被下、
　手扣
去ル十二日、公方様御成被為　在、御機嫌麗
敷於御門主御大慶被成候、就テハ其節、御供御
苦労思召候、依テ御目録之通御贈被成候事、
　本願寺御門跡御使
　松岡尉内
　二月
御肴料
　銀五枚宛　御小性頭取
　同三枚宛　御小性
右之通、銘々旅宿へ以使者被下候、
同廿二日
一、今日御乗馬被遊候事、
　但明ヶ番ニ付居残リ候事、
一、大表学問・武術共定日ニハ被為　入候事、
　但右ニ付一々留扣不致候事、
一、御座之間　出御　御下段、
　島津大隅守（久光）
右被　召出　上意有之、　御手自御刀（備中国政次）被
下、相済　入御、
同廿五日
一、五時より御馬場へ被為　入、御乗馬有之候事、
当番ニ付早引致し候、
同廿六日
一、八時過松平容堂　御目見被　仰付、相済、御
手自　御指之　御刀被下候事、
　一、美濃国氏房
　　代金拾五枚
同廿七日
一、御座之間　出御、両御番　御目見被　仰付、
於　御前御菓子被下候事、
同廿八日

銀三枚　　本阿弥名代　下村運兵衛

右鬼丸御太刀、年来御預リ申上、且此度両度迄入　御覧候ニ付、格別之　思召ヲ以被下之旨、御用掛衆下野守（土岐朝昌）殿へ御咄申、御指方孫左衛門へ紀伊守（木村カ）より通詞申候、

一、先般江戸表より御廻しニ相成候御道具、去ル十五日江戸出立、今夕到着致し候段、届ケ出申候、

忠国　国広　御大小
但御替鍔御切羽トモ
御脇差　十腰
御三所物　十組
御二所物　二組
御鍔　五枚

右之通御座候、

元治元子年
三月朔日

一、中納言様御休息へ　被為入候節者、御小性頭取ニ而　御案内申上候様、下野守（土岐朝昌）殿被申聞候、

下緒　一掛
一、小菊　一束　宛　講武所之者へ
扇子　二本
但御好之者へハ扇子三本ツヽ、

同二日

一、両御番弐組幷講武所之者、剱術　御覧有之、相済於御次録被下、

一、扇子　三本
小菊　五状　ツヽ　両御番へ
但御好之者へハ別段扇子二本ツヽ、
被下候、

同三日

一、御表　出御、二百畳之間ニ而槍剱試合御覧被遊候、左之者罷出ル、

三輪嘉兵衛（稲葉正邦）所司代
御定番組（松平勝行・本庄道美）
禁裏附組（松平清秀）
町奉行組（小栗政寧・瀧川具知）
二条御門番組（和田孫四郎・葉若礼蔵）
御武具奉行組

右之通リ、

同四日

一、御白書院御替席　御黒書院　出御、御直衣御上段　御着坐、

飛鳥井中納言（雅典）

右出席着坐　御対顔、御太刀目録高家披露、則引之、此時年頭幷　御上洛祝義、且伝奏被　仰付候御礼申上、　御諚有之退去、

御先立　大紋　榊原美濃守
同　中根若狭守
御刀　熨斗目　野村丹後守（貫三郎）
御帳台入

但御太刀・御刀共御帳台内々扣、

同六日

一、尾張前大納言（徳川慶勝）様　御休息へ　被為　入、御上段南側へ御着座、上ニハ御正面　御着座　御対顔、御茶上ル、夫より御料理御小性御給仕ニテ被進、御酌ハ頭取ニテ相勤、御済寄ニテ　御手目録被進、御咄等有之、相済御退座、

同七日

一、五半時比　御座之間　出御、　御装束（御衣冠御下結）　御出詣被為　召、高倉侍従（永祐）出御、衣紋差上之、相済テ御同所へ土御門民部卿（晴雄）罷出、御身固メ差上引、入御、

一、四時過御黒書院通リ、大広間御玄関上ニテ御轅ニ被為　召、夫より例御道通リ、施薬院へ被為　成候、

熨斗目
殿中御太刀　戸田土佐守
同御刀　榊原美濃守
同御先立　大沢豊前守（信宝）

御供　御衣紋方兼御先立方　木村紀伊守
野村丹後守（貫三郎）
大沢豊前守

一、御参　内役当
衣冠　木造肥後守
御刀　同

御傘　服部筑後守

藤沢讃岐守
池田伯耆守（頼誠）
大久保壱岐守（清次郎）
酒井対馬守（衛門七）

御途中衣冠着

御供　木造肥後守
永田駿河守（郷右衛門）
松波安芸守
飯塚信濃守
中根播磨守

熨斗目麻上下

諏訪安房守
大久保隠岐守（又蔵）

施薬院

御先番　依田筑前守
諏訪甲斐守（鑑太郎）

中川飛騨守（忠道）
竹田越前守

御留守

鈴木摂津守
山名佐渡守（鉦之助）
金田日向守（英之助）

一、九半時前施薬院へ被為　入、御丸弁当　上ル、
一橋様　御対顔、御程合宜敷旨申上、夫より御
参　内、御唐門御透垣外ニテ御下輿、例之通リ
御車寄より被為　入、七時比　出御、元の如く
御唐門外ニテ御轅被為　召、夫より准后様へ
被為　入、御猶予有之　出御、施薬院へ　御立
寄無之、直ニ　御成道之通リ　還御、

殿中

御太刀　金田日向守
御刀　山名佐渡守
御先立　鈴木摂津守

御供　中川飛騨守
竹田越前守
大久保隠岐守

同八日

新御番格

銀四百枚　御小性
同三百枚ツヽ　御小姓廿七人
同弐百四拾枚ツヽ　御小納戸五十人

右ハ　御上洛御供ニ罷越候ニ付、於江戸表被下
置候処、此度出格之　思召ヲ以、布衣以下江ハ
御手当銀江戸表ニ而被下候、凡四分一於当地被
下候旨被　仰出候、

一、金九両壱分ト永七十五文七分、旅御扶持方
被下、
　但五百石高　壱人前

一、八時過より　御本丸へ夫々御廻リ被遊、御
天守台へも被為　入、御立戻リ御厩へ被為入、
御乗馬被遊、夫ゟ又々所々　御巡覧、御本丸御
外廻リ稲葉曲輪通リ、御庭口より　還御、

同九日

一、御参　内ニ付施薬院へ　被為　成候、

殿中御刀　中根若狭守

同先立　松波安芸守（道太郎）
木村紀伊守
戸田土佐守
永田駿河守（郷右衛門）

御供

御参内役当リ

御刀　木造肥後守
竹田越前守
山名佐渡守（鉦之助）
池田伯耆守（頼誠）
大久保壱岐守（清次郎）
酒井対馬守（衛門七）

御供

御衣紋御用　藤沢讃岐守

同兼　野村丹後守（貫三郎）
木村備後守
榊原美濃守
依田筑前守

御先番

御殿居リ

中川飛騨守（忠通）
大久保隠岐守（又蔵）
鈴木摂津守
新見相模守（正典）

一、施薬院へ被為　入、御直衣上ル、高倉侍従（永範）罷
出ル、毛貫形御太刀上ル、御下衣無之候、四
時比　御参　内、舞楽　御覧有之候、
一、御供御先番之者も拝見いたし候、

同十日

一、御表二百畳敷へ被為　入、御袴斗リ、京都常住之者講議　御聴聞被遊候事、

同十一日

一、金五拾三両三分宛　四分ノ一御手当金被下頂戴仕候、

一、八半時過御厩御馬場へ被為　成　御乗馬、中納言様（一橋慶喜）御初メ大蔵大輔（松平春嶽）殿、御老若拝見ニ被相廻、中納言様御手馬被為　召、御老若銘々手馬乗馬被　仰付候、

一、中納言様御召之留沢栗毛御一鞍　御乗馬被遊候、

但明ケ番ニ付、居残リ候事、

同十二日

一、御柄鮫

右代金三百両

一、御紋裏哺金御三所物　壱組

右和泉守（永野忠精）殿へ　御手自被下候、

同十三日

一、今日不時御礼有之、　御表　出御、御三家（徳川茂承）様方へ　御対顔有之候事、

一、愛宕山宝劔

笹丸御太刀　則宗作

右町奉行より御用部屋へ差出し候ニ付、御慰ニ入　御覧、直ニ御下ケニ相成候事、

一、七ツ時過より御厩江　被為　入、　御乗馬有之候事、

同十四日

一、御転任御加階為御歓、勅使坊城大納言（俊克）・飛鳥井中納言（雅典）・野宮中納言（定功）登　城、御対顔ニ付、

御衣冠被為　召、御表　出御、

御先立　有馬遠江守（道純）殿

御太刀　畠山飛騨守（義勇）

御刀　御小性

一、親王　准后よりモ被進物有之候事、

一、禁裏　親王　准后より御祝儀被進候御礼等被仰進候事、

衣冠

御太刀　酒井対馬守（衛門七）

御刀　池田伯耆守（頼誠）

御先立　鈴木摂津守

御供　竹田越前守（鉦之助）／山名佐渡守（義勇）／御先立ヶ兼　鈴木摂津守

一、八半時比御表宜敷段申上リ、御白書院御替席御黒書院　出御、

御先立　有馬遠江守殿

御太刀　畠山飛騨守

御上段　御着座、一橋中納言殿御左之方へ御着坐、

御推任叙　御歓之使者

桂御所

御使

摂家方

宮　門跡方

使者

匂当内侍

右一人ツヽ代リ〳〵御太刀目録高家披露、則引之、且被進物等も有之候、

御転任　御加階之御祝儀、

坊城大納言（俊克）

飛鳥井中納言（雅典）

野宮中納言（定功）

右一同出席、御対顔有之候、

右相済テ御間之御襖障子、御年寄衆開之、御敷居際へ　立御、

吉田侍従

使者

地下

摂家方

宮門跡方

使者

高倉侍従（永祜）

御上洛之御祝儀　家来

楽人惣代

御冠師

御鳥帽子師

御末広師

右之輩御次並居、捧物前ニ置、一同平伏、御奏者番披露、此節　殿中詰合之布衣以上之面々並居、御目見相済　入御、

大紋

御刀

松波安芸守（道太郎）

御太刀　木村備後守
御先立　大沢豊前守（信宝）
　熨斗目
　野村丹後守（貫三郎）
御先立ち兼
　大沢豊前守
　大紋
　依田筑前守
禁裏ヨリ
一、直衣
一、織物衣
准后ヨリ
一、二種一荷
右御品奥之番七五郎へ相渡ス、

同十五日
一、今日御表　出御、不時御礼有之候、

三月十六日
東本願寺より被差上候、
一、御太刀　一腰　銘兼光
一、五時より御稽古場へ被為　入、両御番劔術試合幷講武所槍術試合　御覧被遊候、
一、御番方　小菊　五状
　扇子　三本ツヽ
一、槍術方　小菊　一束
　下緒　一掛ツヽ
　扇子二本
御好之者外ニ三本

一、八ツ時過御表　出御（御服紗小袖御麻上下）御下段　御着坐、
　堀河三位（親賀）
　櫛笥中将（隆胤）
　園池右京太夫（公静）
右御対顔、御菓子出候比一旦　御中坐、御饗応御中ニ而　出御、御咄等有之候、無程　入御、
　御刀　室賀伊予守（正容）
　御先立　榊原美濃守
　御供　野村丹後守（貫三郎）
　同　木村備後守
但御刀西御縁へ扣居、尤御席へ罷出不申候ニ付平服之事、

同十六日
一、御小性・御小納戸・御儒者迄　御休息　御正面へ被為　召、永々滞京大儀之旨　上意有之、一人ツヽ罷出、思召ニテ　御手自御金被下、無急度紀伊守（木村カ）御取合ニ而御礼申上候、
　御小性頭取
一、金拾両ツヽ　六人
　御小性
一、金七両ツヽ　二拾二人
　御小納戸頭取
一、金八両ツヽ　四人
　御膳番奥之番
一、金七両ツヽ　八人
　肝煎初
一、金五両ツヽ　三十七人
　御医師
一、金五両ツヽ　九人
　奥儒者
一、金五両ツヽ　菊地角右ヱ門
　御庭之者支配
　御庭番
一、金五百匹ツヽ　七人
　奥詰布衣以上
一、金二両ツヽ　五人
　奥詰
一、金壱両壱分ツヽ　七十人
　与力格
　伊沢立輔
　奥坊主組頭
一、金五百匹ツヽ　春哲
　同格
　栄伴
　御小道具役
一、金三百匹ツヽ　三人
　御下方
　四人
　御手水方始
　同奥坊主
一、金二百匹ツヽ　二十八人
　御薬方
一、金二百匹ツヽ　四人
　別段百匹ツヽ
　奥六尺組頭
一、金壱分二朱ツヽ　壱人
　奥六尺
一、金五両ツヽ　三十七人

一、金百匹ツヽ　御大工　三十九人
　　五人
　御用部屋坊主
一、金三百匹ツヽ　六人
　　土圭之間肝煎
一、金三百匹ツヽ　三人
　別段二百匹
　御時計役
　　六人
一、金二百匹ツヽ　土圭之間
　　十二人
右之通リ、

同十七日
一、今日　紀州様(徳川茂承)御登　城ニ付、御対顔被遊候事、

同十八日
一、紀州様(徳川茂承)より御内々御上ヶ之御品有之、御使伊達内蔵介・津田三介参リ、同人より受取候、御品御披露申上候、

同廿一日
一、今日尾州様(徳川茂徳)御登　城ニ付、御対顔被遊候事、

三月廿二日
一、今日紀州様(徳川茂承)大坂表江　御発駕ニ付　御暇乞ニ被為　入、御休息ニテ　御対顔被遊候、其節御手熨斗御小性持出備　御前へ、紀伊殿(徳川慶篤)へ被為進、相済引御咄有之、無程御退去、
一、今日八半時比ヨリ御厩へ被為　入、御乗馬有之候事、

三月廿三日
一、松平阿波守(蜂須賀斉裕)ヨリ資通鑑綱目全部(沿脱カ)献上有之候事、
一、松平肥後守(容保)ヨリ四書五経其外三部献上有之候事、
一、七時過一橋様(慶喜)御休息ニテ御料理出、御給仕平六人繰出シ、頭取ニテ相勤候事、

同廿七日(四カ)
一、御座之間　出御、
　　長岡澄(カ)之助
右被　召出　上意有之、御手自御刀武蔵国兼
　植代金十五枚　被下、相済　入御、
　御刀　金田日向守(英之助)
　御先立　鈴木摂津守
　　竹田越前守
　御供　依田筑前守
　　新見相模守(正典)
但御刀被下候節、西御縁ヨリ越前守(竹田カ)持出、御脇江差上置、

一、今日　御参　内、例之通施薬院へ被為　成、高倉侍従(永祜)罷出、御衣紋差上、御所御都合宜敷段申上リ、御参　内被遊、九ツ時還御、
　御参　内役当
　出御掛
　　竹田越前守
　　木村備後守
　御供　室賀伊予守(正容)
　　戸田土佐守
　　諏訪甲斐守(鑑太郎)
　　中根若狭守
　御衣紋御用兼
　　藤沢讃岐守
　　酒井対馬守(南門七)
　御先番　木造肥後守
　　溝口出羽守(徳之助)
　御衣紋御用
　　野村丹波守(貫三郎)
但還御之節御供相勤申候、

一、御字　御号右京亮(秋月種樹カ)殿被差上候由、下野守(土岐カ)殿被申聞候、

同廿五日
一、御座之間　出御　御上段、
　　一橋中納言(慶喜)殿
禁裏御守衛総督摂海防禦指揮等被　仰付候、是迄　後見職被　仰付置候処、依内願被免候、但大樹在京中ハ以前同様心得可有之旨御沙汰之事、
右之通従　御所被　仰出候、
　御三所物色絵　大和守(松平直克)殿
　菊模様裏哺
　御紋色絵赤銅　雅楽頭(酒井忠績)殿

御三所物

加賀国兼巻

御脇差身代金弐拾枚

御白鞘　和泉守殿（水野忠精）

赤銅金葵縁眼

木瓜形御鍔

右之通於　御休息被下候事、

同廿六日

一、御小性・御小納戸・御医師菊地角右衛門於御休息　御手自御野羽織　思召ニテ頂戴被　仰付候、

但麻御紋附御羽織、尤自分一代切リ相用候筈、

一、八半時過　御厩ニテ　御乗馬有之、大和守殿（松平直克）・雅楽頭殿（酒井忠績）・右京亮殿（秋月種樹）御供ニテ、御相乗馬被仰付候事、

一、表御役人手馬凡三拾匹程出ル、御役人へ罷出、御馬ニテ乗馬被　仰付、講武所槍劔方当番之者十五人、御馬ニテ乗馬被　仰付候、

一、有馬遠江守（道純）殿江戸表へ為御用唯今致発足候段入　御聴候、

同廿七日

一、講武所方小十人方劔術試合　御覧、御好等有之、相済、

小菊一束　扇子二本　講武所之者下緒一掛ツヽ、　五十人へ

小菊　五状　ツヽ、　小十人

扇子　三本　　三十一人へ

内御好之者へ別段弐本ツヽ、

一、御休息へ中納言様被為　入　御対顔、御用済、

一、師景　御差　御短刀

右御手自被進候、

一、七時過　御休息、西御縁下ニテ奥坊主御用部屋（脱カ）土圭間坊主幷奥六尺之者へ御酒被下有之候事、

一、七半時過　御坐之間へ被為　入、両御番頭初メ泊番之諸役人於　御前御菓子御茶被下、御咄等有之、相済　入御、

但御小納戸ニテ給仕致シ、御菓子御紙包ニテ被下候事、

同廿八日

一、九時御供揃ニテ御熨斗目御麻上下　出御、二条殿へ被為成、尾州様（徳川茂徳）・一橋様（慶喜）・大和守殿（松平直克）・御老中方御出迎被成、奥へ　御通リ被遊、関白殿へ　御対顔、御菓子・御茶等上ル、御膳上リ候節ハ御小性相廻リ上ル、御酒等出、詰合御小性へも関白殿（二条斉敬）御酌ニテ被下、諸事相済七半時過　還御被遊候、

一、中立売御注進ニテ、尾州様御初御出迎ニ被出候、

諏訪安房守

木村備後守

室賀伊予守（正容）

御供

村松長門守

松波安芸守（道太郎）

木村紀伊守

戸田土佐守

中根若狭守

御先番

飯塚信濃守（孫右衛門）

一、御先番之者施薬院へ参リ居候、一番払ニテ二条殿へ参リ居候、御小性三人・御小納戸方奥之番壱人・御次詰壱人・坊主六尺召連、二条殿御館へ参ル、

同廿九日

一、九時ヨリ施薬院へ被為　入、八時過高倉罷出、左之通御衣紋差上、七時過御参　内、夜九時比還御被遊候、

一、御冠　紫御組掛

一、御直衣

一、御差貫　丁子車

一、御下袴

一、御中啓

一、御劔　毛貫形御太刀　御帯不被　遊候、

一、御畳紙

一、御襪　被為　召候、

但御畳紙之御代リニ御鼻紙入、御用ひ被遊候、尤高倉家へ御問合、

御参　内ニ付

役当

藤沢讃岐守

山名佐渡守（鉦之助）

御供

鈴木摂津守

新見相模守（正典）
金田日向守（英之助）
溝口出羽守（徳之助）
御衣紋御用兼
野村丹後守（貫三郎）
池田伯耆守（頼誠）
御先勤
依田筑前守
大久保壱岐守（清次郎）
竹田越前守
御留守
大久保隠岐守（又蔵）
酒井対馬守（衛門七）
木造肥後守

四月朔日
一、御休息西御庭ニテ、当番之奥詰幷先日不罷出候土圭之間御用部屋坊主六尺へ御酒被下候事、

同二日
一、御休息へ松平下野守（黒田慶賛）被召出御用有之、相済御手自御刀被下、相済退座、
一、安芸国冬広　御刀
代金拾五枚
一、紀州様（徳川茂承）より御内々左之通被進候ニ付、御披露申上候、
一、柑子　密柑
右ハ文通ニテ伊達内蔵介より差越候ニ付、右御披露致候段、文通ニ而申遣ス、

同三日
一、尾州様（徳川慶勝）御休息へ被為　入　御対顔、御用有之、相済テ被進物、左之通、
一、御三所物色絵冨士松裏赤銅
一、御袴地　御料　金弐百両
右者　御手自被進候事、

同五日
一、御休息へ詰合之御役人被召出、左之名前之者罷出、御二之間ニ而御酒・御吸物等被下、御手自　御酌等被遊、銘々へ御猪口被下置候、給仕ハ御納戸、
高家
寺社奉行
大御番頭
両御番頭
大目付
御勘定奉行
町奉行
新御番頭
御目付
御祐筆組頭
右廿五人程詰合斗リ頂戴被　仰付候、
一、七時前　御黒書院江被為　入、両御番頭被召出、御菓子被下、銘々名前・勤年数等　御尋被遊、相済　入御、
一、六時前御同所へ被為　入、泊リ之諸役人　御下段へ被　召出、御菓子・御茶等被下、御小納戸給仕ニテ被下、相済テ　入御、

同七日
一、九時比御休息へ有馬中務大輔（慶頼）・中川修理太夫（久昭）罷出、御菓子・御茶等出ル、尤壱人ツヽ出ル、相済テ黒田甲斐守（長徳）・松平伊予守（伊達宗城カ）両人罷出、御目見相済引申候、
一、八半時橋本中納言（実麗）御休息へ罷出　御対顔、御菓子・御多葉粉盆出ル、夫ヨリ御料理等被下、相済テ　御手自　御目録被下、退去、

同八日
一、御休息へ表御役人被召出、御包菓子・御茶等被下、御咄等被遊、相済、退去、
一、七半時過、
御徒目付組頭
清水喜三郎
吉本勇五郎
右御休息御縁へ罷出、御手自御包菓子被下、御意等も有之候、相済テ、
御指方
鈴木与左衛門
本多晋之丞
御納戸御番
右御休息御庭へ被召出、御酒・御肴被下、相済、引続、
御徒目付
八人
御数寄屋坊主
三人

表坊主
九人

右同断被下有之候、

一、御休息御庭へ　罷出候者差引御小納戸頭取致し候事、

四月九日

一、今日中川宮近衛殿へ被為　入　御対顔、御同所ニテ御菓子・御茶且近衛殿ニテハ御料理被下候事、

役当
竹田越前守
大久保隠岐守
御供
山名佐渡守
池田伯耆守
酒井対馬守
戸田土佐守
近衛殿　藤沢讃岐守
御先番　鈴木摂津守

同十日

一、紀州様（徳川茂承）ゟ御滞京御慰ニ種々御品被進候、
丹後守（野村貫三郎）旅宿へ参リ候ニ付、致御披露候、
紀伊殿（徳川茂承）小性頭取
田中兵之丞

一、松平備前守（池田茂政）御休息へ被召御咄等被遊、御菓子御茶等被下、　御手自御三所物被下、相済、退去、

一、八時尾州様（徳川慶勝）・一橋様（慶喜）御休息へ被為　入、御下段ニテ　御対顔御用有之、相済　御手自御提ミ御胴乱御両所様へ　被進、御退座、

一、御休息へ左之通被　召出、御用等有之候、

御手目録
金千両　松平大蔵大輔（春嶽）
御刀汎隆
代金拾枚
御刀越前国正則　伊達伊予守（宗城）
代金拾枚
御刀大和国則長　細川越中守（慶順）
代金三拾枚
御刀大和国政次　長岡良之助
代金弐拾枚　外ニ御三所物

右何れも　御懇之　上意之上、御拵附御刀被下、細川越中守ハ国元故、良之助へ御渡し被遊候、

一、右拝領之御刀一々受取口奥より御同朋頭へ被相渡候、

一、七時より　御厩へ　被為　入、　御乗馬被遊候事、

一、御黒書院へ　出御、美濃守（稲葉正邦）殿・松平越中守（定敬）・中川修理太夫（久昭）被　召出御用有之、相済修理大夫江ハ御提之御印籠被下候事、

御手自
御胴乱　稲葉兵部少輔（正巳）殿
右御休息ニ而被下候事、

同十一日

一、金八両壱分三朱分　三十日分　御扶持方
銀弐両五分弐厘　被下、

同十五日

一、御座之間　出御、御麻上下ニ而、
御太刀馬代　一橋中納言（慶喜）殿
右被出席　禁裏御守衛総督摂海防禦指揮方等被仰出候、御礼　右相済　入御、

一、九半時過　御休息へ松平越中守（定敬）被　召出、御菓子等被下、相済ニ而成瀬隼人正（正肥）被召出、御菓子等被下、黒羽二重御紋付御袷　御手自被下退去、

一、八半時過　御休息へ高家始諸御役人被　召出、二種御肴被下、御酒被下候事、

同十七日

一、今朝六時半時より金地院　御宮へ　御内々御名代被　仰付相勤、御城へ五半時過罷出言上、御神前之御供物持参差上候処、御頂戴被遊御残リ、和泉守（永野忠精）殿幷右京亮（秋岡種樹）殿へ被下候事、

御献物
銀　拾枚
御祈祷料
右同断、

一、御名代済、一旦　御唐門迄戻リ、夫より二而自拝致し候事、

一、御名代之節、於　御神前　御酒頂戴、御土器戴参リ候事、

島津大隅守（久光）家来
小松帯刀（清廉）

右　御目見被　仰付候、

同十八日

一、御祈祷御礼
一、御守護
一、御供物
右金地院より役者染面堂ヲ以差出候事、
一、紀州（徳川茂承）様より御滞京中為御慰柑子橙一筥被進候由、文通ニテ丹波守旅宿へ参リ候ニ付、御披露申上、御用掛衆へも御咄申上候、
一、松平大蔵太（大）輔、御休息へ被為召御用等有之、相済テ、
御手自
御三所物　連雀
顕乗作
右被下候事、

四月十九日
一、御稽古ニテ両御番三十六人槍術　御覧、御供講武所之者同断　御覧有之、御好之両御番方八人講武所之者一同、奥詰相手ニテ同断　御覧有之候、
小菊　五状　両御番方
一、扇子　三本　三拾六人
別段御好へ　弐本ツヽ
小菊一束　講武所
一、下緒　一掛　十八人
扇子　弐本
右之通被下候事、
井伊掃部頭（直憲）
有馬中務大輔（慶頼）
松平隠岐守（勝成）

右御休息へ　被召出、御菓子・御茶・御酒・御吸物等被下引、

四月廿日
一、八半時より御厩へ　被為　入、　御乗馬被遊候事、

同廿一日
一、御座之間　出御、御上段、
尾張前大納言（徳川慶勝）殿
御国事格別尽力被在之候ニ付、正二位御推叙之儀、　御所へ被　仰立候処、被　仰上之通被　宣下旨、被　仰出候間、被叙正二位旨上意有之、
右相済、御熨斗鮑御小性持出備　御前、　御手自被進之復坐、　上意有之、御年寄衆御取合申上被退座、
一、八時左之大名　御休息へ　被召出、　御下段御着座、御二之間へ、
榊原式部大輔（政敬）
松平甲斐守（柳沢保申）
相馬大膳亮（充胤）
本多主膳正（康穣）
煩　加藤越中守（明軌）
同　秋元但馬守（志朝）
青山因幡守（忠敏）
永井能登守（尚徳）
煩　松平左衛門尉（近説）
増山対馬守（正修）
松平対馬守
松平伊予守
成瀬隼人正（正肥）
水野大炊頭（忠幹）

右御菓子・御茶頂戴相済テ、御酒・御吸物等被下、御酌等有之、右相済式部大輔（榊原政敬）初御袴地弐反ツヽ、被下、御酌之御盃も頂戴致し候、
但御小納戸御給仕
御袴地ハ、下野守（土岐朝昌）殿差図ニテ御小性持出、
御脇へ　上ル、

廿二日
一、左之通之大名昨日之通　御休息へ被召出、被下物同断、
中川修理太夫（久昭）
黒田甲斐守（長徳）
一、七時過より　御乗馬被遊候事、
一、二条（斉敬）殿より被進、
一、御太刀　一腰
一、御馬　一匹
御口上書
旧冬左大臣御転任ニ付、為　御祝儀御目録之通被進之候事、
二条殿御使
四月廿二日　藤木甲斐守
一、御太刀　一腰
一、御馬　一匹
前同断
旧冬被蒙関白　宣下候ニ付、為御祝儀御目録

之通被進之候、

二条殿御使

四月廿一日　右同人

同廿三日

一、文武世話幷出精之者　御休息へ　被召、　御手自拝領物被　仰付候、

唐桟袴地　壱
手綱　壱

右一廉文武掛リ之者

右同断、

右文学教援之者

唐桟袴地　壱具宛

右文学世話其外出精ニ付、

右同断

右文学出精之者　甲ノ部、

和桟留袴地

右同断　乙ノ部、

肩衣地
羽織紐

右同断　丙ノ部、

銀五枚　角右衛門

右ハ日々罷出教授等致し候ニ付、

唐桟袴地
手綱

右武術世話重立行届ニ付、

唐桟袴地

右槍劔世話行届ニ付、

唐桟袴地

右槍剣出精ニ付、　第一等

和桟留袴地

右同断　第二等

肩衣地
羽織紐

右同断　第三等

右之通一人ツヽ罷出頂戴致し候事、

一、紀州様（徳川茂承）ゟ御内々献上、大坂より伊達内蔵介

文通ニテ、丹後守（野村貫三郎）旅宿へ申参リ候ニ付、罷出入

御聴、又々文通ニテ御披露申上候段申遣ス、

一、蘆柄御団扇　十五本入　一箱

一、白棚御団扇　十本入　一箱

御詰

名葉扇　百本

橙　五十入　一籠

一、七半時過　御休息御庭へ、泊リ之奥坊主・御用部屋坊主・土圭之間六尺へ御菓子被下、初而罷在候者へ御酒被下候事、

同廿四日

一、御休息へ中川修理太夫（久昭）　被召出御用有之、相済、　御手自、

一、御三所物蜻蛉御模様

右被下候、

一、七時比より御厩へ　被為　入、　御乗馬被遊候事、

同廿五日

松平兵部大輔（慶憲）

右八時過　御休息へ被　召出、御菓子・御茶・御酒・御吸物等被下、　御手自御盃御酌ニテ被下、相済、御袴地三巻　御前ニ而被下、相済引申候、

同廿六日

一、下野守（土岐朝昌）殿左之御品々紀伊殿（徳川茂承）へ時候御尋として被進候間、御同所御小性頭取へ文通ニテ申遣之様被申聞候ニ付、則伊達内蔵助へ申遣ス、御品ハ御城附村井久右衛門へ相渡申候、

御文庫之内、

但色々御品入、

杉御重　二重

但御干菓子色々入、

同廿八日

一、奥御稽古場ニテ過日不快其外ニ而御断之者、

御番方　五十人

小十人

右槍劔　御覧有之、相済、御好十七人内三人槍劔ニも　御覧有之候、

小菊　五状　ツヽ
扇子　三本　ツヽ

御好罷出候者江ハ、

小菊　五状　ツヽ
扇子　五本　ツヽ

槍劔共御好之者へハ

小菊　壱束　ツヽ
扇子　五本　ツヽ

右之通被下候事、

一、七時比前大納言(徳川慶勝)様　御休息へ被為　入　御対顔、御用有之、相済、御菓子・御茶御小性持出ル、御酒・御吸物御小納戸御給仕ニテ上ル、御半ニテ　御手自被進物有之、相済御退去、

被進物、

一、日月鉄御大小鍔

一、御文庫　但色々御品入、

同廿九日

一、五半時御供揃ニ而　御参　内被　仰出、四半時比施薬院へ被為　入、八時比　御参　内被遊候、六時比二条御城へ　還御、

役当

木村紀伊守

鈴木摂津守

御供　御刀　依田筑前守

木造肥後守(英之助)

金田日向守(徳之助)

溝口出羽守

明ケヨリ

御衣紋兼

野村丹後守(貫三郎)

施薬院

村松長門守

御先勤

永田駿河守(郷右衛門)

松波安芸守(道太郎)

同二日(五月)

一、四半時比二条御城　出御、九時施薬院へ　被為　入、御衣紋高倉差上ル、八時より　御参内、夜四時過　還御、

一、御暇　御参　内ニ付、役当左之通リ、

施薬院より御二列ニ而、御轅ニテ大名供奉、御同所より相勤候事、

御刀　戸田土佐守

御太刀　高家　畠山飛騨守(義勇)

御先立　松平隠岐守(勝成)

御沓　野田下総守(守兼)

右之通リ、

衣冠　戸田土佐守

御刀　同

依田筑前守

御朱傘　同　御小納戸

服部筑後守

熨斗目麻

木村紀伊守

新見相模守(正典)

大久保隠岐守(又蔵)

御供

山名佐渡守(鉦之助)

池田伯耆守(頼誠)

酒井対馬守(衛門七)

明ケヨリ

御衣紋兼

野村丹後守(貫三郎)

御先番

木村備後守

榊原伊豆守(吉之丞)

諏訪甲斐守(鑑太郎)

御参　内之節、御先番より衣冠

木村備後守

諏訪甲斐守

麻上下

木村紀伊守

大久保隠岐守

酒井対馬守

一、今日表向ニテ御頂戴物斗リ、左之通、

禁裏ヨリ

一、御太刀　一腰

一、御刀掛

一、御直衣　卯花　一領

一、御織物衣　花橘　一領

一、衝立

一、二枚折御屏風

一、御方々様より数々御頂戴物有之、略ス、

同三日

一、八時過大和守(松平直克)殿御休息ニテ御用有之、相済、

赤銅金桜御鍔

被下相済被引候事、

一、一橋(慶喜)様より御餞別として御反物代被下候事、

一、銀拾五枚ツヽ　御小性頭取　五人

一、銀弐拾枚　木村紀伊守

一、銀拾枚　御小性廿二人

一、御小納戸へも被下有之候由ニ御座候、

一、近衛殿(近衛忠熙カ)家来中村播磨介(元祥)へ　御印章彫刻被仰付候筈、

五月四日

一、勅書幷御受書共三通、
　右奥向へ拝見被　仰付候事、
一、御発駕御当日御用之御大小、
　一、忠国
　　国広　御大小
　一、来国俊　御短刀
一、近衛殿（近衛忠熙カ）家来中村播磨介（一元祥）へ御印章彫刻被　仰付候ニ付、同人より村井久右衛門方迄差出候、蝋石御買上ケニ相成、右石へ　被　仰付候代料金三拾五両久右衛門（村井）へ相渡ス、
　蝋石　御印章御文字
　　表正万方（邦カ）
　　徳林（マヽ）堂官
　関坊
　　簡而文温而理
右之通リ被　仰付候、
一、九時三寸五分前　勅使出門、注進ニテ　御表出御、御対顔有之、相済　入御、御衣冠被為召候事、

来ル七日、大坂御先御前日出立、
　中川飛騨守（忠道）
　藤沢讃岐守
　竹田越前守
　大沢豊前守（信宝）
　木村備後守
　榊原伊豆守（吉之丞）
　大久保壱岐守
　村松長門守
　諏訪甲斐守（鑑太郎）
　松波安芸守（道太郎）
　飯塚信濃守（孫右衛門）
　御船中御供
　　室賀伊予守（正容）
　　酒井対馬守（衛門七）
　　永田駿河守（彌右衛門）
伏見御乗船場迄御供、明番御供
　木村紀伊守
　野村丹後守（貫三郎）
　新見相模守（正典）
　大久保隠岐守（又蔵）
　山名佐渡守（鉦之助）
　池田伯耆守（頼誠）
　依田筑前守
　溝口出羽守（徳之助）
　金田日向守（英之助）
　木造肥後守
　御当朝出立
　　諏訪安房守
　　鈴木摂津守
　　戸田土佐守
　　中根若狭守
一、御暇乞ニ罷出候公家衆
　御使
　　坊城大納言（俊克）
　　飛鳥井中納言（雅典）
　　野宮中納言（定功）
右御休息へ罷出、御菓子・御茶・御酒・御吸物・御肴御小納戸給仕ニ而持出し、御酌有之、相済テ、御手目録羽二重被下、相済テ引、
　橋本中納言（実麗）
　伏見三位（伏原宣諭カ）
　舟橋侍従（康賢）
　梅渓中将（通善）
　小倉侍従
　高倉侍従（永祉）
　樋口右馬権頭
右御同所へ　被召出、最前之通被下物有之、御中ニテ御酌有之、相済、御手目録被下、相済テ引、
但御召御継上下被下、相初候而　御肩衣被為取、橋本（実麗）初烏帽子狩衣被取申候、

同五日

一、御黒書院　出御、御上段、
　御鞍鐙　松平肥後守
　　名代　家来
右被　召出、肥後守（松平容保）へ御懇之　上意有之、相済テ、自分之御礼　御目見仕、引　入御、
一、八時過御休息へ中納言（一橋慶喜）様被為入　御対顔、御用有之、相済、
　一、御陣大小　兼永
　　則光
　一、陣御羽織
　一、御鞍鐙
右被進御品ハ、御小性ニ而御脇へ差上ケ、御頂戴済引、御小納戸頭取へ相渡し、同役ゟ家老へ相渡ス、

一、御白鞘御刀　松平越中守（定敬）
　筑後国光世　代金三拾枚
　御手目録　金弐千両
御拵付
　因幡国兼光　稲葉美濃守（正邦）殿
　　代金　拾五枚
　御筆小竪物　秋岡右京亮（種樹）殿
　御筆二枚ツヽ　永井主水正（尚志）
　　松浦兵庫頭（杉浦梅潭カ）
　　岩田半太郎
右銘々被召出、御用等有之、相済、御手自御下候事、
一、九時過中納言（一橋慶喜）様御休息へ　被為　入　御対顔、御菓子・御茶御小性出上ル、御酒・御吸物御肴等、御小納戸御給仕ニテ御両方様へ　上ル、御老若も御相手ニ罷出、御吸物被下、相済　御退座、
一、雅楽頭（酒井忠績）殿・和泉守（永野忠精）殿・美濃守（稲葉正邦）殿・玄蕃頭（田沼意尊）殿へ麻御紋附・御羽織被下候、
一、旅御扶持方割合ニ而頂戴仕候、
　五百石高　壱人前
　　金六両三分ト永三十壱匁七分
　伊賀守（跡部良弼）殿
　下野守（土岐朝昌）殿
　伊勢守（新見正興）殿
　肥前守（永井尚服カ）殿
右　御休息へ被召　思召ヲ以　御手自被下、伊賀守殿江ハ別段御召縮緬御紋付被下候、
御筆（御小竪物）
　和泉守殿
右御手自被下候事、

同六日
一、九半時過　御表御黒書院　出御、御上段御着坐、溜詰初滞京之大名幷御役人被召出、被仰含事有之、相済　御下段　立御地役之面々　御目見被　仰含事有之、相済テ　入御、

同七日
一、暁七時五寸廻リ入込諸事例之通リ相済て、六時前御挟箱出、御供亘段申上候、（御羽織御小袴）御座之間　御下段　御着坐、一橋（慶喜）中納言様御対顔、夫より松平越中守・美濃守殿　御目見、厚上意有之、御年寄御取合相済、大広間通リ、殿上之間前御廊下ニテ御駕籠ニ　被為召、御玄関より御道書之通リ被為　成、五条橋手前ニテ　御下乗、御歩行被遊、稲荷別当愛染院御小休、少々御猶予、無程　出御、御歩行ニテ被為　成、伏見手前より御駕籠ニ　被為　召、橋本（実麗）中納言御召場脇迄（カ）御見送リ罷出、同所ニテ　御対顔、御同道ニテ豊後橋関門御見置ニ被為　成、御戻リ、御船中ニテ橋本へ御暇乞相済、夫より淀川筋御通船大坂備前島御上リ場ゟ　御歩行ニ而大手御門通リ、大坂　御城御玄関より御入城被遊候、但七時前、
一、明番ニ付伏見迄御供仕、御召場より非番ニ相成候ニ付、御供船へ乗リ、八時比旅宿へ着致し候事、

同八日
一、八時過紀州（松平茂承）様御登　城、御休息へ被為　入、御下段ニテ　御対顔、御茶・御菓子上ル、御小性御給仕、暫く　御咄等被遊御退坐、
　但御休息御褥斗リ御上段へ寄セ置ク、御刀掛ハ平之通リ出居候、
一、中納言（徳川茂承）様兼テ　御約束被遊候千珠初代御刀身三刀、御城附より受取、入　御覧候処、生身千珠樋有之方長サ弐尺四寸壱分有之分、思召ニ入、右御刀御上ケ相成候様久右衛門へ申聞、跡ニ刀ハ直ニ同人へ戻し申候、

同九日
一、昨日之御刀身、御内々紀州（松平茂承）様より御献上ニ相成、御使御小性頭取伊達内蔵助御口上申述候、右御披露申上候段、同人へ達ス、
一、御刀文珠重国　壱腰
　　長サ二尺四寸壱分、反リ七分、
一、一橋（慶喜）中納言様御坂着ニ付、御休息へ被為入御対顔、御茶・御菓子等上ル、相済御退坐、

同十日
一、六半時御供揃ニテ　出御、御同所講武所へ被為　成、槍劔銃隊等　御覧有之候、

同十一日
一、五時御供揃ニ而出御、桜御門外より　御乗馬、御早召ニテ天保山へ被為　入、御台場所々　御巡覧被遊、九時比御船亘敷段申上リ、同所沖合

ニ而理魚（鯉カ）丸蒸気船へ被為　召、無程　御出帆、
八半時比摂州兵庫港へ　御着船、夫より　御上陸、湊川御台場等所々　御覧被遊、相済テ蒸気船へ　御召移　御碇泊被遊候、
但陸路御早召之節、御供一同騎馬、
御召船ハツテイラニテ
御上陸之節御供、
丹波守（野村貫三郎）
摂津守（鈴木）
伯耆守（池田）
壱岐守（大久保清次郎）
御別船御供
安房守（諏訪）初
御小性一同
御小納戸

同十二日
一、朝六半時過、兵庫港　御出帆、摂播淡海岸御固場所御遠望、紀州友ヶ島手前より御乗戻し、九半時泉州堺沖へ　御着船、無程御迎船麒麟丸へ　御召移、堺浜役所へ　御上陸、役所ニテ献上之生魚等　御覧、夫より　御歩行ニテ堺奉行御役宅へ被為　成、御猶予有之候、御供之者二番貝ニテ一同乗立、無程宜段申上リ、其節中納言（一橋慶喜）様へ　御対顔、相済、御乗馬御道書之通、天下茶屋にテ御小休、夕七半時頃　還御、
一、中納言様ニも御同船ニテ被為　入候、
一、御早召之節、騎馬御供御小性十三人、
一、天保山御先へ御小性頭取共三人、

同十三日
一、八半時過御休息へ一橋（慶喜）様被為　入　御対顔、
御用有之相済、
御手自御手目録
縮代　金三百両
右被進候、
一、八半時過紀伊中納言（松平茂承）様御休息へ被為　入、御茶・御菓子被進、夫より　御両方様へ　御酒・御吸物・御肴品々上リ、御小性御給仕、御家老・御用人・御側向・御城附迄被為　召御休息、御下段御入側ニ而御酒・御吸物・御肴等被下、銘々へ御酌ニ而　御猪口被下相済、
御手目録
縮代　金三百両
御野袴
右御手自被為　進候、
縮　三反ツヽ　御家老
同　二反ツヽ　御用人
同　壱反ツヽ　御側向へ
但伊達内蔵助へハ二反被下、
同弐反ツヽ　御城附
同壱反ツヽ　寄合格
右之通　御手自ら被下、相済御退坐、中納言様へ御坐之間ニ而御三度目御膳被進、御小納戸御手長ニ而給仕、御附ニテ御給仕差上候事、
一、御交肴　一台
一、大台様御菓子　同
右紀州様より被進候、
一、紀州様御家来姓名

御家老
水野大炊頭（忠幹）
佐野出羽守
岡野伊賀守
下条伊豆守
橋本六郎右衛門
御用人
広田李右衛門
藪九郎太郎
江川左金吾
斉藤政右衛門
坂部惣太夫
向笠三之助
小出平九郎
御勘定奉行
小浦惣内
御小性頭取
伊達内蔵助
森志摩
山田孝次郎
津田三助
井田民之丞
海野九郎七
御小納戸頭取
十倉本輔
高井善助
服部五十二
御小性
中村与一郎

井田岩次郎
岡権四郎
堀田長蔵
竹田護太郎
橋本孫左衛門
内藤甚五右衛門
妻木加左衛門
御小納戸
津田直太郎
荒巻左五郎
高橋直次郎
美濃部大弐
栗原新平
西山乾
川村右左衛門
渡辺一学
松本立助
渋谷幸左衛門
村井正太郎
御城附
村井久左衛門
寄合格
森八右衛門
御旅館掛
大竹善助
窪田半蔵
津田兵弥
渡辺魯輔
引

右之通リ、

同十四日

一、御坐之間　出御、
御書院番頭幷組頭へ、
一、御手綱御下緒被下、
同組之者へハ
一、御下緒被下、
御小性組番頭幷組頭、組之者
右同断、

一、七半時過　御坐之間　出御、
御城代　御定番　加番　大御番頭
町奉行　御目付
右被召出、御酒・御吸物・御肴等被下、御酌ニテ銘々へ御盃被下、御城代・御定番へハ　御手自　御三所物　被下之、

同十五日

一、紀州様(徳川茂承)より左之通リ御側衆初被下候、
黄金壱枚　伊賀守(跡部良弼)殿
越後縞　下野守(土岐朝昌)殿
同白晒シ
御小性頭取
越後縞二反ツヽ、木村紀伊守
同　白さらし　初六人
御小性
同　二反ツヽ、室賀伊予守(正容)
同　同　初廿二人
御小納戸頭取
朝倉播磨守(俊徳)
右同断

初四人
御小納戸
同　壱反ツヽ、服部筑後守
初廿六人
右之通紀州様より思召ニ而被下候旨、伊達内蔵助持参ニ付、下野守殿御咄申入、御聴ニ頂戴仕候事、
但紀州様へ御礼之儀ハ、文通ニ而伊達内蔵助迄申遣候様、下野守殿被御申聞候、

一、八半時頃和泉守(水野忠精)殿御休息へ被　召、御手自左之御品被下候、
御鐙
御三所物
右之通リ、
御紋附御二所物、
右御手自稲葉兵部少輔(正巳)殿へ被下候事、

一、九ツ時過　御坐之間　出御、
井伊掃部頭
右被　召出　上意有之引、
松平伊豆守
右同断相済而、御白書院へ　出御、御上段御着坐、役人被　召出　上意有之、御下段立御、大御番一同　御目見相済而　入御、又候御坐之間　出御、
井伊掃部頭
榊原式部大輔
右被　召出縮御帷子地一巻ツヽ、被下、相済引、

一、熊虎皮二枚紀州様へ　被為　進候ニ付、文通ニ而内蔵助(伊達)方迄申遣候様下野守殿被申聞候、

一、今日紀州様御登　城、御休息ニ而　御対顔、
御手自御根付時計被為進候、

同十六日、雨、昼後晴、
一、今朝　御発駕前ニ紀州様（松平茂承）・一橋様（慶喜）御登　城、
御対顔被遊候事、
一、今日五半時御供揃、四時過大坂　御城　御発
駕被遊、備前島御上リ場より　御乗船、安治川
通リ　御乗船、天保山沖合ニ而麒麟丸　御召移
リ、少々御猶予ニ而翔鶴丸へ　御乗船、七時過
御出帆、六時比紀州加太浦港へ　御着船、同港
へ　御碇泊、

同十七日、晴ル、
一、今朝六時頃同港　御出帆、紀之海　御通船、
昼九時比紀州大嶋浦　御着船、御上陸、同所
錦紅山無量寺へ　御立寄、御召湯等　被遊、
御供一同も入湯致し、御二度目後八半時頃　出
御、翔鶴丸　御召船へ　被為　入、無程御出帆
被遊候処逆風ニ相成、同国浦上浦と申港へ　御
碇泊、

同十八日、晴ル、
一、朝五ツ時比同所御出帆、紀ノ海　御通船、伊
勢路海上　御通船、同日　御碇泊無之、直ニ
遠州灘終夜　御通船、夜之内相模灘へ御掛リ、
翌十九日朝五時過浦賀港へ　御着船被遊候、

同十九日、朝雨、四時より晴ル、
一、今日五時過浦賀港へ　御着船、浦賀奉行御船
へ罷出　御目見、相済而　御端舟へ被為　召、
魚猟等　御覧被遊、九時頃　御上陸、御役宅へ
被為　入、御膳上ル、
一、御供当・非とも代リ合下宿致し、入湯等致し、
明番之者ハ支度次第　御軍艦へ乗組、当番ハ御
供ニ而同所浦賀港所々砲台　御覧被遊候、御供
致し、八半時比　御端舟へ　被為　召、又々魚
猟等被　仰付、夫より　御釣も被遊、夕刻　御
軍艦へ　御乗船、御碇泊、

同廿日
一、今暁七時比浦賀港　御出帆、六半時比品川沖
へ　御着船、五時比より御端舟へ　御召移リ、
五半時過浜御庭へ被為　入候、御出迎之御老
若衆・御側衆　御目見被　仰付、夫より御老若
ハ御先へ被戻候、中島御茶屋ニテ御釣被遊、所々
御庭内　御一覧、四時過御二度目上リ、御挟箱
出御供宜敷段申上リ、御駕籠ニ而御道書之通
リ田安仮御殿へ益御機嫌克　還御被遊候、
一、還御ニテ於御休息御熨斗上ル、御膳番差上之
相済　御座之間　出御、御熨斗鮑御小性差上之
相済　入御、
一、田安仮御殿迄御供仕、一旦　御目見仕、直ニ
退出、夕八半時過帰宅致候事、
六月五日比
一、御厩御馬不残着、御預リ御馬も着致し候得共、
御預御止メニ相成候ニ付、別当斗リ戻リ候事、
但御馬ハ其儘着直ニ返上ニ相成、

同十二日
一、今日家来一同幷荷物共無別条、八半時比到着
致候事、
右之通ニ候得共、委しく別帳ニ留略ス、

※以下、家茂の三度目の入京の記事を抜粋して掲載する。

（表紙題箋）「昭徳公事蹟　二」
（中表紙）「赤坂御在住中御言行大意
従文久二戌年七月八日
至元治二丑年六月廿五日
昭徳公事蹟　巻二　」

昭徳公事蹟
（中略）
元治二丑年正月十一日
（中略）
五月十六日
一、毛利大膳父子（敬親・元徳）　御征伐トシテ、今日江戸城
御進発被遊候、此度之　御旅行　御軍装ニ付、
御日合モ相掛、就テハ道中筋古戦場幷名所旧跡
跡等モ御尋被遊候、
但　御泊城之事、尤城主々々へ　御目見等
被　仰付候得共、表向之儀ニ付略ス、

閏五月廿二日

一、大津宿ヨリ直ニ京地施薬院へ被為　成、御
衣冠被為　召、九ツ時ヨリ　御参内、翌朝六
時過　還御、御所ヨリ直ニ二条　御城へ被為
入、御泊城被遊候、

同廿四日
一、今日二条　御発城、九時過伏見御役宅へ被為
入　御一泊被遊候、

同廿五日
一、伏見　御発途淀川通　御乗船、夕六時比大坂
御着城被遊候、
（後略）

（表紙題箋）
「昭徳公事蹟　八」
（中表紙）
「従慶応元丑年九月十六日
至　同　年十二月廿五日
昭徳公事蹟　長防進発布告之部　巻八」

昭徳公事蹟
毛利大膳（敬親）征伐之記

慶応元丑年
九月十三日
大目付
御目付へ相達候書付

一、今般　御上洛被遊候節、当地残居候面々ハ御
発途前一旦登　城、御機嫌相伺候上、左之場
所々々へ罷出、御見送可被致候、

御玄関御拭縁
御三家方（徳川玄同・茂栄、徳川茂承）
御玄関前
溜詰
同格
追手御門内
万石以上之面々
同御門外
万石以上之面々

右之通可被心得候、尤御城代（牧野貞明）始地役之面々ハ
御着坂之節罷出候場所々々へ罷出、御見送可
申候、

一、御下坂之節モ同様可被心得候、

右之通向々へ可被達候、
九月十三日

同十四日
一、御上洛被遊候ニ付、御参　内之節ハ御供之
面々野羽織着用可致候、其外ハ都テ陣羽織着用
候様相達置候処、御供之面々大阪（ママ）ヨリ野羽織着
用候様、向々へ可被達候事、
九月十四日

右之通大目付・御目付へ相達候事、

右御書付途中ニテ承知致シ候事、

九月十六日、周防守（松平康直）殿御渡、

一、今般　御上洛ニ付、万石以下御供之面々在京
中賄方之儀、都テ去子年　御上洛之通ト相心得
候様相触候処、差支之筋有之候ニ付、市中寺院
旅宿之分ハ一日一人白米六合宛之積ヲ以、梅干・
香之物之内一品相添、其宿主ニテ焚出シ、右代
料之義ハ頭支配ニテ取集次第、京都町奉行（小栗政寧・瀧川元以）へ引
渡候様可被致候、

一、御城内幷市中見廻リ組明屋敷之分、其外諸御
役宅組邸寄宿之向ハ、当夏　御廻京之節之通、
食札印紙引替ニテ受取候様可被致候、尤代料之
儀ハ追テ御勘定奉行ヨリ相達ニテ可有之候、

右之趣、万石以下京地御供之面々へ不洩様可被相
触候、
九月

右御書付伏見ニ於テ出候由ニテ、土佐守・安芸守
ヨリ廻文ニテ差越、夫々申合候事、

九月十六日、豊後守（阿部正外）殿御渡、
大目付
御目付へ相達候書付

一、明十七日　御上洛為御歓　勅使登　城、御
対顔有之候、御用有之候者之外ハ、御席へ罷出
候ニ不及候、御席へ罷出候御供之面々、熨斗目・
麻上下着用可被致候、尤万石以上之面々ハ不及
出仕候、
但老中・若年寄中・高家ハ衣冠着用之事、

一、御席へ不拘面々ハ、野羽織着用可致候、

一、相済テ両卿猶又登　城、自分之御礼老中謁候事、
但御席へ拘リ候面々、熨斗目・麻上下着用
之事、

右之趣、御供之面々へ可被達候、
九月

九月十八日、豊後守（阿部正外）殿御渡、
一、来ル廿一日巳刻　御参　内被遊候様、御所
大目付
御目付へ相達候書付
ヨリ被　仰出候、万石以上之面々供奉相勤ニ不
及候、御供相勤候面々着服之儀、当閏五月　御
参　内之節之通可被心得候、
但老中・若年寄中・高家ハ衣冠着用之事、
一、殿中着服之儀ハ、御供ニテ上京之面々ハ野羽
織着用、当地ニ罷在候者ハ可為平服候、
右之趣、向々へ可被達候、
九月
右之通大目付・御目付へ相達候事、
九月

同日、御同人（阿部正外）御渡、
大目付
御目付へ
一、明十九日　禁裏御所御始ヨリ　御使ヲ以被進
物有之候、於大広間　御対面、御礼之儀　御直
ニ被　仰上候間、御席へ罷出候面々着服之義、
去子年之通可被心得候、此段相達、可然向々へ
可被達候、
九月

九月十九日、豊後守（阿部正外）殿御渡、
大目付
御目付へ
一、明後廿一日　御参　内被遊候節、御供之面々
へ、去子年之振合ヲ以御賦被下候間、人数書早々
御勘定所へ可被差出候、尤奥向之分ハ施薬院、
其余ハ同所最寄町家へ相廻シ置候間、人数書持
参為受取相越可申候、
右之趣、御供之面々へ可被相触候、
九月

一、明廿一日　御参　内被遊候ニ付、
御供揃　五半時
右之通被　仰出候間、此段向々へ可被達候、
九月廿日
御小性頭取（野村貫三郎・内藤正信）衆　御勘定奉行

一、今般　御上洛ニ付御供被　仰付候向、御銘々
幷御小性衆共、上下人数、自分荷物等巨細御取
調、今日中御差越有之候様存候、此段及御達候、
九月十三日

九月十三日、御目付ヨリ差越候旨、御小納戸頭取（須田盛庸・野田守兼・横山一路・荒尾盛憲）ヨ
リ差越ス、
二人へ
人足　一人宛　御目見以上
人足　一人宛　奥御医師へ
二人へ
人足　一人宛　奥坊主
吹上砲術方
四人へ
人足　一人宛　奥表六尺
右之外、布衣以上幷五百石以上之面々、手人持
越候筈ニ候得共、相雇度向ハ人足二人迄ハ相雇
不苦候、尤右ハ七倍五割之賃銭追テ上納之積リ、
雇幷被下之分共、当日ハ人足数認メ候印鑑宿方
へ差置候積リ、御道中之通リ相心得可申候事、
九月

御小性
十八人
右従者
百三十六人
荷物
両掛二十荷
合羽籠十八荷
右ハ伏見、夫ヨリ京都へ　御先へ罷越候ニ付、
明十四日大坂表出立、八軒家ヨリ淀川通乗船致
シ候間、右船之刻限、其外差支無之様相廻候様、
其筋へ御達可被成候、御承知之趣、御下ヶ札ニ
テ御申聞可被成候、以上、
九月十三日　野村丹後守（貫三郎）
内藤土佐守
左之通下ヶ札幷別紙ニテ答来ル、
下ヶ札
御書面之趣致承知候、尤八軒家船場迄持出
之儀ハ、別紙之通御心得可被成候、
別紙左之通、
今般　御上京之節、御供之面々へ被下人足之
儀、当地ニテハ銘々旅宿へ不差廻候間、手人
ニテ八軒家船場迄持出候様可被致事、
九月

九月十九日、豊後守（阿部正外）殿御渡、
大目付
御目付へ相達候書付
一、明後廿一日　御参　内被遊候節御供之面々へ、
去子年之振合ヲ以御賦被下候間、人数早々御勘
定所へ可被差出候、尤奥向之分ハ施薬院、其余

ハ同所最寄町家へ相通置候間、人数書持参、為受取可申候、
右之趣、御供之面々へ可被相触候、
九月

九月廿日、御同人（阿部正外）御渡、
大目付御目付へ
一、明廿一日　御参　内被遊候ニ付、
御供揃　五半時
右之通被　仰出候間、此段向々へ可被達候、

九月廿二日、周防守（松平康直）殿御渡、
大目付御目付へ
一、明廿三日、京地　御発駕、淀川通　御乗馬ニテ、大坂表へ被為　入候、尤五ツ時之御供揃ニ候、此段御供之万石以上以下之面々へ可被達候、
九月

九月廿二日、豊後守（阿部正外）殿御渡、
大目付御目付へ
一、明廿三日当地　御発駕、淀川通　御乗船ニテ、直ニ被遊　御下坂候ニ付テハ俄之儀、船幷人足寄集方差配モ可有之候間、御供役々ハ乗船、其余御用物幷銘々荷物之分、可成丈陸廻シ之積リ、尤御列ニ相立候役々幷御警衛之外ハ、後日出立之積リ可被心得候、
右之趣、御供之面々へ可被達候、
九月

同日、御同人（阿部正外）御渡、
大目付御目付へ
一、今般　御下坂ニ付テハ、御供役々昼食之儀、銘々腰兵糧之積可被相心得候、
右之趣、御供之面々へ可被達候、
九月

大坂ニテ
九月廿三日、伯耆守（松平宗秀）殿御渡、
大目付御目付へ
一、今廿二日二条　御発駕、伏見ヨリ淀川通御乗船、今晩大坂御城へ　還御被遊候、此段御供万石以上・以下之面々へ早々可被達候、
一、右ニ付、御目見場所之儀ハ先般　御発途之節之通可被心得候事、
九月廿三日
右之通大目付・御目付へ相達候事、

十月二日、周防守（松平康直）殿御渡、
大目付御目付へ
一、御進発御供之面々御手当金銀之義、於江戸表六ヶ月分被下候処、最早月切ニ相成候ニ付、当十月分ヨリ月割ヲ以御渡相成、尤小給之者共、月々雑用金幷諸職人日当御手当共、以後ハ月々御渡ニ可相成候間、受取方之儀ハ御勘定奉行・同吟味役へ可被承合候、
右之趣、万石以上・以下、御供之面々へ可被相触候事、
十月

同日、伯耆殿（松平宗秀）御渡、
大目付御目付へ
一、今般京師被　仰上候趣モ有之候ニ付、明三日六半時之御供揃ニテ当地　御発途、伏見へ被為入御泊、夫ヨリ東海道　還御可被遊旨被　仰出候、尤御供之面々野羽織着用可致候、
右之趣万石以上以下之面々へ早々可被相触候事、
十月二日

同日、周防守（松平康直）殿御渡、
大目付御目付へ
一、明三日当地　御発途ニ付、御供ニ被召連候者之外、大坂表為御警衛相残リ可申候、紀伊中納言殿当分御在坂、且伯耆守殿・増山対馬守殿儀モ在坂ニ付、都テ紀伊殿御指揮、伯耆守・増山対馬守差図ヲ受可申候、尤早々交代之者差登候間、其心得ニテ可罷在候、
右之趣、御供之面々へ早々可被相触候、
十月

同日、周防守（松平康直）殿御渡、
大目付御目付へ
一、此度御供致シ罷下候万石以下之面々道中賄方之儀、上下トモ一人ニ付一泊銭三百文、昼百四十八文之当リヲ以、昼之分ハ弁当泊宿ニテ申付、持参可致候、右旅籠代ハ、帰府之上上納候積ヲ以、差向御代官へ仕払方申渡候間、泊宿ニ於テ御役名・姓名・上下人数相認メ、布衣以

上ハ家来、同以下ハ当人調印之書付相渡置候様
可被致候、尤　御旅館御警衛等御配ハ先達テ之
通被下候間、其段可被相心得候、
右之趣、万石以下御供之面々へ可被相触候、
十月二日

同日、御同人（松平康直）御渡、
大目付
御目付へ

一、今般　還御被遊候ニ付テハ、当五月中　御上
坂之節御供致シ候面々被召連候間、銘々必用之
品而已持越可申、尤残リ荷物之義ハ、伏見御立
払後、翌々日幷其翌日ト割合差立候様可被致候、
此段御供之面々へ可被達候事、

一、今般　還御之節御供之面々御当日人足遣方之
儀、五百石以上雇人足ハ二人ニ限リ、被下人足
ハ都テ此程　御上京之節之通相心得可申、尤伏
見迄ハ荷物船廻ニ付、宰領之者差添、八軒家船
場迄手人ニテ差出候様可被致候、
十月

同日、御同人（松平康直）御渡、
大目付
御目付へ

一、今般　還御可被遊旨被　仰出候ニ付、御用物
ヲ始メ、御供役々通行モ不少道中筋混雑ハ勿論、
人馬継立方差支可申ニ付、東海道筋通行之儀ハ
明三日ヨリ見合候様可致、尤中仙道之方通行ハ
不苦候得共、大津・草津両宿ハ双方落合之宿方
ニ付、不差急義ハ可成丈ヶ見合通行可致、且東
海道筋下リ之分ハ、此節ヨリ御供役々大坂表立
払済、三日相立候ハヽ先々差支不相成様、通行
之儀ハ不苦候、
右之趣、向々へ可被相触候、
十月二日

同日、伯耆守（松平宗秀）殿御渡、
大目付
御目付へ

一、今般　還御之節御供之面々御当日人足遣方之
儀、五百石以上雇人足ハ一人、被下人足ハ都テ
御上京之節之通相心得可申、尤伏見迄ハ荷物船
廻シニ付、宰領之者差添、八軒家船場迄手人ニ
テ差出候様可被致候、
右之趣、万石以下御供之面々へ可被相触候、
十月二日

同日、
大目付
御目付へ

一、今般　還御ニ付、御供役々被下幷雇人足共、都
テ最前相触候通、印鑑ヲ以人馬為差出、尤雇人馬
之分ハ七倍五割賃銭追テ上納之積可被心得候、
右之趣御供之面々へ可被相触候、
十月二日

十月三日、周防守（松平康直）殿御渡、
大目付
御目付へ

一、今般　還御可被遊旨、昨日被　仰出候処、
京都被　仰立候儀モ有之候ニ付、　還御之儀ハ
御沙汰止、伏見へ　御滞留可被進旨被仰出候、
右之趣、向々へ早々可被相触候、
十月三日

大目付
御目付へ

一、御所へ被　仰上候趣モ有之候間、即刻之　御
供揃ニテ、伏見　御発途、　御上洛可被遊旨被
仰出候、此段万石以上・以下、御供之面々へ早々
可被相触候、
十月四日

十月四日、周防守（松平康直）殿御渡、
大目付
御目付へ

一、先達テ　御上洛御供之面々へ、格別之訳ヲ以、
別紙之通在京中御手当被下候間、受取方之儀、
御勘定奉行・同吟味役へ可被談候、
右之趣、先達テ京地御供相勤候万石以下之面々へ
可被達候事、
十月

別紙

銀弐拾弐枚　御小性頭取（須田盛庸・野田守兼・横山一路・荒尾盛憲）
同十三枚　御小納戸頭取
　御小姓
　御小納戸
　二丸御留守居格
同十六枚　奥儒者
同八枚　奥医師
　吹上砲術方
金壱両弐分　草屋久平
　外二人

同三分　　奥六尺
同弐両弐分　伊沢立輔
　槍劔砲術
　両御番格
同七両弐分　奥詰
　同
　新御番格
　大御番格
同六両弐分　奥詰
　小十人格
同四両弐分　奥詰
同壱両　吹上砲術方
同三分　御風呂屋六尺

十月七日、周防守(松平康直)殿御渡、
大目付
御目付へ
一、此程御用多ニテ、夜中迄居残リ候ニ付、四時過候ハヽ老中始役々幷泊番之面々へ御湯漬、御城内勤番之向へハ御賦被下候、尤右之刻限相成候ハヽ、人数書等其時々御勘定奉行へ可被差出候、
右之趣御供之面々へ可被相触候、
十月

同日、御同人(松平康直)御渡、
大目付
御目付へ
一、松平肥後守事、兼テ御政事御相談之儀被　仰出候処、当今不容易御時節ニ付、猶又厚申談、無伏蔵十分ニ取計候様被　仰出之候、
右之通被　仰出候間、為心得万石以上・以下之面々へ可被達候、
十月

十月八日、周防守(松平康直)殿御渡、
大目付
御目付へ
一、今般　還御可被遊旨被　仰出候ニ付テハ、御用物ヲ始、人馬継立方差支可申ニ付、東海道筋通行之儀ハ、当月三日ヨリ見合候様可致旨相達候処、還御御沙汰止、御上洛被遊候間、平常之通通行不苦候、
右之通向々へ可被相触候事、
十月

九月十三日、
一、今般　御上洛ニ付御道筋左之通、
追手御門ヨリ右へ、御堀端通リ筋、銅御門
外喰違口備前島　御召場ヨリ御船被為召、
淀川筋　御乗船、伏見豊後橋ヨリ被為上、
伏見奉行御役宅へ被為　入御一泊、
翌日御発途、
伏見奉行御役宅表門ヨリ右御役宅前通リ、左へ京町通リ、稲荷境内愛染院　御小休、夫ヨリ伏見街道ヨリ左へ、五条橋　御渡右へ、寺町左へ、四条通リ右へ、烏丸左へ、三条通右へ、西堀川三条口ヨリ二条　御城へ、
　御参　内之節、
東御門ヨリ左へ、竹屋町通リ右へ、中立売御門通リ左へ施薬院、夫ヨリ　御参内、
還御御道筋如元之二条　御城へ、
　二条　御発途、
東御門ヨリ二条通リ右へ、烏丸左へ、四条通リ右へ、寺町左へ、五条橋　御渡リ右へ、伏見街道稲荷境内裏道通リ、愛染院　御小休、夫ヨリ左へ、京町通リ伏見奉行御役宅へ　御一泊、
　翌日　御発途、
如最前御船ニ被為　召、大坂　御城　還御、
右之通リ伺相済申候、依之御達申候、以上、
　御進発掛
九月　　御目付中

二条
九月十六日、御小納戸頭取(須田盛庸・野田守兼・横山一路・荒尾盛憲)ヨリ差越ス、
一、御上洛御供御小姓・御小納戸供連人数早々承知致シ度旨、町奉行申聞候、依之御達申候、
以上、
　御進発掛
九月　　御目付

九月廿二日、豊後守(阿部正外)殿御渡之旨、御目付ヨリ差越候旨、御小納戸頭取(須田盛庸・野田守兼・横山一路・荒尾盛憲)ヨリ差越ス、
一、明廿三日当地　御発途、淀川通リ　御乗船ニテ、直ニ被遊　御下坂候ニ付テハ俄之儀、船幷人足寄集方手配モ可有之候間、御供役ニハ乗船、其余御用物幷銘々荷物之分ハ可成丈陸廻シ之積リ、尤御列ニ相立候役々幷御警衛之外ハ後日出立之積可被心得候、
右之趣御供之面々へ可被達候、

九月

十月二日、御小納戸頭取ヨリ差越ス、（須田盛庸・野田守兼・横山一路・荒尾盛憲）

御昼休　御泊
枚方　伏見
御休泊共　大津
草津　水口
坂ノ下　亀山
御休泊共　四日市
御休泊共　桑名
同　宮（佐屋廻り）
池鯉鮒　岡崎
御休泊共　吉田
荒井　浜松
見附　掛川
金谷　田中
御休泊共　府中
興津　吉原
御休泊共　沼津
箱根　小田原
大磯　藤沢
神奈川　御着

一、今般　還御之節、御供御小性・御小納戸御当日雇幷被下人足共一人遣候テモ跡立荷物之節、馬一匹カ人足二人カ相雇候儀出来候哉、且御当日雇人足遣ヒ不申者ハ、跡立之節馬一匹カ人足二人カ相雇宜候哉、此段及御問合候、以上、

十月二日　野田下総守（守兼）

一、今般　還御之節、御小性・御小納戸部屋住之者ハ、布衣ニハ候得共、御成掛願済ニテ、三百俵高ニ付人足被下候間、此度ハ当日人足一人遣ヒ候義ト相心得申候、此段御達申候、以上、

十月二日　野田下総守

十月二日、御小納戸頭取ヨリ差越ス、（須田盛庸・野田守兼・横山一路・荒尾盛憲）

一、阿部豊後守（正外）殿・松前伊豆守（崇広）殿　叡慮之趣被為　在候ニ付、官位被　召上、於在所謹慎　御沙汰相待居候様、従　御所被　仰出、依之御役御免被成、在所へ罷越慎可罷在旨、昨朔日　被仰出候事、

十月

十月八日、御小納戸頭取ヨリ指越ス、（須田盛庸・野田守兼・横山一路・荒尾盛憲）

御目付衆
御城外構（構）
丹波口
嵯峨口

右二ヶ所之義ハ、暮六時ヨリ通行不相成候得共、万一非常之節ハ、最寄之御小性・御小納戸共、右二ヶ所ヨリ通行致度存候、尤家来ハ召連候義難相成候得ハ、供人残置候テモ不苦候間、出入共通行相成候様致度候、依之及御掛合候否、御下ヶ札ニテ御申聞可被成候、以上、

十月　須田淡路守（盛庸）
野田下総守（守兼）

下ヶ札
御書面之趣ハ非常之模様ニ寄リ、支配向之者差出候間兼テ御門番へハ相達不申、尤独歩之積御心得可被成候、

十月十一日、周防守（松平康直）殿御渡、
大目付
御目付へ

一、此度格別之被為蒙　御寵命、御受ハ被　仰上候得共、何分不容易御時節ニ付、一橋中納言（慶喜）殿へ御政務御輔翼（カ）之儀被　仰出、別テ十分ニ御助力被在之候様被　仰出候、

右之通一橋中納言殿へ被　仰出候間、御供万石以上・以下之面々へ可被達候、

十月

十月十六日、壱岐守（小笠原長行）殿御渡、
大目付
御目付へ

一、此程御用多ニテ、四時過迄居残候節ハ御湯漬被下候旨、相達置候処、以来通勤之者へハ引上ケ、夜ニ入候得共、御湯漬可被下候、泊番幷御城内勤番之向ハ、是迄之通相心得、尤御勘定所へ断書其時分差出受取候様可被致候、且又四時過候テ、尚時刻可押移模様ニモ候ハヽ、通勤之者へモ猶又御湯漬可被下候間、其時々断書勘定所へ可被差出候、此段御供之面々へ可被達候、

十月十六日

同日、御同人（小笠原長行）御渡、
大目付
御目付へ

一、松平周防守（康直）事、御役　御免、前々之通帝鑑之間席被　仰付候、此段為心得向々へ可被達候、

十月十六日

十月廿二日、伯耆守（松平宗秀）殿御渡、
一、阿波守（板倉勝静）事、伊賀守ト可致旨被　仰出候間、此段向々へ可被相触候事、
大目付
御目付へ
十月廿六日

十月廿四日、御同人（松平宗秀）御渡、
一、御供在京之面々、於途中堂上方へ行逢候節、礼節不取失様、兼テ其心得可有之候得共、猶末々ニ至ル迄厚ク心附候様可被致候、
大目付
御目付へ
右之趣、御供之面々へ可被達候、
十月廿四日

十月廿九日、伯耆守（松平宗秀）殿御渡、
一、来月三日、京地　御発駕、伏見ヨリ御船ニ被為　召、淀川通　御乗船、大坂表へ被為　成候旨被　仰出候、尤暁七時之　御供揃ニ候、此段万石以上・以下、御供之面々へ可被相触候、
大目付
御目付へ
右之通大目付・御目付相達候事、
十月廿九日

十月晦日、伯耆守（松平宗秀）殿御渡、
一、今度　御下坂ニ付、御供之面々御当日ハ勿論、前日立之分共、人馬遣方之儀ハ当九月御上洛之節之通相心得差向候、御用物之外、残荷物之分ハ後日日割ヲ以陸路差立候積リ、右割合方左之通、

御発途翌日
三兵役々講武所
三日目
布衣以上雇人足
同以下自分荷物
四日目
残役々幷向々御用物

右之通可被心得候、
右之通御供之面々へ可被相触候、
十月
右之通大目付・御目付へ相達候事、
十月晦日

一（アキマヽ）
大目付
御目付へ
人足　一人ツヽ　（御小性ヨリ小十人マテ）
二人へ
人足　一人ツヽ　（御徒諸組与力同心）
御目見以上
二人へ
人足　一人ツヽ　（陸軍役々幷講武所方役々別手組）

其外略ス、
右之外、布衣以上幷五百石以上之面々ハ、銘々手人ニテ相越候筈ニ候得共、相雇度向ハ、人足二人迄ハ相雇不苦候、尤右相雇候分ハ、七倍五割之賃銭追日上納之積、尤雇幷被下候分共、人足数認メ候印鑑宿方へ差立候様可被致候事、
右之趣御供之面々へ可被相触候事、
十月
右之通大目付・御目付へ相達候事、
十月晦日

十月晦日、伯耆守（松平宗秀）殿御渡、
大目付
御目付へ
一、万石以下御供之面々召連候人数之儀ハ、慶安度御定半減之積向々へ相達置候処、格別憤発人数余分ニ召連候者モ有之、是迄之御扶持方幷御手当金銀被下方之振合ニテハ不都合ニ付、以来一同御賄被下、乗馬飼料ハ可被下候間、五百俵以上之者へハ御扶持方ハ不被下、御手当金銀之儀ハ素ヨリ可被下御定無之候処、格別之訳ヲ以　御発途前夫々一同へ御割合被成下、猶又月割ヲ以可被下之処、前段之次第ニ付、是又五百俵以上之者へハ召連候人数ニ応シ相当ニ割合可被下、四百俵以下ノ者へハ御手当御扶持方是迄之通被下、尤兼テ江戸表ニ於テ相達候通、粮米之分差引相渡候積、且諸組同心以下へハ一ヶ月雑用金弐分宛別段増被下候、
但今般　御上洛御供之面々賄方之儀、宿主幷受負人御代官焚出之分共、蒲団・行灯火入之類損料物、焚炭灯油代共、当地町奉行所ニ於テ御払下被成下候間、其旨相心得、尤炭ハ一日目方百六十目、油一ヶ所三勺三才之積是迄買上、相用候者ハ右当リヲ以代料御下ヶ渡相成候間、巨細取調、町奉行所へ可被申立候、

右之趣、向々へ可被達候事、
十月

右之通大目付・御目付へ相達候事、
十月晦日

御小性
十五人
上下惣人数
百二十人
其外荷物共

右之船
五十石積ニ候者　七艘
三十石積ニ候者　十艘

右ハ明後二日昼比京地出立、伏見ヨリ大坂へ為御先番罷越候ニ付、右船々伏見へ八時迄ニ無差支相廻シ候様、其筋へ御達可被下候、御承知之趣、御下ヶ札ニテ御申聞可有之候、以上、

十月晦日　諏訪安房守（貫三郎）
野村丹後守

下ヶ札
御書面之趣致承知候、尤船数不足ニ付、上下人数三人ツヽニ相減、其余従者幷荷物共都テ陸路差立之積リヲ以、船数二艘相廻シ候様、其筋へ相達置候、此段及御挨拶候、

閏十月　小栗下総守（正寧）

御小性
十五人之家来
幷ニ小者迄
惣人数
百五人
銘々両掛一荷ツヽ

右之船
五十石積ニ候者　七艘
三十石積ニ候者　十艘

右ハ来月三日　御発途之節、銘々御供ニテ相越候家来御同勢入ニテ大坂へ相廻シ候ニ付、同日朝五ツ時迄ニ伏見船場へ相廻居候様、其筋へ御達可被下候、御承知之趣、御下ヶ札ニテ御申聞可有之候、以上、

十月晦日　諏訪安房守（貫三郎）
野村丹後守

下ヶ札
御書面之趣致承知候、尤集合積合之積リ、若船数不足ニ候ハヽ、従者荷物共陸路差立之積リ御心得有之候様存候、

丑十月　小栗下総守（政寧）

十月廿五日、伊賀守（板倉勝静）殿御渡、
大目付
御目付へ

一、明後廿七日　御参　内被遊候ニ付、
御供揃　五半時

右之通被　仰出候間、此段向々へ可被相達候、

十月廿五日

一、同日
大目付
御目付へ

一、明後廿七日巳ノ刻　御参　内被遊候様　御所ヨリ被　仰出候、万石以上之面々供奉相勤候ニ不及候、御供相勤候面々着服之儀、当九月　御参　内之節之通可被心得候、
但老中・若年寄衆・高家ハ衣冠着用之事、

一、殿中着服之儀、御供ニテ上京之面々ハ野羽織着用、当地ニ罷在候者ハ可為平服事、

右之趣、向々へ可被相触候、

十月廿五日

十月廿六日、伯耆守（松平宗秀）殿渡、
大目付
御目付へ

一、明廿七日　御参　内被遊候節、御供之面々へ御賦被下候間、人数書早々御勘定奉行所へ可被差出候、尤奥向之分ハ施薬院、其余ハ同所最寄町家へ相通シ置候間、人数書持参為受取相越可申候、

右之通御供之面々へ可被相触候、

十月

十月廿八日、伯耆守（松平宗秀）殿御渡、
大目付
御目付へ

一、今般御供之面々御手当向、改テ被　仰出候ニ付、於江戸表諸向御手当幷遠国御用御手当筋之儀、追テ御改革可被　仰出候、此段為心得、兼テ相達置候事、

右之趣、向々へ可被達事、

十月廿八日

十一月朔日、伊賀守（松平勝静）殿御渡、
大目付
御目付へ

一、明後三日　御下坂之節御供之面々幷御警衛共、
野羽織着用可致候、御下坂後ハ是迄之通リ陣
羽織着用之事、
但着服之儀ハソギ袖ニ不限、平常之服ニテモ
不苦候、
右之趣、万石以上・以下、御供之面々へ可被相達候、
十一月朔日

十一月二日、伯耆守(松平宗秀)殿御渡、
大目付
御目付へ
一、御進発中御供之面々諸拝借幷御貸附金、年延
被　仰付、御蔵米取之者札差共先前貸金之儀モ
同様引取不相成候、尤利足之儀ハ新古之無差別、
是迄之通勘定相立受取候積リニ候、
右之通江戸表へ相達候間、万石以下御供之面々
へ可被達候、
（後略）

（表紙題箋）
「昭徳公事蹟　九」

（中表紙）
「従元治二丑年七月朔日
至慶応二寅年六月廿八日
昭徳公事蹟　長防進発
滞坂中　巻九」

昭徳公事蹟

元治二丑年
七月朔日
（中略）

九月三日
（中略）

同十五日
一、今日六半時過大坂　御発城、御上洛被遊候事、
但備前島ヨリ　御船ニ被為　召、淀川　御
通船被遊、伏見駅豊後橋ヨリ　御上陸被遊、
四半時頃同所御役宅へ　着御被遊候、

同十六日
一、今朝五半時伏見御役宅　御発途、夫ヨリ御歩
行又ハ御乗馬ニテ、九半時頃二条　御城へ　着
御被遊候、
但御在京中　御参　内度々被遊候得共、外
ニ留可有之事故略ス、

同廿三日
一、六半時御供揃ニテ二条　御城　御発途被遊、
伏見宿ヨリ淀川筋　御通船、夜五時頃備前島ヨ
リ御上陸、大坂　御着城遊候、

十月三日
一、朝四半時過大坂　御発城ニ相成、御側向一同
御供ニ被　召連、夕六時頃枚方宿へ　御着、二
度目御膳上ル、無程同所　御発途、夜五ツ時比
夜中御旅行、尤御小休等モ有之、翌暁六ツ時比
伏見奉行御役宅へ　着御被遊候処、同所へ一橋(慶喜)
殿・玄同(徳川茂徳)殿・松平肥後守(容保)・松平越中守(定敬)等　御出
迎　着御、直ニ御対顔　御目見等有之、御用多
之御様子御供之者一同心配仕居候処、九半時比
俄ニ御上洛可被遊旨被　仰出候、八半時比伏見
御発途、夜六半時過二条　御城へ　着御被遊候、
但此俄ニ　御東下被　仰出候処、前文ノ通
御上洛被遊候、委シクハ其筋ニ留扣可有之
候間略ス、
一、御在京中色々御廉々ノ御義被為　在候得共、其
筋ニ留置可有之、且聢ト致シ候事共難計、旁
略ス、且御参　内モ被為　在候へ共、是又略ス、
但此度ノ御上洛ハ不容易廉々被為　在候
哉、昼夜　御心労被為　在候御様子奉伺、
甚心痛、乍恐　御心中之程、何共申上様無
御座候、併無御滞　御上坂ニ相成、奉恐悦
候、

十一月三日
一、今日二条　御発城、四時比伏見御役宅へ　着
御、同所四半時前　御発途、豊後橋　御上リ場
ヨリ　御船へ被為　召、淀川筋　御通船、夜六
半時比大坂備前島へ　御着船、直ニ　御上陸、
大坂　御城へ五時前　着御被遊候、
（後略）

【資料紹介　解説】

「昭徳公事蹟」[1]（以下「事蹟」とする）には、巻二の一部[2]、巻三[3]、巻四、巻八・九の一部で二条城に関する記述がある。本稿では、「事蹟」巻四の全てと巻二・八・九の一部を付して翻刻した。解説に当たっては、『研究紀要元離宮二条城』第四巻[4]に掲載した翻刻と重複する注記に関しては省略した。

1　「事蹟」巻四の概要

「事蹟」巻四は、一四代将軍・徳川家茂（一八四六－六六）が二度目の在京[5]の最中にあった元治元年（一八六四）二月一九日から、帰府した後の六月一二日までの出来事の記録である。

（1）参内

「事蹟」巻四に記載される期間に、家茂は六回参内した。以下にその概要を示す。参内に関して「事蹟」は、装束や参内に至る道程、随行する小姓らの名前、出来事を記載する。御所で行われた事柄の詳細は、『孝明天皇紀』[6]に記録がある。

元治元年三月七日、家茂は四時過に二条城を出て、九半時前に施薬院に入った。家茂は、「御丸弁当」を食べた後、将軍後見職の一橋慶喜（一八三七－一九一三）と対面し、共に参内した。家茂と慶喜は、小御所で孝明天皇（一八三一－六六）と対面した。家茂は右大臣への任官[7]に対する御礼品を献上した。武家伝奏からその目録が披露された。献上品の一つである馬が、同所の東の前庭で三回引き回された。その後、家茂は常御所で二献の盃を賜った[8]。その後、同一四日には、二条城で「御転任御加階」の祝儀が行われた。

三月九日に参内した家茂は、紫宸殿の南庭で行われる舞楽を、同建物の簀子庇から観覧した[9]。この後、家茂は御常御殿の御小座敷で天皇と対面し、その際には茶菓が出された。同所から退出した後、麝香間[10]で酒を伴う食事が振る舞われた。慶喜や上京の諸大名らに加え、御先番の従者までもそれぞれ別席で舞楽を観覧した[11]。

三月二四日の参内に於いて家茂は、御小座敷で天皇と対面し、菓子、茶を伴う酒宴に参じた。幕府からは文具等を献上した。この時には、前尾張藩主の徳川慶勝（一八二四－八三）と慶喜、諸大名や高家らも酒肴を賜り、俄かに武家伝奏の案内で御所の庭を拝見した[12]。

三月二九日の参内では、御常御殿の北東に設けられた茶室・聴雪[13]で酒宴が行われた。慶喜や政事総裁職の松平直克（一八四〇－九七）等が随伴した。家茂は、印籠と皆具五点を始め、什器や千代紙、茶菓子等を献上した[14]。

四月二九日の参内では、引き続き朝廷から幕府へ大政を委任する勅旨の請書が出された[15]。これは、同二〇日に下達されたものである。併せて幕府は、朝廷へ「御増貢米拾五万俵」を申し出た[16]。

五月二日の参内に於いて家茂は、小御所で天皇と対面し帰府を申し出て、受け入れられた。後、常御所で盃二献さらには茶菓を賜った。さらに朝廷からの頂戴物があった。一方、慶喜らは京都に留まることになった[17]。なお五月四日、上洛に従った奥向の者は前述の勅書と請（受）書の拝見を命じられた。

（2）御成

以下の御成は、三月二九日の参内の前後に行われた。

元治元年三月二八日に家茂は二条殿へ御成し、関白の二條斉敬と対面した。徳川茂徳、一橋慶喜、松平直克、老中方が随伴した。参内を始めとして常日頃より将軍に随行する御小姓や御小納戸に加えて、坊主や六尺らも召し連れられた。同所では菓子、茶が出された。家茂が食事をする際には、御小姓が傍に付いた。食事と共に酒が振る舞われ、斉敬が自ら詰合の小姓へも酌をした。

四月九日、家茂は中川宮朝彦親王の邸宅と近衛殿へ御成し、それぞれと対面した。中川宮では菓子と茶が出された。近衛殿では食事が振る舞われた。これまでの参内と御成と同様に、老中の水野忠精が随伴したことが確認できる[18]。

（3）対面

対面については、数多くある事例のうち一部を挙げる。

以下は公家衆との対面である。元治元年三月四日に家茂は、武家伝奏に拝命されたことの御礼のために登城した飛鳥井雅典と対面した。同一六日には、御表で堀河親賀と櫛笥隆韶、園池公静に菓子を出し饗応が行われている中、家茂

が出て対面した。四月七日には、橋本実麗が登城し、二条城の御休息で家茂と対面した。その際には、茶・煙草盆を出し、料理を振る舞った。

家茂の帰府の見通しがついた五月四日には、坊城俊勝、飛鳥井雅典、野宮定功らが二条城に登城し、菓子・茶・酒・吸物・魚を振る舞った。

次は、御三家と御三卿との対面等である。

三月六日に家茂は、御三家・前尾張藩主の徳川慶勝と御休息で対面した。慶勝は、その後の七月一九日に生じた禁門の変に伴い、長州藩の追討のため諸藩をまとめる征長総督に就くことになった[19]。

三月一七日に家茂は、御三家・紀州藩主の徳川茂承（一八四四－一九〇六）、と対面した。茂承は、家茂の跡を継いで紀州徳川家一四代となった。

御三卿の一橋慶喜は、水戸徳川家第九代徳川斉昭の第七子に当たる。三月二三日に家茂は、慶喜と御休息で食事を共にした。同二五日に家茂は、御座之間で慶喜と対面した。そこで、当時は将軍後見職にあった慶喜に対し、朝廷からの禁裏御守衛総督摂海防禦指揮等を命じる沙汰を伝えた[20]。

有司層との対面には、以下の事例がある。

二月二二日に家茂は、御座之間において、島津久光[21]（一八一七－八七）と面会した。同二六日には、前土佐藩主の松平容堂（山内豊信／一八二七－七二）が御目見した。かれらは、朝議参予に命じられて幕政に加わっていた[22]。

これは対面ではないが、三月二三日に会津藩主の松平容保（一八三五－九三）は、四書五経その他三部を将軍に献上した[23]。容保は、二月一五日に京都守護職を免じられ、軍事総裁職に命ぜられた。代わって京都守護職に就いたのが、前福井藩主の松平春嶽（慶永／一八二八－九〇）であり、大蔵大輔に任ぜられた[24]。

四月一〇日には、淀藩主の稲葉正邦（一八三四－九八）、桑名藩主の松平定敬（一八四七－一九〇八）、豊後岡藩主の中川久昭（一八二〇－八九）が黒書院に召し出された。翌日、京都所司代が正邦から定敬に交代した[25]。同二五日、明石藩主の松平慶憲（一八二六－九七）は御休息で、菓子・茶・酒・吸い物等を振る舞われた。その際には、先例にもあるように家茂が自ら盃に酌をした。慶憲は、洋式砲術を導入して海防に努めた[26]。

四月一五日には、尾張藩家老の成瀬正肥（一八三五－一九〇三）が御休息に召し出された。正肥は、のち長州征討で広島に出陣した[27]。同一七日、島津久光の家来であり薩摩藩の家老を務めた小松清廉（帯刀／一八三五－七〇）が御目見した。また「昭徳院殿御実紀」元治元年四月六日条によると、松代藩士の佐久間象山（一八一一－六四）は、二条城で「海陸御備向掛手附御雇」を申し渡された[28]。小松と佐久間は、それぞれ江戸末期の幕政に影響を与えた人物として知られる。

（4）日常的な取り組みや出来事

家茂による二条城での滞在期間は、朝廷による引き留めなどを理由に長引いた。結果として二条城では、江戸城に近しい日常的な行事や取り組みが行われた。以下に一例を示す。

通常は、江戸城で行われる御代替御礼と継目御礼の一部が、二条城で行われた[29]。一方、月次御礼などは江戸城で行われていた[30]。

元治元年二月一九日には、家茂が自ら乗馬をし[31]、同日から御表の二百畳之間で論講が始められた[32]。その後も、家茂は乗馬を繰り返し行った。

二月二七日には両御番が御座之間で家茂に御目見し、菓子が下された。同二八日には、江戸より取り寄せた刀等の道具が二条城に届けられた。物資の調達が江戸と京都の間で行われていたことが知られる[33]。三月二日には、家茂が両御番二組と講武所の者による剣術を見た[34]。同八日には、本丸へ赴き天守台に登った。これは巡見と見られる。

三月一六日には、御小姓・御小納戸・御儒者等が御休息に呼ばれ、長期にわたる滞京を労い、将軍自ら金を下した。さらに御膳番奥之番、御医師、御庭之者支配御庭番、肝煎坊主、奥詰、奥坊主、同御道具役・御下方・御手水方・御薬方、奥六尺、御大工、御用部屋坊主、土圭之間坊主、御時計役坊主らが下賜の対象となった。これらの人々は、主に江戸城において「中奥」[35]に勤める人々であった。

この当時、現在の元離宮二条城において二之丸御殿白書院と呼ばれる箇所は、奥向きの対面所である「御座間」と称されていた[36]。さらには将軍の居間とも言える「御休息」の呼称が認められる[37]。以上のことを江戸城と照合すると、二条城でも御座間から北側は「中奥」、南側は「表向」として認識されていた

と見られる。[38]

（5）大坂城での滞留から帰府

元治元年五月七日に家茂は、御座間で慶喜と対面し、松平定敬と稲葉正邦が御目見した後、大坂城に向けて二条城を出発した。その行程は以下の通りであった。二条城から五条橋の手前まで駕籠に乗り、下乗して、伏見稲荷大社の別当である愛染院まで歩いて進み小休止した。そこから暫く歩行してまた駕籠に乗った。伏見の宇治川に架かる豊後橋近くの御召場（船着場）の脇まで橋本実麗が見送りに来ていた。実麗とは同所の舩中で対面した。その後、淀川筋を船で下り、大坂備前島で上陸、歩行で大坂城大手門へと至った。

大坂城には、まず五月一〇日まで滞留した。翌朝の五時には、乗馬により大坂城を出発した。天保山へ入り台場等を巡覧した後には、蒸気船に乗って出航した。その後、摂州兵庫港を経由して大坂湾を巡覧し、同一二日の夕方に大坂城へ一旦戻り、同一五日まで滞在した。その翌日の四時過ぎには大坂城を出発し、天保山の沖合で蒸気船に乗り、江戸城への帰路に就いた。[39]

蒸気船が品川沖に着いたのは、五月二〇日のことであった。家茂は、御端船に乗り換えて浜御庭に入り、老若衆ら家臣の出迎えを受けた。その後、暫く庭内で過ごした後、駕籠に乗って仮の居所である田安御殿へ帰った。

2　「事蹟」巻二における二条城掲載箇所の概要

慶応元年（一八六五）五月一六日、家茂は長州征討[40]のため江戸城を陸路により進発した。同閏五月二二日には、大津宿から直に御所近隣の施薬院に入り、装束を整えて参内した。その後、家茂は御所から直に二条城へ入り、同二三日まで宿泊した。同二四日の九時過ぎに家茂は二条城を出発し、この日は伏見役宅で一泊した。翌日に家茂は、淀川筋を船で大坂に向かい、夕方の六時に大坂城に着いた。次章で述べる「事蹟」巻八の冒頭・同九月一三日まで、家茂は大坂城に滞在した。

3　「事蹟」巻八における二条城掲載箇所の概要

元治二年（一八六五）は四月七日までであり、翌日から慶応に改元した。「事蹟」巻八は、慶応元年九月一三日から一一月二日にかけて、家茂が大坂城と二条城を二回往来した状況を記録する。同巻では、主に野村貫三郎が小姓頭取衆として受けた達示等が記される。

慶応元年九月一六日の上洛に当たっては、随伴する者と大坂で見送りをする者が分けられた。上洛に当たっては、参内等に伴う随行者の着衣の種類や、上洛時に宿泊する寺院や旅宿への食料の配給について指示があった。

九月一七日には、勅使が登城して家茂と対面した。翌日、御所より二一日に参内するよう命じられる。一九日、「御所御始」より勅使を以て進物の持参があった。家茂は大広間で対面し、御礼の儀が行われた。同二一日に家茂は参内した。二三日には二条城を出発して、恒例の道・川筋により大坂城に戻った。

家茂は、一〇月二日に将軍職を辞して、その職を一橋慶喜に譲ることを表明した。[41]同三日には、帰府のため大坂城を出発し、東海道に向けて陸路を進んだ。家茂による帰府の意向は、突然のことであったらしい。「事蹟」では、老中より大目付・御目付宛に慌ただしく複数の達示が出された。随行の者、人足、荷物、経路の選定などの準備が、急遽進められたことが確認できる。

家茂は、一〇月四日に伏見役宅に到着した所、待ち構えていた慶喜らに翻意され、一旦二条城に入った。そして同八日に家茂は、辞意撤回を表明した。[42]同日になって、家茂による帰府（還御）が沙汰止となり、老中より東海道筋の通行が平常通りとなった旨が通達された。

一〇月二七日に家茂は参内し、天皇と御学門所で対面して過日の帰府（東帰）の一件を謝し、大坂への暇を賜った。[43]

4　「事蹟」巻九における二条城掲載箇所の概要

「事蹟」巻九には、前章で触れた巻八と同様、家茂が大坂城と二条城を往来した際の事柄が記される。巻八と九に記述された期間は重複しており、内容も

似通っている。巻九の記述は短く、上洛と帰坂の出来事に注視している。

家茂は、慶応元年九月一五日の六時半過ぎに大坂城を出発し、船で淀川を上がり豊後橋で上陸した。この日は、伏見奉行の役宅で一泊した。翌日には、乗馬で二条城へ入った。それから約一週間後の二三日には、同様の経路で大坂城に戻った。

一〇月三日には、大坂城より東海道で帰府するため、京都へ向けて出発した。翌日の暁六時頃には、途中の予定変更により伏見奉行の役宅に入った。それから俄かに上洛することになり、八半時頃に出発して夜六半時過ぎには二条城へ入った。後に参内する。一一月三日に家茂は、二条城を出発し、四時頃に伏見奉行の役宅に着き、夜五時前には大坂城に到着した。

5　結び[44]

「事蹟」巻四の全てと巻二・八・九の一部は、主として家茂による二・三度目の滞京と滞坂に関する記述であった。二度目の滞京は、元治元年一月一五日から慶応元年五月七日までの約五ヶ月間であり、三度目の滞京は、同閏五月二二日から二四日の三日間、同九月一六日から二三日の約一週間、一〇月四日から一一月三日までの一ヶ月間であった。それぞれ滞京の主目的は、参内であった。交通手段は、目的に応じて陸路と海路が使い分けられた。

二度目の滞京では、朝廷が望む攘夷及び鎖港と幕府が目指す公武合体の実行が企図された。家茂は、何度も参内を重ね、朝廷との融和に尽力した。その結果、孝明天皇から誠実さを認められた家茂は、厚い信頼を得ることになった。高まる御所での厚遇、延臣との密な交流を見れば、公武合体に向けては、望ましい状況に進んでいるように見えた。但し、江戸に残る幕閣らからすれば、将軍家茂が人質に取られているような状態であった。

この期間の家茂にとって二条城は、江戸城の出張所のような扱いであった。通常は、江戸城で行う行事が二条城で行われ、積極的に公家衆や御三家、御三卿、有司層との対面が為された。家茂による家臣への労いの行為、有司層の重用などは、賛否両論あったが、従来とは異なる新しい将軍像を示した。また家茂は、江戸城で盛んに行った乗馬を二条城でも繰り返し実施した。武術の訓練、家臣を交えた論講も行われた。

三度目の滞京は、第二次長州征討に伴うものであった。慶応元年閏五月の滞京の主旨は、征討への出陣に伴う参内である。同九月の滞京の主旨は、いわば征討が滞っている状況説明のための参内であった。一〇・一一月にかけての滞京は、将軍辞職の表明から帰府、それらの撤回という非常事態に伴うものであった。その後、慶応二年七月二〇日に家茂は、大坂城で死去した。享年二一歳であった。

謝辞

本稿の作成に当たっては、大東文化大学教授の久住真也氏のご指導を受けた。この場を借りて御礼申し上げる。

【注】

（1）「昭徳公事蹟」は、一四代将軍・徳川家茂の小姓頭取衆を勤めた野村丹後守勘三郎（号・静山）が記した記録を、太政官修史館が書写した冊子である。その成り立ちについては、『研究紀要元離宮二条城』（以下、『紀要』とする。）第四巻（一六二頁）に掲載する。

（2）文久二年一二月二六日から同三年一一月二六日まで等を掲載する。

（3）文久二年一〇月二日から元治元年二月一八日までを掲載する。

（4）「事蹟」巻三（一四三-六一頁）と巻二の一部（一六五-六頁）の翻刻を掲載する。

（5）家茂による二度目の滞京は、元治元年一月一五日から五月七日までであった。

（6）『宮内庁蔵版　孝明天皇紀　巻五』（昭和四四年、平安神宮。以下、『天皇紀』とする）。

（7）元治元年一月二〇日、俄かに勅使が二条城に登城し（前掲、注（1）、一五五頁）、右大臣昇進の内旨を知らせた（久住真也『幕末の将軍』、吉川弘文館、二〇二五）。

（8）『天皇紀』巻五、一〇五-七頁。

（9）『天皇紀』巻五、一〇七-一〇頁。

（10）京都御所にある表詰所の一つである。小御所の近く、御拝道廊下に面する。名称の由来は、部屋の襖に麝香の絵が描かれていたことに因む（『国史大辞典』〈以下、『国史』とする〉「京都御所」、福山敏男）。

（11）この時の演目と出演者、楽器の演奏者の詳細は、『水野忠精幕末老中日記』第七巻（以下、『老中日記』とする。ゆまに書房、一九九九、一三四－七頁）に記載がある。

（12）『天皇紀』巻五、一一六頁。

（13）聴雪（ちょうせつ）は、常御所の北東側に築かれた龍泉の庭の北端に接する柿葺きの茶室である。安政三年に公明天皇の御好みによって建てられた。室内に架かる「聴雪」の額は、近衛忠熙の筆である（石川忠「原色写真文庫　京都の御所」、講談社、一九六七）。

（14）『天皇紀』巻五、一一七頁。

（15）朝廷は、嘉永六年以来の諸外国による開国要求に対する幕府の対応について、不満を募らせていた。特に安政五年に大老・井伊直弼が、勅許を得ずに日米修好通商条約に調印したことは、朝廷と幕府の関係に大きな溝を生んだ。元治元年四月二〇日に下達された勅旨では、将軍自らの上洛等に見られる朝廷との関係改善の取り組みの継続を見込んで、従来通り政権を幕府に委任する意思が示された（『天皇紀』巻五、一四八－五五頁）。同時に、横浜の鎖港や海岸の防御などの要件も挙げられた。同二九日の参内の主旨は、委任の勅旨に対する請書と一八箇条の奏請書の提出であった（『天皇紀』巻五、一六六－七二頁）。

（16）『天皇紀』巻五、一六八頁。

（17）『天皇紀』巻五、一七四－七九頁。

（18）『老中日記』一七九－一八〇頁。

（19）『国史』「徳川慶勝」、林薫一。

（20）「昭徳院殿御実紀」元治元年三月晦日条（『改訂増補国史大系続徳川実紀』第四編〈以下、『実紀』とする〉、吉川弘文館、昭和五一年、六三二頁）。『天皇紀』巻五、一一三－六頁。

（21）薩摩藩主の島津斉彬の異母弟に当たる。公武合体派の主柱であり、幕政改革を実行した。（『日本国語大辞典　第二版』）。

（22）『国史』「山内豊信」、福地惇。

（23）これは家茂による学問振興の取り組みに応えたものと見られる（久住真也「徳川家茂の学問－幕末維新期の時代状況との関連から」、大東文化大学歴史文化学会編『大東史学』、二〇一九、五五・六頁）。

（24）『実紀』元治元年二月二一日条（六二三頁）。

（25）東京大学史料編纂所編纂『大日本近世史料　柳営補任』五（東京大学出版会、一九九七、六頁）。

（26）『日本人名大辞典』講談社、二〇〇一。

（27）前掲、注（26）。

（28）『実紀』元治元年四月六日条、（六三五頁）。「（翻刻）華道家元池坊総務所所蔵「御代替御礼継目御礼記録」」『研究紀要元離宮二条城　第三号』（以下、『紀要』とする）、二〇二四、八四頁。

（29）今江秀史「解説　華道家元池坊総務所所蔵「御代替御礼継目御礼記録」」『紀要』第三号、八八－九七頁。

（30）『実紀』元治元年三月二八日条（六三一頁）。

（31）家茂による乗馬嗜好に関しては、金澤真嗣「江戸城御厩の繋養馬について―将軍はどのような馬に乗っていたのか―」（公益財団法人馬事文化財団編『馬の博物館研究紀要　第二三号』二〇二二）に詳しい。

（32）家茂における論講に関しては、前掲、注（23）（四五－七〇頁）に詳しい。

（33）「昭徳院殿御実紀」元治元年三月二七日条によると、江戸より夏服の廻漕を希望する者が募られた。これは、滞京がさらに続くことを見越した措置と見られる（『実記』、六三〇頁）。

（34）「事蹟」三月三日条の槍剣術試合の御覧では、二百畳之間が使われた。江戸城での武芸の上覧は、白書院の中庭に面した板縁で行われた（深井雅海『図解・江戸城をよむ』、原書房、一九九七、五六－七頁）。

（35）江戸城の本丸御殿は、用途に応じ南から北側にかけて、表向、中奥、大奥に区分されていた。中奥は、将軍が日常生活を過ごし、政務をする区画であった。大奥は、将軍の正妻（御台所）や側室、将軍の子達、奥女中の生活圏であり、将軍の私的な区画であった（前掲、注（34）、九頁）。

（36）御座間は、将軍が諸大名や老中、若年寄と面会するために用いられた。（前掲、注（34）、一五〇頁）。

（37）御休息は「御休息之間」とも呼ばれ、御小座敷等と併せて将軍の執務室や居間、寝所として使われた（前掲、注（34）、一五〇頁）。

（38）表向は、いわば幕府の中央政庁であり、公式な儀式や将軍との謁見をする広間やそれらのための控室、諸役人の執務室、番士の詰所となる座敷などが配された（前掲、注（34）、九頁）。

（39）大坂天保山から品川港、浜御庭までの航路に関しては、本紀要第四号に掲載した「史料紹介　国立公文書館内閣文庫蔵「昭徳公事蹟　三」」【史料紹介　解説】を参照のこと。

（40）元治元年七月、長州藩は武力による上洛戦を敢行した。この長州藩と会津・薩摩藩との軍事衝突は、禁門の変と呼ばれる。それは、尊攘派として勢力挽回を目指す前者と、京都を守る後者を中心とした公武合体派との争いであった。最終的に長州藩が敗れた。争乱の直後、同月二三日に朝廷が下した長州征討の命を受けて、幕府は八月に将軍進発を布告した。征長総督に任命された前尾張藩主の徳川慶勝が、長州藩主毛利敬親・定広父子を征討するべく西国に向けて進発した。総数一五万人の幕府軍を前に、尊攘派の弱体化により佐幕派が藩政を握った長州藩は、謝罪・恭順の意を示した。征長総督の慶勝の意向を受けた長州は、争乱の直接の指揮者を自刃させ、山口城の破却等の条件を受諾した。それにより攻撃は中止、一二月二七日に慶勝は、征討軍の撤兵を命じた。以上を第一次長州征討と言う。その後、幕府は長州藩と禁門の変で脱走した延臣との処分を進めるが、不徹底に終わった。結果、慶応元年四月、幕府は将軍進発を布達することになった。この将軍自らによる出陣が第二次長州征討と呼ばれる（『国史』「禁門の変」、田中彰。同上「長州征討」、井上勲）。

（41）『天皇紀』巻五、六五六‐六〇頁。

（42）前掲、注（7）。

（43）『天皇紀』巻五、六九〇‐四頁。

（44）本章は、前掲、注（7）並びに、財団法人徳川記念財団編『徳川家茂とその時代―若き将軍の生涯―』（財団法人徳川記念財団、二〇〇七）を参考とした。

資料紹介　明治期障壁画制作に係る内匠寮工事録（一）明治三一年から同三三年まで

中野　志保

資料の概要

二条城二之丸御殿の中には、二条城が皇室の離宮となっていた時期（以下、離宮時代）に制作された障壁画がある。[1] 先行研究においては、これらの障壁画の意匠を監修したのは、明治宮殿[2]の障壁画の意匠を監修した経験を持つ山高信離（一八四二－一九〇七）であり、明治宮殿と同様に、正倉院宝物や平家納経を参照した意匠が採用されたこと、[3] 制作時期は明治三一年（一八九八）から三五年（一九〇二）であり、[4] また、画工として関わった絵師達の名前と担当箇所が、部分的に示されている。[5] これらの情報の典拠となっているのが、宮内庁宮内公文書館が所蔵する工事録である。工事録とは、宮内省の各部局・事業所が行った建築・土木関係の工事に係る行政文書等を収載したものである。[6]

本稿では、二之丸御殿明治期障壁画についての基礎研究の一助とすべく、皇室に関係する施設の造営や管理を担った内匠寮[7]による明治三一年（以下、三一年）から同三三年（以下、三三年）の工事録（以下、内匠寮工事録）計三五冊中、二之丸御殿障壁画の新作と貼り替え（以下、内匠寮工事録内での記載に合わせ、障壁画は「張付」、貼り替えは「張替」と記す）工事に関わる箇所を掲載した九冊について、また、明治三三年起工分の落成上申を収録した明治三四年（一九〇一）の内匠寮工事録一冊について、当該箇所を抽出して翻刻すると共に、関連する資料を交えてその内容を紹介する。なお、明治三四年（一九〇一）以降に起工した張付張替工事に係る内匠寮工事録及び関連資料は、別稿にて紹介する予定である。

明治三一年から同三三年の内匠寮工事録には、二之丸御殿の貼付張替工事に際して内匠寮が作成した稟議書や回覧書、往復書簡等が収載されている。これらは、案件毎に号数と名称を付けてまとめられており、各案件は、概算稟議と伺及往復、そして落成上申に分類されている。概算稟議とは、宮内省内における、各工事の予算と施工内容についての稟議、伺及往復とは、内匠寮と、例えば、当時、二条離宮を管理していた主殿寮京都出張所等、[8] 外部との照会や回答等の案文や書簡、落成上申とは、工事の竣工の報告であり、施工した内容、決算高等が記載されているのに加え、各請負者への支払い項目や金額等を記した内訳書が付いている。

以下の翻刻では、これらを、収載される内匠寮工事録の作成年度、巻数、案件の号数、収載されている順番に記す。各内匠寮工事録の冒頭には、最初に、筆者による資料番号を【】に入れて記し、次に表題を、最後に宮内庁による識別番号を〔〕に入れて記す。これら各内匠寮工事録内の各案件の冒頭には、号数及び目次で記される案件名を記す。そして、案件内の各文書の冒頭には、内匠寮及び主殿寮出張所による文書番号を〔〕に入れて表題とし、その後ろに、筆者が翻刻文掲載順に付けた整理番号を〈〉に入れて記す。なお、資料内の押印は、決裁の承認印として押印されたものだけを翻刻の対象とし、花押については人物比定できる場合は役職名の横に人物名を記した。また、文書の枠外の情報については、文書番号を除き翻刻の対象外とした。加えて、資料内の朱書きは、墨書きと区別せず翻刻した。

なお、これらの文書は日付順に収載されていないため、時系列的に出来事を把握することが容易ではない。そのため、本稿の末尾には、これらの概要を日付順に記載し、別表として添付しているので参照されたい。

【資料01】『内匠寮　明治三十一年　工事録二』概算稟議

（識別番号：三九八四－二）

第一号　二条離宮張付仕替費及上水樋改良鉄管敷設費ノ継続費用支出

〔内匠寮第一号〕〈整理番号：1〉

内匠寮第壱号

立案　明治三十年十二月六日　内匠頭股野琢（印）

決裁　明治同年同月廿二日

大臣（印）（土方）　内蔵頭（渡辺千秋）（花押）　内蔵助

次官（印）（正直）　調査課長　調査課次長

三十一年度継続臨時費支出ノ義稟議

宮殿費　宮殿土木費　京都二条離宮張付仕替費

高金四万千参拾六円弐拾六銭弐厘

一、金弐千参百九拾参円拾参銭七厘

外金参万八千六百四拾参円拾弐銭五厘　五ヶ年継続

但京都二条離宮張付仕替費支出

（中略）

（貼紙）「東京府へ交渉ノニ取調候処本文ノ高金ニ相成候（印）（早野）」

右有前記但書ノ事由ニ依テ要スル経費ニ付、支出相成度此段稟議候也

追テ現場着手ノ際ハ、設計書相添更ニ稟議可及候

第一七号　二条離宮白書院入側天井及壁張付張替

〔内匠寮第四十号〕〈整理番号：2〉

内匠寮第四十号

立案　明治三十一年二月三日　内匠頭股野琢（印）

決裁　明治卅一年二月九日

大臣（印）（土方）　内蔵頭（渡辺千秋）（花押）　内蔵助（印）（中田）

次官　調査課長（印）（廣橋）　調査課次長（印）（桂潜）

三十一年度　臨時費

宮殿費　宮殿土木費　京都二条離宮張付仕替費

高金四万千参拾六円弐拾六銭弐厘

一、金弐千参百九拾参円拾参銭七厘

但京都二条離宮張付仕替費支出

外金参万八千六百四拾参円拾弐銭五厘　三十二年度以降五ヶ年継続

右者京都二条離宮張付仕替之義ハ、曩ニ稟議決裁之処、今般現場著手（着）及度、設計書相添、此段稟議候也

〔匠二套第二八八号／臨第一七号〕〈整理番号：3〉

二条離宮白書院入側天井造弁ニ小壁張付張替概算書

土木課（印）（四子吉）　（印）（河面）

頭（印）（股野）　技師　庶務課（印）（不明）

会計課（印）（早野）

（印）（正峻）　監査課（印）（斎藤）

臨第一七号

高金四万千参拾六円弐拾六銭弐厘

一、金弐千参百九拾参円拾参銭七厘　三十一年度現金支出ノ分

外

金参万八千六百四拾参円拾弐銭五厘　三十二年度以降ノ分

内訳

名称	員数	価格	小計
大半紙	四千六百枚	三五〇	一六一〇〇
半紙	弐万三千九百枚	一六〇	三八二四〇
美濃紙	三千百枚	三八〇	一一七八〇
大直紙	弐千百弐拾枚	六五〇	一三七八〇
鳥子紙	七百九拾六枚	一〇〇	七九六〇〇
煮皮	壱貫七百七拾目	一〇〇	一七七〇
四分一長壱間	三百五拾本	一八〇	六三〇〇〇
金泥	弐百九拾壱目八分 壱厘九毛	五〇〇〇	一、四五九〇九五
経師職	弐百弐拾壱人	五〇〇	一一〇五〇〇
糊	弐拾六貫目	〇二〇	五二〇〇
画工	三百九拾八人	一〇〇〇	三九八〇〇〇
現場付雇	百人	五〇〇	五〇〇〇〇

板張枠	六坪	五五〇〇	三三〇〇〇
足代損料	四拾間	三五〇	一四〇〇〇
工作場取設	拾坪	六〇〇〇	六〇〇〇〇
大工職	三拾人	五〇〇	一五〇〇〇
大小釘	壱貫弐百四拾四目	五〇〇	六二二
諸手伝	六拾七人	三五〇	二三四五〇

〆

一八拾八坪四分三厘　張付坪

右仕様白書院入側及同脇之間天井有壁地付共張付張替ニ付、足代架設、在来紙取放シ、下地枠損シノケ所ハ取繕之上、骨〆張大半紙、箕ノ張四返半紙相用、箕ノ押ヘ大半紙、袋張半紙弐返張リ、請張美濃紙相用、上張鳥ノ子紙ニ、大直紙ヲ以テ裏打致シ、仮張之上、金泥引壱坪ニ付平均三目三分遣ヒ出来ノ后チ、上張付致シ、四分一打出来之事

（図1：二之丸御殿白書院の四方入側と付属の間に着色）

【資料02】『内匠寮　明治三十一年　工事録九』伺及往復

（識別番号：三九八四－九）

第一七号　二条離宮白書院入側天井並小壁張付張替ノ儀著手可然旨主殿寮出張所長へ回答並実地指導方京都博物館長へ依頼ノ件

〔匠一套第二六号ノ二〕〈整理番号：4〉

明治卅一年二月九日

属（印）（不明）
会計課（印）（永田）
土木課（印）（木子清敬）
頭（印）（股野）

匠一套第二六号ノ二

主殿寮出張所長へ回答案

一、金弐千参百九拾参円拾参銭七厘　営繕番号「臨第一七号」

但二条離宮白書院入側天井幷ニ小壁張付張替費

右費額ヲ目途トシ起工之儀、甲第一六号御照会之趣了承、右稟議決裁ヲ得候条、御著手相成度、此段及御回答候也

明治三十一年二月九日

内匠頭

主殿寮出張所長

追テ本文張付金泥之儀ニ付、別紙之通帝国京都博物館長へ照会致置候条、右様御承知相成度、此旨申添候也

〔匠一套第二六号ノ三〕〈整理番号：5〉

明治卅一年二月九日

属（印）（不明）
土木課（印）（木子清敬）
頭（印）（股野）

匠一套第ノ二六号ノ三

帝国京都博物館長へ照会案

二条離宮白書院入側天井幷小壁張付張替本年度ニ於テ施工之処、右張付金泥之儀ハ美術的事業ニ付、実地著手ノ節ハ、主殿寮出張所長ヨリ御協議可致候条、御意見御示シ相成候様致度、此段及御依頼候也

明治三十一年二月九日

内匠頭

帝国京都博物館長

〔匠一套第二六号／主営甲第一六号〕〈整理番号：6〉

匠一套第二六号

主営甲第一六号

一、金弐千参百九拾参円拾参銭七厘

但二条離宮白書院入側天井幷ニ小壁張付張替費

右者、予而請求致置候処、今般五ヶ年継続臨時費ノ科目ヲ以テ御治定相成候ニ付而者、右費額ヲ目途トシ起工致可然哉、概算内訳書幷ニ図面相副此段及御照会候也

明治三十一年一月廿八日

主殿寮出張所長飯田巽（印）

内匠頭股野琢殿

追テ右張付金泥之義者、美術的事業ニ有之候間、実地着手之節者山高京都博物館長へ合議取扱度候条、同氏へ御依頼相成候様致度、此段申添候也

〔匠一套第二六号ノ五〕〈整理番号：7〉

明治卅一年二月十六日

頭代理（印）（不明）

属（印）（不明）

土木課（印）（木子清敬）

匠一套第ノ二六号ノ五

主殿寮出張所長へ通知案

二条離宮白書院入側天井幷小壁張付金泥著（着）手ノ節協議方ノ儀ニ付、帝国京都博物館長ヨリ別紙写之通回答有之候条、此段及御通知候也

明治三十一年二月廿三日

内匠頭

主殿寮出張所長

〔匠一套第二六号ノ四／第一二七号〕〈整理番号：8〉

匠一套第ノ二六号ノ四

第一二七号

二条離宮白書院入側天井幷小壁張付張替本年度ニ於テ御施工之処、右張付金泥之義ハ美術的事業ニ付実地御着手之際、主殿寮出張所長ヨリ御協議之上意見申出候様御依頼ノ趣、承知致候、此段及回答候也

明治三十一年二月十四日

帝国京都博物館長　山高信離（印）

内匠頭股野琢殿

〔匠一套第二六号ノ七〕〈整理番号：9〉

明治卅一年六月廿九日

属（印）（黒澤）（印）（不明）

頭心得（印）（股野）

会計課（印）（早野）

土木課（印）（木子清敬）

監査課（印）（正峻）

匠一套第ノ二六号ノ七

主殿寮出張所長へ回答案

本月廿四日付甲第五六号御照会ニ係ル二条離宮二ノ丸白書院入側及小壁張付共張替ニ付、右図案取調方山高京都博物館長へ依頼之処、右出来御送付相成、且右図ヲ以テ概略模様ヲ定メ置キ、実地ニ於テ幾分ノ取捨相加度、同館長より談示有之候趣、御申越之通異存無之候、将又該経費甲乙二様取調御送付之処、右ハ乙印ノ分ニテ宜敷候ニ付、右様御承知可然御取計相成度、此段及御回答候也

明治三十一年六月三十日

内匠頭

代理

主殿寮出張所長

追テ図面之義ハ小包郵便ヲ以テ及御返付候ニ付、右様御承知相成度、此旨申添候也

〔匠一套第二六号ノ六／主営甲第五六号〕〈整理番号：10〉

匠一套第ノ二六号ノ六

主営甲第五六号

二条離宮二ノ丸白書院入側及小壁張付共張替可致ニ付、予テ山高京都博物館長へ協議之上、同人手元ニ於テ図案取調之義依頼致置候処、今般出来候間供御一覧候、尤モ御図者真之草稿ニ止リ候ニ付、更正ヲ要スルケ所可有之候得共、時日遷延ニ及ヒ候ニ付、右図ヲ以テ概略模様ヲ定メ置、実地ニ於テ幾分之取捨相加度旨、山高氏ヨリ談有之候ニ付、右様御承知有之度、将又御経費之儀者三寸小箔ニテ方杓二枚掛、則壱坪ニ付八百枚ノ割合ヲ以テ御見積候処、甲印之通金千九百参拾四円五拾参銭弐厘之高額ニ相成、到底予算内ニテ支算難致候間、出来ノ上者敢テ差違無之趣ニ付、切廻シ箔ニテ壱坪凡弐匁七分遣

ノ割合ニテ為見積候処、乙印之通金千六百拾壱円参拾九銭参厘ニ相成、支算之道可相立候ニ付、乙印之分ニテ宜敷候哉、併テ及御間合候条、至急何分之御回答有之度、此段及御照会候也

明治三十一年六月廿四日

主殿寮出張所長心得　栗津職綱（印）

内匠頭代理

文事秘書官股野琢殿

追テ図面之儀ハ小包郵便ヲ以テ差出置候ニ付、右様御承知相成度、此段申添候也

甲

原在泉

二条離宮白書院入側有壁及天井共御張付砂子蒔泥引御入費内訳書

一合金　壱千九百壱拾四円五拾参銭弐厘

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
入側有壁張付弐拾七坪五分八厘	中焼三寸小箔	壱万千参拾弐枚壱坪ニ付四百枚遣	百枚ニ付弐円五十銭	金弐百七拾五円八拾銭
同	純金三寸小箔	四千四百拾弐枚八分百六拾枚遣	同弐円八拾銭	金百弐拾壱円五拾六銭八厘
同	青三寸小箔	五千五百拾六枚	同弐円	金百拾円壱拾弐銭
同	銀箔	壱千百参拾弐分四拾枚遣	同参拾銭	金参円参拾壱銭
同	純金泥	弐拾七匁五分八厘	壱匁ニ付六円	金百六拾五円四拾八銭
同	画工	参百五拾八人五分	壱人九拾銭	金参百弐拾弐円六拾五銭
同天井張付弐拾七坪八厘	中焼三寸小箔	壱万八百参拾弐枚同四百枚遣	百枚ニ付弐円五拾銭	金弐百七拾円八拾銭
同	純金三寸小箔	四千参百参拾弐枚八分同百六拾枚遣	同弐円八拾銭	金百弐拾壱円参拾壱銭八厘
同	青三寸小箔	五千四百拾六枚同弐百枚遣	同弐円	金百八円参拾弐銭
同	銀箔	壱千八拾参枚弐分同四拾枚遣	同参拾銭	金参円弐拾五銭
同	画工	弐百参拾人貳分同八人五分	壱人九拾銭	金弐百七円拾八銭

右之通御座候也

明治三十一年六月

上京区中立売通室町西入三丁目町壱番戸

原在泉

主殿寮出張所

会計課御中

東溜間壁張付拾五坪四厘	中焼三寸小箔	弐千六百参拾弐枚百七拾五枚遣	百枚ニ付弐円五拾銭	金六拾五円八拾銭
同	青三寸小箔	壱千百弐拾八枚同七拾五枚遣	同弐円	金弐拾貳円五拾六銭
天井張付八坪四分	中焼三寸小箔	壱千四百六枚百六拾五枚遣	同弐円五拾銭	金参拾五円拾五銭
同	青三寸小箔	六百四枚八分同七拾貳枚遣	同弐円	金拾弐円九銭六厘
同	画工	九拾六人六分同拾壱人五分	壱人ニ付九拾銭	金八拾六円九拾四銭

乙

原在泉

二条離宮白書院入側有壁及天井共御張付砂子蒔泥引御入費内訳書

一合金　壱千六百拾壱円参拾九銭参厘

内訳

事由	名称	数量	価格	小計金
入側有壁張付貳拾七坪五分八厘	中焼切廻箔	参拾八匁六分壱厘壱坪壱匁四方遣	壱匁ニ付五円弐拾銭	金弐百円七拾七銭弐厘
同	純金切廻箔	拾五匁四分四厘同五分六厘遣	同六円弐拾銭	金九拾五円七拾弐銭八厘
同	青切廻箔	拾九匁参分同七分遣	同四円五拾銭	金八拾六円八拾五銭
同	銀箔	壱千百参拾弐分同四枚遣	百枚ニ付参拾銭	金参円参拾壱銭
同	紙金泥	弐拾七匁五分八厘同壱匁遣	壱匁ニ付六円	金百六拾五円四拾八銭
同	画工	参百四拾五人同拾弐人五分宛	壱人ニ付九拾銭	金参百拾円五拾銭
同天井張付貳拾七坪八厘	中焼切廻箔	壱拾七匁九分壱厘同壱匁四分遣	壱匁ニ付五円弐拾銭	金百九拾七円拾壱銭弐厘
同	純金切廻箔	拾五匁壱分六厘五分六厘遣	同六円弐拾銭	金九拾参円九拾九銭弐厘
同	青切廻箔	拾八匁九分六厘同四方遣	同四円五拾銭	金八拾五円参拾弐銭
同	画工	百拾六人六分同八人宛	壱人九拾銭	金百九拾四円九拾四銭

東溜間壁張付拾坪四厘	中焼切廻箔	九匁参分参厘同六分弐厘遣	壱匁二付五円弐拾銭	金四拾八円五拾壱銭六厘
同	青切廻箔	参匁九分壱厘同弐分六厘遣	同同四円五拾銭	金拾七円五拾九銭五厘
同天井張付八坪四分	中焼切廻箔	五匁四厘同六分遣	同五円弐拾銭	金弐拾六円弐拾五銭八厘
同	青切廻箔	弐匁壱分同弐分五厘	同四円五拾銭遣	金九円四拾五銭
同	画工	八拾四人同拾人宛	壱人二付九拾銭	金七拾五円六拾銭

〆

右之通御座候也

上京区中立売通室町西入三丁目町壱番戸

明治三十一年六月　原在泉

主殿寮出張所

会計課御中

【資料03】『内匠寮　明治三十一年　工事録十一』落成上申

（識別番号：三九八四－一一）

第五一号　二条離宮白書院入側天井並壁張付張替

〔臨第拾七号〕〈整理番号：11〉

立按　年　月　日

決裁　年　月　日　主任内匠寮技手柴田四子吉（印）

長（不明）（印）　会計課（梶田）（印）　会計課長（寺西）（印）　（永井）

臨第拾七号

二条離宮白書院入側天井幷壁張付張替工事仕上々申書

決　裁　明治三十一年二月九日

概算高　金弐千参百九拾参円拾参銭七厘

決算高　金弐千参百弐拾四円九拾弐銭四厘

起　工　明治三十一年三月十九日

竣　工　明治三十一年十二月廿五日

出来形

在来張付七拾八坪壱分取放シ、大半紙ヲ以テ骨縛リ致シ、半紙ニテ四枚掛箕張、大半紙ニテ箕押ヘ、袋張弐拾枚掛テ半紙相用ヒ、大直紙ヲ以テ請張致し、上張ハ鳥ノ子紙柱間ニ応シ継合セ、美濃紙ヲ以テ喰先継ニ裏打弐枚掛ニ致、各仮張ニ掛ケ、入側壁弐拾七坪五分八厘金泥引遠山形砂子蒔、同天井弐拾七坪八厘雲取金砂子蒔切箔押ヘ、東溜リノ間壁幷天井共弐拾参坪四分四厘金砂子蒔張付出来

職名／品目	金員	事由	人名	
大工職	五八四五〇	画工場取建費	小島佐兵衛	
同	二八五〇〇	仮張枠仕拵へ費	小林瀧之助	
経師職	三一一五〇五	有壁及天井張付費	清水新助	
同	四一〇五〇	仮張枠取付費	同人	
場所付雇	八〇五五〇	場所付雇給料	三角有経	
画工	五八一〇四〇	本紙砂子蒔泥砂引画工料	原在泉	
金箔商	八八九〇六〇	金銀箔及金泥買上費	福田重助	
場所付雇	六〇七五〇	場所付雇給料	森田昌保	
画工	一二〇〇〇	御襖絵画縮写料	菊池芳文	
同	二一一〇〇	天井張付絵様取及縮写料	岸九岳	
大工職	六七〇〇	画工場日覆取設費	小島佐兵衛	
手伝職	四五〇〇	天井其他掃除人夫買上費	福井彦太郎	
金物職	六四〇〇	天井格縁金具鋲釘買上費	高木忠兵衛	
大工職	二四一五〇	張付枠天井釣修繕費	三上吉兵衛	
同	三六〇〇〇	同天井釣修繕大工買上費	同人	
場所付雇	二二五五〇	場所付雇給料	柴田直之輔	
金箔商	五二六〇七	入側張替用金箔買上費	福田重助	
場所付雇	二八七〇〇	場所付雇給料	土肥藤助	
同	二二一〇〇	同断	西川伝次郎	
大工職	一三二〇〇	長押蓋其他小繕費	三上吉兵衛	
経師職	一三三一二	張付下繕外御障子張替費	清水新助	
敷物職	九〇〇	上敷々替費	大村房之助	
手伝職	八〇〇	掃除人夫買上費	梶井虎太郎	
場所付雇	四五〇〇	場所付雇給料	三角有経	
同	四五〇〇	同断	森田昌保	
合計	二三二四九二四			
仕上減	六八二一三			

〔臨第一七号〕〈整理番号：12〉

長（不明）（印）　会計課（梶田）（印）　（永井）

臨第一七号

会計課長（寺西）印

二条離宮白書院入側天井並壁張付張替工事仕上々申書

営繕番号	年	月日	摘要	概算伺高 円	申付高 円	請負者人名	精算月日
臨一七	三一	二ノ九	決裁額	三、三九三一三七			
			内訳				
			一式請負費				
同ノ一	同	三ノ一九	画工場取建費		五八四五〇	小島左兵衛	三月廿八日
同ノ三	同	三ノ三一	有壁及天井張付費		三一一五〇五	清水新助	十二月十日
同ノ四	同	同	仮張枠取付費		四一〇五〇	同人	五月十七日
			計		四一一〇〇五		
			物品購入費				
同ノ七	同	七ノ二〇	金銀箔及金泥買上費		八八九〇六〇	福田重助	十一月廿九日
同ノ一三	同	一〇ノ三一	天井格縁金具用鋲買上費		六四〇〇	高木忠兵衛	十一月二日
同ノ一七	同	五ノ二八	金箔及金泥買上費		五二六〇七	福田重助	十二月三日
			計		九四八〇六七		
			職工費				
同ノ二	同	三ノ三〇	仮張枠仕拵費		二八五〇〇	小林瀧之助	四月二日
同ノ五	同	六ノ二六	場所付雇給料		八五〇五〇	三角有経	十二月二十二日更正払
同ノ五	同	一二ノ二二	御用都合ニ依リ減更正	八五〇〇五〇			
同ノ五	同	同	場所付雇給料		八〇五五〇	三角有経	十二月廿二日
同ノ六	同	七ノ二〇	画工給料		五八一〇四〇	原在泉	十一月廿八日
同ノ八	同	七ノ二六	場所付雇給料		七一五五〇	森田昌保	十二月廿二日更正払
同ノ八	同	三ノ二二	御用都合ニ依リ減更正	七一五五〇			
同ノ八	同	同	場所付雇給料		六〇七五〇	森田昌保	十二月廿二日
同ノ九	同	八ノ一	御襖絵画縮写料		一二〇〇〇	菊池芳文	八月六日
同ノ一〇	同	同	天井張付絵模様取及縮写料		二一一〇〇	岸九岳	同日
同ノ一一	同	八ノ九	画工場日覆取設費		六七〇〇	小島佐兵衛	八月廿二日
同ノ一二	同	一〇ノ二四	天井其他掃除人夫雇費		四五〇〇	福井彦太郎	十月廿七日
同ノ一四	同	一〇ノ三一	張付枠天井釣繕費		二四一五〇	三上吉兵衛	十一月二日
同ノ一五	同	同	同断		三六〇〇〇	同人	同日
同ノ一六	同	一一ノ二八	場所付雇給料		二三五五〇	柴田直之助	十二月三十一日
同ノ一八	同	一一ノ一八	同断		二八七〇〇	土肥藤（カ）助	同日
同ノ一九	同	一一ノ一九	同断		二六六五〇	西川伝次郎	十二月廿八日更正払
同ノ一九	同	一二ノ二八	解雇ニ付減更正		二六六五〇		
同ノ一九	同	一二ノ二八	場所付雇給料		二三一〇〇	西川伝次郎	十二月廿八日更正払
同ノ二〇	同	一二ノ二六	長押蓋其他小繕費		一三二〇〇	三上吉兵衛	三十二年一月六日
同ノ二一	同	同	張付下繕ヒ外側障子張替費		一三三一二	清水新助	同日
同ノ二二	同	同	上敷々替費		九〇〇	大村房之助	同日
同ノ二三	同	同	掃除人夫買上費		八〇〇	福井彦太郎	同日
同ノ二四	同	同	場所付雇給料		四五〇〇	三角有経	十二月三十一日
同ノ二五	同	同	同断		四五〇〇	森田昌保	同日
			計		九六五八五二		
			決算額	二三九三一三七	二、三二四九二四		
			仕上減	六八二一三			

右之通相違無之此段上申候也

明治三十二年一月十七日　主任内匠寮技手柴田四子吉（印）

主殿寮出張所長心得粟津職綱殿

（図2：二之丸御殿白書院の四方入側と付属の間に着色）

【資料04】『内匠寮　明治三十二年　工事録二』概算稟議

（識別番号三九八五－二）

第一号　二条離宮張付仕替費外三廉継続年度割支出

〔内匠寮第一号〕〈整理番号：13〉

立案　明治三十一年十二月十日

決裁　明治　〃　年　〃　月廿六日　内匠頭堤正誼（印）

大臣（光顕）印　内蔵頭（花押（不明））　内蔵助（田中）印

次官（川口）印　調査課長（廣橋）印　調査課次長（桂潜）印

三十二年度

継続臨時費支出ノ義稟議

宮殿費　宮殿土木費　京都二条離宮張付仕替費

高金四万千参拾六円弐拾六銭弐厘
一、金六千弐百参拾円也
外金二千参百九拾参円拾参銭七厘　三十一年度所属
金参万弐千四百拾参円拾弐銭五厘　三十三年度以降支出
但京都二条離宮張付仕替費支出
（中略）
右者、前記但書之事由ニ依テ要スル経費ニ付、支出相成度、此段稟議候也
追テ設計書調整、更ニ稟議可及候

第一〇号　二条離宮黒書院入側天井及小壁張付仕替
〔文書番号欠〕〈整理番号：14〉
立案　明治三十二年一月廿六日　内匠頭堤正誼（印）
決裁　明治三十二年二月一日　大臣（印）（光顕）　内蔵頭（花押）（不明）　内蔵助（印）（田中）
次官（印）（川口）　調査課長（印）（廣橋）　調査課次長（印）（桂萬）
三十二年度　臨時費
宮殿費　宮殿土木費　京都二条離宮張付仕替費
高金四万千参拾六円弐拾六銭弐厘
一、金六千弐百参拾円也
但京都二条離宮張付仕替費支出
外　金弐千参百九拾参円拾参銭七厘　三十一年度所属
金参万弐千四百拾参円拾弐銭五厘　三十三年度所属
右者京都二条離宮張付仕替費之義ハ、曩ニ稟議決裁之処、現場著（着）手及度、設計書相添、此段稟議候也
「本議ハ予算元額ニ組入御裁定ノ分（貼紙）　内蔵寮」
〔臨第八号〕〈整理番号：15〉
二条離宮黒書院入側天井幷小壁張付張替費概算書
土木課（印）（木子清敬）
庶務課（印）（黒澤）　頭（印）（正誼）　会計課（印）（早野）
監査課（印）（牛奥昌）（印）（篠田）

臨第八号
高金四万千参拾六円弐拾六銭弐厘
一、金六千弐百参拾円也　三十二年度現金支出ノ分
外
金弐千参百九拾参円拾参銭七厘　三十一年度所属
金参万弐千四百拾参円拾弐銭五厘　三十三年度所属
内訳

名称	員数	価格	小計
骨締張箕張共大半紙	壱万千六百枚	二九〇	三三六四〇
箕張及袋張半紙	五万弐千枚	一八〇	九三六〇〇
浮張用大直紙	六千七百枚	九〇〇	六〇三〇〇
上張裏打用美濃紙	壱万四百枚	四六〇	四七八四〇
天井有壁上張大鳥子	弐百六拾四枚	四八〇	一二六七二〇
檜上花塗四分一	参百弐拾本	二〇〇	六四〇〇〇
糊	参拾弐貫目	二七〇	八六四〇
経師職	参百四拾五人	六〇〇	二〇七〇〇〇
同手伝	百五拾人	四〇〇	六〇〇〇〇
箔押経師職	七百四拾人	六〇〇	四四四〇〇〇
純金泥	参拾五匁	五四〇〇	一八九〇〇〇
金箔	五百参拾目	四五〇〇	二三八五〇〇〇
絵ノ具	一式	一式	四七八七六〇
画工	千五百九拾人	九〇〇	一四三一〇〇〇
長押蓋仮枠繕天井張付下天井釣木直大工職	弐百九拾人	六〇〇	一七四〇〇〇
大工手元洗拭掃除鳶人足	百五拾人	四五〇	六七五〇〇
天井金物直鋲打鎙職	五拾人	六〇〇	三〇〇〇〇
足代損料	一式		二九〇〇〇
場所付雇	五百人	六〇〇	三〇〇〇〇〇

右仕様張付総坪百三拾壱坪六合八勺ノ内、溜リノ間天井三坪三拾二坪ヲ引去、残九拾三坪六合八勺在来ノ張付取放シ、大半紙ヲ以テ骨締張致、半紙箕張、大半紙ニテ箕押ヘ、袋張半紙押ヘ、大直紙ニテ請張致、上ハ張ハ鳥子別渡（途）裏打美濃紙弐枚掛、各仮張掛、箔押画工ニテ絵模様出来ノ上、現場取付四分一等入念ニ出来ノ事

（図3：二之丸御殿黒書院の北・南・西入側に着色、北・南・西・東入側に点線）

【資料05】『内匠寮　明治三十二年　工事録十』伺及往復

（識別番号三九八五－一〇）

第七号　二条離宮黒書院入側天井及小壁張付張替工事着手可然旨主殿寮出張所長ヘ回答並実地指導ノ儀京都博物館長ヘ依頼ノ件（四月）

〔匠一套第二二号ノ二〕〈整理番号：16〉

明治卅二年二月四日

頭（印）（正誼）　属（印）（黒澤）（印）（不明）

会計課（印）（早野）

土木課（印）（和田）

匠一套第ノ二二号ノ二

主殿寮出張所長ヘ回答按

一、金六千弐百参拾円也　営繕番号「臨第八号」

但二条離宮黒書院入側天井及小壁張付張替費

右費額ヲ目途トシ起工之儀、甲第三号御照会之趣了承、右稟議決裁ヲ得候ニ付、御著（着）手相成度、此段及御回答候也

明治三十二年二月八日

内匠頭

主殿寮出張所長

追テ本工事著（着）手之節協議之儀ニ付、昨年之通帝国京都博物館長ヘ依嘱致置候ニ付、御承知相成度、此旨申添候也

〔第三十四号／主営甲第三号〕〈整理番号：17〉

第三十四号

主営甲第三号

二条離宮黒書院入側天井及小壁張付共張替之儀、予テ予算取調差出置候処、本年度ニ於テ高金六千弐百参拾円御支出可相成旨御通牒ニ基キ、別紙内訳書差出候条、右金額ヲ目途トシ起工致可然哉、此段及御照会候也

明治三十二年一月十九日

主殿寮出張所長心得栗津職綱（印）

内匠頭　堤正誼殿

追テ右工事ハ美術的事業ニ付、着手之節ハ、昨年之通山高帝国京都博物館長ヘ合議取扱致度ニ付、予テ同氏ヘ依嘱之儀御申入相成候様致度、此段申添候也

〔匠一套第二二号ノ三〕〈整理番号：18〉

明治卅二年二月四日

頭（印）（正誼）　属（印）（黒澤）（印）（不明）

土木課（印）（和田）

匠一套第ノ二二号ノ三

帝国京都博物館長ヘ照会按

二条離宮黒書院入側天井及小壁張付共張替之儀、本年度ニ於テ継続施工可致之処、右張付金泥之儀ハ美術的事業ニ付、昨年之通実地著（着）手ノ節ハ、主殿寮出張所長ヨリ御協議可致候条、御意見御示シ相成候様致度、此段及御依頼候也

明治三十二年二月八日

内匠頭

帝国京都博物館長

〔匠一套第二二号ノ四／第五一号〕〈整理番号：19〉

第五一号

二条離宮黒書院入側天井及小壁張替之義、本年度ニ於テ継続施工可相成ニ付、本月八日付匠一套第二二号ノ三ヲ以テ御依頼之趣、承知致候、此段及御回答候也

明治三十二年二月十四日

帝国京都博物館長山高信離（印）

内匠頭　堤正誼殿

匠一套第二二号ノ四

〔匠一套第五四号／主営甲第一四号〕〈整理番号：20〉

主営甲第一四号

二条離宮二ノ丸黒書院入側天井及有壁張付図案取調候義、予テ山高京都帝国博物館長へ依頼致置候処、今般出来候ニ付、及御回送候条、右ニ基キ着手致可然哉、尤御図案ハ大体ヲ示シタル迄ニシテ実物調製ニ臨候得者、幾分ノ取捨相加度ニ付、予テ御承知置有之度旨、山高氏ヨリ示談有之候間、右御含ノ上至急御詮議相成度、此段及御照会候也

明治三十二年二月廿七日

主殿寮出張所長心得粟津職綱（印）

匠一套第五四号

内匠頭　堤正誼

〔匠一套第五四号ノ二〕〈整理番号：21〉

明治三十二年三月一日

属（印）（不明）

頭（印）（正誼）　土木課（印）（木子清敬）

監査課（花押）（不明）

匠一套第五四号ノ二

京都主殿寮出張所長へ回答按

二条離宮二ノ丸黒書院入側天井及有壁張付図案、山高京都博物館長へ依頼御取調御送付相成候処、右ハ前ゝ別図面、御上段外四間ノ天井張付模様御参照ノ上、詮議可致ニ付、右縮写之上御回付相成候様致度、此段及御回答候也

明治三十二年三月一日

内匠頭

主殿寮出張所長

〔匠一套第五四号ノ三／主営乙第六号〕〈整理番号：22〉

主営乙第六号

二条離宮二ノ丸黒書院入側天井及有壁張付図案、曩ニ御送付致候参照之為、御上段其外絵模様縮写之儀、匠一套第五四号ヲ以テ御照会之趣了承、右別紙之通リ縮写為致、及御回送候間、御詮議之上曩ノ図案何分之御答相成度、此段御回答方、及御照会候也

明治三十二年三月三十日

主殿寮出張所長心得粟津職綱（印）

内匠頭堤正誼殿

追テ別紙図面ハ、小包便ヲ以テ御送付候間、御了知相成度、此段申添候也

〔匠一套第五四号ノ四〕〈整理番号：23〉

明治三十二年四月四日

属（印）（不明）

頭（印）（正誼）　土木課（印）（木子清敬）

匠一套第ノ五四号ノ四

京都主殿寮出張所長へ回答按

二条離宮二ノ丸黒書院入側天井及有壁張付図案曩ニ御送付相成、且右参照ノ為メ御上段其他絵模様縮写図添付乙第六号御照会之趣了承、右ハ御図案之通ニテ異存無之候条、著手（着）方御取計相成度、此段及御回答候也

明治三十二年四月四日

内匠頭

主殿寮出張所長

追テ上京中ノ山高京都博物館長不日帰京可相成ニ付、同人へ御協議有之度、且御送付ノ図案幷縮写図共小包郵便ヲ以テ及御返付候条、御査収相成度、此旨申添候也

第一五号　二条離宮黒書院東溜ノ間及蘇鉄ノ間入側天井並小壁張付張替工事着手可然旨主殿寮出張所長へ回答ノ件（七月）

〔匠第一套第一六六号ノ二〕〈整理番号：24〉

明治三十二年七月廿四日

属（印）（不明）

頭（印）（正誼）　会計課（印）（早野）
土木課（印）（木子清敬）
監査課（印）（正峻）

匠第一套第一六六号ノ三

主殿寮出張所長へ回答案

二条離宮黒書院東溜之間及蘇鉄之間入側天井幷小壁張付張替之儀ニ付、図案添付甲第三四号ヲ以テ御照会之趣了承、右ハ御来意之通ニテ異存無之候条、着手方御取計有之度、此段及御回答候也

明治三十二年七月五日

内匠頭

主殿寮出張所長

追テ御返書之趣承知致候、此旨申添候也

本文図案及在来模様図八月十八日小包郵便ヲ以テ返付ス

〔匠一套第一六六号／主営甲第三四号〕〈整理番号：25〉

主営甲第三四号

二条離宮黒書院東溜ノ間及蘇鉄ノ間共入側天井幷小壁張付之儀者、来三十三年度ニ於テ張替可相成予定ニ有之候処、本年度所属経費ニ応分之余裕生候ニ就テハ、本年度へ繰上張替致度存候間、図案取調方山高京都帝国博物館長へ依頼致置候処、別紙之通出来致候、付テハ御図案ニ基キ着手致可然哉、尤モ実地調整ノ場合ニ於テハ、幾分之取捨相加度候間、予テ御承知置有之度旨、山高氏ヨリ示談有之候条、右御含ノ上至急御詮議相成度、此段及御照会候也

明治三十二年七月四日

第五十号　主殿寮出張所長心得栗津職綱（印）

匠一套第一六六号

内匠頭　堤正誼殿

追テ黒書院東溜リノ間小壁張付ハ曩ニ決裁済ニ付、目下絵画調整中ニ有之候得共、天井張付ハ経費支出ノ都合ニヨリ三十三年度ニ操（繰）越候儀ニ有之候、又蘇鉄ノ間ハ元ヨリ明年度着手之見込ニ有之候得共、前陳之通余裕ヲ生候為本年度へ繰上度、但天井ハ別紙見本之通ニシテ、有壁其他戸襖等ハ無地金箔押ニ可致見込ニ有之候、為念此段副申候也

〔匠一套第一六六号ノ二／主営甲第三八号〕〈整理番号：26〉

主営甲第三八号

本月四日付主営甲第三四号ヲ以テ、及御照会置候二条離宮黒書院東溜之間及蘇鉄之間共入側天井幷小壁張付張替ニ対シ、在来之模様図可差出旨木子技師ヨリ示談有之候ニ付、別紙小包郵便ヲ以テ及御送付候条、御落手有之度候也

明治三十二年七月十三日

主殿寮出張所

内匠寮

御中

匠一套第一六六号ノ二

〔主営甲第三四号〕〈整理番号：27〉

主営甲第三四号

二条離宮黒書院東溜ノ間及蘇鉄ノ間共、入側天井並小壁張付之儀ハ、来三十三年度ニ於テ張替可相成予定ニ有之候処、本年度所属経費ニ応分之余裕ヲ生シ候ニ就テハ、本年度へ繰上張替致度存候間、図案取調方山高京都帝国博物館長へ依頼致置候処、別紙之通出来致候ニ付テハ、御図案ニ基キ着手致可然哉、尤モ実地調整之場合ニ於テハ幾分ノ取捨相加度候間、予テ御承知置有之度旨、山高氏ヨリ示談有之候間条、右御含ノ上至急御詮議相成度、此段及御照会候也

明治三十二年七月四日

主殿寮出張所長心得栗津職綱

内匠頭堤正誼殿

追テ黒書院東溜ノ間小壁張付ハ曩ニ決裁済ニ付、目下絵画調製中ニ有之候へ共、天井張付ハ経費支出ノ都合ニ依リ三十三年度ニ操（繰）越候儀ニ有之候、又蘇鉄ノ間ハ元ヨリ明年度着手之見込ニ有之候得共、前陳之通余裕ヲ生候

為メ本年度へ操(繰)上度、但天井ハ別紙見本之通ニシテ、有壁其他戸襖等ハ無地金箔押ニ可致見込ニ有之候、為念此段副申候也

【資料06】『内匠寮　明治三十三年　工事録二』概算稟議（識別番号三九八六－二）

第一号　二条離宮張付仕替並京都御所内下水取設費支出

〔内匠寮第壱号〕〈整理番号：28〉

立案　明治三十二年十二月十四日　内匠頭堤正誼（印）

決裁　明治三十二年十二月廿三日

大臣（印）（光顕）内蔵頭（渡辺千秋）（花押）内蔵助

次官（印）（川口）調査課長（印）（廣橋）調査課次長（印）（桂潜）

三十三年度

継続臨時費支出ノ義稟議

宮殿費　宮殿土木費　京都二条離宮張付仕替費

高金四万千参拾六円弐拾六銭弐厘

一、金四千六百円也

但京都二条離宮張付仕替費支出

外　金八千五百五拾四円九拾弐銭四厘　三十一年度 三十二年度　所属

金弐万七千八百八拾壱円参拾参銭八厘　三十四年度以降支出

（中略）

右者但書ノ理由ニ依テ要スル経費ニ付、支出相成度此段稟議候也

追テ設計書調整、更ニ稟議可及候

第九号　二条離宮大広間天井張付仕替

〔内匠寮第十六号〕〈整理番号：29〉

立案　明治三十三年一月十七日　内匠頭堤正誼　代理

決裁　明治三十三年一月　廿　日　調査課長伯爵廣橋督光（印）

大臣　内蔵助（印）（中田）

次官（印）（川口）　調査課長（印）（廣橋）　内蔵頭（渡辺千秋）（花押）　調査課次長

三十三年度　臨時費

宮殿費　宮殿土木費　京都二条離宮張付仕替費

高金四万千参拾六円弐拾六銭弐厘

一、金四千六百円也

但京都二条離宮張付仕替費支出

外金八千五百五拾四円九拾弐銭四厘　三十一年度 三十二年度　所属

金弐万七千八百八拾壱円参拾参銭八厘　三十四年度以降支出

右者京都二条離宮張付仕替費之義ハ、曩ニ稟議済之処、今般現場著(着)手及度、設計書相添此段稟議候也

〔臨第八号〕〈整理番号：30〉

二条離宮大広間入側天井張付仕替概算書

土木課（印）（木子清敬）

庶務課（印）（不明）

会計課（印）（早野）

監査課（印）（正峻）

頭　代理（印）（廣橋）

臨第八号

高金四万千参拾六円弐拾六銭弐厘

一、金四千六百円也　三十三年度支出

外

金八千五百五拾四円九拾弐銭四厘　三十一年度 三十二年度　所属

金弐万七千八百八拾壱円参拾参銭八厘　三十四年度以降支出

内訳

名称	員数	価格	小計
天井張付骨締まり	九拾壱坪三合四勺	三九〇〇	三五六二二六
純金箔五十七分方	弐万五千枚	三七五〇	九三七五〇〇
紺青	六拾目	一〇〇〇	六〇〇〇〇
郡緑	五拾目	一二〇〇	六〇〇〇〇
白郡	八拾目	一〇〇〇	八〇〇〇〇
金泥	五拾五目	五〇〇〇	二七五〇〇〇
画工	参千人	八〇〇	二四〇〇〇〇
天井格組釣木張下枠檜材	尺ノ三本	二五〇〇〇	七五〇〇〇
木挽職	五拾人	五〇〇	二五〇〇〇

大工職	弐百人	五〇〇	一〇〇〇〇〇
大小釘鉦	四拾八貫百八拾五目	四〇〇	一九二七四
場所付雇	参百人	六〇〇	一八〇〇〇〇
大工手元手伝	八拾人	四〇〇	四〇〇〇〇〇

右仕様ノ
大広間御縁座敷天井八拾六坪壱合六勺、御調台天井五坪壱合八勺、在来張付取払、格天井釣直シ、張付下地繕直シ、骨メリヨリ上ハ張迄八度張、金箔押絵模様ニ張替出来之事
（図4：二之丸御殿大広間の四方入側と帳台の間に着色）

【資料07】『内匠寮　明治三十三年　工事録三』概算稟議（識別番号三九八六－三）

第二号　二条離宮張付仕替費外三廉支出
〔内匠寮第八十八号〕〈整理番号：31〉
内匠寮第八十八号
立案　明治三十三年三月廿七日　内匠頭堤正誼（印）
決裁　明治卅三年三月廿九日
大臣（印）　内蔵頭（渡辺千秋）（花押）　内蔵助（印）（酔一）
次官（印）（川口）　調査課長（印）（廣橋）　調査課次長（印）（桂蕾）（印）（IMカ）

三十三年度　臨時費
宮殿費　宮殿土木費　京都二条離宮張付仕替費
一、金二拾四円拾八銭七厘
但京都二条離宮張付仕替費追増支出
（中略）
右者工事未了ニ付三十二年度ニ於テ減額之分、更ニ本年度ニ於テ支出相成度此段稟議候也

〔匠一套第二二五号／主営甲第二二号〕〈整理番号：32〉
主営甲第二二号
三十二年度二条離宮黒書院入側天井及小壁張付張替工費決算残額金弐拾四円拾八銭七厘、
三十三年度同離宮大広間天井張付仕替費ノ内へ操（繰）越追加相成度、此段及御照会候也
明治三十三年三月二十三日
主殿寮出張所長中川忠純（印）
内匠頭堤正誼殿

匠一套第二二五号

【資料08】『内匠寮　明治三十三年　工事録十』伺及往復（識別番号三九八六－一〇）

第一八号　二条離宮大広間天井張付仕替工事着手可然旨、主殿寮出張所長へ回答ノ件（六月）
〔匠一套第八号ノ二〕〈整理番号：33〉
明治卅三年一月廿三日
頭（正誼）（印）　属（黒澤）（印）
会計課（早野）（印）
土木課（木子清敬）（印）

匠一套第八号ノ二
主殿寮出張所長へ回答按
二条離宮大広間天井張付仕替費金四千六百円ヲ目途トシ、起工之儀甲第四号御照会之趣了承、右稟議決裁ヲ得候ニ付御著（着）手相成度、此段及御回答候也
明治三十三年一月廿三日
内匠頭
主殿寮出張所長
追テ本文営繕番号ハ「臨第八号」ニ有之、且工事著（着）手ノ節協議之儀ニ付、昨年之通帝国京都博物館長へ依嘱致置候条、御承知相成度、此旨申添候也

〔匠一套第八号／主営甲第四号〕〈整理番号：34〉
匠一套第八号
主営甲第四号
二条離宮大広間天井張付仕替之儀、予テ予算取調差出置候処、本年度ニ於テ

高金四千六百円御支出可相成旨御通牒ニ基キ、別紙内訳書差出候条、在金額ヲ目途トシ起工致可然哉、此段及御照会候也

明治三十三年一月九日

主殿寮出張所長中川忠純（印）

内匠頭堤正誼殿

追テ右工事ハ美術的事業ニ付、着手之節ハ昨年之通リ山高帝国京都博物館長へ合議取扱致度ニ付、予テ同氏へ依嘱之儀御申入相成候様致度、此段申添候也

〔匠一套第八号ノ三〕〈整理番号：35〉

明治卅三年一月廿三日

頭（正誼印）　属（黒澤印）

土木課（木子清敬印）

匠一套第ノ八号ノ三

帝国京都博物館長へ照会案

二条離宮大広間天井張付張替之儀、本年度ニ於テ継続施工可致之処、右張付之儀ハ美術的事業ニ付、昨年之通実地著手（着）ノ節ハ、主殿寮出張所長ヨリ御協議可致候条、御意見御示シ相成候様致度、此段及御依頼候也

明治三十三年一月廿三日

内匠頭

帝国京都博物館長

〔匠一套第八号ノ四〕〈整理番号：36〉

第六一号

二条離宮大広間天井張付張替之義、本年度ニ於テ継続施工可相成ニ付、一月廿三日匠一套第八号ノ三ヲ以テ御依頼之趣承知致候、此段及御回答候也

明治三十三年二月五日

帝国京都博物館長山高信離（印）

内匠頭堤正誼殿

匠一套第八号ノ四

〔匠一套第二二五号ノ二〕〈整理番号：37〉

明治三十三年三月廿九日

頭（正誼印）　庶務課（黒澤印）

会計課（早野印）

匠一套第二二五号ノ二

主殿寮出張所長へ回答案

三十二年度二条離宮黒書院天井及小壁張付張替費残額金弐拾四円拾八銭七厘、本年度同離宮大広間天井張付仕替費ノ内へ繰越追加之儀、甲第二二号御照会之趣了承、右稟議決裁ヲ得候ニ付、御承知相成度、此段及御回答候也

明治三十三年三月廿九日

内匠頭

主殿寮出張所長

〔匠一套第二二五号／主営甲第二二号〕〈整理番号：38〉

主営甲第二二号

三十二年度二条離宮黒書院天井及小壁張付張替工費決算残額金弐拾四円拾八銭七厘、三十三年度同離宮大広間天井張付仕替費ノ内へ繰越追加相成度、此段及御照会候也

明治三十三年三月二十三日

主殿寮出張所長中川忠純

内匠頭堤正誼殿

匠一套第二二五号

〔匠一套第一一〇号ノ二〕〈整理番号：39〉

明治卅三年六月十二日

頭（正誼印）　庶務課（黒澤印）

土木課（木子清敬印）

監査課（印）（正峻）

匠一套第一一〇号ノ二

主殿領出張所長へ回答案

二条離宮二ノ丸大広間入側天井張付図案山高京都帝国博物館長へ依頼ノ分出来ニ付、右ニ基キ着手之儀該図案添付甲第三五号ヲ以テ御照会之趣了承、右異存無之候条、御着手相成度、此段及御回答候也

明治三十三年六月十三日

内匠頭

主殿寮出張所長

追テ御返書之趣モ致承知候、且本文図案ハ、小包郵便ヲ以テ及御返付候、此旨申添候也

〔匠一套第一一〇号／主営甲第三五号〕〈整理番号：40〉

主営甲第三五号

二条離宮二ノ丸大広間入側天井張付図案取調之儀、予テ山高京都帝国博物館長へ依頼致置候処、今般出来候ニ付、及御回送候条、右ニ基キ着手致可然哉、尤モ該図案ハ卑竟大体を示シタル迄ニシテ、現物調製ニ臨候得者幾分ノ取捨相加ヘ度ニ付、予テ御承知置有之度旨、山高氏ヨリ示談有之候間、右御含之上至急御詮議相成度、此段及御照会候也

明治三十三年六月二日

主殿寮出張所長中川忠純（印）

内匠頭男爵堤正誼殿

追テ御調台ノ間天井張付ノ儀ハ、無地金箔押ニテ調製ノ見込ニ有之候条、此段申添候也

別紙照会ニ対スル図案拾枚ハ、小包郵便ヲ以テ差出置候間、御裁可済之上ハ、至急御返戻相成候様御取計有之度、此段申進候也

明治三十三年六月二日

主殿寮出張所

営繕係（印）

内匠寮

庶務課御中

【資料09】『内匠寮　明治三十三年　工事録十一』落成上申

（識別番号三九八六－一一）

第二〇号　二条離宮黒書院張付仕替

〔臨第八号〕〈整理番号：41〉

立按　明治三十三年三月二十一日　内匠寮技手　柴田四子吉（印）

決裁　明治　年　月　日　会計課（梶田）（印）

長（中川）（印）　課長（寺西）（印）

臨第八号

二条離宮黒書院張付仕替工事仕上上申

決裁　明治三十二年二月八日

概算高　六千弐百参拾円也

決算高　金六千弐百五円八拾壱銭参厘

起工　明治三十二年二月十日

竣工　明治三十三年三月十七日

出来形　黒書院掾（縁）座敷天井四拾弐坪、溜ノ間天井弐拾九坪弐合、有壁張付参拾九坪六合八勺、絵模様金箔押砂子蒔等、下地ヨリ張替、上張四分一打立、幷ニ蘇鉄之間天井絵模様弐拾四坪五勺、壁戸襖張付参拾五坪八勺、純金箔押共出来之事

職名及品目	金員	摘要	人名
場所付雇	七〇八五〇	場所付雇給	竹村貞治
同	六五五〇〇	同	三角有経
同	六五五〇〇	同	森田昌保
大工職	一六四〇〇〇	画工場建増	片山嘉吉
経師職	二九一〇五八	入側天井張付仕替	清水新助
画工	四四八〇〇	黒書院絵画縮写	久保田桃水

〔臨第八号〕〈整理番号：42〉

臨第八号

長（中川）印

会計課（梶田）印

課長（寺西）印

二条離宮黒書院張付張替工事仕上々申書

合計			六二〇五八一三						
仕上減			二四一八七						
同	四〇八〇〇〇	長押上地付張付画工	望月玉泉						
同	二七〇四〇〇	東溜同上	巨勢小石						
同	七九八〇〇〇	入側天井同上	久保田桃水						
鳥子紙	一二三七五〇	上ハ張鳥子紙購入	田中宗助						
色染紙	二三六六一	上ハ張紙色染	清水新助						
金箔	四七一二四〇	天井張付用金箔購入	河本喜兵衛						
金箔	二八九六二〇	張付金銀箔購入	同人						
場所付雇	九七〇〇〇〇	場所付雇給	森田昌保						
同	七三〇〇〇	同	三角有経						
同	一〇七二五〇	同	柴田米造						
同	一〇一七〇〇	同	竹村貞治						
画工	四八〇〇〇	大広間絵画縮写	竹内雅隆						
同	三〇三八〇〇	蘇鉄間天井絵画同上	岸九岳						
同	三八八三六〇	東溜間天井絵画	巨勢小石						
経師職	二二九二二九	溜ノ間蘇鉄ノ間天井張替	清水新助						
大工職	二五〇〇〇	張付枠繕ヒ	篠田忠兵衛						
経師職	一五九四一〇	蘇鉄ノ間張付	清水新助						
同	四二八二五〇	仮枠張付	同人						
画工	三〇四〇〇	絵画縮写画工	竹内雅隆						
大工職	四四二五〇	張付下枠繕ヒ	篠田忠兵衛						
同	一五〇〇〇	仮枠仕拵	同人						
金箔	九七五〇〇	純金三寸七分箔購入	福田重助						
青箔	五一七六五	青四寸箔購入	河本喜兵衛						
大焼箔	一二四三二〇	大焼三寸一分箔購入	岩坪五兵衛						
金箔	五三七二〇〇	純金四寸二分箔購入	児玉伊左衛門						
画工	四六四〇〇	天井縮写画工	岸九岳						
画工	三五〇二〇〇	大広間張付縮写画工	竹内雅隆						
大工職	二三五〇〇	天井張付枠直シ	篠田忠兵衛						
手伝職	九四〇〇	同大工手元人夫	福井彦太郎						
大工職	四九〇〇〇	木材挽立	小林瀧之助						
画工	一三六〇〇	天井絵画縮写画工	岸九岳						
錺職	八〇〇〇	天井金釣直シ	寺本勘助						
大工職	一七七五〇	張付下地枠挽立	小林滝之助						
経師職	四二〇〇〇	蘇鉄ノ間張付箔押	三浦俣造						
大工職	二六二五〇	張付下枠繕ヒ	篠田忠兵衛						
場所付雇	一一一〇〇	場所付雇給	内藤叙助						
絵ノ具	九四一五〇	溜ノ間張付絵具白郡購入	熊谷直之						
大工職	四六八七五	張付下地拵	篠田忠兵衛						
画工	三〇四〇〇	白書院絵画縮写	竹内雅隆						
金箔	六一二〇〇	純金四寸二分箔購入	児玉伊右衛門						
画工	九九二〇〇	白書院絵画縮写	竹内雅隆						
分拆	一二四七五	張付金銀砂子塵芥分拆	河本喜兵衛						
大工職	三五〇〇	張付下地繕	篠田忠兵衛						

管理番号	年	月日	摘要	概算伺高 円	申付高 円	請負者人名	精算月日
臨八	三二	二ノ八	決裁額				
			内訳				
			一式請負費				
四	三二	二ノ一三	画工場建増		一六四〇〇〇	片山嘉吉	三月四日
五	同	二ノ一四	入側天井張付仕替		二九一〇五八	清水新助	十二月九日
二一	同	八ノ二四	溜ノ間蘇鉄ノ間天井張替		二二九二二九	同人	十一月廿日
二三	同	九ノ二〇	蘇鉄ノ間張付		一五九四一〇	同人	十二月九日
二四	同	九ノ一五	仮枠張付		四六二五〇	同人	十月廿三日
			計		八八九九四七		
			物品購入費				
一〇	同	四ノ一九	上ハ張鳥ノ子紙購入		一二三七五〇	田中宗助	五月廿一日
一一	同		同色紙購入		二三六六一	清水新助	十月廿五日
一二	同	五ノ二	天井張付用金箔購入		四七一二四〇	河本喜兵衛	十一月廿一日
一三	同	五ノ二〇	張付金銀箔購入		二八九六二〇	同人	十二月九日
二八	同	一〇ノ七	純金三寸七分箔購入		九七五〇〇	福田重助	十二月廿日
二九	同	同	青四寸箔購入		五一七六五	河本喜兵衛	十二月九日
三〇	同	同	大焼三寸一分箔購入		一二四三二〇	岩坪五兵衛	十二月九日
三一	同	同	純金四寸二分箔購入		五三七二〇〇	児玉伊右衛門	十二月一二日
四三	同	一二ノ五	溜ノ間張付用絵具白ノ群購入		九四一五〇	熊谷直之	十二月五日
四六	同	一〇六	純金四寸二分箔購入		六一二〇〇	児玉伊右衛門	三十三年一月九日
			計		一八七四四〇六		
			職工費				
一	同	二ノ五	場所付雇給		八五一五〇	竹村貞治	五月三十日更正払
同	同	五ノ三〇	場所付雇日数減三付更正	八五一五〇			
同	同	同	場所付雇給		七〇八五〇	竹村貞治	五月三十日
二	同	二ノ二	場所付雇給		六五五〇〇	三角有経	六月廿一日
三	同	同	同		六五五〇〇	森田昌保	同
六	同	二ノ一七	黒書院絵画縮写		四四八〇〇	久保田桃水	四月一日

七	同	四ノ一七	長押上地張付画工		四〇八〇〇〇	望月玉泉	三十三年三月廿一日					
八	同	同	東溜ノ間同		二七〇四〇〇	巨勢小石	十二月四日					
九	同	同	入側天井同		七九八〇〇〇	久保田桃水	十一月廿一日					
十四	同	六ノ三	場所付雇給		九七〇〇〇	森田昌保	十二月二十一日					
十五	同	六ノ二一	同		九七〇〇〇	三角有経	十二月三十一日更正払					
同	同	三ノ三一	場所付雇出勤 日数減二付更正	九七〇〇〇								
同	同	同	場所付雇給		七三〇〇〇	三角有経	十二月三十一日					
一六	同	六ノ二一	同		一〇七二五〇	柴田米造	同					
一七	同	七ノ一五	同		一一一七〇〇	竹村貞治	同					
一八	同	八ノ七	大廣間絵画縮写		四八〇〇〇〇	竹内雅隆	八月十五日					
一九	三一	八ノ一五	蘇鉄間絵画縮写		三〇三八〇〇	岸九岳	十一月廿一日					
二〇	同	八ノ一七	東溜ノ間天井同		三八八三六〇	巨勢小石	三十三年三月廿一日					
二五	同	九ノ一八	絵画縮写		三〇四〇〇	竹内雅隆	九月二十一日					
二二	同	八ノ二四	張付枠繕ヒ		二五〇〇〇	篠田忠兵衛	八月廿四日					
二六	同	九ノ二三	張付下枠繕ヒ		四四二五〇	同人	九月廿五日					
二七	同	九ノ二五	仮枠仕拵		一五〇〇〇	同人	同					
三二	同	一〇ノ一八	天井縮写画工		四六四〇〇	岸九岳	十月廿三日					
三三	同	一〇ノ二〇	大広間縮写画工		三五二〇〇	竹内雅隆	十月廿五日					
三四	同	一〇ノ二〇	天井張付枠直シ		二三五〇〇	篠田忠兵衛	同					
三五	同	同	同大工手元人夫		九四〇〇〇	福井彦太郎	同					
三六	同	一〇ノ二一	同木材挽立		四九〇〇〇	小林滝之助	同					
三七	同	同	天井絵画縮写		一三六〇〇	岸九岳	同					
三八	同	一〇ノ二八	天井金釣直シ		八〇〇〇	寺本勘助	十月三十日					
三九	同	一一ノ一	張付下地枠挽立		一七七五〇	小林滝之助	十一月二日					
四〇	同	一一ノ二〇	蘇鉄ノ間張付箔押		四二〇〇〇	三浦信造	十二月九日					
四一	同	一一ノ二四	張付下枠繕ヒ		二六二五〇	篠田忠兵衛	十一月廿五日					
四二	同	一一ノ二五	場所付雇給		一一一〇〇	内藤叙助	十二月三十一日					
四四	同	一二ノ一九	張付下地仕拵		四六八七五	篠田忠兵衛	十二月廿一日					
四五	同	一二ノ二一	白書院絵画縮写		三〇四〇〇	竹内雅隆	同					
四七	同	一二ノ二八	同		九九二〇〇	同人	三十三年三月廿一日					
四八	同	同	張付金銀砂子塵芥分拆		一二四七五	河本喜兵衛	三十三年一月十八日					
四九	同	同	張付下地繕ヒ		三五〇〇	篠田忠兵衛	同					
			計		三六二三六一〇							
			総計		六四一二一五〇							
			仕上減									

右之通相違無之、此段上申候也

明治三十三年三月二十一日　内匠寮技手柴田四子吉（印）

主殿寮出張所長中川忠純殿

【史料13】『内匠寮　明治三十四年　工事録七』落成上申

（識別番号三九八七－七）

第一号　二条離宮大広間天井張替（一月）

〔匠第一五四号〕〈整理番号：43〉

二月二十五日受付

立按　明治三十四年一月二十九日　主任内匠寮技手　柴田四子吉（印）

決裁　明治　年　月　日　営繕掛（梶田）（印）

長（不明）（印）　課長（寺西）（印）

臨第八号

二条離宮大広間天井張替工事仕上々申書

決　裁　明治三十三年一月二十三日

概算高　金四千六百円

外金弐拾四円八銭七厘　是ハ三十二年度ヨリ操越（繰）

決算高　金四千弐百〇七円拾四銭七厘

起　工　明治三十三年一月二十六日

竣　工　明治三十四年一月二十八日

出来形

一、大広間御縁座敷天井八拾六坪壱合六勺、下張ヨリ上ハ張替、金箔地絵模様出来、同御帳台天井五坪一合八勺前同断、下地ヨリ上ハ張替、金箔押ニ出来候事

職名及品目	金額	摘要	人名
場所付雇	八〇五〇〇	場所付雇給料	竹村貞治
場所付雇	三〇〇〇〇	同上	中嶋宗雄
同上	六〇〇〇〇	同上	三角有経
木挽職	四二六〇〇	張付下地木材挽立	石東長四郎
経師職	五二三〇〇	天井張付仕替	清水新助
箔及砂子	二一九六六	張付蒔出用購入	河本喜兵衛

場所付雇	六四四〇〇	場所付雇給料	竹村貞治
同上	四一〇〇〇	同上	三角有経
画工	四〇〇〇	大広間天井模様縮写	竹内雅隆
大工職	四九八〇	天井格組繕大工	片山嘉吉
画工	一六〇〇〇〇	天井絵画調製	田中幽峰
人夫	二二五〇	天井掃除人夫	福井彦太郎
大工職	三六〇〇〇	張下枠繕	篠田忠兵衛
経師職	一三八三三	障子張替	清水新助
人夫	七一〇〇	天井格組掃除	福井彦太郎
大工職	四二〇〇〇	張付下枠繕	篠田忠兵衛
金箔	六一六四〇	三寸七分金箔購入	河本喜兵衛
同上	三五五二四〇	三寸六分金箔購入	児玉伊右衛門
同上	一六二九六〇	三寸三分金箔購入	岩坪五兵衛
場所付雇	四一五五〇	場所付雇給料	中嶋宗雄
同上	五五五五〇	同上	三角有経
同上	九三一〇〇	同上	竹村貞治
大工職	四〇二〇〇	天井張付枠繕	篠田忠兵衛
同上	一二三六〇	同上	片山嘉吉
錺職	一八一〇〇	天井金物繕鋲打	斎木忠兵衛
人夫	五四〇〇	掃除人夫	福井彦太郎
大工職	四八〇〇	天井繕大工	篠田忠兵衛
同上	二四六〇〇	天井張付下地繕	本城留次郎
金箔	一六九四八八	金箔購入	児玉伊右衛門
画工	二七四二〇〇	式台之間其他絵画縮写	望月玉渓
灰吹職	九七二〇	金箔使用工場掃除灰吹	織田安次郎
経師職	八〇〇〇	御調台天井箔押	清水新助
同上	七〇五〇	工事場障子張其他	同人
大工職	四二〇〇	天井繕	荒井宗八
木挽職	八三七〇	天井繕木材挽立	本城留次郎
人夫	八一九〇	天井掃除人夫	福井彦太郎
大工職	四九五〇〇	天井繕	本城留次郎
場所付雇	一一〇〇〇	場所付雇給料	三角有経
人夫	六七五〇	下小屋掃除人夫	福井彦太郎
場所付雇	三八五〇	場所付雇給料	三角有経
合計	四、二〇七一四七		
仕上減	四一七〇四〇		

〔臨第八号〕〈整理番号：44〉

臨第八号

営繕掛（梶田）（印）（永井）（印）

長（不明）（印）

課長（寺西）（印）

二条離宮大広間天井張替工事仕上上申書

営繕番号	年	月日	摘要	概算伺高 円	申付高 円	請負者人名	清算月日
臨八	三三	一、二五	決裁額	四、六〇〇〇〇〇			
			三十二年度ヨリ操越	二四一八七			
			計	四、六二四一八七			
			内訳				
			職工費				
同ノ一	三三	二、二一	場所付雇給		八四〇〇〇	竹村貞治	五月二十一日更正払
同	同	五、二一	場所付雇給減額ニ付更正	八四〇〇〇			
同	同	同	場所付雇給	同	八〇五〇〇	同人	五月二十一日
同ノ二	同	二、二一	同上		三〇〇〇〇	中嶋宗雄	同日
同ノ三	同	二、二一	同上		六〇〇〇〇	三角有経	同日
同ノ四	同	四、二〇	張付下地木材挽立		四二六〇〇	石束長四郎	四月二十一日
同ノ七	同	五、二三	場所付雇給		六四四〇〇	竹村貞治	八月二十一日
同ノ八	同	五、二三	同上		四六〇〇〇	三角有経	八月二十一日更正払
同	同	八、二一	場所付雇給減額ニ付更正	四六〇〇〇			
同	同	同	場所付雇給		四一〇〇〇	三角有経	八月二十一日
同ノ九	同	六、六	大広間天井縮写画工		四〇〇〇	竹内雅隆	六月八日
同ノ一〇	同	六、九	天井格組繕大工		四九八〇	片山嘉吉	六月十五日
同ノ一二	同	六、二〇	天井縁掃除人夫		二二五〇	福井彦太郎	六月二十六日
同ノ一三	同	六、二三	張下枠繕大工		三六〇〇〇	篠田忠兵衛	六月二十六日
同ノ一五	同	七、二二	天井格組掃除		七一〇〇	福井彦太郎	七月二十五日
同ノ一六	同	七、二五	張付下枠繕大工		四二〇〇〇	篠田忠兵衛	七月二十六日
同ノ二〇	同	八、二〇	場所付雇給料		四一五五〇	中嶋宗雄	十二月二十一日
同ノ二〇	同	八、二四	同上		六六五〇〇	三角有経	十二月三十一日更正払
同	同	一二、三	場所付雇給減額ニ付更正	六六五〇〇			
同	同	同	場所付雇給		五五五五〇	同人	十二月二十一日
同ノ二二	同	八、二四	場所付雇給		九三一〇〇	竹村貞治	十二月三十一日
同ノ二三	同	八、二七	天井張付枠繕大工		四〇二〇〇	篠田忠兵衛	九月五日
同ノ二四	同	九、一八	同上		一二三六〇	片山嘉吉	九月十八日
同ノ二六	同	同	掃除人夫		五四〇〇	福井彦太郎	同日

同ノ二七	同	九、一九	天井繕大工				四八〇〇	篠田忠兵衛
同ノ二八	同	同	御調台天井金箔押職				二四六〇〇	本城留次郎
同ノ三二	同	一〇、二五	工事場障子張其他				八〇〇〇	清水新助
同ノ三三	同	一一、三五	天井直シ大工職				七〇五〇	同人
同ノ三四	同	一二、二八	同木材挽立				四二〇〇	荒井宗八
同ノ三五	同	一二、一七	天井掃除人夫				八三七〇	本城留次郎
同ノ三六	同	一二、二二	天井繕大工				八一九〇	福井彦太郎
同ノ三七	同	同	場所付雇給				四九五〇〇	本城留次郎
同ノ三八	三四	一、一八	下小屋掃除人夫				一一〇〇〇	三角有経
同ノ三九	同	一、二〇	場所付雇給				六七五〇	福井彦太郎
同ノ四〇	同	一、二〇	天井繕大工				三八五〇	三角有経
			計				九九五八〇〇	
			物品購入費					
同ノ六	三三	五、一九	張付箔砂子時出用箔購入				二一九六六六	河本喜兵衛
同ノ一七	同	七、二八	三寸七分金箔購入				六一六四〇	同人
同ノ一八	同	同	三寸六分金箔購入				三五五二四〇	児玉伊右衛門
同ノ一九	同	同	三寸三分金箔購入				一六二九六〇	岩坪五兵衛
同ノ二九	同	一〇、六	金箔購入				一六九四八八	児玉伊右衛門
			計				九六八九九四	
			一式請負費					
同ノ五	同	四、二三	天井張付仕替				五二三〇〇〇	清水新助
同ノ一一	同	六、一六	天井絵画調製				一、六〇〇〇〇〇	田中幽峰
同ノ一四	同	七、六	障子張替				一三八三三	清水新助
同ノ二五	同	九、一八	天井金物繕鋲打銀職				一八一〇〇	斎木忠兵衛
同ノ三〇	同	一〇、八	式台間其他絵画縮写画工				二七四二〇〇	望月玉渓
同ノ三一	同	一〇、一五	金箔使用工場掃除灰吹				九七二〇	織田安次郎
			計				二、四三八八五三	
			総計				四、四〇三六四七	
			仕上減				四一七〇四〇	

九月十九日	天井繕大工	九、一九
九月二十一日	御調台天井金箔押職	同
十一月二十日	工事場障子張其他	一〇、二五
十一月二十五日	天井直シ大工職	一一、二五
十二月五日	同木材挽立	一一、二八
十二月十九日	天井掃除人夫	一二、一七
十二月二十一日	天井繕大工	一二、二二
同日	場所付雇給	同
一月二十一日	天井繕大工	一、一八
一月二十二日	下小屋掃除人夫	一、二〇
一月二十八日	場所付雇給	一、二〇
	計	
	物品購入費	
五月二十二日	張付箔砂子時出用箔購入	三三 五、一九
九月四日	三寸七分金箔購入	七、二八
九月十日	三寸六分金箔購入	同
九月四日	三寸三分金箔購入	同
九月十日	金箔購入	一〇、六
	計	
	一式請負費	
九月十一日	天井張付仕替	四、二三
九月十九日	天井絵画調製	六、一六
七月十四日	障子張替	七、六
九月十八日	天井金物繕鋲打銀職	九、一八
十二月十九日	式台間其他絵画縮写画工	一〇、八
十月十九日	金箔使用工場掃除灰吹	一〇、一五
	計	
	総計	
	仕上減	

右之通相違無之、此段上申候也、

明治三十四年一月二十九日　主任内匠寮技手柴田四子吉（印）

主殿寮出張所長主殿助中川忠純殿

（図5：二之丸御殿大広間の四方入側と帳台の間に着色）

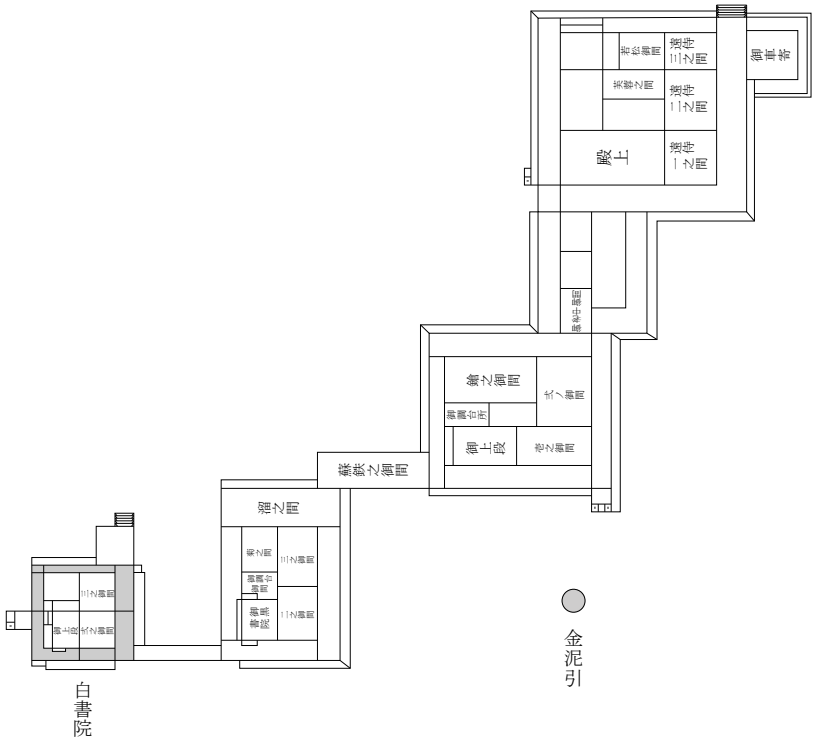

図1

〔匠二套第二八八号／臨第一七号〕図面『内匠寮工事録　明治三十一年　二』（識別番号：3984-2）

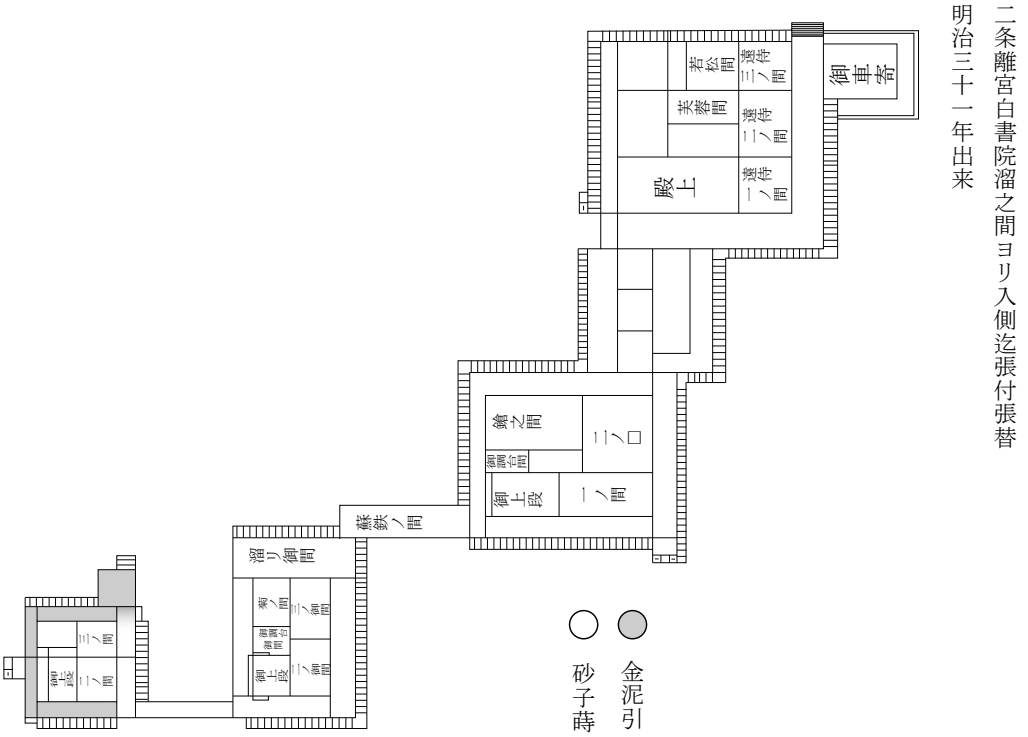

図２

〔臨第一七号〕図面『内匠寮工事録　明治三十一年　十一』（識別番号：3984-11）

※「砂子蒔」部分は褪色しており、着彩部分が判別できない。

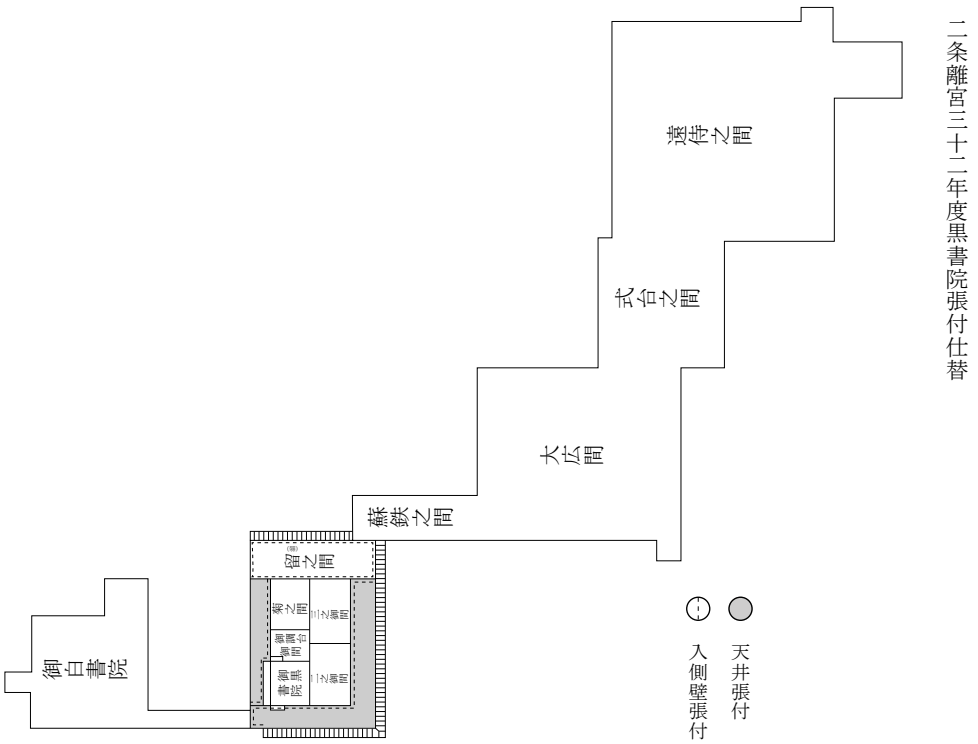

図３

〔臨第一八号〕図面『内匠寮工事録　明治三十二年　二』（識別番号：3985-2）

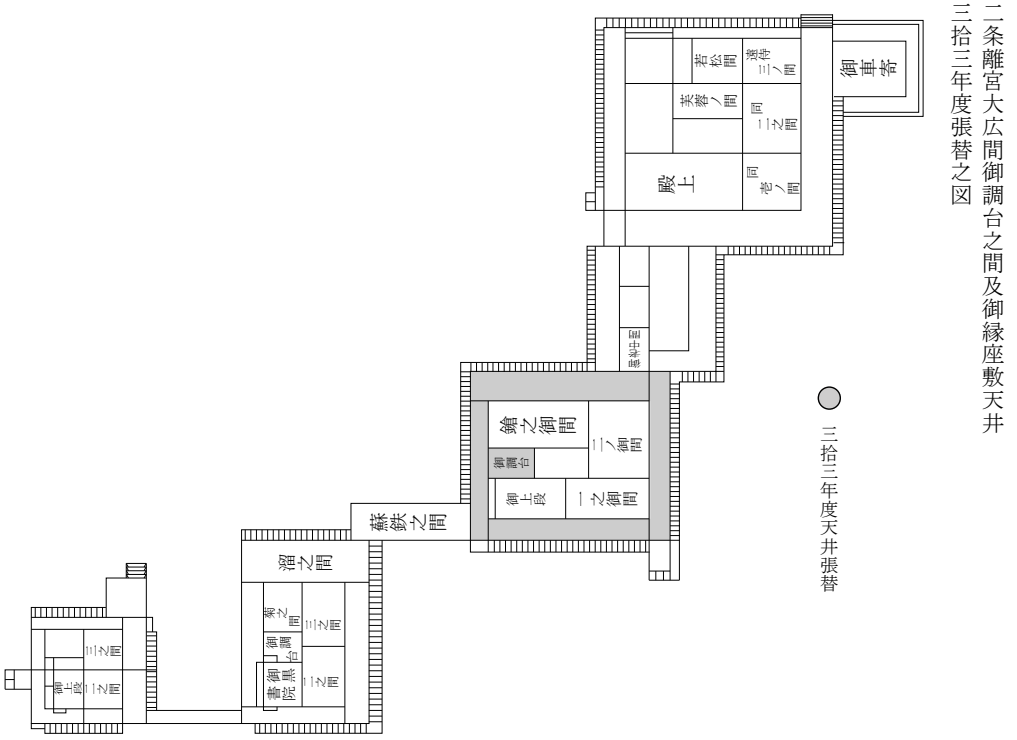

図４

〔臨第八号〕図面『内匠寮工事録　明治三十三年　二』（識別番号：3986-2）

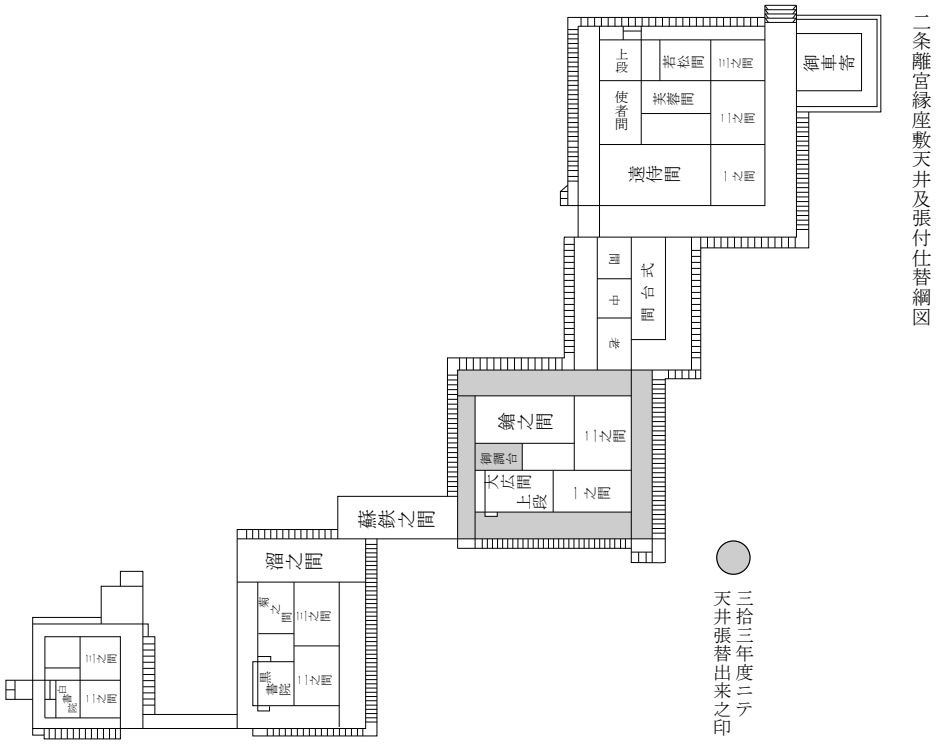

図５

〔臨第八号〕図面『内匠寮工事録　明治三十四年　七』（識別番号：3987-7）

解説

一、　事業の概要――概算稟議と落成上申から――

二条離宮張付張替工事の概算稟議と落成上申の内容からは、この工事の概要と内匠寮内での手続きの流れが見える。最初に行われるのは、予算を確定させる概算稟議であり、これらは毎年二回ずつ行われている。一回目（整理番号：1・13・28）は、三ヶ年共、施工の前年の一二月に行われており、予算のみについての稟議である。この最初の概算稟議の本文には、例えば三一年は「追テ現場着手ノ際ハ設計書相添更ニ稟議可及候」と記されており、この「現場着手ノ際」の稟議が、二回目の概算稟議（整理番号：2・14・29）で、「設計書」すなわち概算書（整理番号：3・15・30）と図面（**図一**、**三**、**四**）が付く。これら二回目の概算稟議は、三一年は二月九日付、三二年は二月一日付、三三年は一月二〇日付で決裁となっている。これらによれば、施工範囲は、三一年は白書院の四方の入側の天井と長押上小壁の張付、及び付属の間の天井と長押上を含む壁の張付、三二年は黒書院の西・南・北の入側の天井と長押上小壁の張付、三三年は大広間の四方の入側の天井張付、及び帳台の間の天井張付という予定となっている。なお、三三年は概算稟議の文書が四件あり、三件目は、主殿寮出張所長から、前年三二年の張付張替工事の残額を三三年に繰越すことについての照会（整理番号：32）、四件目は、その追加支出についての宮内省内の稟議（整理番号：31）である。

落成上申も毎年二件ずつあるが、これら二件の決裁日は、記載のある場合、いずれも同日である。一件目は、内匠寮内の上申（整理番号：11・41・43）、二件目は、内匠寮から主殿寮出張所への上申（整理番号：12・42・44）である。なお、三一年は同年内に落成上申が収載されているが、三二年起工分は翌年三月に、三三年起工分は翌年一月に竣工しているため、落成上申は翌年分の内匠寮工事録に収載されている（以下、三二年起工分は「三二年分」、三三年起工分は「三三年分」）。落成上申に記載された施工範囲は、三一年と三三年分は概算稟議と内容が一致するが、三二年分は、概算稟議に示された施工対象（**図三**）に加え、黒書院の現在「牡丹の間」と呼ばれる東入側の天井と長押上小壁の張付、そして蘇鉄の間の天井と長押上を含む壁の張付が加えられている。三一年と三三年分の二件目の落成上申には、施工対象の図面（**図二**、**五**）が付いているが、三二年分の二件目の落成上申に図面が付いていないのは、施工範囲が途中で変更となったためかもしれない。

他に、概算稟議の内訳書には記されず、落成上申で内訳書に記されるのは、天井画を含む障壁画の縮写である。一回目の落成上申に記される請負者と請負内容は、三一年（整理番号：11）では、菊池芳文（一八六二－一九一八）が「御襖絵画縮写料」、岸九岳（一八四五または一八五二－一九二一）が「天井張付絵模様取及縮写料」と書かれており、記載は無いが、縮写の対象は、張付を張替えた白書院と判断できる。三二年分（整理番号：41）は、久保田桃水（一八四一－一九一一）が「黒書院絵画縮写」を、竹内雅隆（生没年未詳）が「大広間絵画縮写」と「絵画縮写画工」[9]、「大広間張付縮写画工」、「白書院絵画縮写」を、岸九岳が「蘇鉄間天井絵画同上（縮写）」と「天井縮写画工」、「天井絵画縮写画工」を、そして巨勢小石（一八四三－一九一九）が「東溜間天井絵画」を請け負っている[10]。三三年分（整理番号：43）は、竹内雅隆が「大広間天井模様縮写」を、望月玉渓（一八七四－一九三八）が「式台間其他絵画縮写」を請け負う。宮内庁宮内公文書館に所蔵されている二之丸御殿の、天井画を含む部屋内障壁画と廊下の杉戸絵の縮写図（**口絵五～一〇**）は、この時制作された可能性が高い。

なお、これら縮写の請負者の中には、貼付本紙の絵画制作の請負者となっている者も多い。一回目の落成上申から、本紙制作の請負者となった絵師を確認しておく。三一年の白書院（整理番号：11）は、「本紙砂子蒔泥砂引画工料」の支払い相手として記される原在泉（一八四六－一九一六）が、天井と長押上小壁の張付本紙を制作したと読めるが、同じ内訳書に記された上述の岸九岳の支払い事由は「天井張付絵模様取及縮写料」となっている。この「模様取」は、模様の意匠制作と解釈できる[11]ことから、岸九岳が天井張付の意匠を考えた可能性がある。三二年の黒書院は、一回目（整理番号：41）と二回目（収録番号：42）の落成上申共に「長押上地張付画工」として望月玉泉（一八三四－一九一三）の名がある。続いて「東溜同上」（二回目では「東溜ノ間同」）として巨勢小石の名があることから、「東溜」すなわち東入側の長押上を巨勢小石、

それ以外の三方入側の長押上を望月玉泉が担当したと考えられる。続いて「入側天井同上」（二回目は「入側天井同」）には、久保田桃水の名が記されることから、黒書院入側の天井張付の画工は、久保田桃水と解釈できる。三三年の大広間天井は、二回の落成上申（整理番号：43・44）いずれにも「天井絵画調整」の請負者として、田中幽峰（生没年未詳）[12]の名前が記載される。このように、張付本紙を制作した者のうち、岸九岳、久保田桃水、竹内雅隆、巨勢小石の四名が縮写の制作も担っていたことが分かる。

二、主殿寮出張所および図案監修者との関わり――伺及往復から――

これら張付張替工事の現場着手に際しては、三ヶ年共、各年の一月に、主殿寮出張所長から内匠頭へ、予算と起工の照会（整理番号：6・17・34）が行われ、その後、一月下旬から二月はじめ頃に、上述した二回目の概算稟議が行われている。これら主殿寮出張所からの予算と現場着手についての照会文の末尾には、いずれの年も、本工事は「美術的事業」なので、着手の際は「山高京都博物館長」に、内匠頭から監修を依頼するよう言添えられる。その後、これらの照会に対する内匠寮からの回答（整理番号：4・16・33）と同日に、内匠頭から京都博物館長を務める山高信離への監修についての照会文（整理番号：5・18・35）が作られ、これに対する山高からの承諾文（整理番号：8・19・36）も収録されている。

その後、三一年と三三年は六月に、三二年は二月に、主殿寮出張所長から内匠頭に対し、山高京都博物館長に依頼した図案が出来たので送ること、また、いずれも最初に、この図案は概略的なものであるから、実際の施工の際には「幾分ノ取捨相加度」ことが山高館長から伝えられていることを断った上で、この図案を基に着手して良いか照会（整理番号：10・20・40）があり、これに対して、内匠頭から承認する旨の回答（整理番号：9・23・39）が出されている。遠侍等の図案と共に宮内庁宮内公文書館に残されている大広間天井張付の図案（**口絵11**）は、三三年に照会された図案ではないかと考えられる。また、三二年に追加施工となった黒書院東溜ノ間（東入側）の天井の大下絵は、元離宮二条城事務所が所蔵している。[13]

図案の監修依頼における大まかな流れは上記の通りだが、この二回目の概算稟議の後、図案の検討段階でのやりとりは、毎年異なっている。まず、三一年六月二四日付の主殿寮出張所長からの照会（整理番号：10）では、上述の通り、山高館長から、図案は「真之草稿」であって「更正ヲ要スル」部分はあるが、「時日遷延」のため、この図を以て「概略模様ヲ定メ置キ」、実際の施工においては「幾分之取捨相加」たい旨伝えられていることを断っている。その上で、最初に「三寸小箔ニテ方杓二枚掛」、すなわち「壱坪ニ付八百枚ノ割合」で見積もった「甲」案では、予算額を超過してしまったため、「出来ノ上ハ敢テ差違無之趣」のため、「切廻シ箔」にして「壱坪凡二匁七分遣ノ割合」で見積もった「乙」案であれば支出可能な額となった。就いては、乙案で良いかが、原在泉の名前で出された「甲」と「乙」の見積書付きで記されている。これに対し、六月三〇日付の内匠寮からの回答（整理番号：9）で、乙案を了承する旨が伝えられている。

三二年は、同年二月二七日付の主殿寮出張所長からの照会（整理番号：20）に対し、黒書院の上段（一の間）の天井張付の模様を参照した上で詮議するので、縮写を送付するよう、三月一日付の回答（整理番号：21）で指示している。これに応じて主殿寮出張所は縮写を送り、再度図案について三月三〇日付で照会（整理番号：22）し、内匠寮は四月四日付で「御図案之通ニテ異存無之」という回答（整理番号：23）を作成している。その後、七月四日付で主殿寮出張所長心得から内匠頭へ、経費に余裕が生まれたため、三三年に施工予定だった黒書院東溜ノ間（東入側）の天井と長押上小壁張付、蘇鉄の間の天井と壁の張付の張替工事を繰り上げることと、帝国京都博物館長から送付の図案に基づいて着手して良いか照会（整理番号：25・27）があり、翌日付で、これを了承する回答（整理番号：24）が作成されている。さらに、七月一三日には、主殿寮出張所から内匠寮宛てで、内匠寮・木子技師[14]より示談のあった、黒書院東溜ノ間（東入側）、蘇鉄の間の天井及び長押上小壁張付の在来の「模様図」を送付することが伝えられている（整理番号：26）。

三三年は、前年三二年の張付張替工事の残額を三三年に繰越すことについて、主殿寮出張所長から三月二三日付で照会（整理番号：38）があり、これは概算稟議に同じ照会（整理番号：32）が収載されているが、三月二九日付の内匠頭

からの了承の回答（整理番号：37）は、伺及往復にのみ収録されている。

三、まとめ

三一年から三三年までの内匠寮工事録の二条離宮張付張替工事関連の文書からは、各年の予算額と決算額、施工範囲、各作業や材料購入の請負者の名前と支払い額を含む工事に係る行政手続きの内容が分かると共に、内匠寮、主殿寮京都出張所、そして、図案の監修者である山高信離の三者が、緊密に連絡を取り合いながら図案を検討し、工事を進めていく様子がうかがえる。ここで内匠寮は、毎年、宮内省内で予算取りと施工範囲について稟議にかけ、山高への監修を依頼、さらに、主殿寮京都出張所からの現場着手や予算、また図案についての照会に対して回答していることから、少なくとも図案については、明治宮殿の障壁画制作を行った経験を持つ内匠寮[15]が、決定を行う立場にあったと分かる。

他方、主殿寮出張所は、山高監修の図案が予算内に収まるか検討し、収まらなければ再度図案を作成させ、画工に見積もりを出させている。加えて、予算に余裕が生じた際には、翌年の施工範囲を繰り上げることについて内匠寮に照会していることから、予算の使い方を中心とする事務作業を行う立場にあったと考えられる。ただし、落成上申が内匠寮から主殿寮に対して行われていることから、施工現場の監督や統括は、内匠寮が行なっていた可能性が高いが、本資料だけでは内匠寮と主殿寮出張所の業務分掌を厳密に把握することが難しい。また、本紙制作と縮写制作を担当した画工について、何故彼らが請負者となったのかは、本資料だけでは分からない。この工事における主殿寮京都出張所の具体的な業務内容含め、本資料だけでは明らかにできない部分を探るためには、主殿寮出張所の工事関係書類をまとめたと考えられる、宮内公文書館での分類が「京都事務所－建築第一係」となっている工事録の調査が必要であるが、まずは、明治三四年（一九〇一）以降も続く二条離宮張付張替工事に関する内匠寮工事録について、稿を改めて紹介したい。

【注】

（1）筆者は、『研究紀要元離宮二条城』第一号（京都市文化市民局元離宮二条城事務所編・発行、二〇二二）において、これら明治期障壁画の面数や各図様等の概要について、また、本紙の制作者とされる竹内雅隆、岸九岳、望月玉泉、巨勢小石、原在泉について、それぞれの経歴、特に京都府画学校（現在の京都市立芸術大学）と内国絵画共進会との関わりについて紹介した。

（2）明治宮殿は、江戸城西の丸が明治六年（一八七三）に焼失した後、その跡地に建設された皇居を指す。明治二一年（一八八八）に竣工し、昭和二〇年（一九四五）に空襲で焼失した。

（3）正倉院宝物を参照した意匠については、元離宮二条城事務所の元職員・高橋脩二氏による調査の新聞記事（平成六年六月二日付京都新聞記事「正倉院宝物文様から〝コピー〟」）が初出だが、その後、山崎鯛介「明治時代の二條離宮における入側天井・小壁の改修経緯と意匠変更の意図」（『日本建築学会学術講演梗概集（九州）』日本建築学会、二〇〇七、四三八頁）において、正倉院宝物に加えて平家納経の参照も指摘された。

（4）山崎鯛介前掲注（3）

（5）中谷至宏「象徴の場、維新後の二条城」（東京都江戸東京博物館・元離宮二条城事務所他編『二条城展』図録、京都市・読売新聞社・博報堂DYメディアパートナーズ、二〇一二、一七四頁）、恵美千鶴子「二條離宮と明治宮殿襖画のその後の影響／第三章明治の皇室に選ばれた表象」（『天皇の美術史　六　近代皇室イメージの創出　明治・大正時代』吉川弘文館、二〇一七、一九〇～一九一頁）

（6）本資料の内容に加え、以下を参考とした。「京都及奈良博物館建築工事録二十四冊のうち七冊／作品解説」（奈良国立博物館編・発行『特別陳列　帝国奈良博物館の誕生―設計図と工事録にみる建設の経緯―』二〇二一、六五頁）、今江秀史「資料紹介　明治二七・八年の二条離宮本丸庭園の庭造及び改修に係る工事録」（『研究紀要元離宮二条城』第二号、京都市文化市民局元離宮二条城事務所編・発行、二〇二三、一九九頁）

（7）内匠寮は、皇室に関係する施設の造営や管理を担った宮内省の一部局で、明治一八年（一八八五）から昭和二〇年（一八四五）まで存在した。（浅羽英男

「内匠寮から管理部へ／第一部内匠寮〜その始まりと変遷〜」鈴木博之監修『皇室建築　内匠寮の人と作品』建築画報社、二〇〇五、一八頁）

（8）主殿寮出張所は、明治一六年（一八八三）に桂宮家の今出川屋敷に置かれた宮内省京都支庁が、明治一九年（一八八六）に改組されて出来た宮内省の部局。京都とその周辺の皇室の施設管理を担った。大正一〇年（一九二一）には、内匠寮出張所に集約された。（降矢淳子「二条離宮本丸への桂宮御殿移築と行幸・行啓の一考察」『研究紀要　元離宮二条城』第二号、京都市文化市民局元離宮二条城事務所編・発行、二〇二三、一七四頁、及び宮内庁「宮内庁京都事務所の概要／京都御所」https://kyoto-gosho.kunaicho.go.jp/report/2e3970ebf63c4f8a93c8c81819b5df6f 二〇二六年三月七日閲覧）

（9）この竹内雅隆の「絵画縮写」については、本資料中に、縮写対象が何なのかを記す記載が無い。

（10）一回目の落成上申（整理番号：41）の内訳書では、巨勢小石の請負内容が「東溜間天井絵画」とだけなっており、縮写か本紙制作かが判別できないが、二回目の落成上申（整理番号：42）の内訳書では、岸九岳の「蘇鉄間絵画縮写」の下に巨勢小石の「東溜ノ間天井同」と書かれており、この「同」は「縮写」と考えられる。

（11）『内匠寮　明治三十五年　工事録八』（識別番号：三九八八-八）伺及往復に収録された明治三五年一月二一日付、主殿寮出張所長から内匠頭への照会文のなかで、遠侍入側の新調する張付本紙について、予算は金箔無地で計上したため、概算稟議の「決裁額ハ無地金箔押ノ費額ニテ御決裁済ニテ無論模様取ハ不致モノト被存候」としていることから、「模様取」は即ち、文様や意匠を加えることと解釈できる。

（12）田中幽峰は、『意匠博覧』（全五二巻、一八九四〜一九〇一）、『工芸新図』（上下巻、一八九二）、『百蝶図案』（上下巻、一八九八）といった図案集を著作、発行している。『意匠博覧』の奥書に「京都市五条通西洞院東入丗番戸士族」とあり、「版権所有兼著作者／発行者」と記していることから、士族であり、かつ出版も自ら行なっていた人物であることが分かる。これ以外の経歴や画歴については手がかりが少なく、今後の課題である。

（13）中谷至宏「図九九　二の丸御殿黒書院牡丹の間天井画」解説（東京都江戸東京博物館・元離宮二条城事務所他前掲注（5）、二〇一、二頁）

（14）明治六年（一八七三）から宮内省に勤務した木子清敬（一八五二-一九〇七）のこと。明治一四年（一八八一）から同二二年（一八八九）まで、御造営掛として明治宮殿の造営にも参加し、同二三年（一八九〇）からは内匠寮土木課長を務めた。（「資料」奈良国立博物館前掲注（6）、七八頁、及び「付録人物辞典」鈴木博之前掲注（7）、四二一頁）

（15）浅羽英男「第一期　明治前期（明治二一年の明治宮殿造営まで）／第一部内匠寮〜その始まりと変遷〜」（鈴木博之前掲注（7）、二一〜二二頁）

別表

整理番号	日付（※1）	内容	発信者／起案者（※2）	宛先／決裁者（※2）	文書番号（内匠寮及び主殿寮出張所による）
1	30年12月22日	概算稟議一回目（三十一年度継続臨時費支出について）	内匠頭　股野琢	大臣	内匠寮第1号
6	31年1月28日	白書院入側の天井画及び長押上小壁張付の張替に係る費額と工事着手について照会。京都帝国博物館長へ図案監修を依頼して欲しい旨言い添え。	主殿寮出張所長 飯田巽	内匠頭　股野琢	匠1套第26号 主営甲第16号
2	31年2月9日	概算稟議二回目 （三十一年度二条離宮張付仕替費支出について）	内匠頭　股野琢	大臣	内匠寮第40号
3		概算書（二条離宮白書院入側天井画及び長押上小壁張付張替）		内匠頭　股野琢	匠2套第288号 臨第17号
4	31年2月9日	白書院入側の天井画及び長押上小壁張付の張替に係る費額と工事着手について回答。	内匠寮		匠1套第26号の2
5	31年2月9日	白書院入側の天井画及び長押上小壁張付の張替に係る図案監修を依頼。	内匠頭　股野琢	京都博物館長 山高信離	匠1套第26号の3
8	31年2月14日	図案監修について承諾の旨回答。	京都博物館長 山高信離	内匠頭	匠1套第26号の4 第127号
7	31年2月23日	帝国京都博物館長から監修承諾の回答について通知。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠1套第26号の5
10	31年6月24日	帝国京都博物館長より送付の図案二案のうち乙案を採用で良いか照会。	主殿寮出張所長 心得　栗津職綱	内匠頭代理 文事秘書官　股野琢	匠1套第26号の6 主営甲第56号
9	31年6月30日	帝国京都博物館長より送付の図案二案のうち乙案を採用して良い旨回答。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠1套第26号の7
11		二条離宮白書院入側天井並壁張付張替工事の完了を上申（一回目内匠寮内）	主任内匠寮技手 柴田四子吉		臨第17号
13	31年12月26日	概算稟議一回目（三十二年度継続臨時費支出について）	内匠頭　堤正誼	大臣	内匠寮第1号
12	32年1月17日	二条離宮白書院入側天井並壁張付張替工事の完了を上申（二回目内匠寮から主殿寮出張所へ）	主任内匠寮技手 柴田四子吉	主殿寮出張所長 心得　栗津職綱	臨第17号
17	32年1月19日	黒書院入側の天井画及び長押上小壁張付張替に係る費額と工事着手について照会。京都帝国博物館長へ図案監修を依頼して欲しい旨言い添え。	主殿寮出張所長 栗津職綱	内匠頭　堤正誼	第34号 主営甲第3号
14	32年2月1日	概算稟議二回目 （三十二年度二条離宮張付仕替費支出について）	内匠頭　堤正誼	大臣	（欠）
15		概算書（二条離宮黒書院入側天井画及び長押上小壁張付張替費）		内匠頭　堤正誼	臨第8号
16	32年2月8日	黒書院入側の天井画及び長押上小壁張付張替に係る費額と工事着手して良い旨回答。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠1套第22号の2
18	32年2月8日	黒書院入側の天井画及び長押上小壁張付張替に係る図案監修を依頼。	内匠頭	京都博物館長	匠1套第22号の3
19	32年2月14日	図案監修について承諾の旨回答。	京都博物館長 山高信離	内匠頭　堤正誼	匠1套第22号の4 第51号
20	32年2月27日	帝国京都博物館長より送付の図案を基に着手して良いか照会。	主殿寮出張所長	内匠頭	匠1套第54号 主営甲第14号
21	32年3月1日	図案は大方のものなので黒書院上段の（現：一の間）天井画を参照して詮議するため同天井画の縮写を制作して送る様回答。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠1套第54号の2

22	32 年 3 月 30 日	黒書院上段（現：一の間）の天井画縮写を制作したので送ること、また詮議の結果について照会。	主殿寮出張所長 心得　栗津職鋼	内匠頭　堤正誼	匠 1 套第 54 号の 3 主営乙第 6 号
23	32 年 4 月 4 日	黒書院上段その他の縮写について了承。また帝国京都博物館長より送付の図案を基に着手して良い旨回答。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠 1 套第 54 号の 4
25	32 年 7 月 4 日	黒書院東溜の間（現：東入側）、蘇鉄の間の天井画及び長押上小壁貼付張替工事は三十三年度施工予定だったが経費に余裕が生まれたため三十二年度に繰り上げる。ついては帝国京都博物館長より送付の図案に基づいて着手して良いか照会。	主殿寮出張所長 心得　栗津職鋼	内匠頭　堤正誼	匠 1 套第 166 号 主営甲第 34 号
27	32 年 7 月 4 日	黒書院東溜の間（現：東入側）、蘇鉄の間の天井画及び長押上小壁貼付張替工事は三十三年度施工予定だったが、経費に余裕が生まれたため三十二年度に繰り上げる。ついては、帝国京都博物館長より送付の図案に基づいて着手して良いか照会。	主殿寮出張所長 心得　栗津職鋼	内匠頭　堤正誼	主営甲第 34 号
24	32 年 7 月 5 日	黒書院東溜の間（現：牡丹の間）、蘇鉄の間の天井画及び長押上小壁貼付張替工事は帝国京都博物館長より送付の図案を基に着手して良い旨回答。	主殿寮出張所長 心得　栗津職鋼	内匠頭　堤正誼	匠 1 套第 166 号の 3
26	32 年 7 月 13 日	木子技師より指示があった黒書院東溜の間（現:東入側）、蘇鉄の間の天井画及び長押上小壁貼付の在来の「模様図」を送付。	主殿寮出張所	内匠寮	匠 1 套第 166 号の 2 主営甲第 38 号
28	32 年 12 月 23 日	概算稟議一回目（三十三年度継続臨時費支出について）	内匠頭　堤正誼	大臣	内匠寮第 1 号
34	33 年 1 月 9 日	大広間天井張付の張替に係る費額と工事着手について照会。京都帝国博物館長へ図案監修を依頼して欲しい旨言い添え。	主殿寮出張所長 中川忠純	内匠頭　堤正誼	匠 1 套第 8 号 主営甲第 4 号
29	33 年 1 月 20 日	概算稟議二回目 （三十三年度二条離宮張付仕替費支出について）	内匠頭　堤正誼 代理　調査課長 伯爵　廣橋督光	大臣	内匠寮第 16 号
30		概算書（二条離宮大広間入側天井画張替）		頭代理　廣橋	臨第 8 号
33	33 年 1 月 23 日	大広間入側の天井張付張替に係る費額と工事着手して良い旨回答。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠 1 套第 8 号の 2
35	33 年 1 月 23 日	大広間天井張付の張替に係る図案監修を依頼。	内匠頭　堤正誼	京都博物館長 山高信離	匠 1 套第 8 号の 3
36	33 年 2 月 5 日	図案監修について承諾の旨回答。	京都博物館長 山高信離	内匠頭　堤正誼	匠 1 套第 8 号の 4
41	33 年 3 月 21 日 （立案）	二条離宮黒書院張付仕替工事の完了を上申（一回目内匠寮内）。			臨第 8 号
42	33 年 3 月 21 日	二条離宮黒書院張付仕替工事の完了を上申 （二回目内匠寮から主殿寮出張所へ）。	主任内匠寮技手 柴田四子吉	主殿寮出張所長 中川忠純	臨第 8 号
32	33 年 3 月 23 日	三十二年度分の残額を三十三年度分に繰り越すことについて照会。	主殿寮出張所長 中川忠純	内匠頭　堤正誼	匠 1 套第 225 号 主営甲第 22 号
38	33 年 3 月 23 日	三十二年度分の残額を三十三年度分に繰り越すことについて照会。	主殿寮出張所長 中川忠純	内匠頭　堤正誼	匠 1 套第 225 号 主営甲第 22 号
31	33 年 3 月 29 日	二条離宮張付仕替費追増支出について稟議	内匠頭　堤正誼	大臣	内匠寮第 88 号
37	33 年 3 月 29 日	三十二年度分の残額を三十三年度分に繰り越すことについて内匠寮内で決裁が取れた旨回答。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠 1 套第 225 号の 2

40	33 年 6 月 2 日	帝国京都博物館長より送付の図案を基に着手して良いか照会。	主殿寮出張所 営繕係	内匠頭　堤正誼 内匠寮 庶務課	匠 1 套第 110 号 主営甲第 35 号
39	33 年 6 月 13 日	帝国京都博物館長より送付の図案を基に着手して良い旨回答。	内匠頭	主殿寮出張所長	匠 1 套第 110 号の 2
43	34 年 1 月 29 日 (立案)	二条離宮大広間天井張付仕替工事の完了を上申（一回目内匠寮内)。			匠第 154 号
44	34 年 1 月 29 日	二条離宮大広間天井張付仕替工事の完了を上申 (二回目内匠寮から主殿寮出張所へ)。	主任内匠寮技手 柴田四子吉	主殿寮出張所長 中川忠純	臨第 8 号

※1 「日付」は、照会や回答、書簡の場合は、発信元／差出人が記す日付を、稟議や上申の場合は、決裁日が記載される場合は決裁日を、決裁日が記されない場合は立案日を記し、文章中に何も日付が無い場合は空欄とした。

※2 人名が記されない場合は空欄とした。

そこで、合板下地および組子下地における計算結果のうち、長押上部を基準とした長押下部の相対湿度差を表 7 に示す。組子下地は合板下地に比べ上部と下部の相対湿度差を抑制できていることが分かる。生じやすいことが分かる。これは Case1 で示すように組子下地は合板下地に比べ支持体からの熱の影響を受けにくいため、長押上部と下部における紙表面の温度差・相対湿度差を抑制できているものと考えられる。

表 7　長押上部と下部における相対湿度差

	合板下地	組子下地
最大値 [%]	3.1	1.6
最小値 [%]	-1.7	-1.0
平均値 [%]	-0.02	-0.02

なお、本シミュレーションでは日射を含む熱放射の影響を加味していないが、強い日射が当たる場所の場合、組子下地の方が紙表面の温度が上昇しやすいという点には留意すべきである。

6　結論

本研究では、本研究では、壁貼り付け障壁画における適切な支持体構造について検討するため以下 3 点について検討を行った。1 点目は支持体から放散される VOC 量の測定、2 点目は実環境下における顔料の変褪色と支持体構造の関係の解明、3 点目は支持体構造の違いに伴う壁貼り付け障壁画の熱湿気挙動の解明である。得られた主な結果を以下に示すとおりである。下地材から放散される VOC の量は木材の種類ごとに異なり、防虫合板で有機酸の放散量がやや多く、紙貼りにより下地材からの有機酸の放散量を抑えられた。本実験で用いた顔料のうち、3 年で色差が 3 以上変化したものは鎌倉朱極赤、天然群青 10 番、天然白群の 3 つであり、鎌倉朱極赤が最も変化した。色の変化は季節に依存し、天然群青 10 番は梅雨頃に変色が進む傾向にあった。組子下地は内部に存在する空気層が熱抵抗として働くため合板に比べると下地からの伝熱をやや妨げる可能性がある。床の間の界壁のように、障壁画が貼り付けられる壁の構造が面内で不均一な場合、界壁からの熱や湿気の影響をより受けづらい材料を選択することが本紙の亀裂抑制に繋がる可能性がある。

謝辞　本研究の一部は、科学研究費補助金 基盤研究（B）（課題番号：21H01491、研究代表者：小椋大輔）の助成を受けたものである。

【参考文献】

[1] 登石健三，1974,「特別研究「書院等障壁保存の科学的調査研究」について」，保存科学，vol. 12，pp. 1-4

[2] 石川陸郎，1974,「書院内の保存環境について」，保存科学，vol. 12，pp. 5-18

[3] 植松 みさと，2015,「文化財建造物における障壁画の劣化損傷要因の検討」，日本建築学会計画系論文集，vol. 80，No. 717，pp. 2725-2733

[4] 中里寿克，1974「京都寺院障壁画彩色の現状」，保存科学，vol. 12，pp. 39-48

[5] 江本 義理，1974,「障壁画彩色層の変質について」，保存科学，vol. 12，pp. 77-82

5.1　数値シミュレーション概要

図 21 に数値シミュレーションで対象とする 5 つの壁構造を示す。本章ではまず、支持体の存在が本紙の温度・水分状態に与える影響を検討するため、土壁単体、土壁の下地を合板とした場合、土壁の下地を組子とした場合について検討を行う（Case 1）。次に、支持体の違いによって本紙の温度・水分状態が長押上と長押下でどの程度異なるのか検討するため、合板および組子を下地とした場合における長押上下の温度差・相対湿度差について検討を行う（Case 2）。

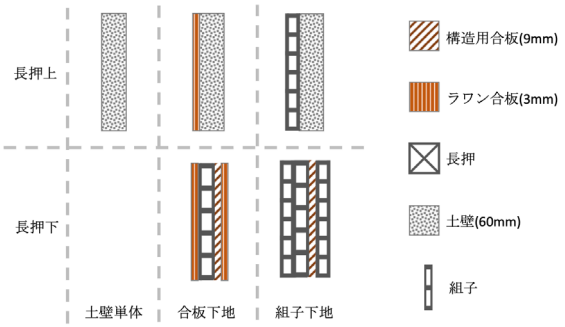

図 21　シミュレーション対象

各壁構造が接する一の間側および四の間側空間の温湿度には 2004 年 8 月 1 日から 2004 年 12 月 31 日までの御常御殿における測定結果を用い、壁表面と空気との間の熱と湿気の伝達を考慮した。なお、日射および本紙の存在は今回の計算では考慮しないものとした。本紙が貼り付けられる組子や土壁が収まっていない格子部分については空気層として取り扱い、熱や湿気の抵抗として考慮した。このとき、組子部分の空気層のみかけの熱コンダクタンスと、土壁が収まっていない格子部分の空気層の熱コンダクタンスをそれぞれ 11.5，5.0[W/m^{2}K] とし、それぞれの湿気コンダクタンスは Lewis 関係を参考に算出して与えた。

5.2　シミュレーション結果と考察

図 22 に Case 1 における一の間側の壁表面の温度および相対湿度の計算結果を示す。温度の変動は大きい順に室内＞組子下地＞合板下地≒土壁単体であることが分かる。これは土壁の熱容量が大きいことが原因であり、熱伝導率の高い合板下地の方が土壁の熱を伝えやすく、組子下地よりも日中の温度変化が小さくなる。一方、相対湿度の変動については合板下地の方が組子下地よりもやや大きいことが分かる。例として 9/24 の 12 時ごろの結果を見てみる。合板下地は温度が最も低くなっている一方、相対湿度が最も高くなることが分かる。紙表面における水分の絶対量（絶対湿度）は支持体に関わらず等しいが（図省略）、温度の低下が相対湿度の向上を招く結果となった。

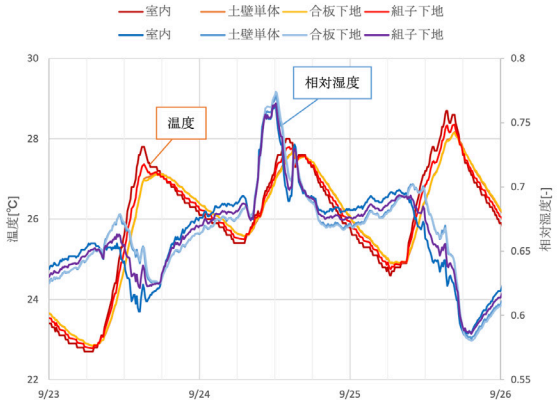

図 22　シミュレーション結果（Case1）

次に Case 1 における合板を下地とした場合の長押上部および下部の壁表面温度・相対湿度の計算結果を図 23 に示す。長押上部は土壁の熱容量の影響により日中の温度上昇が長押下部より緩やかであることが分かる。結果として、温度変化の大きい日中では長押上部と下部で温度差に加えて、相対湿度差が生じている。面内における紙の膨張・収縮の程度の不均一、すなわち亀裂の発生要因となりうることから、こうした温度および相対湿度の不均一性は可能な限り抑制できることが望ましいものと考えられる。

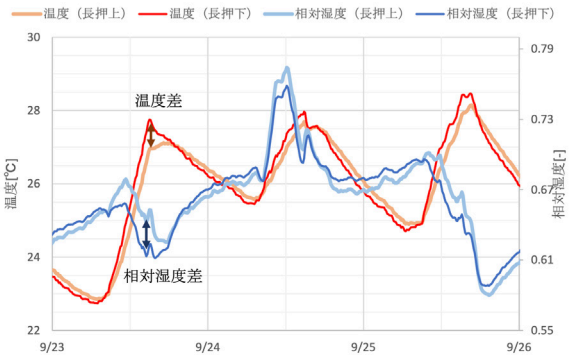

図 23　シミュレーション結果
（Case 2：合板下地）

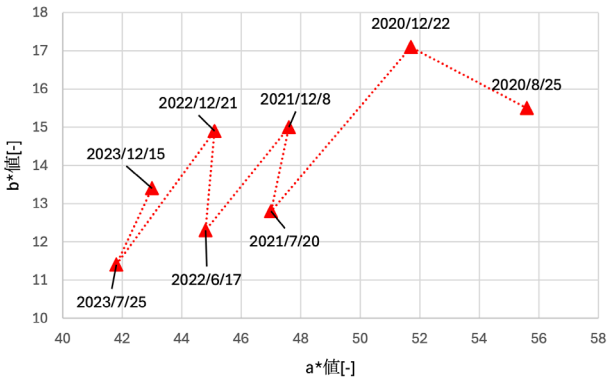

図 15　鎌倉朱極赤の a*b* 値の長期的な推移

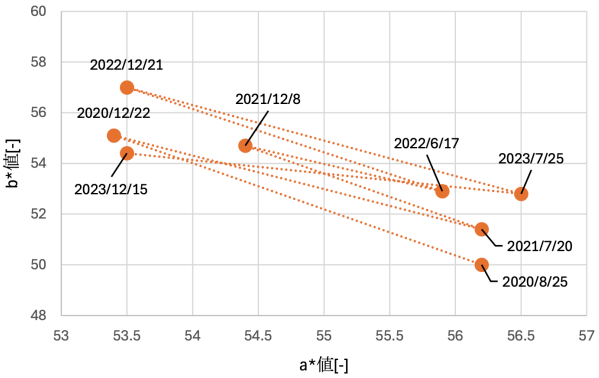

図 16　丹の a*b* 値の長期的な推移

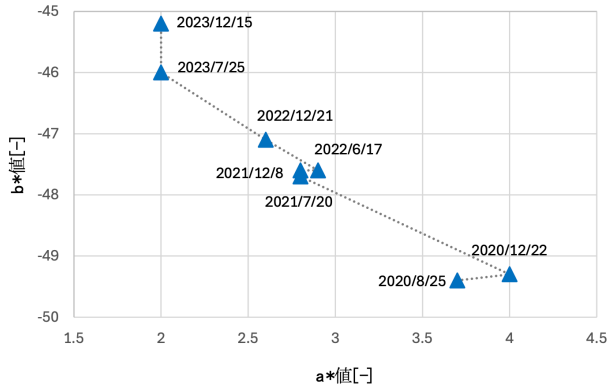

図 17　天然群青 10 番の a*b* 値の長期的な推移

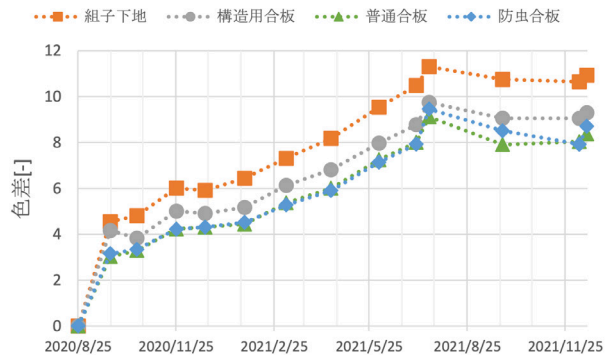

図 18　支持体ごとの鎌倉朱極赤の色差の推移

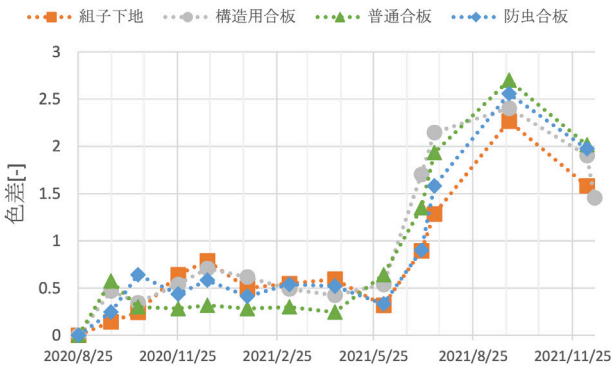

図 19　支持体ごとの天然群青 10 番の色差の推移

や大きくなっていることが分かる。一方で、構造用合板、普通合板、防虫合板で色差は概ね一致している。また、天然群青 10 番では組子下地の色の変化が他の支持体よりやや小さいようにも見て取れる。

5　支持体の違いと本紙の熱湿気性状

壁貼り付けの障壁画は、建物の壁に直接貼り付ける様式のため、襖とは異なり壁の構造が画一的とは限らない。一例として床の間の界壁構造を図 20 に示す。絵は床の間の界壁一面に貼られる一方、界壁の構造は長押の上部と下部で異なる。こうした構造の違いは、熱や水分の移動性状の差に繋がる。もし、障壁画の本紙内において顕著な温度や湿度の差が生じる場合、膨張・収縮率の差によって本紙の亀裂が生じやすくなることが危惧される。そこで、本章では界壁構造の違いによる材料表面の温度・水分状態について数値シミュレーションにより比較を行った。

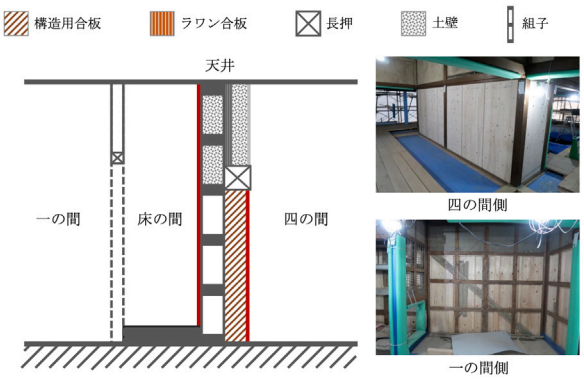

図 20　対象とする界壁の構造

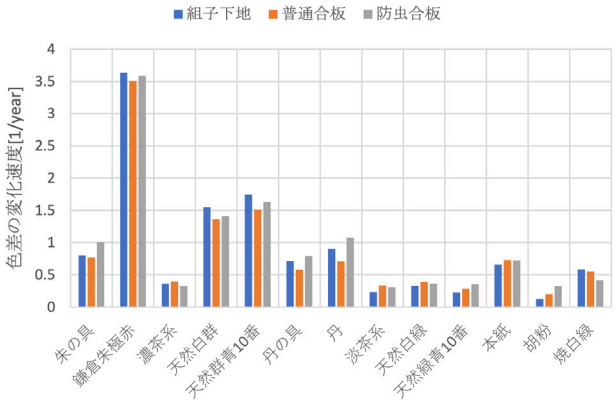

図 11　各顔料の色差の年間の推移

次に、色の変化の季節変動について検討する。図 12 に暴露環境である廊下空間および京都市気象台の環境測定結果を、図 13 に試験体に入射する紫外線量および照度の測定結果を示す。廊下空間は、年間を通じて温度および相対湿度は外気と同様の変動傾向を示した。これは空調などの機械設備が存在せず、外気との換気が十分になされているためと考えられる。また、廊下空間は障子等を介した光の流入があり、図 16 より試験体表面に入射する日平均照度は高い時期で 900 ［lx］、日平均紫外線量は 0.01 ［mW/cm^2］に達した。

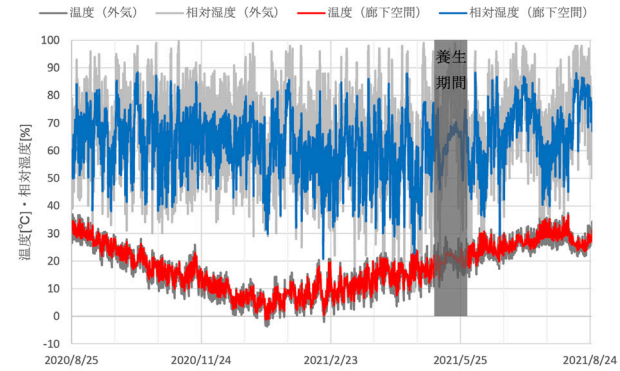

図 12　暴露環境および外気の年間の温度・相対湿度

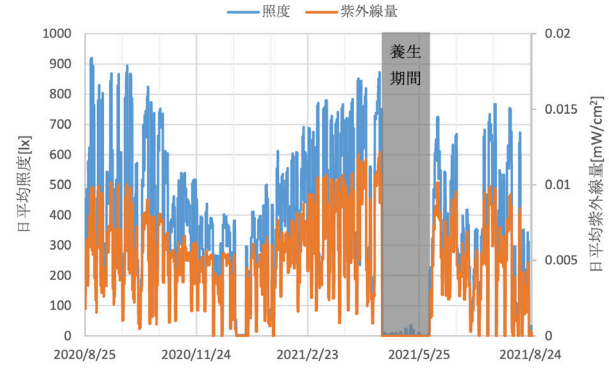

図 13　普通合板支持体に入射する照度・紫外線量

図 14 に、丹・鎌倉朱極赤・天然群青 10 番における試験開始直後から 1 年間の色差の変化を示す。鎌倉朱極赤の色差は時間経過に対し比較的線形的に推移しているのに対し、丹や天然群青 10 番の色差の推移は年間を通じて一定でないことが分かる。特に丹は年周期的な変動をすること、天然群青 10 番は梅雨である 6 月ごろに色差が増加することが分かる。

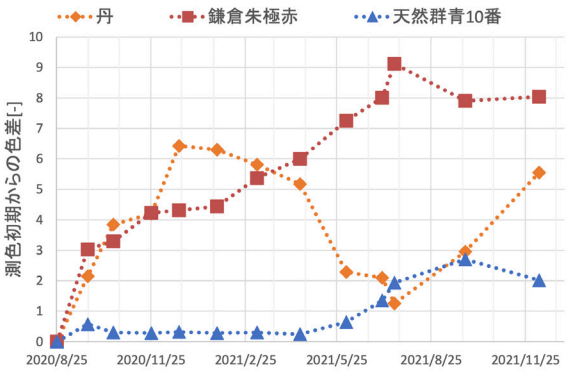

図 14　各顔料の色差の年間の推移（普通合板）

図 15 から 17 に鎌倉朱極赤、丹、天然群青 10 番の a^*b^* 値の夏季および冬季の測色結果を示す。年周期的な色の変動傾向として、鎌倉朱極赤および丹は夏季と冬季で周期的な色の変動を示すこと、鎌倉朱極赤は冬季に鮮やかに、夏季にくすんだ色になる傾向が見られた。また、丹は冬季にはより黄色く、夏季にはより赤くなる傾向が見られた。長期的な変褪色の傾向としては、鎌倉朱極赤および天然群青 10 番は a^* 値と b^* 値がともに 0 に近づいており、彩度が低下していることが分かる。なお、L^* 値については、鎌倉朱極赤でのみ長期的な低下が見られ、実験開始初期から 2 から 3 程度の低下が見られた。また、年周期的には L^* 値の変動も見られ、鎌倉朱極赤、丹ともに冬季に L^* 値が高く、夏季に低くなるという傾向が見られた。

次に支持体構造の違いと季節ごとによる色差の変化の比較を行う。なお、上貼りのみについては、測色の結果が支持体背後の影響をやや受けるため、今回の測定結果からは除外した。図 18 に各支持体における鎌倉朱極赤の色差の結果を、図 19 に天然群青 10 番の色差の結果を示す。いずれの支持体でも色差の変化傾向は概ね一致していることが分かる。ただし、鎌倉朱極赤では、支持体ごとに色差に若干差が見られ、組子下地では他の支持体より色差がや

設置した。なお、白書院では閉城中は雨戸が閉じられている。

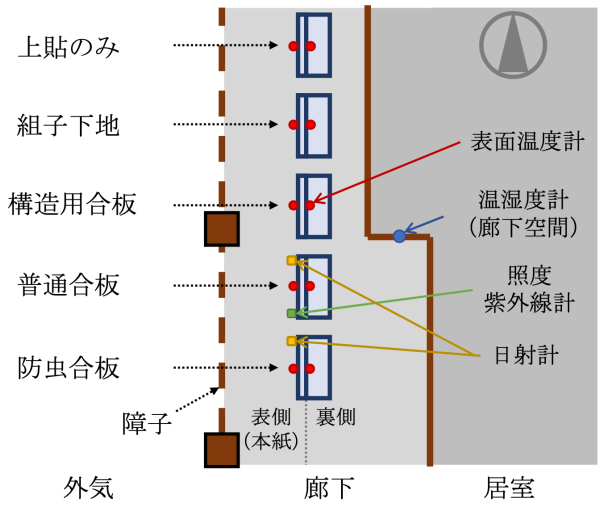

図 8　試験体の設置概要

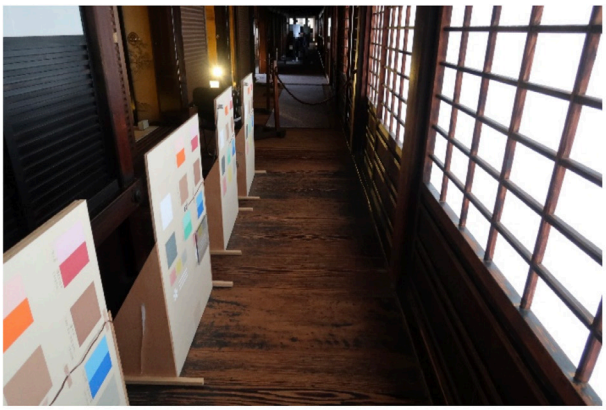

図 9　暴露試験の実施状況

4.3　試験体および暴露環境の測定と分析方法

暴露試験では表 6 の項目について測定を行った。各測定機器の設置位置を図 8 に示す。試験体に塗布された顔料の色は、暴露試験開始から約 1 年間は約 1 か月の周期で、それ以降は 3 か月から半年ごとの周期で測定された。

表 6　測定項目および測定に用いた機器

測定項目	機器名称
$L^*a^*b^*$ 値	コニカミノルタ社　土色計 SPAD-503
表面温度	Onset 社 UX100（T 型熱電対使用）
空間温湿度 紫外線量	T&D 社　TR-74Ui
日射量	EKO 英弘精機　ML-01 小型日射計

測色結果の評価は $L^*a^*b^*$ 値に加えてそれらの値から得られる CIE1976 による色差 ΔE^*_{ab}、彩度差 ΔC^*_{ab}、明度差 ΔL^*、色相差 ΔH^*_{ab} により行う。測色では常に同じ位置を測定できるようなガイドを用い、測定の振れ幅は概ね L^* 値，a^* 値，b^* 値それぞれ約 0.2 以下であった。また、測色は複数回行い最頻値を採用した。

4.4　測定結果と考察

顔料の長期的な測色結果について示す。図 10 に 3 年間の測色結果のうち、環境温湿度が同程度であった 12 月頃の測色結果として、2020 年 12 月 22 日を基準とした色差の分析結果を示す。なお、ここでは代表値として普通合板支持体の結果を示した。鎌倉朱極赤、天然群青 10 番、天然白群の順に色差の変化が大きくなること、色差は概ね単調に増加することが分かる。

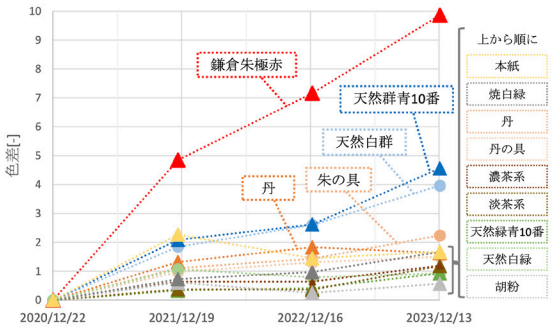

図 10　各顔料の色差の長期的な推移

次に、組子下地、普通合板、防虫合板における各顔料および紙の色差の年間の変化速度を図 11 に示す。なお、グラフは 2020 年から 2023 年の 12 月頃の測色結果のみを用い、色差の変化を直線で近似し切片を 0 とすることで傾き、すなわち色差の年間における変化速度を求めた。測定結果より、丹および丹の具については有機酸の放散量の最も多い防虫合板にてやや色差の変化速度が大きいようにも見て取れる。ただし、支持体間の年間における色差の変化速度は概ね 0.3 以下に収まっており、測定の誤差および近似に用いたデータ数の少なさを考慮すると顕著な差とは言い難く、さらなる検討が必要である。なお、白書院廊下空間は換気が十分になされた環境であったため VOC および有機酸による影響は過小評価されている可能性については留意したい。

とも定量下限値未満であった。今回試験した下地材では、アルデヒド類以外の VOC の発生は軽微であった。ギ酸・酢酸を含む有機酸は、合板材から比較的高い数値が検出され、防虫合板からは最も高い 125 [μg/ ㎡ h] が検出された。下地骨は、合板材に比べて有機酸の放散量が小さかった。

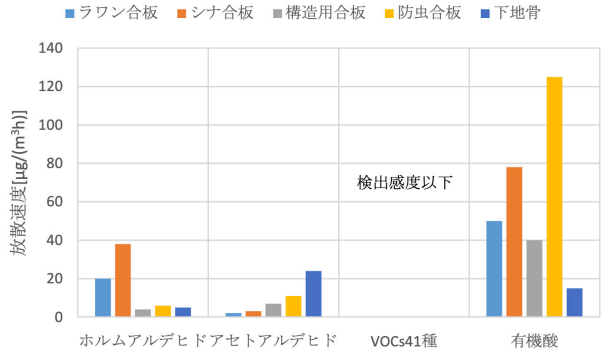

図 5　下地材単体からの VOC の放散速度

次に、図 6 にラワン合板および下地骨を下地とした試験体の紙貼りの有無による結果の比較を示す。アルデヒド類の放散量は、紙貼りの有無による差は小さく、下地材単体の結果とも差は小さいことが分かる。一方、ラワン合板からは酢酸が、下地骨からはギ酸が主に検出された。また、紙を貼ることでラワン合板からの酢酸の放散速度は 39[μg/ ㎡ h] から 14[μg/ ㎡ h] へ、下地骨からのギ酸の放散速度は 32[μg/ ㎡ h] から 13[μg/ ㎡ h] へと減少した。このことから有機酸の放散は紙貼りによりやや抑えられるものと考えられる。

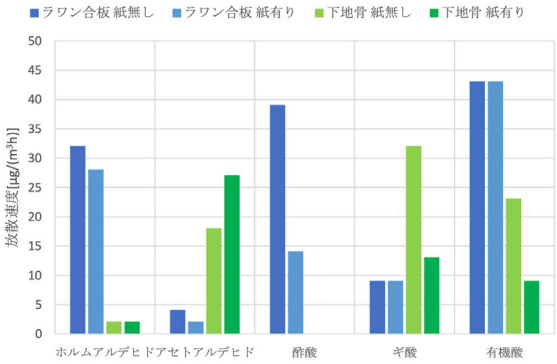

図 6　紙貼りの有無による放散速度の違い

4　実環境下における顔料の変褪色実験

障壁画に塗布される顔料は経年により劣化する。顔料の劣化は温度・湿度・照度・紫外線など環境因子に加え、顔料が塗られる支持体からの放散物質など多様な要素に左右される。そのため、実際の障壁画にて用いられる顔料および支持体構成を模した模擬試験体を、二の丸御殿白書院廊下に設置することにより、実在の障壁画の劣化を予測することを試みた。

4.1　絵具の調製

顔料種類の選定は、本丸御殿御常御殿一の間・四の間障壁画での目視調査の結果をもとに決定した。図 7 に実験にて用いた計 12 種類の絵具を示す。株式会社放光堂で購入した顔料で絵具を調製し、図の右上から順に朱の具(水銀朱＋胡粉)、鎌倉朱極赤(水銀朱)、濃茶系（水干絵具混合：胡粉・黄土・焦茶・赤口朱土・赤口岱赭)、天然白群（銅化合物)、天然群青 10 番（銅化合物)、丹の具（鉛丹＋胡粉)、丹(鉛丹)、淡茶系（水干絵具混合：胡粉・黄土・焦茶・赤口朱土)、天然白緑（銅化合物)、天然緑青 10 番（銅化合物)、胡粉（三号胡粉)、焼白緑（銅化合物）の計 12 種類とした。

これらのうち、鎌倉朱極赤、天然群青 10 番、丹、天然緑青 10 番は、障壁画の彩色層構造を模した二層構成であり、各顔料の下層には朱の具、天然白群、丹の具、天然白緑が塗布されている。なお、本紙には滲み止めのため礬水引きをし、絵具の塗布は川面美術研究所に依頼した。

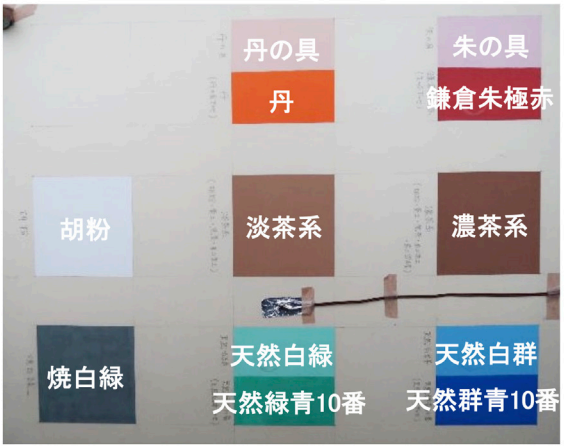

図 7　暴露試験体における顔料の構成

4.2　試験体の設置概要

模擬障壁画の暴露試験は二の丸御殿白書院の西側廊下にて実施した。図 8 に試験体の設置位置の概要を、図 9 に試験の実施状況を示す。試験体はより劣化が進行しやすくなるよう表面が障子を向くように

表３　下地として用いた試料の概要

試料	材料	接着剤	製造先	サイズ	購入日［製造日］	乾燥期間
ラワン合板	ラワン１等	１類 F☆☆☆☆	インドネシア	910×1820 厚み 3mm	2020 年 3 月 ［2019 年 12 月］	20 か月
シナ合板	シナ１等	１類 F☆☆☆☆	マレーシア	915×1825 厚み 5.5mm	2019 年 11 月 ［不明］	24 か月
構造用合板	ラワン２級 C-D	特類 F☆☆☆☆	日本	910×1820 厚み 9mm	2020 年 6 月 ［2020 年 4 月］	17 か月
防虫合板	２級 B-C	特類 F☆☆☆☆ シフェノトリン	日本	910×1820 厚み 9mm	2020 年 3 月 ［2019 年 11 月］	20 か月
下地骨	杉辺材 （含水率 20% 以下）	なし	日本	ー 厚み 12mm	2021 年 10 月 ［2020 年 6 月頃］	3 か月

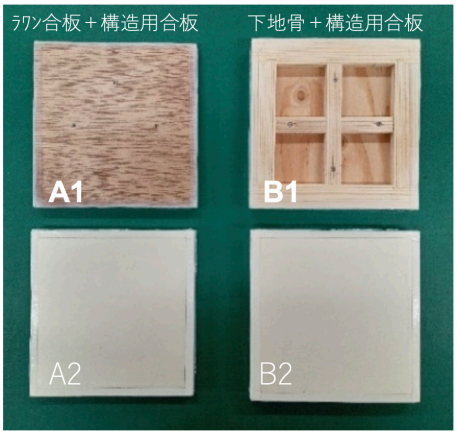

図４　紙貼りによるVOC放散速度への影響の測定のために用いた試料

表４　紙貼りの検討に用いた試料の概要

番号	下地材	紙貼り	接着剤
A1	ラワン合板 ＋構造用合板	なし	１類・２類
A2		上貼：雁皮紙 下貼：楮紙	同上 ＋正麩糊
B1	下地骨 ＋構造用合板	なし	２類
B2		上貼：雁皮紙 下貼：楮紙・ 間似合紙・渋紙	同上 ＋正麩糊

紙貼りの構成材料は表１に示すとおりとし、絵具の滲み止め（礬砂引き）は施工しないものとした。試験体の養生条件は下地材単体のときと同条件とし、チャンバー内に設置する試験体の数は１つとした。検出項目は、下地材の結果を考慮し、アルデヒド類と有機酸の酢酸およびギ酸とした。表５に紙貼りの検討における VOC の検出項目と方法を示す。

表５　ＶＯＣの検出項目と方法

検出項目	捕集管／ 捕集溶液	流量	吸引量
アルデヒド類	DNPH 吸着管	0.167 L/min	20L
VOC*	Tenex TA 吸着管		1L
有機酸	検知管（910）		10L
酢酸・ギ酸 **	注[1]		30L

*　下地材に対してのみ実施
** 紙を貼った試験体に対してのみ実施

3.3　測定結果と考察

図５に下地材単体からのアルデヒド類、VOC41 種、有機酸の放散速度の測定結果を示す。ホルムアルデヒドの検出量は、普通合板に用いられる南洋材（ラワン合板、シナ合板）の方が、国産材の構造用合板や防虫合板より大きかった。一方、アセトアルデヒドは下地骨からの検出量が最も多く 24［μg/ ㎡ h］という結果が得られた。その他の VOC41 種は、５種

注１　酢酸，ギ酸の測定は，チャンバー内に VOC 等を除去する吸着剤で処理し，清浄空気を供給し、予め内部の空気を清浄空気で置換したその後、チャンバーの下流側に超純水を入れたインピンジャーを設置し、吸引流量 0.17 L/ 分でチャンバー内空気を 30 L 捕集し、酢酸イオン（CH_3COO^-）とギ酸イオン（$HCOO^-$）をイオンクロマトグラフ（島津製作所 Prominence シリーズ）で分析した。

上貼り	本紙	ベタ貼り	雁皮紙	岐阜県
	裏打２層	ベタ貼り	楮紙	京都府
下貼り	浮貼２層	袋貼り	楮紙	京都府
	蓑縛	ベタ貼り	楮紙	島根県
	蓑掛３層	袋貼り	楮紙	京都府
	胴貼	袋貼り	間似合紙	高知県
	骨縛	ベタ貼り	楮紙	島根県
下貼り（下地骨の裏面）	骨縛り	ベタ貼り	楮紙	島根県
	胴貼	袋貼り	間似合紙	高知県
	蓑掛３層	袋貼り	楮紙	京都府
	蓑縛	ベタ貼り	渋紙	島根県

図１ 暴露試験体の支持体構成

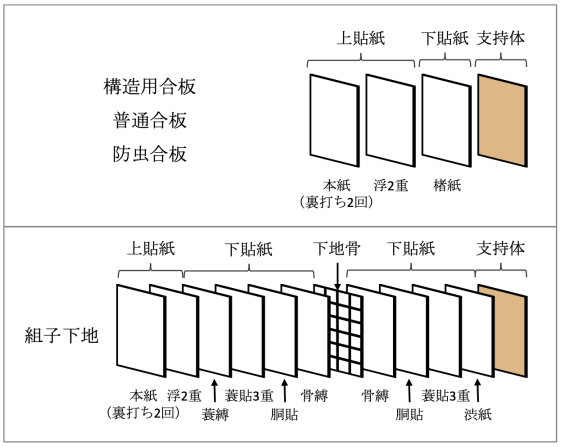

図２ 各試験体における紙の構成

３　支持体から放散される揮発性有機物質

防虫合板に代表されるように、支持体である木質材料からは揮発性有機物（VOC）が放散される。本章では各支持体から放散される VOC の種類と量について測定を行った。

3.1　測定方法の概要

VOC の試験および分析は一般財団法人ボーケン品質評価機構大阪認証・分析センターに依頼した。VOC の放散速度は以下の式により算出される。

$$qA=pt\frac{n}{L}$$

q は放散速度［μg/(m²h)］、A は試料の表面積［m²］、L は試料負荷率（A/V)［m²/m³］、pt はチャンバー内濃度［μg/m²］、n は換気回数［1/h］、V はチャンバー容積［m³］である。

測定時の試験環境は表２に示すとおりである。試料は SUS チャンバー（直径 300 ㎜、高さ 300 ㎜、容積 20L）内に設置し、小型チャンバー法（JIS A 1901:2015）に基づき試料から放散される化学物質の捕集を行った。

表２　VOC の測定時の試験環境

温度	28±1［℃］
相対湿度	50±5［%］
換気回数	0.5±0.05［1/h］
チャンバー容積	20［L］

3.2　試料の調製と測定内容

測定は模擬障壁画に用いられる下地材単体と下地材に紙を貼ったものの２ケースに分けて行った。下地材単体での VOC 放散量の測定は以下に示すとおりである。試料はラワン合板、シナ合板、構造用合板、防虫合板、下地骨の計５種とした。図３に試料の写真を、表３に試料の詳細を示す。

図３　VOC 放散速度の測定に用いた試料

試験体は、これらの材をそれぞれ約 165 ㎜角にカットし、試料の放散面（表面のみ）以外をシールし調製した。VOC の検出項目は、紙や顔料の劣化に影響を及ぼすとされるアルデヒド類，VOC41 種、有機酸とし、１つの試験に対し同一の試験体を２つチャンバー内に設置し、測定期間は１日とした。

紙貼りの有無による違いを検討するための試料の写真を図４に、試料の構成を表４に示す。下地材の測定結果を踏まえた上、保存管理で使用頻度の高いラワン合板と下地骨について試験した。試料は各下地材を２つ用意し、暴露試験同様、裏面にはすべてに構造用合板をステンレスビスで固定した。各下地のうち１つは、放散面に紙貼りを行った。下地材は表３で示したものと同じ条件の材料を使用し、紙貼り施工をしたのち 45 日間の保管期間を経て試験を行った。

修理記録（建造物）
環境調査報告（2）本丸御殿御常御殿障壁画の支持体について
―支持体構造の違いが障壁画の劣化に及ぼす影響の検討―

髙取伸光　小椋大輔　高林弘実　貴田啓子　岡村知明

1　はじめに

本報では、文化財建造物内の障壁画の支持体に着目し､現地保存に適切な支持体構造について検討する。障壁画は絵画作品であると同時に建物を構成する建具であり、原画を現地にて保存・公開する事例は国内の社寺においても広く散見される。しかしながら、書院造のような日本の伝統的な建築様式は断熱性や気密性が低いことに加え、障子のように光を取り入れる建具が用いられるため、外界気象の影響を受けやすく、空調設備・照明などにより環境管理が徹底されている収蔵庫と比べるとその保存環境は良いとは言い難い［1，2］。そのため現地で保存される障壁画は、環境変動に伴う様々な劣化が懸念されている［3-5］。

一方で、障壁画に描かれる顔料は、同一の顔料であっても変褪色の傾向は一様であるとは限らない［5］。これは、顔料の変褪色が温度や湿度、照度や紫外線といった環境的な要因に左右されることに加え、バインダーとして用いられる材料から放散される揮発性有機物や、試験体構造の違いに由来する温度や湿度変動の違いに起因する。そのため、実在の障壁画の劣化メカニズムを理解するためには、原画と同様の構造を有する試験体からの放散物を測定し、その熱湿気挙動を把握することや、実際に文化財がおかれる環境における顔料の変褪色挙動を観察することが肝要である。

二条城本丸御殿では、耐震補強対策として、室内の壁を対象に従来構造（土壁等）から構造用合板へと置き換える補強工事が行われ、障壁画の貼られた壁も対象となった。障壁画の現地保存を考える場合、構造用合板は壁の耐力向上を目的とした建材であり、美術工芸品の保存分野で施工実績のない材料を障壁画の新たな支持体として用いるには、竣工後の維持管理の観点からも懸念がある。

本報は、以上を鑑み、文化財建造物内部において保存・公開される本丸御殿御常御殿の障壁画を対象に、特に壁貼り付けについて、支持体構造の違いと劣化のリスクについて検討を行った。

2　壁貼り付け障壁画の構造

壁貼り付けの障壁画の支持体構成として想定したものを図1に示す。合板の上あるいは組子下地の上に障壁画を貼り付けるといったことは施工実績があるのに対し、防虫合板や構造用合板上に障壁画を貼り付けるといったことは施工実績がこれまで無かった。そこで、耐震補強のために新設された構造用合板上に普通合板あるいは、組子下地、防虫合板を貼り付ける構造を想定した。

次に、図2および表1に各支持体における紙の構成を示す。紙の構造は上貼紙（うわばりがみ）と下貼紙（したばりがみ）に大別され、組子下地とその他で異なる。これは組子下地の場合、下地骨のような格子に本紙を貼り付けることに起因する。上貼紙は本紙と浮貼（うけばり）、下貼紙は蓑縛（みのしばり）、蓑貼（みのばり）、胴貼（どうばり）、骨縛（ほねしばり）から構成される6種8層の紙の構成とした。一方､普通合板や防虫合板支持体の場合、下貼紙として楮紙（こうぞし）をベタ貼りする形とした。

表1　紙貼りに用いた材料の構成

合板に紙を直接貼る際の紙貼り構成				
	工程	糊付け	材料	製造先
上貼り	本紙	ベタ貼り	雁皮紙	岐阜県
	裏打2層	ベタ貼り	楮紙	京都府
下貼り	浮貼2層	袋貼り	楮紙	京都府
	捨貼り	ベタ貼り	楮紙	島根県
組子下地の紙貼り構成				
	工程	糊付け	材料	製造先

fences below. The Japanese bush clover, growing upward as if surging from below, is painted with effective use of empty space, creating an atmosphere of autumn solitude.

Renovation of Shiroshoin for the Imperial Visit to Nijo-jo Castle (also known as the Kan'ei Imperial Visit)

Nijo-jo Castle was built by Tokugawa Ieyasu (1542-1616) in 1603, and was modified from its original form for Emperor Go-Mizunoo's (1596-1680) imperial visit in 1626. Ninomaru-goten Palace underwent major renovation as a palace for the third shogun Iemitsu (1604-51), and Shiroshoin also received significant modifications at this time. The current Fourth Room and Chodai-no-ma were originally a single room called Ni-no-ma (Second Room), which was divided and reconstructed into two rooms. The Second Room (now Chodai-no-ma and the Fourth Room), originally on the east side, was relocated to the south of the First Room, and the First Room's configuration was changed accordingly. Previously, the *toko* (alcove) was on the west side to the viewer's right with the *chigaidana* (staggered shelves) to the left, but it was changed to the current arrangement with the *toko* on the north side to the viewer's left and the *chigaidana* to the right.

Shiroshoin was originally designed for the lord to sit facing east with his back to the west, but this major renovation changed it so he would face south. The Chinese concept of rulers sitting with their backs to the north and facing south had long been adopted in Japan, and formal reception rooms were arranged accordingly. The reception rooms in Ninomaru-goten Palace's Ohiroma and Kuroshoin were already designed for the lord to sit with his back to the north, facing south. While we cannot state definitively why Shiroshoin was changed in this way, it may have been to incorporate more formal elements into what was a private residence.

These architectural changes also affected the murals. One *tobusuma* (displayed on the right when facing forward) is shared between Chodai-no-ma and the Fourth Room.

This is evidence of how the original Second Room, spanning four bays east to west, was divided with one and a half bays for Chodai-no-ma and two and a half bays for the Fourth Room. This *tobusuma* sliding door, repainted during the renovation, shows the pampas grass and Japanese valerian of the Chodai-no-ma on the left side, and the snow-covered plum branches and bamboo of the Fourth Room on the right. A single *tobusuma* sliding door is used across two rooms separated by a pillar, which is why two different paintings appear on it. The discolored strip about 20 centimeters wide between the autumn grasses and ink painting marks where it was hidden behind the pillar.

Flowers and birds quietly dwell in the Fourth Room and Chodai-no-ma. Only the palace lord and his close attendants knew of their quiet life. This space where time flows peacefully lives on in the deepest reaches of Ninomaru-goten Palace.

(Junko Furiya)

In the "*Akikusa Senmenchirashi-zu*" above the *nageshi*, fan shapes dance gracefully among swaying pampas grass, overlapping or separating, turning sideways or downward in varied arrangements. The curved lines created by the outlines of the pampas grass and fans repeat rhythmically, while the "*Kiku-zu*" below the *nageshi* emphasizes vertical and horizontal elements through chrysanthemums extending upward, water flowing horizontally, and bamboo fencing that incorporates both vertical and horizontal elements. Such repetition of curved lines and compositions based on geometric forms of horizontal and vertical elements are considered characteristic features of Kano school painting during the Genna-Kan'ei period (1615-44).

On the other hand, the "*Kiku-zu*" also displays features that could be called classical for its time. This is evident in how the chrysanthemums are layered with brushwood fences, bamboo fencing, gold clouds, and earthen slopes. This method of expressing spatial depth by layering motifs was a traditional spatial technique in Kano school painting that continued from the late 16th century. In contrast, the murals Tanyu created for the First Room through Third Room of the Ohiroma employ spatial expression that avoids layering motifs as much as possible, leading toward a new period style.

In the Fourth Room murals, Naonobu skillfully combined traditional depth expression with contemporary compositional sensibilities, creating murals that are splendid yet possess delicacy and lightness.

(Shiho Nakano)

Nijo-jo Castle Painting Gallery: Winter Exhibition in 2025

Flowers and Birds in the Inner Palace: The Fourth Room and the Chodai-no-ma of the Shiroshoin

Murals in Yon-no-ma (Fourth Room) of Shiroshoin and Chodai-no-ma

Located deep within Ninomaru-goten Palace, Shiroshoin served as the lord's private quarters. Until the Edo period, it was called "Goza-no-ma," but the name "Shiroshoin" became established during the Meiji period. The complex consists of Ichi-no-ma (First Room) (upper level), Ni-no-ma (Second Room) (lower level), San-no-ma (Third Room), Yon-no-ma (Fourth Room), Chodai-no-ma, and Fuzoku-no-ma (attached rooms). The First Room served as the lord's living quarters, while the other rooms likely played supporting roles.

The murals from the First Room through the Fourth Room of Shiroshoin are painted in ink and light color, with each room featuring different subjects. The First and Second Rooms depict landscapes, the Third Room shows landscapes with figures, and the Fourth Room and Chodai-no-ma feature flowers and birds. According to *Honcho Gashi*, a history of painting in Japan compiled by Kano Eino (1631-97), painting subjects followed a hierarchy, with landscapes ranking highest, followed by figures, then flowers and birds. The subjects in each room of Shiroshoin follow this hierarchical system. The ink paintings in the First through Fourth Rooms are attributed to Kano Naganobu (1577-1654).

The Fourth Room's murals depict winter scenery. Against snow-covered, white-hazed landscapes, birds command a strong presence. Coal tits fly against snowy mountains, sparrows huddle together on bamboo, moorhens peers at the water's surface, a shima-hiyodori(a kind of bulbul) perch on snow-laden willows, and herons gather by the waterside. Each scene is full of poetry. The depiction of two sparrows in particular have long been cherished as "sleeping sparrows," and records show they were introduced as one of Ninomaru-goten Palace's masterpieces in the Hinode Shimbun newspaper in 1886. Rather than the exotic birds like peacocks and golden pheasants in Ohiroma, or majestic birds like eagles and hawks, this room depicts humble birds like sparrows and moorhens. These birds, living bravely in the crisp cold, evoke a sense of quiet tranquility. Furthermore, camellias and plum blossoms blooming amid the cold winter landscape bring a vibrant sense of life to the scene.

While other rooms in Shiroshoin feature light ink and light color paintings, the murals in the Chodai-no-ma employ rich colors and gold leaf to express autumn scenery. The paintings are divided above and below the *nageshi* (horizontal beams), with asters and China pinks above, and red and white Japanese bush clover, Japanese valerian, and gold-leafed brushwood

or foreign envoys, the Kohiroma (Kuroshoin) was used for audiences with high-ranking court nobles and daimyo who were close to the Tokugawa family. During Emperor Go-Mizunoo's (1596-1680) imperial visit to Nijo-jo Castle from September 6-10 in 1626, the Kohiroma served as a banquet hall for high-ranking court nobles including the regent families and ministers.

The murals in each room of the Kuroshoin have three major characteristics. First is the use of elaborate techniques such as *kirihaku* (cut gold foil), *kin-sunago* (gold dust), and *moriage gofun* (raised *gofun* whitewash); second is the change in composition and subject matter above and below the *nageshi* (horizontal beams); third is the depiction of seasonal motifs, the Ichi-no-ma (First Room) and Ni-no-ma (Second Room) feature spring, the San-no-ma (Third Room) depicts autumn to winter, and the Yon-no-ma (Fourth Room), which we introduce in this exhibition, shows autumn. These characteristics of the Kuroshoin murals contrast sharply with those of the Ohiroma, which feature large-scale compositions extending from floor to ceiling depicting evergreen pines, exotic rare birds, and hawks symbolizing power. This difference likely stems from the distinct functions of these spaces: while the Ohiroma aimed to showcase the shogun's unchanging authority, the Kuroshoin was designed to welcome guests as special visitors and foster intimate relationships.

A Special Autumn

The Fourth Room of the Kuroshoin featured in this exhibition is located in the northeast of the building, behind the First Room and Second Room which are positioned on the north and south sides of the building's west wing. The murals likewise reflect this positioning: while the First Room and Second Room depict spring scenes, the Fourth Room shows autumn motifs with pampas grass and fan shapes above the *nageshi* and chrysanthemums below. This positioning of the Kuroshoin's front and back is thought to be emphasized through the depiction of contrasting seasons - spring and autumn.

The *"Akikusa Senmenchirashi-zu (Folding Fans Falling on Fall Flowers)"* above the *nageshi* in the Fourth Room depicts pampas grass swaying in the wind along with a total of 46 fan shapes dancing in the breeze. Each fan features different motifs—flowers, birds, plants, figures, and landscapes— painted using various techniques including *kirihaku, kin-sunago, moriage gofun,* and *suiboku* (ink wash painting). No two designs are alike, making it like a miniature art museum. Historical records show that folding screens with fan attachments against autumn grass backgrounds were appreciated in the circles of emperors and shoguns as early as the mid-15th century.

The *"Kiku-zu (Chrysanthemums)"* below the *nageshi* depicts chrysanthemums, fences, and flowing water. The so-called "Chrysanthemum Water Legend," which holds that dew from chrysanthemum flowers has life-extending properties, was transmitted from China to Japan and incorporated into the designs of arts and crafts as well as performing arts like Noh theater. The Chrysanthemum Festival ceremony, where sake with floating chrysanthemum petals is consumed to pray for longevity, also came from China to Japan and became a court ritual in the early Heian period (794-1185). The chrysanthemums and water flow depicted in the Fourth Room's "*Kiku-zu*" directly evoke this chrysanthemum water legend.

Ninomaru-goten Palace contains other murals depicting autumn scenes in locations such as the Third Room of the Kuroshoin, the Second Room of the Roju-no-ma (Senior Councilors' quarters) in the Shikidai, and the Chodai-no-ma of the Tozamurai and Shiroshoin, but these represent autumn through familiar motifs like wild geese, herons, bush clover, and harvested fields. However, the Fourth Room of the Kuroshoin is distinctive in how it represents autumn while emphasizing splendor and auspicious meaning through fan shapes painted with various subjects and chrysanthemums symbolizing longevity.

Young Artist and Classical Style

The murals of the Fourth Room in the Kuroshoin are said to have been created primarily by Kano Naonobu (1607-50). Naonobu was the younger brother of Kano Tanyu (1602-74), who led the creation of Nijo-jo Castle's murals in 1626 and though only 20 years old at the time, his exceptional artistic talent is already evident in the Fourth Room murals.

show distant mountains and green maples, and from the third *fusuma* sliding door to the wall painting (displayed on the left) cypress trees are depicted, while the fourth *fusuma* sliding door from the right shows flowering crabapple behind the cypress. The long, curving branches of the peach and cypress trees, and the curved lines at the base of the cypress, follow the painting style of Kano Mitsunobu (1565-1608). Mitsunobu was the eldest son of Kano Eitoku (1543-90) and led the Kano school after Eitoku's death. While Eitoku composed large-scale murals with massive trees using thick trunks and branches, Mitsunobu created an entirely different style from his father's by arranging trees with slender trunks that curve gently, placing them in the foreground and background to create a sense of depth. The painter of the Chokushi-no-ma murals, Kano Jinnojo (1583-1628), was Eitoku's nephew and Mitsunobu's cousin. After the death of his father, Kano Soshu (1551-1601), Jinnojo is said to have received protection from the elder Mitsunobu.

What most catches the eye in the Chokushi-no-ma (lower level) is the grove of cypress trees that pierce through golden clouds and tower higher than the ceiling. The technique of concealing the upper portions of the trees with golden clouds to suggest they continue beyond the mural surface, and arranging the trees in the foreground and background to create depth within the mural, is commonly seen in Mitsunobu's works. However, unlike the delicate and graceful trees that Mitsunobu painted, the trees in the Chokushi-no-ma, particularly the massive cypress depicted in the foreground, have sturdy trunks of considerable thickness that stretch upward toward the sky. Compared to Mitsunobu's style of arranging many different motifs and using complex, multi-layered golden clouds, the number of motifs is limited and the golden clouds are simplified. Instead, by increasing the thickness and size of individual motifs, the mural creates a sense of power and imposing presence.

Lost Murals and New Murals

Among the Chokushi-no-ma (lower level), two panels of the wall paintings (displayed on the left, third and fourth from the right) and five panels of the *koshi-shoji* sliding doors (displayed on the right, fourth through eighth from the right) are newly painted surfaces created during restoration. In 1884, Nijo-jo Castle became an imperial detached palace, and extensive repairs were carried out in 1885 and 1886. From 1871, the Ninomaru-goten Palace was used as the Kyoto prefectural office, and it is said that damage to the murals progressed during the period before it became a detached palace. Painters were hired for the repairs, and it appears that restoration work was carried out on the missing sections. While it is unclear which specific painters were responsible, the newly painted surfaces differ from the original murals. This is because reduced-scale drawings of the murals were created during the late Edo period (Collection of Tokyo National Museum, "Materials Handed Down by the Itaya Family"), and these differ from the current murals. According to the drawings, the fourth wall painting from the right depicted violets and seven birds that do not exist in the current mural. Also, the peach trees on the *koshi-shoji* differ in composition and motifs. These drawings were created by an official painter of the Shogunate, Itaya Hiroharu (1833-82) who accompanied the 14th Tokugawa shogun Iemochi (1846-66) on his journey to Kyoto in 1863. From Hiroharu's diary, we know that he and fellow painter Kano Shosenin (1823-80), who also traveled to Kyoto, created drawings of the main rooms of the Ninomaru-goten Palace from March 7 to 19 of that year. The new murals tell the story of the Ninomaru-goten Palace's history as it transformed from the shogun's palace to a prefectural office, and then to an imperial detached palace.

(Naoko Matsumoto)

Nijo-jo Castle Painting Gallery: Autumn Exhibition in 2025

Autumn in Kuroshoin: The Fourth Room of the Kuroshoin

Function and Murals of the Kuroshoin

This exhibition introduces the murals of the Yon-no-ma(Fourth Room) located in the northeast of the Kuroshoin of Ninomaru-goten palace.

The Kuroshoin of Ninomaru-goten Palace was recorded as Kohiroma (Small Hall) in historical documents from the early Edo period. While the Ohiroma (Great Hall) served as an audience chamber for meetings between the shogun and daimyo

Additionally, while the birds in the First to Third Rooms are depicted close to their actual size, the hawks and eagles in the Fourth Room are painted larger than their actual size, creating a powerful visual impact. We can see commonalities with Momoyama paintings in such placement and sizing of motifs.

On the other hand, the west side (right of the exhibition room) has no clouds in front of the pine trees and the entire pine tree is visible, which is a feature shared with the murals in the First to Third Rooms. The First to Third Room murals were the responsibility of Eitoku's grandson, Kano Tanyu (1602-74). Tanyu's style, which eliminated depth, is characteristic of the new painting style of that time. The fact that Sanraku eclectically used both the old Momoyama style and the new Edo style in these *Matsutaka-zu* indicates that this work exists in a transitional period when painting styles were changing.

Please take the opportunity to view the majestic hawks painted by Sanraku, who lived through the transition period from the Momoyama era to the Edo era.

(Shiho Nakano)

Nijo-jo Castle Painting Gallery; Summer Exhibition in 2025
Towering Cypress: The Chokushi-no-ma of the Tozamurai

The Tozamurai and Chokushi-no-ma of Nijo-jo Castle's Ninomaru-goten Palace

This exhibition introduces the murals of the lower level of the Chokushi-no-ma, which is located to the northeast of the Tozamurai.

Historical documents reveal that the reception hall currently called "Chokushi-no-ma" was known as "Tenjo-no-ma" during the Edo period. In the palaces of the Tokugawa shogunate's castles—namely Edo-jo Castle, Osaka-jo Castle, and Nijo-jo Castle—the Tozamurai wing contained rooms painted with tigers and lions, called "Tozamurai-no-ma" or "Tozamurai Okachi-Bansho," located near the carriage entrance on the south side, while on the north side was the "Tenjo-no-ma" used by imperial messengers (chokushi) and messengers of the retired emperor (inshi) from the court.

However, the Tozamurai and "Chokushi-no-ma (Tenjo-no-ma)" of Nijo-jo Castle's Ninomaru-goten Palace have three distinctive features that differ significantly from those of other castles. First, the Tozamurai of Nijo-jo Castle's Ninomaru-goten Palace is dramatically larger in scale. While the Tozamurai of other castles consisted of two rooms on the south side and three to four rooms on the north side, making them smaller than the Ohiroma, the Tozamurai of Nijo-jo Castle's Ninomaru-goten Palace is the largest wing in the Ninomaru-goten Palace, comprising ten rooms in total. Next, regarding the position of the "Chokushi-no-ma (Tenjo-no-ma)," while in other castles it occupies the northwest of the wing, at Nijo-jo Castle it is placed in the northeast. Also, only Nijo-jo Castle has a *Chodaigamae*, which is one of the decorative elements indicating formal status.

While it is difficult to clearly explain why only Nijo-jo Castle differs in this way, it may be because Nijo-jo Castle, being the castle in the Imperial capital was expected to conduct negotiations with the court more frequently and on a larger scale than other castles. For this reason, the "Chokushi-no-ma (Tenjo-no-ma)" at Nijo-jo Castle may have needed more luxurious furnishings than those at other castles. Additionally, the Tozamurai of Nijo-jo Castle's Ninomaru-goten Palace has the Yanagi-no-ma, Wakamatsu-no-ma, and Fuyo-no-ma, which do not exist in the Tozamurai of other castles. The painting subjects of all these rooms are flowering trees and plants, which share common elements with the *Kaede Hinoki Momo Shokin-zu* (Maple, Cypress, Peach and Small Birds) of the Chokushi-no-ma, leading to speculation that they served to complement the Chokushi-no-ma.

Another Momoyama Style

The Chokushi-no-ma depicts flowering trees from spring to early summer. Among the *fusuma* sliding doors (displayed facing front), the first and second from the right and the *koshi-shoji* (paper sliding doors with waist high wooden panels on the bottoms) (displayed on the right) feature peach trees, the upper *nageshi* (horizontal beams) (displayed on the right)

depicting such beautiful gifts served not only to decorate the rooms but also to demonstrate power. On the other hand, the birds in the Fourth Room depict majestic hawks and eagles, giving it a different atmosphere from the First to Third Rooms.

Hawks and Those in Power

Falconry—hunting with trained hawks—has been practiced by those in power since ancient times. In Japan, falconry itself had characteristics related to military training, and hawks and their prey played an important role as gifts exchanged between powerful individuals to establish and confirm master-servant or friendly relationships. In ancient times, the emperor practiced falconry, but from the 12th century onward, this practice declined among emperors and was instead taken up by warriors. For example, we know that Oda Nobunaga (1534-82), who laid the foundation for the unification of Japan in the latter half of the 16th century, and his successor Toyotomi Hideyoshi (1537-98) engaged in falconry. In 1591, after practicing falconry in the Mino, Owari, and Mikawa regions, Hideyoshi returned to Kyoto with over 150 falconers and several hundred mounted soldiers, displaying more than 37,000 prey animals as he passed by the south side of the Imperial Palace before returning to his castle, Jurakudai. Besides presenting prey to the emperor, he also hosted banquets at Jurakudai for imperial messengers, regent families, and monzeki (priests of imperial or aristocratic lineage), using hawks and their prey as tools to demonstrate his military might throughout Kyoto.

After them, Tokugawa Ieyasu (1543-1616), who achieved unification of the country, became the Seii Taishogun (commander-in-chief against the barbarians), established the shogunate in Edo, and built Nijo-jo Castle in Kyoto, was known especially for his love of hawks and falconry, engaging in falconry more than a thousand times in his lifetime. In 1612, the shogunate prohibited falconry and hawk ownership among court nobles—a move purely driven by the political significance these activities held. The shogunate's policy aimed to control court nobles to prevent them from maintaining military power. Iemitsu, who admired his grandfather Ieyasu, also frequently engaged in falconry, suggesting that at the time when the murals of the Fourth Room of the Ohiroma were created, hawks were considered important birds symbolizing military power that supported authority.

The fact that birds representing splendid gifts that resulted from possession of power were depicted in the First to Third Rooms used for audiences, while hawks symbolizing the military strength that backed up that power were depicted in the Fourth Room behind them, can be seen as the result of efforts to visualize the shogun's power in each room.

Carrying on the Legacy of the Momoyama Style

The murals in the Fourth Room of the Ohiroma were painted by Kano Sanraku (1559-1635). Born as the son of Kimura Nagamitsu (birth and death dates unknown) who served Azai Nagamasa (1545-73), Sanraku served Toyotomi Hideyoshi and his son Hideyori (1593-1615), and on Hideyoshi's orders, became an apprentice of Kano Eitoku (1543-90). Sanraku is said to have been the most successful artist in carrying on the legacy of the Momoyama painting style represented by Eitoku, which was highly favored by Nobunaga and Hideyoshi. After the fall of the Toyotomi family, Sanraku was temporarily a fugitive as a Toyotomi retainer, but received amnesty from the second shogun Hidetada (1579-1632) and continued to work as a painter.

The murals of the Fourth Room that Sanraku was responsible for carry on the legacy of the Momoyama style. For example, on the south side (front of the exhibition room), the upper part of the pine is hidden by clouds, and on the east side (left of the exhibition room) and north side (not exhibited), parts of the pines and oaks are hidden by clouds, indicating that the clouds are in front of the trees. Also, on all four wall surfaces, water flows are depicted as partially hidden by trees and rocks, indicating that these elements are in front of the water flow. In other words, the overlap and arrangement of motifs show spatial depth from front to back. This way of depicting three-dimensional space where motifs exist is one of the characteristics of Kano school paintings from the Muromachi to Momoyama periods, and contrasts with the depiction method in the murals of the First to Third Rooms, which largely avoids overlapping motifs.

二条城行幸（ 寛永行幸とも ）に際しての〈白書院〉改造

二条城は、慶長 8 年（1603）に徳川家康（1542-1616）によって築城され、寛永 3 年の後水尾天皇（1596-1680）の二条城行幸に際して、もともとの姿に手が加えられました。二の丸御殿は、3 代家光のための御殿として大改造され、〈白書院〉も、この時に大きく手が加えられました。現在の四の間と帳台の間は、かつては二の間として一室だったものを分割し、二つの部屋へと再構成されたものです。創建当初は東側にあった二の間（ 現在の帳台の間と四の間）は、一の間の南側へと変更され、それに伴い、一の間の設えも変更されました。以前は西側に床が向かって右、違棚が向かって左に配置されていましたが、現在のように北側に床が向かって左、違棚が向かって右となりました。

〈白書院〉は、もとは主人が西を背にして東を向くようになっていましたが、この大改造で南向きになるよう改められたのです。主人が北を背にして南向きに座るというという中国の考え方は、古くから日本に取り入れられ、公式な対面所は、そのように整えられました。二の丸御殿の〈大広間〉と〈黒書院〉の対面所も、もとから主人が北を背に南面するようになっていました。〈白書院〉がこのように変更された理由を明確に述べることはできませんが、居室である〈白書院〉に、公的要素が取り入れられたからかもしれません。

こうした建築の変更は、障壁画にも影響を与えました。戸襖の一枚（正面に向かって右側に展示）は、帳台の間と四の間で共有されています。これは、もともと一室だった二の間を帳台の間と四の間に分ける際、東西に柱四間分ある幅を、帳台の間は一間半、四の間は二間半になるよう区切った跡です。改造に伴い描きなおされたこの戸襖には、向かって左側に帳台の間の薄と女郎花が、向かって右側に四の間の雪をかぶった梅の枝と竹が描かれました。一枚の戸襖を柱で隔てて二部屋にわたって使うものであり、そのため異なる二つの絵が描かれているのです。秋草と水墨画の間にある幅 20 ㎝ほどの変色箇所は、柱の陰に隠れていた部分です。

四の間と帳台の間に、ひそかに宿る花鳥。その静かな命を知るのは、御殿の主人と身の回りの者だけ。穏やかな時が流れる空間が、二の丸御殿の最奥に息づいているのです。

（降矢 淳子）

［英文］

Nijo-jo Castle Painting Gallery Exhibition in 2025 “Birds-and-Flowers Paintings in a Different Key” Series

Important Cultural Property (Paintings): Most of the murals in Ninomaru-goten Palace at Nijo-jo Castle were painted by Kano school artists during the large-scale renovation in 1626, during the time of the third Tokugawa shogun, Iemitsu (1604-51).

This year, as part of the series “Birds-and-Flowers Paintings in a Different Key,” we focus on the murals depicted in the rooms located in the northeast of each building of Ninomaru-goten Palace. These murals depict bird and flower scenes that share similarities with other rooms while also possessing distinct characteristics.

Nijo-jo Castle Painting Gallery; Spring Exhibition in 2025
The Shogun’s Hawk: The Fourth Room of the Ohiroma

The Role of the Ohiroma and the Birds Depicted

This exhibition introduces the mural *“Matsutaka-zu (Pines and Hawks)”* from the Yon-no-ma (Fourth Room) located in the northeast of the Ohiroma of Ninomaru-goten Palace. Among the rooms in the Ohiroma, the Ichi-no-ma (First Room) and Ni-no-ma (Second Room) were official audience chambers for the shogun, while the San-no-ma (Third Room) was where those waiting for an audience were said to wait. Historical documents regarding the use of the Fourth Room have not yet been discovered, but it is believed to have served a supplementary role.

The murals from the First to Fourth Rooms of the Ohiroma depict giant pine trees and birds against a gold leaf background. In the First Room, golden pheasants are depicted, while peacocks are depicted in the Second and Third Rooms. These were all rare exotic birds with beautiful plumage and were also presented as gifts to those in power. It is believed that

的な意味を強調しつつ、秋を表している点に、特徴があると言えます。

若き絵師と古様

〈黒書院〉四の間障壁画は、狩野尚信（1607-50）を中心に制作されたと言われます。尚信は、寛永期の二条城障壁画制作を率いた狩野探幽（1602-74）の弟で、当時、20 歳の若さでしたが、四の間障壁画には、その優れた画才が既に表れています。

長押上の《秋草扇面散図》では、風に揺れる薄の間を、扇面が、重なり、あるいは離れ、横や下を向く等変化を付けて、軽やかに舞っています。これら薄と扇面の輪郭が描く弧線が、リズミカルに反復されますが、他方、長押下の《菊図》は、垂直方向に伸びる菊、水平方向に広がる水流と共に、垂直と水平、両方を持つ竹垣を描くことで、垂直と水平が強調された構図となっています。こうした弧線の反復や、水平、垂直という幾何学的図形に基づく構図は、元和寛永期（1615-44）における、狩野派絵画の特徴の一つとされます。

他方、《菊図》には、当時にあっては古様と呼べるような特徴も見出されます。それは、菊が、柴垣や竹垣、金雲、土坡等と重ねて配置される点です。このようにモチーフを重ねて空間の奥行きを表す方法は、狩野派絵画においては、16 世紀後半から続く、伝統的な空間表現でした。対照的に、探幽が描いた〈大広間〉一の間から三の間の障壁画は、モチーフの重層化を極力排した、新しい時代様式に繋がるような、空間表現がなされています。

尚信は、四の間障壁画において、伝統的な奥行き表現と、同時代的な構図感覚を巧みに組み合わせ、華やかでありながら、繊細さと軽やかさを備えた四の間障壁画を完成させたのです。

（中野 志保）

冬期「御殿の奥の花鳥　～〈白書院〉四の間・帳台の間～」

〈白書院〉四の間と帳台の間の障壁画

二の丸御殿の奥に位置する〈白書院〉は、主人の御座所として使われた棟です。江戸時代は「御座の間」と呼ばれていましたが、明治時代に「白書院」という名前が定着したようです。一の間（上段）のほか、二の間（下段）、三の間、四の間、帳台の間、そして部屋の周囲の入側と入側に接続する付属の間で構成されています。一の間は主人の居室で、他の部屋はこれを補助する役割を果たしたと考えられます。

〈白書院〉一の間から四の間の障壁画は墨画淡彩で描かれており、部屋ごとに画題が異なります。一の間と二の間は山水、三の間は山水人物、四の間と帳台の間は花鳥です。狩野永納（1631-97）が編纂した『本朝画史』によると、障壁画の画題には格付けがあり、山水、人物、花鳥の順に格式が高いとされています。〈白書院〉の各部屋の画題は、この格式に沿ったものになっています。一の間から四の間の水墨画の筆者は、狩野長信（1577-1654）とされます。

四の間の障壁画には、冬の景色が描かれています。雪に覆われ、白く霞む景色の中で、鳥たちが存在感を放ちます。雪山を背景に飛ぶ日雀、竹の上で寄り添う雀、水面をのぞく鷸、積雪の柳にとまる嶋鵐、水辺に群れる鷺。特に、2 羽の雀は「眠り雀」として古くから親しまれ、明治 19 年（1886）の「日出新聞」で二の丸御殿の名画の一つとして紹介された記録もあります。ここには、〈大広間〉に描かれた孔雀や錦鶏鳥などの珍しい鳥、鷲や鷹といった勇壮な鳥でなく、雀や鷸といった素朴な鳥が描かれています。凛とした寒さの中で健気に生きる鳥たちの姿は、静かさと穏やかさを感じさせます。さらに、寒々しい冬景色の中で花開く椿や梅が、たくましい生命の息吹を添えているのです。

帳台の間の障壁画には、〈白書院〉の他の部屋が墨画淡彩で描かれているのに対し、濃彩や金箔が用いられ、秋の情景が表現されています。長押の上下で絵が分かれており、上には紫苑と石竹の花が、下には紅白の萩や女郎花、金箔押しの柴垣などが描かれます。下から湧き上がるように生い茂る萩は、余白を活かして描かれ、秋寂びの雰囲気を感じさせます。

工が雇われ、欠失した部分の補作が行われたようです。具体的にどの画家が担当したのかは不明ですが、新たに描かれた画面は、元の画面とは異なっています。というのは、幕末期に、障壁画の縮図が作成されており（東京国立博物館所蔵『板谷家伝来資料』）、それが現状の画面と異なるためです。縮図によると、向かって右から4の壁貼付には、現状の画面には存在しない菫と7羽の鳥が描かれていました。また、腰障子の桃は、構図やモチーフが異なっています。この縮図は、文久3年（1863）の徳川14代将軍家茂（1846～66）上洛に随行した奥絵師の板谷広春（1833～82）によって描かれたものです。広春の日記から、共に上洛した奥絵師の狩野勝川院（1823～80）と広春は、同年3月7日から19日にかけて二の丸御殿の主要な部屋の縮図を作成したことが分かっています。新たな画面は、将軍の御殿から府庁へ、そして離宮の御殿へと変わっていった二の丸御殿の来歴を物語っているのです。

（松本 直子）

秋期「〈黒書院〉の秋　～〈黒書院〉四の間～」

〈黒書院〉の機能と障壁画

今回の展示では、二の丸御殿〈黒書院〉の北東にある四の間の障壁画《菊図》と《秋草扇面散図》を紹介します。

二の丸御殿の〈黒書院〉は、江戸時代前半までの史料では、「小広間」と記されていました。〈大広間〉が、将軍と大名、あるいは異国の使者等との対面所であったのに対し、「小広間（黒書院）」は、高位の公家や徳川家に近しい大名との対面に使われたとされます。寛永3年（1626）9月6日から10日まで行われた、後水尾天皇（1596-1680）の二条城行幸の際、小広間は、摂家や大臣等、高位の公家達の饗応の場となりました。

〈黒書院〉の各室に描かれた障壁画には、大きく三つの特徴があります。一つ目は、切箔や金砂子、盛り上げ胡粉といった手の込んだ技法を使うこと、二つ目は、長押の上と下で、画面と画題が変わること、三つ目は、一の間・二の間は春、三の間は秋から冬、今回ご紹介する四の間は秋というように、季節の景物を描くことです。これらの特徴は、床から天井まで続く大画面に、常緑樹である松と、異国の珍鳥や権力を象徴する鷹を描く〈大広間〉障壁画とは対照的です。この違いは、〈大広間〉では、将軍の不変の権威を誇示することが目指されたのに対し、〈黒書院〉では、対面相手を、特別な相手として迎え入れ、親密な関係を構築することが目指されたという、場の機能の違いに由来すると考えられます。

特別な「秋」

今回展示している〈黒書院〉四の間は、棟の北東に位置し、棟の西側の南北に位置する一の間・二の間の裏手にあたります。障壁画もまた、一の間・二の間は春の景物であるのに対し、四の間は、長押上に薄と扇面、長押下に菊、というように秋の景物を描きます。〈黒書院〉の表と裏という位置付けが、すなわち春と秋という対照的な季節を描くことで、強調されていると考えられます。

四の間長押上の《秋草扇面散図》には、風に吹かれる薄と、風に舞う扇面が全部で46面描かれます。扇面には、切箔、金砂子、盛り上げ胡粉のほか、水墨等、さまざまな絵画技法を使って花鳥草木、人物風景等、一面ずつ異なるモチーフが描かれます。同じ図様は一つもなく、さながら小さな美術館のようです。このように、秋草を背景にした扇面貼付屏風が、15世紀半ばには、天皇や将軍の周囲において鑑賞されていたことが、史料から分かっています。

長押下の《菊図》は、菊と垣根、水流を描きます。菊花の露に不老長寿の効能があるとする、いわゆる「菊水伝説」は、中国から日本に伝わり、美術工芸品の意匠や、能等の芸能にも取り入れられました。菊の花びらを浮かべた酒を飲んで不老長寿を願う、重陽の節句の行事もまた、中国から日本に伝わり、平安時代前半には、宮中行事となります。四の間に描かれた《菊図》の菊と水流は、まさにこの菊水伝説を思い起こさせる図様です。

二の丸御殿には、〈黒書院〉三の間や、〈式台〉老中二の間、〈遠侍〉と〈白書院〉の帳台の間等、他にも秋の景物を描く障壁画がありますが、これらは、雁や鷺、萩や苅田等、身近なモチーフで秋を表します。しかし、ここ〈黒書院〉四の間においては、様々な画題が描かれた扇面、長寿を象徴する菊というように、華やかさや吉祥

夏期「聳え立つ檜　〜〈遠侍〉勅使の間（下段）〜」

二条城二の丸御殿の〈遠侍〉と勅使の間

今回の展示では、〈遠侍〉の北東に位置する勅使の間のうち下段の障壁画を紹介します。

現在「勅使の間」と呼ばれる対面所は、江戸時代は「殿上の間」と呼ばれていたことが、史料などから判明しています。徳川幕府の城すなわち、江戸城、大坂城、二条城の御殿では、〈遠侍〉の棟には、南側の車寄せ付近には「遠侍之間」や「遠侍御徒番所」などと呼ばれる、虎や獅子が描かれた部屋があり、北側には、朝廷からの使いである勅使や院使が使用する「殿上の間」がありました。

しかし、二条城二の丸御殿の〈遠侍〉と「勅使の間（殿上の間）」には、他の城とは大きく異なる特徴が三つあります。まず、二条城二の丸御殿の〈遠侍〉は、段違いに規模が大きいのです。他の城の〈遠侍〉は、南側の2室と北側の3〜4室から成り、大広間よりも規模が小さいものでしたが、二条城二の丸御殿の〈遠侍〉は、合計10室から成る二の丸御殿で最大規模の棟なのです。次に、「勅使の間（殿上の間）」の位置ですが、他の城では、棟の北西を占めるのに対し、二条城では北東に置かれています。また格式を示す座敷飾の一つである帳台構を伴うのも二条城だけです。

なぜこのように二条城だけが異なるのか、その理由を明確に示すことは難しいですが、京の城である二条城は、朝廷との交渉が他の城よりも頻繁かつ大規模に行われると想定されたからではないでしょうか。そのために、二条城の「勅使の間（殿上の間）」は他の城よりも設えが豪華である必要があったのかもしれません。また、二条城二の丸御殿の〈遠侍〉には、他の城の〈遠侍〉には無い柳の間、若松の間、芙蓉の間があります。これらの部屋の画題はすべて花木や草花で、勅使の間の《楓檜桃小禽図》に通じるところから、勅使の間を補う役割を果たしたのではないかと推測されているのです。

もう一つの桃山様式

勅使の間には、春から初夏の花木が描かれています。襖（正面に展示）のうち向かって右から1から2と腰障子（向かって右に展示）には桃が、長押上（向かって右に展示）には遠山と青楓が、襖のうち向かって右から3から壁貼付（向かって左に展示）にかけては檜が、向かって右から4の襖には、檜の背後に海棠が描かれています。曲線を描きながら長く伸びる桃や檜の枝や、檜の根元の曲線は、狩野光信（1565〜1608）の描き方を踏まえたものです。光信は、狩野永徳（1543〜90）の長男で、永徳没後に狩野派を率いました。永徳が、太い幹や枝を駆使した巨大な樹木で大画面を構成したのに対し、光信は、緩やかに曲線を描く細い幹の樹木を、前後に並べて奥行き感を出すという、父とはまったく異なる様式を生み出しました。勅使の間の障壁画の筆者、狩野甚之丞（1583〜1628）は、永徳の甥であり、光信とは従兄弟の関係でした。甚之丞は、その父、狩野宗秀（1551〜1601）の死後、年長の光信の庇護を受けたとされます。

勅使の間（下段）で最も目を引くのは、金の雲を突き抜けて天井よりも高く聳え立つ檜の木立ですが、樹木の上部を金の雲に隠して、画面よりも上に続くことを暗示させ、また、樹木を前後に配置して画面内に奥行を感じさせる描き方は、光信の作品によく見られます。しかし、光信が描く繊細優美な樹木と異なり、勅使の間の樹木、とくに手前に描かれる巨大な檜は、それなりの太さがある、しっかりとした幹が天に向かって伸び上がっています。様々なモチーフを多く配置し、複雑で重層的な金雲を用いる光信の描き方に比べると、モチーフの数は限定され、金雲も単純化されている代わりに、個々のモチーフの太さや大きさを増すことで、力強さや威圧感をも感じさせる画面になっているのです。

失われた画面と新たな画面

勅使の間（下段）のうち、壁貼付（向かって左に展示）の2面（向かって右から3と4）と、腰障子貼付（向かって右に展示）の5面（向かって右から4から8）は、修理の際に新たに描かれた画面です。明治17年（1884）に二条城は、皇室の離宮となり、翌18年から19年にかけて、大修理が行われました。明治4年（1871）から、二の丸御殿は京都府庁として使用され、離宮になるまでの間に障壁画の損傷が進んだと言われます。修理には画

鷹と権力者

飼いならした鷹を使って狩をする鷹狩は、古代より権力者によって行われてきました。日本では、鷹狩自体が、軍事演習としての性格を持つと共に、鷹とその獲物は、権力者同士が、主従関係や友好関係を築き、また確認するための贈答品として、重要な役割を果たしたとされます。古代においては、天皇は鷹狩を行っていましたが、12 世紀以降は、殆ど行わなくなり、代わって武士達が鷹狩を行うようになりました。16 世紀後半、天下統一の礎を築いた織田信長（1534-82）と、その後継者、豊臣秀吉（1537-98）もまた、鷹狩を少なからず行っています。秀吉は、天正 19 年（1591）、美濃・尾張・三河地方での鷹狩の後、鷹匠 150 余人と数百騎の兵を伴い、3 万 7 千余りの獲物を披露しながら上洛して御所の南側を通り、自らの城、聚楽第に戻りました。獲物を天皇に献上したほか、聚楽第では、伝奏、摂家、門跡等を招いて饗宴を行う等、鷹とその獲物を、自らの武力を京中に知らしめるための道具として利用したのです。

彼らの後、天下統一を果たし、征夷大将軍となって江戸に幕府を開き、京に二条城を創建した徳川家康（1543-1616）は、生涯で千回以上鷹狩を行う等、とりわけ鷹と鷹狩を好んだことで知られます。慶長 17 年（1612）に、幕府が、公家に鷹狩や鷹の所持を禁じたことは、それらが、政治的な意味を持っていたからにほかなりません。公家に武力を保持させないことが、幕府による公家支配の方針でした。

祖父である家康を慕った家光もまた、鷹狩を頻繁に行っていることからも、〈大広間〉四の間障壁画が描かれた当時にあっても、鷹は、権力を支える武力を象徴する、重要な鳥と見なされていたと考えられます。

対面所として使用する一の間から三の間には、権力を掌握した結果としてもたらされる、華やかな献上品の鳥が、その裏手となる四の間には、権力の後ろ盾となる武力の象徴、鷹が描かれたのは、いずれの部屋においても、将軍の権力の可視化が図られた結果と言えるでしょう。

受け継がれる桃山様式

〈大広間〉四の間障壁画の筆者は、狩野山楽（1559-1635）です。浅井長政（1545-73）に仕えた木村永光（生没年不詳）の子として生まれた山楽は、豊臣秀吉・秀頼（1593-1615）父子に仕え、秀吉の命により、信長、秀吉に重用された絵師、狩野永徳（1543-90）の弟子になります。山楽は、永徳に代表される桃山絵画の様式を、最もよく継承したとされます。豊臣家滅亡後は、豊臣方の家臣として一時追われる身になりますが、二代将軍秀忠（1579-1632）に恩赦を受け、その後も絵師として活躍しました。

山楽が担当した四の間障壁画にも、桃山様式が受け継がれています。例えば、南面（展示室正面）では、松の上部を雲に隠し、東面（展示室向かって左）と北面（展示なし）では、松や柏の一部を雲に隠すことで、雲が樹木の前にあることを示します。また、四方の壁面いずれにおいても、水流を、樹木や岩に隠しながら描くことで、それらが水流の前にあることを示しています。すなわち、モチーフの重なりと配置によって、手前から奥へという空間の奥行きを表しているのです。このように、モチーフが存在する三次元的空間を表現する描き方は、室町時代から桃山時代の狩野派絵画に見られる特徴の一つであり、一の間から三の間の障壁画における、モチーフ同士の重なりを極力排した描き方と対照的です。

加えて、一の間から三の間の鳥たちが、実物に近い大きさで描かれるのに対し、四の間の鷹や鷲は、実物よりも大きく描かれており、迫力ある画面を作り上げています。このようなモチーフの配置と大きさに、桃山絵画との共通性を見て取ることができるのです。

他方、西面（展示室向かって右）では、松の前には雲がなく、松の姿が全て見えている点は、一の間から三の間障壁画と共通しています。一の間から三の間障壁画の担当は、永徳の孫、狩野探幽（1602-74）でした。探幽の、奥行きを排した描き方は、当時における新しい絵画様式の特徴です。山楽が、この《松鷹図》において、古い桃山様式と新しい江戸様式を折衷的に用いていることは、本図が、絵画様式が変わっていく、その過渡期に位置する作品であることを示しています。

桃山時代から江戸時代へ、時代の転換期を生き抜いた山楽の描く、勇壮な鷹の姿を、是非、ご覧ください。

（中野 志保）

二条城障壁画　展示収蔵館活動報告

１、二条城障壁画 展示収蔵館　概要

二条城障壁画　展示収蔵館は、重要文化財の二の丸御殿障壁画を保存、公開するために、平成 17 年 (2005)10 月 10 日に開館しました。二の丸御殿障壁画は、徳川将軍家が寛永元年から 3 年 (1624-26) にかけて行った大改修の際、狩野探幽率いる狩野派の絵師たちによって描かれました。二の丸御殿には、寛永期の障壁画を含む約 3600 面の障壁画が残されており、昭和 57 年 (1982) には、うち 1016 面が美術工芸品 (絵画) として重要文化財に指定されました。

これらの障壁画は、約 400 年間、御殿内で温湿度の急激な変化や虫害、紫外線などの影響を受け続けてきたため、褪色・亀裂・剥落など状態の悪化が進んでいます。そこで二条城では，昭和 47 年 (1972) より、原画を収蔵庫で恒久的に保存することを目的として模写を制作し、御殿内の原画とはめ替える「模写事業」を開始しました。現在、重要文化財に指定された 1016 面は、全て御殿から取り外されて収蔵庫で保管されています。当館では、修理が完了した障壁画を中心に、年 4 回の展示替えを行い計 240 日ほど公開しています。また、エントランスでは、錺金具や城内から発掘された埋蔵文化財等も展示しています。

２、令和 7 年度 原画公開の概要と入館者実績

展覧会名	会期	日数	入館者数
将軍の鷹 ～〈大広間〉四の間～	4 月 24 日 (木) ～ 6 月 22 日 (日)	60 日間	19,417 人
聳え立つ檜 ～〈遠侍〉勅使の間（下段）～	7 月 18 日 (金) ～ 9 月 15 日 (月・祝)	60 日間	18,123 人
〈黒書院〉の秋 ～〈黒書院〉四の間～	10 月 9 日 (木) ～ 12 月 7 日 (日)	60 日間	17,584 人
御殿の奥の花鳥 ～〈白書院〉四の間・帳台の間～	12 月 23 日 (火) ～ 令和 8 年 2 月 23 日 (月・祝)	60 日間	16,487 人

３、令和 7 年度 原画公開展示解説［和英］

重要文化財 (絵画) 二条城二の丸御殿障壁画の大半は、徳川家三代将軍、家光 (1604-51) の時代、寛永 3 年 (1626) の二条城大規模改修に伴い、狩野派の絵師たちによって描かれました。

今年度は、「シリーズ転調の花鳥」として、二の丸御殿の各棟の北東にあたる部屋に描かれた障壁画に焦点を当てて紹介します。各棟の北東の部屋の障壁画は、他の部屋と共通しつつも、異なる特徴を持つ花鳥図が描かれています。

［和文］

春期「将軍の鷹　～〈大広間〉四の間～」

〈大広間〉の役割と描かれた鳥

今回の展示では、二の丸御殿〈大広間〉の北東にある四の間の障壁画《松鷹図》を紹介します。

〈大広間〉にある部屋のうち、一の間・二の間は将軍との公式の対面所、三の間は対面相手が控えた部屋であったとされます。四の間の使用を記す史料は未発見ですが、補助的な役割を果たす部屋であったと考えられます。

〈大広間〉一の間から四の間の障壁画は、金箔を背景に、巨大な松と鳥を描きます。鳥は、一の間では錦鶏鳥、二の間と三の間では孔雀が描かれます。これらは、いずれも羽色美しい異国の珍鳥で、権力者への献上品でもありました。美しい献上品を描かせることによって、部屋をただ彩るだけではなく、権力を誇示しようとしたと考えられます。他方、四の間の鳥は、勇壮な姿の鷹と鷲が描かれており、一の間から三の間とは異なる趣を持ちます。

調査・研究活動報告

令和７年５月　『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会①〔元京都女子大学教授 柴田純氏・京都大学名誉教授 藤井譲治氏〕※

令和７年５月　元離宮二条城事務所職員向け歴史研修会

令和７年５月　元離宮二条城調査研究業務に関する協議〔京都府立大学教授 藤本仁文氏〕※

令和７年７月　二之丸御殿〈遠侍〉勅使の間特別入室解説会①〔松本直子〕

令和７年７月　『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会②〔柴田純氏・藤井譲治氏〕※

令和７年８月　二之丸御殿〈遠侍〉勅使の間特別入室解説会②〔松本直子〕

令和７年９月　『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会③〔柴田純氏・藤井譲治氏〕※

令和７年９月　寛永行幸四百年祭一年前記念シンポジウム「屏風から見る寛永行幸」登壇、「二条城行幸 絵画と記録」（於京都府公館）〔松本直子〕

令和７年10月　『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会④〔柴田純氏・藤井譲治氏〕※

令和７年11月　国文学研究資料館「二条御番頭内藤豊後守様御下諸入用帳」ほかの調査〔杉谷理沙〕

令和７年11月　東京大学総合図書館南葵文庫「二条御城図」ほかの調査〔杉谷理沙〕

令和７年11月　国立国会図書館（東京本館）「八朔御使之節禁中之図」ほかの調査〔杉谷理沙〕

令和７年12月　『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会⑤〔柴田純氏・藤井譲治氏〕※

令和７年12月　徳川林政史研究所「竹腰山城守殿家ニ所持有之候二条御城御普請之節覚書」ほかの調査〔杉谷理沙〕

令和８年１月　『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会⑥〔柴田純氏・藤井譲治氏〕※

令和８年１月　〈白書院〉四の間特別公開解説会①②〔降矢淳子〕

令和８年１月　寛永行幸関連作品調査（於京都・泉屋博古館）〔松本直子〕

令和８年１月　NHK BS「村雨さんと日本庭園たしなみ巡り 二条城」（令和７年11月収録）〔今江秀史〕

令和８年１月　『研究紀要 元離宮二条城』史料紹介・解説作成に係る教受〔於大東文化大学（板橋）、大東文化大学教授 久住真也氏・今江秀史〕

令和８年２月　『研究紀要 元離宮二条城』収載史料検討会⑦〔柴田純氏・藤井譲治氏〕※

令和８年３月　『研究紀要 元離宮二条城』第５号発行

※今江・杉谷

執筆者等紹介

執筆者

小椋 大輔	京都大学工学研究科教授
貴田 啓子	東京藝術大学大学院美術研究科教授
高林 弘実	京都市立芸術大学美術研究科准教授
髙取 伸光	京都大学工学研究科助教
今江 秀史	京都市文化市民局元離宮二条城事務所調査・研究担当
岡村 知明	京都市文化市民局元離宮二条城事務所保存整備（建造物）担当
杉谷 理沙	京都市文化市民局元離宮二条城事務所調査・研究担当
中野 志保	京都市文化市民局元離宮二条城事務所保存整備（障壁画）担当
降矢 淳子	京都市文化市民局元離宮二条城事務所保存整備（障壁画）担当
松本 直子	京都市文化市民局元離宮二条城事務所保存整備（障壁画）担当

調査・研究指導

小嵜 善通	学校法人 京都成安学園 成安造形大学学長、京都市元離宮二条城保存整備委員会障壁画部会委員
柴田 純	元京都女子大学教授
藤井 譲治	京都大学名誉教授、京都市元離宮二条城保存整備委員会記念物部会委員

編集担当

今江 秀史	京都市文化市民局元離宮二条城事務所調査・研究担当
杉谷 理沙	京都市文化市民局元離宮二条城事務所調査・研究担当

編集後記

各位からのご協力を賜り、『研究紀要　元離宮二条城』第五号が無事刊行にいたりましたこと感謝申し上げます。

約二三〇年ぶりに二条城へやってきた将軍である徳川家茂は、馬が好きなことで有名だったようです（今江論文一一七頁参照）。その短くも激動の人生の中で、馬と触れ合う時間は癒しだったのかもしれません。また、拙稿でも二条在番大番頭による八朔の馬進献をテーマとしたため、それらにちなみ、表紙絵も驢「馬」のいる画を選定しました。

意図したわけではありませんが、奇しくも今年は午年です。本書もなんとか五号まで発行することが出来ましたが、「小馬の朝駆け」となることがないよう、今後も皆様のご助力を願う次第です。

（杉谷理沙）

研究紀要　元離宮二条城　第五号

令和八年三月発行

編集・発行　京都市文化市民局元離宮二条城事務所

〒六〇四―八三〇一
京都府京都市中京区二条通堀川西入二条城町五四一
TEL（〇七五）八四一―〇〇九六　FAX（〇七五）八〇二―六一八一
https://nijo-jocastle.city.kyoto.lg.jp/

印刷・製本　山代印刷株式会社

京都市印刷物　第〇七二一三二号

京都市
CITY OF KYOTO